

令和 8 年度

国の施策及び予算に対する
東京都の提案要求

令和 7 年 6 月



このたび、令和8年度の国の施策及び予算に対し、東京都が現在抱える課題の早急な解決と、施策の確実な実現のため、提案要求をとりまとめました。

大臣及び各府省庁におかれましては、都の提案要求の実現に向けて的確な措置をとられるよう、お願いいたします。

令和7年6月

東京都

目 次

事 項 名	頁
令和8年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（概要）	1
子供政策及び少子化対策に関する要求事項	5
1 地方分権改革	6
1 真の分権型社会の実現（最重点《一部》）	7
2 国境離島の維持保全	16
1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	17
3 行財政改革	20
1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	21
2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	22
3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	24
4 財政上の不合理な措置の是正	26
5 地方法人課税の分割基準の適正化	28
6 新たな国際課税ルールの策定に係る税収の適切な帰属	30
7 マイナンバー制度の拡充等	31
8 国勢調査における調査方法の見直し	34
9 「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し（最重点）	35
10 地方拠点強化税制及び地方創生応援税制の廃止	38
11 個人住民税利子割における税収帰属の在り方【新規】（最重点）	41
12 固定資産税制の改革【新規】	43
13 自治体情報セキュリティクラウドの推進	46
14 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化（最重点）	48
15 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大（最重点）	50
16 LGWAN（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保	53
17 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	54
18 デジタルの力を活用した社会変革へ向けた取組（最重点）	55
19 法人・土地系のベース・レジストリの整備	57
20 地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実（最重点）	59
21 行政手続デジタル化に向けた取組等	62
22 税務行政におけるデジタル化推進	65
4 災害対策	75
1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進（最重点）	76
2 首都直下地震等への備え（最重点）	78
3 災害時における避難者支援の推進【新規】（最重点）	81
4 帰宅困難者対策の推進（最重点）	82
5 緊急地震速報の改善	84
6 地震・津波等に係る観測体制等の強化	87
7 マンション防災の推進（最重点）	89
8 災害医療体制の充実	91
9 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	94
10 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方	97
11 被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置（最重点）	98
12 訪日外国人旅行者等に向けた防災情報等の発信強化	105
13 大規模な噴火時の降灰対策の推進（最重点）	106
14 火山に係る観測・調査研究体制の強化等	109
5 都市整備	114
（1）都市づくり・防災	
1 建築物の耐震化の推進（最重点）	115
2 木造住宅密集地域の改善（最重点）	122
3 総合的な治水対策の推進（最重点《一部》）	129
4 東京港の高潮・地震・津波対策の推進（最重点）	150
5 大規模水害対策の推進（最重点）	151
6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	162
7 ライフライン施設の耐震化などの推進（最重点）	164

事 項 名	頁
8 液状化対策の推進 (最重点)	166
9 羽田空港の液状化対策の推進	167
10 長周期地震動対策の推進	168
11 利水・治水対策の推進等	169
12 下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進 (最重点《一部》)	171
13 水の有効利用の促進	182
14 不法係留船対策の推進 (最重点)	184
15 国際競争力強化に資するまちづくりの推進 (最重点)	186
16 市街地の開発に係る諸事業の推進 (最重点《一部》)	187
17 大都市圏における地籍調査の推進	195
18 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進 (最重点)	196
19 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用 (最重点)	199
20 都営住宅ストックの有効活用	203
21 公営住宅における家賃設定の適正化	206
22 公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分【新規】 (最重点)	208
23 不動産特定共同事業法の業務の適正な運営の確保	209
24 不動産取引のオンライン化・広域化への対応【新規】	211
25 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための財政支援【新規】	212
26 大都市補正の適用地区拡大	214
27 公共事業の起業者による筆界特定申請対象土地の拡大	215
28 公共事業と農地保全を両立するための制度改正	216
29 東京における一体的な都市づくり推進のための仕組みづくり	217
30 首都移転の白紙撤回	219
31 鉄道施設の耐震化の推進	220
32 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	221
33 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充	222
34 住宅セーフティネット制度の改善	225
35 宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子申請等システムの構築及び運用	230
36 建築行政等の手続のデジタル化の推進	232
(2)道路・鉄道	
37 東京外かく環状道路の整備促進 (最重点)	234
38 高速道路網の整備推進及び有効活用等 (最重点《一部》)	237
39 国道等の整備推進 (最重点)	247
40 道路・橋梁事業の推進 (最重点《一部》)	249
41 鉄道駅におけるホームドアの整備促進 (最重点)	268
42 都市鉄道ネットワーク等の強化 (最重点)	270
43 都市高速鉄道整備の充実・強化	276
44 連続立体交差事業の推進 (最重点)	278
45 踏切対策推進のための制度の創設・拡充	280
46 無電柱化事業の推進 (最重点)	281
47 物流対策の推進 (最重点《一部》)	285
48 バス運転士不足の解消等 (最重点)	287
49 バス事業の環境整備の促進	289
(3)基地対策・空港・港湾	
50 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進 (最重点)	291
51 米軍基地対策の推進 (最重点《一部》)	298
52 小笠原航空路の整備促進 (最重点)	307
53 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保 (最重点)	309
54 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進 (最重点)	311
55 港湾物流のD X化の推進【新規】	315
56 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大	318
57 民有港湾施設の適切な維持管理の推進	319
58 島しょ港湾等の整備促進	320
59 東京港の新海面処分場の財源確保	321
60 島しょ港湾等の防災対策の推進 (最重点)	322

事 項 名	頁
6 環境・エネルギー	323
1 エネルギー需給の安定化に向けた対応 (最重点)	324
2 気候変動対策の推進 (最重点《一部》)	328
3 自動車等のゼロエミッション化の推進 (最重点)	346
4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大 (最重点)	352
5 水素社会の実現に向けた取組の加速 (最重点)	360
6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充 (最重点)	372
7 公園整備事業等の推進 (最重点)	374
8 都市再生推進のための国有財産の活用	378
9 国有農地の有効活用に向けた運用の改善 (最重点)	381
10 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	382
11 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化	383
12 熱中症対策の推進 (最重点)	385
13 フロン対策の推進	388
14 道路における環境対策の推進 (最重点)	392
15 微小粒子状物質 (PM2.5) ・光化学オキシダント (O _x) 対策の推進	394
16 有機フッ素化合物対策の推進 (最重点)	397
17 市街地土壤汚染対策の推進	400
18 P C B廃棄物処理の促進	403
19 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実 (最重点)	404
20 東京湾の水質改善対策の促進	407
21 食品ロス削減施策の推進 (最重点)	408
22 ヒアリ等の侵入及び定着防止措置の実施	410
23 プラスチック対策の推進 (最重点)	412
24 学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進	414
25 国立公園の活用 (最重点)	416
26 リチウムイオン電池の適正処理 (最重点)	418
27 持続可能な航空燃料 (S A F) の原料となる廃食用油や廃棄物の活用 (最重点)	420
28 次世代燃料 (バイオ燃料・合成燃料) の普及促進 (最重点)	421
29 コンクリート塊のリサイクル材の利用拡大【新規】	423
30 清掃・リサイクル事業における働き方改革の推進	425
31 L P ガス事業における保安管理の推進	427
32 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化	429
33 狩猟免許更新等における柔軟な対応	431
7 福祉・保健・医療	432
1 子供・子育て施策の推進 (最重点《一部》)	433
2 子供目線に立った政策の推進 (最重点《一部》)	451
3 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実 (最重点《一部》)	461
4 母子保健施策の充実 (最重点《一部》)	477
5 高齢者施策の推進 (最重点《一部》)	480
6 医療保険制度の改革等	502
7 障害者施策の推進 (最重点《一部》)	510
8 生活・雇用に関するセーフティネットの強化	537
9 保健医療施策の推進 (最重点《一部》)	543
10 医療D Xの推進【新規】 (最重点《一部》)	588
11 自殺対策の充実	594
12 ウイルス肝炎対策の強化	595
13 新興・再興感染症対策の充実	597
14 健康危機管理体制の充実	602
15 緊急被ばく医療体制の整備	612

事 項 名	頁
8 生活・産業	613
1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現 (最重点)	614
2 スタートアップ支援の推進 (最重点)	623
3 「つながる東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等 (最重点)	629
4 OpenRoaming対応公衆無線LANの整備促進	632
5 島しょ部における地デジ放送の安定的な視聴	635
6 次世代モビリティの社会実装の推進 (最重点)	636
7 地方消費生活行政に対する財政支援	640
8 靈感商法等による消費者被害の救済の実効化	641
9 旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応	642
10 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実 (最重点)	643
11 文化政策の推進	644
12 MICE推進施策の強化 (最重点)	646
13 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実 (最重点)	648
14 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進	650
15 ベンチャー企業の支援の拡充	653
16 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善 (最重点)	654
17 新規就農者の経営安定への支援	656
18 ライフ・ワーク・バランスの推進 (最重点)	657
19 就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化	663
20 非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化	665
21 障害者の就業支援策の一層の充実 (最重点)	667
22 情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援	670
23 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	671
24 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実 (最重点)	672
25 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進 (最重点)	676
26 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化 (最重点)	679
27 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実 (最重点)	681
28 中小企業の事業承継円滑化のための税制措置及び中小M&A市場における健全な環境整備	682
29 中小企業の人材確保・定着への支援	686
30 中小企業のデジタル化の推進	688
31 高齢者の就業を推進するための支援の充実 (最重点)	689
32 ソーシャルファームの普及	690
33 ハラスメント防止対策の総合的な推進	692
34 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援 (最重点)	694
35 消費生活相談業務のDX化	696
36 家庭におけるインターネット利用環境の確保	697
37 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化 (最重点)	701
38 豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化	702
39 クロマグロの適切な資源管理の推進について	704
40 キンメダイの資源管理の推進に向けた対策の強化	705
41 公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化	707
42 フリーランスが安心して働ける環境の整備に向けた支援の充実	708
9 スポーツ・教育	710
1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進 (最重点《一部》)	711
2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	724
3 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	725
4 私立学校助成の拡充	727
5 高等学校等における授業料の無償化等 (最重点)	729
6 高等教育に係る経済負担の軽減 (最重点)	734
7 学校給食費の無償化 (最重点)	736
8 公立学校の教職員定数の充実	738
9 特別支援学校の養護教諭等の定数改善	742
10 いじめ問題等に対する取組の充実	743
11 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の運用等	746

事 項 名		頁
	12 教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の拡充等 (最重点)	747
	13 学校における働き方改革の実現 (最重点)	750
	14 児童ポルノの自画撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	752
	15 学校施設の空調設備整備に対する支援 (最重点)	754
	16 外国につながるのある子供に対する教育の充実	756
	17 教育のデジタル化の推進に向けた支援 (最重点)	759
	18 高等学校における教育のあり方について【新規】 (最重点)	766
	19 教科書事務における効率化	768
	20 教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築	770
	21 著作権法改正に伴う図書館資料の公衆送信への支援	772
	10 治安対策	773
	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化 (最重点《一部》)	774
	2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化 (最重点)	778
	3 総合的な治安対策の充実・強化 (最重点《一部》)	780
	4 再犯防止施策の充実	794
	5 犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	796
	6 国民保護事案に関する普及・支援の推進 (最重点)	799
	7 ミサイル攻撃に関する対策の推進 (最重点)	801
参 考	1 府省庁別提案要求事項一覧	803
	2 所管局別提案要求事項一覧	809

※1 「新規」は、重点事項に新たに追加されたもののことである。

※2 最重点《一部》は、内容の一部を最重点事項とするもののことである。

令和8年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（概要）

最 重 点 事 項

1	ダイバーシティ ① 子育て、働き方、くらし方 ○ 子供・子育て施策の推進 大都市のニーズに柔軟に対応した認証保育所への十分な財政支援 0歳から2歳児の住民税課税世帯の保育料無償化を実現 男性の育児休業取得促進に向けた機運醸成・取組の支援 育児休業給付金の給付率引き上げ ○ 高等学校等における授業料の無償化等、高等教育に係る経済負担の軽減 子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができるよう、高等学校等の授業料無償化を国の責任と財源において実現 高等教育の修学支援新制度について授業料等減免や給付型奨学金の支援対象の拡大・給付額の引上げ等による授業料の無償化 高等教育の貸与型奨学金の支援対象拡大や返還支援の充実等を含めた若者・子育て世代の実情を踏まえた支援 ○ 学校給食費の無償化 子供たちの健全な成長を支える学校給食費の無償化を国の責任と財源において実現 ○ 母子保健施策の充実 先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大と自治体負担が発生しないための安定的かつ十分な財政措置 ○ 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策充実、男女間の賃金差異解消に向けた施策の実施 いわゆる「年取の壁」に関連した正確な理解の促進や企業の自主的な取組の支援、制度の見直し ○ ライフ・ワーク・バランスの推進 柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正 育児・介護休業法に基づき事業主が講ずる措置にテレワークが追加されることに関する企業への周知 サードプレイスとしてのサテライトオフィス勤務やワーケーション勤務の促進 ② 長寿、保健医療 ○ 高齢者の就業を推進するための支援の充実 高齢者に向けた就業支援の一層の充実と、企業における高齢者雇用への理解と受入環境の整備を促進 ○ 高齢者施策の推進 物件費や賃借料等の地域差について、東京の実態に合わせ、適切に介護報酬へ反映 現下の物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるような仕組みの構築 介護支援専門員の安定的な確保に向け、業務の専門性に見合った給与となるよう処遇の改善を図ること 認知症施策の総合的な推進に向けた財源の確保と、地域の実情に応じた取組を実現するための必要な措置を実施 ○ 保健医療施策の推進 地域医療確保のための支援策の実施、光熱水費や食材料費等の高騰の影響を踏まえた診療報酬の見直し、 大都市の地域特性に配慮した診療報酬制度の改善 ○ 障害者の就業支援策の一層の充実 障害者雇用促進に向けた企業への周知・事業者への支援、雇用率制度における対象障害者の範囲拡大 ③ 教育、人材育成・確保 ○ 新たな教育のあり方、グローバルに活躍できる人材育成の取組強化 柔軟かつ個別最適な学びを展開できる学習指導要領の改訂、デジタルとリアルを適切に組み合わせた教育の実現 23区内の大学における定員増を抑制する規制の早期撤廃 初等・中等教育段階も含めたアントレプレナーシップ教育の実施 高度金融専門人材や高度金融専門人材を支えるデータサイエンティスト等の育成への取組強化 ○ 子供目線に立った政策の推進 フリースクール等の学校外における学び・居場所について、国として必要な支援策の構築や保護者へのサポートの充実 ○ 学校における働き方改革の実現 「教員の働き方改革」は全国共通の本質的な課題であり、地方へ負担を転嫁することなく、 国の責任において、全ての自治体に対して確実に財源を措置 ○ バス運転士不足の解消等 バスの運転士不足などの課題解決に向け、バス事業者の主体的な経営努力を促し、就業につながる環境整備や 機運醸成、運転士の負担軽減などに向けた支援の充実 ○ 介護人材の確保・育成に向けた取組の推進 介護人材の確保・育成・定着を図ることができる介護報酬とすること
2	スマート シティ ① スタートアップ、国際金融・経済都市 ○ スタートアップ支援の推進 「Tokyo Innovation Base」における都及びTIBに参画する関係者と連携した支援プログラム等の展開・推進 スタートアップの更なる参加拡大に向けた公共調達の仕組みの構築 海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備の推進 ○ 国際金融・経済都市へアジアのイノベーション・金融ハブの実現 国内資産運用業の活性化や社会課題の解決に向けた投資の加速に資する措置の実施 国内企業の英文IR情報開示拡大へ向けた措置の実施 特区におけるインターナショナルスクールの整備等に対する税制優遇措置等の拡充 日本の投資環境の整備が進んでいることに関する海外プロモーションの強化

② DX

○ デジタルの力を活用した社会変革へ向けた取組

ベース・レジストリを整備するとともに、官民での活用や最新状態の維持、更なる活用の好循環を国主導で実現
ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップ等を進めるための基盤構築、データ連携のための法的根拠等の整備
デジタル人材の輩出、確保・育成策について、都と連携した取組の実施

○ 地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実

目標達成に向けたロードマップ明確化、運用経費削減の具体的方策の実施や全ての自治体に必要な財政措置

○ 医療DXの推進

電子カルテシステムの導入や医療機関におけるデジタル環境の整備に向けた支援策の早期構築と財源確保

③ 産業を支える都市基盤の整備

○ 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進

羽田空港の機能強化・国際化に向け、空港容量拡大に向けた方策の検討
ビジネスジェットに係る発着枠や駐機スポットの効率的な活用や駐機スポットの増設などの一層の受入体制強化
羽田空港における事故防止に向けた、更なる安全・安心対策の早期実施

○ 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保

離島航空路線維持存続に向けた補助制度の見直し・財源確保

○ 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進

中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の事業完了に向けた財源措置等

○ 高速道路網の整備推進及び有効活用等

高速晴海線の整備推進や新京橋連結路の整備に当たり、過大な負担とならないような財源の措置
外環や圏央道の未開通区間の早期かつ確実な整備、圏央道の4車線化
ETC専用化の計画的な推進と本線料金所撤廃の早期実現

○ 次世代モビリティの社会実装の推進

L4自動運転車両の着実な社会実装に向けた一層の技術・初期投資支援、社会受容性を高める分かりやすい情報発信
空飛ぶクルマの型式証明やパーティポート整備条件など諸制度の構築、社会受容性の向上や社会実装に向けた
プロジェクトへの支援

○ 都市鉄道ネットワーク等の強化

交通政策審議会答申で「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線[※]の整備促進

※羽田空港アクセス線、新空港線（蒲蒲線）、臨海地下鉄、東京8号線（有楽町線）、品川地下鉄（南北線）、
東京12号線（大江戸線）、多摩都市モノレール（箱根ヶ崎方面・町田方面）

東京8号線や多摩都市モノレール（箱根ヶ崎方面）の延伸等について、事業の進捗に合わせて必要となる十分な財源の確保
臨海地下鉄については、早期事業化に向けた取組への協力や財源の確保など、必要な措置の実施
JR中央線複々線化などの事業化に向けて、国の支援も含めた新しい整備の仕組みづくりの検討

○ 鉄道駅におけるホームドアの整備促進

都設置の協議会への参画等を通じた技術開発や基準改正等の支援と、鉄道事業者の整備に必要な財源の確保等

○ インフラ施設の計画的な維持管理の推進

下水道管路の全国特別重点調査に基づく改築や下水道施設の老朽化対策に係る財源確保
道路の地下埋設物を起因とした陥没事故の未然防止等を目的とした調査に係る計画策定等に必要な財源を
確保するための制度の拡充や創設

○ 物流対策の推進

物流業界の課題解決に向けた再配達削減や共同輸配送、荷さばきスペースの確保等物流効率化に向けた取組の実施

○ 公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分

都営住宅建替事業等の推進に必要な財源として、国の責任における国費の確実な措置

○ 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用

適切に管理されていない空き家への対策に加えて、空き家を地域資源と捉え、利活用を促す施策の拡充

○ マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進

新築マンションの管理計画認定制度において、「均等積立方式」や「段階増額積立方式における適切な引上げの
考え方」を認定要件とすること
管理不全兆候マンションの管理組合が外部専門家の知見を活用し改善に取り組んだ場合のインセンティブ付与
地域の実情に応じて各自治体がマンションの長寿命化に取り組めるよう、補助制度の構築など財政措置の実施

④ 産業・生活への支援

○ 都市部の特性や物価高騰を踏まえた対策

中小企業に対し、生産性向上や賃上げへの後押しなどを含む既存の経済対策の継続・拡充など更なる支援の充実
原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実
大都市の地域特性や光熱水費や食料料費等の高騰の影響等を踏まえた診療報酬の見直し
現下の物価高騰の影響等も踏まえ、保育サービスや社会的養護の質が低下することのないよう必要な財源の措置や
障害福祉サービス事業者、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるような仕組みの構築

⑤ 東京グリーンビズの推進

○ 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充

樹林地等について、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置

○ 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善

都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税財制措置

○ 公園整備事業等の推進

公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源確保及び制度拡充

○ 道路・橋梁事業の推進

街路樹の充実について、都市の美しい景観と緑陰を確保するため、国道における一層の維持管理の充実

○ 総合的な治水対策の推進

グリーンインフラの導入も含めて流域貯留浸透事業の推進に必要な財源確保、国費率の引上げ、制度拡充

3	セーフ シティ ① サステナブルな社会づくり ○ エネルギー需給の安定化に向けた対応 エネルギーの安定確保と脱炭素の取組を両面から推進するため、省エネ対策や再エネの導入、水素の需要創出や供給拡大などの取組の早期具体化、必要な支援の実施 データセンターの建設など大幅な電力需要の増加を見据えた需給構造の変化に対する速やかな対策 エネルギーの安定供給の確保に向けた対策の実施 ○ 気候変動対策の推進 2050年ネット・ゼロの実現に向け、新たに設定した2035年及び2040年の温室効果ガス排出量削減目標実現に向け、実効性のある具体的な施策を早期に示すこと 新築建築物への太陽光発電設備導入の更なる拡大に向けた環境整備、導入義務化への取組推進 東京港における水素活用を含む脱炭素化の推進や次世代型荷役機械導入費用の支援、ガイドライン・運用マニュアルの提示 ○ 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大 2040年の再生可能エネルギー割合4～5割の水準を超える方針に沿った取組の最大限加速 再生可能エネルギーの利用拡大に向けたグリーン水素や大型蓄電池等の活用を含む電力系統の運用改善・強化整備 次世代型ソーラーセルの実装に向け、関係法令・規格の整備や、支援制度の強化等を積極的に推進 安定的かつ人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向け、人権デュー・ディリジェンスに関する法制化を推進 ○ 自動車等のゼロエミッション化の推進 ZEV購入時の補助拡充、新たな優遇制度創設や、規制的手法の導入など、積極的な政策展開 電動バイクの普及に向けた導入目標設定 ZEVのエネルギー供給インフラ整備に向けた、充電設備の設置促進に必要な措置や、急速充電施設の更なる拡充 ○ 水素社会の実現に向けた取組の加速 水素基本戦略及び水素社会推進法を踏まえ、早期の水素エネルギーの実装化や水素社会実現のための規制緩和や支援策の実施 大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けたインフラ整備等の取組や技術開発への支援 グリーン水素普及に向け、法令等の規制緩和、技術開発の推進、財政支援の継続、他団体との連携促進等の実施 水素利活用を推進するため、ZEVシフトへのインセンティブ付与や鉄道分野における関連法令の早期一元化 水素ステーションの整備促進に向けた規制の合理化・適正化、整備・運営に対する財政支援の継続・拡充 ○ 次世代燃料（バイオ燃料・合成燃料）の普及促進 バイオ燃料の普及拡大に向け製造や調達に係るコスト支援や、既存燃料とSAFとの価格差に係る財政補填、合成燃料の製造及び早期商用化に向けた支援の実施 ○ 廃棄物の適正処理と活用 リチウムイオン電池の適正処理や持続可能な航空燃料（SAF）の原料となる廃棄物の活用 ○ 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化 中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化 J-クレジットの創出に向けた支援や海外クレジットを含むカーボンクレジットの取引活性化の推進 ○ 道路における環境対策の推進 二酸化炭素排出量の削減に寄与する低炭素アスファルトの利用促進に向けた環境整備 ② 首都東京の強靱化 ○ TOKYO強靱化プロジェクトの推進 「TOKYO強靱化プロジェクト」の推進に向けた財源確保や制度の拡充・創設 インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組の強化 ○ 首都直下地震等への備え 首都中枢機能継続のための首都圏内における代替機能の確保・強化及び発災時の活用の推進 ○ 無電柱化事業の推進 包括委託など多様な発注方式の制度構築、DX活用の基準類策定、低コスト手法に関する規制緩和等の改善 無電柱化推進に不可欠であるコスト低減等を図り、開発行為において電柱新設を抑制する方策の検討 ○ 木造住宅密集地域の改善 木密地域の不燃化に向けた建替え、無電柱化促進等防災都市づくりに資する事業への財源の確保等 木造住宅密集地域において、延焼遮断帯や公園整備を推進するために必要な財源の確保等 ○ 建築物の耐震化の推進 住宅の耐震改修における減税措置の一定期間の延長・対象建築物の拡大 ○ 液状化対策の推進 宅地液状化防止事業の費用助成に係る対象の拡大及び要件の緩和 ○ 「つながる東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等 発災時にも安定した通信の確保に向け、区市町村本庁舎等における携帯電話基地局の強靱化を国の責任で確実に実施 ○ ライフライン施設の耐震化などの推進 光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築 ○ マンション防災の推進 マンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや災害時の地域との連携等の重要性に関する普及啓発の取組 管理計画認定制度の防災面への早期拡充や防災対策についての財政支援 ○ 災害時における避難者支援の推進 避難所環境・運営の向上や在宅避難者等の支援、トイレ環境の確保に資する取組に対する一層の財政支援 災害時における建築物の安全確認を早期かつ簡便に行えるよう、在宅避難を選択する際の判断基準の明確化
---	--

	○ 被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置 住家被害認定の判定方法の徹底した簡略化や判定基準の抜本的な見直し 救出救助活動の妨げとなる倒壊家屋等の除去等に当たり、その判断基準や範囲を明確化 復旧・復興に支障を来す場合、所有者の申請によらず公費解体・撤去ができるような制度への見直し 国・地方公共団体の一体的な防災対策実現に寄与するデータフォーマットの統一などの基準・環境整備の実施 国主導による非地上系ネットワークの構築を推進し、災害時の情報伝達手段の多様化・立体化のための取組を早急に実施 ○ 総合的な治水対策の推進、道路・橋梁事業の推進 国土強靱化実施中期計画にて必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保 都市型水害対策の推進や環状七号線地下広域調節池等の大規模事業に必要な財源の確保と確実な配分 ○ 大規模水害対策の推進 広域避難手段の確保や誘導など大規模水害対策の推進 低地部において、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を実施 ○ 東京港の高潮・地震・津波対策の推進 新砂水門などの耐震性強化や京浜運河沿いの防潮堤の嵩上げなどを強力・早急に講じるための財源確保 ○ 大規模な噴火時の降灰対策の推進 火山灰の最終処分の方針の整備や避難等に関する指針提示、降灰の都市基盤への影響に関する調査研究・対策の検討 ○ ミサイル攻撃に関する対策の推進 避難施設（シェルター）の整備に関する財政措置など、国主体の実効性のある避難施設確保策の推進等 ③ 治安・防犯対策 テロをはじめとする諸外国からの脅威等への効果的対処 犯行ツール対策に係る各種事業者に対する指導監督強化等による特殊詐欺の被害防止に向けた対策強化 子供・女性等を犯罪から守るため、各種広報啓発活動の推進
4	地方分権改革の推進 ○ 真の分権型社会の実現 地方税財政制度の抜本的改革の推進 地方分権に資する地方税体系の構築 必要な地方交付税総額の確保 国庫補助金等に係る超過負担の解消 ○ 「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し 「ふるさと納税」について、廃止を含めた制度の抜本的な見直し 「ワンストップ特例」制度を廃止し、それまでの間の税収減分について財源を措置 ○ 個人住民税利子割における税収帰属の在り方 個人住民税は、地域社会の会費的な性格を有することや受益と負担の原則を踏まえ、住所地課税が原則 デジタル技術等の活用により、住所地課税の実現に向けて検討

子供政策及び少子化対策に関する要求事項について

1 子供政策及び少子化対策について

子供は大いなる可能性を秘めた、かけがえのない存在である。一方で、一貫して増加を続ける不登校の児童・生徒をはじめ、いじめの認知件数の増加、深刻化する児童虐待など、子供を取り巻く環境は一層厳しさを増している。これら山積する課題に対しては、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供一人ひとりに寄り添うきめ細かな政策を展開し、社会全体で子供へのサポートを強化することが重要である。そのため、地方公共団体が地域の実情を踏まえた施策を推進できるよう、国による支援が不可欠である。

また、日本の少子化は予想をはるかに超える速さで進行している。令和6年の出生数（概数）は、9年連続の減少で68.6万人となり、令和4年に出生数が80万人を割り込んでから、わずか2年で統計開始以来初めて70万人を下回ることとなった。少子化の要因は複合的であり、何か一つの手立てを講じれば解決するものではない。多様な価値観や考え方を尊重しながら、社会全体で少子化対策を推進し、望む人が安心して子供を産み育てることができる社会を実現するためには、国としてより踏み込んだ対策の充実と迅速な対応が不可欠である。そのため、以下の事項を要求する。

2 要求事項

項目番号	要求事項	対応頁
1	いじめ対策	-
	いじめ問題等に対する取組の充実	743
2	不登校児童・生徒対応	-
	教育支援センターの機能強化、学びの多様な学校の拡充等	747
3	児童虐待防止対策	-
	児童相談体制の一貫した充実強化	461
	児童に関する相談支援機能の強化	467
4	医療支援	-
	がん対策の充実	561
	小児救急医療体制の整備	575
5	貧困対策	-
	ひとり親家庭の自立支援策の推進	474
	生活困窮者自立支援制度の充実	537
6	子供の笑顔につながる「遊び」の推進	-
	子供の「遊び」の環境整備	454
7	障害児への支援	-
	障害者・障害児の支援に関する法制度	510
	障害福祉サービス基盤整備	515
	障害者の地域生活の実現のための報酬の改善	519
	特別支援学校の養護教諭等の定数改善	742
8	社会的養育	-
	社会的養育推進計画に基づく取組の促進のための対応	465
	社会的養護施策の充実	469
9	子供の性被害防止	-
	民間事業者による日本版D B Sの活用	459
	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の運用等	746
	児童ポルノの自撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	752
	子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化	786
10	子供を事故から守る環境づくり	-
	子供の事故予防の推進	458
11	多様な学びの機会の創出	-
	学校外における多様な学び・居場所への支援	451
	アントレプレナーシップ教育の推進	628
	文化政策の推進	644
	教育のデジタル化の推進に向けた支援	759
12	外国につながるのある子供に対する教育の充実	-
	日本語指導が必要な児童・生徒への指導体制の構築	756
	教員以外の人材の活用への支援	757
	日本語指導が必要な児童・生徒に向けた指導用教材の開発・作成	757
	外国人の子供の就学促進に対する支援	758
	日本語指導が必要な児童・生徒の実態の把握	758
13	子供の未来を育む「体験活動」の推進	-
	学校内外における多様な体験活動創出への支援	453
14	子供一人ひとりに寄り添い可能性を広げるDXの促進	-
	デジタルの力を活用した子供政策の推進	460
15	ライフステージを通じた切れ目ない子育て支援	-
	子育て	-
	子供・子育て支援における施策の充実	433
	多様な保育ニーズに対応するための支援の充実	440
	多様な保育サービスの充実	442
	学童クラブの設置促進	447
	未就園児の定期的な預かり制度の構築	456
	幼児教育・保育の充実	457
	先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大	477
	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	478
	5歳児健康診査の推進	479
	医療保険制度の拡充	502
	国民健康保険制度の見直し等	503
	子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	725
	教育	-
	高等学校等就学支援金制度の見直しによる授業料無償化の実現	729
	私立高等学校等の授業料の無償化等	731
	高等教育に係る経済負担の軽減	734
	学校給食費の無償化	736
	高等学校における教育のあり方について	766
	公立学校の教職員定数の充実	738
	就労環境・職場環境	-
	公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大	50
	企業が取り組む次世代育成支援の推進	448
	働き方改革の推進	657
	テレワークの推進	660
	非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化	665
	職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策	672
	いわゆる「年収の壁」等への対応	674
	フリーランスが安心して働ける環境の整備に向けた支援の充実	708
	若者の社会的自立を支援する施策の拡充	724

1. 地方分権改革

1 真の分権型社会の実現

1 地方分権改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 政策企画局・総務局・財務局・主税局)

- (1) 「2050 東京戦略」の実現に向けて改革を推し進めることができるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- (2) 地方分権改革の更なる推進のために、「提案募集方式」の制度の見直しを行うこと。
- (3) 権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲すること。

<現状・課題>

地方分権改革は、地域の実情に応じ、地方自治体が自らの判断と責任において、自主的・自立的な行財政運営を行い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することにより、都民生活の向上を図るものである。

これまで二次にわたる地方分権改革において、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しが行われ、平成 26 年度から導入されている「提案募集方式」においても、地方からの提案に対する国の対応方針が示され、累次の地方分権一括法等が施行されるなど、地方分権改革は一定の進展を見せている。

しかし、依然として、地方自治体が条例で定める基準の内容を国が法令で拘束する「従うべき基準」が存在していることに加え、「提案募集方式」についての問題点も明らかになってきている。

また、権限に見合った財源が不可欠であるにもかかわらず、国と地方の税收比率が歳出比率に見合ったものになっていないといった問題もある。

<具体的要求内容>

- (1) すべての「人」が輝き、一人ひとりが幸せを実感できるような「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」の実現に向けて、前例にとらわれることなく、時代の先を見据えた取組を、自らの判断と責任により主体的に推進できるよう、国からの権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

- (2) 「提案募集方式」については、第四次地方分権一括法の附帯決議も踏まえ、地方からの提案を尊重し、政府全体でその実現に向けた取組を強力に推進すること。

提案の検討に当たっては、支障事例の有無にかかわらず、課題発生 of 未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用しやすい

ものとなるよう、継続的に制度の見直しを図っていくこと。あわせて、過去に実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

また、法改正に伴う政省令の整備に当たっては、条例制定等に必要な期間を確実に確保できるよう、法の成立後、速やかに行うこと。

(3) 権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲すること。

法律に基づく基礎自治体への権限移譲に当たっては、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全ての区市町村に対し、必要な財源を確実に措置すること。

参 考

○三次にわたる一括法（第一次から第三次地方分権一括法まで）の附則の規定における記述（抜粋）

国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○第四次地方分権一括法の附帯決議（抜粋）

今後における改革の推進の手法として「提案募集方式」を導入するに当たっては、地方公共団体からの積極的な提案が行われるよう体制を整えるとともに、地方公共団体からの提案を尊重し、その実現に向けた取組を強力に推進すること。

また、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲を希望する提案等であっても、地方公共団体の間で制度が異なることにより住民に不利益が生じないよう留意しつつ、その実現に努めること。

2 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・政策企画局・主税局)

- (1) 都市の財源を狙い撃ちするのではなく、地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 消費税込の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を早急に構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で6対4であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は4対6と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転している。

これまで国は、こうした状況を見直すことなく、都市と地方の財政力格差を理由に、累次にわたり不合理な税制度の見直しを行い、地方法人二税の国税化等を進めてきた。

こうした中、令和7年5月27日に財政制度等審議会が取りまとめた建議では、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築が重要である旨の記載がなされている。

地方法人二税の国税化は、地方自治体の自主財源を縮小する措置であり、地方分権の理念に逆行するものである。もとより、地方税収に地方交付税などを加えた人口一人当たりの一般財源額で見れば、東京都は全国平均と同水準であり是正すべき偏在はない。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体が各々の個性や強みを発揮し自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、国から地方への権限移譲を進めるとともに、果たすべき役割と権限に見合った財源を一体として確保することが重要である。

このため、今必要なことは、地方間で限られた財源を奪い合うのではなく、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、地方税財政制度の抜本的な改革であり、その実現に向けて本腰を入れて取り組むべきである。

また、地方税収の安定的な確保という視点から、消費税込の国と地方の配分割合の見直しについて検討するなど、地方の将来にわたる安定的な自治体運営を可能とするため、本質的な議論を進めていくことが必要である。

さらに、これらと併せ、財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度

の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むことが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

- (1) 都市の財源を狙い撃ちにした地方法人課税の不合理的な見直し等は、地方分権に反するものである。地方間で限られた財源を奪い合うのではなく、地方が果たすべき役割と権限に見合うよう、日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な改革に取り組み、国・地方間の税財源の配分の見直しを行うこと。
- (2) 消費税込の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を早急に構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。
- (3) 財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、地方交付税の法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むこと。

3 地方分権に資する国庫補助負担金改革の実現

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)

(都所管局 財務局・政策企画局)

- (1) 国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すること。
- (2) 国庫補助負担金改革を地方分権に資する地方税財源の拡充につながるものとするため、地方と本質的な議論を行うこと。

<現状・課題>

地方分権改革の推進に当たっては、地方の自由裁量を拡大し、国庫補助金など国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税を拡充する方向で検討をすべきである。このためには、まず、国と地方の役割を見直した上で、国の関与の必要のない事務に係る国庫補助負担金については原則として廃止し、権限の移譲と併せて必要な財源が確実に措置されなければならない。

国庫補助負担金改革を真の地方分権に資するものとするため、地方の取組をその実情を踏まえないまま一律に評価すべきではなく、制度設計等に当たっては、国は地方と十分に議論を尽くすべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すること。
- (2) 国庫補助負担金改革を真の地方分権に資する地方税財源の拡充につながるものとするため、地方と本質的な議論を行うこと。

4 国直轄事業負担金の更なる改革

(提案要求先 総務省・財務省・国土交通省)
(都所管局 政策企画局・財務局・建設局・港湾局)

- (1) 計画段階から地方自治体の意見を十分反映できる事前協議を法制化すること。
- (2) 地方分権の観点から、国直轄事業の範囲について見直しを行い、地方が担うことができる事業は財源とともに地方へ移管すること。
- (3) 地方自治体に負担金を返還する仕組みの構築を検討すること。

<現状・課題>

都は建設に関する負担金については、適切なものは負担していく用意がある。しかし、直轄事業負担金制度については、国と地方の役割分担に応じた国直轄事業の範囲の見直しや事前協議の法制化、返還の仕組みの検討などが実現していない状況である。

<具体的要求内容>

- (1) 事業の検討に当たっては、計画段階から地方自治体の意見を十分反映できるよう協議を行う仕組みを担保するために、事前協議の法制化を行うこと。
- (2) 地方が地域の課題に主体的に対応できるよう、国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべきものに限定し、地方が担うことができる事業については財源とともに地方へ移管すること。
- (3) 国庫補助金においては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき国に返還する仕組みがある。こうした仕組みを参考に、直轄事業負担金を財源とする国の直轄事業においても国に不適切な支出等があった場合には、負担した地方自治体に返還する仕組みを検討すること。

5 大学の定員増抑制の見直しなど地方創生に資する施策の推進

【最重点】

(提案要求先 内閣官房・文部科学省)
(都所管局 政策企画局)

- (1) 真の地方創生の実現のため、地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 「東京 23 区の大学における定員増の抑制」を早期に撤廃すること。
- (3) 「高度なデジタル人材」に係る限定的な措置の撤廃はもとより、特に「脱炭素や科学技術・イノベーション、スタートアップ等の成長分野」は、先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が全国で活躍できる環境を整備すること。
- (4) 補助金制度等を使いやすいものとするなど、大学の研究者が研究活動に注力できる環境を整えること。

<現状・課題>

国は、地方創生を名目として、東京 23 区の大学における定員増を抑制する規制（以下「本規制」という。）を含む「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」を平成 30 年 5 月に制定し、同年 10 月に本規制を施行した。

地方創生の重要性に異論はないが、真の地方創生を実現するためには、地方への人の流れを無理につくることなく、各地方がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。そのためには、東京都を含む全ての地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、国から地方への権限とそれに見合った税財源の移譲を進め、地方の権限等の拡充を図るべきである。

こうした中、本規制は、場所だけを理由に、次代を担う人材の育成やイノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学に対して制限を課し、学生の選択や大学経営の自由を縛るものであり、学生の学びと成長の機会を奪うのみならず、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、大学ひいては我が国の国際競争力を低下させることにつながりかねない。

平成 14 年に工場等制限法が廃止されてから本規制が検討されるまでの間、東京の学生数は増加しているが、この増加は、東京近郊の学生によるものであり、地方から東京への進学者が増加している事実はない。また、地方学生の進学先は、東京以外にも広がりを見せており、こうした傾向は、今日に至るまで継続している。したがって、本規制は導入時点から合理性が乏しい制度であり、オンラインを活用した柔軟な学びの浸透など、現下の社会情勢の変化を踏まえると、一層合理性を欠くに至っていると言わざるを得ない。

そのため、都は、規制の導入が検討されていた当時から明確に反対を表明し、法成立後も、国に対して繰り返し早期撤廃を要望してきた。

令和 4 年度に開催された国の有識者会議に合わせて、都は、これまでの早期撤廃に加え、特に人材の育成が急務となっている「デジタル分野などの先端分野」については先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が、日本全国で活躍できる環境を整備するよう求めてきた。しかし、同会議では、「高度なデジタル人材については、本規制の限定的な例外措置を講ずることを検討すべき」との方向性が示されたものの、対象が特定の分野に限られるなど不十分な内容であった。

令和 5 年 6 月には改正省令が公布・施行され、「高度なデジタル人材」について、一定の要件を満たすものに限り、23 区内でも定員増が可能となったものの、7 年以内に大学の定員を増加前に戻すことを前提とした限定的な措置となっている。社会経済情勢の変化が激しい今日において、時代の要請に応えた人材を迅速・柔軟に育成していくためには、「高度なデジタル人材」に係る限定的な措置を撤廃するとともに、「脱炭素や科学技術・イノベーション、スタートアップ等の成長分野」についても先行して規制を撤廃し、直ちに 23 区の大学を含む日本全体で総力を挙げて人材の育成を加速していく必要がある。

また、本規制の撤廃とともに、大学自体の機能強化も重要である。国は成長戦略において科学技術・イノベーションを一丁目一番地に掲げ、大学改革や研究力強化等に取り組んでいるが、これらをより効果的に実施し、大学の国際競争力を確保・強化するためには、研究活動における補助金申請等にかかる事務負担を減らし、研究者が研究活動に注力できる環境を整えることが不可欠である。

こうしたことから、以下のとおり要望する。

< 具体的要求内容 >

- (1) 真の地方創生の実現のため、東京都を含む全ての地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 日本全体の持続的な発展の妨げとなる本規制を、早期に撤廃すること。
- (3) 「高度なデジタル人材」に係る限定的な措置の撤廃はもとより、特に我が国の持続的な発展に不可欠な「脱炭素や科学技術・イノベーション、スタートアップ等の成長分野」は、先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が全国で活躍できる環境を整備すること。
- (4) 補助金制度等を使いやすいものとするなど、大学の研究者が研究活動に注力できる環境を整えること。

6 国庫補助金等に係る超過負担の解消【最重点】

(提案要求先 総務省・財務省・国土交通省)
(都所管局 財務局・住宅政策本部)

国庫補助金等について、事業実施における必要額を確実に措置し、地方自治体の超過負担を解消すること。

<現状・課題>

国と地方の適正な財政秩序を確立するためには、経費の負担区分を明確化し、適正な財源措置が行われることが必要である。

こうした観点から、地方財政法第 18 条では、「国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ十分な金額を基礎として、これを算定しなければならない」と規定している。

一方、現在、道路、港湾、公営住宅、上下水道などの社会資本ストックの維持・更新や都市強靱化などに対する経費は上昇傾向にあり、地方財政における課題となっている。ナショナルミニマムの維持や日本経済全体の活性化を図るため、国と地方が連携して投資を進めていく必要がある。

しかし、国の補助金等は、都（一部区市町村分を含む）の必要額に対して大きく不足しており、超過負担が生じている。

例えば、令和 6 年度における都（一部区市町村分を含む）の必要額に対する配分額は、都営住宅建替事業等経費で約 6 割にとどまるなど、適正な経費負担となっていない。

<具体的要求内容>

国庫補助金等について、地方の実態を十分に踏まえた上で、事業実施における必要額を確実に措置し、地方自治体の超過負担を解消すること。

2. 国境離島の維持・保全

1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための 国境離島の維持・保全

(提案要求先 内閣官房・内閣府・総務省・外務省・文部科学省・水産庁・
経済産業省・国土交通省・気象庁・環境省)
(都所管局 総務局)

南鳥島近海におけるレアアース泥を含む海洋鉱物資源の調査・開発の推進や、尖閣諸島の戦略的な活用など、我が国の排他的経済水域等の根拠となる沖ノ鳥島や南鳥島をはじめとする国境離島の維持・保全により、海洋国家としての我が国の地位を堅持すること。

<現状・課題>

我が国は世界第6位となる広大な領海・排他的経済水域や大陸棚を有する。豊富な水産資源や多様なエネルギー・鉱物資源を有する海洋は、我が国の活力や富の源であり、生じる利益は、都民はもとより、全ての国民に及ぶ。国は、平成27年6月に「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を改正したが、排他的経済水域等の權益を確保し、海洋国家としての我が国の地位を堅持するためには、いわゆる国境離島が極めて重要な役割を担っており、その重要性について、今後も普及・啓発を行い、理解を深めるとともに、周辺海域の警備体制強化も含めて、島々を適切に維持・保全していくことが必要である。

伊豆諸島や小笠原諸島を所管する都は、沖ノ鳥島等の国境離島の利活用を図るなどにより、我が国のおよそ4割を占める排他的経済水域や大陸棚の保全に資する取組を推し進めてきた。

こうした中、平成24年に南鳥島近海において確認された高濃度のレアアースを含む泥には、ハイテク産業に不可欠ながら世界的生産量の少ない重レアアースが多く含有されることから、産業など東京が持つ都市力や都民生活の維持発展にとって重要である。国は、平成25年度から、第2期海洋基本計画に基づき資源量調査及び技術分野の調査・研究に取り組み、平成28年7月に資源ポテンシャル評価として取りまとめたところであるが、引き続き南鳥島近海のレアアース泥を含む海洋鉱物資源の調査を効率的かつ効果的に実施し、開発に向けた取組を進めていくことが必要である。

また、沖ノ鳥島については、国として老朽化した観測拠点施設の更新や観測所基盤の船着き場の災害復旧を令和2年度に完了させるなど、島の適切な保全に取り組んでいるところであるが、沖ノ鳥島周辺の排他的経済水域内において、中国海洋調査船が我が国の事前の同意なく活動を行っており、引き続き、監視警戒の徹底が必要である。

尖閣諸島も、排他的経済水域等の權益確保を図る上で極めて重要な国境離島である。平成24年、都はこの島々を公有化して所有を安定させた上で、その活用を

図ろうとし、これに賛同する約 10 万 4 千の方々から 14 億円を超える寄附金が寄せられた。その後、島々は国の所有となり、その活用は国において行われるべきものであることから、都は、寄せられた志を国による島々の活用に資する取組のための資金として託せるよう、平成 25 年 3 月に尖閣諸島活用基金を設置した。

都は、平成 24 年 9 月に洋上から現地調査を行い、自然環境の保全や地元自治体が強く要望する漁業者のための施設等の設置などの必要性を確認した。

平成 24 年以降、中国公船は接続水域への入域や領海侵入を繰り返しており、令和 6 年には、接続水域で中国公船の航行が確認された日数が過去最多の 355 日となるなど、その動きは活発化している。国は、多くの方々の貴重な志を受け止め、尖閣諸島の早期活用を図る必要がある。

さらには、その他の国境離島についてもその維持・保全に万全の備えを講じることが必要である。

< 具体的要求内容 >

(1) 国境離島に関する維持・保全策の推進

- ① 国境離島の維持・保全の観点から、国と都において、沖ノ鳥島・南鳥島等に関する緊密な情報共有を行うとともに、ネットワークを構築するなどの連携・協力を行うこと。
- ② 排他的経済水域等の権益確保の実効性を高めるために、沖ノ鳥島や南鳥島をはじめとする国境離島について、効果的な低潮線の保全措置の検討のほか、社会経済活動の基礎となる公共施設の整備を加速させるとともに自然保護や漁業振興を図るなど、あらゆる維持・保全策を推進すること。
- ③ 国境離島に関する普及・啓発を行うこと。
- ④ 国境離島の保全・管理・振興を図るため、必要な法整備を進めること。
特に、令和 8 年度末に期限を迎える「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」について延長するとともに、伊豆諸島の一体的な維持・振興を図れるよう、伊豆諸島北部地域を特定有人国境離島地域に加えること。

(2) 南鳥島近海のレアアース泥を含む海洋鉱物資源の開発等の推進

- ① 南鳥島近海のレアアース泥等の資源量等調査を、内閣府、経済産業省及び文部科学省等の関係府省庁が一体となり、効率的かつ効果的に実施し、引き続き有望海域の特定を進めること。
- ② レアアース等の開発・生産に当たっての揚泥、製錬、残渣処理等に関する技術的検討・調査及びこれらの環境影響評価等を今後も進めること。
- ③ 南鳥島への効率的な物資輸送を可能とし、かつ、海洋資源開発の拠点等となる港湾施設等の利活用を推進するとともに、航空機を活用してより迅速な対応ができるよう滑走路の延伸等の整備を行うこと。

(3) 尖閣諸島の戦略的活用の実施

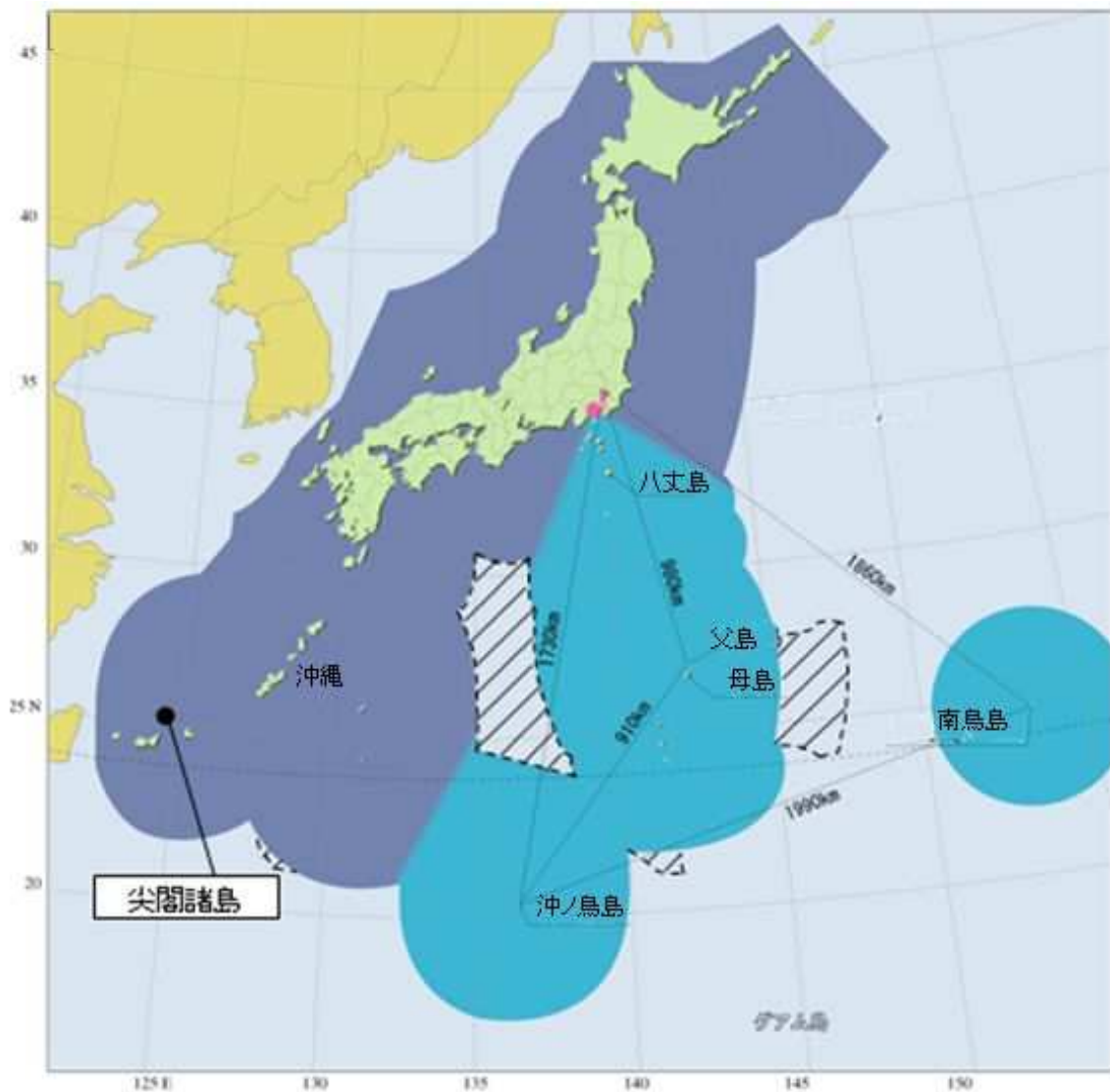
- ① 国の所有となった尖閣諸島について、ヤギの被害から貴重な動植物を守ることや、海岸漂着物の処理などにより自然環境を保全し、また、地元漁業者のための船溜りや無線中継基地、さらには有人の気象観測施設といった地元自治体が強く要望する施設を設置するなど、有効活用を早急に図る

こと。

- ② 尖閣諸島周辺海域における経済活動の継続の観点から、日台漁業協定で定められた法令適用除外水域等においても地元漁業者が確実に操業できるよう、地元自治体等の意見・要望を踏まえて支援策を講じるなど、地元漁業の振興に向けた取組を推進すること。
- ③ 尖閣諸島の史実や自然環境保全の重要性等について、国内外へ効果的に情報を発信し、国際社会への一層の理解促進を図ること。

参 考

【日本の排他的経済水域（EEZ）及び延長大陸棚】



- 東京都に接する排他的経済水域
- 上記以外の日本の排他的経済水域
- 〰 日本延長大陸棚（平成24年4月大陸棚限界委員会勧告分）

3. 行 財 政 改 革

1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

<現状・課題>

地方法人課税は、産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

特に、税収に占める法人二税の割合が高く、地方交付税による財源保障を受けることができない都は、代替財源を伴わない税率引下げにより大きな影響を受けることとなりかねない。

平成 28 年度税制改正においては、成長志向の法人税改革の一環として、平成 30 年 4 月 1 日から、法人実効税率が 29.74 パーセントまで引き下げられたが、引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。

これらを踏まえれば、今後、更なる実効税率の引下げを行う場合には、その対応は国の責任において行われるべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

<具体的要求内容>

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局・財務局)

都区財政調整制度における特別区財政調整交付金について、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするよう、法令の規定を整備すること。

<現状・課題>

都区財政調整制度において、都が特別区に交付する特別区財政調整交付金の原資は、地方自治法・同法施行令により、調整税（都が徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）等の収入額の一定割合とされている。

一方、調整税に係る過誤納還付金は、都の歳出予算として経理されるため、その影響額が交付金の算定上反映されていない。

また、還付金額が多額に上っており、都財政に深刻な影響を与えているものである。

<具体的要求内容>

特別区財政調整交付金の原資については、実態に見合ったものとなるよう、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするように規定の整備を行うこと。

参 考

【調整税に係る過誤納還付金の推移】

年度	過誤納還付額	うち特別区の配分割合 に相当する額
20 年度	356 億円	196 億円
21 年度	759 億円	418 億円
22 年度	228 億円	125 億円
23 年度	211 億円	116 億円
24 年度	216 億円	119 億円
25 年度	163 億円	90 億円
26 年度	162 億円	89 億円
27 年度	184 億円	101 億円
28 年度	122 億円	67 億円
29 年度	227 億円	125 億円
30 年度	151 億円	83 億円
元年度	164 億円	90 億円
2 年度	245 億円	135 億円
3 年度	86 億円	47 億円
4 年度	143 億円	79 億円
5 年度	281 億円	155 億円
6 年度見込み	245 億円	135 億円

※ 特別区の配分割合：12～18 年度…52%、19～元年度…55%
令和 2～6 年度…55.1%、令和 7 年度以降…56%

3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う 国の責任による確実な財源の確保等

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局)

- (1) 社会保障の充実に要する経費については、地方交付税による措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

<現状・課題>

社会保障・税一体改革により、消費税率及び地方消費税率の引上げによる税収増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てることとされている。

同改革による社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上げによる増収分に加えて、地方交付税による財源保障が行われているが、交付税不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義が希薄化している。

さらに、引上げと同時に導入された軽減税率制度による減収分については、代替財源が確保されておらず、地方の社会保障財源に影響を与えている。

本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。

今後も、高齢者人口の増加に伴う社会保障需要の増加が見込まれるほか、人口構造の変化に対応した、よりきめ細かな行政サービスの提供も重要となっている。このような状況を踏まえ、今後の社会保障に係る費用負担の増加や更なる充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

教育など、その他の施策についても、国策による制度創設や見直しを行う場合は、国は、早期にその在り方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
自治体に対する財源措置に当たっては、全ての自治体へ確実に財源を補填する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

4 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

<現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

<具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
 - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
 - ② 特別法人事業譲与税の譲与制限
 - ③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

参 考

(1) 財源調整

① 財源調整の内容

地方揮発油譲与税 (地方道路譲与税)	不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の2/10、又は②交付団体方式で算定した額の2/3、のいずれか少ない方の額が控除されている。 現在、都は②による譲与制限を受けている。
特別法人事業譲与税	不交付団体に対しては、基準特別法人事業譲与税額(特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府県の人口で按分した額)の75/100(財源超過額を上限)が控除されている。
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	不交付団体に対しては、交付団体方式で算定した額の7/10が控除されている。
そ の 他	都が不交付団体であること等を理由として、補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし等が行われている。

※ 平成21年度から、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、平成21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

② 財源調整額の推移

(単位：億円)

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地方揮発油譲与税	37	35	35	34	33
地方道路譲与税	0	0	—	—	—
特別法人事業譲与税	1,505	1,809	1,816	1,811	2,382
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0.8	0.9	1	1	1
そ の 他	17	17	15	10	11
合 計	1,560	1,862	1,868	1,857	2,427

※ 本表の数値は、地方交付税不交付団体であること等を理由として講じられている財源調整額である。

※ 令和5年度までは決算ベース、令和6年度及び令和7年度は当初予算ベース。

5 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理的な見直しを行わないこと。

<現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係をゆがめ、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理的な改正を行うべきではない。

<具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など、法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとする。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿をゆがめる不合理的な改正は行わないこと。

参 考

【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】

区 分	昭和37年度 改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度	現行
製造業	従業者数	資本金 1 億円 以上の法人 本社従業者数 は1/2	→	資本金 1 億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍	本社従業者数の 1/2措置を廃止	従業者数 資本金 1 億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍
銀行業 保険業	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	→	資本金 1 億円 以上の法人 本社従業者数は 1/2	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
証券業	従業者数	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
サービス 産業等 ※	従業者数	→	同上	→	1/2を事務所数、 1/2を従業者数 本社従業者数の 1/2措置を廃止	1/2を事務所数、 1/2を従業者数

※電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】

(単位：億円)

年 度	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
減収額	1,859	1,731	1,856	2,022	1,826	2,216	2,442	2,438	2,583	2,688

(注)令和 6 年度は補正後予算ベース、令和 7 年度は当初予算ベース。

6 新たな国際課税ルールの方定に係る税収の適切な帰属

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・財務局)

国際課税制度の見直しに伴う税収については、不交付団体も含む全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

<現状・課題>

令和3年10月に136か国・地域による経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する国際的な合意が実現した。この合意のうち、「第1の柱」（市場国への新たな課税権の配分）は、200億ユーロ超の売上高と10%超の利益率を確保する多国籍企業を対象に、グローバルな事業利益から通常利益を除いた利益の25%を市場国に配分する内容となっている。

この新たな国際課税ルールにおける「第1の柱」については、令和7年度与党税制改正大綱において、「今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討することとされている。

この国際課税制度の見直しに伴う税収については、以下の理由から、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきであり、地方分の税収は、全ての地方自治体（不交付団体も含む。）に適切に帰属させるべきである。

- ・「第1の柱」において、市場国間の配分基準である「売上」は、国及び全ての地方自治体が整備する社会インフラを基盤として成り立っており、増収分は適切な基準により全ての自治体に帰属させるべきこと。
- ・現在法人二税を課されている法人が、「第1の柱」の適用を受けることとなった場合、利益の一部が市場国に配分され、個々の地方自治体の減収が見込まれることから、一方的な減収とならないよう、我が国における増収分について適切に取り扱うべきこと。

<具体的要求内容>

国際課税制度の見直しに伴う税収には、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきである。地方分の税収については、「第1の柱」の配分基準である「売上」が、地方自治体が整備する社会インフラを基盤としていること等を踏まえ、不交付団体も含む全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

7 マイナンバー制度の拡充等

(提案要求先 デジタル庁・総務省・文部科学省)
(都所管局 デジタルサービス局・総務局・生活文化局)

- (1) マイナンバー利用事務の拡充とともに、地方自治体が独自政策を実現するため、迅速なマイナンバー利用を可能とする諸手続の迅速化・簡素化を図ること。
- (2) 利用者や地方自治体の意見を取り入れながら、マイナポータルやアプリの機能を充実することや、より使いやすくする改善を継続して実施すること。
- (3) 安心してマイナンバーやマイナンバーカードを利用できるよう、引き続き分かりやすい周知・広報に努めること。
- (4) 対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理、マイナンバーカード交付事業に伴う区市町村の実施事務に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (5) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

<現状・課題>

国は法改正等を行い、マイナ保険証やマイナ免許証を導入するなどマイナンバーを利用できる事務の拡充を推進している。

都においても、都民や事業者の利便性向上の実現に向け、独自利用事務の拡大等、利用範囲の拡大を進めているところである。

現在、都の独自施策でマイナンバーを利用するには条例改正や個人情報保護委員会への届出等多くの手続が必要であり、施策の決定から実現までに多くの手間と時間を要している。

自治体の独自施策において、条例改正を経ることなく迅速にマイナンバーを活用できるよう、法整備をすべきである。

なお、全国で多数実施している給付事業などにおいて、給付支援サービスの利用手続の簡素化や費用負担の軽減など積極的に取り組むべきである。

上記の法整備がなされるまでの間は、自治体の手続の簡素化・迅速化を図り、時間短縮を支援すべきである。

さらに国は、マイナンバーによる情報連携の際の単位時間当たりの情報照会件数の上限等の技術課題を解消し、大規模なシステムにおいても円滑にマイナンバーの利活用ができる環境を整備すべきである。

引き続き、利用者や地方自治体の意見を取り入れながらマイナポータルやアプリの機能の充実、より使いやすくする改善に継続して取り組む必要がある。

また、マイナンバーを活用した情報連携により、一人ひとりに最適化されたサービスをプッシュ型で届けるためには、本都が実施している018サポートをはじめとして医療・保健などの自己情報や、家族関係、同一生計者の情報などをサービス提供に反映させていく必要がある。そのためには、サービス提供に活用するための自己情報の種類や提供範囲等を自らが選択・決定し、提供情報に応じた最適なサービスを受けられるよう、マイナポータルなどの環境を整備していかなければならない。

マイナンバー制度の概要・メリットや注意すべき事項について丁寧に示すとともに、情報漏えいや悪用などに対する個人情報保護方策を確立し、国民の不安を払拭することが必要である。

都及び都内区市町村においては、マイナンバー制度の安全かつ適切な運用のための準備を進めてきたが、セキュリティ対策の実施や、対象事務の見直しに伴う仕様変更等、大きな費用負担が生じてきた。今後も、制度の運用を進めていく中で、状況に応じたセキュリティの強化、連携する情報の見直しや制度拡大に伴う事務の追加等が継続的に生じるものと考えられる。これらに伴い、システムにおける対応作業及び改修が必要となることに加え、区市町村がマイナンバーカード交付事業に伴う実施事務（マイナンバーカードの更新及び電子証明書の発行・更新を含む。）を今後も担うことから、費用負担が継続的に生じる見込みであり、地方に新たな経費負担が生じないよう地方交付税によらない適切な財政措置が必要である。

マイナンバー制度の導入準備を進める中で、行政の効率化等を図るために事務を移譲した法人においてマイナンバー制度を利用できない等の個別課題が生じている。具体的には、授業料等の保護者負担軽減事務において、法の直接適用を受ける就学支援金はマイナンバー制度を利用することができるが、都の補助を受けて公益財団法人東京都私学財団が実施する奨学給付金及び特別奨学金は利用対象外となっており、提出書類の簡素化につながらない。マイナンバー制度の円滑な導入や広範な普及を促進し、制度の基本理念である国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るためには、地域の実情や個別課題に応じた措置を講じる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) マイナンバー利用事務の拡充とともに、地方自治体が独自政策を実現するため、迅速なマイナンバー利用を可能とする諸手続の迅速化・簡素化を図ること。
- (2) 利用者や地方自治体の意見を取り入れながら、マイナポータルやアプリの機能を充実することや、より使いやすくする改善を継続して実施すること。
- (3) 安心してマイナンバーやマイナンバーカードを利用できるよう、引き続き

分かりやすい周知・広報に努めること。

- (4) 対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理、マイナンバーカード交付事業に伴う区市町村の実施事務に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (5) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

8 国勢調査における調査方法の見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

- (1) 令和7年国勢調査では、居住形態等により聞き取りが困難な場合は省略できるようにするなど、地域の実情に応じた合理的な調査手順へ見直すこと。
- (2) 以後実施する国勢調査においては、統計調査員を介さない調査方法とすること。

<現状・課題>

国勢調査は、国勢調査令に基づき、統計調査員が全調査世帯を訪問して調査票を配布し、調査員の戸別訪問、郵送、インターネットのいずれかで回収することと定められている。

対象世帯から上記の方法により調査票の回収ができない場合は、統計調査員が近隣住民への聞き取り調査を行い、聞き取り調査もできなかった場合には、区市町村が住民基本台帳から補記することを可能としている。

しかし近年は、オートロックマンションの増加など居住環境の変化、プライバシー意識の高まり、近隣関係の希薄化などにより、調査環境が大きく変化しており、地域によっては聞き取りができないケースが増加している。

また、町内会・自治会に推薦を依頼しても予定人数が確保できず、区市町村職員が業務を代替するなど統計調査員のなり手不足や高齢化が深刻化しており、統計調査員及び区市町村の負担軽減が喫緊の課題となっている。

令和7年国勢調査を適切かつ円滑に実施し、さらに、将来にわたり持続的に国勢調査を実施していくためには、国が、上記の現状と課題を踏まえ、調査方法の見直しを行うことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 令和7年国勢調査では、居住形態等により聞き取りが困難な場合は省略できるようにするなど、地域の実情に応じた合理的な調査手順へ見直すこと。
- (2) 以後実施する国勢調査においては、郵送やオンラインによる調査票の配布・回収を基本とした、統計調査員を介さない調査方法に見直すこと。また、中長期的には、マイナンバー制度や各種行政記録情報の活用等により、効率的かつ適正な国勢調査の在り方について検討を行うこと。

9 「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し【最重点】

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

<現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成 20 年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、2 千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、地域の活性化や被災した地方自治体の復興支援に寄与する面もあるものの、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いており、いわば官製ネットショッピングとも言える現在の「ふるさと納税」は、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サイト手数料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の 5 割程度にとどまっている。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額 2 千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、マイナンバーやマイナポータルを活用した簡素化までの間の特例措置として平成 27 年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」制度では、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、税収減については地方交付税により一部補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減の全額が転嫁されている問題もある。

これまで国は、令和元年度税制改正において、返礼品について返礼割合 3 割以

下の地場産品に限定し、また、令和6年6月28日付総務省告示の改正により、仲介サイト事業者によるポイント付与の禁止など、一部の見直しがされたが、本質的な問題点は解消されていない。

大手EC事業者の仲介事業への参入等により、利用者の大幅な増加が見込まれており、「ふるさと納税」は制度創設時の趣旨から更になかけ離れ、今後、その問題点は一層深刻になる懸念がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。

制度を見直す場合には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、控除額への定額の上限設定などを早期に実現すること。

- (2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参 考

【東京都における「ふるさと納税」の影響額】

（単位：人、百万円）

年度	適用者数	控除額		
			うち都民税分	うち区市町村民税分
令和元年度	843,968	87,288	34,906	52,382
令和2年度	864,509	88,936	35,565	53,371
令和3年度	1,152,380	112,516	45,002	67,514
令和4年度	1,471,251	144,620	57,332	87,288
令和5年度	1,699,367	167,896	67,834	100,062
令和6年度	1,861,141	189,933	75,851	114,082

（総務省「ふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況について」より）

※令和6年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

（注）寄附金控除の申告があった寄附金の集計

（注）控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

（注）制度創設時（平成21年度）からの累計の控除額は、945,201百万円（うち都民税分は377,966百万円、区市町村民税分は567,235百万円）である。

1 0 地方拠点強化税制及び地方創生応援税制の 廃止

(提案要求先 内閣官房・内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 主税局・政策企画局・財務局)

「地方拠点強化税制」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

<現状・課題>

真の地方創生を実現するためには、各地域がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。

しかし、現在、地方創生を名目として、地方への人や資金の流れを意図的に創出・拡大するための税財政措置が設けられている。

具体的には、平成 27 年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」は、企業が本社機能を東京 23 区から首都圏の既成市街地等以外の地域に移転する場合等に法人税等を軽減することで、企業の地方移転を促進しようとするものであり、適用期限が令和 7 年度末となっている。

本制度は、東京一極集中の是正を目的に、特定の地域を対象外とする不合理な制度であり、日本全体の持続的な成長につながるものではない。

また、平成 28 年度税制改正で創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、各自治体が計画し、内閣府が認定した地方創生事業に対して企業が寄附した場合に、寄附額の最大約 9 割に相当する法人事業税、法人住民税等を軽減する制度であり、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体への寄附及び企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外とされており、令和 7 年度税制改正において、税の軽減効果を維持した上で、適用期限を令和 9 年度末まで 3 年延長することとされた。

本制度は、「受益と負担」という地方税の原則をゆがめるものであることに加え、都や特別区など、特定の自治体を対象外としており、自治体間の財政調整の手段として用いられているものといわざるを得ない。真の地方創生の推進や日本全体の持続的な成長のためには、これらの制度の拡充や延長を行うのではなく、総体としての地方税財源の充実を図るべきである。

<具体的要求内容>

「地方拠点強化税制」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、政策的な期限付き減税であることも踏まえ、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

参 考

1 「地方拠点強化税制」（平成 27 年度創設、適用期限：令和 7 年度末）

（１）対象事業の概要

ア 「移転型事業」

- ・ 東京 23 区から地方への特定業務施設（事務所、研究所、研修所等）の移転

※ 首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯への移転は対象外

イ 「拡充型事業」

- ・ 地方部における特定業務施設（事務所、研究所、研修所等）の拡充及び東京 23 区以外の地方から別の地方への特定業務施設の移転

※ 三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法等に定める既成市街地等）における拡充は対象外

（２）税制措置の内容

ア 「設備投資減税（オフィス減税）」

- ・ 地方拠点における建物等の取得価額に応じて法人税等を減税
- ・ 「移転型事業」は、特別償却 25%又は税額控除 7 %
- ・ 「拡充型事業」は、特別償却 15%又は税額控除 4 %

イ 「雇用促進税制」

- ・ 地方拠点において本社機能に従事する雇用者の増加数に応じて法人税等を減税
- ・ 「移転型事業」は、雇用者の増加数 1 人当たり最大 90 万円（50 万円＋上乗せ分 40 万円）税額控除
- ・ 「拡充型事業」は、雇用者の増加数 1 人当たり最大 30 万円税額控除

ウ 備考

- ・ 「設備投資減税（オフィス減税）」と「雇用促進税制」は原則併用不可（「雇用促進税制」の上乗せ分のみ併用可能）
- ・ 「設備投資減税（オフィス減税）」と「雇用促進税制」を合わせて、法人税額の 20%が限度

（３）適用実績（全国分）

（単位：件）

年 度	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	累計
オフィス減税	4	20	31	24	40	34	26	34	35	248
雇用促進税制	7	5	7	9	7	10	4	8	6	63
計	11	25	38	33	47	44	30	42	41	311

出典：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

2 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」 （平成 28 年度創設、適用期限：令和 9 年度末）

（１）制度概要

- ・ 各自治体が計画し内閣府が認定した地方創生事業に対する企業の寄附が対象
- ・ 寄附額は、事業費の範囲内であることが必要
- ・ 寄附企業に対する返礼品などの経済的な見返りの提供は禁止
- ・ 企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外

（２）対象外地域

区分	条件	該当自治体
都道府県	不交付団体	東京都
区市町村	全域が三大都市圏の既成市街地等(首都圏整備法等に定める既成市街地等)に該当する不交付団体	特別区など

（３）税制措置の内容

- ・ 法人事業税：寄附額の 2 割を税額控除（法人事業税額の 20%が限度）
- ・ 法人住民税：寄附額の 4 割を税額控除（法人住民税法人税割額の 20%が限度）
- ・ 法人税：法人住民税の控除額が寄附額の 4 割に達しない場合、その残額を寄附額の 1 割まで税額控除（法人税額の 5 %が限度）
- ・ 寄附額は全額損金算入（寄附額の約 3 割相当）

（４）影響額（法人事業税及び法人住民税の控除額）

（単位：億円）

年 度	平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	5	累計
都	0.0	0.6	0.8	3.1	1.5	23.9	29.4	54.7	114.0
全 国	0.1	2.4	5.1	7.9	8.6	65.9	93.0	167.0	350.0

出典：「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」
「道府県税の課税状況等に関する調」「市町村税課税状況等の調」

1 1 個人住民税利子割における税収帰属の在り方

【最重点】

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

個人住民税利子割における税収帰属の在り方については、安易に清算制度等を導入するのではなく、デジタル技術等の活用により、住所地課税の実現に向けた検討を進めること。

<現状・課題>

個人住民税は、「地域社会の会費」的な性格を有することや受益と負担の原則を踏まえ、住所地課税が原則となっているが、利子割は、預金者の住所地に関わらず、金融機関の営業所等が所在する都道府県に納付することとされている。

利子割が住所地課税の例外とされているのは、制度創設時において、預金者の住所地ごとに特別徴収した額を納入することとした場合に金融機関等の事務負担が大きくなることや、預金は預金者の住所地に近い金融機関等に預けられることが通常であったことなどを考慮したものとされている。

令和7年度与党税制改正大綱において、「住所地課税の例外となっている道府県住民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」とされ、現在、国の検討会において、利子割の在り方に関する議論が行われている。

利子割の在り方の検討に当たっては、住所地課税の実現という税収帰属の適正化の観点から議論されるべきであり、安易な清算制度等の導入ではなく、デジタル技術の活用等により、あるべき姿を検討する必要がある。

<具体的要求内容>

個人住民税利子割における税収帰属の在り方については、安易に清算制度等を導入するのではなく、デジタル技術等の活用により、住所地課税の実現に向けた検討を進めること。

参	考
---	---

(1) 制度概要

- ・ 納税義務者：利子等の支払を受ける者
- ・ 課税対象：個人の預金利子、公社債利子、一時払養老保険差益 等
- ・ 課税団体：納税義務者の口座所在地の都道府県
- ・ 徴収方法：利子等の支払又はその取扱いをする金融機関による特別徴収
- ・ 交付金：利子割総額から徴税费相当額（1％）を控除した後の金額の
5分の3を区市町村へ交付
※所得割額（3ヵ年平均）で按分

(2) 利子割の都における収入額

(単位：億円)

年 度	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
収入額	81	91	96	70	69	64	89	105	148	310

(注)令和6年度は補正後予算ベース、令和7年度は当初予算ベース。

1 2 固定資産税制の改革

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

- (1) 償却資産の申告制度について、申告期限の見直しの検討を進め、簡素化・効率化を図ること。検討に当たっては、各地方自治体の状況や意見を十分踏まえること。
- (2) 土地に係る税負担の在り方を検討する際には、税負担の増加や自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮し、各地方自治体の意見も踏まえた上で対応すること。
- (3) 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、分かりやすい方法に見直すこと。
あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

<現状・課題>

- (1) 償却資産の評価に用いる取得価額の算定方法等の取扱いについては、原則として税務会計に準ずるものとされている一方で、申告方法等は税務会計と異にする点も多く、申告を行う納税義務者の負担となっている。
とりわけ、償却資産の申告期限については、平成 30 年度に一般財団法人資産評価システム研究センターにおいて、申告期限の見直しを直ちに行うことは難しいとの判断がなされ、まずは、一括電子申告システムの導入や eLTAX の使い勝手の向上等、電子的な仕組みの整備を進めることにより、納税義務者・課税庁双方の事務の簡素化・効率化に向けた見直しを行うこととされた。
その後、令和 2 年度には複数課税庁への一括電子申告が実現するなど、電子的な環境整備は着実に進展している。加えて、近年、償却資産の電子申告率が向上していることも踏まえると、納税義務者・課税庁双方の体制が整いつつあることから、申告期限の見直しについて検討を進める等、申告制度の簡素化・効率化を進めていくことが望ましい。
また、検討に当たっては、課税実務を担う各地方自治体の状況や意見を十分に踏まえる必要がある。
- (2) 土地に係る固定資産税は、過去の地価の急騰・急落等による税負担の激変緩和や、負担水準の均衡化を図るため、評価制度の見直しや負担調整措置等が行われてきた。その結果、負担水準の均衡化は着実に進展してきたが、近年の地価上昇等により、再び負担水準のばらつきが見られる状態となってい

る。

また、地価の状況については、全国平均では上昇する反面、一部地域では下落を続けるなど、自治体ごとに大きく異なっている。

- (3) 家屋の評価方法は、複雑で精緻過ぎるため、納税者にとって分かりにくいものとなっている。特に、近年都市部において増加している、用途及び構造が複合的で大規模な家屋を評価する場合、仕様、資材の量及び種類が膨大なため、竣工から評価完了までに長期間を要し、その間納税者が固定資産税額を把握できないという課題も生じている。

また、大規模な家屋のうち高層オフィスやタワーマンション等は鉄骨造であるケースが多く、こうした鉄骨造家屋は非常に堅牢な作りであるため、鉄筋コンクリート造と同程度又はそれ以上の長期利用が想定されている。しかし、現行の経年減点補正率において、鉄骨造は、鉄筋コンクリート造等よりも短い耐用年数が設定されており、現在の建築技術が反映されていない。

このような家屋は他の大都市でも建築されていることなどから、東京のみならず大都市に共通する課題であると考ええる。

<具体的要求内容>

- (1) 償却資産の申告制度について、申告期限の見直しの検討を進め、簡素化・効率化を図ること。検討に当たっては、各地方自治体の状況や意見を十分踏まえること。
- (2) 負担調整措置や各種特例など土地の税負担の在り方を検討する際には、税負担の増加や、自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮し、各地方自治体の意見も踏まえた上で対応すること。
- (3) 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法に見直すこと。
- あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

参 考

- (1) 償却資産の申告期限の見直し

【償却資産の全国電子申告率】

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
33.5%	37.0%	40.6%	44.6%	47.7%

※ 政府税制調査会（第3回 令和6年6月4日）「総務省説明資料（地方税における税務手続のデジタル化）」より

- (2) 土地に係る税負担の在り方

【「令和6年度与党税制改正大綱」（令和5年12月14日）より抜粋】

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

4 地域・中小企業の活性化等

(3) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

令和 6 年度評価替えに反映される令和 2 年から令和 5 年までの商業地の地価の状況を見ると、大都市を中心とした地価の上昇と地方における地価の下落が混在する状況が継続している。（中略）

据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題がある。本来、同じ評価額の土地については同じ税負担を求めることが基本である。このため、税負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

【「令和 6 年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（令和 5 年 11 月 14 日）より抜粋】

第二 令和 6 年度地方税制改正等への対応

2 固定資産税

（1）令和 6 年度評価替え（負担調整措置等）

商業地等は、据置ゾーンが設けられていることで、負担水準の高低により、評価額と税額の高低が逆転した場合にはその不公平な状態が固定化されることとなる。住宅用地については、平成 24 年度税制改正で据置ゾーンが段階的に廃止されており、税負担の公平性を確保する観点から、商業地等に係る据置特例について見直しを検討する必要がある。

（3）大規模な家屋の評価

【都の提言「固定資産（家屋）の評価方法の見直しについて」（平成 29 年 4 月 24 日）概要】

新たな評価方法として、部分別評価と取得価額活用方式等（家屋の工事原価を活用する方法）を併用する方法が考えられる。そのうち、特に「建築設備の部分」のみを取得価額活用方式等で評価し、それ以外の部分を現行の「部分別評価」で評価する方法が、最も有効な方法であるとする。

1 3 自治体情報セキュリティクラウドの推進

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、必要な財源を確実に措置すること。

また、自治体情報セキュリティクラウドのセキュリティ水準を確保するため、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担や調整権限を明確にすること。

<現状・課題>

国は、平成 27 年 6 月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年 12 月に都道府県に対し、自らの情報セキュリティ対策の充実とともに、自治体情報セキュリティクラウドの構築や、都道府県内区市町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援を要請した。

これを受け、都は、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、平成 29 年度から運用を開始した。

その後、自治体情報セキュリティクラウドが更新時期を迎えたこと、社会情勢や IT 技術の進歩等に伴う新たな脅威に対応する必要があること等から、国は、令和 2 年 8 月に「次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について」を示した。このため、都及び区市町村は、令和 5 年 1 月から民間ベンダが構築及び提供する第二期自治体情報セキュリティクラウドに移行し、都が主体となり運営を行っている。

国が示した標準要件は、新たな脅威や現行課題への対応等を加えた必須の機能要件が多いことから、自治体情報セキュリティクラウドの運営に係る後年度経費は、大きな負担となっている。

それに対し、国は、自治体情報セキュリティクラウドへの移行に対する経費の一部について財源措置を行ったが、後年度負担に対しても、地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全団体に必要な財源を措置することが不可欠である。

また、自治体情報セキュリティクラウドのセキュリティ水準を確保するため、国は、代表機関である都道府県が、区市町村から独自調達についての協議を受けた際の判断基準を明確に定めるとともに、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担や調整権限を指針に明記すべきである。

<具体的要求内容>

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、国は地方交付税の不交付団体や特別

区を含め、都道府県及び区市町村の実情に合わせた必要な財源を確実に措置すること。

また、セキュリティ水準の確保や、不測の事態への円滑な対応のため、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担及び調整権限について「次期自治体情報セキュリティクラウド導入手順書」の記載を見直すなど、明確にすること。

1 4 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化

【最重点】

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人一人のライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成 30 年 4 月から「フレックスタイム制」を導入し、令和 7 年 4 月からは同制度の活用により週休 3 日で働ける環境を整備した。しかし、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要がある、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人一人の力を 100 パーセント引き出すことができる仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、…(略)…第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、…(略)…労働させることができる。

二 対象期間（その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。（略））

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、…(略)…第三十二条の三から第三十二条の五まで…(略)…の規定は、職員に関して適用しない。

○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

1 5 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象 となる子の年齢の拡大【最重点】

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

子育てと仕事との両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、地方公務員の育児短時間勤務及び部分休業について、対象となる子の年齢を拡大するよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

<現状・課題>

生産年齢人口の減少により、労働力の確保や経済活動の減退が懸念される中、誰もが安心して働き続けられるよう、子育てと仕事との両立に向けた社会づくりが不可欠である。そのためには、子が生まれた時だけでなく、子の成長に合わせて、誰もがライフ・ワーク・バランスを実現させる必要がある。

こうした中、小学生の子を育てる親にとって、学童クラブの開所時間が保育所より短くなるといった、いわゆる「小一の壁」をはじめとする課題に直面しており、保護者に多様な選択肢を提供し、切れ目なく子育てと仕事との両立を支援していくことが求められている。

一方、地方公務員が利用可能な育児短時間勤務及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）において、対象となる子の年齢が「小学校就学前までの子」と定められているため、小学生の子を育てる親は利用できない。

都はこれまで、子育て中の職員が利用できる休暇等制度の見直しやテレワークの活用、時差勤務の拡大、フレックスタイム制の導入など、ライフステージに応じた柔軟な働き方の推進に取り組んできた。

さらに、部分休業について、対象となる子の年齢に関する法改正が実現されるまでの間、都において、小学校第一学年から第三学年までの子を養育する職員を対象とする「子育て部分休暇」を令和7年4月から新設したところである。

しかしながら、今後、全ての地方公務員が高い意欲を持ちながら、自らの能力を最大限発揮できる職場環境を整備していくためには、法改正により、子育てと仕事との両立支援を、切れ目なく、より一層充実させていかなければならない。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現し、子の小学校就学以降も切れ目なく、子育てと仕事との両立を支援する観点から、育児短時間勤務及び部分休業について、少なくとも小学校就学後も対象となるよう、子の年齢の拡大に向け、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

参 考

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（抄）

（育児短時間勤務の承認）

第十条 職員（略）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（略）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（略）ができる。（略）

（部分休業）

第十九条 任命権者（略）は、職員（略）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（略）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（略）を承認することができる。

○ 「育児短時間勤務」及び「部分休業」等の制度概要

① 「育児短時間勤務」

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、複数の勤務の形態のうち職員が希望する日及び時間帯において、短時間勤務をすることができる制度
- ・ 勤務の形態は次のいずれかの形態

ア 官庁執務型勤務職員と同様の勤務形態（少なくとも土日が週休日）

（ア） 1日3時間55分×5日（週19時間35分）

（イ） 1日4時間55分×5日（週24時間35分）

（ウ） 1日7時間45分×3日（週23時間15分）

（エ） 1日7時間45分×2日＋1日3時間55分×1日（週19時間25分）

イ ア以外の形態（職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員）

原則として、4週間で8日以上を週休日とし、週当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務

② 「部分休業」

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる制度

③ 「子育て部分休暇」（令和 7 年 4 月より都において新設）

- ・ 小学校第三学年までの子を養育するため、1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる制度。ただし育児短時間勤務を行う職員、部分休業を取得することができる職員は対象外

16 LGWAN（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保

（提案要求先 総務省）
（都所管局 デジタルサービス局）

LGWAN（総合行政ネットワーク）接続系とインターネット接続系との分割について、必要な財源を措置すること。

<現状・課題>

国は平成 27 年 6 月に発生した日本年金機構における個人情報流失事案の発生及び社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の本格運用を踏まえ、同年 12 月に都道府県に対し「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」を要請しており、その中で、マイナンバー制度による情報連携に活用される LGWAN 環境のセキュリティ確保のため、LGWAN 接続系とインターネット接続系を分割することを求めているが、その実施に必要な経費について、補助対象は区市町村のみとなっている。

このような状況の中で、国の要請を踏まえ、都においても、庁内ネットワークの、LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割を実施しているが、本措置に係る庁内ネットワークシステムの構築及び本システムの維持管理に多大な負担が発生している。

については、国が求める LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、必要な財源を措置することが不可欠である。

<具体的要求内容>

国が求める LGWAN 接続系とインターネット接続系との分割に係る経費について、都道府県に対して必要な財源の措置を講じること。

1 7 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確 実な支援

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局)

- (1) 全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された事項については、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- (2) 財政措置に当たっては、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。

<現状・課題>

全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合は、対策の実施に当たり必要となる財源を、国が責任をもって確実に措置すべきである。

財政措置を講じる際は、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、各自治体の財政需要を的確に反映した上で、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援が必要である。

特に東京は、燃料費や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者数が多く、東京の経済をしっかりと下支えするためには、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された事項については、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- (2) 財政支援に当たっては、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。

1 8 デジタルの力を活用した社会変革へ向けた 取組【最重点】

(提案要求先 デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 都民の利便性向上や行政サービス・事業活動の効率化のため、社会のデジタルインフラとなるデータ群についてベース・レジストリとして国主導で整備するとともに、官民での活用や最新状態の維持、更なる活用という好循環を実現すること。
- (2) ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップを進めるため、行政の垣根を越えた分野ごと及び分野間をつなぐデータ連携基盤を国が主導して構築し、円滑なデータ連携のための法的根拠、全国共通のルールや仕組みを整備すること。
- (3) 官民の様々なデータを利活用したデータドリブン社会の実現に向けて、公共性の高い防災や観光などに関するデータ規格の標準化を推進し、データの品質を高め、流通を促進していくこと。
- (4) 地方公共団体のオープンデータ化を推進するため、普及啓発を強化するなど制度の浸透を図るとともに、データの整備・更新に係る負担軽減策を講じること。
- (5) 社会の利便性や国際競争力を今後とも高めていくため、デジタル人材の輩出、確保・育成策について、都と連携し、取組を進めること。

<現状・課題>

都は、令和5年9月に「東京デジタル2030ビジョン」を公表し、都民一人一人に最適化されたサービスを、行政の垣根を越えてタイムリーに届けるための変革に挑んでいる。この実現には、データを最大限に活用してデジタルの力を発揮することが不可欠であり、これを支えるデジタル人材の確保と育成が重要である。

国は、データ活用に向け、ベース・レジストリの整備を進めているが、現状では量・質ともに不十分で、使用の徹底もされていない。国主導で、レジストリを

「作って、使って、直す」ことで更なる活用につなげる好循環「レジストリ・ファースト」を実現すべきである。

また、利用者に行政サービスを効率的・効果的に届けるには、デジタルを活用したワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップの実現が不可欠である。例えば、現在、都は保活などのこども分野で、国はPublic Medical Hub (PMH) を活用した医療・母子保健分野で、行政の垣根を超えた取組を進めている。これら好事例を参考に、国主導で、自治体等が幅広い分野で円滑・安全・効率的にデータ連携や活用ができるよう整備することが重要である。

民間データの利活用に際しても、データの構造や項目等の定義が統一されていない場合、データをシームレスに組み合わせて活用することができないため、防災や観光など公共性の高い分野における官民のデータ規格の標準化を推進して品質を高めることで、流通を促進していくことが重要である。

地方自治体のデータについては、個人情報等に配慮しつつ、広く社会全体で活用するため、オープンデータ化の推進に向けた地方公共団体の職員の理解促進を図るとともに、整備や更新に係る負担軽減に資する支援が必要である。

デジタルの力を活用して社会課題の解決や新たな価値の創出を実現するには、その担い手となる人材の充実が不可欠である。現状では質・量ともに不十分で、社会全体でデジタル人材の更なる確保・育成に取り組む仕組みづくりが鍵となる。これらの効果的な推進には、スキルマップの標準化や人材特有のスキルを可視化する方法を定め、社会全体に普及・浸透を図っていく必要がある。また、関係機関と連携し、リテラシー向上やリスクリングに資する学びの場の確保や教育・研修を充実させ、人材全体の底上げや裾野拡大を図るとともに、豊富な知識や経験を有する高度人材の積極的な登用等に取り組むことが求められる。

こうしたことから、以下のとおり要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 都民の利便性向上や行政サービス・事業活動の効率化のため、社会のデジタルインフラとなるデータ群についてベース・レジストリとして国主導で整備するとともに、官民での活用や最新状態の維持、更なる活用という好循環を実現すること。
- (2) ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップを進めるため、公共サービスメッシュを確立するなど、行政の垣根を越えた分野ごとのデータ連携基盤を国が主導して構築し、円滑なデータ連携のための法的根拠、全国共通のルールや仕組みを整備すること。
- (3) 官民の様々なデータを利活用したデータドリブン社会の実現に向けて、公共性の高い防災や観光などに関するデータ規格の標準化を推進し、データの品質を高め、流通を促進していくこと。
- (4) 地方公共団体のオープンデータ化の取組を推進するため、地方公共団体の職員に対する普及啓発を強化するなどして、オープンデータに関する制度の浸透を図ること。

また、整備や更新が円滑に進むよう、地方公共団体の作業等を可能な限り省力化するためのツールの提供や、データ整備・更新の将来的な自動化に向けたクローラー技術の活用など、必要な支援策を講じること。

- (5) 社会の利便性や国際競争力を今後とも高めていくため、デジタル人材の輩出、確保・育成策について、都と連携し、取組を進めること。

19 法人・土地系のベース・レジストリの整備

(提案要求先 デジタル庁)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 法人・土地系のベース・レジストリについて、デジタルの力を活用して行政のQOSを更に向上させていくため、ベース・レジストリの整備及び普及に向けた取組を推進すること。
- (2) 特に、法人・土地系のベース・レジストリにおける制度的課題の解決と過渡期対応の検討を迅速に進めること。

<現状・課題>

社会全体の効率性の向上を図るとともに、新しいサービスの創出を図るためには、マイナンバーや地理空間情報など社会全体の基盤となるデータを整備・活用することが必要である。国は、令和5年7月7日デジタル庁告示第12号において、特定のデータ項目をベース・レジストリと指定して整備を推進してきた。令和6年に成立したデジタル社会形成基本法等の一部改正法では、国が「公的基礎情報データベース整備改善計画」の作成や特定法人事項変更届出に関する特例に関する規定を新設した。さらに、令和6年6月に改定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、ベース・レジストリの整備が重点的な取組として位置付けられており、デジタル公共インフラとしてベース・レジストリの積極的な整備を行うとされている。

都においても、令和7年3月に策定した「シン・トセイX」において、組織や分野を超えたDXにより、都民がQOSの向上を実感できる政策DXを推進することとしており、組織の壁を越えた業務改革を実現することが不可欠である。

ベース・レジストリの取組の中でも法人・土地系のベース・レジストリについては、令和4年12月からデジタル臨時行政調査会作業部会において法人基本情報におけるベース・レジストリと制度的課題に関する検討を、令和5年3月からは土地系ベース・レジストリと制度的課題に関する検討を開始しており、令和5年5月には登記由来のベース・レジストリの整備と提供についてロードマップが示され、登記情報システムの次々期システム更改(2030年予定)までの過渡期においては、デジタル庁にて、情報の提供根拠に係る制度的な対応やシステム的な共通基盤(デジタル庁システム(仮称))の準備を行い、整い次第、住所の正規化や文字の縮退等を実施した上で、利用者への登記情報の提供を開始し、デジタル庁側の準備が済み次第、登記情報システム経由による、既存の提供ルートについては、順次移行して一本化することが示された。

都においても屋外広告物等の分野でシステム間のデータ連携を行い、都民が入力する申請データ等の重複を省くワンスオンリーを実現する仕組みの構築を目指しているところであり、激化する国際競争・都市間競争に打ち勝つためにも、国による強力な整備の推進と加速が極めて重要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 法人・土地系のベース・レジストリについて、国や地方公共団体等でのシステム間連携が円滑に進むよう、国が中心となり、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備を強力に進めていくとともに、その普及に向けた取組を推進すること。各行政機関でデータを共有するための根拠、ベース・レジストリ整備における各行政機関の役割分担、法令における位置付けなどについて、公的基礎情報データベース整備改善計画等において具体化を図ること。
- (2) 登記由来のベース・レジストリの整備と提供について、制度的課題の解決を着実に進めること。
- (3) 登記由来のベース・レジストリの過渡期に活用する「デジタル庁システム（仮称）」の構築を迅速かつ着実に進めるとともに、国によるベース・レジストリの指定のない行政手続も含め、地方公共団体が利用できるようにすること。併せて、公的基礎情報データベース整備改善計画や地方公共団体情報システム標準化基本方針において、登記由来のベース・レジストリ等について行政手続での参照徹底を義務として位置付けること。
- (4) 屋外広告物登録等の、地方公共団体が条例等において定める、国によるベース・レジストリの指定のない行政手続についても、ベース・レジストリとして利用可能になるよう個人情報保護等の制度的課題の解決を図ること。
- (5) 住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）構築に向け、国が主導して行政機関の町字情報利用や町字以外の情報整備に関する方針を迅速かつ着実に検討を進めること。
- (6) 土地・建物の情報連携キーである不動産 I D やアドレス・ベース・レジストリ等の不動産関係ベース・レジストリについて、現在、地方公共団体が保有する建築確認申請のシステムとデータ連携を図れるよう、仕組みを検討すること。

20 地方公共団体の基幹業務システムの標準化等 に対する支援の充実【最重点】

(提案要求先 デジタル庁・総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 国が自ら掲げる「平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも 3 割の削減」の目標について、その試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。
- (2) 運用経費全体の 7 割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援など、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。
- (3) 運用経費削減のための必要な対策を講じた上で、削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。
- (4) 制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を 1 年以上確保することを徹底するとともに、自治体からの照会に速やかに対応するなど、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。
- (5) 開発事業者が撤退したシステムについては、代替事業者の確実な確保に向けて区市町村を支援すること。
- (6) その他「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

<現状・課題>

地方公共団体の基幹業務システムの標準化について、移行がピークを迎える令和7年度は、都内でも約900システムの移行を予定しており、多くの自治体において移行後システムの運用が始まる。

国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「標準化基本方針」という。）において、標準化移行後のシステム運用経費について、「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」としているが、令和7年1月の都の調査によると、都内自治体の運用経費は、仮に、国が目指すガバメントクラウド利用料の大口割引、長期継続割引を最大限実現できたとしても、移行前と比べて全体で約1.6倍に増大する見込みである。

一方、国は「クラウド最適化を行うことにより、中長期的にはほとんどのケースにおいてコスト削減が見込まれている」と主張するが、その試算根拠や実現に要する期間、条件等は具体的に示されていない。

また、前述の都の調査によれば、運用経費全体のうち、ソフトウェア借料、ソフトウェア保守費及びシステム運用作業費から成る、いわゆる「ソフトウェア関連経費」が7割弱を占めている。国は「クラウド最適化によるコスト削減が、ソフトウェア関連経費にも波及する」と主張するが、その波及効果は明確に示されておらず、各区市町村は、運用経費削減の見通しを住民等に説明できない状況にある。

国は、令和6年12月の標準化基本方針の改定において、期限延長を令和12年度末まで認めることやデジタル基盤改革支援基金の設置年限の延長検討などを明記した。また、機能標準化基準の変更に当たり、「機能標準化基準で定める内容を盛り込んだ標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の1年以上前」とすることなどを盛り込んだ。

一方、このルールが徹底されない場合、制度改正を踏まえたシステム改修の期間が十分確保できず、自治体や開発事業者の移行スケジュールが大幅な変更を余儀なくされる可能性があるため、デジタル庁は各省庁に対して本ルールの遵守を徹底する必要がある。

また、標準化移行を円滑に行うためには、国による自治体への適時適切な情報共有等が欠かせないが、自治体からの標準化に関する質問への国の対応期間が長期化し、中には1年以上未回答の質問も存在するなど、自治体の円滑な作業を滞らせる状況にある。

さらに、事業者撤退等を理由とした特定移行支援システムを抱えている自治体に対して、国は、受入可能事業者の情報（候補事業者リスト）を提供している。しかし、リスト提供事業者と交渉を行った都内の自治体では、後継事業者の確保まで至った事例はなく、実効性のある十分な支援とは言えない。

<具体的要望内容>

- (1) 国が自ら掲げる「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減」の目標について、その試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。
- (2) 運用経費全体の7割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削

減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援など、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。

- (3) 運用経費削減のための必要な対策を講じた上で、削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。
- (4) 制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を1年以上確保することを徹底するとともに、自治体からの照会に速やかに対応するなど、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。
- (5) 開発事業者が撤退したシステムについては、代替事業者の確実な確保に向けて区市町村を支援すること。
- (6) その他「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

2 1 行政手続デジタル化に向けた取組等

(提案要求先 デジタル庁・内閣府・総務省・法務省)
(都所管局 デジタルサービス局・財務局)

- (1) 地方自治体が法令等に基づいて行う行政手続についてデジタル化を進めるため、「デジタル完結に向けた工程表」に全ての行政手続を掲載し、期限を明示すること。
- (2) 事業者の利便性を高めるため、企業・団体等の事業所ごとにGビズIDを付番すること。補助金申請システム(J グランツ)においては、個人を対象とした補助金にも活用できるようにするとともに、振込口座のワンスオンリーなど、機能拡張について地方自治体の意見を取り入れ進めること。
- (3) 登記情報連携システムによる登記事項証明書の添付省略や、今後運用が開始される法人ベース・レジストリを活用した変更届出のみなし制度の対象手続を、地方自治体の条例及び規則等に基づく手続にも拡大すること。
- (4) 各省庁のアナログ規制の見直しについては、地方自治体の参考となるよう、取組状況を取りまとめた上で、わかりやすい形で公表すること。また、地方自治体がアナログ規制の見直しを進めるため、関連する法令等について必要な措置を講ずること。
- (5) 行政手続法で定める公示送達について、デジタル化の具体的な手法を早期に定め、通知すること。
- (6) 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」について、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とすること。

<現状・課題>

国は、令和5年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、法令等に基づいて地方公共団体が行う行政手続のデジタル化について、障壁となる制度の見直しや国における情報システムの整備などを行うこととしており、同年

12月には、年間手続件数1万件以上の申請等と、これに対する処分通知等を対象として、令和7年度までに申請から通知までのエンドツーエンドでのデジタル完結を目指す「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」を公表した。

今後、工程表に沿ってデジタル化を進めるに当たり、実際の事務を行う地方公共団体の意見を十分に聞きながら、必要書類の見直しやシステム改修等の業務改善を実施し、利用者が利便性を実感できるデジタル化に向けて着実に取り組む必要がある。工程表においては実施時期が「当面見送り」とされている手続が存在し、年間手続件数が1万件未満の手続については含まれていない。

都は、令和6年3月に策定した「東京デジタルファースト推進計画（第二期）」に基づき、都の裁量でデジタル化が可能な行政手続の100%デジタル化に向けて取り組んでいるところである。デジタル化未実施の手続の中には、国の法令等に基づき事務を行っているものも含まれており、国はそれぞれの手続について、デジタル化に関する方針及び都の裁量の有無等を明らかにしたうえで、全手続のデジタル化に向けて、引き続き必要な措置を講ずるべきである。

法人に付番するIDとしては、GビズIDが設けられているが、法人の事業所ごとに付番するIDがないため、事業所単位で申請・交付等が必要な行政手続においては手続に手間がかかり使いにくいものとなっている。また、国の「補助金申請システム（Jグランツ）」はシステムの仕様上GビズIDを取得することで本人認証を行うものとなっていることから、個人を対象とした補助金申請について申請・交付手続を行うことができない。

令和7年1月には、JグランツにおいてGビズIDの委任機能を活用した代理申請機能が追加されるとともに、職員が操作する補助金の作成画面の改善が図られた。その一方で、引き続き振込口座情報がないため補助金の速やかな支給をすることができないといった課題がある。

デジタル庁及び法務省が共同で登記事項連携システムを構築し、令和5年2月から先行運用が開始されたところだが、対象手続は法令で登記事項証明書の添付を求めている手続に限定されており、地方自治体の条例及び規則等に基づく手続については当該システムを活用することができない。

さらに、令和7年4月1日に改正デジタル手続法が施行され、行政機関が法人ベース・レジストリを活用して法人の名称や所在地などに関する変更登記の情報を入手した場合は、個別の制度に基づく変更の届出が行われたとみなすことが可能となる。事業者の利便性向上の観点から、法令に基づく手続だけでなく、地方自治体の条例及び規則等に基づく手続も当該みなし制度の対象とすることを早期に明確化する必要がある。

また、目視や常駐・専任、書面掲示などのアナログ規制については、国において、令和4年12月に「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を策定し、見直しを進めてきたが、規定の見直しに基づく運用見直し（デジタル技術の導入）については各省庁に委ねられている。国は、地方自治体が自律的に規制の見直しを推進していけるよう、テクノロジーマップや技術カタログの整備に取り組んでいるが、地方自治体により具体的に運用見直しを進めていけるよう、これらに加えて各省庁の取組事例を取りまとめ、わかりやすい形で公表すべきである。

令和6年度下半期に都の庁内で実施した調査では、見直しを行う予定となっている都のアナログ規制約300条項のうち、約80条項について国の法令等の改正後に検討するとの回答があった。行政サービスの向上や業務の効率化の観点から規制の見直しを進めるため、関連する法令等について必要な措置を講ずるべきである。

加えて、行政手続法第15条第3項では、不利益処分の名あて人となるべき者の聴聞の通知に当たり、「不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合」の公示送達の方法として、公示事項を事務所の掲示板に掲示することを規定している。現行法で対応可能なデジタル化の方法やインターネット上に公開する場合のプライバシー配慮の観点を踏まえた公示事項の範囲等について具体的な方針を示すなど、デジタル化の具体的な手法を早期に定めるべきである。

さらに、地方独自の先進的なデジタル化の取組が各地域で活発に進むよう、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」について地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とするべきである。

令和6年度補正予算において創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」は、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援することとされた。交付金の運用に当たっては、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とするべきである。

< 具体的要望内容 >

(1) 地方自治体が法令等に基づいて行う行政手続についてデジタル化を進めるため、「デジタル完結に向けた工程表」に全ての行政手続を掲載し、期限を明示すること。

(2) 事業者の利便性を高めるため、企業・団体等の事業所ごとにGビズIDを付番すること。

また、補助金申請システム（J グランツ）においては、個人を対象とした補助金にも活用できるようにするとともに、振込口座のワンスオンリーなど、機能拡張についても地方自治体の意見を取り入れながら進めること。

(3) 登記情報連携システムによる登記事項証明書の添付省略や、今後運用が開始される法人ベース・レジストリを活用した変更届出のみなし制度の対象手続を、地方自治体の条例及び規則等に基づく手続にも拡大すること。

(4) 各省庁のアナログ規制の見直しについては、地方自治体の参考となるよう、取組状況を取りまとめた上で、わかりやすい形で公表すること。

また、地方自治体がアナログ規制の見直しを進めるため、関連する法令等について必要な措置を講ずること。

(5) 行政手続法で定める公示送達について、デジタル化の具体的な手法を早期に定め、通知すること。

(6) 地方独自の先進的なデジタル化の取組が各地で活発に進むよう、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」について、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とすること。

2 2 税務行政におけるデジタル化推進

1 ICTを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省・国税庁)
(都所管局 主税局)

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、環境整備を行うこと。

<現状・課題>

地方自治体における税務事務の現場では、国や他の地方自治体との情報連携を紙媒体で行っている場面が多数あり、閲覧作業や紙媒体から税務事務システムへの入力作業など、様々な事務負担が発生している。

また、事業者にとって、地方自治体ごとに異なる書式・様式による税務手続が、大きな負担となっている。この状況を解消するためには、ICTを活用して情報連携を進めていくことが必要である。

こうした認識の下、都では、バックオフィス連携（国、地方自治体等とのデジタル化されたデータ連携）の実現を含む2030年の税務行政の将来像を示した主税局ビジョン2030を策定し、検討を進めている。

しかし、例えば、紙媒体での情報連携時に使用している各地方自治体等の様式・帳票については、項目の名称や順番などレイアウトがそれぞれ異なっており、そのままデータ形式に変換した場合、全国的に標準化されていないため、情報連携を円滑に実施することが困難である。

このような課題がある中、総務省が主体となり、地方自治体の税務システムについて標準化の検討が進められており、「税務システム等標準化検討会」では、令和7年3月に「税務システム標準仕様書【第4.1版】」が策定された。

また、デジタル庁において、他の行政機関等との連携要件について検討が進められており、令和4年8月に「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」が策定され、現在の最新版は令和6年9月に公開された【第4.1版】となる。

さらに、上記に加えて国においては公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備・活用や文字要件の検討といった、データ連携を促進する取組が継続して行われている状況にある。

今後の円滑な情報連携を推進していくためには、引き続き、地方自治体の意見を踏まえながら、人口減少社会を見据えて行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等を行うことが必要である。

<具体的要求内容>

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、引き続き、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等をはじめとした環境整備を行うこと。

参 考

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）より抜粋】

第 1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

4. 重点課題への対応の方向性

（4）国・地方デジタル共通基盤の整備・運用

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくには、約 1,800 の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要であり、「第 6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に取り組む。

【「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）より抜粋】

第 2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標に関する事項（標準化法第 5 条第 2 項第 1 号）

2.1 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義

（1）国は、地方公共団体や基幹業務システムを提供する事業者の意見を丁寧に聴き、標準化対象事務を処理するシステムについての標準化基準の策定及び変更を行う。

第 3 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針（標準化法第 5 条第 2 項第 2 号）

3.4 標準化法に基づく意見聴取等

3.4.2 標準化基準の策定及び変更に係る意見聴取等（標準化法第 6 条第 3 項及び同第 7 条第 3 項）

○ 標準化基準の策定又は変更に当たっては、デジタル庁が別途定める方法により、その検討過程を公開し、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握するため、地方公共団体や事業者から幅広く意見の聴取を行う。

第 4 共通標準化基準に関する基本的な事項（標準化法第 5 条第 2 項第 3 号）

4.1 データ要件・連携要件に関する標準化基準に係る事項（標準化法第 5 条第 2 項第 3 号イ）

4.1.3 機能標準化基準との関係

○ データ要件・連携要件に関する標準化基準は、機能標準化基準を実現するために必要不可欠なものであることから、各標準化対象事務の機能標準化基準との整合性を確保しなければならない。

第 5 標準化基準の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項（標準化法第 5 条第 2 項第 4 号）

5.2 共通標準化基準

5.2.1 共通標準化基準の策定及び変更

- 共通標準化基準については、第４に示す基本的な事項に基づき、デジタル庁が総務省と協議し、策定する。
- 特に、データ要件・連携要件に関する標準化基準は、機能標準化基準と密接に関係することから、制度所管省庁と密に連携しながら、策定することとする。

【「令和６年度（２０２４年度）地方税における電子化の推進に関する検討会　とりまとめ」（令和６年（２０２４年）１１月）より抜粋】

４．国税・他機関との情報連携等

現在、eTAX・国税情報システムの次期更改を契機として、実務的な準備が整ったものから順次、国税・地方税間における情報連携を拡充していくことが検討されている。地方団体の実務上のニーズやセキュリティ対策等も考慮しながら、制度面も含めて、着実に検討を進めるべきである。

併せて、地方団体間の手続についても、電子的に通知できる情報の範囲の拡大や、照会・回答業務のオンライン化などに取り組むことが重要である。

2 地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

(1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。

(2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。

また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

<現状・課題>

地方自治体は、社会構造の変化に対応していくため、行政のデジタル化を実現することが喫緊の課題となっており、都においても主税局ビジョン2030を策定し、税務手続のデジタル化を推進している。

税務手続のうち、地方税の電子申告・電子納税については、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）」を利用して一元的に行われている。

電子申告は、納税者の利便性を向上させるとともに税務事務の効率化に寄与するものであり、都においても、平成17年8月から、順次利用可能な税目を増やしてきたが、一部の税目ではいまだに利用率が低い状況となっている。

こうした中、法人二税の電子申告については、平成30年度税制改正により、大法人の電子申告が義務化され、中小法人に対しても、令和2年12月に総務省が「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、将来的には利用率を100%とする目標が設定されていることから、普及促進活動を推進し利用拡大を図ることが求められている。

また、電子納税については、令和元年10月から、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とする地方税共通納税システムが導入されたことで、キャッシュレス納税が可能となり、納税者や金融機関、各地方自治体等の事務負担が軽減されている。

当初、対象税目は法人二税など申告税目を中心であったが、令和5年4月からは、賦課税目である固定資産税・都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割を含め、全税目が対象となり、利便性の向上が図られている。

しかし、賦課税目では、地方自治体が税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書等を納税者に送る必要があり、納税者の利便性を一層向上させるためには、通知の受領から納付手続までを一貫して電子的に完結できる仕組みの構築、eLTAX・マイナポータルなどシステム環境の整備が不可欠である。

また、電子化に伴い地方自治体の税務事務システムは大規模に改修していくこととなるため、全ての地方自治体に対して財源措置が必要となる。

< 具体的要求内容 >

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。

また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

参 考

【都における電子申告の利用率の状況（令和5年度）】

法人二税 85.9%、固定資産税（償却資産） 66.3%、事業所税 50.1%

【「令和6年度（2024年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」（令和6年11月）より抜粋】

1. 地方税関係通知の電子的送付

(1) 納税通知書等のデジタル化

本検討会としては、以下に述べるとおり、納税通知書（課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む）並びにそれに付随する納付書について、eLTAX 経由で電子的に送付できる仕組みを導入すべきと考える。

- ① 納税通知書の電子的送付
- ② 納付書の電子的送付
- ③ 電子納税通知書の正本化についての検討

(2) 納税証明書のデジタル化

納税通知書等以外の地方税関係通知のうち、利用者ニーズが見込まれ、地方団体のニーズも高いものとして、納税証明書のデジタル化が考えられる。

納税証明書の交付は申請・納付・通知等の複数の要素から成り立っており、納税通知書等の電子的送付が実現することで、それらを一体的にデジタル化することが可能となる。よって、その実現後、早期に納税証明書のデジタル化を実現していくべきである。

2. 納付手続のデジタル化

納付の前段階で電子申告等がなされる税目については、より利便性の高い仕組みとなるよう更なる改善を図っていくことが必要である。具体的には、申告に係る eLTAX 利用率が8割を超えている法人二税等については、電子申告等の際に、同時に eLTAX ダイレクト納付を行う旨の意思表示を行う機能の実装等により、利便性を高めていくことが望ましい。

さらに、納税通知書等の電子的送付を契機として、通知から納付までの一体的なデジタル化を実現できることから、納税者からの毎年の納付手続自体が不要となる方策の推進についても検討していくことが適当である。

3. 申告・申請手続のデジタル化

地方税法令に基づく申告・申請等手続のうち、デジタル化未対応であったものについては、令和7年（2025年）末に向け、着実にデジタル化が進んで

いる。

今後は、条例等に基づく申告・申請等手続のうち、納税通知書と併せて送付されている送付先変更届や口座振替依頼書等による手続や、全国的に特に年間件数の多い手続等について、デジタル化を検討していくことが望ましい。

【オンライン利用率引上げの基本計画（令和2年12月4日）】

中小法人における法人住民税・法人事業税の電子申告（eLTAX）

オンライン利用率目標 85%

取組期間（達成期限） 3年（令和5年度末）

平成30年度税制改正において、大法人の電子申告義務化（令和2年4月以後開始事業年度から適用）が実施されたことから、大法人の法人住民税・法人事業税の申告については、電子申告の利用率100%が達成される。

現在電子申告義務化の対象となっていない中小法人については将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告の利用率100%を目標とするが、当該義務化が未実施の現状においても、法人全体のオンライン利用率を向上させることを目指し、当面の目標値として設定したもの。

3 評価額情報の活用による利便性向上

(提案要求先 総務省・法務省)
(都所管局 主税局)

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

<現状・課題>

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は市町村（特別区においては都。以下同じ。）が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等に記載された評価額により登録免許税を算定し、法務局へ納付することとなっている。

これにより、都においては不動産の所有権移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約 30 万件あり、窓口及び郵送請求対応に多大な労力がかかっていると同時に、申請者にとっても負担が生じている。

一方で、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局に対し、電子データによる評価額情報の通知を行っているところであり、法務局が当該データを活用し、登録免許税の算定等を行うこととすれば、固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、申請者の利便性向上に資する。

<具体的要求内容>

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

参 考

【地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）】

（土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知）

第 422 条の 3 市町村長は、第 410 条第 1 項、第 417 条、第 419 条第 2 項又は第 435 条第 2 項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は比準価格その他総務省令で定める事項を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

4 課税情報へのマイナンバー紐付けの推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省)
(都所管局 主税局)

都道府県における課税情報とマイナンバーの適切な紐付けが進むよう、必要な環境整備を行うこと。

<現状・課題>

令和3年にデジタル改革関連法（注）が成立し、国・地方の情報システムのありべき姿として、ワンスオンリーの実現により国民負担を軽減し、行政コストを削減する観点から、行政機関間の情報連携の徹底が必要との方向性が示された。

その後、令和6年度「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、デジタル完結の基盤として、マイナンバー制度／マイナンバーカードをはじめとするデジタル共通基盤に係る取組を強化・加速していくとされており、利便性の高い行政サービスの提供や、行政機関の事務処理の効率化を実現するために、マイナンバー制度に基づく機関間の情報連携については、現在の中間サーバ等に相当する共通機能の提供や情報提供ネットワークシステムの刷新を行うとされている。

こうした中、都道府県の税務事務においては、各種申告書や不動産登記等を起因として課税客体を捕捉し課税しているが、多くの税目では申告書等にマイナンバーの記載が必須とはされていない。このため、上記申告書等を基に別途住民基本台帳ネットワークシステムを用いて公簿情報を照会し、マイナンバーを課税情報に紐づけているが、件数が膨大であることや申告書における記載不備等により紐付け作業に多くの手間と時間を要している。

特に、区市町村と異なり住民基本台帳を保有していない都道府県におけるマイナンバーの紐づけの難しさは、国や各種検討会においても課題として認識されているところである。

課税情報とマイナンバーの紐付けについては、納税通知書の電子化のみならず、更なる納税者の利便性向上や今後の国税・地方税間の連携、そして人口減少社会を見据えた税務事務の効率化につなげるためにも確実に対応することが必要である。

<具体的要求内容>

都道府県における課税情報とマイナンバーの適切な紐付けが円滑に進むよう、申告・捕捉時にマイナンバーがセットで連携される制度など、紐付け作業の効率化に向けた具体的な検討を進めること。

（注）デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

(令和3年法律第39号)、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)の6本の法律から構成される。

参 考

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)より抜粋】

第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

4. 重点課題への対応の方向性

(4) 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくには、約1,800の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要であり、「第6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に取り組む。

【「国・地方デジタル共通基盤の整備・運営に関する基本方針」(令和6年6月21日閣議決定)より抜粋】

第6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針

2. 取組の方向性

ii) デジタル公共インフラ(DPI)

- ・ オンラインの社会活動を前提とした際に、官民サービスの社会基盤として必要となるDPIは、共通のものとして整備することが社会コストの低減やユーザーの利便性に資するものである。共通SaaS利用の前提として、DPIであるマイナンバーカードによる個人認証、GビズID等の認証基盤、不動産や法人基本情報等のベース・レジストリ等は原則として、国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当である。
- ・ DPIについては多くの主体によって利用されてはじめてその効果が最大化されるものであり、各府省庁による利用の徹底は必須とし、また、地方公共団体においてもその利用に努める必要がある

【令和6年度(2024年度)地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ(令和6年11月)】

3. 申告・申請等のデジタル化

地方税法令に基づく申告・申請等手続のうち、デジタル化未対応であったものについては、令和7年(2025年)末に向け、着実にデジタル化が進んでいる。

そのうち、個人住民税の申告手続については、マイナポータルとの連携を行うことでeLTAXのID取得を不要とし、マイナンバーカードの読み取りにより氏名、住所等を自動入力する機能を設けるなど、できる限り簡便に申告できるよう工夫すべきである。

今後は、条例等に基づく申告・申請等手続のうち、納税通知書と併せて送付されている送付先変更届や口座振替依頼書等による手続や、全国的に特に年間件数の多い手続等について、デジタル化を検討していくことが望ましい。

4. 災 害 対 策

1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 政策企画局・都市整備局・建設局)

「TOKYO強靱化プロジェクト」を推進するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、必要な制度の拡充や創設、人材の確保に向けた取組を進めること。

<現状・課題>

これまで東京は、災害に度々襲われ、新型コロナウイルスなど感染症の脅威にもさらされてきた。今後も、大規模な風水害や地震、火山噴火、新たな感染症の流行などがいつ起きてもおかしくはなく、これらが複合的に発生するリスクもある。

令和5年3月のIPCC報告書では、風水害などの災害の増加・激甚化の引き金となる気温上昇の可能性が改めて示されている。

また、令和4年5月に公表した東京都の新たな首都直下地震等の被害想定でも、自然災害のリスクが改めて確認された。加えて、令和2年の国の報告で、富士山の大規模噴火時には、首都東京においてもインフラ等に甚大な被害が発生するとされている。

こうした災害の危機に直面する中であっても、都は、都民の生命と暮らしを守り、首都東京の機能や経済活動を維持するため、令和4年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト」を始動した。令和5年12月には、危機への備えを更にレベルアップした「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」を公表した。

また、「2050 東京戦略」（令和7年3月策定）に掲げた都市の強靱化等の戦略を推進・加速するため、自然災害に加え、今後一層厳しくなる暑さや地政学リスクの高まりなど、都を取り巻く状況変化も踏まえ、プロジェクトを強化・アップグレードしていくこととしている。

本プロジェクトでは、100年先も安心できる東京を目指し、風水害や地震など東京が直面する危機に対して、ハード・ソフト両面から実効性の高い施策を展開するという方針の下、都が取り組むべき事業を取りまとめている。

本プロジェクトの事業規模は、2040年代までの総額で17兆円、当初10年間で7兆円を見込んでいる。首都である東京が災害に対して強靱化を図ることは、東京を守ることだけにとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要であることを踏まえ、長期にわたる本プロジェクトを推進していくために必要な財源を、安定的・継続的に確保する必要がある。加えて、プロジェクトの着実な推進に向け、大規模水害対策の推進を目的とした各種事業の柔軟な運用など、必要な制度の拡充や創設などが重要である。

また、大規模なインフラ整備等の実施に当たっては、受注者側である建設業の人材確保が重要である。国土交通省の「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」の資料によると、建設業は現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、

将来の担い手の確保が急務であるとされている。これは、本プロジェクトだけでなく、公共事業や民間の発注を含め、東京はもとより日本全体にとっても重要な課題である。

今後、都民の安全・安心を確保できる、強靱^{じん}で持続可能な都市を実現するため、こうした課題に対応しながら、本プロジェクトに位置付けた様々な新規・拡充事業を着実に実施していかなければならない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 「TOKYO強靱化プロジェクト」の推進に向けて、大規模な風水害や地震、火山噴火などの対策に必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、大規模水害対策の推進を目的とした各種事業の柔軟な運用など、必要な制度の拡充や創設を行うこと。
- (2) 「TOKYO強靱化プロジェクト」に位置付けた事業の着実な実施に向け、建設業における働き方改革の推進など、インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組を強化すること。

参 考

【TOKYO強靱化プロジェクトの事業規模】

(1) 総事業規模（概算）

総事業規模（概算）	
	うち当初10年間
17 兆円	7 兆円

※本プロジェクトの推進に必要な、2040 年代までの事業規模を示している。

※一部の事業は完了が 2040 年代を越えるものがある。

※「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」公表時点での事業規模であり、今後変更が生じる可能性がある。

(2) 事業規模（概算）の内訳

区 分	事業規模（概算）の内訳	
		うち当初10年間
激甚化する風水害から都民を守る	7.1 兆円	2.0 兆円
大地震があっても「倒れない・燃えない・助かる」まちをつくる	9.6 兆円	3.8 兆円
噴火が起きても都市活動を維持する	2.1 兆円	0.6 兆円
災害時の電力・通信・データ不安を解消する	1.4 兆円	1.3 兆円
感染症にも強いまちをつくる	0.7 兆円	0.4 兆円

※複数の危機に対する事業があるため、合計は総事業規模と一致しない。

2 首都直下地震等への備え【最重点】

1 首都直下地震対策の具体的な推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・国土交通省)
(都所管局 総務局・政策企画局)

- (1) 首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、首都直下地震対策特別措置法に基づく取組に対して、財政上の措置を講じるなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。
- (2) 首都中枢機能を継続していくため、首都直下地震に備えた首都圏内における代替機能の確保・強化及び発災時の活用について、着実に取組を進めること。

<現状・課題>

政治・経済の機能が高度に集積する首都・東京において、首都直下地震等の災害に備えることは、東京を守ることだけにとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要である。令和4年5月に都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、最大規模の被害を想定した場合で、都内だけでも建物被害19万棟以上、死者6千人以上など、甚大な被害が見込まれる。都は、こうした被害想定を受け、令和5年5月に修正した「東京都地域防災計画震災編」において、2030年までに、首都直下地震等による人的・物的被害をおおむね半減させるという減災目標を設定し、その実現に向けた防災対策の充実強化に取り組んでいる。

また、大規模災害時に都庁の代替施設として、国の立川広域防災基地等との緊密に連携できるよう、多摩地域において新たな防災拠点の整備を進めている。

国においては、平成25年12月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号。以下「法」という。）が施行された。平成26年3月には法に基づく首都直下地震緊急対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるとともに、平成27年3月には基本計画が変更され、首都中枢機能の継続性の確保や膨大な人的・物的被害への対応等に関し、今後10年間で達成すべき減災目標とともに、当該目標を達成するための施策に係る具体目標と所管省庁等が定められた。しかし、依然として当該目標の達成に向けて国として責任を持って取り組む具体的な施策が明確になっていない。

さらに法では、緊急対策区域又は首都中枢機能維持基盤整備等地区に指定された区市町村を含む都県は地方緊急対策実施計画や首都中枢機能維持基盤等整備計画、特定緊急対策事業推進計画（以下「地方計画等」という。）を作成することが

できるとされているものの、地方計画等に位置付けられた首都直下地震対策に対する国の具体的な財政上の措置等は図られていない。

また、国は、令和 5 年 12 月に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策について検討しているところであるが、首都中枢機能の継続に当たっては、平時から代替機能を確保し、これらを発災時に活用することによって行われるべきである。その際、発災時に可能な限り迅速かつ確実に機能する体制を構築するためには、物理的・時間的にも近接な首都圏内の拠点を活用すべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 首都直下地震をはじめとする災害から首都圏 3,500 万人の住民の生命と財産を守るとともに、国の政治経済の中枢機能への打撃を最小限にとどめるため、基本計画に位置付けられた膨大な人的・物的被害への対応や首都中枢機能の継続性の確保に関し、国が責任を持って取り組む施策を明確にし、着実に実施すること。
- (2) 地方計画等に位置付けられた、都をはじめ地方自治体が進める首都直下地震対策に対して、具体的な財政上の措置等を講じること。
- (3) 首都中枢機能を継続していくため、首都直下地震に備えた首都圏内における代替機能の確保・強化及び発災時の活用について、着実に取組を進めること。

2 国土強^{じん}靱化の推進

(提案要求先 内閣官房)
(都所管局 総務局)

国土強^{じん}靱化地域計画に位置付けられた強^{じん}靱化の取組に対して、具体的な財政措置を講じること。

<現状・課題>

平成 25 年 12 月に施行された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強^{じん}靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）において、都道府県又は市町村は、国土強^{じん}靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強^{じん}靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされている。都は様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京における防災施策の指針として「東京都国土強^{じん}靱化地域計画」を平成 28 年 1 月に策定した。

東京は我が国の人口の約 1 割が居住する大都市であるだけでなく、政治・行政・経済などの首都機能を有する日本の心臓であり、災害時には応急対策から、復旧・復興まで中枢機能を担わなければならない。

災害時においても、首都機能を維持していくための取組に係る財政需要は膨大であり、東京都は多額の事業費を計上している。その取組は東京だけのためではなく、日本にとって不可欠なものである。

国は、これまで地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の交付に当たって、「重点化」・「一定程度配慮」を行ってきた。加えて、地域計画に実施箇所等の具体的な内容が位置付けられた事業への「重点化」を更に進めるとしている。一方で、首都機能はもちろん、医療機能、交通・物流機能、情報通信機能等様々な重要機能の在り方を強^{じん}靱化の観点から見直し、対策を着実に推進することは、国家的な観点からも大きな意義と責任があり、東京都だけがその責任を負うことは適当ではない。地域計画に位置付けられた取組に対しては、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等確実かつ具体的な財政措置を講じることが必要である。

<具体的要求内容>

地域計画に位置付けられた国土強^{じん}靱化の取組に対して、首都機能の維持・向上という観点からも、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等、東京都への具体的な財政措置を講じること。

3 災害時における避難者支援の推進【最重点】

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 総務局)

災害時に避難者全員が安全・安心で快適な避難生活を送れるよう、総合的な避難者対策を推進すること。

令和4年5月に都が公表した被害想定では、首都直下地震が起こった場合、都内の避難所避難者数は約200万人に上ると見込まれ、都民の生命と健康を守るため、避難所生活の質の向上は喫緊の課題となっている。このため、都は、令和6年度に「東京都避難所運営指針」を策定し、区市町村と連携して避難所改革に取り組んでいる。

避難所の運営にあたっては、簡易ベッド等の提供や清潔なトイレ環境の確保等に加えて、女性や要配慮者の事情に応じたニーズに対する十分なサービスが提供される必要がある。

また、現在、災害時にも生活を継続できる防災対応力の高いマンションが普及しており、被害が軽微であれば在宅避難が可能であることから、今後、在宅避難を選択する都民が増加することが見込まれる。このため、在宅避難が可能かどうかの判断が早期に実施できる環境を整備するとともに、在宅避難者への支援策も充実・強化する必要がある。

近年、激甚化・頻発化している自然災害への対応状況を踏まえ、国は避難所避難や在宅避難等も含めた避難者全員が安全・安心で快適な避難生活を送れるよう、総合的な避難者対策を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 避難所環境・運営の向上や在宅避難者等の支援、トイレ環境の確保に資する取組に対し、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を継続・拡充するなど、一層の財政支援を行うこと。
- (2) 建築に関する専門知識を有さない者が、災害時における建築物（高層建築物を含む）の安全確認を早期かつ簡便に行えるよう「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」の見直しを図るなど、在宅避難を選択する際の判断基準を明確に示すこと。

4 帰宅困難者対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・国土交通省)
(都所管局 総務局)

大震災時に発生する帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進すること。

<現状・課題>

東京都防災会議の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）では、帰宅困難者は約453万人発生すると想定している。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の調査によれば、東日本大震災においても、鉄道の運行停止により都内で約352万人の帰宅困難者が発生し、多数の帰宅困難者が駅前に滞留するなど、課題が顕在化した。首都直下地震等の大規模地震が発生し、多くの人が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになりかねない。

このため、企業や学校等における施設内待機や鉄道事業者等の利用者保護などの一斉帰宅の抑制、行政と民間事業者の協力による一時滞在施設の確保、家族との安否確認や正確な情報提供に必要な情報通信基盤の整備、安全が確認された後の代替輸送も含めた帰宅支援などの対策を強化する必要がある。

都ではこうしたことを踏まえ、都と国で、経済団体、鉄道事業者等と横断的な課題について検討する協議会を設置し、官民それぞれが連携して行う対策について、平成24年9月に最終報告を取りまとめた。都は、この協議会での議論を踏まえ、平成25年4月に東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を施行しているが、対策はまだ道半ばである。

内閣府は、令和4年8月に公表した「帰宅困難者対策に関する今後の対応方針」に沿って、帰宅困難者対策の一層の実効性向上を図り、迅速かつ円滑な応急活動を確保するための対応方策の検討結果として、令和6年7月に「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」を一部改正し、「帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供の在り方」と「一斉帰宅抑制後の帰宅場面」における再度の混乱発生の防止」の2つの観点を加えたところである。特に、民間事業者による従業員の一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底とそれに必要な備蓄の推進、民間事業者による帰宅困難者の受入促進、帰宅困難者に対する情報提供など、広域的課題について大きな役割を果たすことは国の責務であり、国をはじめ都や民間事業者を含めた社会全体で取り組む総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

また、東京都は新たな被害想定に基づき、令和5年5月に東京都地域防災計画震災編及び東京都帰宅困難者対策実施計画を改定したところである。この中でも引き続き帰宅困難者対策の諸課題に対応していくこととしている。

<具体的要求内容>

- (1) 「一斉帰宅の抑制」の観点から、従業員の施設内待機とそれに必要な3日分の飲料水や食料等の備蓄を行うことについて、国として、民間事業者に対する働き掛けを強化すること。
- (2) 「利用者保護」の観点から、鉄道事業者や集客施設の設置者又は管理者などに対し、利用客の保護を図ることや、必要となる飲料水や毛布、医薬品などを備蓄するよう指導すること。
さらに、利用者を保護するために必要となる、利用者が安全に待機できる場所や、飲料水や毛布、医薬品などを備蓄する倉庫を設置するよう強く働き掛けること。
- (3) 「一時滞在施設の確保」の観点から、以下の措置を講じること。
 - ① 自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。
 - ② 国の庁舎及び関係機関の所有又は管理する施設について、発災時に、都や区市町村の要請により、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できる施設を確保するとともに、飲料水や食料等の備蓄、情報通信体制の整備、非常用電源等の確保など、運営体制の整備を行うこと。
 - ③ 今後の民間が担う一時滞在施設において不可欠な帰宅困難者用の3日分の飲料水及び食料等の備蓄が実施できるよう、財政措置を講じること。その際は、民間事業者の負担を可能な限り軽減すること。
 - ④ 一時滞在施設に協力をした民間事業者に対し、法人税の軽減などの税制措置を行うこと。
- (4) 「迅速な安否確認と正確な情報提供」の分野では、災害時に強い通信基盤の整備や、帰宅困難者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくりについて、早期に実現すること。
- (5) 「帰宅支援」について、要配慮者の特別搬送に関するマニュアルの策定や鉄道運行の早期復旧を図れる体制づくりなどオペレーションに係る検討を進めること。

参 考

○ 一時滞在施設確保状況（令和7年1月現在）

【施設数】1,281か所

（国等 29、都立 223、区市町村 314、民間 715）

【受入人数】約 47.8 万人※

（国等 約 1.5 万人、都立約 9.0 万人、区市町村 約 10.7 万人、民間 約 26.6 万人）

※66 万人の都内需要者数（屋外で被災した行き場のない帰宅困難者。本数値は令和4年5月に試算。）に対し、約 72%

5 緊急地震速報の改善

(提案要求先 気象庁)
(都所管局 総務局)

緊急地震速報について、首都直下地震等に対応できるよう発表の迅速性と予想精度向上のための取組を早急に行うこと。

<現状・課題>

首都直下地震については切迫性が高く、東京都防災会議の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）では、マグニチュード7クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70パーセント程度と推定されている。

また、同報告書で発表した首都直下地震の被害想定では、都心南部直下地震の場合、死者6,148人と、甚大な被害をもたらすことが想定されている。

緊急地震速報は、こうした被害の軽減に有効であるが、原理的にP波とS波の到達時間の差を利用していることから、震源に近いところ（おおむね30km以内）では速報が間に合わないといった限界がある。

気象庁では、新しい観測技術の導入や大深度地震計を含む新たな地震観測網の取り込み等の構想を平成26年度に打ち出し、平成28年12月にIPF法導入、平成30年3月にPLUM法の運用開始、令和元年6月に日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の観測データの活用開始、令和2年3月にはS-netの全6系統150カ所の観測点を追加、令和5年9月には改良を加えたIPF法の運用を開始した。また、人工知能の活用検討等、技術的・設備的改良や南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の活用検討を進めているが、時間的猶予が少ない直下型地震に関しては、速報性の更なる改善が必要である。

なお、気象業務法の規定により、地震動により重大な災害が起こるおそれのある際に発表する、「緊急地震速報（警報）」は気象庁のみが発表できるとされており、首都直下地震対策特別措置法においても、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備については、国の努力事項と規定されている。

<具体的要求内容>

- (1) 発生した地震をより迅速・正確に観測できるよう地震観測点を増設し、島しょ地域も含めた首都圏の地震観測網をより一層充実させること。
- (2) 観測された地震の情報を即時に分析し、大きな地震動が予想される地域及び震度をより迅速・正確に推定するなど、予測技術の更なる改善を推進すること。

(1) 緊急地震速報の種類について

緊急地震速報には、利用者のニーズに合わせて「緊急地震速報（警報）」と「緊急地震速報（予報）」の2種類がある。

・緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上の揺れが予想されたときに、強い揺れ(震度4以上)が予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。

・緊急地震速報（予報）

最大震度3以上の揺れが予想されたとき、またはマグニチュード3.5以上と推定されたとき等に発表する。

(2) 緊急地震速報（警報）の発表主体について

気象庁は、平成19年10月1日の一般提供開始当初、緊急地震速報を、気象業務法第11条に基づく観測成果の発表として提供していたが、その後同法を改正し、地震動（地震による揺れ）に関する警報・予報と位置付けた（平成19年12月1日施行）。

その際、発表する名称については、引き続き「緊急地震速報」を用いることとし、警報を「緊急地震速報、あるいは緊急地震速報（警報）」、予報を「緊急地震速報（予報）」と定めている。

これにより、緊急地震速報(警報)は、気象庁以外のものによる発表が禁じられるとともに、NHKに放送の義務がそれぞれ規定された。

(3) 首都直下地震対策特別措置法における記述

（地震観測施設等の整備）

第三十五条 国は、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

(4) I P F法について

気象庁が平成28年12月14日から運用を開始した、緊急地震速報の技術的な改善手法の一つであり、緊急地震速報の震源決定や地震判定において、より信頼性を向上させた震源の推定手法である。

(5) P L U M法について

気象庁が平成30年3月22日から運用を開始した、緊急地震速報の技術的な改善手法の一つであり、巨大地震の震源から遠い地域での震度予測において、精度を向上させた震度の推定手法である。

(6) 日本海溝海底地震津波観測網 (S-net) について

国立研究開発法人防災科学研究所（以下「防災科研」という。）が保有する東日本太平洋沖の地震津波観測網であり、気象庁が防災科研と連携し、S-net の観測データを緊急地震速報に活用することで、東日本太平洋沖で発生する地震に対して緊急地震速報発表の迅速化が期待され、令和元年 6 月 27 日から運用を開始した。

なお、運用開始当初は S-net の観測点のうち、日本海溝より陸側の観測点のデータを活用していたが、令和 2 年 3 月 24 日から、日本海溝より東側の観測点のデータも活用している。（全 6 系統 150 ヲ所）

(7) 人工知能と物理モデルを組み合わせたハイブリッド予測手法について

防災科研が進める「地震・津波予測技術の戦略的高度化」のプロジェクト研究にて、人工知能 (A I) と物理モデルに基づく地震動予測式を組み合わせたハイブリッド予測手法を新たに開発した。この成果をもとに研究をさらに進めることにより、将来の地震災害に備えるための地震ハザード評価や地震発生直後の緊急地震速報の精度向上につながることが期待されている。

(8) 南海トラフ海底地震津波観測網 (N-net) について

南海トラフ地震の想定震源域のうち観測網が設置されていない西側の海域（高知県沖から日向灘）に整備中のケーブル式海底地震津波観測システムで、沖合システムと沿岸システムから構成される。令和 6 年 7 月に整備完了した N-net 沖合システムについて、18 地点に設置した地震計及び津波計による観測を行っている。

6 地震・津波等に係る観測体制等の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・文部科学省・気象庁・海上保安庁・国土地理院)
(都所管局 総務局)

- (1) 住民等の避難に必要となる地震や津波の情報を、迅速かつ適切に提供するため、地震・津波等の観測体制を強化すること。
- (2) 地震や津波の情報が観測された場合は、あらゆる手段を用いて、適時・適切に情報提供を行う体制を整備すること。
- (3) 全ての島しょ地域における地形データについて、航空レーザー測量を導入するなど、高精度化を進めること

<現状・課題>

島しょ地域に暮らす住民等の命を守るため、地震・津波等の観測体制の強化や、最新の知見やデータに基づく被害のリスク評価、迅速かつ適切な情報提供体制の整備を行うことが極めて重要である。

短時間で到達する津波により、東京都の島しょ地域に甚大な被害を及ぼすと想定される南海トラフ地震は、今後 30 年以内の発生確率が 80%程度とされており、加えて、令和 6 年 8 月には「臨時情報（巨大地震注意）」が初めて発令されるとともに、国の「南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ」の報告書では、時間差を置いて発生する地震等への対応の強化が位置付けられるなど、津波防災の推進は喫緊の課題である。

令和 5 年 10 月 9 日に発生した鳥島近海を震源とする地震に伴う津波では、八丈島や神津島では漁船等の転覆等の被害が発生した。この地震のマグニチュードは不明とされており、八丈島において津波が観測された後に、津波注意報が発表された。過去にも伊豆諸島で同様の津波が観測されているが、この海域には地震・津波観測の空白域が存在している。

また、津波による浸水想定を行う際、国土交通省による「津波浸水想定の設定の手引き」では、最も解像度が高い国土交通大臣等による航空レーザー測量の結果等を活用することが基本とされているが、航空レーザー測量による地形データがない島しょ地域の一部では、地形図の等高線を基にした高さの精度が低い基盤地図情報によるため、誤差が大きくなる恐れがある。

<具体的要求内容>

- (1) 住民等の避難に必要となる地震や津波の情報を、迅速かつ適切に提供するため、広大な観測の空白域となっている八丈島と父島の間地震・潮位観測機器設置や伊豆諸島における潮位観測機器の充実など、地震・津波等の観測体制の強化を図ること。
- (2) 地震・津波等の観測体制の強化に加え、南海トラフ地震をはじめとする地

震や津波の情報が観測された場合は、住民等の迅速な避難につながるよう、あらゆる手段を用いて、適時・適切に情報提供を行う体制を整備すること。

また、引き続き、地震や津波に関する情報を適時・適切に自治体や関係機関に提供すること。

- (3) 全ての島しょ地域における地形データについて、航空レーザー測量を導入するなど、高精度化を進めること

7 マンション防災の推進【最重点】

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部・総務局・生活文化局)

マンションにおける防災力向上のため、日頃の備えや地域との連携等の重要性について普及啓発を強化すること。また、管理計画認定制度の拡充や財政支援などを行うこと。

<現状・課題>

東京都においては、約 900 万人の都民がマンション等の共同住宅に居住しており、マンションが主要な居住形態として広く普及している。そのため、マンション等の防災力の向上は喫緊の課題であり、東京都地域防災計画震災編（令和 5 年 5 月修正）において新たにマンションの防災力向上を明記した。

一般的にマンションは、災害に対して強靱な構造物であるが、東日本大震災の際には、建物自体が損傷を受けていなくても、停電により給水ポンプやエレベーターが停止し、在宅避難が継続不能となる事態が発生した。

また、高層階ほど家具の転倒・落下等が多く発生する傾向が見られた。マンション防災に関連する制度としては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）の改正により創設され、令和 4 年 4 月に開始された管理計画認定制度（以下「認定制度」という。）や、東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度などの自治体独自の制度がある。

また、一部の自治体では、避難所として協定を締結したマンションによる設備設置やコミュニティ形成などの取組に対して支援を行っている。

令和 5 年 8 月に公表された「今後のマンション政策のあり方に関する検討会とりまとめ」（国土交通省）においては、マンションの防災対策が十分でないことや地域との関わりも十分確保されていないことなどから、管理計画認定制度における自治体独自の基準として防災活動などを定めている事例について他の自治体への展開を進めるとともに、全国的な基準として位置付けることも視野に認定基準の在り方を検討するとされた。

その後、令和 6 年 6 月に公表された「標準管理規約の見直し及び管理計画認定制度のあり方に関するワーキンググループとりまとめ」（国土交通省）では、管理計画認定基準の見直し等に向けて、まずは「管理組合や区分所有者において取組を進めるべき防災対策の例」をマンション関係者に対して広く周知を行い、その後、更なる分析等を進めつつ、将来的に管理計画認定基準への反映について検討を行うとされた。しかし、管理計画認定制度の対象として、新築マンションを拡充する制度改正について改正法が成立したところであるが、防災対策についての検討は進展が見られない。

発災時に適切な防災行動を取り得るマンションを増やし、被災後も住民が安心して在宅避難等を継続していくためには、早急に防災上の備えを推進する必要がある、積極的に防災に取り組むマンションがより評価される市場環境の整備にも

取り組んでいく必要がある。

＜具体的要求内容＞

- (1) エレベーター停止、トイレ使用不可等のマンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや、災害時の共助を促進するための地域との連携等の重要性について、国として、普及啓発の取組を強化すること。
- (2) 防災に係る計画の作成・周知や訓練の実施の取組を必須項目とするなど、認定制度における防災上の視点を高めるよう早期に制度を拡充するとともに、管理計画認定等を取得したマンションが行う非常用発電設備、エレベーター、給排水・トイレ、備蓄等の防災対策に対して財政的な支援を行うこと。
また、こうした防災に積極的に取り組むマンションがより評価される市場の形成に取り組むこと。
- (3) エレベーター等の迅速な点検、復旧のため、業界団体と連携した技術者確保や自治体間の相互支援体制の強化を支援すること。
- (4) 災害時の共助を促進するため、マンション内及び地域コミュニティとのつながりの形成に資する支援を強化すること。

8 災害医療体制の充実

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

都道府県が地域の実情を踏まえた災害医療体制を構築できるよう、全国一律の画一的な基準を設定することなく、地方自治体の自主性及び自立性に基づく取組についても、国の責任において必要な財政支援を行うこと。

また、災害時の効果的な広域支援の在り方について具体的に検討し、国の責任と役割を明確にすること。

<現状・課題>

都はこれまで、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する東京都地域防災計画に基づき災害拠点病院として 84 病院を指定するとともに、救命救急センター等 28 病院に東京DMA Tを整備し、1,000 人を超える隊員の養成を行い、震災のみならず、都市型災害等の大規模災害に対応できる体制整備を進めてきた。

一方、国においては、「災害医療等のあり方に関する検討会」の報告（平成 23 年 10 月 31 日厚生労働省）により、被災地外から参集したDMA Tに必要な物資の提供や移動手段の確保、関係機関の連携体制の構築に向けた地域災害医療対策会議の設置支援などが示されたが、災害医療体制の整備における国の役割や責任を明らかにしていない。

特に、DMA Tについて、都では、東京消防庁連携隊の編成など、災害現場で活動する東京DMA T活動の安全確保策等を講じているところであるが、国が定めるDMA T活動は、十分な安全確保策が図られていない。

さらに、国は、都道府県が航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置することとし、都に対しては都内 3 か所の候補地に SCUを設置するように求めているが、東京国際空港、基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び陸上自衛隊立川駐屯地の 3 か所とも設置運営について関係省庁間で十分な調整が図られていない。広域的な災害対策であることから、国が責任を持って対策を講じるべきである。

このほかにも、災害時における船舶を活用した医療提供体制整備に係る更なる検討や、個人情報保護を踏まえた診療記録の保持、共有など広域的な連携について、国が主体となって進める必要がある。

また、国の通知を受け、都は広域災害救急医療情報システム（EMIS）への全病院登録が完了したが、災害時に医療機関が被災状況等の入力迅速に行うためには、入力内容や操作等に関する研修を行う必要があるところ、国はこれまで、都道府県担当者に対する研修しか実施してこなかった。EMISは、令和 7 年度から新たなシステムに移行しており、災害時に迅速かつ適切に医療救護活動を行うためには、医療機関を含めた全ての利用者の操作習熟が喫緊の課題となってい

る。

災害拠点病院の指定要件については、燃料の確保や病院の機能を維持するための水、衛星通信回線の確保や食料・飲料水・医薬品等の備蓄を3日間程度とすることが示されているが、拠点病院においてこれらの要件を満たすための体制整備を行う際の国からの支援策は講じられていない。

加えて、災害拠点病院は災害時における患者の多数発生時（入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定）に対応可能なスペース等を有することが望ましいとされているため、国土交通省の「災害時拠点強靱化緊急促進事業」を活用し整備をしている。しかし、備蓄倉庫を国の補助金等を活用して整備することなどが事業要件となっているため、補助金を活用できない災害拠点病院は限られており、整備促進を図れない。

地震等の災害時には、災害拠点病院を中心に多くの傷病者を受け入れることになるが、新型コロナウイルス感染症の長期に渡る流行を踏まえた新興・再興感染症まん延下における災害時の医療提供体制について、必要な対策等は示されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 災害医療体制の充実に向け、全国からDMATなどの医療チームが参集した場合に必要な資器材や搬送手段の確保について国の役割と責任を明確化するとともに、地方自治体が地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、熱傷をはじめ災害時に想定される重症者の治療に必要な医薬品・資器材等の備蓄、地域災害医療対策会議の設置準備等に対して補助制度の充実に努めること。
- (2) 広域的に被災地支援を行うDMAT活動については、「病院支援及び地域医療搬送」と「現場活動」を明確に区別し、特に災害現場において消防機関等による安全管理を徹底するとともに、広域的に被災地支援を行うDMAT隊員の安全性を十分に確保すること。
- (3) 東京国際空港、基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び陸上自衛隊立川駐屯地において航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置運営できるように、内閣府等と調整すること。
- (4) 災害時の船舶の活用については、実行性ある取組となるよう、引き続き国が主体となって検討を行うこと。また、災害現場等で用いられている緊急時の診療記録について、災害発生時や大規模イベントでの多数傷病者発生時に円滑に使用できるよう、法的な位置付けや運用上の課題等に関する整理を行い、制度を整えること。
- (5) 医療機関などが災害時に迅速で確実な情報の入力ができるよう、国の責任において、新たなEMISに係る研修等を十分に実施すること。
- (6) 災害拠点病院における災害時用の燃料や病院の機能を維持するための水の確保、通信回線や食料等の備蓄に要する経費について、財政支援を行うこと。
- (7) 災害医療体制の強化を図れるよう、災害時拠点強^{じん}靱化緊急促進事業の事業要件を見直すこと。

- (8) 新興・再興感染症まん延下における災害時の医療提供体制について、必要な対策を示すとともに、都道府県が地域の実情に応じて柔軟に体制整備に取り組むことができるようにすること。

9 災害時における安定的な燃料供給体制の確立

1 災害時における安定的な燃料供給体制の確立

(提案要求先 内閣府・資源エネルギー庁)
(都所管局 総務局)

大規模災害が発生した場合でも、都民の生活に直結する重要な施設へ安定的に燃料が供給されるよう、都と連携し、体制を強化・運用すること。

<現状・課題>

東日本大震災では、宮城、茨城、千葉等の6製油所が稼働を停止し、平常時の約3割に相当する処理能力が失われ、石油事業者は、他地域の製油所の稼働率を引き上げるなどにより対応したが、計画停電や道路の通行止め等の影響により、東京都も含め、局地的な燃料不足が生じた。

国は、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）を平成24年11月に改正し、災害時における国家備蓄の放出や石油元売会社に対する災害時石油供給連携計画の作成・届出を義務付けるなど体制の強化を図った。また、平成28年4月に発生した熊本地震の経験を踏まえて、自家発電機の導入を支援することにより、災害時において地域の石油製品の供給拠点となる「住民拠点SS」の整備を進めてきた。さらに、近年相次いで発生した災害での課題を踏まえ、様々な燃料確保施策を推進している

都は、給油所事業者との契約による燃料備蓄とともに、災害時石油供給連携計画に積極的に関与することで、災害拠点病院等の災害対策上重要な施設の燃料確保を進めることとし、平成27年5月に、資源エネルギー庁、石油連盟等との連携体制を構築するため「大規模災害時における石油燃料の確保に関する連絡協議会」を設置した。

今後、首都直下地震などが発生した場合、燃料供給が確実に確保されないと、都内は大きく混乱し、都民生活に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念されることから、体制の一層の充実が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 大規模災害発生時には、国は、国家備蓄及び民間備蓄の活用、災害時石油供給連携計画の適切な運用等により、燃料供給体制を確保すること。
- (2) 都民生活への影響を極力抑えるため、都が燃料を備蓄している東京都指定給油所をはじめ、国が整備する住民拠点SS等に対して継続的に燃料供給を行うこと。
- (3) あわせて、都民の生活に直結する重要な施設（災害拠点病院をはじめとする医療施設、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設など）へ継続的に燃料が供給されるよう、都との連携を更に強化するなど、体制を整備・運用すること。

2 医療機関の電力と水の確保に対する支援

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

大規模災害発生時に、医療機関が診療機能に支障を来さないよう、電力と水の確保についての具体的支援策を講じること。

<現状・課題>

近年の大規模な自然災害では、医療機関において、停電や地震による揺れ、断水、浸水、暴風等により病院機能に支障を来すなど医療提供体制に大きな影響を受ける災害が相次いで発生している。

様々な検査機器、生命維持装置が稼動している医療機関にとって、電力不足による診療機能の低下は、患者の生命維持そのものを脅かす事態に直結するものである。

また、人工透析や創洗浄、器材洗浄、厨房、便所等多くの水を必要とする医療機関にとって、災害時における断水は、診療の継続を極めて困難にするものである。

都は、大規模災害発生時等の電力不足に対応するため、平成 23 年度から平成 25 年度までにかけて病院及び診療所を対象とした自家発電機の整備に係る補助を実施した。令和元年度からは、災害拠点病院とそれを補完する役割を担う災害拠点連携病院を対象に、自家発電機の浸水対策及び地震の揺れ対策に係る補助を実施し、令和 2 年度からは自家発電機等の新設や増設についても補助対象として実施している。災害拠点病院・災害拠点連携病院以外の病院に対しても、令和 4 年度には、ウクライナ危機を契機とした電力需給のひっ迫に備えるため、自家発電設備の整備に係る補助を実施し、令和 6 年度からは自家発電設備等の浸水対策に必要な経費を補助している。さらに、病院ごとの状況を踏まえた浸水対策が図られるよう、浸水想定区域に所在する全ての病院を対象に、浸水対策計画の策定に向けた設計コンサルタント等の活用を支援している。

国は、災害時に備え燃料や水等を備蓄するよう求めているが、都内の医療機関は、敷地が狭あいでも地価も高いため、燃料等の備蓄場所の確保等が困難な場合も多い。東京の地域特性を踏まえた、災害時に燃料等が確実に供給される対策が必要である。

また、国は医療計画策定指針において、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板の設置等の浸水対策の実施を、災害拠点病院については義務、その他の病院については努力義務としたが、都内では区部を中心に、水害発生時に大規模かつ長期の被害が想定される低地帯が広がっており、医療機関における浸水対策の実施に多額の費用を要する。

国は、災害拠点病院や救命救急センター等一部の病院を対象に、自家発電機及び受水槽の整備、止水板の設置などの経費を支援しているが、十分な整備を行うには補助基準額が不足している。災害時に発生する多くの患者に対応するためには、医療機関が機能を維持しその役割を果たすことが重要であることから、災害時に全ての医療機関の診療機能を確保できるよう、国の責任において必要な補助

基準額を設定するなど実効性のある支援策を講じるべきである。

＜具体的要求内容＞

- （１）大規模災害発生時等の電力不足に医療機関が的確に対応できるよう、国は適切・正確な情報を提供すること。
- （２）近年の豪雨災害などによる浸水や停電等の影響を踏まえ、災害拠点病院のほか、自家発電機の設置や増設、移設、止水板の設置などを検討する全ての医療機関が十分な対策を行えるよう補助制度の充実を図るとともに、地震の揺れ対策についても施策を講じること。
- （３）全ての医療機関の自家発電機等の燃料や水については、東京の地域特性を踏まえ、国の責任において確保するとともに、確実に供給するための体制を整備すること。
- （４）地震や風水害等の自然災害に備え、受水槽の設置や増設、移設などを検討する全ての医療機関が十分な対策を行えるよう補助制度の充実を図ること。
- （５）風害や落雷などを含めたあらゆる災害時において傷病者へ確実に医療を提供できるよう、体制確保に必要な整備費補助を創設すること。

10 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 福祉局)

被災者生活再建支援基金では対応困難な大規模な災害が発生した場合には、国の全額負担による新たな支援制度を構築すること。

また、制度の構築に当たっては、被災者の生活再建のニーズに即したものとすること。

<現状・課題>

被災者生活再建支援制度については、平成 19 年 11 月の法令改正により、被災者生活再建支援金の支給要件である年齢及び所得制限の撤廃による対象世帯の拡大や、使途を限定した上で実費額を支給する方式から、使途を限定しない定額渡し切り方式への変更など、被災者の生活支援の充実に向けて一定の見直しが図られた。

しかし、その原資は都道府県が相互扶助の観点を踏まえ拠出した被災者生活再建支援基金のみである。支援金の負担割合については、東日本大震災では特例的な措置として国が 10 分の 8、地方が 10 分の 2 となったものの、現行制度では、国、地方とも 2 分の 1 となっている。政治・経済の中心地である東京を中心とした首都圏に、首都直下地震等大規模災害が発生した場合には、支出は兆単位に上がることが見込まれ、現行制度で対応することは困難である。

大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）においても、「別に法律で定めるところにより、特定大規模災害からの復興のための財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるもの」とされている。

また、現行制度では、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）が適用されない地域が生じるなど、被災者の生活再建のニーズに即した仕組みとなっていない。

<具体的要求内容>

被災者生活再建支援基金では対応困難な大規模な災害が発生した場合には、国の全額負担による新たな支援制度を構築すること。

また、制度の構築に当たっては、被災者の生活再建のニーズに即したものとすること。

1 1 被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置

【最重点】

1 災害に係る住家の被害認定に関する措置

(提案要求先 内閣府)

(都所管局 総務局)

現在の住家被害認定の判定方法について、徹底して簡略化するとともに、判定基準を抜本的に見直すこと。

<現状・課題>

令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、石川県内で11万5千棟を超える住家被害が生じている。こうした大規模な災害が発生した際には、被災者の一日でも早い生活再建につなげるため、住家被害認定調査を速やかに実施し、各種支援の基となる罹災証明書を円滑に交付することが極めて重要である。

被害認定に当たっては、家屋の外観、傾き、屋根・外壁等の部位ごとに損害程度と損傷割合を算定の上、家屋全体の被害程度を判定しているが、国の示す方法では、損害程度を判定する方法が複雑であり、認定できる件数が限られる。国は、大規模災害の都度、住家被害認定の迅速化に係る事務連絡を発出して調査の簡略化を図っているが、こうした簡略化された住家被害認定の判定方法を全ての地震災害に適用することはもとより、更なる見直しを行い、罹災証明書の交付を加速させる必要がある。さらには、認定する職員の知識・経験の差により判定結果にばらつきが生じ、調整に時間を要しており、こうした調査業務に最新技術などを活用する必要がある。

令和4年5月に都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、最大規模の被害を想定した場合で、都内における建物被害が19万棟以上になるなど、住家被害は甚大になることが見込まれている。被災者の円滑な生活再建のためには、判定方法の簡略化に加え、全壊から一部損壊までの六つに細かく区分された現在の被害認定基準について、被災者の視点に立って抜本的に見直すことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 住家被害認定の判定方法について、徹底して簡略化すること。加えて、衛星画像やドローン、デジタルツイン、AIなどの最新技術の活用を国が主導し、認定業務を速やかに実施できるようにすること。
- (2) 住家被害認定の判定基準について、建て替えの可否を判定基準にする等、抜本的に見直すこと。

2 災害時の応急措置に伴う倒壊家屋等の除去等の推進

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 総務局)

救出救助活動の妨げとなる倒壊家屋等の除去等に当たり、その判断基準や範囲を明確に示すこと。

<現状・課題>

災害対策基本法第 64 条第 2 項では、市町村長は当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件の除去その他必要な措置を講ずることができる旨を規定している。

しかし、必要な措置を講ずるための条件が不明確であり、建物所有者との訴訟リスクなどが存在することから、市町村長が除去等を判断することが困難となっている。

能登半島地震では、多くの家屋が倒壊する被害が発生したが、首都直下地震等による東京の被害想定では、最大建物被害は約 19.4 万棟にも及ぶと見込まれており、倒壊した家屋等を適時に除去できない場合、救出救助活動の大きな妨げとなり、被害が拡大するおそれがある。

<具体的要求内容>

災害対策基本法第 64 条第 2 項に基づく倒壊家屋等の除去等に当たり、具体的な判断基準や除去等の範囲を明確に示すこと。

3 倒壊家屋等公費解体・撤去の推進

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等が残置されていることにより、被災地の迅速な復旧・復興に支障を来す場合に、所有者の申請によらず公費解体・撤去ができるよう、制度の見直しを行うこと。

<現状・課題>

公費解体制度は、災害による被害が甚大である場合、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図り、被災地の迅速な復旧・復興を図るための措置として、区市町村が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行うものである。

しかし、公費解体は、所有者からの申請に基づく制度となっていることから、能登半島地震における所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等では、申請に時間がかかることや、申請が行われないことが、解体・撤去の妨げとなっている。

首都直下地震等では、多くの建物が倒壊し、所有者が不明又は所在不明のケースも相当多く見込まれることから、首都機能の迅速な復旧や復興に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

<具体的要求内容>

所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等が残置されていることにより、被災地の迅速な復旧・復興に支障を来す場合に、区市町村が所有者の申請によらず解体・撤去ができるよう、公費解体制度の見直しを行うこと。その上で、具体的な判断基準、解体・撤去の範囲や手続を明確に示すこと。

4 一体的な防災対策の実現に寄与する情報共有の円滑化

(提案要求先 内閣府)

(都所管局 総務局)

国主導により、国・地方公共団体の一体的な防災対策実現に寄与する情報共有の円滑化に向けた取組を早急に行うこと。

<現状・課題>

国は、令和6年4月より、データ流通機能を強化した「新総合防災情報システム（以下「新システム」という。）」を稼働させた。新システムは、「災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援すること」を目的としている。従来のシステムより操作性・データ量を大幅に強化するとともに、各自治体・機関のシステムとデータ連携を行うことにより、国・地方公共団体間でリアルタイムに被害情報を共有し、他道府県・都外市町村にまたがる住民避難や物資輸送等を迅速かつ緊密に調整することが期待できる。

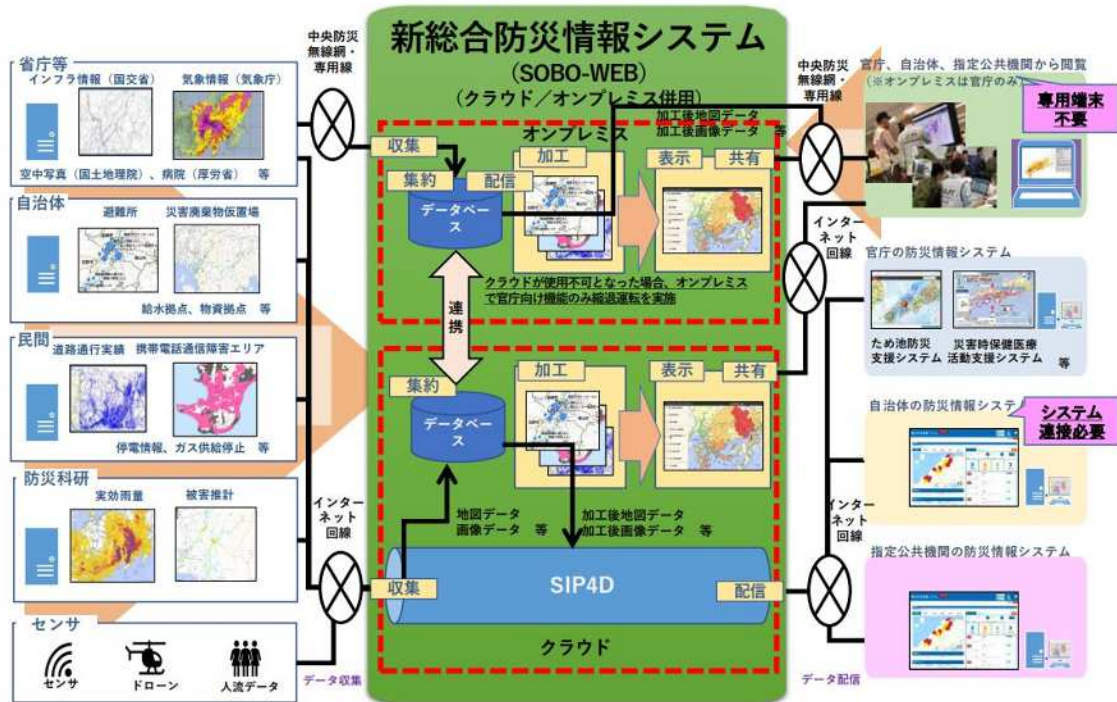
しかしながら、各自治体・機関が独自に開発してきた防災情報システム等と新システムとのデータ連携に必要な技術的仕様が統一的に示されていないため、直ちに接続することが困難である。多くの団体が新システムに参加することで、国・自治体等の一体的な防災対策の実現に寄与するものであり、国は参加団体の増加に向けた取組をより充実させる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 新総合防災情報システムと自治体の防災情報システムとの接続に必要なデータフォーマット形式を統一するなど、技術的な基準・環境整備を行うこと。
- (2) 新総合防災情報システムへの参加促進に当たっては、導入や運用に関する各自治体向けのガイドラインの策定や、その周知等に取り組むなど、必要な支援を行うこと。

【新総合防災情報システムについて】

新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の概要図



出典 内閣府防災 HP より

5 災害時における情報伝達手段の多様化・立体化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

国主導による非地上系ネットワークの構築を推進し、災害時における情報伝達手段の多様化・立体化のための取組を早急に行うこと。

都では、多重系、単一系等の様々な方法で防災行政無線網を構成し、災害時の連絡手段を確保しているが、近年のデジタルサービスの普及・多様化に伴い、通信速度の高速化及び通信のより確実な確保が求められている。また、能登半島地震において通信途絶が多発したことを踏まえた取組として、災害時の連絡・通信手段を確保・強化するため、都内全区市町村にモバイル衛星通信機器を配備している。

衛星コンステレーション、HAPS（高高度プラットフォーム）等で構成される非地上系ネットワーク（NTN：Non-Terrestrial Network）は、地上の停電や災害の影響を受けにくく、安定的に陸海空での高速大容量通信を可能とするものであり、災害により地上の通信網が被害を受けた場合の通信基盤として有用である。また、NTNのカメラやセンサーから送られるデータやそのAI分析は防災対策での有効活用が期待できる。

しかし、衛星コンステレーションは、海外の民間サービスが先行し、提供事業者との契約方法に制約があるほか、サービス継続も事業者判断に委ねられるなど、継続的かつ安定的に利用するには課題がある。また、HAPSについては、実用化に向けた研究開発の段階にあり、主に成層圏における通信サービス提供となるため、国内の法整備等が必要となってくる。

こうした NTN の技術導入については、日本国内の各事業者が個別に行っているため、事業者間の相互利用や連携が図られず、異なるサービス間の通信ができない可能性がある。

いつ起こるとも限らない災害に対し、NTN の構築や事業者間の連携を国主導で推進し、災害時における情報伝達手段の多様化・立体化を早急に行うことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 日本独自の衛星コンステレーションの構築に向け、調査・検討を進めること。
- (2) HAPS については、国や民間による研究開発を引き続き推進するとともに、実用化に向けた制度整備等を着実に行うこと。
- (3) 災害時における NTN の効果的な運用を見据え、全国共通のサービスなど各自治体で共同利用可能な体制を構築すること。

参 考

NTN と衛星コンステレーション、HAPS 等のイメージ



出典：NTT Group

○非地上系ネットワーク（NTN：Non-Terrestrial Network）

上空に飛ばした人工衛星や無人航空機などの非地上系媒体を利用して、地上の基地局ではカバーできない場所でも通信可能とするほか、通信エリアが地上に限定されず、空・海・宇宙などのあらゆる場所に通信エリアが拡張されたネットワークシステムのこと。

○衛星コンステレーション

数十機～数万機にも及ぶ多数の衛星を軌道上に打ち上げて、一体的に機能させるシステムのこと。

○高高度プラットフォーム（HAPS：High Altitude Platform Station）（読み方：ハップス）

太陽光発電の電力により動作する無人の航空機や飛行船などを利用して、成層圏での運用が想定されている空中の基地局のこと。

1 2 訪日外国人旅行者等に向けた防災情報等の 発信強化

(提案要求先 内閣府・気象庁)
(都所管局 総務局)

国が提供する防災情報の多言語化を図ること。また、訪日外国人旅行者に対する防災情報の発信を強化すること。

<現状・課題>

訪日外国人旅行者は訪日需要の高まりにより大幅に増加しており、令和6年は、推計値前年度比プラス47.1%の3,687万人であった。また、令和6年6月末時点における在留外国人数は359万人となっており、過去最高を更新している。こうした中、昨年発生した、能登半島地震や日向灘を震源とする地震、都内でも被害が発生した令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風では、観光客を含む多くの外国人が必要な情報を収集できない事態が生じるなど、外国人への災害時における情報発信は喫緊の課題となっている。

国は、緊急地震速報や気象特別警報等の防災情報について、気象庁ホームページ上では多言語で掲載しているが、防災機関や情報配信事業者等に配信される情報は多言語化されていない。そのため、災害時に防災機関等が多言語で情報を発信しようとしても、そのまま活用することができず、気象庁が公表している対訳表を用いて発信主体ごとに翻訳している状況であり、迅速な情報発信が行えない、翻訳の費用が発生するなどの課題がある。

また、訪日外国人旅行者が防災情報を取得できる媒体は、国や自治体等のHPやSNS、アプリ等があるが、これらの認知度は低く、発信される情報が多言語化されていない場合もあることから、災害発生時は情報弱者となる可能性が高い。あわせて、外国人旅行者は都道府県を跨いだ移動が多いことから、滞在する自治体の避難所の開設・混雑状況や災害時帰宅支援ステーション等の情報をきめ細かく取得できるようにする必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国が防災機関や情報配信事業者等に提供する防災情報については、外国人への均質的かつ迅速な情報発信の観点から、一元的に多言語化を図ること。
- (2) 訪日外国人旅行者が、滞在する自治体の防災情報等を円滑かつ確実に入手できるよう、旅行者の利用頻度が高い空港やターミナル駅等における各種媒体の周知や、各自治体が発信する情報を国の防災情報発信ツール等で案内するなど、情報発信の強化を図ること。

1 3 大規模な噴火時の降灰対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣府・文部科学省・国土地理院・気象庁)
(都所管局 総務局)

富士山等の大規模噴火による大量の降灰に備え、首都圏等の広域的な降灰状況の観測体制の強化を図り、火山灰の最終処分の法的整備を進めるとともに、避難のタイミング等について明確な指針を示すこと。また、降灰による都市基盤への影響について、国において的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うこと。

<現状・課題>

富士山等の大規模な噴火が発生した場合、その影響は火山周辺地域のみならず、広範な地域に影響があるとされている。火山から一定程度離れた東京都においても降灰等をもたらし、交通や電気、水道等の都市基盤に大きな影響を与えるとともに、膨大な量の火山灰処理が必要となる。都は、富士山噴火を想定した大規模な噴火時の降灰対策について検討を行い、令和5年度に「大規模噴火降灰対応指針」を策定し、同指針を踏まえ、令和7年5月に「東京都地域防災計画火山編」が修正したところである。

国は、令和7年3月に、広域降灰対策の基本方針や具体的な対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意点を取りまとめた「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」を公表した。

しかし、降灰の観測体制や大規模噴火時の広域的な対応策をはじめ、特に膨大な量となる火山灰の除去・処分については、処分用地の確保や降灰除去機材の確保などを含め、自治体単独では対応が困難であることが想定されるが、火山灰の最終処分を行うための法的な整理や具体的な手順などは示されていない。

また、大規模な降灰が大都市にもたらす影響については、調査研究が十分になされておらず、火山灰による広域的な被害について、自治体単独では対応が困難である。国は、令和7年4月に公表した「広域降灰対策に資する降灰予測情報に関する検討会」の報告書により、防災対応のトリガーとなる警報等の発信や情報提供に関する方向性を示したところであるが、今後、的確な調査研究及び被害予測を行い、具体的な対策について検討を進めていくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 首都圏等の広域的な降灰状況の観測体制を強化し、観測成果の迅速な流通を図ること。また、降灰予報の更なる精度向上（場所・層厚等）を図るとともに、降灰時の避難判断や都市機能維持のための対策等を迅速に行えるよう広域降灰にも対応する注意報、警報を早期に導入・運用すること。
- (2) 降灰による交通機関への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、具体的な対策を示すこと。また、国道や高速道路など都県境の道路も含めた首都

圏全体の道路ネットワークの維持に係る基本計画を提示すること。

- (3) 降灰によるライフライン施設等の都市基盤への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、ライフライン事業者等が行うべき降灰対策について、推奨される資機材の仕様等を具体的に提示すること。
- (4) 大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の最終処分について、自治体や関係機関等の意見も尊重しながら、海上投棄を可能とするなどの法的整備等を早急に行うこと。また、処分等の費用について、活火山法等において、自治体の負担軽減策を位置付けること。
- (5) 避難のタイミングや訪日外国人等への対応など、降灰時における避難のガイドラインを提示すること。
- (6) 大規模降灰時の国による広域的な物資供給のオペレーションを提示すること。
- (7) 大規模降灰が家電など家庭にある設備等に与える影響の調査研究及び周知を行うこと。

参 考

○ 富士山噴火による被害想定（地域防災計画火山編より抜粋）

	内 容	
噴 火 の 規 模 等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16 日間
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期
被 害 の 原 因	降灰	
被 害 の 範 囲	都内全域	
被 害 の 程 度	八王子市及び町田市の一部	10cm 程度
	その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり。)	2～10cm 程度
被 害 の 概 要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・ 農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨な どに伴うもの	洪水、泥流、土石流にともなう人的・物的被害

○ 富士山噴火による降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典 富士山火山広域防災対策基本方針より

1 4 火山に係る観測・調査研究体制の強化等

1 伊豆諸島における地震・火山観測体制の強化

(提案要求先 文部科学省・国土地理院・気象庁)
(都所管局 総務局)

- (1) 群発地震の原因とされるマグマ活動を海域において観測・調査研究する体制を強化すること。
- (2) 伊豆諸島の火山に対する観測・調査研究体制を計画的に整備・強化すること。

<現状・課題>

伊豆諸島では、昭和 58 年の三宅島噴火の溶岩流による阿古地区の埋没、昭和 61 年の伊豆大島の外輪山での割れ目噴火による全島民島外避難、平成 12 年三宅島における群発地震の発生とその後の山頂部での大規模噴火による全島民島外避難や二酸化硫黄の大量放出による避難の長期化など、過去に度々火山災害を経験している。

このため、火山と共に暮らしていかなければならない伊豆諸島の住民が安心して島で生活していくためには、火山・地震活動のメカニズムを可能な限り解明しなければならず、それゆえ継続的な火山活動の観測・調査研究が必要である。

気象庁は、火山活動の監視、噴火警報・予報の発表等の専門機関であり、伊豆諸島においても、その役割を果たすことが期待されるが、観測体制が不十分な島もある。

<具体的要求内容>

- (1) 伊豆諸島（伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ヶ島）周辺の海域における海底地震計による探査や常時地震観測など、群発地震の原因とされるマグマ活動を観測・調査研究する体制について、事務所の設置を含め、強化すること。
- (2) 伊豆諸島の火山に対する観測・調査研究体制について、事務所の設置を含め、計画的に整備・強化すること。

参 考

1 地震観測体制の必要性

海底地震計のデータは、海域の震源決定精度に大きく貢献できるものであり、これによって得られた詳細な震源分布は、この地域の地下で起きていたマグマの移動を時間的・空間的にもっとも分解能よく求めることができるものである。また、三宅島の噴火活動や周辺の地殻変動データと比較することによって、地下のマグマの挙動を知る大きな手がかりになると考えられる。

(地学雑誌 2001VOL110(2)「地震活動から見た三宅島 2000 年噴火時のマグマの移動」より一部抜粋)

2 別紙「火山観測機器の整備状況」参照

火山観測機器の整備状況

(令和7年4月現在)

島名	都	気象庁	東京大学 地震研究所	防災科学技術 研究所	国土地理院	他の国の機関	町又は村
伊豆大島		・地震計 4 ・地震計(検知網) 1 ・震度計 1 ・傾斜計 3 ・GNSS 3 ・空振計 4 ・光波測距計 2 (器械点・反射点) ・監視カメラ 3 ・体積ひずみ計 1	・地震計 26 ・傾斜計 3 ・全磁力計 10 ・GNSS 12 ・電磁気観測 5 ・地中温度計 2 ・CO2 土壌ガス 1 ・磁力計 2	・地震計 6 ・傾斜計 4 ・地磁気計 3 ・歪計 1 ・温度計 4 ・雨量計 4 ・気圧計 4	・GNSS 4	国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施	・震度計 1
利島	・地震計 1 ・震度計 1	・地震計(検知網) 1			・GNSS 1		
新島	・地震計 3 ・震度計 1	・地震計 2 ・地震計(検知網) 2 ・空振計 1 ・GNSS 1 ・傾斜計 1 ・監視カメラ 1		・地震計 2	・GNSS 1		・震度計 1
式根島	・地震計 1 ・震度計 1	・地震計(検知網) 1			・GNSS 1		
神津島	・地震計 3 ・震度計 1	・地震計 2 ・地震計(検知網) 1 ・空振計 1 ・傾斜計 1 ・GNSS 1 ・監視カメラ 1	・地震計 1	・地震計 3 ・傾斜計 2 ・歪計 1	・GNSS 2		
三宅島	・地震計 4 ・震度計 1 ・傾斜計 2 ・水位・水温計 3	・地震計 4 ・地震計(検知網) 1 ・空振計 4 ・傾斜計 2 ・GNSS 5 ・震度計 1 ・遠望カメラ 4 ・全磁力計 3		・地震計 6 ・傾斜計 5 ・GNSS 4 ・雨量計 2 ・気圧計 2 ・磁力計 2	・GNSS 4		・震度計 1
御蔵島	・地震計 1 ・震度計 1	・地震計(検知網) 1			・GNSS 1		
八丈島	・地震計 5 ・震度計 1 ・傾斜計 1	・地震計 3 ・地震計(検知網) 1 ・震度計 1 ・傾斜計 2 ・GNSS 1 ・監視カメラ 1 ・空振計 1		・地震計 3	・GNSS 1		・震度計 1
青ヶ島	・地震計 4 ・震度計 1 ・地熱計 3	・地震計 2 ・地震計(検知網) 1 ・傾斜計 1 ・空振計 1 ・GNSS 1 ・監視カメラ 2		・地震計 1	・GNSS 1		

- (注) 1 数字は設置機器数
 2 火山観測機器及び地震観測機器を区別せず掲載
 3 臨時に設置した観測機器を除く。
 4 気象庁の「地震計(検知網)」(津波地震早期検知網)は、地震計と震度計の機能を備えている。
 5 式根島に設置している地震計(検知網)は、新島の地震観測と式根島の震度観測を行っているため、新島及び式根島それぞれに計上

2 伊豆諸島における観測等の確保

(提案要求先 気象庁)
(都所管局 総務局)

大島、三宅島、八丈島の各測候所が担ってきた観測及び的確な情報提供等の機能を確保すること。

<現状・課題>

平成 18 年 6 月の閣議決定「国の行政機関の定員の純減について」に基づき、大島、三宅島、八丈島の各測候所は、平成 21 年 10 月 1 日に廃止となった。

各測候所が島内の自治体等に行ってきた気象情報連絡会は、平成 21 年 10 月以降、気象庁予報部予報課と東京管区気象台がその業務を引き継いでいるが、島の特性に応じたきめ細かな情報提供や助言が十分に行われていない。

大島と三宅島には気象庁の火山防災連絡事務所が設置され、火山観測・火山活動解説・火山観測機器点検保守業務を行っているが、火山に関する業務のみであり、気象情報等については、対応していない。

伊豆諸島は、離島という地域特性を有することから、測候所の存在は島しょ町村住民にとって防災体制の要として認識されてきた。島民の安心・安全のために、各測候所が担ってきた観測及び的確な情報提供等の機能の代替を確保することが求められている。

<具体的要求内容>

地震、火山、津波、台風等自然災害について、大島、三宅島、八丈島の各測候所が行ってきた観測及び島しょ町村等に対する的確な情報提供等の機能を確保すること。

- (1) 島しょ町村に定期的な現地調査を行い、現状把握を行うこと。
- (2) 島しょ町村との意見交換を通じ、適切な助言を行うこと。

参 考

○ 国の行政機関の定員の純減について（抜粋）

（平成 18 年 6 月 30 日付閣議決定）

1 国の行政機関の定員の 5 年 5 % 以上の純減

国の行政機関の定員（平成 17 年度末定員を基準とする。以下同じ。332,034 人に対して、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で 5 % 以上の純減を行う。

2 重点事項別の取組等

上記 1 の純減を実施するため、次のとおり取り組む。事項別の業務見直し等の内容は、別紙のとおりとする。

（1）次の重点事項については、業務見直し及び定員管理により、次のそれぞれの目標数以上の純減を行う。

⑬ 気象庁関係

定員 5,958 人について、定員管理による純減のほか、業務見直しにより 192 人を純減する。

【別紙抜粋】

重点事項名	業務見直し等の内容
気象庁関係	① 気象庁 5,958 人について、定員管理による純減のほか、次のとおり、業務見直しにより 192 人の定員を純減する。 －気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることにより 174 人を純減 －解説業務の遠隔化及び観測業務の可能な限りの自動化を実施することにより測候所を原則廃止し、18 人を純減 ② 以上のほか、機械化・自動化の進展等を反映した予報・観測業務の一層の効率化について、毎年度の厳格な定員管理の枠組みの中で厳しくチェックを行い、更なる定員の純減数の確保に取り組む。 ③ 今後、気象大学校において地方気象台の中核的な要員を育成するシステムについて、中立的な立場から評価を実施し、結果を公表する。

○ 今年度の測候所の機械化・無人化について（抜粋）

（平成 21 年 6 月 5 日付東京管区気象台）

1 （略）

2 特別地域気象観測所への移行日

大島測候所、三宅島測候所、八丈島測候所、軽井沢測候所は、平成 21 年 10 月 1 日に無人化（特別地域気象観測所への移行）を実施します。

5. 都 市 整 備

1 建築物の耐震化の推進【最重点】

1 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、住宅・建築物防災力緊急促進事業の適用期限を一定期間延長すること。
- (2) 住宅・建築物防災力緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。特に、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等の費用助成について、特に倒壊の危険性が高い建築物の場合に限り、交付対象限度額の更なる割増しを行うこと。加えて、段階的改修の際、2回目以降の工事が未定の場合も助成できるよう拡充を図ること。また、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額を加算するよう拡充を図ること。
- (3) 耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大して実施すること。

<現状・課題>

令和6年1月に発生した能登半島地震では、道路分断などにより、発災後の早急な救命救急活動や物資輸送が滞るなど大きな支障が生じ、緊急輸送道路の機能の確保の重要性が改めて明らかになった。

首都直下地震の切迫性が指摘されている東京においても、大地震が起きた際に都民の生命・財産を守るとともに首都機能を確保するため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することは喫緊の課題である。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を早急かつ強力に促進するため、継続して必要な財源を確保・拡充するとともに、以下のとおり施策を充実することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 都は、東京都耐震改修促進計画において、特定緊急輸送道路沿道建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改

修促進法」という。)第7条第1項第2号に規定する要安全確認計画記載建築物)については、令和17年度末までに総合到達率100%の達成を目標に掲げており、区市町村と連携し、耐震化に取り組んでいる。以上から、耐震化を今後も進めていくため、令和7年度以降についても、住宅・建築物防災力緊急促進事業について、耐震改修等の適用期限に係る事業要件を一定期間延長すること。

- (2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援するため、住宅・建築物防災力緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。特に倒壊の危険性が高い建築物の耐震改修工事は、通常の改修工事に比べコストがかかることから、都では独自に補助対象事業費用床面積当たりの限度額について通常の改修工事より割り増して設定し、その全てを対象に最大9割助成となる制度としている。特に倒壊の危険性が高い建築物に係る補助対象費用床面積当たりの限度額について、国の令和6年度補正予算成立に伴い約10%引き上げられたところであるが、実態を十分把握した上で適切な限度額に割り増すこと。加えて、緊急輸送道路の通行機能を速やかに高めるため、特に倒壊の危険性が高い建築物については、段階的改修を行う際に2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の I_s 値を0.3以上にすれば助成できるよう改善し、その解消に向けた施策の強化を図ること。また、占有者が存する建築物では、所有者が耐震化工事を実施する際に追加的費用が発生するため、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額を加算するよう拡充を図ること。

- (3) 平成26年度の税制改正において、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務化されている建築物について、平成28年度末までに改修工事を実施した場合、翌年度から2年度分の非住宅を含む家屋に係る固定資産税額の2分の1に相当する金額(改修工事費の2.5%を限度とする。)の減額措置が講じられた。

当該措置は、令和5年度の税制改正において3年間延長し、令和7年度末までとしたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、その後についても、一定期間延長して実施するとともに、耐震診断が義務化されていない避難路沿道建築物や緊急輸送道路沿道の建築物についても、耐震化を進めることが重要であることから、対象を拡大して実施すること。

参 考

○事業概要

- ・災害時に早期復旧を図るため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防ぐことが重要
- ・東京都耐震改修促進計画において、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」を指定し、沿道の建築物の耐震化を促進
- ・促進計画で耐震化を図るべき路線として指定した緊急輸送道路については、住宅・建築物防災力緊急促進事業を活用
- ・平成 19 年度に、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路全路線を指定し、区市と連携して法に基づく指導・助言を実施するとともに、補助事業を実施。特定緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第七条第一項第二号に規定する要安全確認計画記載建築物）については、令和 7 年度末までに総合到達率(*1)99%、かつ、区間到達率(*2)95%未満の解消、令和 17 年度末までに総合到達率 100%の達成が目標

(*1) 都県境入口からある区間*に到達できる確率

(*2) 区間到達率の平均値

※交差点等により区分した特定緊急輸送道路の各部分

○住宅・建築物防災力緊急促進事業における緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化支援の概要

* 令和 7 年度末までに着手したものが対象。

	耐震改修・建替え・除却	耐震診断
建築物	57,000 円／m ²	1,050～3,670 円／m ²
マンション	51,700 円／m ²	1,050～3,670 円／m ²

○耐震改修等の費用に係る助成制度の拡充イメージ

■ 現行（東京都の場合）

住宅・建築物防災力緊急促進事業 2 / 5	地方自治体 (都 1 / 3 及び区市町村 1 / 6)	自己負担 1 / 10
--------------------------	---------------------------------	----------------

■ 提案

住宅・建築物防災力緊急促進事業	地方自治体	自己負担
-----------------	-------	------

○特に倒壊の危険性の高い緊急輸送道路沿道建築物の場合の補助対象費用床面積当たりの限度額の例

	国	都
建築物	62,700 円／㎡	85,500 円／㎡
マンション	56,900 円／㎡	77,550 円／㎡

○段階的改修の助成拡充

- ・耐震化促進に向けた検討委員会において、建物所有者の取組に対する更なる支援として、段階的改修への対応の必要性の提言
- ・段階的改修は、最終工程の担保への懸念から各自治体は導入を躊躇
- ・令和7年度までの完了や、所有者による2回目の工事計画立案が困難な場合が多く、2回目工事の担保は実務上困難な状況
- ・一方で、特に倒壊の危険性が高いI s 値0.3未満の建築物の解消は、地震での倒壊によって道路を閉塞する確率が低減され、震災時における特定緊急輸送道路の機能を確保する観点から有効
- ・このため、2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後のI s 値0.3以上とすれば助成できるよう、国に対して提案要求

2 住宅の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成 30 年度から開始された総合支援メニューについても、交付対象限度額を引き上げ、除却にも使用できるようにする等拡充を図ること。
- (2) 耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大して実施すること。

<現状・課題>

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、地震発生時に住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火により避難・救援活動が妨げられ、大規模な市街地火災につながるおそれがある。都民の生命・財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化のスピードアップを図り、都が定めた目標である令和 7 年度末までに耐震性が不十分な住宅のおおむね解消を達成するため、重点的に促進する必要がある。しかし、住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震改修等への国の交付率は、現在 11.5%であり十分ではない。

<具体的要求内容>

- (1) 住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成 30 年度から開始された総合支援メニューについても、令和 6 年度補正予算成立に伴い、交付対象限度額が 100 万円から 115 万円に引き上げられたところであるが、さらに実態に合った限度額に割り増すことで、建物所有者の負担を軽減し、現在は対象外とされている建物の除却にも使用可能にするなど、更なる拡充を図ること。
- (2) 平成 18 年度の税制改正において、耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するため、昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する、旧耐震基準により建築された住宅に耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置が講じられた。

当該減額措置は、令和 6 年度の税制改正において 2 年間延長され、令和 7 年度末までとしたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、その後についても、一定期間延長して実施すること。

また、令和 4 年 5 月、10 年ぶりに改定された都の新たな被害想定において、新耐震基準の住宅の耐震化が進むと、人的被害や建物被害が更に軽減される

ことが示されたことから、新耐震基準により建築された住宅についても耐震化を進めることが重要である。このため、耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の対象外となっている平成 13 年 1 月 1 日以前から所在する住宅についても、減額措置の対象に含めるよう、制度を拡充すること。

参 考

○住宅・建築物安全ストック形成事業の概要

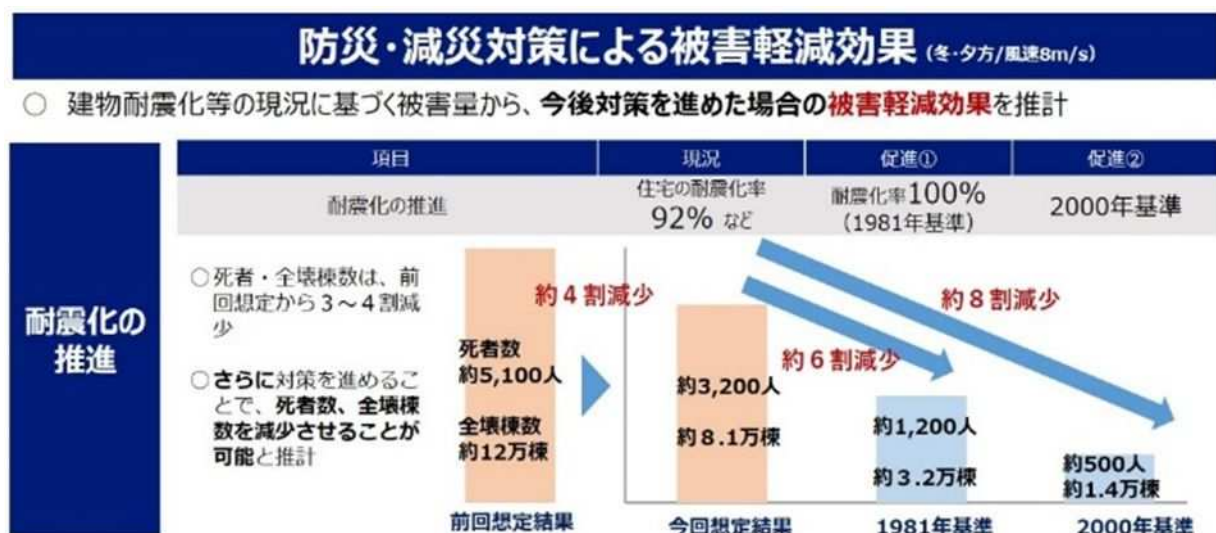
	制度概要（主な要件等）
耐震診断	補 助 率：地方公共団体が実施する場合 国 1 / 2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1 / 3 + 地方公共団体 1 / 3
耐震改修等	補助対象：耐震改修工事費（建替え含む。） 補 助 率：次の①又は②のどちらかを、地方公共団体ごとに選択できる（物件ごとに変更することはできない）。 ①耐震改修工事費 × 23.0%（国 11.5% + 地方公共団体 11.5%） 工事費の 23.0%について、国費で 1 / 2（交付限度額 48.93 万円/戸）を補助 ②耐震改修工事費 100 万円未満の場合 20.4 万円 100 万円以上 200 万円未満の場合 30.6 万円 200 万円以上 300 万円未満の場合 50.9 万円 300 万円以上 の場合 71.3 万円 各金額について、国費で 1 / 2 を補助 住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー【平成 30 年度創設】 対象区市町村：戸別訪問等を実施するなど、住宅耐震化に向け積極的な取組を行うとともに、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき毎年度 P D C A サイクルを実施する区市町村 交付対象：耐震設計等費及び耐震改修費用を合算した額 交付対象限度額：115 万円 （ただし改修工事費の 8 割を限度とする。） 交付率：1 / 2 対象建築物：マンションを除く住宅 ※マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 m²以上であり、地階を除く階数が原則として 3 階以上のもの

○住宅の耐震化を総合的に支援するメニューに関する主な区市町村意見

- ・区市町村は人員不足であることから、本メニューを利用する場合のアクションプログラム策定や個別訪問などは、事務負担に対して費用対効果が低い。
- ・除却に使用できるようにしてもらいたい。
- ・設計と工事がセットになっていることが使い勝手を悪くしているため、分けて使用できるようにしてもらいたい。

○2000年基準の耐震化の推進による被害軽減効果

「令和4年5月 首都直下地震等による東京の被害想定」



2 木造住宅密集地域の改善【最重点】

1 災害に強い都市構造の確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。
- (2) 避難場所等として機能する公園整備を推進するため、必要な財源を確保・拡充すること。

<現状・課題>

令和6年1月の能登半島地震において石川県輪島市で発生した大規模な火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

首都直下地震による東京の被害想定では、建物の全壊・焼失は約19万棟にも及ぶとされている。

また、都内には大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約7,100ha存在しており、特に震災時に甚大な被害が想定される地域を整備地域として約6,000ha指定している。

大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能の確保を図るため、延焼を防止する延焼遮断帯の形成や、それに囲まれた内側の市街地の不燃化、都民の生命を守る避難場所の確保など、災害に強い都市構造を早期に確保することが重要である。

しかし、延焼遮断帯の形成率は約70%、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域（整備地域）の不燃領域率は約65.5%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にある。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である「特定整備路線」を事業化し、整備を進めている。

また、令和6年度末の防災都市づくり推進計画の基本方針の改定により、整備地域以外であっても、局所的に対策が必要な木密地域においては、町丁目を基本単位として新たに防災環境向上地区を約1,000ha指定し、防災機能を備えた公園整備などの支援を令和7年度から開始している。

<具体的要求内容>

- (1) 木造住宅密集地域において、道路整備と沿道の不燃化を重層的に推進することにより、震災時の延焼拡大を防止し避難路としても機能する「延焼遮断帯」の整備を図るため、

① 「特定整備路線」をはじめとする街路事業について、必要な財源を確保すること。

② 都市防災総合推進事業について、必要な財源を確保すること。

③ 都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進について、事業の着手を更に促進するため、補助採択要件を不燃化率 70%以上の場合と同程度の安全性の確保と一律にするのではなく、道路幅員に応じた柔軟な採択要件（都の延焼遮断帯形成基準※を参照）にすること。

（例）

・幅員 20mの場合、不燃化率 60%で補助採択

※ 都の延焼遮断帯形成基準：都市計画道路等の路線ごとに、市街地火災に対する焼け止まり効果の有無を延焼シミュレーションにより測定し、道路幅員に応じた不燃化率の形成基準を定めたもの。

（2）震災時に、避難場所や救援・復興活動の拠点として機能する公園の整備を短期集中的に進めるため、用地取得について、国費率を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

参 考

1 延焼遮断帯の整備

・特定整備路線

補助 26 号線、補助 29 号線など

・都の不燃化率の目標値（延焼遮断帯の形成基準）

幅 員	沿道の不燃化率
27m以上	—
24m以上 27m未満	40%
16m以上 24m未満	60%
11m以上 16m未満	80%

2 公園の整備

【現行国費率】用地取得 1／3、整備 1／2

2 地域の防災性の向上

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。
特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備やその沿道の不燃化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。
- (2) 防災街区整備事業の実施における要件を緩和すること。
- (3) 防災再開発促進地区内における、道路・公園整備等に対する税制上の更なる優遇措置を講じること。
- (4) 新防火規制に係る区域における、不燃化等に対する税制上の優遇措置を講じること。
- (5) 不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施しているまちづくり融資の金利を引き下げること。

<現状・課題>

令和6年1月の能登半島地震において石川県輪島市で発生した大規模な火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

都内には、震災時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約7,100ha存在しており、特に震災時に甚大な被害が想定される地域を整備地域として約6,000ha指定している。

都は、これまでも、延焼遮断帯の形成とともに建築物の不燃化・耐震化を進めてきたが、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整備地域)の不燃領域率は約65.5%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にあり、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の不燃化など、地域の防災性の向上を図ることが重要である。また、令和6年度末の防災都市づくり推進計画の基本方針の改定により、整備地域以外であっても、局所的に対策が必要な木密地域においては、町丁目を基本単位として新たに防災環境向上地区を約1,000ha指定し、防災生活道路の整備の促進などを図っている。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」により、市街地の不燃化を強力に進めている。

また、特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の改善を進めるため、防災上重要な生活道路の整備を促進することで、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する取組を平成 28 年度より開始した。具体的には、地域ごとに、震災時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が可能な幅員 6 m 以上の道路や、避難に有効な 4 m 以上の道路（以下これらを「防災生活道路」という。）を計画に位置付けて道路の拡幅整備を計画的に進め、併せて沿道の建替え工事費の一部を助成し、不燃化の更なる加速と道路の整備を進めている。

あわせて、電柱の倒壊による道路閉塞など、防災生活道路の機能に支障が生じないように、無電柱化を促進していく。

こうした取組を着実に実施していくためには、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

さらに、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性向上を図るため、延焼防止性能の高い建築物への建て替えを促進し、木造住宅密集地域の改善を進めることが重要である。

加えて、木造住宅密集地域の改善を加速するため、道路の拡幅整備などに伴い移転が必要な権利者や、無接道等により老朽建物の建替えが困難な権利者などの生活や既存コミュニティに配慮した、高齢者などが安心して住める移転先を確保する取組を推進する必要がある。

なお、首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、国と東京都がハード・ソフト両面から連携し、防災まちづくりを強力に推進していくために令和 2 年 1 月に設置した「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」においても、課題や今後の取組について幅広く議論し、同年 12 月には「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」を取りまとめた。今後は、ビジョンを踏まえ、安全で魅力的な街並みとなる市街地の形成に向けた取組が必要である。

< 具体的要求内容 >

(1) 木密地域の不燃化を加速するため、以下のとおり不燃化建替え、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅や沿道の不燃化、延焼遮断帯の形成、無電柱化の促進等、防災都市づくりに資する事業への財源の優先的な確保と既存事業の要件緩和や新たな制度の創設を行うこと。

- ① 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については、必要な財源を確保すること。さらに、早期かつ着実に防災性の向上を図るため、共同住宅等への建替えに関しては、国費率を従来よりも引き上げることや、共同施設整備の対象範囲を全ての建替え規模に対応できるよう、拡充すること。
- ② 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の建替促進事業による戸建てから戸建てへの建替えについて、隣地取得や敷地面積などの要件を更に緩和すること。
- ③ 都市防災総合推進事業において、避難経路転換用地の取得について、道路を新設する場合に幅員 4 m 未満の部分の用地費も補助対象化し、対象地域に関しても、重点密集市街地に限らず設定できるよう要件を緩和すること。

- ④ 一時集合場所等への避難経路となる防災生活道路等の沿道の不燃化促進のため、既存制度の要件緩和に取り組むこと。
- ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件の緩和
 - ・都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進における不燃化促進区域や助成対象建築物に関する要件の緩和
 - ・上記又は防災生活道路沿道の不燃化促進に対する助成制度の創設
- ⑤ 狭あい道路における無電柱化を促進するため、必要な財源を確保すること。
- (2) 都が防災まちづくりを進めている地域は狭小な宅地が多いため、防災街区整備事業における個別利用区制度の運用に当たっては、耐火建築物等を建築するなど特定防災機能の確保に資する対策を行う場合は、敷地の最低限度の要件（100 m²）を緩和すること。
- (3) 主要生活道路や公園・広場の整備及び共同建替えを促進するため、防災街区整備方針に位置付けられた防災再開発促進地区内における、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅、公園・広場の整備及び共同建替えなどに対して、土地・建物等の譲渡に関わる所得税などの税制上の更なる優遇措置を講じること。
- (4) 耐火性の高い建物への建替えを促進するため、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づいて新たな防火規制を行う区域において、不燃化建替え等に伴う登録免許税に対する特例の創設や工事費相当額の一部を所得税から控除するなどの税制上の優遇措置を講じること。
- (5) 木造住宅密集地域において、高齢者世帯の住居の建替えに伴う資金面の負担を軽減し、不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施している高齢者向け返済特例制度の融資金利の引下げを図ること。

参 考

- 1 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の国費率
地区公共施設等整備（道路、公園等） 1 / 2
（重点整備地区内において密集住宅市街地整備型により施行する事業）
市街地住宅等整備（共同施設整備等に要する費用） 1 / 3

- 2 防災街区整備事業における個別利用区の敷地の最低限度の規定
 - ・ 防災街区整備事業における個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値又は 100 ㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定
 - ・ 延焼防止上及び避難上有効な特定防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用の観点から一定規模（100 ㎡）以上の面積を有する個別利用宅地については、共同化の必要性はない。
 - ・ 個別利用区の設定は、できるだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組み

- 3 新たな防火規制

（平成 15 年 3 月、「東京都建築安全条例」改正）

規制の内容	・ 原則として、全ての建築物は、準耐火建築物以上の性能とする。 ・ 延べ面積が 500 ㎡を超えるものは、耐火建築物とする。
規制の区域	防災都市づくり推進計画で定める整備地域やその他の特に震災時に発生する火災等による危険性が高い地域で、知事が指定する区域

- 4 独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資（高齢者向け返済特例制度）

対象となる住宅	共同建替事業、地区計画等適合事業、マンション建替事業等のまちづくり融資の対象となる事業により建設される住宅（耐震改修、バリアフリー）
対象者	建替事業の対象となる住宅に建替え前から居住している高齢者（借入申込時満 60 歳以上）
融資限度額	「保証ありコースの場合」 2,000 万円又は一般財団法人高齢者住宅財団が保証設定する保証限度額のうち、いずれか低い金額 「保証なしコースの場合」 5,000 万円又は機構による担保評価額（建物及び土地の評価額の合計額×60%）のうち、いずれか低い金額

融資金利	「保証ありコースの場合」 「保証なしコースの場合」
返済方法	利息のみ毎月返済。元金は、借入申込者の死亡時に 「相続人が一括返済」又は「担保提供された建物・ 土地を処分」することにより返済

3 総合的な治水対策の推進

1 生命や財産を守る治水事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

国土の保全及び国民の生命や財産を守る治水は国の基本的責務であるため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

<現状・課題>

治水事業は一部を除き法定受託事務であり、国の基本的な責務である。

首都東京では、人口が密集する市街地が形成され、政治、経済等の中枢機能が集積していることから、都民の命と暮らしを守るための治水対策の推進と十分な財源確保が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国の基本的な責務である治水事業について必要な財源を確保するとともに、首都東京に対して必要額を確実に配分すること。
- (2) 災害が発生した地域における災害対策の予算は別枠とし、災害を未然に防止する予防対策の予算について必要な財源を確保すること。
- (3) 治水事業を強力に推進し、防災・減災、国土強靱化^{じん}のための5か年加速化対策後も、継続的・安定的^{じん}に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画にて現行の対策を大幅に上回る必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保し、確実に配分すること。

参 考

【国土交通省令和7年度予算の動向（予算概要（令和7年1月）より）】

○令和7年度当初の公共事業関係予算は、ほぼ前年並の予算が確保

（単位：億円）

項 目	令和7年度	令和6年度	対前年度比
国土交通省予算（国費）	52,753	52,901	1.00

※このほかに、東日本大震災からの復興・再生に係る予算が、復興庁予算に計上されている。

※5か年加速化対策5年目は、令和6年度の補正予算で9,411億円が措置

○国民の生命や財産を守る治水事業への配分状況

（単位：億円）

項 目	令和7年度	令和6年度	対前年度比
水管理・国土保全局 関係予算（国費）	10,702	10,535	1.02

※このほかに、社会資本整備総合交付金等がある。

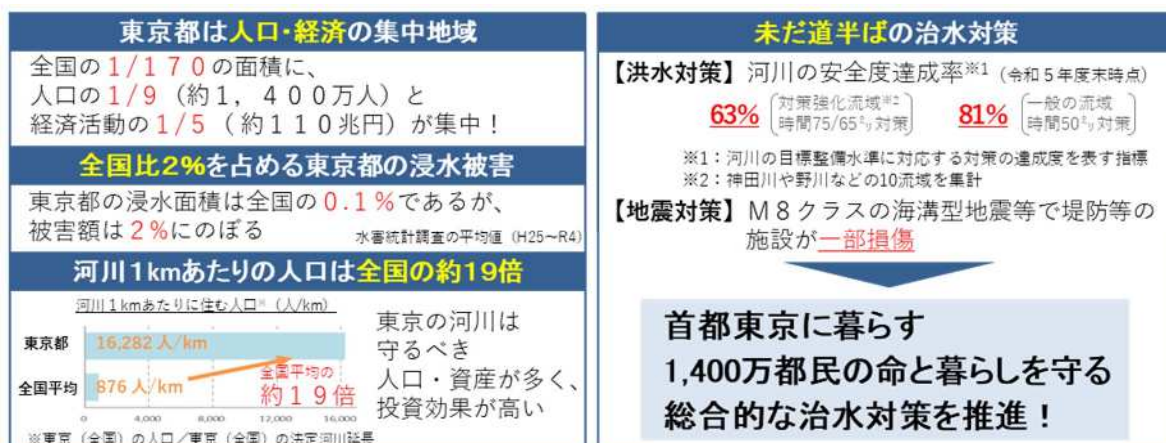
※5か年加速化対策5年目は、令和6年度の補正予算で3,404億円が措置

【東京都における治水事業の動向】

○「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」(令和7年3月)では、「災害の脅威から都民を守る世界で最も強靱な都市」の実現に向けて、都市型水害対策や地震・津波・高潮対策などの取組をより一層推進していくとしている。

○「TOKYO強靱化プロジェクト」(令和4年12月)においても、都民の安全・安心を確保できる、強靱で持続可能な都市の実現に向けて、東京が直面する5つの危機の一つとして、激甚化する風水害に対する取組を推進していくとしている。令和5年12月に策定した「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」においても、気候変動を踏まえ豪雨対策を一層強化するなど、強靱かつ、サステナブルな都市を目指して、取組を加速している。

【東京都における治水対策の必要性】



2 都市型水害対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・下水道局)

都市型水害対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

都は、時間 50 ミリ降雨に対応可能な護岸、調節池等の整備を進め、水害の早期軽減に努めてきた。しかし、時間 50 ミリを超える台風や局地的集中豪雨に伴う水害が増加しており、降雨状況の変化への対応が急務となっている。東京は膨大な人・資産・情報が高度に集積された日本の中核であり、大規模な浸水が発生した際の被害とその影響は、非常に深刻で広範囲なものとなる。

このため現在、年超過確率 1/20 規模の降雨に対応するため、護岸整備を着実に進めるとともに、優先度の高い流域においては、環状七号線地下広域調節池や城北中央公園調節池等の大規模施設の整備を実施している。

さらに、気候変動の影響を踏まえ、「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」において令和 17 年度までに総貯留量約 250 万立方メートルの調節池等の新規事業化を目標として掲げており、神田川など 8 河川において新たな調節池等の事業化に向けた取組を行っている。

今後は、令和 5 年 12 月に策定した「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を踏まえ、気候変動に対応するための取組を推進していく。

内水氾濫対策としては、令和 5 年 12 月に改定された東京都豪雨対策基本方針に基づき、区部では、下水道施設整備に流域対策を加え被害の防止を図る。整備の進め方については、早期に内水氾濫による被害を軽減するため、内水氾濫の危険性が高い 67 地区を重点化し、幹線や貯留施設などを整備する。

多摩地域では、公共下水道の整備や各種排水施設の活用・改修、流域対策など多様な対策手法を組み合わせることで内水氾濫による被害の防止を図る。市単独による雨水排除が困難な地域において、複数市にまたがる広域的な流域下水道雨水幹線の整備を進めている。

令和元年東日本台風など近年全国各地で発生している甚大な水害への対応に加え、将来の気候変動による影響を踏まえ、都市型水害対策の一層の推進が求められている。

<具体的要求内容>

- (1) 都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 護岸整備に加え、調節池や分水路等の大規模事業に必要な財源を確保し、確実に配分すること。
 - ・ 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）
 - ・ 善福寺川上流地下調節池

- ・ 城北中央公園調節池（石神井川）
- ・ 石神井川上流地下調節池
- ・ 境川金森調節池
- ・ 境川木曽東調節池
- ・ 境川木曽西調節池
- ・ 谷沢川分水路

（３）下水道施設の整備を推進し、効果を早期に発現していくため、必要な財源を確保し、確実に配分すること。

【重点地区】

- ・ 目黒区上目黒、世田谷区弦巻
- ・ 目黒区八雲、世田谷区深沢
- ・ 大田区上池台
- ・ 文京区千石、豊島区南大塚
- ・ 世田谷区野毛
- ・ 港区白金、品川区上大崎
- ・ 品川区戸越、西品川
- ・ 中野区東中野、杉並区阿佐谷
- ・ 目黒区下目黒
- ・ 世田谷区代沢
- ・ 杉並区久我山
- ・ 豊島区池袋本町
- ・ 葛飾区金町
- ・ 江戸川区中央 など計 67 地区

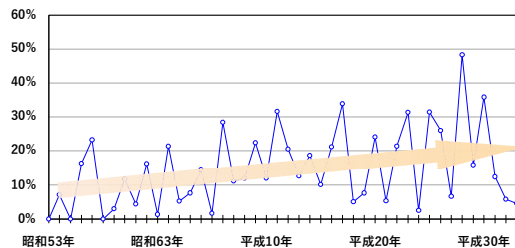
【流域下水道雨水幹線の整備】

- ・ 空堀川上流域南部地域

（４）都が実施する気候変動を踏まえた取組を進めるに当たり、必要な助言等を行うこと。

〔治水事業〕

【近年多発する集中豪雨】



時間 50 mm以上の降雨発生率
の経年変化

【河川の整備状況】



河川の安全度達成率^{※1} (R7年3月末時点)

※1: 河川の目標整備水準に対応する対策 (調節池や護岸整備、河床掘削など) の達成度を表す指標。

※2: 年超過確率1/20規模の降雨に対応する神田川や野川などの10流域



平常時の妙正寺川



平成17年9月豪雨時(時間112ミ))

豪雨による河川の変化



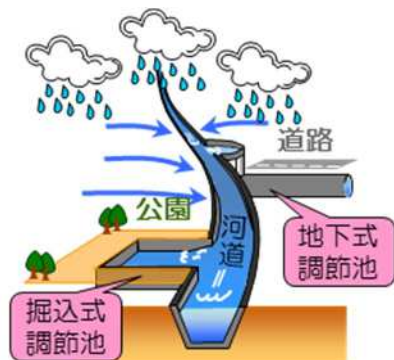
整備前



整備後

護岸の整備前・整備後の状況

【調節池等の整備】



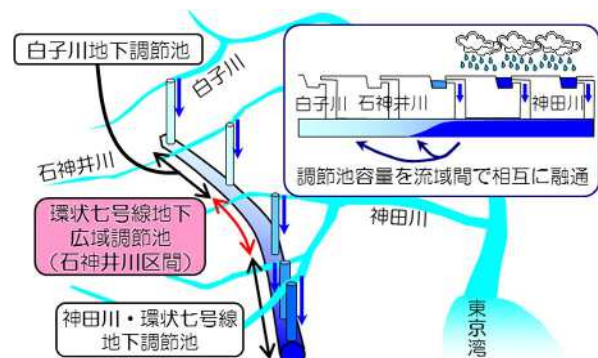
調節池による対応イメージ



境川金森調節池整備状況



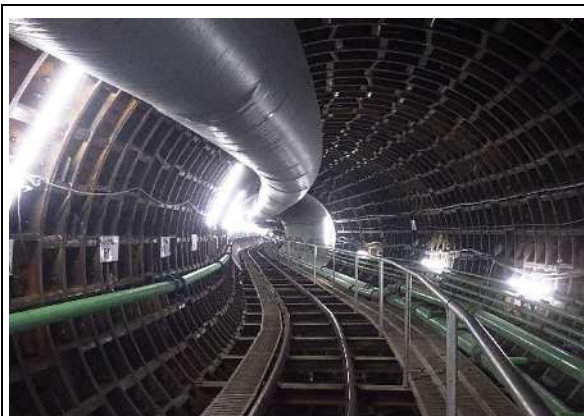
環状七号線地下広域調節池整備状況



環状七号線地下広域調節池イメージ

[下水道浸水対策事業]

【下水道施設の整備状況】



浸水対策幹線の整備
《千川増強幹線》



雨水ポンプ所の整備
《王子第二ポンプ所》



完成した雨水貯留施設
《渋谷駅東口（4,000 m³）》



雨水排水ポンプの増強
《先行待機型ポンプ》

3 地震・津波・高潮対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

東部低地帯の河川では、これまで水門や堤防等の整備を着実に進め、関東大震災時の震度に対する構造物の耐震性と、伊勢湾台風級の高潮に対する堤防の高さを確保してきた。

しかし、東部低地帯の河川では、マグニチュード8.2の海溝型地震など、想定される最大級の地震によって施設の一部が損傷し、津波等により甚大な浸水被害が発生する可能性がある。

このため、都は、このような地震が発生した場合においても各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するよう、東日本大震災を踏まえて策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」（平成24年12月策定）に基づき、堤防や水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めてきた。さらに、令和4年度からは、耐震対策の対象範囲を拡大した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（令和3年12月策定）に基づき、堤防約57キロメートル、水門等9施設において対策を進めており、特に優先度の高い水門・排水機場等と水門外側の堤防については、早期に対策を完了できるよう取組を推進していく。

また、隅田川などの主要河川については、大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、背後地開発と連携してスーパー堤防等の整備を早期に推進していく必要がある。

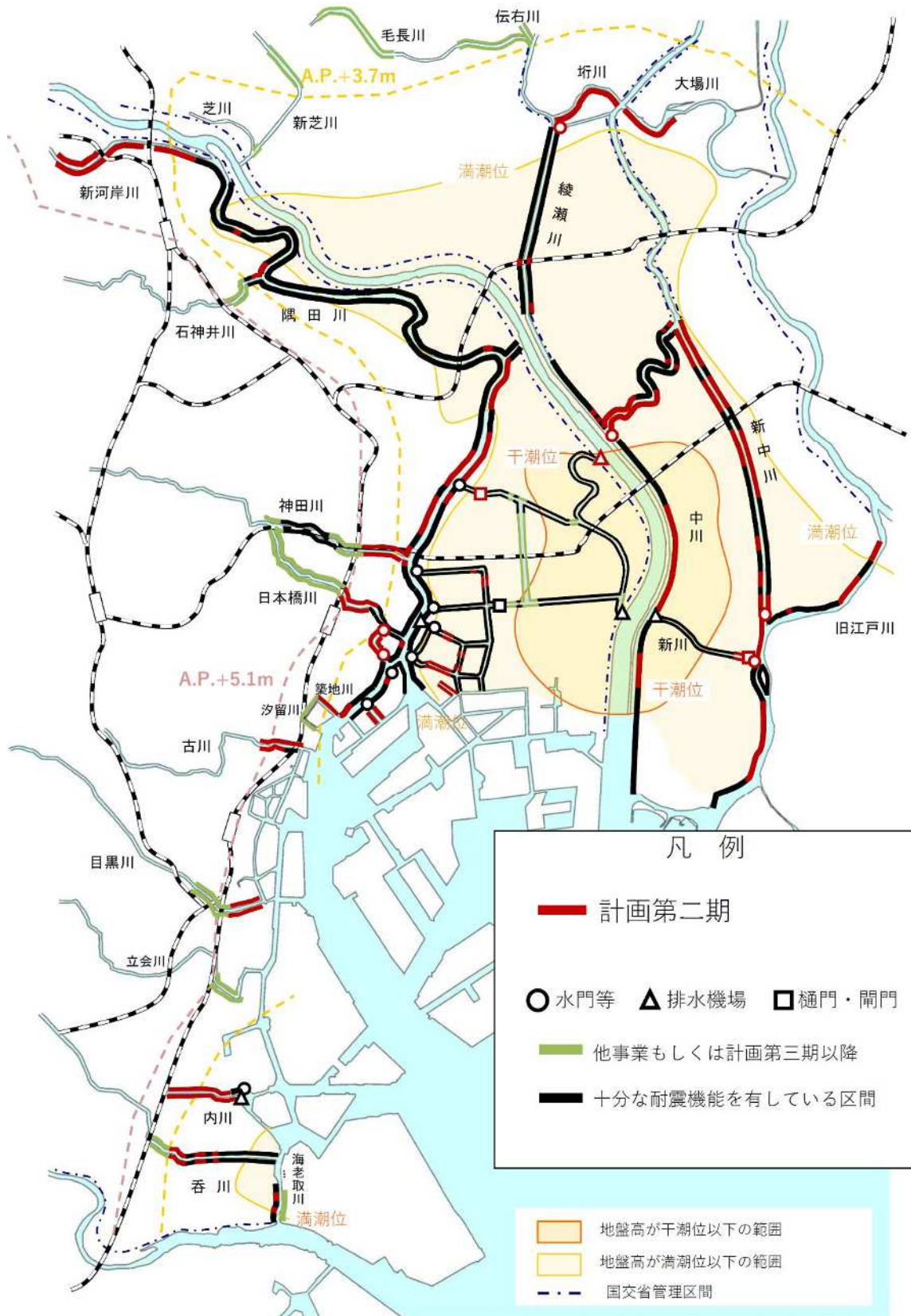
<具体的要求内容>

- (1) 地震・津波・高潮対策の推進は、低地帯に暮らす300万人の命と、人口、資産が高度に集積する首都の機能を守るため、待ったなしの課題であることから、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 特に優先度の高い水門・排水機場等と水門外側の防潮堤の地震・津波対策については、早期に対策を完了できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 背後地開発と連携して推進する都のスーパー堤防整備について、必要な財源を確保すること。

参 考

【東部低地帯の河川施設整備計画】

想定し得る最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するとともに、地震後に発生する高潮に備える。



4 ソフトとハードの連携した土砂災害対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

ソフトとハードの連携した土砂災害対策を推進するため、砂防関係事業及び土砂災害防止法に基づく基礎調査について必要な財源の確保、制度拡充等を図ること。

<現状・課題>

都内には土砂災害警戒区域が約 16,000 か所存在しており、台風等による豪雨でがけ崩れ等の土砂災害が毎年発生している。平成 25 年伊豆大島では、24 時間雨量 824 ミリに達する記録的な豪雨により甚大な土砂災害が生じ、多くの尊い人命、財産が失われた。

また、令和元年東日本台風では、多摩地域を中心に日雨量 600 ミリを超える記録的な豪雨となり、人的被害はなかったものの土石流や多くのがけ崩れが発生した。今後も気候変動の影響による記録的な豪雨に伴う同様の土砂災害の発生が懸念されており、土砂災害対策の推進が望まれている。

都における砂防施設整備等のハード対策は、避難所などの重要度や災害発生の危険度を考慮して箇所ごとの緊急性を評価するなど、計画的に整備を推進している。しかしながら、全ての土砂災害のおそれのある箇所で対策を実施するには、膨大な費用と時間を要することから、ハード対策の着実な推進とともに、警戒避難体制の確立に必要な土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を充実させていくことが重要である。

都では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査（1 巡目）による区域指定が、令和元年 9 月末に全域で完了した。土砂災害防止法では、おおむね 5 年ごとに基礎調査を行うことを規定しており、都は、1 巡目調査から 5 年経過した箇所において 2 巡目の基礎調査に順次着手し、今後も計画的に調査を進めていく。開発圧力の高い都内では、多くの箇所で地形改変が行われるため、新たな危険箇所の発生状況を把握し、継続的に確認していくためにも 2 巡目以降の基礎調査が必要である。

一方、土砂災害防止法に基づく基礎調査に必要な財源は、平成 27 年度から地方交付税交付金により手当されることとなったが、都は不交付団体のため他の道府県に比べて著しく不利な措置となっている。

さらに、区市町村からは、区域指定に伴う土地利用制限が地価に影響を与える場合の固定資産税収減に対する財政上の支援措置や、避難所等の移転、区域指定解除や安全対策のための防災工事、既存建築物の補強に関する支援措置の創設・充実、地方単独事業による防災インフラの整備を対象としている緊急自然災害防止対策事業債の事業期間延長を求める要望がある。

このほか、活火山を多く抱える伊豆諸島では、火山噴火に伴う泥流や溶岩流の発生により、溪流周辺の平地に集中している人家等が被害を受ける危険性がある

ため、火山砂防事業の推進が急務となっている。

また、活火山を有する島しょ地域では、侵食が著しい火山性の地質で構成されるため、荒廃地からの土砂流出により満砂状態の砂防堰堤が多く見受けられる。これらの砂防関係施設は、噴火に伴い生じる火山泥流からの被害を軽減するためにも、除石を行い空き容量を確保しておくことが望まれる。

<具体的要求内容>

- (1) 砂防事業、火山砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊対策事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 土砂災害防止法に基づく基礎調査（2巡目以降）を今後も計画的に実施していくため、東京都が地方交付税交付金の不交付団体であることを勘案し、防災・安全交付金の配分に配慮するなど必要な財源を確保すること。
- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、市町村が固定資産税評価額の評価を行った際に、財政上の負担が生じないよう支援措置を講じること。
- (4) 土砂災害警戒区域等の指定に伴い、避難所や要配慮者利用施設を区市町村や施設管理者が区域外に移転する場合の財政上の支援措置の一層の充実を図ること。
- (5) 土砂災害警戒区域内における区域指定解除や安全対策のための防災工事に対し、区市町村が助成や直接工事などを行う際の財政上の支援措置の創設・充実を図ること。
また、既存建築物の所有者が実施する補強に対しては、住宅・建築物安全ストック形成事業の一層の充実を図ること。
- (6) 地方単独事業として、緊急に自然災害を防止するために行う事業を対象としている緊急自然災害防止対策事業債について、事業期間（令和7年度まで）を延長すること。
- (7) 侵食が著しい火山性の地質で構成される島しょ地域では、砂防堰堤等の機能を十全に発揮させるため、嵩上げ等新たな機能改良を伴わない堆積土砂の除去についても採択されるよう、交付対象事業の要件を緩和すること。

参 考

【都内の土砂災害警戒区域等の分布状況】

○土砂災害警戒区域が、約 16,000 か所存在



【土砂災害警戒区域等の指定状況】

<令和7年3月末時点>

指定済み箇所数	
土砂災害警戒区域	15,695 か所
土砂災害特別警戒区域	13,754 か所

【整備状況】

<令和7年3月末時点>

区 分	全体計画 A	整備状況 B
砂防事業	185溪流	124溪流
急傾斜地崩壊対策事業	71地区	62地区
地すべり対策事業	14地区	13地区

【ソフトとハードが連携した土砂災害対策のイメージ】

【基礎調査の国費率】

現行 1 / 3



5 水辺空間のにぎわいの創出及び緑化の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

水辺空間におけるにぎわいの創出及び緑化の推進に必要な財源の確保及び制度充実を図ること。

<現状・課題>

都では、都市に残された貴重なオープンスペースである河川において、水害に対する安全対策のみならず、隅田川のテラス整備や緑化の推進など人々が水辺に親しめる空間の整備を推進し、河川空間の魅力向上に努めてきた。

更なる水辺空間の魅力向上のためには、周辺の観光拠点等との結びつきを強め、地域のにぎわいを相乗的に高めていくことが重要であるとの観点から、隅田川下流域の浅草や両国等のエリアにおいては、背後地の民間事業者や地元区と連携し、水辺とまちの一体的なにぎわい空間の創出に向けた取組を進めるとともに、テラスの連続化や夜間照明などの水辺の動線強化等を推進している。

一方、国においても、平成23年4月に「河川敷地占用許可準則」の改正を行い、地域活性化のための飲食店やオープンカフェ等について、営業活動を行う事業者等による占用が可能となったほか、水辺とまちをつなげる、水辺と人をつなげるミズベリング・プロジェクトを継続的に実施するなど、水辺空間の利用や民間活力の積極的な活用等の取組を推進している。

さらに、令和5年6月には、「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」を取りまとめ、水辺整備の今後の方向性と取組イメージを示した。

このあり方を踏まえ、今後は、水辺のゆとり・うるおい・にぎわいをつなぐため、水辺の動線強化の更なる推進やウォーカブルな水辺空間の創出、オープンテラス等の恒常的な利活用の促進など、隅田川下流域の取組を拡充するとともに、上流域等の新たなエリアへ展開していく。

また、これまで整備してきた点在する既存の緑をネットワーク化することによって都市環境の改善を図るなど、水辺空間の緑化を推進していくことも必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 水辺空間のにぎわいづくりを推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 水辺空間の緑化を推進するために必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

参 考

【にぎわいづくりの取組事例】

○テラス整備

整備前



整備後



○河川敷地を活用したオープンカフェ



○両国リバーセンター



【河川緑化の取組事例】

○大栗川の護岸緑化

整備前



整備後

6 水質浄化の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

良好な水質を維持し、都民が水辺に親しめるようにするため、計画的なしゅんせつについて必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

都はこれまでに、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき水質浄化の取組を進めてきた。

しかし、隅田川、新河岸川及び日本橋川をはじめとする感潮河川では、一部区間において河床に堆積した汚泥により水質の悪化や悪臭の発生が見られ、こうした悪臭の発生等が快適で魅力ある水辺空間の形成を阻害する要因の一つともなっている。

このため、引き続き汚泥のしゅんせつ等の水質浄化対策を進めていく必要がある。しゅんせつに当たっての底質調査では、隅田川等においてダイオキシン汚染土等の有害物質が確認されており、これらの有害物質の処分のため、今後の費用の増大が懸念されている。

河川の水質改善により良好な水辺空間を創出することで、都民が水辺に親しむことができるように、計画的にしゅんせつを実施していく必要がある。

<具体的要求内容>

計画的なしゅんせつについて必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

7 流域貯留浸透事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

流域における雨水の流出を抑制するため、グリーンインフラの導入も含めて流域貯留浸透事業の推進に必要な財源の確保、国費率の引上げ及び制度拡充を図ること。

<現状・課題>

都は、河道などの治水施設の整備に加え、総合治水対策の一環として、流域における雨水の流出を抑制するため、都の関連施設に加え、関係区市町村とも協力して公共施設への貯留浸透施設の設置や透水性舗装の実施などを推進している。

令和3年度より、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づき指定された特定都市河川流域で実施する流域貯留浸透事業は個別補助事業として補助率が2分の1へと引き上げられたが、特定都市河川流域以外で実施する事業の補助率は3分の1となっている。

また、令和6年度より交付金事業である流域貯留浸透事業の採択要件が、これまでの300立方メートル以上から、複数で500立方メートル以上の貯留浸透機能を持つ施設とされた。一方、特定都市河川流域で実施する個別補助事業は、これまでどおり300立方メートル以上となっている。

雨水流出抑制をより一層進めるために、自然環境が有する機能を社会課題の解決に活用するグリーンインフラの導入を推進する取組の加速が求められている。

<具体的要求内容>

- (1) 流域貯留浸透施設の整備について必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京への確実な配分と国費率の引上げを図ること。
- (2) あらゆる河川において1施設300立方メートル未満の小規模な貯留浸透施設についても取組を推進できるよう、特定都市河川流域以外を含む個別補助事業の採択要件を緩和すること。
- (3) レインガーデンなど雨水流出抑制に資するグリーンインフラの整備について補助の対象とすること。

参 考

【整備状況】

<令和7年3月末時点>

区 分	整備状況
流域貯留浸透施設（S58～）	112か所

8 海岸保全事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

伊豆諸島等における海岸保全事業について必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

我が国は、台風、地震、津波などに対し、厳しい地理的・自然条件にあることから海岸災害が多発しており、東日本大震災においても甚大な海岸災害が発生した。

また、海岸侵食も顕在化してきており、放置すれば貴重な国土が失われることになり、その保全は極めて重要である。

伊豆・小笠原諸島沿岸は、海岸背後の平坦な場所に人口・資産の多くが集中している。

また、島しょ地域沿岸は豊かな海洋自然環境が広がり、島の貴重な観光資源となっている。

このことから、自然環境へ配慮しつつ、台風、低気圧、季節風等による波浪・高潮等から人命・財産及び国土を保全するため、これまで以上に着実な海岸保全事業の推進が求められている。

このような状況の中、都は、比較的発生頻度の高い津波に対して防護機能を確保するためのハード対策や、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、住民等の避難を軸にしたソフト対策を進めている。

また、平成 26 年 6 月の海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）改正において、海岸保全施設の維持又は修繕に関する規定が明確化され、予防保全の考え方に基づいた維持管理の徹底が求められているところである。令和 4 年度からは個別補助制度の海岸メンテナンス事業が創設され、海岸保全施設の老朽化対策や施設機能の向上を図る整備を計画的かつ集中的に推進している。都においても、伊豆・小笠原諸島に、台風や冬季の波浪など厳しい自然条件にさらされている海岸保全施設が多数あり、計画的な維持又は修繕により、所要の防護機能を確保していく必要がある。

このほか、海岸の一部で侵食が見られるものの保全対象が少ないなど国の交付要件に合致しないため、侵食対策事業の実施が困難な海岸がある。

<具体的要求内容>

- (1) 海岸保全事業を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 計画的な維持又は修繕による海岸保全施設の予防保全型管理を進めるために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 伊豆諸島等は常に外洋に面しており、全国的に見ても波浪条件が厳しいという特殊性を踏まえ、侵食対策事業における採択要件を緩和すること。

参 考

【海岸施設の状況】



波浪による侵食(新島)



老朽化による施設の破損状況 (左)御蔵島、(右)三宅島



海岸侵食による汀線(海岸線)の後退(大島)

9 河川管理施設の点検に向けた財源確保等

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

近年頻発する豪雨等に対しても施設の機能を確実に発揮させるため、河川管理施設の点検の着実な実施に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金の充実を図ること。

<現状・課題>

都がこれまでに整備した河川管理施設は、今後急速に経年劣化が進行することが想定されている。その中で、近年頻発する豪雨等に対しても、施設の機能を確実に発揮させるために、定期的な点検による施設健全度の把握が必要である。

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の改正に伴い、河川管理施設の点検は、目視により一年に一回以上の適切な頻度で行うことが義務付けられている。

一方、現時点での河川管理施設の点検に対する交付対象は、大規模な水門・ポンプ設備等の一部のみに限られている。

これらのことから、河川管理施設の点検を着実に実施していくために、財源の確保と交付金制度の充実が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 定期点検が義務付けられた堤防等をはじめとした河川管理施設の点検に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。
- (2) 堤防が存する区間に設置された水門、樋門等の点検については、機械設備等も点検の対象に含まれ、より多くの経費を要することから、必要となる財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。

参 考

(1) 河川管理施設の点検事業費

【令和7年度 予算(当初)】

(単位: 百万円)

区 分	事業費
河川管理施設の点検	514
堤防・護岸等点検	98
地下調節池・分水路点検(土木躯体)	10
地下調節池設備保守点検	40
水門・排水機場設備保守点検	366

(2) 河川管理施設の点検事例

○堤防・護岸の点検



堤防点検



護岸点検

○地下調節池・分水路の点検



土木躯体点検



設備点検

○水門・排水機場の点検



水門点検



排水機場点検

10 河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全型管理の推進

（提案要求先 国土交通省）

（都所管局 建設局）

地下調節池や分水路等の再構築が困難な河川管理施設の予防保全を目的とした補修工事等の実施に必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

<現状・課題>

都がこれまで整備を進めてきた鉄筋コンクリートで構築された堤防・護岸をはじめとした河川構造物は、建設後相当年数が経過し、一部の施設に顕著な損傷が見受けられるようになってきた。今後は補修や更新の必要な施設が急速に増加することが想定されている。

そのため、従来の対症療法的な応急補修による管理から、施設の長寿命化及び補修費用の低減・平準化を図る予防保全型管理への転換が求められている。

特に、河川構造物の中でも地下調節池・分水路は、治水上重要な施設であるが、地下に設置されていることから再構築が困難なため、一層の長寿命化を図る必要がある。

このことから都は、平成 28 年 3 月に「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]」を策定したことをはじめ、河川管理施設を対象として、予防保全型管理を導入している。

一方、河川管理施設の予防保全（長寿命化）に関する交付金はなく、補助金の対象施設は、水門やポンプ設備等の一部のみに限られている。また、平成 30 年度から拡充された地方交付税制度を活用した公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）においても、地下調節池や分水路等の土木構造物は対象外となっている。

今後、不交付団体である都が管理する地下調節池や分水路等の治水上重要な施設において予防保全型管理を着実に実施していくためには、財源の確保と交付金制度の充実が不可欠である。

<具体的要求内容>

地下調節池や分水路等の再構築が困難な河川管理施設の予防保全を目的とした補修工事等の実施に必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

参 考

(1) 都管理の施設（地下調節池・分水路）の現状

【約 30 年後の状況（令和 33 年度）】

30 年後、地下調節池・分水路（全 21 施設）のうち、約 61 パーセントが完成から 50 年を経過する見込み



目黒区 1990 年完成



文京区 1977 年完成

(2) 各施設の補修工事着手時期

「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]」より

施 設 名（分 水 路）※2	（令和 2 年度まで）	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度
江戸川橋分水路	○		
仙川小金井分水路		○	
飛鳥山分水路	○		
高田馬場分水路	○		
三沢川分水路	○		
水道橋分水路	—	—	○
お茶の水分水路	○		
入間川分水路		—	○
施 設 名（地 下 調 節 池）※2	（令和 2 年度まで）	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度
船入場調節池	—	—	○
落合調節池	—	—	○
妙正寺川第二調節池	○		
上高田調節池	○		
荏原調節池	○		
黒目橋調節池（Ⅰ）	—	—	○
黒目橋調節池（Ⅱ）※1	—	—	
比丘尼橋下流調節池	—	—	○
神田川・環状七号線地下調節池（Ⅰ）		○	
神田川・環状七号線地下調節池（Ⅱ）		○	
霞川調節池	—	—	○
鷺宮調節池※1			
古川地下調節池※1			
善福寺川調節池※1			
白子川地下調節池※1			

※1 令和 3 年度の予防保全計画更新時に新たに対象とした 5 施設については、劣化が進行していないため、次回の健全度調査の結果により改めて判断することとする。

※2 新たな施設が建設された場合は、計画更新時に随時取り込んでいく。

4 東京港の高潮・地震・津波対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

都民の生命と財産を守り、首都東京の中枢機能を確保するため、東京港における高潮・地震・津波対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

日本の中枢機能が集中する首都東京に大規模地震が発生し、海岸保全施設の機能が失われると、約 300 万人が暮らす沿岸部低地帯に海水が浸入し、甚大な被害を受けるおそれがある。

また、将来の気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等による被害の拡大も懸念されている。

首都東京が機能不全に陥れば、我が国の社会・経済活動、国民生活への影響は計り知れない。

こうした状況を踏まえ、海岸の保全や防潮堤・水門等の海岸保全施設の整備に関する事項を定めた法定計画である「東京湾沿岸海岸保全基本計画[東京都区間]」を令和 5 年 3 月に改定し、海岸保全施設の耐震性強化や気候変動の影響を考慮した機能強化を図るなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に推進する予定である。

<具体的要求内容>

最大級の地震や台風に備え、水害から都民の生命・財産、首都東京の中枢機能を守るため、新砂水門などの耐震性強化や気候変動の影響を考慮した京浜運河沿いの防潮堤の嵩上げなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

5 大規模水害対策の推進【最重点】

1 大規模水害対策の推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 総務局・建設局)

人口や産業が集積した首都圏では、荒川や利根川、多摩川等の国が管理する大河川で大規模水害が発生した場合、被害が甚大となるため、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進すること。

<現状・課題>

平成 27 年の関東・東北豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風による豪雨、令和 2 年 7 月豪雨など、近年、各地で大規模水害が発生している。都内においても、令和元年東日本台風により多摩川がいつ水し、浸水被害が発生するなど大規模水害の危険性は増している。こうした膨大な避難者や甚大な経済被害が想定される大規模水害については、荒川や利根川などの大河川を管理する国が、責任を持って地方自治体を越えた総合的な対策に取り組むことにより、被害の軽減等を確実に推進することが極めて重要である。

国は、平成 28 年 6 月に中央防災会議防災対策実行会議の下に、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を立ち上げ、平成 30 年 3 月に報告書を公表し、洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的考え方を示した。この報告書を踏まえ、首都圏における大規模水害時の広域避難の実装に向け、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討するため、同年 6 月、内閣府と都が共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置した。同検討会は、令和 3 年 6 月に「大規模水害時における住民避難の考え方と今後の取組方針」を取りまとめ、「広域避難だけではなく、現実的に対応可能な複数の避難行動を組み合わせ、大規模水害時の住民避難を検討していくことが重要」とし、さらに、「安全な避難先として、親戚・知人宅等の避難先を住民が自ら確保し、自主的に避難することを強く推奨」とした。そして、令和 4 年 3 月には、同検討会の報告として「広域避難計画策定支援ガイドライン」を取りまとめ、今後は、同ガイドラインに基づき、避難手段・誘導等を踏まえた広域避難計画を策定することとした。

令和 4 年 6 月には、同ガイドラインを踏まえ、広域避難計画等の策定に向けた具体的な検討を行うため、内閣府と都が共同で「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を設置し、令和 5 年 3 月には、広域避難先の開設運営方法等の具体化や、適切な避難行動につながる情報発信・伝達の在り方に関する検討成果を報告書として取りまとめた。令和 6 年 3 月には、避難までのリードタイムが長く、かつ関係機関が行政、交通事業者、報道機関等と多岐にわたる広域避難の特殊性を踏まえ、全ての機関が「共通認識」の下、各々が実施する対応、行動について「タイミング」、「内容」を共有するためのタイムラインを取りまと

めた。令和7年3月には、行政区域を越える住民の避難が必要な自治体が策定する広域避難計画のベース（ひな型）となる「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」を取りまとめた。

広域避難計画の策定に当たっては、引き続き、避難手段の確保や住民の避難誘導、広域避難情報の発信方法等を整理していく必要がある。

<具体的要求内容>

- （１）大規模水害時において、東京東部低地帯からの百万人単位の行政区域を越える避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であり、令和元年東日本台風で顕在化した事象も踏まえ、避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。
- （２）大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、地方自治体の意見を十分に取り入れること。
また、地方自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。
- （３）災害対策基本法において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。
- （４）荒川水系河川整備計画に記載された調節池群や京成本線荒川橋梁架替、多摩川緊急治水対策プロジェクトに位置付けられた河道掘削など、大河川の氾濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。
- （５）荒川や利根川など大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合、東部低地帯が広範囲かつ長期間浸水するおそれがあるため、早期の排水に向け、体制の充実を図ること。

2 荒川第二・第三調節池の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること。

<現状・課題>

荒川は、その氾濫原内に人口・資産が集積している東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つであり、大規模な氾濫が発生した場合には、首都圏に甚大な被害を与えることとなる。

「荒川水系河川整備計画」においては、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水が発生しても災害の発生を防止することを整備水準の目標としている。計画では基本高水のピーク流量 $11,900\text{m}^3/\text{s}$ （岩淵地点）に対し、洪水調節施設により $5,700\text{m}^3/\text{s}$ を調節することとしているが、現在完成した4施設（荒川第一調節池、二瀬ダム、浦山ダム及び滝沢ダム）だけではいまだ洪水調節量が不足している状況にある。このため、令和3年12月には荒川水系治水協定を見直し、荒川第一調節池内の荒川貯水池において更なる事前放流による洪水調節が可能となった。

荒川第二・第三調節池は、荒川の氾濫を防止し、下流に位置する首都東京の洪水被害の軽減を図るため、極めて重要な施設であり、着実な整備が必要である。令和3年8月には工事中においても段階的な効果発現を図るため、令和8年の出水期までに既存の横堤等を活用し、約1,200万 m^3 の洪水調節容量を確保する方針が出されるなど、工事実施上の工夫が公表された。

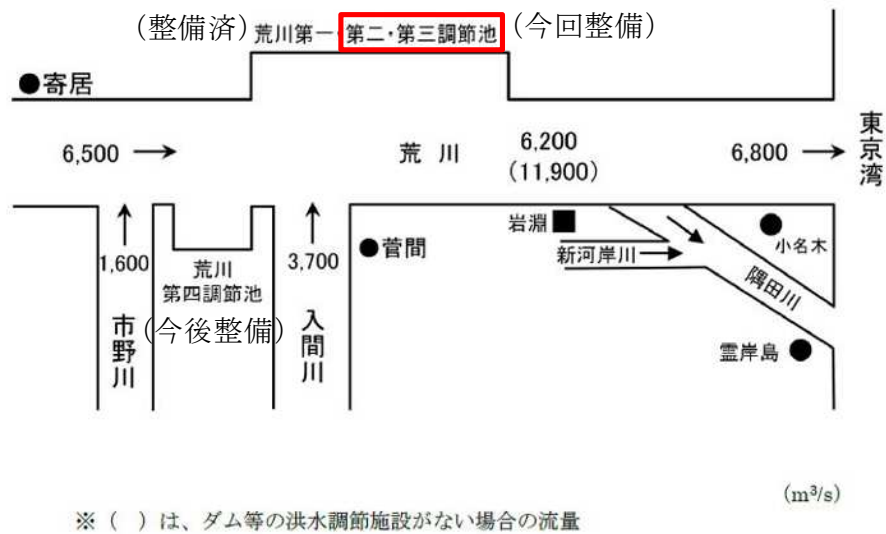
令和6年度は囲ぎょう堤の築堤工事等を施工しており、引き続き、流域の安全性の早期向上に向け、取り組んでいく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 荒川の氾濫を防止し、首都東京の洪水被害を軽減する荒川第二・第三調節池の整備を着実に推進し、流域の安全性を早期に向上させること。
- (2) 事業完了前に完成部分を段階的に供用するなど事業効果の早期発現に向けた取組を引き続き検討すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、徹底したコスト縮減に努めること。

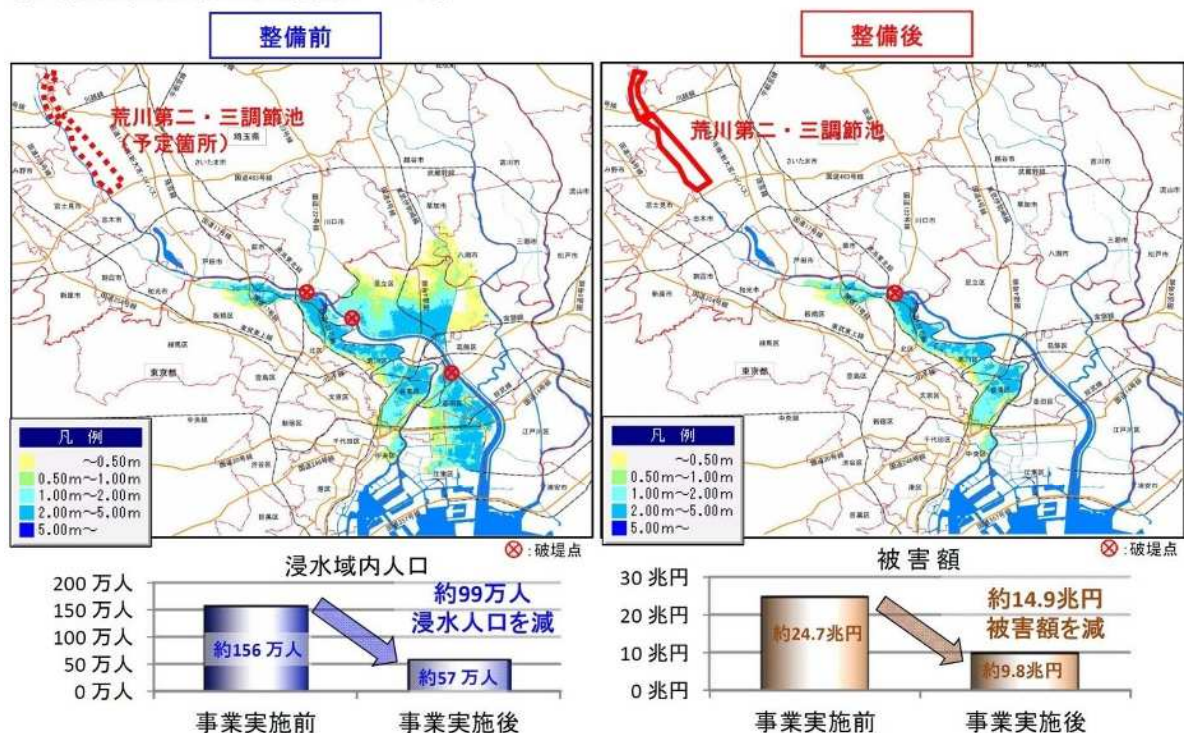
参 考

【流量配分図】（荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）令和2年9月）

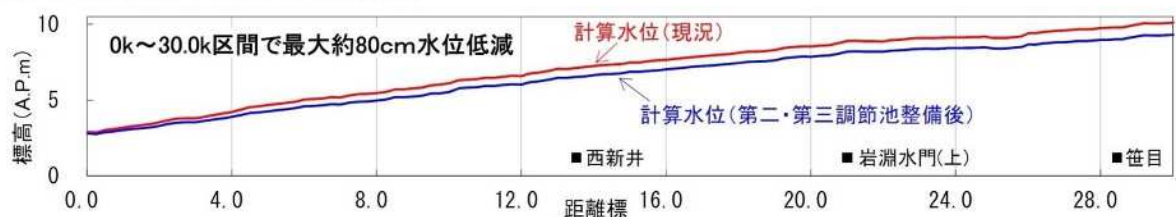


荒川直轄河川改修事業（荒川第二・第三調節池）＜大規模改良工事＞
新規事業採択時評価 説明資料

【整備効果(整備計画規模1/100)】



【調節池下流部の水位低減効果】



3 京成本線荒川橋 梁 架替事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

首都東京の洪水被害の防止・軽減を図る京成本線荒川橋 梁 架替事業を積極的に推進すること。

<現状・課題>

荒川下流部の東部低地帯に位置する京成本線荒川橋 梁 周辺の堤防は付近に比べて低くなっている。

本橋 梁 周辺の江東五区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区）には、約 250 万人の都民が生活しており、人口・資産が高度に集積する地域となっていることから、ひとたび大規模な氾濫が発生した場合には、その被害は極めて甚大なものとなる。

令和 3 年 10 月には、架け替え完了までの間の応急的な対策として、堤防切り欠き部にパラペットが整備され、令和 5 年 2 月に橋 梁 基礎工などの架替工事に本格的に着手されたところである。首都東京の洪水被害の防止・軽減を図るためには、本橋 梁 を架け替え、必要な堤防高を確保していくことが急務であることから、引き続き、事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく必要がある。

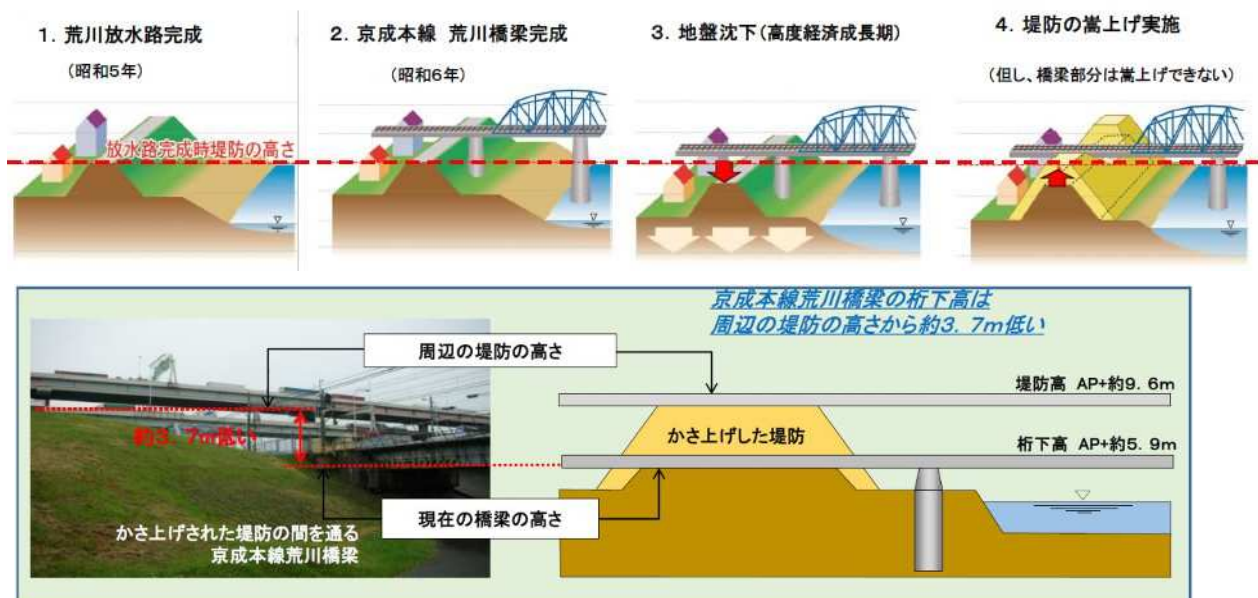
<具体的要求内容>

- (1) 京成本線荒川橋 梁 架替事業を推進し、事業効果の早期発現を図ること。
- (2) 事業の実施に当たっては、工期を遵守し着実に事業を進めるとともに、事業完了まで徹底したコスト縮減に努めること。

参 考

【荒川下流特定構造物改築事業 事業再評価資料（令和 3 年 12 月 1 日）】

（上：変遷、下：橋 梁 周辺の状況）



4 高規格堤防事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

首都圏の洪水や地震に対する安全性を高め、まちづくりにも寄与する高規格堤防事業を着実に推進すること。

<現状・課題>

直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京は、河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積しており、東部低地帯に300万人が暮らしているなど、水害から都民の命と暮らしを守るためには堤防の安全性向上は特に不可欠である。

現在、篠崎公園地区（江戸川）や新田一丁目地区（荒川）、西新小岩地区（荒川）などにおいて事業が進められているが、首都東京の安全性を高めていくためには、今後も積極的に事業を推進していく必要がある。

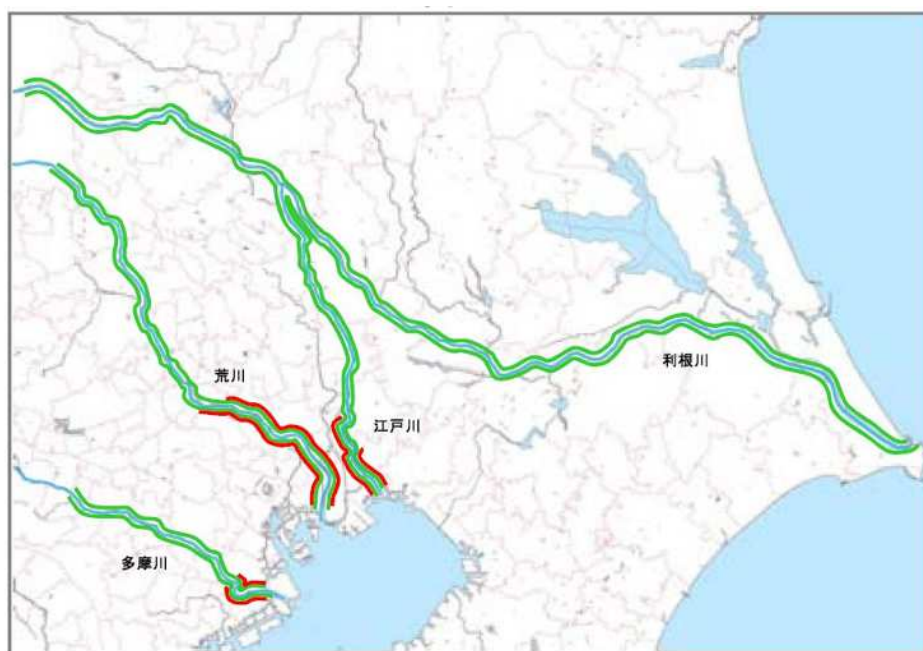
また、現行の直轄事業負担金の負担割合は3分の1と、一般的な河川改良事業並の負担割合となっている。一方で、例えば、道路事業では、高速道路の負担金（新直轄方式）について都県の負担は4分の1となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 地震や豪雨による水害から都民を守るため、土地区画整理事業等と連携し、早期の事業着手と一層の整備促進を図ること。
- (2) 高規格堤防事業の実施に当たっては、地元の意見聴取を丁寧を実施するとともに共同事業者に十分な説明責任を果たし、コスト縮減に努めること。
- (3) 高規格堤防事業の直轄事業負担金について、負担軽減を図ること。

参 考

【高規格堤防事業対象河川図（首都圏）】



※出典：平成24年度予算決定概要

【高規格堤防断面図（イメージ）】



【直轄事業負担金の負担率】

直轄事業		国	都県
河川事業	その他の改良事業 (高規格堤防事業含む)	2 / 3	1 / 3
	大規模改良事業	7 / 10	3 / 10
道路事業	高速自動車国道 (新直轄方式)	3 / 4	1 / 4
	一般国道 (直轄国道)	2 / 3	1 / 3

5 災害対策としての高台まちづくりの促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

低地部において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を講じること。

<現状・課題>

近年の気候変動により水害が激甚化していること等を踏まえ、防災まちづくりを強力に推進していくため、令和2年1月に国と都により「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を設置した。会議では、まちづくりによる高台化の推進や、再開発事業による避難スペースを上部階に確保した建築物の整備など、幅広く検討を進め、同年12月に取りまとめとなる「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を公表した。翌年3月、高台まちづくり（高台・建物群）の推進に向け、ビジョンで取りまとめた方策の具体化を図るため、連絡会議の下に、地元区も含めた「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」を設置し、地域の避難計画とも連携しながら、モデル地区ごとに検討を行っている。さらに、昨年度末には連絡会議を開催し、高台まちづくりの取組強化等を見据え、ビジョンの改定に向けた検討を開始したところである。

都においては、令和5年末「T O K Y O強靱化プロジェクト upgrade I」を公表し、荒川・江戸川・多摩川の破堤を想定した備えとして、短期から長期までを見据えて高台まちづくりを推進していくこととした。また、国においては令和5年7月に「国土強靱化基本計画」が改定され、首都圏等の日本経済を支える大都市を壊滅的な水害から守るため、ゼロメートル地帯等における高規格堤防の整備推進などが位置付けられた。

高台まちづくりの手法の一つである高規格堤防整備の推進には土地区画整理事業等との連携が有効であるが、実施に当たっては、住民等との合意形成や、土地区画整理事業施行者の財政的負担などの課題がある。

また、避難スペースを確保した建築物等の整備・確保等による建物群の形成については、自然災害が発生した場合における居住者等の安全確保のために必要な施設整備に対する支援制度として、令和3年度に「都市安全確保拠点整備事業」が創設され、また地域の防災拠点となる建築物の整備促進のための支援制度である「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」が拡充され、水害時の避難者対応のための事業として「一時避難場所整備緊急促進事業」が盛り込まれた。

その大半が浸水区域となる東部低地帯等の各区においては、水害時の避難スペースとなる高台確保に向け、こうした事業の適用を速やかに図っていくことが求められている。

引き続き、地元自治体も含めた事業者への支援については高台まちづくりの推進につなげられるよう、国や地元自治体と連携してモデル地区等での具体的な取組の中で生じた意見や課題等を踏まえ、速やかに制度の充実を図っていく必要がある。

る。

加えて、公共施設等での避難スペースの整備・確保の推進に当たっては、高速道路高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるよう、都、高速道路会社及び地元区と協定を締結し、本取組の実行性を確認し、取組の熟度を高めている。

<具体的要求内容>

(1) 土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施を一層促進するため、以下の措置を講じること。

- ① 地元自治体の意向や高台の不足状況を踏まえ、高規格堤防を都市計画に位置付ける等の河川事業が先導して高台まちづくりが進められる実効力のある仕組みを活用し、モデル地区等での事業化に向けて連携すること。
- ② 住民等の合意形成が円滑に進められるように、高規格堤防整備事業に係る地権者の直接移転先となる種地の確保を河川事業側でも行うこと。
- ③ 高規格堤防整備事業と土地区画整理事業等の一体実施における費用負担の在り方について検討すること。
- ④ 川裏法面の宅地としての利用や、堤防天端道路の建築基準法上の道路としての活用を可能とすること。
- ⑤ 高規格堤防整備事業と一体的に実施する土地区画整理事業において、住民等の合意形成が円滑に進められるように高規格堤防整備事業の用に供するため使用された土地での建替家屋に対する不動産取得税及び固定資産税（家屋）の減税措置については、引き続き期間延長及び恒久化について検討すること。

(2) 「都市安全確保拠点整備事業」及び「一時避難場所整備緊急促進事業」については、地元自治体も含めた事業者への支援については高台まちづくりの推進につなげられるよう、支援対象の拡大や予算確保を行うとともに、モデル地区等における高台まちづくりの具体的な取組の中で生じた意見や課題なども踏まえ、地域特性を踏まえた支援についても引き続き検討を行うこと。

また、「一時避難場所整備緊急促進事業」については、引き続き事業期間の延長及び恒久化について検討すること。

(3) 大規模水害時において、高速道路高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるようになったが、引き続き、都、高速道路会社及び地元区等と連携すること。

6 大規模水害時における排水対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・港湾局・下水道局)

東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時に
いて、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都と連携
して推進すること。

<現状・課題>

東京の東部低地帯では、地盤面が海面又は河川水位よりも低い地域が広範囲に広がっているため、高潮や洪水等により、大規模な水害が発生すると、長期間にわたり浸水が継続することが想定される。

このため、都は、「大規模水害時の排水作業準備計画検討委員会」を設置し、国が策定した荒川や利根川などの排水作業準備計画と整合を図りつつ、平成30年3月に公表した高潮浸水想定区域図に基づく、東京都における排水作業準備計画を令和4年8月に公表した。大規模水害発生時には、これらの準備計画を踏まえた排水計画を作成し、排水作業を実施することとしている。

また、大規模水害時にも必要な排水施設となる排水機場等について、耐震・耐水対策を推進するとともに、浸水期間の短縮に向けた排水機能の強化について検討を進めている。

大規模水害発生後、早期に復旧・復興を図るには、速やかな排水により浸水を解消することが重要であるため、国と都が連携して、排水対策を進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

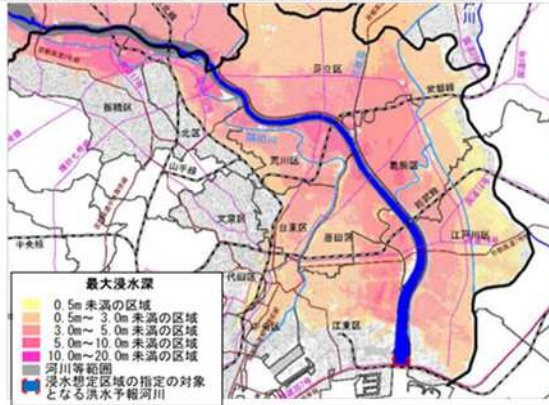
- (1) 大規模水害時には、国が主導し都と密に連携を図り、排水計画に基づき速やかに排水を実施すること。
- (2) 大規模水害発生後、速やかに浸水が解消できるよう、国が管理する排水機場の増強について検討すること。
- (3) 浸水期間の短縮に必要な排水機場等の耐水化などについて、財源の措置や技術的支援を講じること。

参 考

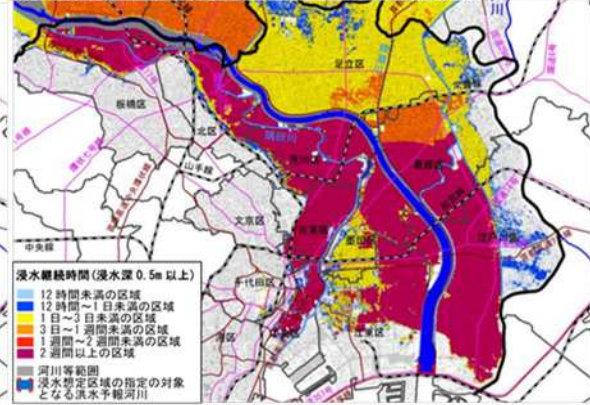
【荒川洪水浸水想定区域図（平成 28 年 5 月）】

災害に強い首都「東京」形成ビジョン 参考資料（令和 2 年 12 月）より

荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

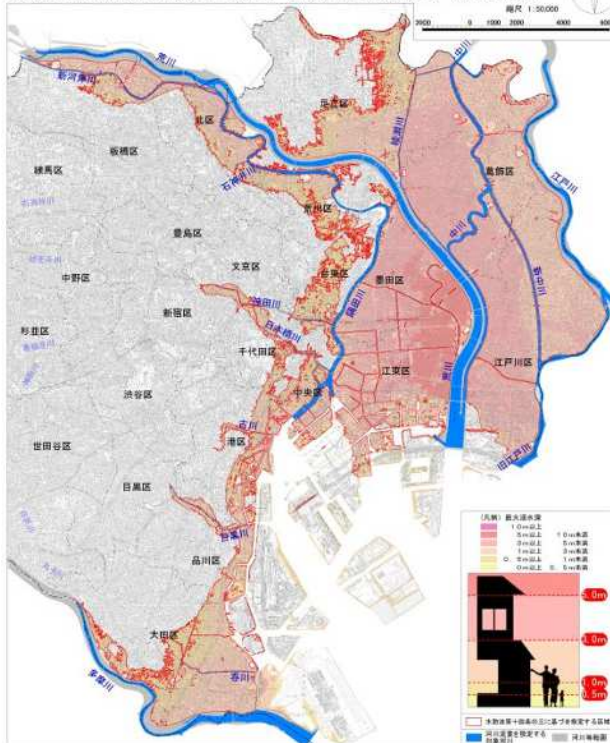


荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

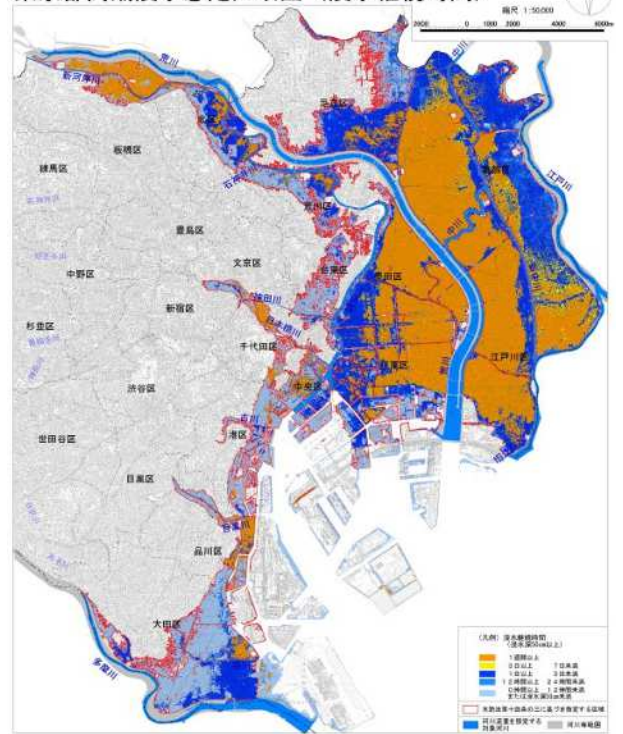


【東京都高潮浸水想定区域図（平成 30 年 3 月）※】

東京都高潮浸水想定区域図〔想定最大規模〕（浸水深）



東京都高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）



※東京都高潮浸水想定区域図は令和 6 年 12 月に改定

6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

危険な盛土等による災害を防止するため、新たな法制度の実効性の担保に向け、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

我が国は有史以来、地震や台風など数多くの自然災害に見舞われてきた。そうした中、令和3年7月には静岡県熱海市で記録的な大雨の際に土石流が発生し、上流部の建設工事等により発生した土砂等が含まれる盛土の崩壊が被害を拡大させたことなどにより、国民には、土砂災害、その中でも特に盛土の安全性に対する懸念がある。

- (1) こうした背景を受け、令和5年5月には、危険な盛土等を全国一律で規制する盛土規制法（昭和36年法律第191号）が施行された。都は、令和6年7月に新たな法制度に移行しており、危険な盛土等への適切な対応として、これまで規制の対象外となっていた盛土等を含め、迅速に行政指導・処分を行い、土地の所有者、管理者及び占有者（以下これを「土地所有者等」という。）に災害防止措置を求めていく必要がある。
- (2) 盛土造成地においては、造成後に売買されることが多く、土地取得者に施工内容等の情報が引き継がれておらず、管理が適正にできない、認識がないなどの場合がある。特に、宅地分譲などでは同一の盛土造成地が複数の土地所有者にまたがるケースが多く、個々の土地所有者だけでは対応が困難である。盛土造成地を適正かつ長期的に維持保全するためには、土地所有者等が盛土造成地の施工内容等の情報を把握し、宅地分譲地においては土地所有者等の間で情報が共有され、管理に取り組んでいく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 地方公共団体が適切に危険な盛土等に対応できるよう、以下の措置を講じること。
 - ① 土地所有者等又は原因行為者の資力の不足により代執行に係る費用を求償できない場合に備え、企業・団体からの出えんを含む基金（廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）第13条の15に類似規定有）を創設すること。
 - ② 旧規制区域外における既存擁壁を有する盛土等は、災害防災措置が十分でないこともあるため、宅地耐震化推進事業における宅地擁壁等の防災対策を拡充し、応急復旧工事だけでなく対策工事を補助対象とすること。
 - ③ 土砂等の無許可の盛土や投棄を防止するため、デジタル技術を活用して埋立て・投棄行為等を監視できるシステムや違反情報を共有する仕組みの

構築について検討すること。

(2) 土地所有者等が適切に盛土造成地の保全を図るよう、以下の措置を講じること。

- ① 盛土造成地の売買において、施工内容等の土地の管理に必要な情報が土地取得者に引き継がれるよう、制度の整備を図ること。
- ② 盛土造成地の土地所有者等が一団の土地を連帯して維持管理するための制度の整備を図ること。

7 ライフライン施設の耐震化などの推進【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 総務局・建設局)

首都直下地震などへの必要な対策を着実に進めるため、ライフライン施設の耐震化などを推進すること。

<現状・課題>

平成 25 年 11 月に制定された首都直下地震対策特別措置法に基づき、国が平成 26 年 3 月に策定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策のうち、都を含む緊急対策区域における政府の講ずべき措置として、「ライフライン等の耐震化」を掲げ、平成 27 年 3 月の改定では、減災目標を達成するための具体的な目標等を設定した。

国においても、国道における無電柱化を進めており、特にセンター・コア・エリア内の整備に努めている。また、都においても首都直下地震発生時に同様な被害がないように備える必要があり、現在、ライフラインの早期復旧に向けた取組として、上下水道の耐震化や道路整備による無電柱化を図るとともに、ライフラインの復旧活動拠点の確保に努めている。

一方、平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震において、火力発電所の損傷による北海道全域の停電は住民に対して多大な影響を与えた。

都が令和 4 年 5 月に公表した、首都直下地震など東京に被害を及ぼす地震に関する新たな被害想定では、時間の経過とともに変化する被害の様相として、ライフラインの寸断が被災者の身の回りの生活環境に大きな支障を生じさせ、生活再建や復旧・復興へ甚大な影響を及ぼすとした。キャッシュレス決済やオンラインショッピングが普及する中、大規模停電や通信の途絶は社会経済への影響も大きく、ライフライン施設の耐震化の一層の推進や災害時にもつながる通信基盤の確保の重要性が更に増している。

令和 6 年 1 月 1 日には、能登半島地震が発生し、電線の断線等による停電、安否確認や情報収集に欠かせない通信の途絶や水道管の破損による長期にわたる断水等が認められた。

また、地震だけでなく、大規模風水害や火山噴火などの複合災害が発生した場合には、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される。都としては、上下水道の管路や施設の耐震化などの取組を進めているが、電気、ガス、通信など、県域を越えて広域にわたり民間事業者が有するライフラインについては、国としての主体的かつ計画的な対策の更なる推進が求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 首都中枢機能の維持及び首都圏における経済活動の継続のため、電力・都市ガス・通信関係の事業者等に働きかけ、広域に及ぶ発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図るとともに、ガスなどの埋設管の耐震化や無電柱化を促進すること。

- (2) 光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築など、通信の多重化策を促進すること。
- (3) 緊急交通路（緊急車両の通行を円滑にするため、大規模災害時に一般の車両が通行を禁止・制限される道路）における共同溝の設置についても推進すること。

8 液状化対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 宅地液状化防止事業の費用助成について、個々の宅地を対象とした液状化対策においても適用できるよう、対象の拡大を図ること。
- (2) 宅地液状化防止事業の費用助成について、土地区画整理事業などにおいても適用できるよう、対象の拡大及び要件の緩和を図ること。

<現状・課題>

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた都内でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、木造住宅などに建物被害が生じた。

令和 6 年能登半島地震では、建築物だけでなく、道路や宅地についても広範囲に液状化被害が発生している。都内においても、液状化の危険性が高い地域が存在しており、建物被害の対策や面的な液状化対策を更に加速させていくことが重要である。

しかし、宅地液状化防止事業による費用助成については、要件が厳しいことから、本事業を適用した地区は被災後のみであり、都内で適用した事例は無い。

<具体的要求内容>

- (1) 宅地における液状化対策を推進するため、宅地液状化防止事業について、個々の宅地を対象とした液状化対策においても適用できるよう、対象を拡大すること。
- (2) 公共施設と宅地との一体的な液状化対策を推進するため、宅地液状化防止事業について、以下の措置を講じること。
 - ① 土地区画整理事業などの更地化を前提とした地区においても適用できるよう、対象を拡大すること。
 - ② 被災後だけでなく事前対策として適用できる地区を増やすため、3,000㎡以上の区域、かつ、区域内の家屋が 10 戸以上の要件を緩和すること。

9 羽田空港の液状化対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・総務局)

震災時においても、空港機能が確保できるよう、羽田空港の液状化対策を推進すること。

<現状・課題>

空港は震災時の緊急物資の輸送拠点等として極めて重要な役割を担うため、空港施設の耐震性の強化などを推進していく必要がある。

羽田空港では、震災時において、当面、通常時の50%の輸送能力を確保するために必要な施設の耐震性の強化が進められており、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として主にC滑走路の液状化対策による耐震化が進められてきたところである。さらに、令和3年度から令和7年度にかけては「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、滑走路の耐震対策の早期完了を目指し、液状化層の地盤改良を加速することとしている。

羽田空港は国内外の航空ネットワークを維持する上で特に重要な空港であり、国民生活・社会経済活動に与える影響が大きいことから、引き続き、震災時において、輸送能力等、航空ネットワークの機能低下を最小化するため、A滑走路など空港施設の耐震化をより一層進める必要がある。

<具体的要求内容>

震災時において、輸送能力等、航空ネットワークの機能低下を最小化するため、A滑走路や国内線の駐機場など空港施設の液状化対策を推進すること。

10 長周期地震動対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

超高層建築物等が多く建設されている首都東京の安全を確保するため、超高層建築物等の構造方法を認定した国の責務として、更なる長周期地震動対策を早急に取りまとめ、建物所有者等に対し対策を講じるよう、要請すること。

<現状・課題>

東日本大震災では、都内の超高層建築物において、大きな揺れが長い間、観測された。

国土交通省は、平成28年6月に「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について」を公表した。

内閣府においては、関東地域などに影響が大きいとされる相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の検討が進められており、国土交通省ではこれら調査研究の結果を踏まえて、建築物に対応した検証用地震動の作成等、必要な対策を行っていく予定としている。

いつ発生するか分からない巨大地震への備えを万全にしていくためにも、建物所有者等による長周期地震動対策を早急に講じる必要がある。

<具体的要求内容>

超高層建築物等が多く建設されている首都東京の安全を確保するため、超高層建築物等の構造方法を認定した国の責務として、関東地域などに影響が大きいとされる相模トラフ沿いの巨大地震による具体的な長周期地震動対策を早急に取りまとめ、建物所有者等に対し対策を講じるよう、要請すること。

1 1 利水・治水対策の推進等

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局・水道局)

「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」、「利根川水系河川整備基本方針」及び「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に基づき、必要とされるダムや導水路の事業を一日も早く完了させるとともに、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

<現状・課題>

都は、渇水や洪水に対する安全性を向上させるため、利水・治水対策の促進に努めている。

国は、近年の降雨状況から、ダム等から安定的に供給できる水量が、当初計画よりも低下していると明言しており、今後は気候変動の進行により、更に供給できる水量が低下し、これまで経験したことのない厳しい渇水の発生も懸念される。また、近年、激甚化・頻発化する水害や、切迫性が指摘される首都直下地震などの大規模自然災害、施設の老朽化等のリスクに対応する必要がある。

このため、安定給水の確保に不可欠である霞ヶ浦導水事業及び治水に対する安全性を向上させる思川開発事業の早期完成が必要である。また、既存施設においては、耐震性能を確保し、用水の安定供給を図る利根川河口堰における大規模地震対策事業の早期完了が求められる。

これらの事業は、完成までに長期間を要するとともに、多大な費用を要することが大きな課題となっている。

<具体的要求内容>

首都東京の都民生活や都市活動に支障を来すことのないよう、将来の気候変動や災害等のリスクを踏まえ、霞ヶ浦導水事業、思川開発事業及び利根川河口堰大規模地震対策事業について、必要な予算の確保を図り一日も早く事業を完了させるとともに、徹底したコスト縮減による事業費の圧縮に努めること。

参 考

(1) 水源施設の早期完成

【利根川・荒川における渇水状況】注) () は自主節水

年 度	制限期間	日 数	最大制限率(%)	
			取水制限	給水制限
H 6	7/15～9/19	67	30	15
H 7 (冬)	H 8/1/12～3/27	76	10	(5)
H 8	8/13～9/25	44	30	15
H 8 (冬)	H 9/2/1～3/25	53	10	—
H13	8/10～27	18	10	(5)
H24	9/11～10/3	23	10	—
H25	7/24～9/18	57	10	—
H28	6/16～9/2	79	10	(5)
H29	7/5～8/25	52	20	—

※利根川水系は8ダム体制(H4)、荒川水系は4ダム体制(H22)以降

【都関連水源施設の完成予定】

施設名	完成予定年度	開発予定水量(万m ³ /日)
霞ヶ浦導水	R 12	12

【都関連水源施設に関する大規模地震対策事業の完成予定】

施設名	完成予定年度
利根川河口堰大規模地震対策事業	R 20

(2) コスト縮減の充実

【都関連施設整備の残事業費】

単位：億円

施 設	総事業費 () 内は都負担(*)			工期
		～R 5	R 6～	
霞ヶ浦導水	2,395 (86)	1,745 (61)	650 (25)	R 12 まで
思川開発	2,100 (115)	1,517 (76)	583 (39)	R 10 まで (R 8 概成)
利根川河口 堰大規模地 震対策	550 (214)	0	550 (214)	R 20 まで

(*) 都負担額は国庫補助を除いたもの

1 2 下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進

1 下水道施設における老朽化対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

- (1) 下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、全国特別重点調査に基づく改築や下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 下水道管の老朽化対策を支援する恒久的な制度として、新たな交付制度を創設すること。

<現状・課題>

東京都では、下水道施設の老朽化対策と併せて雨水排除能力の増強や耐震性の向上などを図る再構築を推進している。あわせて、日頃の巡視と管の内部をテレビカメラ等で確認し状態に応じた補修を実施している。

東京都区部では、延長約 16,000 キロメートルにも及ぶ下水道管を管理する中、法定耐用年数 50 年を超えた下水道管の延長が既に全体の約 23 パーセントに達し、再構築を行わない場合、今後 20 年間で約 69 パーセントまで急増する。また、約 8 割が合流式下水道であるため、下水道管の老朽化は、汚水処理機能の低下による住民生活や社会経済活動への甚大な影響のみならず、雨水排除機能の低下による浸水リスクの増大にもつながる。あわせて、水再生センター・ポンプ所等についても、97 施設のうち約 4 割が稼働から 50 年を経過している。

多摩の流域下水道でも、事業開始から 50 年を経過し、施設の老朽化が進んでおり、水再生センター・ポンプ所に加え、流域下水道幹線の老朽化対策などにより一層取り組む必要がある。

都における下水道工事は、用地の確保や地下埋設物がふくそうしている等、事業者間の調整や工事の施工が非常に困難であり、事業の着手・完了までに多くの費用と期間を要するため、財源の中長期的な確保が不可欠である。

また、令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受け、国において委員会が設置され、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な下水道の点検手法の見直しなどを専門的見地から検討している。本委員会の提言を受け、全国特別重点調査が実施されることとなり、大規模下水道管路特別点検調査等事業が創設されたが、全国の調査対象延長約 5,000 キロメートルに対して東京都区部・流域は約 530 キロメートルであり、約 1 割を占める膨大な延長の下水道管を対象としていることから、改築が必要となった場合は、引き続き財源の確保が必要となる。

下水道管の改築に対する国費は、都市の規模別に口径や下水排除面積等が交付

対象要件として定められており、人口が多い都市ほど老朽化対策を計画的に推進するための財源確保が難しい状況となっている。

加えて、口径等にかかわらず法定耐用年数 50 年を経過した下水道管を交付対象としていた「下水道老朽管の緊急改築推進事業」は、平成 29 年度末で終了しており、計画的に下水道管の再構築事業を推進するための恒久的な交付制度の創設が求められている。

＜具体的要求内容＞

下水道サービスの継続的かつ安定的な提供のためには、法の規定に基づき国の責務としての国費負担が不可欠である。

- (1) 今後も、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、全国特別重点調査に基づく改築や下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 老朽化した下水道管が急増する状況においても、首都機能を確保し都民の安全・安心で快適な生活を確保するため、老朽化対策が必要な下水道管を交付対象とする新たな制度を恒久的に創設し、計画的な事業の推進を支援すること。

参 考

○関係法令

1 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

（国及び地方公共団体の責務）

第 14 条の 5

3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

2 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

（公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助）

第 34 条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

3 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）

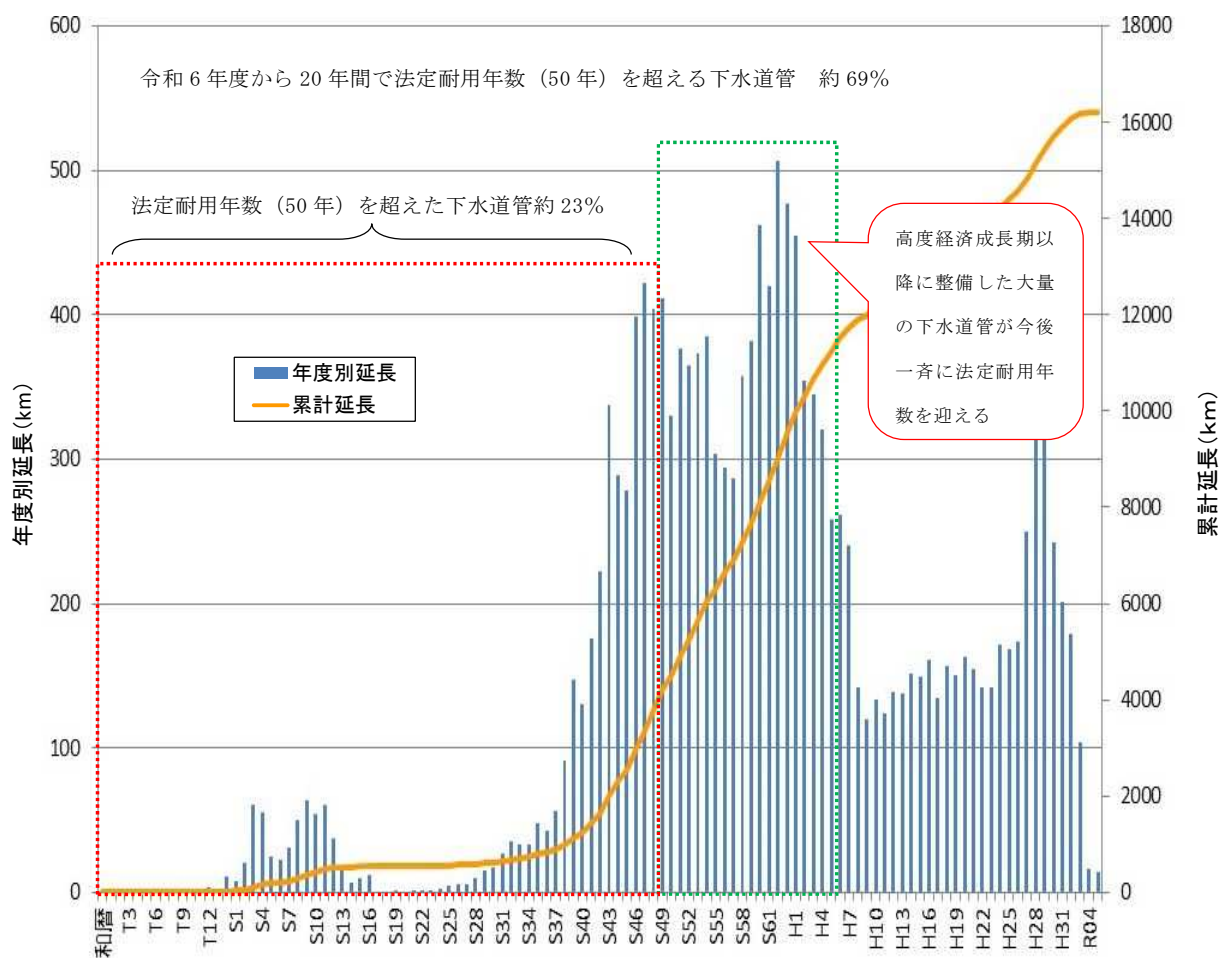
第 10 条の 2

地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

3 重要な都市計画事業に要する経費

※都市計画事業である下水道事業への補助については、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理

【東京都区部における更新時期を迎えた下水道管(年代別建設状況)】



【老朽化した下水道管の再構築、水再生センター】



老朽化した下水道管の再構築



老朽化した水再生センター

2 下水道施設における震災対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 下水道局)

- (1) 下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 今後も下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、下水道総合地震対策事業の交付対象及び下水道基幹施設耐震化事業の補助対象の拡充を行うこと。

<現状・課題>

首都直下地震などの大規模地震の発生時に備え、震災対策を推進することで、下水道機能を確保するとともに緊急輸送道路などの交通機能を確保する必要がある。

現在、都では、想定される最大級の地震動に対して、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょなどを新たな対象とし耐震化を推進している。また、停電時にも下水道事業を安定的に継続するため、必要な電力を発電できる非常用発電設備を全ての施設で整備するとともに、電源や燃料の多様化を図っている。

さらに区部では、一時滞在施設、災害拠点連携病院などの排水を受け入れる下水道機能や緊急輸送道路、無電柱化道路などの交通機能を確保するため、下水道管の耐震化を推進している。

令和5年度末で、避難所や災害復旧拠点などの排水を受け入れる下水道管の耐震化等を実施した施設は、「東京都下水道事業 経営計画 2021」で定めた中長期目標の対象施設 5,900 か所に対し、約8割に当たる累計 5,000 か所で対策を完了している。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、能登地方の広い範囲で震度6弱から震度7までの揺れを観測し、下水道施設にも被害をもたらした。国の上下水道地震対策検討委員会の報告では、震災対策が講じられている施設では、致命的な被害がないことが確認され、対策が効果的であったことが示されており、都としては、現在行っている震災対策を加速する必要がある。加えて、能登半島地震など大規模震災が発生するたびに、避難所などの生活環境が問題とされ、都では、この状況を変えるべく、東京トイレ防災マスタープランを策定した。このプランでは、災害用トイレの空白エリアの解消を目指し、区市町村がマンホールトイレなどの災害用トイレの適正配備を計画することとしており、それに合わせた、下水道管の耐震化など、空白エリアの解消に貢献していく必要がある。今後も、下水道施設の震災対策を推進し、首都機能を維持していくとともに、都民の安全・安心を支える下水道サービスを提供するためには、より一層の財源確保が不可欠である。

一方、下水道総合地震対策事業の交付対象及び令和7年度に新たに創設された下水道基幹施設耐震化事業の補助対象は、下水道システムの「急所」となる施設及び避難所等の重要施設に接続する上下水道管路・ポンプ施設の一体的な耐震化とされている。このため、マンホールトイレなどの災害用トイレの配備箇所が路上等になる場合は、重要施設への位置付け及び上下水道管路の一体的な耐震化が困難となることから、下水道管の耐震化が交付対象に該当しないこととなる。

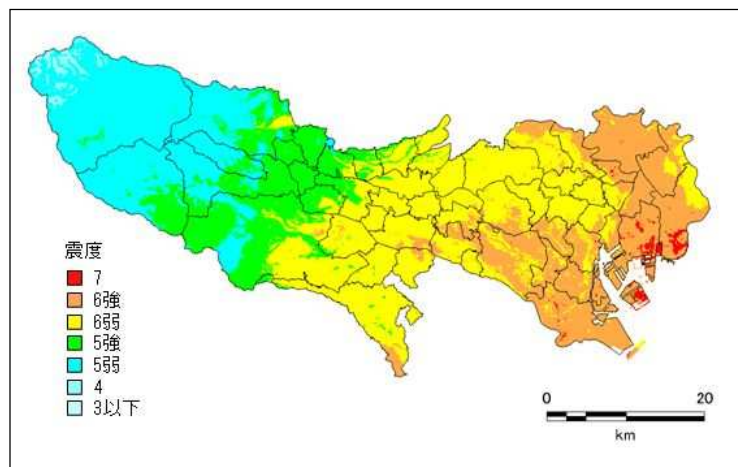
引き続き下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、各事業の制度拡充が必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 今後も下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、下水道総合地震対策事業の交付対象及び下水道基幹施設耐震化事業の補助対象の拡充を行うこと。

参 考

【首都直下地震の想定される震度分布】



東京湾北部地震【M7.3】

【被害発生状況（東日本大震災）】



液状化による浮上（新木場）



接続部の破損（新木場）

【被害発生状況（能登半島地震）】

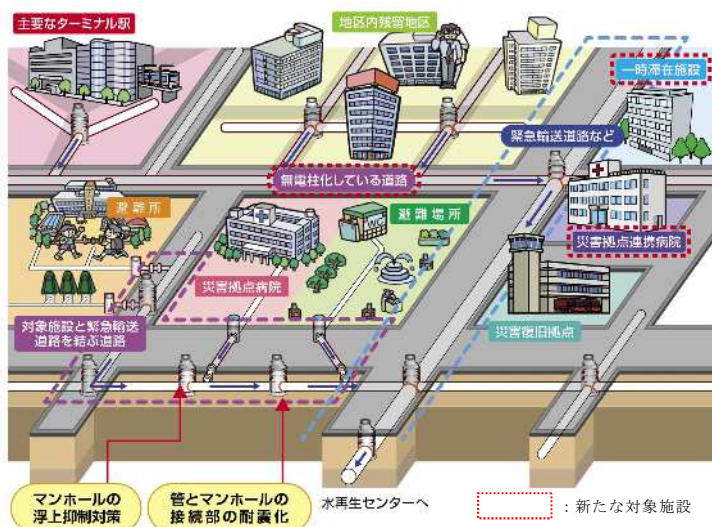


液状化による浮上（珠洲市）

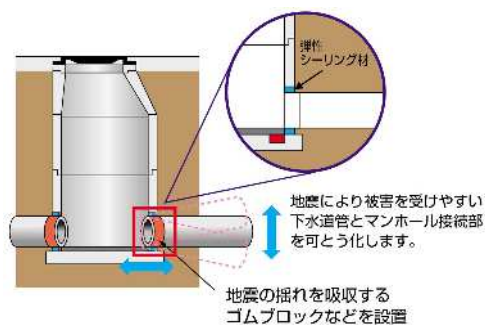


人孔内の土砂閉塞（羽咋市）

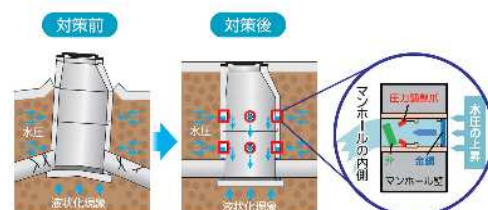
【下水道管の耐震化のイメージ】



●下水道管とマンホールの接続部の耐震化

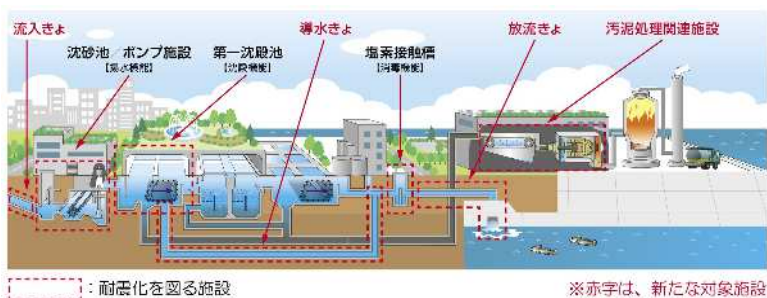


●マンホールの浮上抑制対策

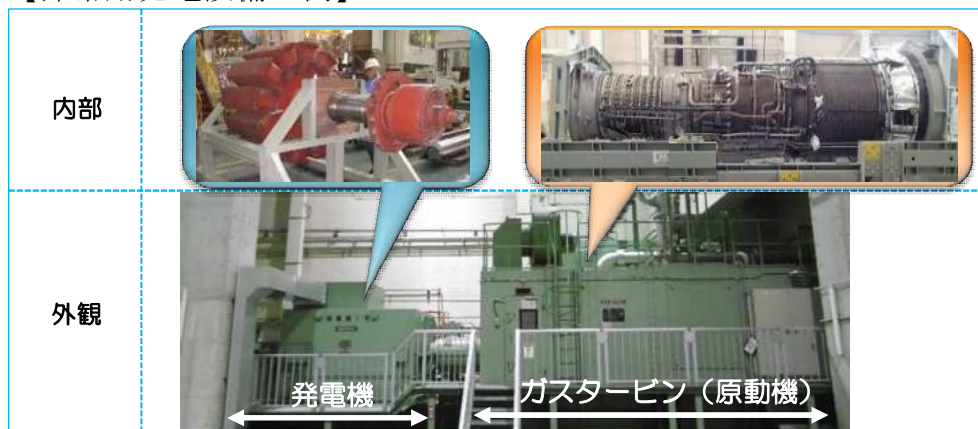


液状化現象による過剰な水圧をマンホール内に逃して浮上を抑制します

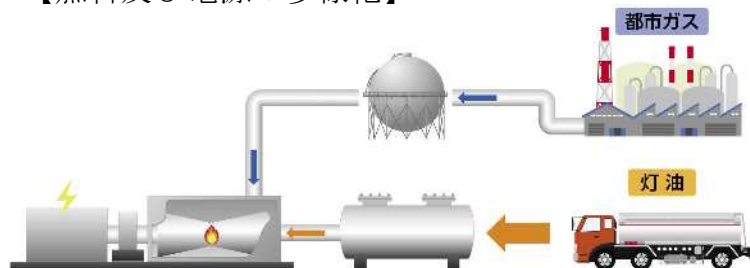
【水再生センター及びポンプ所の耐震化対象施設】



【非常用発電設備の例】



【燃料及び電源の多様化】



灯油・都市ガス併用型発電設備

灯油と都市ガスのどちらでも運転可能な
デュアルフューエル発電設備を導入



太陽光発電設備を導入

3 下水道事業における省エネルギーの対策及び再生可能エネルギーの活用

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

- (1) 下水道事業における省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの活用への取組に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 「下水道脱炭素化推進事業」について、下水汚泥資源以外を活用した創エネルギー施設など、脱炭素に資する設備を新たに補助対象とし、対象事業の拡充を行うこと。

<現状・課題>

令和3年4月、国は、2030年度の温室効果ガス削減目標を46パーセントとし、さらに50パーセントの高みに向けて挑戦を続けていくと宣言した。

また、これを受け国土交通省は、下水道事業として脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげることを目的に、「脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会」を設置し、脱炭素社会の実現に向けて目指すべき下水道の在り方や必要な方策、ロードマップ等について検討し、取りまとめた。

東京都においても、2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロ(ゼロエミッション)に向けて行動を加速・強化するため、令和3年1月に都内温室効果ガス排出量を2030年までに50パーセント削減(2000年度比)するカーボンハーフを表明した。そして、令和4年9月に策定した「東京都環境基本計画」において、カーボンハーフ実現に向けた温室効果ガス削減量等の部門別目標を設定した。

下水道局は、東京都内における年間電力使用量の約1パーセントに当たる電力を消費するなど大量のエネルギーを必要とし、多くの温室効果ガスを排出している。今後、処理水質の向上や浸水対策などの下水道機能向上の取組により、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の増加が見込まれる。

こうした状況下においても、国内外の脱炭素化への動きの加速に対応するため、当局は、令和5年3月に下水道事業における地球温暖化防止計画「アースプラン2023」を策定した。本計画では、温室効果ガス排出量を2030年度までに50パーセント以上削減(2000年度比)することを目標としており、省エネルギー機器の導入拡大や再生可能エネルギーの利用拡大を図るとともに、新たな技術開発を推進していく。

また、2050年ゼロエミッションの実現に向けたビジョンとして、更なる先進技術の導入推進や革新的技術の開発・導入を掲げている。あわせて、直面する夏や冬の電力ひっ迫に備え、「H T T<電力をH:減らす・T:創る・T:蓄める>」の観点からあらゆる対策を講じるなど、エネルギー危機管理の強化を推進してい

く。

今後も下水道事業におけるカーボンハーフ・ゼロエミッションの実現に向けて、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の積極的な削減を図っていく必要がある。

また、「下水道脱炭素化推進事業」について、現在は下水汚泥を有効利用した創エネルギー施設や、下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素（ N_2O ）の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却施設のみが対象となっている。

今後、国が掲げる目標を実現していくため、対象事業の拡充が求められている。

「下水道脱炭素化推進事業」において、対象以外の施設として、太陽光発電や水処理施設など、対象事業の拡充を図る必要がある。

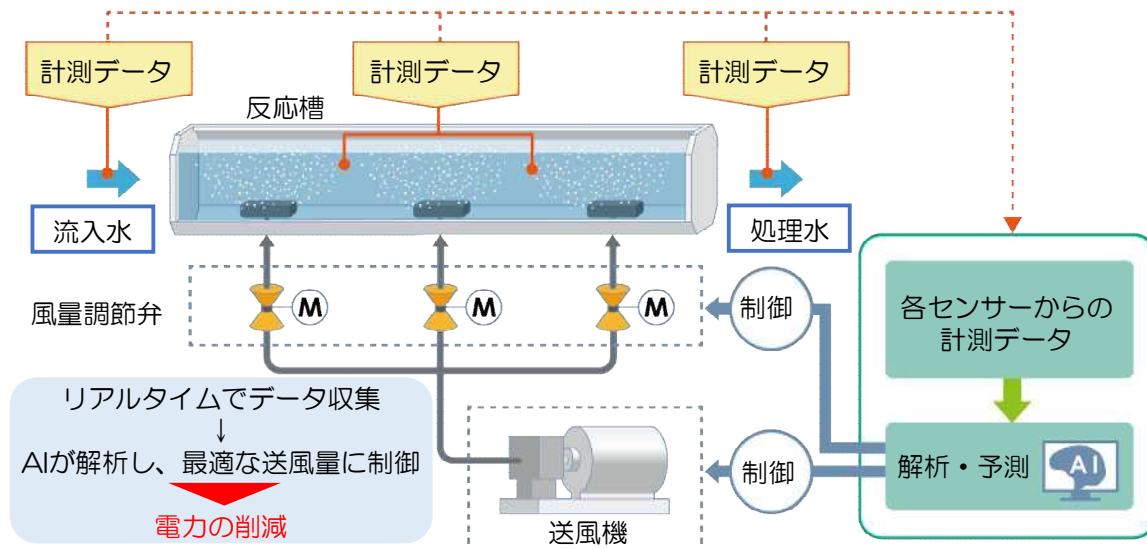
<具体的要求内容>

- （１）下水道事業における省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの活用への取組に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- （２）「下水道脱炭素化推進事業」について、対象以外の施設など、脱炭素に資する設備を新たに補助対象とし、対象事業の拡充を行うこと。

参 考

【省エネルギー対策】

- ・ A I を活用した送風量制御技術の開発・導入



- ・ 省エネルギー型汚泥濃縮機の導入



従来の汚泥濃縮機

- ・ 遠心力を利用
- ・ 電力使用量が多い

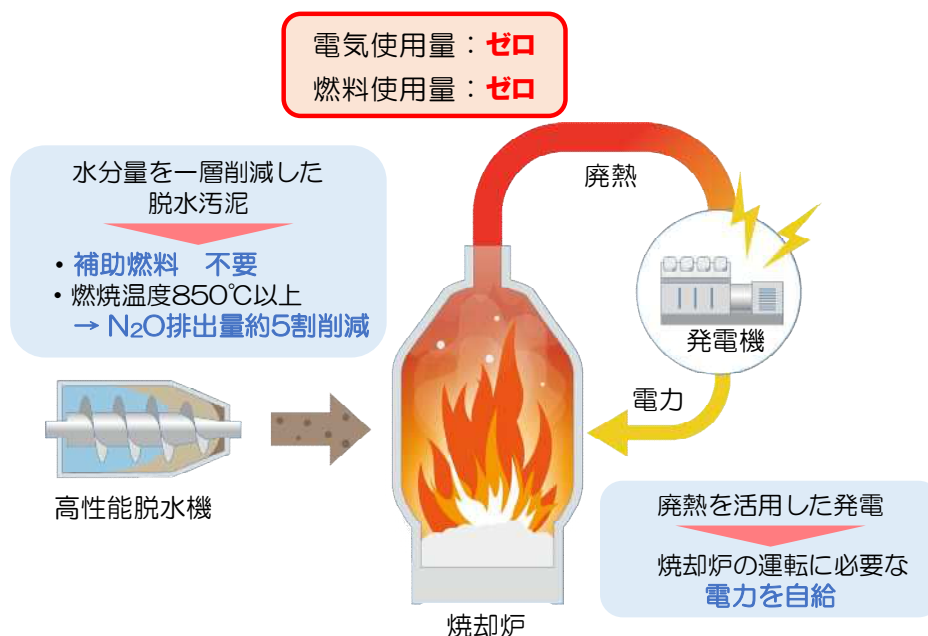


省エネルギー型汚泥濃縮機

- ・ 重力を利用
- ・ 電力使用量が少ない

【再生可能エネルギーの活用】

- ・ エネルギー自立型焼却炉の導入



4 合流式下水道の改善

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

公共用水域の水質改善に寄与する合流式下水道の改善について、「特定水域合流式下水道改善事業」に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

東京都区部は、その歴史的、地形的特徴により、約 80 パーセントの区域が合流式下水道で整備されている。

合流式下水道は、大雨の際に市街地を浸水から守るため、汚水混じりの雨水を河川などへ放流せざるを得ず、公共用水域の水質汚濁の一因となっており、合流式下水道の改善は、良好な水環境の創出に向けた重要な施策である。

当局では、合流式下水道緊急改善事業により、緊急的かつ集中的に対策を進めてきた結果、令和 5 年度末において、合流式下水道の雨天時放流水質は、下水道法施行令に定める水質基準を達成した。

一方、水が滞留しやすい河川区間等においては、水質悪化が生じやすい特性を有することに加え、河川沿いの大規模開発等、水環境へのニーズや公共性は大きく変化している状況にあり、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）の達成以降においても、合流式下水道の対策を強化し、下水道管理者として、地域に求められる水環境の創出に貢献していくことが不可欠である。

加えて、東京は日本の首都であり、世界から多くの人々が来訪することから、東京の水環境を魅力あふれるものにすることは、良質な観光資源の創造に資するとともに、日本の水辺空間のプレゼンスを高め、日本経済の活性化にもつながる。例えば、日本橋川周辺では、首都高日本橋区間の地下化や民間による大規模開発などまちづくりの動きが活発化しており、良好な水環境の創出が求められていることから、都では日本橋川周辺の賑わい創出に向けた基本方針を策定し、事業を推進することとしている。

このため、新たに創設された特定水域合流式下水道改善事業を活用し、更なる合流式下水道の対策強化を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

公共用水域の水質改善に寄与する合流式下水道の改善について、水が滞留しやすい河川区間などで、更なる水質改善を重点的に推進するための必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

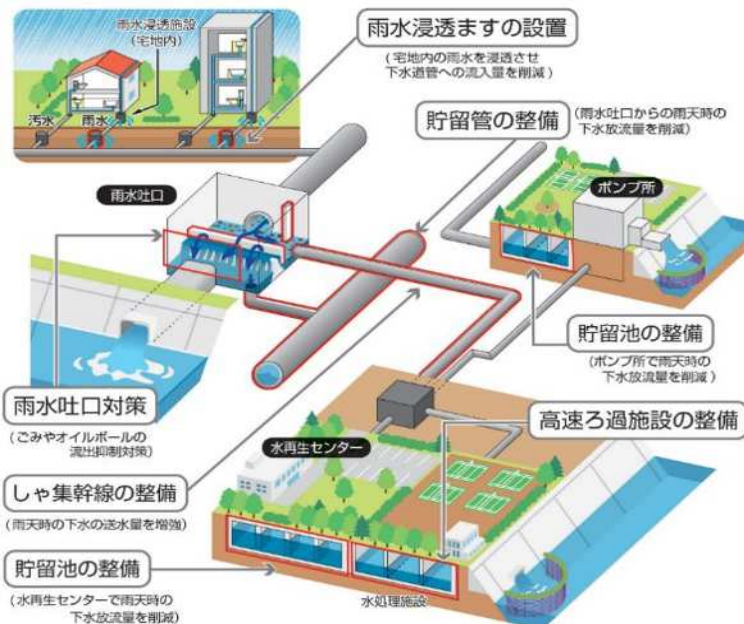
参 考

【水環境へのニーズの変化（首都高速道路日本橋区間地下化事業）】

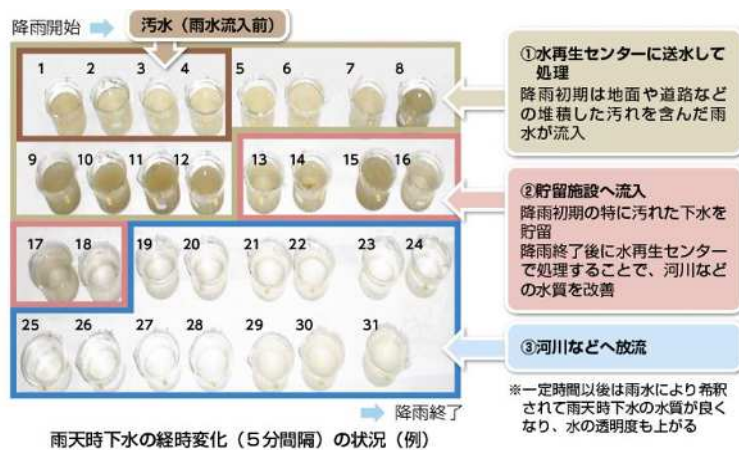


首都高速道路（株）HP より

【合流式下水道の改善のイメージ】



【雨天時下水の経時変化（5分間隔）の状況】



1 3 水の有効利用の促進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

水の有効利用を進めるため、必要な支援の拡大を行うこと。

<現状・課題>

限りある水資源の有効活用を図るため、雑用水※や雨水の利用を推進していく必要がある。国においては、水の有効利用の推進などに関する関係法令が整備されたが、開発事業者に対しての支援措置はいまだ不十分である。

※雑用水とは、人の飲用その他これに類する用途以外の雑用系用途に供される水をいう。

<具体的要求内容>

循環型社会の構築を目指し、雨水や下水再生水等による雑用水利用など水の有効利用を促進していくため、以下の支援を検討するなど、地方自治体及び事業者に対する支援措置の拡充を求める。

- (1) 污水处理施設の税優遇措置である特別償却制度など、雑用水利用に必要な支援をすること。
- (2) 雨水利用のための施設整備について、助成を行う地方公共団体に対する財政支援制度を充実すること。

参 考

○ 国の施策の現状

- ・雑用水利用は、関係法令は整備されたが、関係省庁（国土交通省、厚生労働省、環境省など）が多岐にわたり、支援の内容がいまだ不十分
- ・現在の雑用水利用の促進に係る主な施策

建築基準法上の優遇措置	建物床面積の容積率算定除外 (緩和される容積率の限度は基準容積率の 0.25 倍)
-------------	--

(参考) 過去の雑用水利用の促進に係る主な施策

〈平成 19 年度末で廃止〉 税制上の優遇措置	汚水処理用水設備に係る特別償却率 14/100
〈平成 20 年 9 月末で廃止〉 融資制度 (日本政策投資銀行)	対象事業 水資源の有効利用、雨水の流出抑制又は汚濁負荷の低減が図られているなどの要件を満たす建築物の整備事業(例: 個別・地区循環方式の導入) 融資比率 40%

(参考) 都の現状

○ 都における雑用水利用に関する指導(水の有効利用促進要綱)

利用方式	原水	対象規模
個別循環方式	循環利用水	延床面積 3 万 m ² 以上又は 雑用水量 100 m ³ /日以上 (住居、倉庫及び駐輪駐車場の数量は除く)
地区循環方式	循環利用水	
広域循環方式	下水再生水	延床面積 1 万 m ² 以上
雨水利用方式	雨水	

○ 都における雑用水利用施設の現状(令和 5 年度末)

雑用水利用方式	件 数	計画水量
個別・地区・広域循環方式	859	143,796 m ³ /日
雨水利用方式	1,915	—

1 4 不法係留船対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける制度を創設すること。

<現状・課題>

首都東京の河川には、現在約 140 隻の不法係留船がある。これまで、不法係留船について都は、暫定係留施設の整備と代執行等の強制措置により、プレジャーボートを中心として縮減に一定の成果を上げてきたが、暫定係留施設及び代執行には多大な費用がかかる。

また、小型船舶操縦士免許受有者は増加傾向にあり、問題の抜本的な解決を図るためには、船舶について保管場所を義務付ける法制度の創設が必要である。

平成 19 年 6 月「プレジャーボートの三水域連携による放置艇対策検討委員会」の提言では、「特に放置艇対策が進捗している地域では係留・保管能力が十分であると想定されるため、保管場所確保の法制化を早期に図るべき」としている。

このため、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当するような制度を創設する必要がある。本要望は平成 5 年以降、九都県市首脳会議においても要望しているものである。

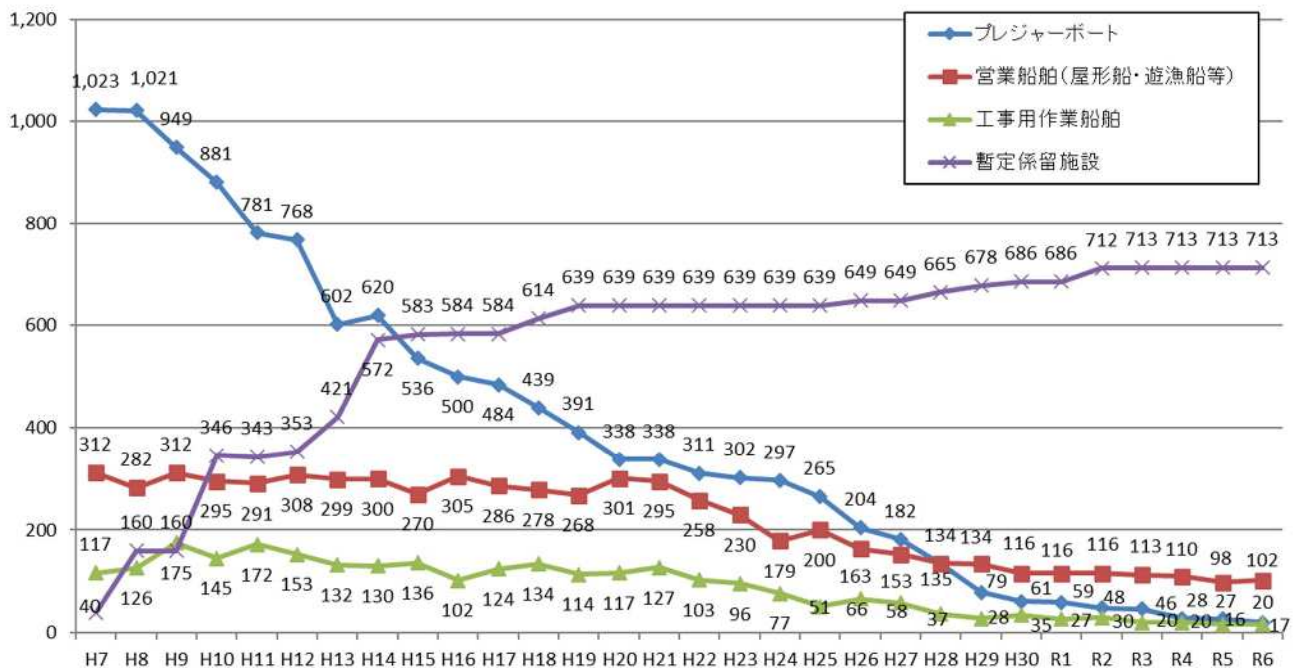
<具体的要求内容>

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当する法制度を創設すること。

参 考

【都内河川の不法係留船の推移】

隻



【小型船舶操縦士免許受有者の推移 全国】

(単位: 人)

資 格	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
一級小型＋特殊	874, 221	881, 483	889, 360	895, 820	901, 012
二級小型＋特殊	2, 044, 982	2, 047, 351	2, 049, 703	2, 051, 382	2, 052, 721
一級小型のみ	146, 042	158, 540	170, 955	181, 692	191, 294
二級小型のみ	369, 163	391, 029	413, 727	431, 913	447, 782
特殊のみ	195, 405	208, 016	221, 400	231, 465	240, 546
計	3, 629, 813	3, 686, 419	3, 745, 145	3, 792, 272	3, 833, 355

新規免許取得者が
放置をする前に
法制度の整備を！

保管場所の義務付けの効果

小型艇の陸上保管の促進

保管業への民間参入の促進

河川管理者の施設整備の負担減

不法係留船の縮減とモラル向上

1 5 国際競争力強化に資するまちづくりの推進

【最重点】

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

国際的な都市間競争に勝ち抜くため、都市再生緊急整備地域等における都市拠点インフラの整備や、優良な民間開発の誘導に必要な財源を確保するとともに、制度の拡充等を図ること。

<現状・課題>

平成 23 年 4 月、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）の改正により、「特定都市再生緊急整備地域」の制度が創設され、都市拠点インフラの整備に係る予算支援が創設されるとともに、民間都市再生事業に対する金融支援が充実された。

また、平成 25 年 12 月には、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）が施行され、産業の国際競争力強化や国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や民間都市再生事業計画の認定の特例措置が創設されるなど、更なる制度拡充が図られた。

さらに、平成 28 年 6 月には、「日本再興戦略 2016」において、都市再生特別措置法の特例等を活用する都市再生プロジェクトの合計数を今後 2 年間で 100 事業とする構想を掲げ、その早期実現を目指すことが示された。令和 7 年 3 月末現在、東京都では、国家戦略特別区域会議に 52 のプロジェクトを提案しており、国、都、民間事業者等が連携し、都市再生の推進に取り組んでいるところである。

<具体的要求内容>

- (1) 特定都市再生緊急整備地域の整備計画等の実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 令和 7 年度までの時限措置となっている都市再生促進税制の税制特例措置を令和 8 年度以降も延長すること。
- (3) 民間が行う都市再生事業が着実に推進されるよう、都市再生事業として認定された事業において、市街地再開発事業の保留床取得について、権利床取得者と同等の税制上の優遇措置を行うなど、支援拡充を行うこと。

1 6 市街地の開発に係る諸事業の推進

1 土地区画整理事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 都市再生や都市機能の更新に資する土地区画整理事業の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 沿道整備街路事業に対する助成制度の拡充を検討すること。
- (3) 公園の用地確保を目的とした、沿道整備街路事業と同様の手法による制度を制定すること。

<現状・課題>

- (1) 土地区画整理事業は、未整備な市街地又は市街地予定地において、道路や公園などの公共施設と宅地を一体的・総合的に整備し、交通の円滑化、防災性の向上、地域の活性化などを図り、安全で快適な市街地を創出する重要な事業である。

現在、都内では区部及び多摩地域の 49 地区で公共施行、民間施行の土地区画整理事業が行われているが、これらの地区では保留地処分金以外に各種補助金の導入なくしては事業が成立しない。

また、ターミナル駅の再編整備等の大規模な都市基盤整備など、東京の都市再生に資する取組を着実に進めるためにも、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

- (2) 都市計画道路の整備は、地域の幹線道路網の形成、交通の円滑化、防災性の向上などを図る重要な事業である。

その促進のため、多様化する権利者の意向に応えられる「沿道整備街路事業」などのまちづくり手法を活用した道路整備を導入していく必要がある。

- (3) 公園の用地確保に当たっては、用地取得の際に残地が発生することや、地権者自身による移転先確保が難しいといった理由により、地権者の同意が得られにくいという課題がある。

沿道整備街路事業は、街路事業に併せて敷地レベルの土地区画整理事業を実施することで、残地の解消や周辺の低未利用地の活用が可能となり、もって街路事業と周辺市街地の整備を促進することができる。同様の手法を公園に適用できるようにすることで、公園と周辺市街地の一体的な整備促進を図ることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保する必要がある。万が一財源が削減された場合、東京の都市再生に資する大規模な都

市基盤整備や面的な無電柱化等の着実な推進、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。

特に、既成市街地の公共施設整備を行う日野市施行の西平山地区、羽村市施行の羽村駅西口地区、町田市施行の鶴川駅南地区、都市再生機構施行の中野三丁目地区、中野四丁目新北口駅前地区や、大規模な都市基盤整備を伴う渋谷駅街区地区などに対する財源を事業期間に応じて確保すること。

- (2) 沿道整備街路事業を推進するため、事業の用に供する土地の先行取得、都市計画道路区域外の建物移転や工事に対する助成制度の拡充を検討すること。
- (3) 公園の用地確保を促進するため、沿道整備街路事業と同様の、公共管理者の負担金制度を活用した敷地レベルの土地区画整理事業の制度を制定すること。

参 考

1 土地区画整理事業の推進（都市整備局所管分）

【事業中地区数】

（ ）は令和6年度交付金等対象地区数

施行者	区部	多摩	計
都	9（1）	0（0）	9（1）
区市町	2（1）	18（18）	20（19）
都市再生機構	7（2）	0（0）	7（2）
組合	0（0）	6（2）	6（2）
個人	4（1）	3（1）	7（2）
計	22（5）	27（21）	49（26）

（令和7年3月31日現在）

2 市街地再開発事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 近年の建設工事費の高騰等を踏まえ、都市再生や都市機能の更新に資する市街地再開発事業の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 大街区化の推進に必要な財源を確保すること。
- (3) 事業促進を可能にする柔軟な権利変換手法を導入すること。
- (4) 組合設立等に係る人数同意要件を合理的にすること。
- (5) 市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

<現状・課題>

- (1) 市街地再開発事業は、都市の骨格である道路・公園等の公共施設の整備、敷地の統合や共同建築物の建築等により、土地の高度有効利用と都市機能の更新や魅力ある都市拠点の形成・国際競争力の強化、密集市街地の解消など東京の都市再生を図る上で重要な事業である。
現在、都内では 60 地区が事業中であり、公共施行だけでなく、民間による組合施行も多く行われている。これらの地区は、建設業界等の人手不足や長引く建設工事費高騰の影響を大きく受けており、確実な国費の導入が不可欠である。今後、日本橋一丁目中地区、南池袋二丁目C地区などで事業が最盛期を迎え、また、赤坂七丁目2番地区、立石駅北口地区など複数の市街地再開発事業が工事に着手する予定であり、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが、事業を着実に進めていくために不可欠である。
- (2) 都心部等では、街区規模が小さい、区画道路の幅員が狭いなどにより、ポテンシャルを生かし切れていない地区がある。市街地環境の改善や土地の有効・高度利用を図るためには、市街地再開発事業を活用した大街区化を進める必要がある。
- (3) 平成 28 年の法律改正により、施設建築敷地予定地内に既に地下鉄等の区分地上権が設定されている場合、権利者全員の合意を得ることなく当該地上権の保全が可能となったが、市街地再開発事業の実施に合わせて、新たに地下鉄等を整備する場合、権利者全員の合意が得られない限り、当該区分地上権の設定ができず、事業の円滑な推進が困難である。

- (4) 現行法では、組合設立等の際し、区域内の宅地所有者等の3分の2以上の同意を要するが、宅地分割を行ってこの人数要件を成立又は不成立にさせようとする者がいた場合、分割された後の宅地所有者等の人数によって算定しなければならない。
- (5) 戸建住宅や集合住宅を、市街地再開発事業により住宅や事務所等の複合建築物として整備し、当該建築物の総床面積に占める住宅の床面積割合が一定の割合に満たない場合、土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税について、住宅部分であっても非住宅用途としての取扱いを受けることとなり、従前と同様に住宅用途として評価・課税される場合と比べて税の負担が増大する。

<具体的要求内容>

- (1) 市街地再開発事業の財源が削減された場合、東京の都市再生や都市防災機能強化に向けた不燃化・面的な無電柱化などの取組や、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。このため、事業の着実な推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
近年の資材価格の上昇等への対応について、令和4年度に制度化された建設工事費高騰の影響を受けた事業に対する支援策を継続するとともに、令和7年度に制度化された想定外の工事費高騰に対する支援の対象要件を実情に即したものに拡大すること。
令和7年度の改正により補助対象の重点化が図られたが、従来の制度を前提に市街地再開発事業の検討を進めている地区の中には、都市計画決定までに期間を要する地区が相当数見込まれることから、さらなる経過措置期間の延長等を行うこと。
- (2) 都心をはじめとする既成市街地において、街区再編や機能更新を計画的に行い、都市再生を進めていくための、大街区化の推進に必要な財源を継続的かつ安定的に確保すること。
- (3) 権利者全員の合意が得られない場合でも事業促進が可能となるように、施設建築敷地内に新たに整備する地下鉄等の区分地上権を設定できる柔軟な権利変換手法を導入すること。
- (4) 宅地の小割り・分割を行っても同意対象人数が増えないような算定の方法とするなど、人数同意要件の算定方法の見直しを行うこと。
- (5) 市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、総床面積に占める住宅の床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

3 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の推進

（提案要求先 国土交通省）

（都所管局 都市整備局）

安全で快適な住宅市街地の形成を図るため、住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の推進に必要な財源を確保するとともに、地区公共施設等整備に係る国費率を引き上げること。

<現状・課題>

現在、都内では 13 地区が事業中であり、住宅や公共施設の整備等を総合的に行うことにより、快適な居住環境の創出や密集市街地の改善が図られている。

住宅市街地総合整備事業を着実に進めていくためには、今後も引き続き財源を安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

また、良好な住宅市街地整備には、都市計画道路などの関連公共施設のみならず、関連公共施設の採択基準に満たない規模の小さな区画道路などの地区公共施設整備も行われる。こうした施設は、居住者が利用し、生活に密着した施設が多いが、国費率が関連公共施設と比較して低く、事業を推進するに当たり、地方公共団体の財政の負担が大きくなっている。

<具体的要求内容>

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。安全で快適な住宅市街地の形成を図るため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、地区公共施設等整備の現行国費率 3 分の 1 を都市計画道路などの関連公共施設整備や住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）と同率の 2 分の 1 に引き上げること。

4 道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進に必要な財源を確保するとともに、税制上の優遇措置を講じること。

<現状・課題>

首都直下地震による東京の被害想定によると、大地震が発生した場合、最悪のケースでは、建物の全壊・焼失は約 19 万棟にも及ぶとされ、都内に約 7,100ha 存在する木造住宅密集地域では、大規模な市街地火災が発生するおそれがある。このため、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の形成が重要である。

木造住宅密集地域等で実施している「一体開発誘発型街路事業（道路整備と一体的に進める沿道のまちづくり）」は、道路整備により発生する沿道の小規模、不整形な残地を交換・集約化した上で建物の共同化を図るなど、沿道地域の土地利用の高度化と延焼遮断帯形成による防災性、安全性の向上を早期に発現させる整備効果が大きい重要な事業である。

都内で事業中の地区においては、道路用地買収の進捗により火災の延焼防止や緊急時の避難路としての空間が生まれ、当該地域での防災性が向上している。これに併せ、沿道においても、共同化住宅が完成するなど、沿道の不燃化等に資するまちづくりが着実に前進している。

一体開発誘発型街路事業の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。今後も事業を着実に進めていくため、事業の推進に必要な財源を引き続き安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 一体開発誘発型街路事業は、道路ネットワークの形成を図るとともに、沿道における建替え促進等による共同化・不燃化により延焼遮断帯が形成され、地域の防災性向上が早期に発現するなど、整備効果が大きい。事業の円滑な推進のため、国費を重点的に配分するとともに、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
- (2) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、都市防災総合推進事業及び住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)と連携し重層的な展開を図り、延焼遮断帯の形成を促進することが重要である。そのため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
- (3) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、当該道路用地取得により生じた残地の売却について、都市計画道路区域内と同様に、譲渡所得に対する税制上の優遇措置を講じること。

5 市街地開発事業などにおける無電柱化の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 無電柱化推進に不可欠であるコスト低減等を図り、開発行為において電柱新設を抑制する方策を検討すること。
- (2) 土地区画整理事業における無電柱化の推進に必要な財源を確保するとともに技術基準を示すこと。

<現状・課題>

- (1) 地震や台風など大規模災害時に電柱倒壊による道路閉塞や停電の長期化による二次被害を防ぐために、まちづくりにおいても無電柱化を積極的に進める必要がある。

平成 28 年に施行された無電柱化の推進に関する法律(平成 28 年法律第 112 号)では、市街地開発事業などが実施される場合には、道路上に電柱や電線を新たに設置しないようにするとされている。また、平成 31 年 4 月の道路法施行規則(昭和 27 年建設省令第 25 号)の改正により、無電柱化の推進に関する法律第 12 条における電線の占用場所は、原則地中であることが明確化されたところである。

しかし、令和 4 年に「無電柱化まちづくり促進事業」が創設され、事業者の負担軽減が図られているものの、整備費用が高いことや調整・施工に期間を要することなどが、依然として無電柱化加速の阻害要因となっている。

無電柱化を一層加速していくためには、費用低減等に加えて、電柱がない街を標準化していくための仕組みづくりが必要である。

- (2) 土地区画整理事業は、道路整備に合わせて低コストで効率的に無電柱化を進めることができる絶好の機会であるが、都市計画道路等の幹線道路以外の道路については、無電柱化に係る整備費負担などの財政的課題、地上機器の設置場所などの技術的課題の両面から、無電柱化が進まない状況である。

また、令和 4 年の「無電柱化まちづくり促進事業」創設に合わせ地方公共団体の負担分を補助するため、都補助の助成規程を改正したが、無電柱化施設の移管先である地方公共団体や電線管理者への移管を容易にさせる法的根拠や台帳資料等の統一的なルールがないため、同促進事業の実進が進まない状況にもある。

土地区画整理事業における無電柱化を進めるためには、更なる財源の確保や技術的基準を示すなどの取組が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 開発行為に行う区域内の無電柱化を推進するために、以下に取り組むこと。
 - ① 無電柱化に要するコスト低減等を図るための方策を検討すること。
 - ② 電柱新設を抑制できる方策を検討すること。

(2) 土地区画整理事業における無電柱化を推進するため、以下に掲げる必要な根拠の整理、財源の確保と制度の拡充、新たな技術基準等の制定を行うこと。

- ① 国が創設した、市街地開発事業等における小規模事業を含めた無電柱化の取組を更に進めるため、無電柱化施設の将来管理者への移管を容易にさせる方策を検討すること。
- ② 国が創設した新たな補助制度を活用し、施行者がより無電柱化に積極的に取り組むよう、補助率等更なる制度の拡充を図ること。
- ③ 土地区画整理事業の設計の概要の策定において、無電柱化を行う場合の基準等を新たに定めること。

1 7 大都市圏における地籍調査の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 都市部における地籍調査の重要性に鑑み、区市町村からの要望額を満たす適正な予算額を確保すること。
- (2) 都市部における市街地の状況や権利関係の^{ふくそう}輻輳している状況などに鑑み、新たな仕組みとして導入された街区境界調査について、区市の実情に応じた従来の官民境界等先行調査に近い手法で取組ができるようにすること。

<現状・課題>

地籍調査の効果は多方面に及び、公共事業・民間開発事業のコスト縮減、災害復旧の迅速化、公共物管理の適正化などが挙げられる。

令和5年度末の地籍調査の進捗率は、全国平均で53%であるが、都は全国平均を大きく下回る24.9%である。

都では首都直下地震等の被災の影響が想定されている木造密集地区をはじめ、D I D（人口集中地区）を中心に、地籍調査の積極的な推進に取り組んでいるところである。

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、地籍調査の成果が迅速な災害復旧に貢献するものとして改めて認識された。今後、地籍調査の重要性が増大していくので、地籍調査の一層の推進のため、国の積極的な支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 地籍調査は2、3年継続して行うことが一般的であり、予算上の裏付けが確保されないと事業の継続が困難となるものである。

細街路や密集市街地など土地の権利関係が^{ふくそう}輻輳化している都市部において、地籍調査は、都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効であるので、国においては、区市町村の要望どおりの適正な予算額を確保すること。

- (2) 土地が細分化されていること、土地の権利関係が^{ふくそう}輻輳化していること、地価が高く同意の取得に時間を要するなど、都市部特有の問題点を考慮し、令和2年度に法が改正され地籍調査の円滑化・迅速化のため導入された街区境界調査について、区市の実情に応じた従来の官民境界等先行調査に近い取組手法も補助の対象とすること。

18 マンションの適正な管理と円滑な再生による 良質なストックの形成促進【最重点】

(提案要求先 法務省・国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

大都市における主要な居住形態として広く普及しているマンションの適正な管理と円滑な再生を促進するための更なる支援策を講じること。

<現状・課題>

これまでの「住宅をつくっては壊す」社会から、「いい住宅をつくり、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へ移行するに当たり、都内における主要な居住形態として広く普及しているマンションを良質なストックとして長寿命化を図ることは不可避な課題である。

今後、高経年マンションは急増する見込みであり、長寿命化を図っていくには、適切な積立に基づく修繕など、適正な管理が必要であり、管理組合による自主的な取組の促進が急務となっている。

都は、こうした課題認識なども踏まえ、マンション管理条例（平成31年東京都条例第30号）を制定し、昭和58年以前に建築された6戸以上のマンションを対象として管理状況の届出を義務付け、把握した状況に応じて区市町村と連携しながら管理組合に対する助言・支援等を行っている。

国においては、マンションの管理・再生の円滑化等のための改正法が成立し、管理計画認定制度の新築マンションへの拡充や、管理不全のマンションに対する財産管理制度の特例措置など地方自治体の権限を強化する仕組みの創設等のほか、マンションの建替え円滑化に向けた事業手法の充実などが盛り込まれた。

マンションの長寿命化については、令和7年度税制改正において、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の特例措置（長寿命化促進税制）が2年間延長されたほか、国においてマンションストック長寿命化等モデル事業により先導的な長寿命化事例への支援策が実施されているが、より広く長寿命化を普及させるためには更なる施策が必要である。

また、標準管理規約にEV用充電設備の設置について明記されたところであるが、既存マンションの環境性能の向上のためには太陽光発電設備設置に向けた取組の強化も重要である。

こうした施策の着実な推進を図るためには、国において更なる制度改正や支援策の拡充等が必要である。

＜具体的要求内容＞

〔マンションの管理水準の向上〕

- (1) 新築マンションについて、分譲事業者が適切な修繕積立金の設定を行うよう、購入者が住宅金融支援機構の優遇融資を受けるために必要な管理計画認定制度において、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」で望ましい積立方式として示された「均等積立方式」や「段階増額積立方式」における適切な引上げの考え方を認定要件とすること。
- (2) 管理不全の兆候のあるマンションの管理組合が、外部専門家の知見を活用し改善に取り組んだ場合、住宅金融支援機構の共用部分リフォームの優遇融資を設けるなど、インセンティブを付与すること。

また、法改正により管理状況の報告徴収の仕組みの創設が予定されているが、この仕組みを自治体が適切に運用できるよう、手続の流れ等を具体的に示すガイドラインを作成するとともに、報告に応じないマンションへの個別訪問や調査等を実施できるよう、財政措置を講じること。

- (3) 管理組合が機能せず、自主的な管理適正化が望めないマンションへの対応について、法改正により自治体が財産管理制度を活用できる特例の創設が予定されているが、個人の財産権に関わるものであり、統一的な運用が不可欠であることから、法的枠組みに基づく国の関与の仕組みを構築するとともに、円滑な実施のため自治体に対する財政措置を講じること。

〔マンションの長寿命化等による再生の促進〕

- (4) マンションの長寿命化促進のため、長寿命化促進税制について要件を緩和するとともに、本措置の恒久化や対象税目の拡大等を図ること。

また、現在国が直接実施しているモデル事業の成果も踏まえながら、地域の実情に応じて各自治体がマンションの長寿命化に取り組めるよう新たな補助制度の構築など、財政的措置を講じること。

- (5) 耐震診断及び耐震化のための計画策定や、耐震改修工事にかかる区分所有者の自己負担がより軽減されるよう、住宅・建築物安全ストック形成事業における国の補助割合を拡大すること。
- (6) 既存マンションの共用部分への太陽光発電設備等の導入については、区分所有法等において共用部分の変更として扱うことを明確にするなど、合意形成をより円滑に進めるための措置を講じること。
- (7) マンションの管理・再生の円滑化等の改正法により、建替え等の決議要件の緩和や、隣接地等を含む権利変換を可能とする手続の創設などが見込まれているが、これらの制度が管理組合等や自治体において円滑に活用・運用がされるよう、必要な規定、ガイドライン等を整備するとともに、各自治体がかような再生手法に取り組む管理組合を広く支援できるよう、老朽マンション対策の補助制度の対象や支援策を拡充するなど、財政的措置を講じること。

参 考

(5) 住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震化支援の概要

※平成 22 年度から「社会資本整備総合交付金」に再編

	制度概要（主要要件等）
耐震診断及び耐震化のための計画の策定	補 助 率：地方公共団体が実施する場合 国 1 / 2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1 / 3 + 地方公共団体 1 / 3
耐震改修工事	補助対象：耐震改修工事費（建替えを含む。） 補 助 率： (1,000 m ² 以上のマンション) 1 / 3（国 1 / 6 + 地方公共団体 1 / 6） 工事費の 1 / 3 について、国費で 1 / 2 を補助 (1,000 m ² 未満のマンション) 23.0%（国 11.5% + 地方公共団体 11.5%） 工事費の 23.0% について、国費で 1 / 2 を補助

○耐震診断及び耐震化のための計画策定

■ 現行の助成制度

国 1 / 3	地方自治体 1 / 3	自己負担 1 / 3
------------	----------------	---------------

※現行の自己負担割合 1 / 3 を軽減するため、国の補助割合の拡大を要望

○耐震改修工事

■ 現行の助成制度

(1,000 m²以上のマンション)

国 1 / 6	地方 1 / 6	自己負担 2 / 3
------------	-------------	---------------

(1,000 m²未満のマンション)

国 11.5%	地方 11.5%	自己負担 77%
------------	-------------	-------------

1 9 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用

【最重点】

1 空き家対策の促進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 住宅政策本部)

空き家の増加を防ぐため、適切に管理されていない空き家への対策に加え、空き家を地域の資源と捉え、利活用を促すなど施策の更なる拡充を図ること。

<現状・課題>

東京都は、令和5年3月に「東京における空き家施策実施方針」を策定し、「既存住宅市場での流通促進」「地域資源としての空き家の利活用」「利活用見込みがない空き家の除却等」の三つの視点に基づき、都内全体として、区市町村との適切な役割分担の下、地域特性に応じた空き家施策を誘導・展開している。

しかしながら、令和5年住宅・土地統計調査によると、空き家は全国で約900万戸、東京都で約90万戸と5年前の調査と比べて増加している。加えて、65歳以上の世帯員がいる单身又は夫婦のみ世帯が居住する持ち家の存在などにより、空き家が更に増えることが懸念される。こうした状況のもと、都は、令和7年3月に策定した「2050東京戦略」の政策目標において、東京の地域資源としての空き家の活用を促進することなどにより、長期不在等の「その他空き家」の「住宅総数」に占める割合をこれ以上増やさないことを目標とし、空き家対策の取組を強化していく。今後、こうした取組を強力に進めていくためには、更なる施策の充実が必要である。

(1) 地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件について

空き家対策総合支援事業（補助金）及び空き家再生等推進事業（交付金）では、空き家を地域活性化施設として利活用する場合、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものという要件が課されている。

しかし、この期間の長さでは、所有者等が空き家の利活用に躊躇することがあり、また、条例でこれよりも短い期間を補助要件としている自治体では、国の制度を活用することができない。

そこで、地域の状況を踏まえた空き家の利活用等をより一層促進するために、空き家を地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件を緩和する必要がある。

(2) 空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）について

当該特例では、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であって、当該相続開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限って対象としている。

しかし、被相続人が高齢期に健康を保って一人暮らしができる人ばかりではなく、介護が必要なため子供世帯との同居を選択する人もいる。

この特例措置は、相続人が使用していない放置された古い空き家や、その取壊し等後の敷地の流通による有効活用を促進し、空き家の発生を抑制することを目的としているため、一時的な居住の実態により特例の対象とならないことについて、区市町村の担当者からも疑問が呈されており、特例の対象要件を見直す必要がある。

(3) 空き家の利活用の機運醸成及び普及啓発について

管理が行き届かない可能性が高い長期不在等の空き家については、発生段階から所有者に対して建物の管理や利活用などを促していくことが重要である。

令和5年度には、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、管理不全空家等の制度が創設されるなど、老朽化した空き家に対する施策の充実が図られた。

今後は、適切に管理されていない空き家への対策に加え、腐朽・破損が無く長期間使われていない空き家を地域の資源と捉え、空き家の利活用を促すなど、空き家の増加の抑制に向け、更なる取組を行っていく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 地域の状況を踏まえた空き家の利活用等をより一層促進するために、空き家を地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件を緩和すること。

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の空き家の譲渡所得の特別控除の特例措置を以下のように改正すること。

被相続人の一時的な転居や被相続人以外の者が同居していた場合について、相続により生じた相続人が使う見込みがない古い空き家又は当該空き家の取壊し等後の敷地の譲渡（譲渡価額が1億円以下）であれば、特例措置の対象とする。

(3) 長期間使われていない空き家が地域資源として積極的に活用されるよう、業界団体とも連携を図りながら、空き家を改修して利活用する魅力を発信するなど、国の発信力を活かし、空き家の増加の抑制に向けた機運醸成や啓発活動を強化すること。

参 考

(2) 平成28年度税制改正により導入された空き家の発生を抑制するための特例措置について

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供されていた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震

性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は取壊し等後の土地を譲渡した場合(譲渡価額が1億円以下)には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。

この特例を適用するために、相続人が確定申告時に必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」の発行を区市町村が行うこととされている。

<適用期間>

平成28年4月1日から令和9年12月31日までに譲渡すること。

<対象となる家屋についての主な要件>

- ①相続の開始の直前に、被相続人以外に居住をしていた者がいない。
- ②昭和56年5月31日以前に建築された建物(区分所有建築物を除く。)
- ③相続の時から譲渡の時まで、居住等の用に供されていたことがない。

2 既存住宅流通の活性化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

既存住宅の価値が適切に評価される市場の形成に向けて必要な施策を総合的に推進すること。

<現状・課題>

我が国では、既存住宅は、その品質や管理状態とは関係なく築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にあり、そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。

国は、平成25年度に「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を策定し、それを踏まえ、平成27年度には「既存住宅価格査定マニュアル」が改訂されるなど、建物の維持管理状況等が適切に反映される建物評価手法の整備が進められてきた。

また、平成30年4月から、既存住宅売買時における建物状況調査(インスペクション)に関する説明が宅地建物取引業者の義務になるとともに、一定の要件を満たす既存住宅の広告販売時に、国の定める標章を付与できる「安心R住宅」制度が開始された。さらに、令和5年度より、新たに地域金融機関に対し、リフォームによる価値向上を反映した担保評価モデルの構築を促す取組が開始されている。

東京都においても、平成30年3月には、事業者向けに「既存住宅の流通促進に向けた指針」を策定したほか、令和5年度からは、既存住宅を良質な住宅に改修して適正な評価の下で流通させる取組などを行う民間事業者等を支援する事業を実施するなど既存住宅の流通促進に取り組んでいる。

しかしながら、都内の既存住宅の流通シェアは依然として12.8%と低い状況に留まっている。その理由として、既存住宅を購入する場合、新築と比べ、建物・設備の品質や物件価格の妥当性等について不安を感じる人が多いことや、一定の

品質を有する既存住宅であっても新築と比べ、取得時の税制優遇措置が十分ではないことなどが考えられる。

既存住宅を、消費者が安心して選択できるような魅力あるものにしていくためには、新築時から維持管理期、売買時までの全体を通じて、住宅の品質及び性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されるような市場の形成が必要であり、既存住宅の取得やリフォーム等に当たって、税制面からの積極的な支援も必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 既存住宅の価値が適切に評価される市場の形成に向けて、平成 25 年度に策定された評価指針に基づく建物評価手法については、価格査定実務を行う宅地建物取引業者等に対し更なる普及を図り活用を促すとともに、令和 5 年度から開始した金融機関を対象としたモデル事業の成果について検証し、金融機関において既存住宅のリフォームや維持保全による価値向上が担保価値として適切に評価される仕組みを構築した上で、その普及を図ること。
- (2) 既存住宅の流通活性化に向け、適正な維持管理や質の向上を図る観点から、住宅取得に関する税制優遇を見直し、いわゆる住宅ローン減税について、長期優良住宅等の一定の品質を有する既存住宅の取得においても、新築住宅と同様にその品質や性能等に応じた更なる優遇措置を講じること。
- (3) 適正な維持管理や質の向上に寄与するリフォーム等を促進する観点から、省エネルギー改修など一定のリフォーム等を行った場合に受けられる税制優遇措置の拡充や、適用要件の緩和を図るなど、住宅所有者の自主的な取組を促進するための措置を講じること。

20 都営住宅ストックの有効活用

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 住宅政策本部)

- (1) 東京都における都営住宅ストックの有効活用が着実に図られるよう事業推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 都営住宅の敷地内にある駐車場について、電気自動車への充電が可能となる設備の整備に係る費用について国費の対象とすること。
- (3) 民間所有者が区分所有している併存店舗付都営住宅の建替え・撤去を確実に推進するため、税制上の優遇措置に係る規定の見直しをすること。

<現状・課題>

令和4年3月に東京都住宅マスタープランを改定し、目標の一つに「住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」を掲げ、都営住宅では、その中心的な役割を果たすため、適切に維持更新しながら、既存ストックを有効活用していくこととしている。

このため、東京都では、昭和40年代以前に建設された都営住宅の建替えを進め、エレベーターの設置や玄関、室内の段差解消など、バリアフリー化された良質な公的住宅ストックへの更新を図っている。

また、建替えに当たっては、敷地の有効利用により生み出された用地を活用し、道路、公園の整備による住環境や防災性の向上、子育て支援施設や高齢者福祉施設の整備促進などに取り組んでいる。さらに、避難場所に指定されている団地等において、周辺からの避難経路や敷地の安全性、緊急車両の通行を確保するため、周辺道路や団地内の無電柱化を進めている。

今後は、バリアフリー化とともに、断熱性能の向上や太陽光発電設備の拡大などと併せて、建替規模をおおむね年間4,000戸程度を目標とし、より高機能なストックへの更新を加速していくことが不可欠である。

また、ストックの長寿命化に向けて、耐久性の向上等を図る修繕事業を計画的に実施していくことや、都営住宅の耐震化の推進、環境負荷軽減への取組としての共用部等の照明器具のLED化等も併せて進めていく必要がある。

都営住宅の敷地内にある駐車場について、脱炭素社会への実現に向けた取組の一つである電気自動車への転換に向け、今後公的主体である地方公共団体が率先して推進していくため、電気自動車を充電できる設備の整備が必要である。

都営住宅には、民間が区分所有している店舗を併存する都営住宅（以下「併存店舗付都営住宅」という。）が含まれている。併存店舗付都営住宅は、昭和30

年代からの大規模な団地建設の際に、周辺部に商店などの生活利便施設が少なかったことから、居住者の生活利便性確保のために建設され、地域に大きく貢献してきた。

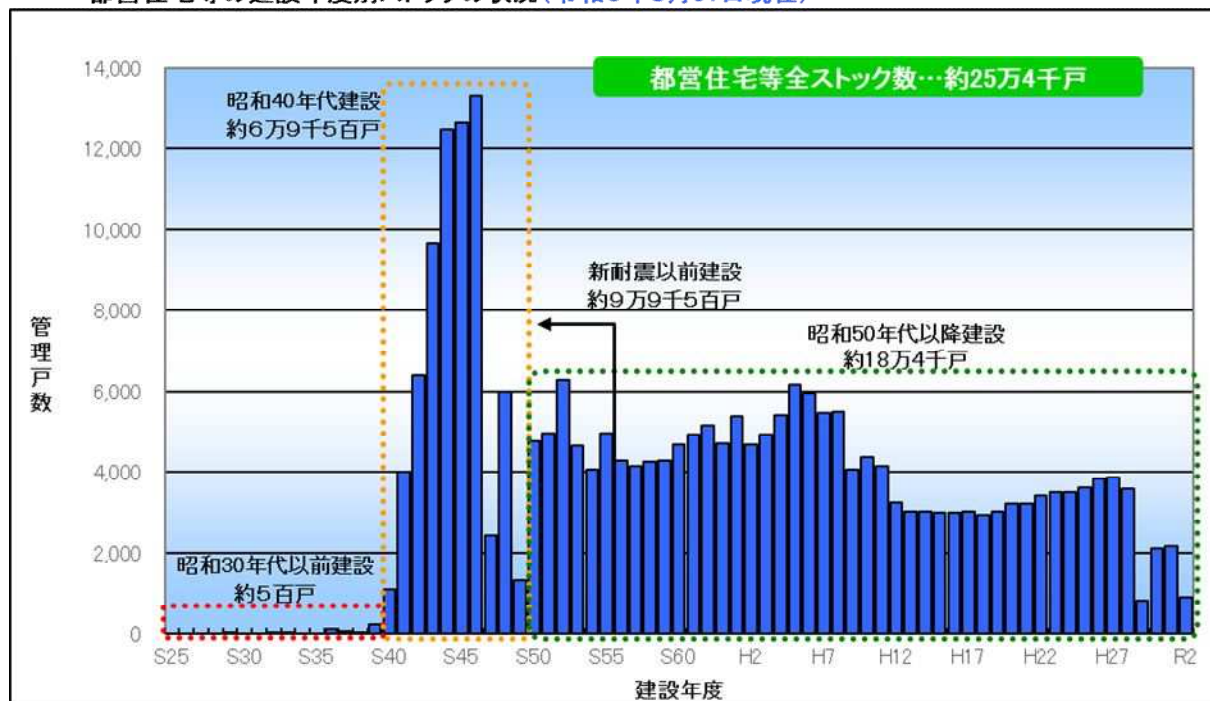
しかしながら、併存店舗付都営住宅の多くは老朽化が進み、建替えや撤去の時期を迎えている。一つの建物を都と民間が区分所有していることから、建替えや撤去に際し、都が区分所有権の買取りを行っているが、民間所有者の同意が得られず、買取りが円滑に進んでいないのが現状である。特に、一定規模以下の建替えや撤去の場合には、区分所有権の譲渡所得に対して、租税特別措置法の規定が適用されないことも同意を妨げる要因の一つとなっている。

< 具体的要求内容 >

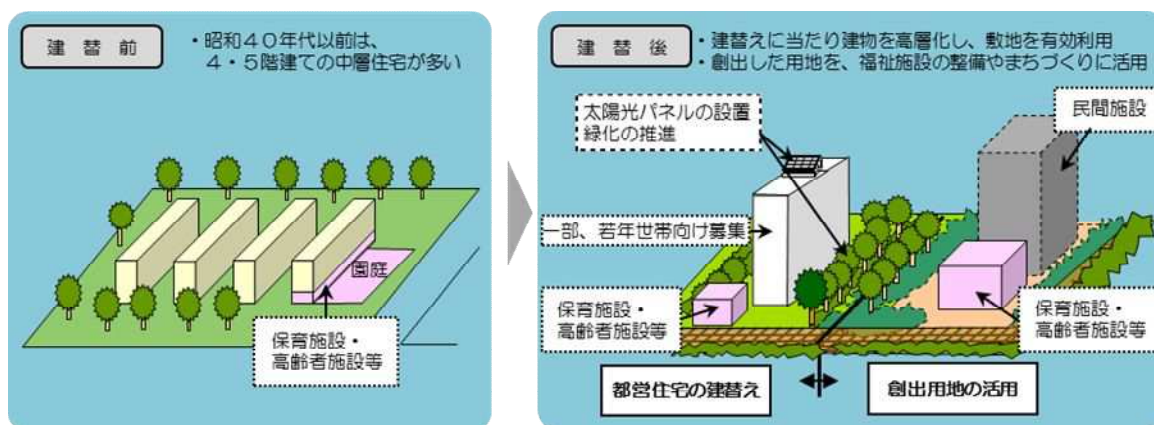
- (1) 東京都における都営住宅の建物及びその敷地のストックの有効活用が着実に実施されるよう、都営住宅の建替事業、長寿命化に向けた耐久性の向上等を図る修繕及び 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた環境配慮の取組等の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 脱炭素社会の実現に向けた取組の一つである、電気自動車への転換を推進するため、今後新規に整備する駐車場について、整備基準の見直し等により、電気自動車が充電できる設備の設置に係る費用について国費の対象とすること。
- (3) 東京都が、建替えや撤去を目的として併存店舗付都営住宅の区分所有権を買い取る場合、全ての当該譲渡所得に対して、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の特別控除を適用すること。

参 考

都営住宅等の建設年度別ストックの状況(令和6年3月31日現在)



都営住宅の創出用地を活用したまちづくりのイメージ



2 1 公営住宅における家賃設定の適正化

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 住宅政策本部)

利便性を適切に反映させた家賃設定ができるよう、家賃算定の係数の範囲の見直しを行うこと。

<現状・課題>

公営住宅の家賃算定は、家賃算定基礎額に四つの係数を乗じて行うことと公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）において規定されており、地方自治体の裁量は四つの係数のうち、利便性係数の設定においてのみ認められている。その利便性係数についても、公営住宅法施行令では上限は 1.3 とされ、かつ、1.6 を市町村立地係数で除した数値が 1.3 より小さい場合はその数値が上限と規定されている。したがって、市町村立地係数が都内最高値の 1.6 の東京都千代田区では、 $1.6 \div 1.6 = 1 < 1.3$ のため、利便性係数は 1 が上限となっている。制度上は、市町村立地係数が 1.6 より低い他の区市町では、1 を超える利便性係数の設定は可能であるが、立地便益の低い区市町ほど利便性係数が上昇するのは非合理的であるため、事実上、東京都においては利便性係数の上限は 1 となっている。

これにより、以下のような不都合が発生している。

- (1) 利便性係数が低く抑えられることで、市町村立地係数によって、反映させた地域差が打ち消され、東京の立地の利便性が適切に反映されていない
- (2) 市町村立地係数の高い地区を抱えていない自治体（区市町）においては、1 を超える利便性係数を設定することが可能であることから、市町村立地係数が低い地域の方が使用料を高く設定できるという逆転現象を起こしている。

【逆転現象の例】

港区の都営住宅 市町村立地係数 1.5 × 利便性係数 1 = 1.5

台東区の区営住宅 市町村立地係数 1.2 × 利便性係数 1.3 = 1.56

台東区の都営住宅 市町村立地係数 1.2 × 利便性係数 1 = 1.2

※上記のように都営住宅同士では逆転現象は発生しないが、区営住宅と都営住宅との間で逆転現象が生じる。

- (3) 利便性係数が低く抑えられているため、東京都においては、現行の応能応益家賃制度への移行以来、利便性が高い住戸については、利便性係数が事実上の上限である 1 になるよう利便性係数の設定を行ってきた。このため、居住水準の変化等を踏まえ、断熱性の向上等の住宅の利便性の更なる引き上げを企図する場合に、利便性係数を上げて、居住者に適切な負担を求めることができない。

<具体的要求内容>

利便性を適切に家賃に反映させることができるよう、公営住宅法施行令第 2 条第 1 項第 4 号ロ（2）を削除する等、家賃算定の係数設定における地方自治体の裁量を拡大すること。

参 考

【家賃算定方式】

$$\text{家賃算定基礎額} \times \left\{ \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数} \right\}$$

【利便性係数の範囲（公営住宅法施行令第2条第1項第4号）】

下限：0.5

上限：1.3又は市町村立地係数の上限1.6を市町村立地係数で除した数値のうち小さい方

【市町村立地係数】

数値	区市町村名
1.60	千代田区
1.50	港区
1.40	渋谷区
1.35	中央区、品川区
1.30	新宿区、文京区、目黒区、大田区
1.25	江東区、世田谷区、豊島区
1.20	台東区、北区
1.15	中野区、杉並区、板橋区、練馬区、江戸川区、武蔵野市
1.10	荒川区、足立区、葛飾区、立川市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国立市、狛江市、東久留米市、西東京市
1.05	墨田区、八王子市、町田市、小平市、東村山市、国分寺市、清瀬市、多摩市
1.00	昭島市、日野市、東大和市、稲城市
0.95	青梅市、福生市、武蔵村山市、羽村市
0.90	あきる野市、瑞穂町
0.85	日の出町
0.70	奥多摩町、檜原村

【逆転現象の例】

港区の都営住宅　市町村立地係数 1.5×利便性係数 1 =1.5

都営住宅以外（区営住宅等）　市町村立地係数 1.2×利便性係数 1.3=1.56

※市町村立地係数 1.5 の東京都港区の家賃が市町村立地係数 1.2 の市町村の家賃に逆転されている。

2 2 公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分

【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 住宅政策本部)

都営住宅が住宅セーフティネットの中核としての機能を果たせるよう、建替事業等の推進に必要な財源として、国の責任において国費を確実に措置すること。

<現状・課題>

都営住宅は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）その他関連する法令に基づき、自力では最低居住水準の住宅を確保できない真に住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸する住宅であり、居住面におけるナショナルミニマムの確保を図り、住宅セーフティネットの中核としての役割を担うものである。

法第 7 条第 1 項は、「国は、事業主体が住生活基本法第 17 条第 1 項に規定する都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等をする場合においては、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用の 2 分の 1 を補助する」（同条第 5 項において、同項に掲げる交付金は国の補助とみなすこととされている。）こととしており、法は、国に対し、予算の範囲内で公営住宅の建設等に補助することを義務付けている。

しかし、令和 6 年度及び令和 7 年度の都営住宅の建替事業等に対する社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等が十分に配分されていないため、建替え等による都営住宅の維持・更新が困難となり、住宅に困窮する都民に的確に供給することができなくなるなど、多大な支障が発生することになる。

- ・ 令和 6 年度は要望総額に対して約 127 億円不足（追加含む要望総額 306 億円・配分総額約 179 億円）
- ・ 令和 7 年度は当初要望額に対して約 103 億円不足（当初要望 350 億円・当初配分額約 247 億円）

<具体的要求内容>

住宅に困窮する都民に的確に供給することで、都営住宅が住宅セーフティネットの中核としての機能を果たせるよう、建替事業等の推進に必要な財源として、現に不足している令和 7 年度分含め、国の責任において社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等を確実に措置すること。

2 3 不動産特定共同事業法の業務の適正な運営の確保

(提案要求先 金融庁、国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

不動産特定共同事業については、近年、対象不動産が広域に及ぶものが多いことなどを踏まえ、投資家保護の観点から、国の責任において適切に判断する仕組みとするなど必要な見直しを行うこと。

<現状・課題>

- (1) 不動産特定共同事業は、Jリートと同様に不動産の証券化手法の一類型とされ、全国から投資家を募り、その出資によって不動産を運用し、収益の分配を行う事業であり、金融サービスの提供に関する法律（平成12年法律第101号）において金融商品とされている。そのため、金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールにより事業者を規制し、消費者保護を図っている。
また、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下「不特法」という。）においても、SPCによる倒産隔離の仕組みを採用し、民間資金の導入を図るなど、他の投資性の高い金融商品と差異のないものとなっている。
- (2) 不動産特定共同事業以外の金融商品については、国が事業者を一元的に規制しているが、不動産特定共同事業においては、事務所が単一の都道府県に存する場合は当該都道府県知事が規制することとされている。
- (3) 平成29年12月の不特法の改正による小規模不動産特定共同事業の登録制度の創設や電子取引業務が可能となったことにより、事業者や商品が増加している。これに伴って、指導監督の困難な案件の増加が見込まれる。中でも開発型や多くの投資家が参加している商品においては、事業者がひとたび破綻するようなことがあれば、その影響は甚大なものになる。
- (4) このような状況の中、都道府県知事はその行政裁量により指導監督を迅速かつ適切に行い、不特法の目的である投資家保護を十分に図るためには、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）における「監督処分の基準」のような基準等が必要であるが、いまだ示されていない。
- (5) また、不特法商品の適正性（適切な価格設定、将来の償還の確実性等）の判断に関しては、金融に関する知見を有する人材を含め、高度な専門性が求められることに加え、近年、商品を組成する1号事業者と販売代理である2号事業者に対する監督官庁が異なり、対象不動産も広域に及ぶ事案が発生していることや、国内の不動産だけでなく外国の不動産をも対象とすることから、迅速かつ適切な指導監督を行うには国が一層の責任を果たすことが重要である。

なお、国は、一般投資家向けに投資を募集する商品が拡大するなど、不動産特定共同事業に参加する投資家層に変化が見られることから、一般投資家

向けの情報開示の充実など今後の不動産特定共同事業のあり方について検討することとしているが、検討に当たっては、許可権者である都道府県の意見を聴取し、上記の事項も含め、投資家保護の観点から仕組みを見直していくことが必要である。

- (6) 加えて、不動産特定共同事業の許可は、対象となる事業が長期の履行期間を有する契約に基づいて行われることもあり、小規模不動産特定共同事業の登録のような更新制がとられていないことから、事業者が許可を得た後に、許可申請時の組織体制が維持されていないおそれもあるため、事業者の許可要件を定期的に確認することにより、的確な指導監督を行う必要がある。さらに、許可申請に関する許可基準は、「不動産特定共同事業を適格に遂行するに足る財産的基礎及び人的構成を有するものであること」といった表現に留まるものであり、具体的な判断基準は示されていない。

< 具体的要求内容 >

今後の不動産特定共同事業の在り方の検討においては、許可権者である都道府県の意見を聴取し、投資家保護の観点から仕組みの見直しを行うこと。

見直しに当たっては、不動産特定共同事業法に基づく商品の適正性（適切な価格設定、将来の償還の確実性等）や、広域に及ぶ事案について、国の責任において適切に判断し、必要な対応を行う仕組みとすること。

あわせて、不動産特定共同事業法に基づく事業の許可に対し、更新制を導入するとともに、許可等の審査や指導監督に当たっての具体的な基準等を明確に示すこと。

2 4 不動産取引のオンライン化・広域化への対応

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 住宅政策本部)

不動産取引のオンライン化・広域化の実態を国において把握し、迅速かつ適切な指導監督につなげることができるよう、その実態について各都道府県に情報提供を行うこと。

<現状・課題>

- (1) 近年、都において、投資用不動産の取引に関する若年者等からの相談が寄せられており、取引に当たり、長時間の勧誘又は深夜の取引、説明不足等がある場合もみられている。
- (2) このため、都では、業界団体に対して投資用不動産販売における法令遵守と従業員等の教育及び啓発を行うよう通知するほか、新たに投資用不動産特別相談窓口を開設して相談体制を整備するとともに、不動産投資の際に注意すべきことについて啓発を行っていくこととした。
- (3) とりわけ、オンライン手順のみで不動産売買の契約ができるようになるなど、民間では様々なビジネスモデルが登場し、不動産投資をしやすい環境となっており、宅地建物取引業者の対象顧客が一つの都道府県の域に止まらないケースが増えてきている。そのため、当該業者の免許権者である各都道府県知事が単独でこうした実態を正確に把握して、指導監督につなげていくことが難しくなっている。

<具体的要求内容>

不動産取引のオンライン化・広域化の実態を国において把握し、迅速かつ適切な指導監督につなげることができるよう、その実態について各都道府県に情報提供を行うこと。

２５ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための財政支援

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部・福祉局)

サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、スマートウェルネス住宅等推進事業による財政支援を継続すること。

<現状・課題>

平成 23 年に改正された高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。通称「高齢者住まい法」。）により、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設された。

東京都では、「2050 東京戦略」（令和 7 年 3 月）において、政策目標として、サービス付き高齢者向け住宅等を 2030 年度末（令和 12 年度末）までに 3 万 3 千戸整備することとしている。都は、国の補助に加え、整備費補助を行うなど供給の促進を図り、令和 6 年度末現在の整備状況は、約 2 万 5 千戸（うちサービス付き高齢者向け住宅は約 1 万 8 千戸）となっている。

今後、東京は、世界に例を見ない規模とスピードで高齢化が進んでいくことから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、目標達成に向け、サービス付き高齢者向け住宅の整備を着実に進めていく必要がある。

近年、サービス付き高齢者向け住宅を運営している事業者からは、工事費が高騰していることや、人材確保が困難なことにより、都内では新規建設がしづらくなっていると聞いている。

そのような中、スマートウェルネス住宅等推進事業による国の補助対象は、2025 年度（令和 7 年度）までに着手する事業とされている。

<具体的要求内容>

2025 年度（令和 7 年度）までに着手する事業を補助対象としているスマートウェルネス等推進事業によるサービス付き高齢者向け住宅整備事業について、2026 年度（令和 8 年度）以降も継続して補助を実施すること。

参 考

スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱 抜粋

第4 補助事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当し、第一号は令和7年度までに着手する事業（令和8年3月31日において完了しないものについては、同日後に実施される事業の部分を除く。）、（中略）国土交通大臣（以下「大臣」という。）が予算の範囲内において補助金を交付する必要があると認めるものとする。

一 サービス付き高齢者向け住宅整備事業

(1) 略

2 6 大都市補正の適用地区拡大

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

不調・不落対策として八王子市だけでなく都市計画区域内の多摩地区全体を大都市補正（共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正）の適用地区に指定すること。

<現状・課題>

国土交通省では、不調・不落対策として、平成 21 年度から 3 大都市（東京 23 区、横浜市、川崎市、大阪市及び名古屋市の市街地）で行う鋼橋架設工事、舗装工事、電線共同溝工事及び道路維持工事等を対象に、大都市補正（共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正）を導入している。

平成 22 年度には札幌市や仙台市、さいたま市など 18 市が大都市補正の適用地区となり、平成 23 年度には更に相模原市、平成 24 年度には八王子市や静岡市など 4 市も追加され、適用地区は順次拡大している。

平成 27 年度には「都市計画区域内の多摩地区」※¹（25 市 2 町）についても適用される市街地補正（大都市補正よりも補正值を低減）が導入されたものの、これらの地区は、大都市補正の適用地区に指定された市※²と人口密度を比較しても同等以上であることなどから、大都市補正の適用地区に指定されるべきであると考ええる。

※1 都市計画区域内の多摩地区(25 市 2 町)の人口密度（括弧内は DID 地区内の人口密度）
5,764 人/km²（9,042 人/km²）

※2 既適用地区の人口密度
北九州市 1,910 人/km²（5,196 人/km²）、仙台市 1,395 人/km²（6,688 人/km²）、
新潟市 1,087 人/km²（5,218 人/km²）、相模原市 2,206 人/km²（9,516 人/km²）、
八王子市 3,108 人/km²（7,753 人/km²）、川口市 9,593 人/km²（10,750 人/km²）、
草加市 9,042 人/km²（9,796 人/km²）、静岡市 491 人/km²（5,798 人/km²）など

- ・大都市補正は適用地区に指定された市の DID 地区で適用
- ・数値は令和 2 年国勢調査による

<具体的要求内容>

不調・不落対策として八王子市だけでなく都市計画区域内の多摩地区（武蔵野市や三鷹市、町田市、日の出町など 25 市 2 町）を地区全体として大都市補正（共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正）の適用地区に指定すること。

注）入札時に応札者がいない場合を「不調」、応札価格が予定価格を超える場合を「不落」という。

27 公共事業の起業者による筆界特定申請対象土地の拡大

(提案要求先 法務省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 不動産登記法第14条第1項の地図が備え付けられていない地域においても、公共事業の起業者による筆界特定申請を可能とすること。
- (2) 起業者申請時は費用負担免除とすること。

<現状・課題>

高度防災都市の実現や交通・物流ネットワークの形成に向けて、首都東京の都市基盤施設の用地取得を加速させることが喫緊の課題であるが、そのためには以下の解決が必須である。

取得等しようとする土地の所有権登記名義人等に筆界をめぐる紛争や境界立会拒否といった事情がある場合、公共用地の取得等が難航するケースが少なくなく、不動産登記法第6章に規定される筆界特定制度を活用することが公共の利益の増進にとって有益と考えられる。

現行の筆界特定制度においては、土地の登記名義人等に加え、地方公共団体も筆界特定の申請人と定められている。しかし、地方公共団体が筆界特定の申請をすることができるのは、不動産登記法第131条第2項の規定により、同法第14条第1項の地図に表示されないものに限られている。一方、取得等しようとする土地の所有権登記名義人等に申請を依頼しても、手数料及び測量費用等の負担を理由に拒否されることが多い。

<具体的要求内容>

- (1) 公共事業（土地収用法第3条規定の収用適格事業、都市計画事業等）の事業用地について、起業者である国及び地方公共団体が、不動産登記法第14条第1項の地図が備え付けられていない地域についても筆界特定の申請をできるように不動産登記法等を改正すること。
- (2) 国又は地方公共団体が筆界特定の申請をする際は、申請人が負担する定めとなっている費用を免除するよう不動産登記法等を改正すること。

28 公共事業と農地保全を両立するための制度改正

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・産業労働局)

- (1) 農地を公共事業用地として譲渡し、代替農地を取得する場合において、相続税等納税猶予の特例適用農地の買換え及び収用等に伴う譲渡所得の課税特例に係る代替資産取得の期限を延長すること。
- (2) 農業者が公共事業に協力した場合、代替農地を確実に取得できるよう、必要な制度の見直しを行うこと。

<現状・課題>

農地は、新鮮で安全な農産物を供給する場であるとともに、特に東京都においては潤いのある景観や良好な住環境の形成にも資する貴重なオープンスペースとなっている。

しかしながら、農業者の相続等を契機として、農地は年々減少傾向にあり、また、営農継続を希望する農業者であっても、公共事業に協力する場合に、代替農地を取得できないため、現行制度の下では、公共事業の実施と農地保全の両立を図ることが困難な現状にある。

具体的には、農業相続人が農地を公共事業用地として譲渡した場合、相続税等納税猶予措置を継続して受けられるのは、1年以内に代替資産を取得した場合に限定されている（譲渡所得の課税特例に係る代替資産の取得期限は2年以内）。

しかし、農地そのものが少ないことに加え、農地を手放すケースは相続の発生などに限られていることから、期限内の取得は極めて困難である。

また、農地法については、代替地を目的とした農地の取得、保有は認められていないため、関係自治体等はあらかじめ代替農地を確保しておくことができない。

さらに、生産緑地法では、買取り申出のあった生産緑地について、地方公共団体等が買い取らない旨の通知をするまでは、農業者は、買取りの相手方になることができないため、代替農地として確実に取得することができない。

以上のことから、公共事業の施行と確実な農地保全を両立できるよう、相続税等の税制度や農地に関する諸制度の改善が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 農業者が農地を公共事業用地として譲渡し、代替農地を取得する場合において、相続税等納税猶予の特例適用農地の買換え及び収用等に伴う譲渡所得の課税特例に係る代替資産取得の期限を延長すること。
- (2) 公共事業に協力した農業者が代替農地を確実に取得できるよう、関係自治体等があらかじめ代替農地を確保することを可能にするなど、農地の権利移動の制限や生産緑地の買取りの仕組み等、農地に関する諸制度について必要な見直しを行うこと。

29 東京における一体的な都市づくり推進のための 仕組みづくり

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 用途地域等に関する権限移譲が行われた多摩部においても、引き続き、広域の見地から一体的な都市づくりの推進が担保できるよう、都市計画法等において、実効ある仕組みを講じること。
- (2) 首都としての風格ある景観など、広域の見地から必要な景観形成を図ることができるよう、景観法等において、実効ある仕組みを講じること。

<現状・課題>

平成 22 年に策定された地域主権戦略大綱や、平成 23 年に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」を受け、三大都市圏における用途地域等の都市計画決定権限については、平成 24 年 4 月に特別区を除き、全ての市町村へ権限が移譲され、区市町村が景観行政団体となる際に必要とされる都との協議において、同意を要しないこととする方針が示された。

用途地域は、市街地の土地利用を定め、都市の在り方を方向付ける基本的な都市計画である。東京は、区部と多摩部にわたり、歴史的にも市街地が連担していることから、区部の決定権限が都に留保されたとしても、多摩部の権限が移譲され、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都が今日まで取り組んできた、一体的な都市づくりの継続が困難となる。

また、区市町村が景観行政団体となる際には、都がこれまで行ってきた、一行政区域を越える広域的な景観形成への取組を引き継ぐことを前提として、都は協議・同意に応じてきており、その同意が不要となることによって、首都にふさわしい風格ある景観や、複数の区市町村にまたがる河川、崖線及び丘陵地などについて一体的な景観形成が困難となるおそれがある。

その結果、政治、経済、文化など、あらゆる面で高次の機能が集積している東京はもとより、首都圏全体の活力、ひいては日本全体の国際競争力の維持・向上に支障を来すことにもなりかねない。

<具体的要求内容>

用途地域等に関する権限移譲が行われた多摩部においても、引き続き、広域の見地から一体的な都市づくりの推進が担保できるよう、都市計画法等において、実効ある仕組みを講じること。

首都としての風格ある景観など、広域の見地から必要な景観形成を図ることができるよう、景観法等において、実効ある仕組みを講じること。

30 首都移転の白紙撤回

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 政策企画局)

首都移転の白紙撤回を決定し、国会等の移転に関する法律を廃止すること。

<現状・課題>

東京一極集中の是正などを目的に進められてきた首都移転は、少子高齢化の進展や急激な人口減少に加え、最先端技術の発達や通信インフラの高度化などの社会経済情勢が大きく変化する中、もはやその論拠も意義も完全に失っている。

しかしながら、当初から今日まで国民的議論を全く欠いたまま、いまだ国会等の移転に関する決議と法律が残置されている。

我が国の、国と地方の債務残高は1,200兆円を超えており、更に莫大な移転費用の負担をかけることになれば、日本の将来に大きな禍根を残すことは明白である。

今なすべきことは首都移転ではなく、首都圏のポテンシャルを引き出し、その活力や国際競争力を高め、更に発展させることである。

そのためには、三環状道路等の整備、羽田空港や東京港の機能強化などを推進し、首都圏の成長につながる具体的施策を講じていかなければならない。

<具体的要求内容>

国全体の利益のため、政府としても首都移転の白紙撤回を決定し、国会等の移転に関する法律を廃止すること。

3 1 鉄道施設の耐震化の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

鉄道施設総合安全対策事業費補助について、鉄道事業者による都内の鉄道施設の耐震化に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東日本大震災では、鉄道施設等の都市施設に甚大な被害が生じた。また、令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震においても、鉄道施設に被害が生じており、地域住民の生活等に大きな影響を及ぼしている。大規模地震により首都圏の鉄道施設が被災すれば、その影響は計り知れず、都市機能が麻痺することになるなど、鉄道施設の耐震性向上を急ぐ必要がある。

国と都は、平成18年度から、乗降客が1日1万人以上の高架駅などにおけるラーメン高架橋のせん断破壊対策等の耐震補強に対し、協調して補助を実施しており、令和4年12月の「新幹線の地震対策に関する検証委員会」における中間とりまとめを踏まえ、令和5年度よりPC桁を支えるラーメン橋台の曲げ降伏後のせん断破壊対策を補助対象としている。

国は、令和2年11月に策定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷を防止するため、首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化について、重点的に取り組むべき対策としており、令和5年7月に改定された「国土強靱化基本計画」においても、鉄道施設の耐震対策を国土強靱化の推進方針に位置付けている。

首都圏の鉄道利用者及び地域住民の安全・安心を確保するために、鉄道施設総合安全対策事業費補助制度の必要な財源を確実に確保し、鉄道施設の耐震化を促進していく必要がある。

<具体的要求内容>

鉄道施設総合安全対策事業費補助について、鉄道事業者による都内の鉄道施設の耐震化に必要な財源を確保すること。

3 2 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充

(提案要求先 厚生労働省・国土交通省)

(都所管局 保健医療局、福祉局)

病院等の耐震化対策に係る補助を拡充すること。

<現状・課題>

現在、医療施設の耐震化に係る補助制度として、医療施設等耐震整備事業など様々な制度があるが、医療機関が計画的に耐震化に取り組めるよう、支援を充実する必要がある。

医療施設等耐震整備事業では、補助対象病院や補助基準額を順次拡大してきているが、全ての病院を対象とした制度とはなっていない。

医療施設耐震化臨時特例交付金については、平成 26 年度着工案件までで終了し、他の既存補助制度により必要な財源を確保することとされた。

住宅・建築物防災力緊急促進事業については、平成 25 年度から、階数 3 以上延べ床面積 5,000 平米以上の大規模な建物を有する病院を対象としているが、令和 7 年度末までに耐震化事業に着手することが要件とされている。

また、社会福祉施設等の耐震化については、臨時特例交付金が平成 26 年度着工案件をもって終了し、平成 27 年度以降の耐震化の推進については、社会福祉施設等施設整備費補助金などの既存補助制度により必要な財源の確保を行うこととされた。しかし、既存補助制度では、財源が限られており、耐震化整備の案件に対応することは困難な状況となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 医療施設等耐震整備事業について、耐震化を行う全ての病院が補助を受けられるよう十分な財源を確保するとともに、補助の内容の充実を図ること。
- (2) 医療施設の耐震化を促進するため、既存補助制度とは別に新たな交付金を創設するなど、財政措置をすること。
- (3) 住宅・建築物防災力緊急促進事業については、恒常的な支援策とし、必要な財源措置を講じること。
- (4) 社会福祉施設等の耐震化を促進するため、既存補助制度とは別に新たな交付金を創設するなど、財政措置をすること。

3 3 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 生活文化局)

- (1) 耐震化対策に係る補助予算を十分確保すること。
- (2) 耐震化対策に係る助成制度を拡充すること。

<現状・課題>

令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、学校施設等の耐震化を図り、地震から児童生徒等の生命を守る耐震化対策について、令和3年度から令和7年度までの5か年において、重点的かつ集中的に対策を講ずることとしており都内の私立学校についても速やかに耐震化を推進する必要がある。

都では、従来から、私立学校の耐震化対策に係る独自の助成制度を設け、私立各種学校や学校法人立以外の私立幼稚園、専修学校についても補助の対象とするとともに、耐震診断や地震による倒壊等の危険性が高い施設の工事に係る補助率については、最大で5分の4とするなど、制度の拡充に努めてきた。

一方、現行の国の助成制度は、地震による倒壊等の危険性が高い施設に係る補助率を平成20年度に3分の1から2分の1に引き上げたものの、各学校の負担は依然として重く、また、補助対象についても学校法人立の私立学校の耐震化工事のみとなっている。私立学校における耐震化を推進するためには、助成制度を更に拡充し、早急に耐震化工事を実施できる環境を整備することが必要である。

また、非構造部材の耐震化についても、私立学校が着実に進めることができるよう、国の予算を十分に確保することが不可欠である。

<具体的要求内容>

私立学校の耐震化を早急に進めるため、以下のとおり取り組むこと。

- (1) 非構造部材の耐震化を含め私立学校の耐震化対策に係る補助を継続し、予算を十分に確保すること。
- (2) 耐震化対策に係る助成の補助率の更なる引上げを行うとともに、私立各種学校、学校法人立以外の私立幼稚園、学校法人立以外の専修学校について、非構造部材を含めた耐震化対策に係る助成制度を設けること。

参 考

○ 都の予算及び施策の現状

【私立高等学校・中学校・小学校・幼稚園（学校法人立以外の幼稚園を含む。）

・専修学校・各種学校に対する助成】

・私立学校安全対策促進事業費補助

耐震診断、耐震補強工事、耐震改築工事、非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐 震 診 断 5 分の 4 以内

耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 5 分の 4 以内
 上記以外の施設 3 分の 2 以内

（ただし、国庫補助対象事業は国庫補助金を含めて上記率以内）

耐震改築工事 倒壊等の危険性が高い施設 5 分の 4 以内
 上記以外の施設 3 分の 2 以内

（ただし、国庫補助対象事業は国庫補助金を含めて上記率以内）

非 構 造 部 材 2 分の 1 以内。ただし、国庫補助対象事業は 3 分の 1 以内

〈参考〉

令和 7 年度予算 1, 231, 284 千円

令和 6 年度予算 1, 296, 805 千円

令和 5 年度予算 2, 137, 518 千円

○ 国の施策の現状

【学校法人立の私立幼稚園に対する助成】

・私立幼稚園施設整備費補助

耐震補強工事、非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 2 分の 1 以内
 上記以外の施設 3 分の 1 以内

耐震改築工事 3 分の 1 以内

非 構 造 部 材 3 分の 1 以内

（ただし、耐震補強工事と合わせて実施する場合は当該補助率）

【私立高等学校・中学校・小学校、専修学校に対する助成】

・私立高等学校等施設高機能化整備費補助（防災機能強化施設整備費補助）

耐震補強、耐震改築工事及び非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 2 分の 1 以内
 上記以外の施設 3 分の 1 以内

耐震改築工事 3 分の 1 以内

非 構 造 部 材 3 分の 1 以内

（ただし、耐震補強工事と合わせて実施する場合は当該補助率）

- ・専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業
学校施設の耐震診断を含む耐震補強工事、非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。
〔補助率〕 3 分の 1 又は 2 分の 1 以内

3 4 住宅セーフティネット制度の改善

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 住宅政策本部)

- (1) 制度の認知度を向上させるための取組を強化すること。
- (2) 住宅確保要配慮者や貸主の双方が活用しやすい補助制度となるよう補助要件を見直すこと。
- (3) 居住支援協議会や居住支援法人の活動を支援するための財源を確保すること。
- (4) 住宅セーフティネット法改正により創設される居住安定援助賃貸住宅の制度における認定基準などの詳細を早期に示し、円滑に運用できるようにするとともに、貸主や入居者が利用しやすい制度とし、国において貸主等にわかりやすい普及啓発を行うこと。

<現状・課題>

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の全国の登録戸数は、令和7年3月末現在で約94万戸であるのに対し、住宅確保要配慮者のみが入居できる専用住宅の戸数は約6千6百戸となっており、要配慮者の居住の安定を確保するためには、専用住宅の登録を更に促進していく必要がある。

また、令和7年3月末現在、都内区市町村の居住支援協議会は22区13市で設立されており、都が指定した居住支援法人は52法人と着実に増加しているものの、家賃低廉化補助を実施した区市町村は昨年度において14自治体にとどまっているなど、住宅セーフティネット制度の機能が最大限に発揮されていない。

令和6年6月に公布された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）には、居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の認定制度など新たな制度が盛り込まれているが、認定制度に係る具体的な基準が示されておらず、住宅部局と福祉部局との役割分担や、既存制度との関係などの詳細が不明確である。

以上のことから、住宅セーフティネット制度の改善が必要である。

- (1) 住宅セーフティネット制度を推進するため、各自治体では本制度の普及に向け、リーフレットの作成や不動産関連団体を通じた周知等、様々な取組を実施しているところである。しかし、不動産業界関係者への聞き取りや都が独自に実施した認知度調査の結果等によれば、本制度が登録申請者である貸主や居住支援を行っている団体等に十分浸透していると言い難く、個別的な取組では周知効果を十分に発揮することが困難であるため、国レベルでの

強力な普及啓発が改めて必要である。

- (2) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るためには、貸主の理解と協力を得ながら、専用住宅の登録や補助制度の活用を図っていく必要があり、都では、令和12年度までに専用住宅の戸数を3千5百戸とする目標を掲げ、供給促進に取り組んでいる。一方、国は、要配慮者の受入れに当たり貸主が抱く不安を軽減するための経済的支援として、家賃・家賃債務保証料等低廉化補助や改修費補助の制度を設けているものの、以下の補助要件等が貸主にとって活用の妨げとなっており、制度が十分に活用されない状況に陥っている。

① 家賃低廉化補助の収入基準について、子育て世帯など一部の属性を除き入居者の政令月収が「15万8千円を超えないもの」とされているが、都は全国平均よりも民間賃貸住宅の家賃が高いため、都営住宅の入居資格収入基準の裁量階層に相当する、より高い月収の世帯についても家賃低廉化補助の対象とする必要があるなど、活用における課題がある。

② 家賃低廉化補助の補助期間は、地方公共団体において設定が可能となったものの、国費の補助総額が240万円を超えない範囲で定める必要があるため、民間賃貸住宅の家賃が高い都においては、要配慮者の実情に応じた適正な家賃と補助期間を設定することができない。

また、上記①に記載した子育て世帯や多子世帯における収入基準の緩和について、補助期間が6年以内で地方公共団体が定める期間のものとされており、制度の活用が図りづらいものとなっている。

③ 入居者負担を軽減するための補助は、国費の補助限度額が、家賃低廉化補助が2万円／戸・月、家賃債務保証料等低廉化補助が3万円／戸であるにもかかわらず、両者を併用した場合の合計の補助総額が家賃低廉化補助の総額240万円と同額に設定されており、両者をそれぞれの限度額まで活用できない仕組みとなっている。

- (3) 居住支援協議会・居住支援法人の居住支援活動を支援する居住支援協議会等活動支援事業は、令和10年度までの時限措置とされている。居住支援協議会は、都において、令和12年度までに都内で協議会を設立した区市町村の人口カバー率を95%以上とする目標を掲げている。市区町村における設立後の協議会活動を活性化させていくため、引き続きの財政支援が必要である。

また、居住支援法人については、特定非営利活動法人や一般社団法人など非営利法人も多く、必要な財源の確保が難しい状況にあり、入居者への見守りなどの居住支援業務を軌道に乗せることが困難である。住宅セーフティネット法改正により創設される居住安定援助賃貸住宅の制度においても居住支援法人が重要な役割を果たすことになることも踏まえ、居住支援法人の活動への支援がますます重要となってくる。

- (4) 居住安定援助賃貸住宅の制度について、既存制度であるセーフティネット住宅との役割の違いが不明である。セーフティネット住宅の登録が都道府県等となっている一方、居住安定援助賃貸住宅の認定は市、福祉事務所設置町村等となっており、都道府県と市町村での役割分担や、住宅部局と福祉部局との役割分担が不明確な状態となっている。

また、住宅の面積や家賃、入居者に提供するサポートの内容やその対価な

どの認定基準は省令で定めることとなっているが、省令の公布や制度の詳細な説明会については令和6年度に実施されず、令和7年10月からの制度の開始に合わせて、地方公共団体において予算や人員の確保、必要な規程の整備などが困難な状態が続いている。特に、家賃、入居者に提供するサポートの内容やその対価の考え方については、明確な認定基準が示されていないと窓口において事業者との調整が困難である。令和7年10月の制度の開始まで間がないこともあり、認定基準の解釈をめぐって事業者に疑義が生じることのないようにし、認定の審査を行う市等が支障なく審査を実施できるよう明確な認定基準を示す必要がある。

また、居住安定援助賃貸住宅における補助制度についても、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化補助における課題を改善した制度とするなど新制度が貸主にとっても入居者にとっても利用しやすいものとする必要がある。さらに、新制度の認知度向上に向けて、居住安定援助賃貸住宅と既存のセーフティネット住宅との役割の違い、双方のメリット等を具体的に比較するなど、貸主や居住支援法人等にとって分かりやすい普及啓発が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 本制度の認知度向上を図るため、国においてこれまで以上に普及啓発の取組を推進すること。
- (2) 専用住宅の供給促進に向けて、貸主と入居者の双方が活用しやすい補助制度となるよう、次のとおり補助要件等を見直すこと。
 - ① 家賃低廉化補助の入居者の政令月収に係る要件を、子育て世帯などの属性以外の住宅確保要配慮者においても「21万4千円を超えないもの」に改めること。
 - ② 家賃低廉化補助の活用促進に向けて、入居者の属性や状況に合わせた弾力的な運用が可能となるよう、補助総額・補助期間を見直すこと。
 - ③ 家賃・家賃債務保証料等の低廉化補助について、それぞれの限度額まで活用できるよう、合計の補助総額の見直しを行うこと。
- (3) 居住支援協議会や居住支援法人について、その活動を支援するとともに、新制度を円滑に運用できるようにすること。
 - ① 市区町村居住支援協議会の活動を支援するために必要な財源を確保すること。
 - ② 居住支援法人の活動を支援するために十分な財源を確保すること。
- (4) 既存制度であるセーフティネット住宅と新規制度の居住安定援助賃貸住宅との役割の違いや新制度のスキーム、具体的な運用基準等、省令の内容等を早期に示し、新制度を円滑に運用できるようにするとともに、貸主や入居者が利用しやすい制度とし、新制度の認知度向上に向けて、国において貸主や居住支援法人等に対して分かりやすい普及啓発を行うこと。

参 考

(2) 補助制度の概要

【家賃・家賃債務保証料等の低廉化補助】

	家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料等の低廉化に係る補助
対象世帯	<u>原則月収 15.8 万円（収入分位 25%）以下の世帯</u> 子育て世帯・新婚世帯は 21.4 万円 多子世帯は 25.9 万円	
補助率・補助限度額	国 1 / 2 + 地方 1 / 2 （国費限度額： <u>2 万円 / 戸・月</u> ）	国 1 / 2 + 地方 1 / 2 （国費限度額： <u>3 万円 / 戸</u> ）
	家賃と保証料に係る支援は、合計して <u>原則 24 万円 / 戸・年</u> を限度として併用可能。ただし、 <u>補助総額が 240 万円を超えない限りにおいて、年度の補助限度額にかかわらず補助が可能</u>	
補助期間	原則 10 年以内 ※ 1 補助総額 240 万円を超えない範囲で地方公共団体が定める期間 ※ 2 収入要件の緩和が適用される場合、子育て世帯・多子世帯は 6 年、新婚世帯は 3 年	入居時のみ

(3) 居住支援協議会等活動支援事業

【目的】

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、居住支援協議会・居住支援法人による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組等を支援する。

【対象事業】

＜居住支援協議会＞

○市区町村居住支援協議会立ち上げ支援（対象：都道府県）

○協議会運営（対象：都道府県、市区町村居住支援協議会、居住支援協議会設立準備会）

・地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備

・制度の周知・普及

・居住支援の現状・ニーズの把握・分析

○協議会設立に向けた準備に係る取組（対象：居住支援協議会設立準備会）

<居住支援法人>

- 入居前相談支援（不動産店への同行やコーディネートなど民間賃貸住宅への円滑な入居支援）
- 入居中の居住支援（訪問等による見守りや居住継続のための生活相談等）
- 孤独・孤立対策に資する居住支援
- モデル契約条項を活用した死後事務委任契約に関する支援

【補助金の額】※令和6年度

<居住支援協議会>

- ・単年度当たり 500 万円を限度に支援（補助率 10/10）

<居住支援法人>

- ・単年度当たり 700 万円（スタートアップ加算該当の場合は 750 万円）を限度に支援（補助率 10/10）

3 5 宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく 手続に係る電子申請等システムの構築及び 運用

(提案要求先 デジタル庁・国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

国土交通省は、宅地建物取引業法に基づく申請等の電子申請システムについて、全国の行政庁、事業者、申請代行者等の意見を聴取し、申請者の利便性向上に不可欠な申請手数料の電子納付機能を早急に整備するほか、これまでの電子申請の運用で判明した課題や解決策等を反映させるシステム改修を行うなど、誰もが使用しやすい安全・安心なシステムを迅速に構築すること。

宅地建物取引業者の申請書類等の電子閲覧について、独自に電子化の取組を進める都道府県に対し、財政支援を講じること。また、誰もが使用しやすいシステムに改修すること。

住宅瑕疵担保履行法に基づく届出について、全国共通の電子申請システムを早急に構築すること。

<現状・課題>

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に基づく申請等の電子化については、令和 6 年 5 月には大臣免許申請に係る電子申請システムの運用が開始され、知事免許申請及び宅地建物取引士登録申請関係の手続についても、令和 6 年 10 月に運用が開始された。

しかしながら、現在稼働しているシステムは、申請者の利便性向上に不可欠な申請手数料の電子納付機能が備わっておらず、また、省庁間のデータ連携やシステム操作の簡略化等のシステム改修も十分に行われているとは言えない。引き続き行政庁や事業者、申請代行者等の意見を聴きながら、これまでの電子申請の運用で判明した課題とその解決策を反映させるシステム改修を行うなど、より使いやすいシステムを構築していくことが必要である。

また、令和 7 年 4 月から、宅地建物取引業者の申請書類等について電子閲覧が可能となったが、電子閲覧の対象は、令和 7 年 4 月 1 日以降に新規又は更新の免許申請のあった業者の書類に限られるため、全ての宅地建物取引業者が電子閲覧

の対象となるには、5年かかることとなり、閲覧申請者の利便性の向上につながっていない。このため、迅速に電子化を進めるには、都道府県が独自に紙の書類を電子データ化する必要がある。さらに、現在稼働しているシステムは、宅地建物取引業者の申請データと直接連動していないため、申請者が自由に閲覧することができず、申請内容の確認や承認行為を必要とすることから、行政事務の効率化にもつながっていない。

住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置状況届出については、国土交通省において全国共通の電子申請システムを構築し、順次対象を拡大する予定とのことであるが、都は届出件数が全国的にも突出して多いことから、利用者の利便性の向上に向けた取組を継続していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

宅地建物取引業法に基づく申請等の電子申請システムについて、全国の行政庁、事業者、申請代行者等の意見要望を聴取し、申請者の利便性向上に不可欠な申請手数料の電子納付機能を早急に整備するほか、これまでの電子申請の運用で判明した課題や解決策を反映させるシステム改修を行うなど、誰もが使用しやすい、安全・安心なシステムを迅速に構築すること。

宅地建物取引業者の申請書類等の電子閲覧について、独自に電子化の取組を進める都道府県に対し、財政支援を講じること。

また、誰もが使用しやすいシステムに改修すること。

さらに、住宅瑕疵担保履行法に基づく届出について、全国共通の電子申請システムを早急に構築すること。

3 6 建築行政等の手続のデジタル化の推進

1 建設業許可・経営事項審査等の電子化の推進

(提案要求先 国土交通省・デジタル庁)
(都所管局 都市整備局)

建設業法及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に係る申請や届出について、全国の行政庁、事業者及び申請代行者等の意見を聴取し、誰もが使用しやすい電子化を推進すること。

<現状・課題>

国土交通省は、令和5年1月に建設業許可・経営事項審査電子申請システムを構築し、東京都は令和5年10月下旬に導入した。他方、デジタル庁では、登記由来のベース・レジストリの活用に向け、「デジタル庁システム（仮称）」を構築すること等について検討が進められている。

また、国土交通省は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「住宅瑕疵担保履行法」という。）に基づく資力確保措置状況届出の電子化に向けた検討も進めている。

都はこれら申請等の取扱件数が全国的にも突出して多いため電子化による効率的な処理が求められている。

<具体的要求内容>

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「システム」という。）について、操作の簡略化等により、審査事務の効率化と申請事業者の負担軽減を推進すること。

登記情報との連携に向けて、「デジタル庁システム（仮称）」から情報提供を受け、登記データの利活用が可能となるように制度改正やシステムの迅速な改修を推進すること。

納税情報や、他分野の許認可申請時の事業者からの個人情報も含む添付書類の情報連携等についても具体的な検討を進め、これらを可能とする制度改正や、システムの改修を行うこと。

また、住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置状況届出の電子化に向けた検討を加速させること。

2 建築確認等に関する書類の閲覧制度の改善

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

建物所有者による建築確認申請図書の閲覧が可能となるよう、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

閲覧制度は、違反建築の未然防止や違反建築物の売買の防止を目的としており、特定行政庁は、建築確認等に関する書類のうち、建物所有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして省令で定めるものについては、請求があれば閲覧させなければならないとされている。

建築確認申請図書については、現在、閲覧の対象とされていないが、住宅の買主の保護等を図る観点から、建物所有者自身からの請求による場合など、建物所有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断できる場合には、閲覧を認めることが妥当である。

<具体的要求内容>

住宅の買主の保護等を図る観点から、建物所有者からの請求に限って建築確認申請図書の閲覧を認めるなど、指定確認検査機関が保有する図書も含め、確認申請図書の閲覧を可能とする仕組みについて検討すること。

3 7 東京外かく環状道路の整備促進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 外環（関越道～東名高速）については、首都圏における交通・物流の根幹を成す重要な道路である。有料道路事業の活用を基本としつつ、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。

事業の実施に当たっては、安全を最優先に工事を進めるとともに、コスト縮減に努めること。また、都が受託している青梅街道インターチェンジの用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組むこと。

- (2) 「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等におけるまちづくりなどについて、都や沿線区市と協力し推進すること。

- (3) 外環（湾岸道路～東名高速）については、羽田空港や東京港へのアクセス強化に資する重要な路線であり、物流強化の観点からも「東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）計画検討協議会」の議論を加速させ、計画を早期に具体化すること。

<現状・課題>

東京が日本経済のエンジンとして、我が国の成長をけん引するため、また、災害時における首都東京の安全・安心を確保するためには、首都圏の陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化が極めて重要である。

とりわけ、首都圏における交通・物流の根幹を成す外環は、円滑な交通を確保し、国際競争力の強化に資するほか、首都直下地震など大規模災害時における避難・救急活動ルート確保など、様々な効果が期待されている。平成30年6月には、千葉区間が開通し、東関東道から関越道までの四つの高速道路が外環道で結ばれ、都内を通過する交通が外環に転換するなどの整備効果が発現している。しかしながら、今なお残っているミッシングリンクにより、環状道路の整備効果

を最大限発揮できておらず、未開通区間の早期整備が必要である。

外環（関越道～東名高速）については、これまで本線シールドトンネルに加え、本線と地上をつなぐランプシールドトンネルの整備が行われてきた。

また、大深度地下において本線シールドトンネルとランプシールドトンネルとをつなぐ地中拡幅部について調査・検討が進められてきており、一部整備が行われている。

令和２年１０月に発生した調布市での陥没・空洞事故以降、事業者は、地元で丁寧な説明を行った上で、家屋補償や、緩んだ地盤を元に戻す地盤補修工事等を進めており、引き続き誠意を持って実施するとしている。

また、事業者は、再発防止対策の具体化を進め、大泉側本線及び東名・中央ジャンクションランプのシールドトンネル工事について、地元で説明の上、取りまとめた再発防止対策等を確認しながら、安全を最優先に、慎重に掘進作業を行っている。

今後の事業においては、引き続き再発防止対策等の確実な実施、住民の不安払拭に向けた丁寧な説明やきめ細かな対応が求められる。

一方、外環（湾岸道路～東名高速）については、羽田空港や東京港へのアクセス性の強化に資する重要な区間であり、環状道路としての機能を最大限に発揮させるためにも、整備が不可欠な区間である。

現在、国土開発幹線自動車道建設法（昭和３２年法律第６８号）による予定路線に位置付けられている本区間の整備に向けては、事業中の外環（関越道～東名高速）と同様、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、国によって基本計画の決定や整備計画の決定を行うなど、計画の具体化のためのステップを着実に進めていく必要がある。

国、東京都及び川崎市の三者で構成する「東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）計画検討協議会」は、令和６年１１月に１年１０か月ぶりに開催されたところであるが、社会情勢の変化等を踏まえ、計画の基本的な方針の取りまとめに必要な検討を進めるには、協議会の議論を加速させ、計画の早期具体化に向けて、基本計画の策定等、次のステップに移行していかなければならない。

< 具体的要求内容 >

- （１）外環（関越道～東名高速）は、首都圏における交通・物流の根幹を成し、防災力向上にも資する極めて重要な道路である。都の負担増とならないよう、有料道路事業を活用しつつ、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。大深度地下における高度な技術力を要する本線トンネルや本線とランプとをつなぐ地中拡幅部等について、安全を最優先に整備を進め、コスト縮減、都民に対する丁寧な説明に努めること。特に、令和２年１０月に調布市で発生した陥没・空洞事故を踏まえ、取りまとめられた再発防止対策等を確実に実施するとともに、住民の不安払拭に向け、地元自治体の意見を聞きながら、緩んだ地盤の補修の実施、個々の事情に合わせて行われている補償を含めた丁寧な説明やきめ細かな対応を確実に行うこと。

また、用地取得については、青梅街道インターチェンジにおける工事スケジュールを明確にした上で方針を示すなど、用地取得が円滑に進むよう、相

互に連携して取り組むこと。

引き続き、国、都、NEXCO東日本・中日本による東京外かく環状道路（関越～東名）事業連絡調整会議を活用し、都と十分に調整を図りながら進めること。

- （２）地域住民の意見や要望に対する「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等のまちづくりについて、都や沿線区市と協力し推進すること。特に３区市に跨る中央ジャンクション周辺のまちづくりについては、国が主導し、都や沿線区市と協力してまちづくりを推進すること。

さらに、アクセス道路整備については、外環の事業に併せ着実に整備する必要があるため、工事等の施工に係る調整について積極的に協力すること。

- （３）我が国の経済成長と国際競争力の強化のためには、外環（湾岸道路～東名高速間）は、羽田空港や東京港へのアクセス強化に資する重要な路線であり、物流強化の観点からも「東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）計画検討協議会」の議論を加速させ、本区間の基本計画を決定するなど、計画を早期に具体化すること。

3 8 高速道路網の整備推進及び有効活用等

1 高速道路網の整備推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都圏三環状道路に加え、第二東京湾岸道路の計画の具体化など、首都圏における高速道路網の整備を推進するとともに、必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

首都圏三環状道路は、首都機能を担う東京圏に不可欠な広域交通基盤であり、最初のリングとして全線開通した首都高速中央環状線は、外環や圏央道とともに、交通分散による渋滞緩和やネットワーク強化による移動時間の短縮など、高いストック効果を発現している。

しかし、首都圏の高速道路網にはミッシングリンクが存在し、首都高速道路などの都内の高速道路では、交通集中による渋滞や事故が依然として頻発している。渋滞のストレスを感じることのない快適で自由自在な移動を実現するためには、活発な都市活動を支える高速道路網の強化が不可欠である。

また、日本経済をけん引する首都圏の国際競争力を強化するためには、人やモノの流れをスムーズにして、生産性の向上や観光振興などを促進するとともに、全国にその効果を波及させ、日本経済の活性化と持続的な成長を支えていく必要がある。さらに、激甚化・頻発化・広域化する自然災害から首都機能を守り、救援・復旧活動を迅速に進めるためにも、その生命線となる高速道路網のリダンダンシーの向上が不可欠である。

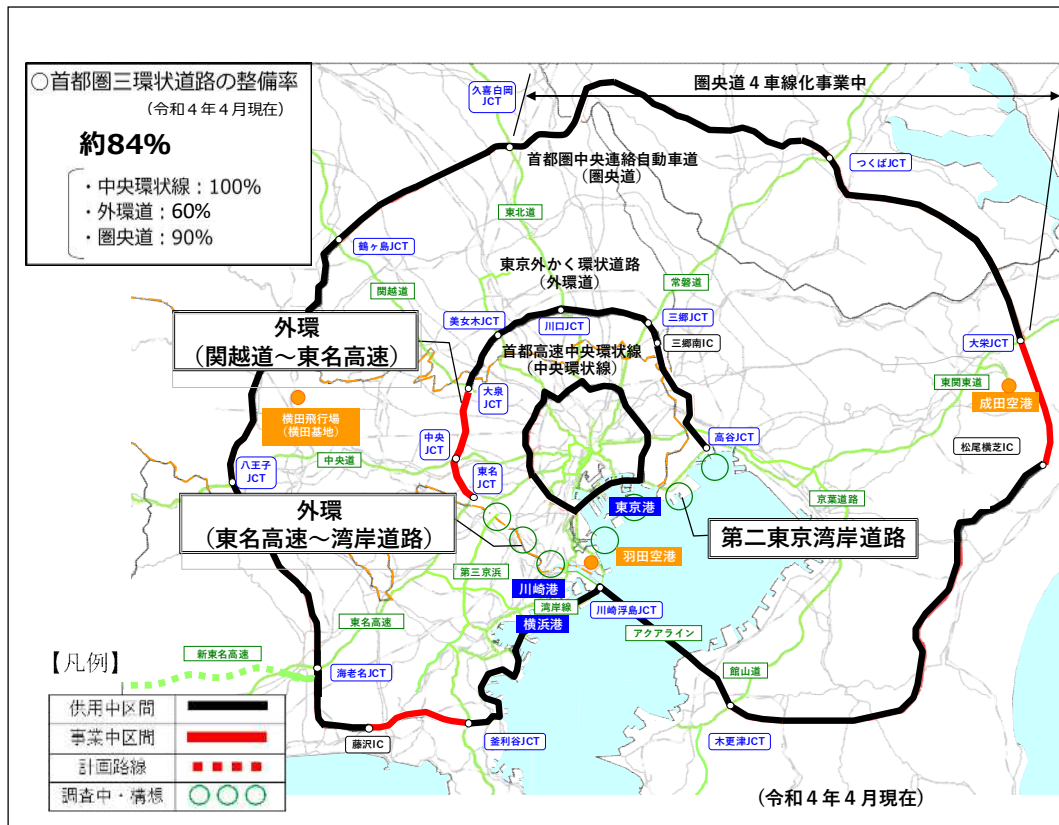
高速道路網の整備推進に当たっては、令和5年5月に道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）が改正され、料金徴収期間を延長し、高速道路の更新や進化のための財源の確保が可能となったところである。このため、更新事業だけでなく、進化事業についても有料道路事業を積極的に活用して整備を進める必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 首都圏三環状道路を構成する外環や圏央道の未開通区間を早期かつ確実に整備するとともに、圏央道の4車線化を推進すること。
- (2) 首都圏三環状道路の概成を見据え、第二東京湾岸道路など広域的な交流・連携を促す路線の計画を具体化すること。
- (3) 首都圏の高速道路網の整備に必要な財源を確保すること。進化事業の整備に当たっては、地方公共団体の負担が過大とならないよう、有料道路事業を積極的に活用すること。
- (4) 都市高速道路の整備に対する日本高速道路保有・債務返済機構への出資率については、出資者である地方公共団体の意見を尊重し決定すること。

参 考

< 首都圏三環状道路の整備状況 >



2 高速晴海線の整備推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

都心と臨海部との連携強化や防災拠点へのアクセス強化等に資する高速晴海線延伸部（築地～晴海間）等の整備を推進すること。

<現状・課題>

晴海線は、都心と臨海部との連携を強化するとともに、臨海部の交通分散や利便性向上に寄与する路線として平成5年に都市計画決定された。これまでに晴海～東雲JCT間が開通しているが、築地～晴海間については未着手となっている。

未着手となっている晴海線延伸部（築地～晴海間）については、新京橋連結路と連続したネットワークを形成することで、特に交通が集中する江戸橋・箱崎JCTなどの渋滞ポイントを避けた、都心と首都高速湾岸線の相互アクセスが可能となる。

令和6年能登半島地震では、道路の陥没や亀裂により、救命救助や物資の支援などが滞り、被災地等へのアクセスを確保する道路網の重要性が改めて認識された。こうした中、有明地区に位置する「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点※（有明の丘地区）」は内陸部とのアクセスに課題があるところ、晴海線延伸部やそれに合わせた高速道路の出入口の整備によりアクセス性を強化し、首都東京の災害に対する強靱化^{じん}を図る必要がある。さらに、晴海線延伸部は、大規模更新を行う築地川区間に接続予定であることから、接続部については、大規模更新事業と一体的に実施する必要がある。以上のことから、高速道路の進化に該当する晴海線の整備を早期に推進することが喫緊の課題である。

※東京湾臨海部基幹的広域防災拠点：首都直下地震などの大規模災害が発生した際、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するための拠点。有明の丘地区は、緊急災害現地対策本部が設置されるほか、応援部隊の活動拠点や広域医療搬送の拠点等としても活用。

<具体的要求内容>

- (1) 高速道路の進化に該当する晴海線延伸部について、事業者を早期に決定し、事業化すること。整備に当たっては、有料道路事業を積極的に活用すること。
- (2) 広域防災拠点（有明の丘地区）へのアクセス強化に資する高速道路の出入口について計画を具体化すること。
- (3) 築地川区間の大規模更新との接続部について、大規模更新事業と一体的に実施すること。

< 新京橋連結路・晴海線延伸部 >



3 高速道路網の有効活用【最重要】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 首都圏の高速道路網の有効活用を図るため、混雑状況に応じた料金施策の導入など、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けて取り組むこと。
- (2) 料金所のE T C専用化を着実に進めるとともに、本線料金所撤廃の早期実現に向けた取組を推進すること。
- (3) 中央道調布付近など既存の高速道路の渋滞対策を推進すること。

<現状・課題>

整備が進む首都圏の高速道路網を最大限に活用するためには、利用者の適切な経路選択を促す合理的で戦略的な料金体系を確立し、時間的・空間的に偏在する交通流動を最適化するとともに、高速道路へのアクセス向上やボトルネックの解消など、様々な取組で道路交通を円滑化させる必要がある。

これまで「料金の賢い3原則」に沿って、平成28年に対距離制を基本とした料金体系に整理・統一されるとともに、起終点を基本とした継ぎ目のない料金により圏央道への迂回が促進された。令和4年4月からは、首都高速道路における料金体系の整理・統一を更に進め、外環千葉区間への迂回を促進する料金改定が行われた。しかし、都心の混雑箇所を外側の環状道路で迂回すると料金が割高になるなど、料金体系の不合理性や分かりにくさは解消されておらず、NEXCO、外環、首都高速道路でそれぞれ課される利用1回当たりの固定額（ターミナルチャージ）は、都市部特有の割高感や不公平感をもたらしている。

E T C利用率は首都高速道路で98%に達しており、令和4年3月に開始された料金所のE T C専用化は、交通の流れを阻害するだけでなく事故の発生要因ともなっている本線料金所の撤廃や、料金収受などに要するコストの削減、混雑状況に応じた料金施策の導入につながる事が期待される。また、スマートICなどのE T C専用出入口の整備は、高速道路へのアクセス向上に加え、E T Cの普及促進にもつながることが期待される。令和2年12月に、E T C専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化にかかるロードマップが策定され、それに基づき都市部においては、令和7年度の概成に向けた整備に取り組まれているところである。令和6年1月の第62回国土幹線道路部会においては、E T C専用化の導入状況について、「半導体供給不足等により、車両検知器をはじめとしたE T C設備等の整備に遅れが発生」と公表されたが、国などの関係機関と連携を図り協議を進めた結果、令和7年1月に開催した首都高速道路E T C専用化連絡調整会議において、令和7年度末までに新たに55箇所がE T C専用化になるこ

とが示された。

ボトルネック対策としては、中央道上り線の調布付近では、調布インターチェンジから三鷹バス停手前までの間で付加車線が運用開始され、三鷹バス停付近においては、料金所前後の線形改良工事が完了し、引き続き、残る付加車線設置に向けた事業が進められている。

また、小仏トンネル付近では、別線トンネルの本掘削工事等が進められている。加えて、日野バス停付近においては、令和6年3月に付加車線を設置する渋滞対策が事業化されている。

<具体的要求内容>

- (1) ETC専用化の概成等を見据え、ターミナルチャージの重複徴収の撤廃など、公平でシームレスな料金体系とするとともに、都心の混雑を避ける迂回利用が割高とならないよう、管理主体や経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定するシンプルな料金体系とすること。

また、外側の環状道路の迂回利用や高速道路の夜間利用を促進する料金施策の充実や、ETC2.0などから得られるビッグデータを活用した機動的料金の検討など、混雑状況に応じた料金施策の導入に向けた取組を推進すること。その際、一般道を含めた交通流動の変化や債務の償還計画への影響などを検証するとともに、物流事業者等が活動しやすい環境整備に配慮すること。

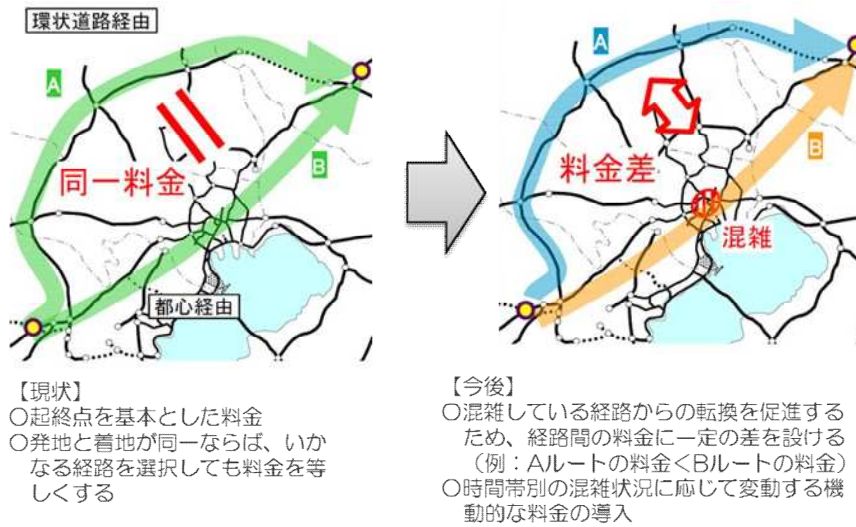
- (2) 都内に残る料金所のETC専用化については、着実に整備推進を図るとともに、永福料金所をはじめとする本線料金所については、早期撤廃を図るため、国がリーダーシップを発揮し、撤廃方法や撤廃時期等の課題に対して解決策を示すこと。

また、スマートIC等のETC専用出入口の整備などを進め、ETCの普及促進を図るとともに、クレジットカード非保有者や誤進入車への対策に加え、全国から流入する現金車への対応策を講じること。

- (3) 中央道の調布付近（三鷹バス停付近）及び小仏トンネル付近並びに日野バス停付近の渋滞対策を推進すること。

参 考

<混雑状況に応じた料金施策の導入イメージ>



<本線料金所の分布>



4 高速道路の老朽化対策及び逆走対策

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都高速道路をはじめとした首都圏の高速道路の老朽化対策を推進するとともに、逆走対策について取組を進めること。

<現状・課題>

首都高速道路をはじめとした首都圏の高速道路は、我が国の経済活動を支える基幹的なインフラであり、その機能を将来にわたり維持し、良質なストックとして健全に使用し続けるためには、大規模更新などの老朽化対策を計画的に実施していくことが不可欠である。

笹子トンネル天井板落下事故を踏まえ、平成 26 年に、高速道路会社の料金徴収期間を延長する道路整備特別措置法の改正（最長で令和 47 年まで）がなされ、各高速道路会社の更新計画が策定された。首都高速道路については、6 か所の大規模更新事業のうち、5 か所で工事が進められており、首都高速 1 号羽田線（高速大師橋）では令和 10 年度の完成予定となっている。

一方、平成 26 年度からの点検強化により、重大損傷の発見が相次いだことから、抜本的な性能回復を図る更新事業の推進のため、令和 5 年 5 月に、高速道路会社の料金徴収期間を延長する道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)の改正(最長で令和 97 年まで)がなされ、各高速道路会社の更新計画が策定されたところである。

また、高速道路での逆走は、死亡事故などの重大事故につながるおそれが高いことから、高齢化の進展や認知症問題の顕在化といった社会状況を踏まえ、国や高速道路会社等において対策が進められている。

<具体的要求内容>

- (1) 高速道路の老朽化対策については、各高速道路会社が計画的に行うよう指導すること。とりわけ、首都高速道路の大規模更新事業（1 号羽田線、3 号渋谷線）については、事業年度内に完成させること。
- (2) 老朽化対策の実施に当たっては、首都圏三環状道路の早期整備により都心への流入交通量を減らすなど、更新のための環境を整えながら、取組を進めること。
- (3) 高速道路での逆走事故の撲滅を目指し、今後も取組を推進すること。

5 都市再生と連携した首都高速道路の大規模更新【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都高速都心環状線（日本橋区間、築地川区間）の大規模更新に当たっては、都市再生プロジェクトなどのまちづくりと連携して取り組むこと。

<現状・課題>

東京を成熟した都市としていくためには、首都高速道路の大規模更新の機会を捉えて都市再生を推進し、円滑な交通と快適な環境の両立を目指すことが重要である。

日本橋区間については、平成 26 年に日本橋区間を含む首都高速道路の大規模更新計画が策定され、平成 28 年には日本橋周辺のまちづくりの取組が国家戦略特区の都市再生プロジェクトに追加された。

この機会を捉えて都は、国や首都高速道路株式会社と共同で、周辺のまちづくりと連携して首都高速道路の地下化に向けて取り組むこととし、首都高日本橋地下化検討会で取りまとめられた計画案を基に、令和元年に都市計画を変更した。令和 2 年 4 月に首都高速道路株式会社が事業認可を取得し、地下化工事が進められている。

また、地下化に当たり江戸橋 JCT 周辺の渋滞緩和を図るため、江戸橋 JCT の都心環状線連結路を廃止することから、必要となる大型車の交通機能確保策が首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会において検討された。その結果、新たな都心環状ルートとなる新京橋連結路の計画案が取りまとめられ、令和 5 年 12 月に都市計画を変更した。令和 6 年 6 月に首都高速道路株式会社と東京都が事業認可を取得し、共同で事業を進めている。

築地川区間については、老朽化した擁壁の取替えと合わせ、急カーブの解消等による走行安全性の向上とともに、晴海線との接続形態や分合流部の付加車線の設置、道路上部空間の活用など、周辺のまちづくりと連携した更新計画が検討されている。平成 26 年にはこの区間の上部空間の活用を想定し、立体道路制度の適用範囲が既存の高速道路に拡大された。

<具体的要求内容>

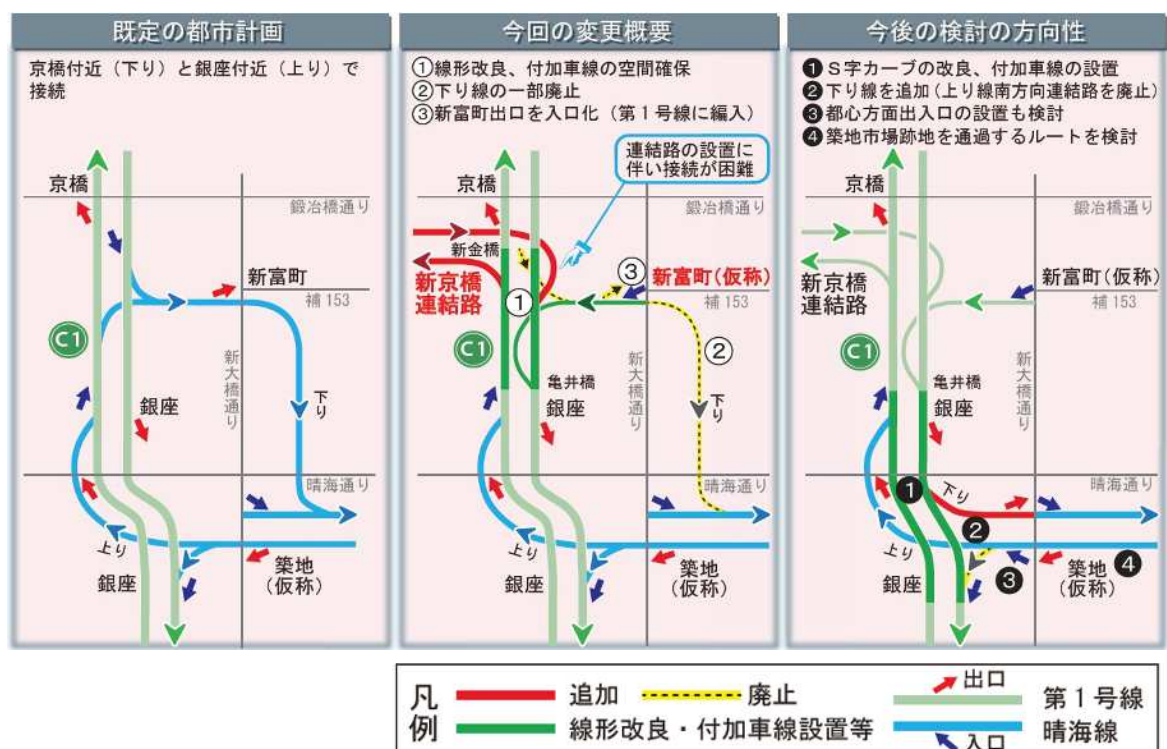
- (1) 日本橋周辺のまちづくりと連携し、首都高速道路の地下化工事を推進すること。これに伴い必要となる新京橋連結路については、日本橋区間の地下化工事の工程と合わせて整備を推進すること。新京橋連結路の整備に当たり、地方に過大な負担とならないよう、引き続き財源措置を講じること。
- (2) 築地川区間のうち、新京橋連結路との接続部については、早期に工事着手すること。残る区間については、晴海線との接続を見据え、更新計画を速やかに具体化し、晴海線の接続工事と一体的に事業を実施すること。

参 考

< 概要図 >



< 築地川区間（第1号線）と晴海線の計画見直しの方向性 >



3 9 国道等の整備推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局・港湾局)

- (1) 国道 357 号（多摩川トンネル、辰巳・東雲・有明立体、その他の未整備区間）について整備推進を図ること。
- (2) 国道 15 号（品川駅周辺道路拡幅、品川駅西口駅前広場）について整備推進を図ること。
- (3) 国道 16 号（町田立体）について早期完成に向け整備推進を図ること。

また、国道 16 号（片倉町・万町地区）について早期に必要な対策を取りまとめ、整備推進を図ること。

- (4) 国道 20 号（八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期））について整備推進を図ること。
- (5) 首都圏の都市間連携を強化する国道（国道 6 号など）について整備推進を図ること。

<現状・課題>

都市交通の混雑を緩和し、交通を円滑化するとともに、被災時における通行機能を強化する都市幹線道路の体系的なネットワークを構築する必要がある。

国道 357 号は、東京湾岸の広域的なネットワーク形成のみならず、国際化が進む羽田空港へのアクセス向上や京浜三港の連携強化にも寄与する重要な路線であり、このうち、未整備の多摩川トンネルは、羽田空港周辺と川崎側の京浜臨海部を結ぶ連絡道路の整備と同時に進めることとなっている。令和元年 8 月に多摩川トンネル技術検討委員会が設置され、トンネル構造及び施工方法を検討するとともに、令和 3 年 3 月に羽田立坑工事に着手したところであるが、早期完成に向け引き続き整備推進を図ることが重要である。加えて、辰巳・東雲・有明立体のうち辰巳地区及び有明地区については令和 2 年度に工事着手した。

国道 15 号・品川駅西口駅前広場については、事業計画（平成 31 年 3 月 国土交通省）が策定されるとともに、令和元年 9 月には品川駅西口基盤整備事業に係る都市計画事業承認が告示され、令和 5 年 6 月には国道 15 号品川駅西口駅前広場デザインコンセプト（国土交通省）が公表された。

また、国道 15 号下を導入空間とする東京メトロ南北線延伸については、令和 4 年 3 月に東京地下鉄株式会社が鉄道事業許可を取得し、令和 6 年 6 月には都市計

画決定が告示され、11月より工事に着手した。

国道16号（片倉町・万町地区）は、事業中の国道20号八王子南バイパスや東京都が新たな都市計画道路の検討をしている北野街道などの接続により、現道の交通状況の変化が想定されることから、必要な対策を検討するため、「国道16号片倉町・万町地区現道対策調整会議」が令和元年8月から開催されており、早期に現道対策の方針を取りまとめ、対策を講じることが重要である。

現在、事業中の国道20号（八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期））は圏央道へのアクセス機能の強化と防災力の向上に寄与する重要な路線であり、整備推進が必要である。

国土交通省の令和7年度予算においても、前年度とほぼ同額が確保されたものの、道路関係予算が大幅に削減された平成22年度と同規模となっており、骨格幹線道路である国道の整備に支障を来すと危惧されるため、十分な財源確保が必要不可欠である。

< 具体的要求内容 >

- （1）国道357号のうち、多摩川トンネルについては、羽田空港周辺と京浜臨海部との連携強化に向けて、実施工程を示しつつ整備を推進し、早期開通を図ること。加えて、臨港道路南北線の開通等を踏まえ、辰巳・東雲・有明立体については、コスト縮減を図るなどより効率的な事業推進に努めつつ整備を推進するとともに、その他の未整備区間についても、早期に事業着手し整備を推進すること。
- （2）国道15号については、「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤である。このため、品川駅周辺の関連する事業等との連携を図った上で、本線と西口駅前広場の整備推進を図ること。
- （3）国道16号町田立体については、本線部が平成28年4月に開通し、平成31年3月にランプ部が開通した。引き続き早期完成に向け、一般部の整備を推進すること。

また、国道16号片倉町・万町地区については、「国道16号片倉町・万町地区現道対策調整会議」において早期に必要な対策を取りまとめ、整備推進を図ること。

- （4）圏央道へのアクセス機能強化と防災力の向上に寄与する国道20号八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期）については、必要な予算を確保し、整備推進を図ること。

また、日野バイパス（延伸）において、土地区画整理事業により用地を確保した部分については、早期に事業効果を発現させるために、早急に整備を行うこと。

- （5）国道6号、国道14号など現在事業中の箇所については、必要な予算を確保し、早期開通を図り、その他の箇所についても、整備推進を図ること。

40 道路・橋梁^{りょう}事業の推進

1 道路・橋梁^{りょう}整備の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化につながり、投資効果も高いことから、東京の道路整備を着実に推進するため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

首都東京は、日本の全人口の1割を超える約1,420万人（令和7年2月1日時点）が生活し、総生産額が全国で最大となっており、人やモノ、企業が集積し、日本経済の中枢を担っている。我が国の持続的成長には、中長期的な視点を持ちつつ、雇用や消費等の短期的な効果に加え、人やモノの移動時間の短縮による生産性の向上などのストック効果を最大限に発揮する首都東京の道路整備が極めて重要である。

しかし、都市計画道路の完成率は、約65.1パーセントといまだ道半ばで多くの未完成区間が存在している。また、朝夕旅行速度（混雑時旅行速度）が区部においては、全国平均約32km/hの半分以下で、国内主要都市と比較して低い水準にある。このことが、慢性的な交通渋滞を生じさせ、都市機能の停滞や都市環境の悪化を招いている。

一方で、令和元年東日本台風では、河川の氾濫等により道路が寸断され孤立集落が生じるなど、改めて道路ネットワーク整備の必要性が明らかになった。

そのため、首都圏三環状道路をはじめとする幹線道路ネットワークなどを早期に整備し、都心部や多摩山間、島しょ地域における交通円滑化、防災性の向上や環境改善を図ることが喫緊の課題となっている。

さらに、令和6年能登半島地震では、輪島市において大規模な市街地火災が発生するなど甚大な被害をもたらした。首都直下地震の発生が懸念される中、震災時に特に甚大な被害が想定される約6,000ヘクタールの整備地域における防災性の向上を図る都市計画道路（特定整備路線）の整備をより一層推進する必要がある。

また、都県境の道路は、災害時の広域避難や緊急物資輸送などを行うためにも非常に重要であるが、隣接県市の財政負担が厳しいこと等から整備が進まないことが課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、道路予算全体を増額し、個別補助金、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金など、地方自治体の道路整備の財源を安定的・継続的に確保するとともに、日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化につながり、投資効果も高いことから、都への道路関係予算の配分を増額すること。
防災・減災、国土強靱化^{じん}のための5か年加速化対策後も、継続的・安定的に取り組を進めるため、国土強靱化^{じん}実施中期計画にて現行の対策を大幅に上回る必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保し、確実に配分すること。
- (2) 首都直下地震の切迫性を踏まえ、市街地の延焼遮断、避難路や緊急車両の通行路ともなる特定整備路線を重点配分対象事業に位置付けるなど、整備に必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (3) 都県間の道路ネットワークの形成により交通を円滑化し、周辺縣市との連携を強化するとともに、災害時の広域避難や緊急物資輸送などを行う都県境の道路整備について、必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (4) リニア中央新幹線の開業により、他圏域との移動時間が劇的に短縮し、人々の広域的な交流が促進され、幅広い経済波及効果が期待できることから、リニア新駅へのアクセス向上に資する道路整備を推進するため、必要な財源の重点配分を図ること。

東京の主な道路事業

① 区部の環状・放射道路整備

環状3号線、環状4号線、環状5の1号線、放射21号線、放射23号線、放射25号線など

② 多摩の南北・東西道路整備

府中所沢・鎌倉街道線、東京八王子線、新青梅街道など

③ 都県境の新設橋梁^{りょう}や耐荷力向上等を図る橋梁^{りょう}整備

等々力大橋（仮称）、旧江戸川橋梁（仮称）、関戸橋、日野橋など

④ 連続立体交差事業

京王京王線、西武新宿線、京浜急行本線など

⑤ 多摩山間、島しょ地域の防災力強化に資する道路整備

多摩川南岸道路、秋川南岸道路、三宅循環線など

⑥ 整備地域における防災性を向上させる特定整備路線

放射2号線、補助29号線、補助73号線など

⑦ 立川広域防災基地^{*}へのアクセス性を強化する都市計画道路等

立川東大和線、中央南北線、中央道との接続（スマートIC）など

⑧ リニア新駅へのアクセス向上に資する都市計画道路

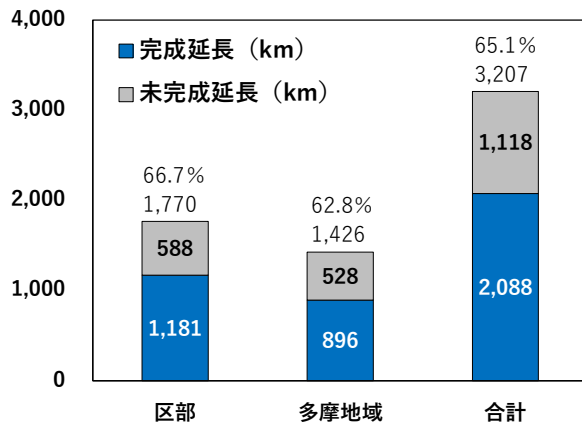
環状4号線、南多摩尾根幹線、町田3・3・50号小山宮下線

※立川広域防災基地：南関東地域に広域的な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が生じた場合に、災害応急活動の中核拠点となる重要な施設

参 考

(1) 東京の道路交通

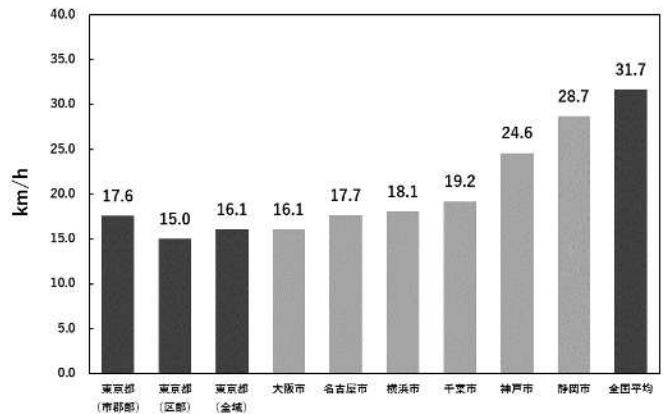
都市計画道路の整備状況



※合計値(完成延長)は島しょ部を含む

出典: 東京都資料(R5年3月末現在)

全国主要都市の朝夕旅行速度 (混雑時旅行速度)



出典: 令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査を基に作成

(2) 東京の主な道路事業



2 街路樹の充実（質の向上）【最重点】

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 建設局）

都市の美しい景観と緑陰を確保するため、都内街路樹の維持管理を充実させる必要があり、国道においても、一層、維持管理の充実を図ること。

<現状・課題>

豊かな緑は、風格ある都市景観の形成やヒートアイランド現象の緩和、大気浄化など、都市環境の改善に寄与する。

道路の緑は都市の美しい景観や緑陰の創出に寄与しており、きめ細やかな維持管理を行うことが求められる。

そこで、道路の緑が織りなす美しい景観を維持・向上させ、東京の魅力として示していくため、都内の街路樹について、充実した維持管理により、美しく大きな樹冠の確保など、質の向上を図る必要がある。

<具体的要求内容>

都内街路樹の維持管理を充実させて質の向上を図る必要があり、美しく大きな樹冠の確保等のため、国道においても、計画的な^{せん}剪定等、一層街路樹の維持管理の充実を図ること。

参 考

【街路樹の充実（質の向上）のイメージ】



3 道路施設の予防保全型管理【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

橋梁^{りょう}やトンネル等の予防保全計画を策定し、これに基づく対策を着実に実施することにより、既設施設を将来世代に良好な状態で継承していくために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、必要な制度の拡充や創設に向けた取組を進めること。

<現状・課題>

都はこれまで橋梁^{りょう}やトンネル等の道路施設について、5年に一度の定期点検を行い、適切な対策を実施することで重大な事故の発生を未然に防いできたが、多くの道路施設は、高齢化が進み、一斉に更新時期を迎えている。また、道路占用の地下埋設物においても同様に高齢化が進んでおり、埋設物を起因とした陥没事故などが発生し、道路施設への被害が起きている。

そこで、これまでに策定した予防保全計画に基づく予防保全型管理を進め、工事時期の平準化と総事業費の縮減を図るとともに、5年に一度行うべき点検以外においても十分な調査を行うことで道路網の安全・安心を確保し、これらの社会資本を良好な状態で次世代に継承^{りょう}していく必要がある。

また、区市町村においても、橋梁^{りょう}等の長寿命化修繕計画の策定を進めており、今後、計画に基づく事業等を実施していく予定である。

<具体的要求内容>

- (1) 道路施設の予防保全型管理を推進していくため、長寿命化修繕計画に基づく対策を実施するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 区市町村において、橋梁^{りょう}等の長寿命化修繕計画の策定に必要な財源及び同計画に基づく対策を実施するために、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 5年に一度行うべき点検以外においても、地下埋設物を起因とした陥没事故の未然防止等を目的とした調査に係る計画策定等に必要な財源を確保するための制度の拡充や創設を行うこと。

参 考

1 ^{りょう}橋 梁 の長寿命化修繕計画策定状況（令和7年4月1日現在）

（1）策定済み（15m以上の橋梁）

	自治体名
1 都	東京都
23 区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
26 市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
5 町	瑞穂町、日の出町、奥多摩町、大島町、八丈町
5 村	檜原村、新島村、神津島村、三宅村、小笠原村

2 令和7年度の予算

（1）都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
^{りょう} 橋 梁 の長寿命化	13,518	495（248）
トンネルの予防保全	1,479	0

補助率 0.50

（2）区市町村の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	補助事業費 （国費）
^{りょう} 橋 梁 の長寿命化 （工事・設計・計画策定）	680（378）

補助率 0.55～0.7

3 当初内示額

(1) 都への内示額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
橋 梁 ^{りょう} の長寿命化 (国費)	173 (87)	74 (37)

(2) 区市への内示額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
橋 梁 ^{りょう} の長寿命化 (国費)	601 (332)	439 (244)

4 実施計画（東京都）

- ・橋 梁^{りょう}の長寿命化については、令和 12 年度末までに約 180 橋に着手する。
- ・トンネルの予防保全型管理の取組については、令和 11 年度末までに 61 トンネルに着手する。

4 道路災害防除事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

土砂災害を未然に防ぐことにより、道路の安全性を向上させる道路災害防除に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

多摩地域や島しょ部の山岳道路では、台風や集中豪雨により落石や崩落等の土砂災害が発生している。

災害の発生に伴う、物的、人的被害や、通行止めによる経済的損失、日常生活に及ぼす影響を防ぐためには、道路斜面の落石や崩落等による土砂災害を未然に防止する必要がある。

このため、日常的な巡回点検に加え、専門技術者により斜面の安定度を評価する5年に一度の定期点検、大雨等の際に行う異常時点検などにより、斜面の状況を的確に把握し、擁壁や落石防護柵の設置、河川の増水時に道路の流失を防ぐ対策など、多様な対策を行うことで集落の孤立を未然に防ぎ、現道の拡幅や代替ルート整備と併せて総合的に道路の防災性を高めていくこととした。

<具体的要求内容>

道路斜面の補強や落石防護対策、道路の強^{じん}靱化等の道路災害防除に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

道路災害防除事業

1 令和7年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 (国費)
道路災害防除事業	5,974	2,661 (1,412)

道路災害防除事業に対する補助率 0.50（離島 0.60）

2 都への当初内示額

（単位：百万円）

区 分	令和6年度	令和7年度
道路災害防除事業 (国費)	91 (54)	30 (18)

3 対策事例



法枠工



落石防護柵工



モルタル吹付工



落石防止網工



擁壁補強工（道路流失対策）

5 交通安全施設事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

誰もが安全で安心して利用できる道路空間を創出するため、歩道整備や道路のバリアフリー化、自転車通行空間整備の実施に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

都は、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、「東京都交通安全計画」等に基づき、交通安全施設の整備等を積極的に推進してきた。

現行の第11次計画（令和3年度から令和7年度まで）では、令和7年度までに交通事故死者数を110人以下とすることを目標としているが、令和6年の死者数は146人である。

また、令和3年6月には千葉県八街市の通学路における死傷事故などもあり、交通安全施設の一層の整備拡充が求められている。

<具体的要求内容>

- (1) 歩行者を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、歩道整備の実施に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 高齢者や障害者を含む誰もが安心して歩ける歩行空間を確保するため、段差解消や勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路のバリアフリー化の実施に必要な財源を確保し、重点配分対象の要件を緩和するなど、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境を創出するため、地域の道路事情に応じた自転車通行空間を整備するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

1 都道における交通安全施設の整備状況

【歩道整備状況】

(令和6年4月1日現在)

区分	整備対象 道路延長	整備済延長		未整備延長
			うち幅員2m以上	
区部	893 km	805 km	741 km	88 km
多摩地域	978 km	708 km	464 km	270 km
全体	1,871 km	1,513 km	1,205 km	358 km

【「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく道路のバリアフリー化整備状況】

(令和6年4月1日現在)

区分	整備対象延長	整備済延長
競技会場や観光施設周辺等の都道	90 km	90 km
駅、生活関連施設等を結ぶ都道	90 km	63 km
計	180 km	153 km

【「東京都自転車通行空間整備推進計画」に基づく自転車通行空間整備状況】

(令和6年4月1日現在)

整備形態	整備済延長
自転車道	15 km
普通自転車専用通行帯（自転車レーン）	141 km
車道混在（自転車ナビマーク・自転車ナビライン）	56 km
自転車歩行者道（構造的分離）	50 km
自転車歩行者道（視覚的分離）	98 km
水道敷や河川敷等を利用した自転車歩行者道	44 km
合計	404 km

2 令和7年度 都の予算（当初）

(単位：百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
歩道整備 バリアフリー化 自転車通行空間整備	4,866	1,620 (811)

3 都への当初内示額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
歩道整備 バリアフリー化 自転車通行空間整備 (国費)	36 (18)	44 (20)

6 交差点改良事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

慢性的な交通渋滞を解消し、交通事故防止を図るため、交差点改良に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

現在、東京都内では、いまだ慢性的な交通渋滞が各所で残っており、渋滞を緩和し円滑な道路交通を確保することは、喫緊の課題である。

渋滞の大半は交差点で発生しており、特に右折車線のない交差点において、右折車が後続車の進行を妨げることによる、交差点部の通過時間の増大が、大きな要因の一つとなっている。

交差点直近の比較的短い区間の土地を取得し、右折車線等を設置する交差点改良を行い、局所的な渋滞緩和を図るとともに、交差点付近の歩道を整備して歩行者、自転車の交通安全対策を図ることが求められている。

<具体的要求内容>

慢性的な交通渋滞を解消し、交通事故防止を図るため、右折車線の設置をはじめとした交差点改良の実施に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

1 交差点改良事業の整備状況

(令和6年4月1日現在)

	計画箇所数	完成箇所数 (一部完成※含む)
交差点改良事業 (第3次交差点すいすいプラン)	76	27

※第2次交差点すいすいプランからの継続箇所を含む。

2 令和7年度 都の予算(当初)

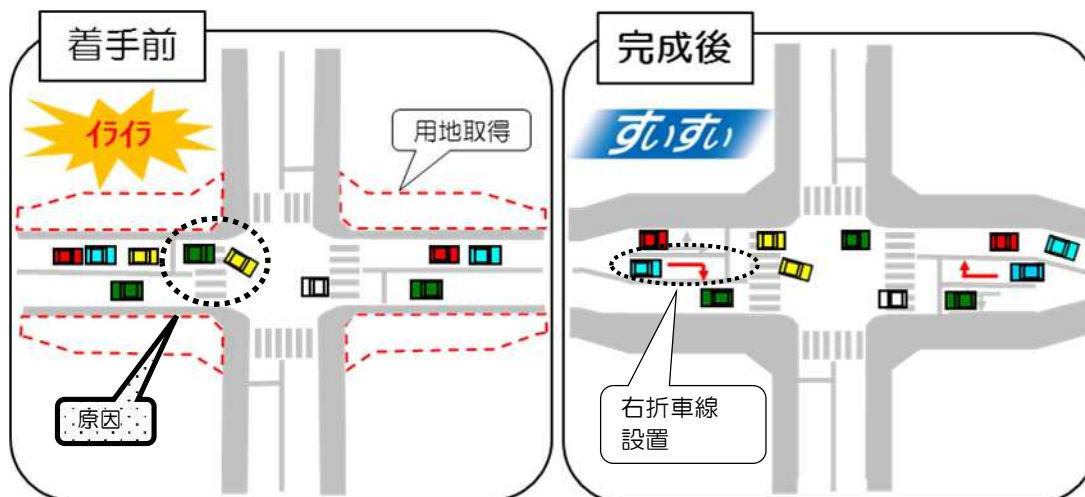
(単位: 百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費(国費)
交差点改良事業	2,664	636(318)

3 都への当初内示額

(単位: 百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
交差点改良事業 (国費)	0(0)	0(0)



交通渋滞の緩和を図るとともに、交差点付近の歩道も併せて整備し、安全確保に努めています。

7 街並みと調和した道路の景観整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

街並みと調和した道路の景観整備に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

<現状・課題>

快適な道路環境を創出し、美しさや潤いのある道路づくりを進めるため、道路の景観整備は重要である。

近年、景観法（平成 16 年法律第 110 号）や都市再生特別措置法（平成 14 年法律 22 号）の施行等により、大丸有地区や渋谷駅周辺でみられるように、個性豊かで魅力的なまちづくりが進められ、街並みと調和した道路の景観整備が求められている。

<具体的要求内容>

観光地周辺等において、多様な人々が集う、首都東京にふさわしい快適で魅力あるみち空間を創出するため、まちの景観と調和した歩道舗装・道路照明・横断抑止柵の修景等、道路の景観整備に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

参 考

1 街並みと調和した道路の景観整備事業の整備状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分	計画施設延長	完成施設延長	整備率
街並みと調和した道路の景観整備事業	19.3 k m	1.5 k m	7.8%

2 令和 7 年度 都の予算（当初）

(単位：百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
街並みと調和した道路の景観整備事業	571	532（266）

3 都への当初内示額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
街並みと調和した道路の景観整備事業（国費）	0 (0)	0 (0)

8 臨海部道路網の整備【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の国際競争力及び地震災害に対する危機管理機能の強化に向け、中央防波堤地区の臨港道路について、整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時においても物流機能の確保や迅速な緊急物資輸送などが行えるよう、ふ頭と背後地とを結ぶ道路ネットワークの充実・強化を図ることが必要である。

特に、中央防波堤外側においては、外貿コンテナふ頭の利用に伴う交通需要に対応することが喫緊の課題である。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成することが不可欠である。

<具体的要求内容>

中央防波堤地区の臨港道路の整備は、東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における物流機能の確保が行えるなど、大きなストック効果を発現する。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成できるよう、整備に必要な財源を確保すること。

9 臨港道路の橋梁・トンネルの長寿命化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の円滑な物流を長期にわたって適切に維持していくため、予防保全の観点から臨港道路の橋梁・トンネルの大規模改修（長寿命化対策）に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東京港の港湾施設等は、高度経済成長期までに集中的に整備されたものが多く、更新時期の集中等が想定されていた。このため、それまでの対症療法的な管理から予防保全型の管理に転換し延命化を推進している。

しかしながら、施設の高齢化は確実に進行し、いずれは寿命を迎え施設の更新が必要となる。橋梁とトンネルの更新は、交通渋滞による社会的損失が大きくなることが想定され、また、膨大な事業費が短期間に発生する。

このため、予防保全の観点から、従来の維持補修に加え「長寿命化対策」として、施設の大規模改修を行い性能を回復・向上させ、更なる延命化（100年程度の延命を目指す）を図っていくことが必要である。

都は、令和3年9月に「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」を策定し、長寿命化対策を計画的に推進している。

<具体的要求内容>

「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」に基づき、臨港道路の橋梁・トンネルの性能を回復・向上させる大規模改修を実施するために必要な財源を確保すること。

10 道路施設の点検に向けた財源確保等

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

道路の本格的なメンテナンス体制を構築するため、トンネルや橋、舗装など道路施設の点検を着実に実施するのに必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、更なる交付金及び補助金の充実を図ること。

<現状・課題>

高度経済成長期に集中的に整備されたトンネルや橋などの道路施設は、高齢化が進んでいることから、持続可能なメンテナンスサイクルの実現が求められている。

トンネルや橋などの道路施設は道路法において、道路の予防保全の観点も踏まえた点検を含む維持・修繕の実施等が規定され、国が定める統一的な基準により、5年に一度の頻度で近接目視により点検を行うことが義務化されている。

また埋設物の損傷を起因とした陥没事故が発生していることから、道路における陥没を未然に防ぐために路面下空洞調査などの舗装の調査も確実に行う必要がある。

特に、比較的財政基盤の弱い区市町村が道路施設の点検等を着実に実施していくために、必要な財源の確保や経済的な点検手法の確立等が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 定期点検が義務付けられたトンネル、橋などの道路施設や、街路灯、道路標識などの道路附属物の点検に加え、陥没を未然に防止する路面下空洞調査などの舗装の調査においても必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 特に、鉄道や高速道路をまたぐ橋の点検については、作業時間や物理的な制約を受け、より多くの経費を要することから、必要となる財源を確保するとともに、補助率の引上げなど更なる補助金の充実を図ること。
- (3) 道路施設の定期点検における近接目視について、効率的かつ経済的に行える新たな点検手法、新技術の開発と認定を行うこと。
- (4) 職員の点検技術の向上を図るため国が実施している道路維持管理研修等の更なる強化や、道路施設の品質確保を図るため点検員の資格制度の更なる拡大など、技術的な支援を拡充すること。

参 考

(1) 道路施設の点検事業費

令和7年度 予算(当初) ※都分、区市町村分を含む (単位: 百万円)

区 分	事業費	うち補助事業費 (国費)
道路施設等の点検・調査	1,707	536 (283)
橋梁 ^{りょう} の点検	304	281 (154)
舗装 ^{ほそう} の調査	278	186 (93)
その他道路施設の点検・調査	1,125	69 (36)

補助率 0.5~0.7

(2) 都への当初内示額

(単位: 百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
道路施設等の点検・調査	425 (230)	334 (176)
橋梁 ^{りょう} の点検	250 (141)	163 (90)
舗装 ^{ほそう} の調査	68 (34)	125 (62)
その他道路施設の点検・調査	107 (55)	46 (24)

補助率 0.5~0.7

(3) 道路施設の点検事例

○橋梁^{りょう}の点検



一般橋点検



横断歩道橋点検

○舗装^{ほそう}の調査



路面下空洞調査



路面性状調査

○その他施設（トンネル・擁壁等）の点検



トンネル点検



擁壁点検

4 1 鉄道駅におけるホームドアの整備促進【最重点】

(提案要求先 国土交通省・観光庁)

(都所管局 都市整備局)

- (1) ホームドアの整備を促進するため、技術的な課題解決やコスト縮減を図るための技術開発や基準改正等の支援を行うこと。
- (2) 鉄道事業者のホームドア整備に必要な財源を確保すること。
- (3) 視覚障害者等の転落事故防止のため、ホームドアが整備されるまでの間においても安全対策を促進すること。

<現状・課題>

高齢者や障害者等をはじめ、鉄道駅を利用する全ての人の円滑な移動環境を確保するため、鉄道駅のバリアフリー化の推進は重要である。とりわけ、ホームからの転落等による人身障害事故を防止し、利用者や鉄道輸送の安全性を確保するには、ホームドアの整備は不可欠である。

令和6年度末時点において、都内駅のホームドアについては、都営地下鉄がすでに全駅整備済み、東京メトロも95%に達する一方、JR及び私鉄の約6割の駅は未設置であり、その加速は喫緊の課題である。

都は、令和元年に「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を公表し、10万人未満の駅も補助対象とするなど支援策を拡充するとともに、事業者と技術的な課題解決に向けた検討を行う等、鉄道事業者の取組を促してきた。

国は、令和3年に「バリアフリー料金制度」を創設し、この制度を活用して整備するバリアフリー施設は、国庫補助の対象としないこととしたが、都内においても、事業規模が小さい鉄道事業者などには、引き続き、補助による整備促進が必要である。

また、ホームドア整備には、扉位置の異なる列車への対応など技術的な課題があり、こうした課題の解決につながる技術開発や基準改正といった支援も重要である。

加えて、ホームドアが整備されるまでの期間にも、視覚障害者等の転落防止などの安全対策が必要である。

このため、都は、令和6年8月に鉄道事業者や関係行政機関からなる官民一体の協議会を設置し対応している。令和7年2月の協議会において、令和10年度までに約6割の駅に設置することを目標とし、加速に向けて取り組んでいくことを鉄道事業者と宣言した。

<具体的要求内容>

- (1) 都が設置した官民一体の協議会への参画等を通じ、技術的な課題解決やコスト縮減等につながる技術開発や基準改正等の支援を行うこと。
- (2) 特別支援学校の最寄り駅や転落の危険性の高いホーム形状の駅、重要な路

線の駅などについて、「バリアフリー料金制度」に加え、必要な財源を確保すること。

- (3) ホームドアが整備されるまでの間、ITやセンシング技術の活用など、ホームからの転落防止対策を検討し、鉄道事業者の取組を促進すること。

4 2 都市鉄道ネットワーク等の強化【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 交通政策審議会答申第 198 号及び第 371 号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備を促進するとともに、都市鉄道の整備に必要な十分な財源を確保すること。
- (2) 事業着手した東京 8 号線の延伸及び品川地下鉄については、事業の進捗に合わせて財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること。
- (3) 令和 7 年 3 月に都市計画決定した多摩都市モノレールの延伸（箱根ヶ崎方面）については、事業の進捗に合わせて財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること。
- (4) 答申第 371 号に位置付けられた臨海地下鉄については、早期事業化に向けた取組への協力や財源の確保に向けて、必要な措置を講じること。
- (5) J R 中央線複々線化（三鷹～立川間）の事業化に向けて、国の支援も含めた新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、早期に必要な措置を講じること。
- (6) オフピーク通勤の取組の促進に加え、鉄道の快適な利用に向けた施策の検討に対し支援・協力を行うとともに、鉄道事業者による時間差料金制などの混雑緩和のための施策の導入が促進され、より広く活用されるよう、財源確保等支援の制度・仕組みも含めた検討を引き続き行うこと。

<現状・課題>

東京圏には、2030年時点において3,500万人を超える夜間人口が想定され、訪日外国人についても6,000万人を目指すなど、我が国の政治、行政、経済の中核機能が集積している。このため、都市鉄道は大量輸送機関として豊かな国民生活の実現や、国際競争力の強化等の役割を担ってきた。また、近い将来、高い確率で首都直下地震の発生も予測されている中、災害時にも機能を発揮できる都市鉄道が求められている。

しかしながら、国の鉄道予算のうち、地域・都市鉄道の予算については、都市鉄道のネットワーク強化に十分な財源が確保されているとは言い難い。

東京圏における今後の都市鉄道の在り方については、平成28年4月の交通政策審議会答申第198号において、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、路線の新設・既設施設の改良に関するプロジェクトが挙げられている。

こうした答申に位置付けられた路線の実現には、事業主体や収支採算性、技術的な課題等への対応が必要である。

そこで都は、答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等について、沿線の区市町や鉄道事業者等の関係者とともに、具体化に向け、事業スキーム等の検討を実施するとともに、平成30年4月に鉄道新線建設等準備基金を創設して、財源の確保に努めており、令和7年3月に策定した「2050 東京戦略」において、各路線の取組の方向性を改めて示したところである。

東京8号線の延伸、品川地下鉄については、令和6年6月に都市計画決定し、その後、事業者が事業に着手したところである。

多摩都市モノレールの延伸（箱根ヶ崎方面）については、令和7年3月に都市計画決定するとともに、令和7年5月に軌道法に基づく特許を取得したところである。今後、令和7年度内の都市計画事業認可の取得を目指し手続きを進めるとともに、事業実施に当たっては社会資本整備総合交付金の適用を想定している。

新空港線については、令和7年4月に整備・営業構想が認定を受けるなど、事業化に向けた手続きが実施されている。

臨海地下鉄については、国の参画も得た事業計画検討会において、事業計画の策定に向けた検討を進めており、令和4年11月、概略のルート・駅位置を含めた事業計画案を取りまとめた。また、令和6年1月、鉄道・運輸機構と東京臨海高速鉄道とともに事業計画の検討を行うことで合意した。本路線は、大規模で多様な開発計画が進展・計画されている臨海部において、世界から人、企業、投資を呼び込み、東京と日本の持続的成長をけん引する臨海部と区部中心部をつなぐ基幹的な交通基盤としての役割を担うことが期待されている。そのため、都としても2040年までの実現を目指す取組としてまちづくり戦略に位置付けるなど、早期事業化に向けた検討を進めている。

こうした中、都は、駅周辺のまちづくりの動向を踏まえ、駅とまちとの連携等について検討を行い、計画のブラッシュアップにつなげていくため、令和6年8月に「都心部・臨海地域地下鉄 駅とまちとの連携に関する検討の場」を設置した。

また、国においても、地域、開発事業者をはじめとする多様な主体による費用負担を検討することが重要として、令和6年11月に「都市鉄道整備の開発利益の

還元策等に関する検討会」を設置し、検討を進めており、都もオブザーバーとして議論に参画している。

このような各路線の状況を踏まえ、整備促進に向けた措置が必要である。

J R 中央線複々線化（三鷹～立川間）については、昭和 45 年に複々線化が位置付けられ、平成 6 年に高架及び地下化の都市計画決定がなされ、平成 22 年に高架化が完了したものの、地下部分（複々線部分）については、未着手となっている。昭和の同時期に位置付けられた東北・常磐・総武・東海道方面（通勤五方面作戦）の各区間の複々線化は完了している一方、同区間のみ未着手である。しかしながら、これまで他の路線で活用されていた「特定都市鉄道整備事業」が本路線では活用できず、現状は事業者の自主事業で整備する以外、事業手法がなく、また、採算性も見込めない状況にある。

こうした中、国は、国や自治体の財政状況の厳しさ、鉄道事業者の経営・財務状況の悪化等を背景に、令和 6 年 2 月に、利用者ニーズに的確・迅速に応える都市鉄道（新線整備、輸送力増強、大規模な駅改良など）の着実な整備に向けて、「今後の都市鉄道整備の促進策のあり方に関する検討会」を設置しており、検討を進めている。

令和 6 年 3 月に行われた第三回検討会において、都は、国による財源確保を含む整備促進策の措置を求めたところ、令和 6 年 6 月の第六回検討会では、都市鉄道整備に係る利用者負担制度の見直しの方向性が示されたが、引き続き、収支採算性の課題解決に向けて、検討を進める必要がある。

一方、こうした鉄道ネットワークの充実に加えて、平成 29 年度から都は、オフピーク通勤を促進する時差 B i z の取組を開始し、平成 31 年からは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、時差 B i z やテレワーク、交通需要マネジメント（TDM）を「スムーズビズ」として、一体的に推進してきた。これらを通して、企業や利用者の自発的な行動変容を促す周知啓発等に取り組み、働き方改革と連携したオフピーク通勤やテレワークの取組を推進している。

東京圏の平均混雑率が再び増加しつつある中、鉄道の快適な利用に向けては、オフピーク通勤やテレワーク等の取組の推進に加え、鉄道事業者による様々な対策を進めることも重要である。そこで、都は、鉄道事業者や有識者等と共に、先端技術も活用した車両や運行システムの改良、時間差料金制など、輸送力の強化や利用者の更なる分散につながる対策等について検討を進めてきた。

こうした中、国は、令和 3 年 5 月に公表した第 2 次交通政策基本計画において、都市鉄道等における通勤時間帯等の混雑緩和を促進させるために必要な施策、例えば、変動運賃制（ダイナミックプライシング）等の新たな対策について、その効果や課題について十分に検討するとの方向性を示した。また、令和 4 年 9 月、変動運賃制が実施可能となるよう、制度運用の見直しがなされたところである。新たな制度では、鉄道事業者において変動運賃制導入による効果検証を実施することや、利用者間で著しい不公平が生じないように努めることが求められている。こうした検証結果などを踏まえ、制度がより効果的に活用されるよう、引き続き検討が必要である。また、各鉄道事業者の施策の導入に当たっては、システムや機器の改修等が必要となるほか、通勤者のオフピーク通勤が可能となる企業の勤

務制度の対応が必要となる。混雑緩和は社会全体で協力して取り組む意義があることから、施策の導入が促進されより広く活用されるよう、鉄道事業者の取組や企業による勤務制度見直しに係る取組について支援できる方法を検討する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線の整備促進

交通政策審議会答申第 198 号及び第 371 号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線(羽田空港アクセス線、新空港線(蒲蒲線)、臨海地下鉄、東京 8 号線(有楽町線)、品川地下鉄(南北線)、東京 12 号線(大江戸線)、多摩都市モノレール(箱根ヶ崎方面・町田方面))等の整備に向けて、補助制度の積極的な活用や拡充、都市鉄道の整備に必要な十分な財源の確保などの措置を講じること。特に、事業化に至っていない路線については、国で設置した「今後の都市鉄道整備の促進策のあり方に関する検討会」や「都市鉄道整備の開発利益の還元策等に関する検討会」の議論等も踏まえ、事業スキームの早期構築や、技術的な課題への対応など必要な措置を講じること。

(2) 東京 8 号線の延伸及び品川地下鉄への確実な支援

事業着手した東京 8 号線の延伸及び品川地下鉄については、事業の進捗に合わせた財源の確保など、必要な措置を講じること。

(3) 多摩都市モノレールの延伸(箱根ヶ崎方面)への確実な支援

令和 7 年 3 月に都市計画決定した多摩都市モノレールの延伸(箱根ヶ崎方面)については、事業の進捗に合わせた財源の確保に向けて、必要な措置を講じること。

(4) 臨海地下鉄への確実な支援

答申第 371 号に位置付けられた臨海地下鉄については、周辺開発等、まちづくりとの連携を図るため、早期事業化に向けた計画案の更なる深度化と事業スキームの検討への協力や財源の確保に向けて、必要な措置を講じること。

(5) 新しい鉄道整備の仕組みづくりの検討などの措置

整備効果が見込まれるものの、収支採算性に課題があるとされた JR 中央線複々線化(三鷹～立川間)の路線について、新たな利用者負担制度の見直しの方向性を踏まえた検討の深度化を行うとともに、引き続き、国の支援も含めた新しい法律や制度、費用負担の考え方など整備に向けた仕組みづくりを検討するなど、必要な措置を講じること。

例えば、立川広域防災基地への近接性なども踏まえつつ、複々線化で生まれる地下空間を有効活用するなど新たな事業スキームの調査・検討を行うこと。

(6) オフピーク通勤の取組の促進、鉄道の快適な利用に向けた検討に対する支援・協力及び施策の導入促進に向けた検討の継続

答申を踏まえ、鉄道利用者に対するオフピーク通勤へのインセンティブの

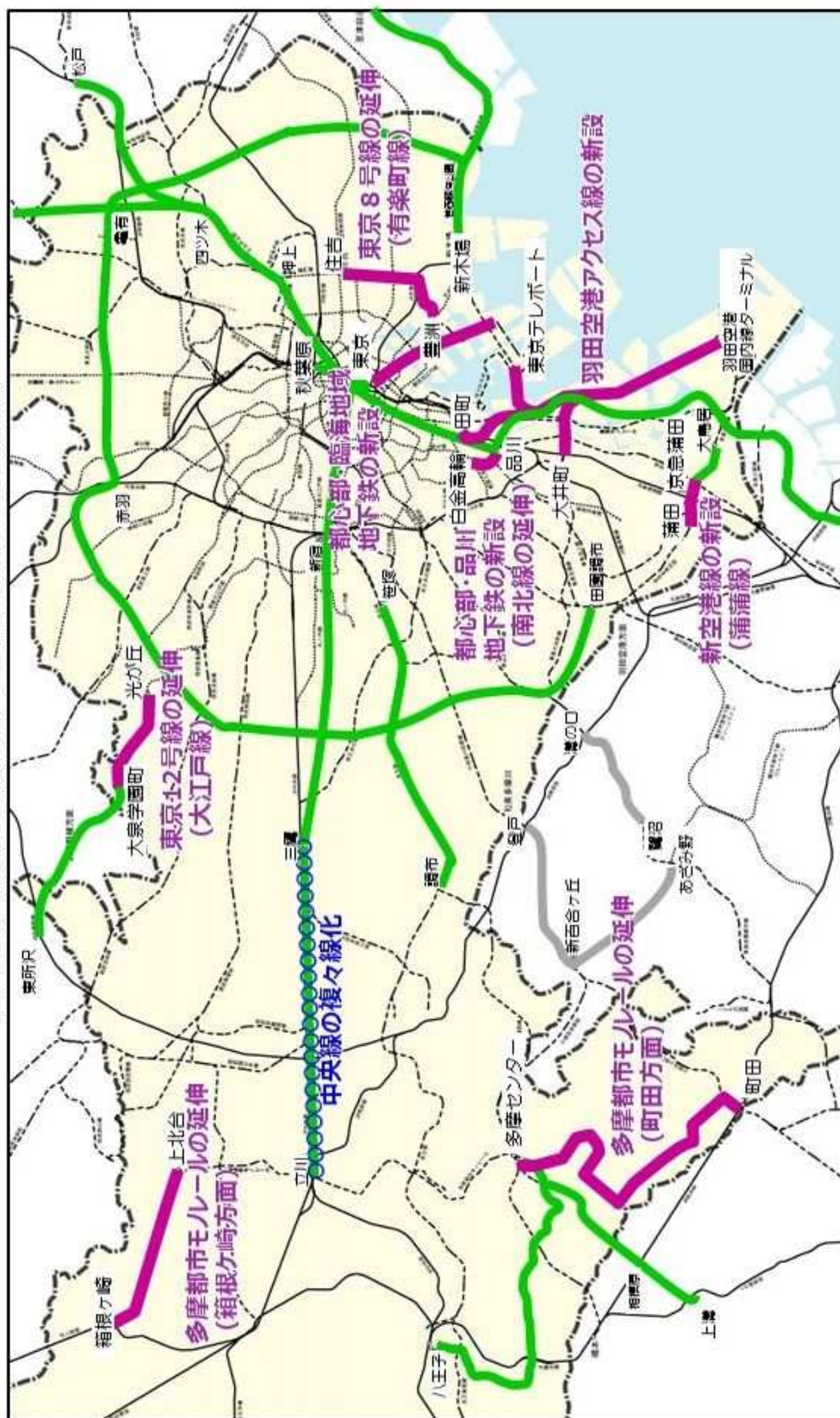
付与等、鉄道事業者の積極的な取組を促すなど、オフピーク通勤の取組を促進すること。

また、鉄道の快適な利用に向けて、先端技術も活用した車両や運行システムの改良、時間差料金制など、実現可能な新たな施策の検討に当たり、国において指導・助言・規制緩和等の支援・協力を行うこと。

さらに、混雑緩和を促進させるため、時間差料金制などの施策について、鉄道事業者による施策の導入が促進され、広く活用されるよう、財源確保等支援の制度・仕組みも含めて引き続き検討を行うこと。

このほか、地下鉄運転の時間延長など外国人の受入環境整備の推進策について検討すること。

《国の交通政策審議会答申に位置付けられた路線》



答申において「検討などを進めるべき」とされた路線

4 3 都市高速鉄道整備の充実・強化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 交通局・都市整備局)

災害対策・大規模改良工事等に必要な財源を継続的に確保するとともに、補助対象の拡大等を図ること。

<現状・課題>

東京の地下鉄は、首都機能や経済活動を支える重要な基盤であり、国際的な都市間競争を勝ち抜き、持続可能な東京を実現するためには、その更なる充実が不可欠である。そのため、都の地下鉄ネットワークを一体となって形成する都営地下鉄と東京メトロの両地下鉄が必要な取組を進めていくことが重要である。

具体的には、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策について、国は重点的に取り組むべきとしており、東京の地下鉄においてもこうした取組を推進していく必要がある。

また、エレベーター等バリアフリー設備の充実を図るほか、輸送の安定性向上や利便性向上など輸送サービスの改善に資する駅の大規模改良等についても引き続き進めていかなければならない。加えて、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」の改訂を踏まえ、ホームと車両の段差・隙間対策にも取り組んでいく必要がある。

少子化の進展に伴う輸送需要の減少、物価や労務単価等の急騰、激甚化する自然災害など厳しい事業環境の中にあっても、こうした取組を着実に推進していくためには、地下高速鉄道整備事業費補助制度による両地下鉄への財政的な支援が不可欠である。

<具体的要求内容>

地下高速鉄道整備事業費補助制度について、耐震補強、浸水対策、大規模改良工事に必要な財源を継続的に確保するとともに、段差・隙間への対策についても補助対象とする等、支援の充実を図ること。

参 考

○地下高速鉄道整備事業費補助

【国庫補助金】

(単位：千円)

年 度	国庫補助金	
	都営地下鉄	東京メトロ
3	434,228	834,000
4	703,578	1,334,380
5	1,567,180	593,290
6 (決算)	582,760	671,710
7 (予算)	1,906,435	12,522,988

※ それぞれの収入年度区分による

【補助対象事業（令和7年4月現在）】

(都営地下鉄)

- ・ 高架部の橋脚及び地下部の中柱の耐震補強
施設等の安全性をより一層高めるとともに、早期の運行再開を図る。
- ・ 浅草線泉岳寺駅の大規模改良
ホームの拡幅やコンコースの拡張等の大規模改良工事を行う。
- ・ 乗換駅等へのエレベーター整備
他の事業者とも連携を図りながら、乗換駅等へのエレベーター整備を行う。
- ・ 駅出入口等の浸水対策工事
鉄道運行を確保するため、駅出入口等へ浸水対策設備を整備する。

(東京メトロ)

- ・ 駅出入口等の浸水対策工事
鉄道運行を確保するため、駅出入口及び坑口へ浸水対策設備を整備する。
- ・ 新線建設にかかる工事等
利便性の向上や混雑緩和のため、有楽町線及び南北線延伸を行う。

4 4 連続立体交差事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 連続立体交差事業の推進に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (2) 連続立体交差事業と併せて整備する街路事業や市街地開発事業に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (3) 高架下等の空間における公租公課相当額で利用できる公共利用面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

<現状・課題>

東京都内には、約 1,040 か所の踏切が存在し、交通渋滞をはじめとした様々な問題が日常的に発生している。また、緊急輸送道路等に位置する踏切道は、災害時の救援活動や人流・物流に大きな影響を与えるおそれがあることから、首都直下地震の切迫性を踏まえ、早期の対策が求められている。

このため、鉄道を連続して高架化又は地下化し、数多くの踏切を同時に除却することで、道路ネットワークの形成を促進し、交通渋滞や地域分断を解消して、地域の活性化や、都市の防災・安全性の向上にも資する連続立体交差事業の推進が必要である。

また、高架化や地下化により、新たに生み出される高架下などは、極めて貴重な都市空間であり、現行の制度では、高架下等貸付可能面積の 15 パーセントを公租公課相当額で公共利用が可能と定められている。しかし、都内で連続立体交差事業が実施された沿線区市では、公共施設の整備に必要な面積が不足しており、一部の区市では費用を負担し、15 パーセントを超えて利用している。

<具体的要求内容>

- (1) 現在、都施行の京王京王線（笹塚駅～仙川駅間）、西武新宿線（中井駅～野方駅間、東村山駅付近、井荻駅～西武柳沢駅間）、京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）などの 6 路線 8 か所に加えて、区施行の東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）で連続立体交差事業を進めている。また、都施行の東急大井町線（戸越公園駅付近）、J R 南武線（谷保駅～立川駅間）などの 4 路線 4 か所で事業化に向けた準備を進めている。これらの事業とともに、今後新たに事業化に取り組む箇所について必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (2) 連続立体交差事業と併せて整備することにより渋滞解消や沿線のまちづくりなど、周辺への波及効果の大きい東京都・区市施行の街路事業や市街地開発事業に対しても必要な財源を確保し、確実に配分すること。

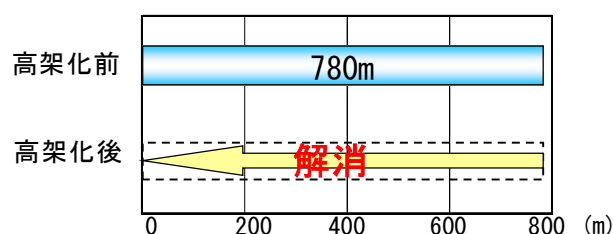
- (3) 高架下等の空間を有効に活用し、事業効果を高めるため、費用負担を伴わずに公租公課相当額で公共利用できる面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

参 考

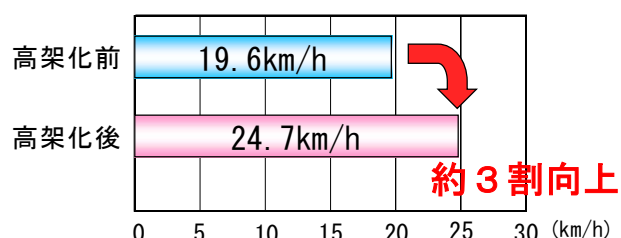


京浜急行本線・空港線（京急蒲田駅付近）の
平成24年10月全線高架化による効果

第一京浜の交通渋滞が解消



第一京浜の自動車平均走行速度が向上



※ 上り方面（川崎方面から品川方面まで）の最大渋滞長 ※ 第一京浜の環7～環8間における朝・昼・夕の平均走行速度（平成24年11月調査）

※ 国土交通省が進めている蒲田立体（南蒲田交差点）開通（平成24年12月）により、更に道路交通の円滑化が図られている。

4 5 踏切対策推進のための制度の創設・拡充

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

早期に実施可能な踏切対策を一層推進すること。

<現状・課題>

東京都では、平成 16 年 6 月に策定した「踏切対策基本方針」に基づき、踏切対策を推進してきた。

しかし、未だ東京都内に残されている約 1,040 か所の踏切では、交通渋滞や踏切事故等の様々な問題が発生しており、こうした踏切における問題を解消する必要がある。東京都では、現在、連続立体交差事業などの抜本的な対策を積極的に推進している。

一方で、立体化には多くの時間を要するため、早期に実施可能な対策として、踏切システムの改善や踏切道の拡幅など、地域の状況に応じた対策を促進しており、今後も引き続き、こうした対策を一層推進することが課題となっている。

また、開かずの踏切等の対策が必要な踏切が未だに多く残ることに加え、災害時の踏切対策への関心の高まりや、各踏切の情勢の変化などにより、新たな課題が生じるなど、基本方針策定時に比べ、踏切を取り巻く状況に変化が生じている。こうした状況を踏まえ、現状の踏切の課題に対応した具体的な対策を示し、対策を強化していくなど、現在、検討会を立上げ、基本方針の改定に向けた検討を行っている。

<具体的要求内容>

東京都では、今後、踏切対策基本方針の改定を予定しており、その状況を踏まえて、早期に実施可能な踏切対策を一層推進する必要がある。

- (1) 踏切における安全性を確保しつつ、交通処理能力を拡大する観点から、鉄道事業者による踏切システムの改善や高度化を図る事業について、道路交通円滑化を推進するための必要な措置を講じること。
- (2) 踏切における安全性を向上させるため、鉄道事業者による踏切保安設備の整備を促進するための財源の確保など必要な措置を講じること。
- (3) 鉄道交差部における交通の円滑化及び安全性の確保の観点から、踏切道改良促進法で改良すべき踏切道に指定された踏切道の拡幅、歩道橋・地下道の設置及び道路立体化を促進するための個別補助制度が令和 3 年度より創設された。引き続き、必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (4) 生活拠点駅周辺のボトルネック踏切等を解消し、駅周辺のまちづくりを推進することを可能とするため、局所的に鉄道立体化を行うことのできる制度を創設すること。

4 6 無電柱化事業の推進【最重点】

1 無電柱化事業の推進

(提案要求先 総務省・資源エネルギー庁・国土交通省・観光庁)
(都所管局 建設局・都市整備局)

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分するとともに、規制緩和等の改善を行うこと。

<現状・課題>

無電柱化事業は、東京の防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図る上で重要な事業である。

現在、都道の地中化率は約 47 パーセントに達しているが、諸外国の都市と比較するといまだ大きく立ち遅れている。また、区市町村道のような狭あいな道路における無電柱化はあまり進展していない。このため、国や区市町村、電線管理者などと連携し、無電柱化への取組を更に加速させていく必要がある。

都は、昭和 61 年度から 8 期にわたる無電柱化に関する整備計画を策定するとともに、平成 29 年には都道府県で初となる東京都無電柱化推進条例（平成 29 年東京都条例第 58 号）を制定し、令和 3 年には 7 つの戦略を掲げた「無電柱化加速化戦略」を策定するなど、無電柱化を計画的に推進している。

激甚化する台風等の自然災害への備えが急務となる島しょ地域では、令和 4 年 1 月に策定した「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」に基づき、災害に強い島しょ地域の実現に向け、無電柱化を着実に進めている。

区市町村道においては、支援メニューを強化し、都の財政支援を拡充するとともに、木造住宅密集地域などにおいて、震災時の円滑な消火・救援活動や避難に資する主要な生活道路の整備や、市街地整備事業など、大規模開発から宅地開発まで、まちづくりのあらゆる機会において無電柱化を促進していく。

無電柱化を更に進めるため、企業者向けイベント等の機会を捉えて、都の無電柱化の取組状況や低コスト手法の導入等について、積極的に事業者に対しての P R を実施するなど、民間の技術開発による関係事業者間の競争を促し、多様な整備手法や低コスト手法の技術革新を促進していく。

<具体的要求内容>

- (1) 東京の防災力を高め、「セーフ シティ」の実現に向けて、都内全域での無電柱化をより一層推進するため、事業推進に必要な財源の確保と補助率の引上げを図ること。
- (2) 国道においても、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために無電柱化を一層推進すること。
- (3) 区市町村道等の道幅の狭い道路の無電柱化を推進させるため、更なるコスト縮減とコンパクト化を図る無電柱化技術の開発等を促進すること。

- (4) 無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式など多様な事業手法が活用できるよう、制度設計や電線管理者との調整を行うこと。
- (5) 包括委託方式をはじめとした多様な発注方式や各占用企業者工事の同時・一体施工、3次元設計等のDX推進に向けた基準類策定や環境整備を行うとともに、地上配線等の低コスト手法に関する規制緩和等の改善を行うこと。
- (6) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策後も、継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画にて現行の対策を大幅に上回る必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保し、確実に配分すること。

参 考

1 都道における整備状況

【無電柱化の整備状況】

(令和6年4月1日現在)

	整備対象延長	整備延長	地中化率
区 部	1,288km	853km	66%
多 摩	1,040km	241km	23%
計 (東京都無電柱化計画)	2,328km	1,094km	47%
島しょ (東京都島しょ地域 無電柱化整備計画)	166 km	3 km	2 %

2 令和7年度 都の予算(当初)

(単位：百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費(国費)
無電柱化整備事業	40,582	8,017(4,052)

※ 事業費は、既設道路における整備に係るもの。

3 都への当初内示額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
無電柱化整備事業 (国費)	5,674(2,837) ※令和5年度補正予算含む	4,396(2,215) ※令和6年度補正予算含む

【整備事例】 足立区加平（環七通り）

（整備前）



（整備後）



2 臨港道路等の無電柱化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

臨港道路等における無電柱化の推進に必要な財源の確保を行うこと。

<現状・課題>

道路の上空を輻輳(ふくそう)する電線類や歩道内にある電柱は、都市の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなっている。また、震災や台風等の災害時には、倒壊した電柱や切断された電線類により道路が閉塞し、避難路の確保や緊急車両の通行、物資輸送等の支障となるおそれがある。

このため、災害発生直後において、緊急車両の通行や緊急物資の輸送など、重要な役割を担う臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化は不可欠である。さらに、緊急物資の積替作業に必要なふ頭敷地や、物流拠点として重要な役割を担う倉庫や物流センターに接続されるなど緊急輸送道路以外の臨港道路や埋立道路の無電柱化も、緊急輸送道路と同様に重要となっている。

こうした状況を踏まえ、令和3年6月に「東京港無電柱化整備計画」を改定し、東京港内全ての臨港道路や埋立道路、ふ頭敷地等についても、新たに無電柱化の整備対象として位置づけ、2040年度の無電柱化完了を目指している。

<具体的要求内容>

- (1) 臨港道路等における緊急輸送道路の無電柱化が計画的に推進できるよう、必要な財源の確保を行うこと。
- (2) 埋立道路やふ頭敷地等現在交付金の交付対象となっていない施設においても無電柱化が計画的に推進できるよう、制度設計を行うこと。
- (3) 無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

4 7 物流対策の推進

1 物流ネットワークの構築

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局、建設局)

物流ネットワークの構築や整備を着実に推進するとともに、必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

陸・海・空の接続強化の観点を踏まえつつ、大型貨物車などの円滑な走行に向けて、道路網の整備やその有効活用などを図ることが重要である。

整備が進む首都圏の高速道路網の機能を最大限発揮していくために、渋滞緩和や料金負担の軽減に取り組む必要がある。渋滞緩和にも資するE T C専用化については、令和6年1月の国土幹線道路部会において「半導体供給不足等により、E T C設備等の整備に遅れが発生」と公表されたが、国などの関係機関と連携を図り協議を進めた結果、令和7年1月に開催した首都高速道路E T C専用化連絡調整会議において、令和7年度末までに新たに55箇所がE T C専用化になることが示されるなど、引き続きスピード感をもって着実に進めていく必要がある。また、管理主体が異なる高速道路の境にある本線料金所については、交通の流れを阻害するだけでなく、事故の発生要因ともなっているため、その撤廃を順次進め、シームレスな利用を実現するべきである。さらに、トラック事業者等の負担を軽減する大口・多頻度割引については、令和7年度末にN E X C O 3社及び首都高速道路において拡充期限を迎えることから、必要な措置を講ずる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 物流の効率化やカーボンマイナスなどを実現するため、高速道路利用を促進する大口・多頻度割引の維持・拡充を図るなど、利用しやすい高速道路料金を検討するとともに、渋滞緩和にも資する高速道路料金所のE T C専用化や本線料金所の撤廃を早期に実現を図ること。
- (2) 大型貨物車などの円滑な走行の実現に向けて、橋りょうの改修や交差点の改良等の事業を着実に推進するとともに、同様の事業に対する財源を確保すること。

2 物流の効率化【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

近年の物流業界を取り巻く環境の変化によって生じる課題の解決に向け、再配達削減や共同輸配送、荷さばきスペースの確保など、物流効率化に向けた取組を推進すること。

<現状・課題>

これまでの人材不足に加え、トラックドライバーの時間外労働規制が適用され、何も対策を講じなければ輸送力が不足し、物流が停滞してしまう懸念が生じている。令和5年10月に国が公表した物流革新緊急パッケージでは、何も対策を講じなければ、令和12年度には34%の輸送力不足の可能性が示されている。

また、市街地各地区においては、配達時の駐車スペースの確保に時間がかかることや、無秩序な荷さばきや貨物車の路上駐車等による交通渋滞の発生、人と物の混在による交通安全の低下など、効率的な物流がなされていない状況にある。

これまで都は、市街地開発事業などまちづくり事業を通して、荷さばき駐車場の整備を進めるとともに、商店街や運送事業者、地元自治体などが連携して地区における物流効率化に取り組んできている。

加えて、東京2020大会時に、荷主の理解と協力を得て実現したリードタイムの緩和や共同輸配送など物流の効率化に寄与した取組をレガシーとして継承し、継続していくことが必要である。

さらに、令和6年3月には「東京物流ビズ」を立ち上げ、物流の効率化に向けた社会的ムーブメントの醸成に向け、消費者や荷主も含め社会全体で物流の効率化に取り組んでいる。

物流は、生活や経済、文化活動を支える重要な社会インフラであり、引き続き、国を挙げて物流の効率化に取り組んでいく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 置き配の促進や宅配ボックスの設置、消費者に対する再配達削減の普及啓発、荷主企業に対する物流効率化への協力要請に関する広報展開など、荷主・消費者の行動変容を促す取組に対して、必要な支援を行うこと。
- (2) 物流標準化や物流DXの推進、共同輸配送への支援等の物流を効率化する取組はもとより、荷主・消費者の行動変容、商慣行の見直しなど、物流の革新に向けた取組を、国を挙げて積極的に推進すること。
- (3) 物流事業者等の荷さばきスペースとして国有地の有効活用を図るなど、地区における物流効率化に対する支援を強化すること。

4 8 バス運転士不足の解消等【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・交通局)

バスの運転士不足など課題の解決に向け、バス事業者の主体的な経営努力を促し、就業につながる環境整備や機運醸成、運転士の負担軽減、交通ネットワーク再構築、自動運転の実装などに向けた支援の充実を図ること。

<現状・課題>

ポストコロナを迎えて人々の暮らしや働き方が多様化し、地域公共交通へのニーズも複雑化する中において、路線バスの減便や廃止による「地域の足」不足が社会問題となっており、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしている状況にある。

その最大の要因はバス運転士不足であり、長時間労働・不規則勤務を要する労働環境など、新規人材の発掘・育成が進まない状況から、時間外労働の上限規制への対応が難しく、また、中高年の男性に偏在する就業構造となっている。各自治体においても、地域の実情に応じた支援策などを講じているが、十分なバス運転士の確保に至っておらず、対策が急務となっている。

このため、バス事業者の経営努力はもとより、大型二種免許の取得支援などによる裾野の拡大、多様な人材・働き方に対応した職場環境の整備、D X技術などを活用した労働環境の改善、就労意欲の向上につながる魅力発信など、喫緊の対応が必要である。

加えて、中長期的には、交通ネットワークの再構築による運行の効率化や、自動運転の社会実装による人員不足の解消など、多角的な対策の推進が重要である。

これらの実現に向けては、バス事業の許認可権を有する国が、事業者等へ強く働きかけて主体的な取組を促すとともに、国・都道府県・基礎自治体・バス事業者などの関係者が連携して取組を進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国が、バス事業者の経営効率化や、事業の多角化による経営基盤の強化などの主体的な経営努力を促す環境を整備するとともに、バス運転士の安定的な雇用確保につながる取組を率先して牽引し、必要な支援を行うこと。その際、国や自治体をはじめ関係者の役割を明確にするとともに、社会情勢の変化を踏まえ、適宜見直しを行うこと。
- (2) バス運転士の労働力確保のため、必要な技能を有する人材の活用支援、バス運転士養成機関設立への支援、外国人受入れに向けた取組支援など、キャリア形成のための支援を充実させること。
- (3) バス運転士への就労意欲の向上につながるP Rの強化や魅力発信などのバス運転士確保に向けた機運醸成の取組を国が率先して行うとともに、バス事業者への支援を充実させること。

- (4) バス運転士の負担軽減に向け、走行環境の改善、運転支援システムの技術開発促進や導入に係る財政支援、D X化への財政支援などを充実させること。
- (5) 幹線的なバス交通を基軸としつつ、それを補完する複数の交通モードとの連携を図るため、地域特性や環境変化に応じた交通ネットワーク再構築にあたり、基本的な方針の提示や知見の共有など、必要な支援を充実させること。
- (6) 路線バス自動運転化に向け、技術開発促進や走行環境の更なる整備、初期投資への支援などを充実させること。

49 バス事業の環境整備の促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 交通局)

バスの利用促進を図る施策を推進すること。

<現状・課題>

- (1) 現在のノンステップバスは、前扉から中間扉までは通路がフラットであるが中間扉より後方に段差が生じている。交通局ではより一層のバリアフリーを追求するため、車内の通路後方にある段差を解消した「フルフラットバス」を平成30年度に日本で初めて導入し、営業運行を開始した。

この取組は、公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン 車両等編)の望ましい例とされている。また、利用者や他のバス事業者など様々な方面から、事業の方向性に対しては評価を得ている。

一方、フルフラットバスは国内メーカーではEV車両のみ発売されているが、ディーゼル等の一般車両は開発されていない。外国メーカーの車両は構造や大きさ等、ベースとなる仕様が国産とは異なっていることから、幅員の狭い箇所が多いなど外国と道路構造の異なる国内においては、走行可能な路線が限定される。また、車両後方の通路幅が狭いことにより、誰もが後方まで移動しやすくなるというフルフラットバスの長所を十分に活かしていないほか、価格においても輸入による輸送費用等の経費を要するため、国内メーカーに比べて高額となるなど様々な課題がある。

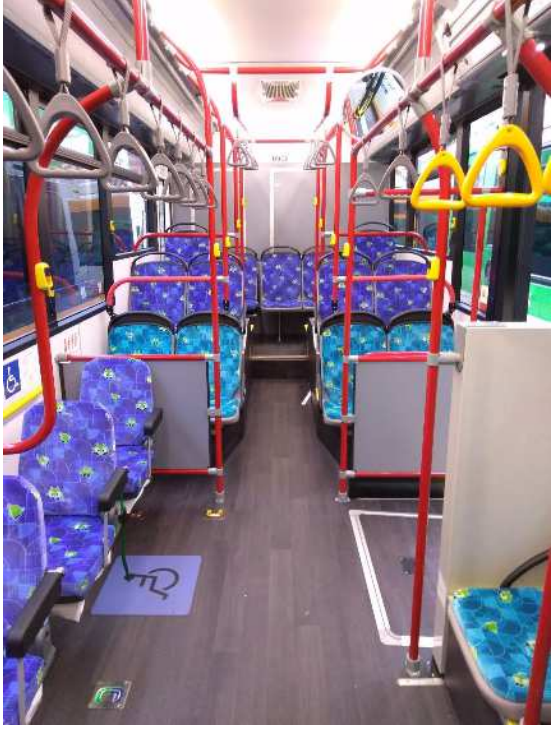
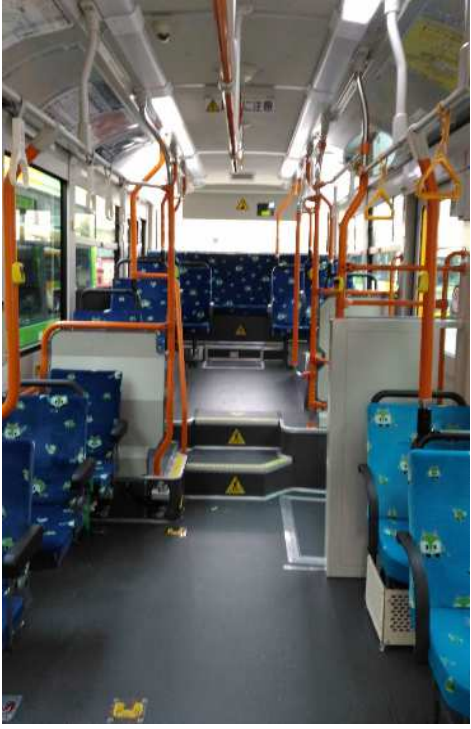
- (2) 交通局では、バス接近表示装置や駅等におけるバス案内用デジタルサイネージを設置するなど、案内システムにより利用者の利便性向上を図っている。

<具体的要求内容>

- (1) フルフラットバスについて、乗合バスの目指すべき将来像として明確に位置づけるとともに、標準仕様の策定や国内メーカーによる開発に向けた積極的な支援を行うこと。また、ノンステップバスと比較し高額となるフルフラットバスを導入するバス事業者に対し、ノンステップバスとの差額を補助するなどの支援を行うこと。
- (2) バスの利便性を向上させるために、事業者が行う案内システムなどの整備に対して引き続き支援を行うこと。

参 考

【フルフラットバスとノンステップバスの比較】

フルフラットバス	ノンステップバス (2018 年度いすゞ)
(外観画像) 	(外観画像) 
(車内画像) 	(車内画像) 

5 0 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進

【最重点】

1 羽田空港の更なる機能強化と国際化

(提案要求先 法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・港湾局)

- (1) 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。
2020 年の新飛行経路の運用開始後も、引き続き地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策等を着実に進めること。
- (2) 夜間駐機場の拡充など、拠点空港機能の強化を進めること。
- (3) 再拡張事業により拡大された深夜早朝時間帯の発着枠について、有効に活用すること。
- (4) 羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネスジェットに係る発着枠や駐機スポットの効率的な活用や、将来の需要増加に備えた駐機スポットの増設など、一層の受入体制強化を図ること。
- (5) 羽田空港における事故防止に向けて、更なる安全・安心対策を早期に実施すること。
- (6) 自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。

<現状・課題>

都は、従来の自治体の枠組みを越えて国の新しい滑走路整備に無利子貸付けを行うなど、羽田空港の再拡張事業を推進してきた。羽田空港は、都心に近く 24 時間利用できる空港であり、我が国の将来を左右する重要なインフラであることから、空港容量の更なる拡大について可能な限りの方策を総合的に検討し、東京の国際競争力を強化していく必要がある。

平成 26 年 8 月に、国は、都県市及び政令市等からなる協議会を設置し、飛行経路の見直し等により、2020 年までに国際線の発着回数を年間約 3.9 万回増加する

ことが可能となる機能強化策を提案した。

この提案について、国は、5期にわたる住民説明会の実施や低騒音機の導入促進、落下物防止対策基準の義務付けなど、総合的な対策に取り組み、令和元年7月には、都や地元の要請を受け、6期目のオープンハウス型説明会の開催や着陸高度の更なる引上げなど、追加対策等を示した。

令和元年8月には、第5回の協議会において、都は丁寧な情報提供や騒音・安全対策の着実な実施を要望するとともに、関係区市の意見を伝え、国からは、引き続き丁寧な対応をしていく旨の発言があった。

その後、国は新飛行経路による運用を決定し、令和2年3月29日から羽田空港において新飛行経路の運用を開始した。

運用開始後も航空機騒音の測定結果の公表や、機体チェックの体制強化、羽田新経路の固定化回避に係る技術的な方策の検討等、様々な取組を実施している。

今後とも、関係自治体及び地元住民に対し丁寧な情報提供や騒音・安全対策等を着実に実施するとともに、関係区市の意見等にもしっかりと対応していく必要がある。

また、固定化回避に係る検討についても、地元の声を受け止め、これまでの検討の経緯や今後の方針について、説明責任を果たすとともに、今後も適切に検討を進めていく必要がある。さらに、検討会の開催状況に応じて、丁寧な情報提供が必要である。

ビジネスジェットは、グローバルな企業活動に不可欠なビジネスツールとして欧米を中心に世界で広く利用されている。平成28年4月に発着枠を拡大、令和3年7月に国際線ビジネスジェット専用ゲートを新設するなど、受入体制の強化が図られ、一定の改善は見られている。しかし、運航実態を見ると、利用者が運航を希望する時間帯にビジネスジェットの運航に割当て可能な発着枠がなく、他の時間帯への変更の調整を行っても、結果として運航が成立しない場合があり、発着枠を十分に活用できていないなど、依然として課題は残されている。東京ひいては我が国の国際競争力を強化するためには、ビジネスジェットの更なる受入体制の強化が必要であり、利用者目線に立って運航の調整を進め、発着枠や駐機スポットの効率的な活用を図るとともに、将来の需要増加に備えて、発着枠の更なる拡大や駐機スポットの増設についても進めていく必要がある。

令和6年1月に、羽田空港C滑走路路上において航空機同士が衝突する事故が発生し、この事故を踏まえ、羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会が設置され、6月に中間取りまとめが公表された。羽田空港は、国内外に豊富なネットワークを有する空港であり、東京の重要な交通基盤施設の一つである。日頃から空港の安全な運用に努め、航空機等の事故を防止することが必要である。

さらに、自然災害や不測の事態に対し、航空機発着の定時性の確保や空港の安全の確保に万全を期す必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) ① 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、既存施設の機能向上、施設整備、管制や環境面における制約への対応、旧整備場地区の活用などあらゆる角度から空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的

に検討すること。

あわせて、国際線の利用者に不便が生じないように、出入国管理、税関及び検疫体制を確保すること。

- (1) -② 新飛行経路運用開始後も、情報提供については、様々な手段を通じて、地元への丁寧な情報提供と意見聴取に努めること。安全対策については、引き続き万全を尽くし、落下物対策の強化に向けて、落下物防止対策基準の充実や安全対策の取組に関する情報提供の充実に努めること。騒音対策については、低騒音機の導入促進を図るとともに、防音工事助成の円滑な実施に努めること。加えて、新飛行経路に関連し増設された騒音測定局による騒音影響の監視及び情報提供に取り組むこと。

さらに、国で進めている新飛行経路の固定化回避の検討についても、検討会の開催状況に応じて、関係区市等に対して丁寧な情報提供に努めること。

- (1) -③ 長期的な航空需要の増加に対応するため、更なる機能強化について検討を進めること。

なお、検討に当たっては、空港機能と港湾機能が共存できるよう配慮すること。

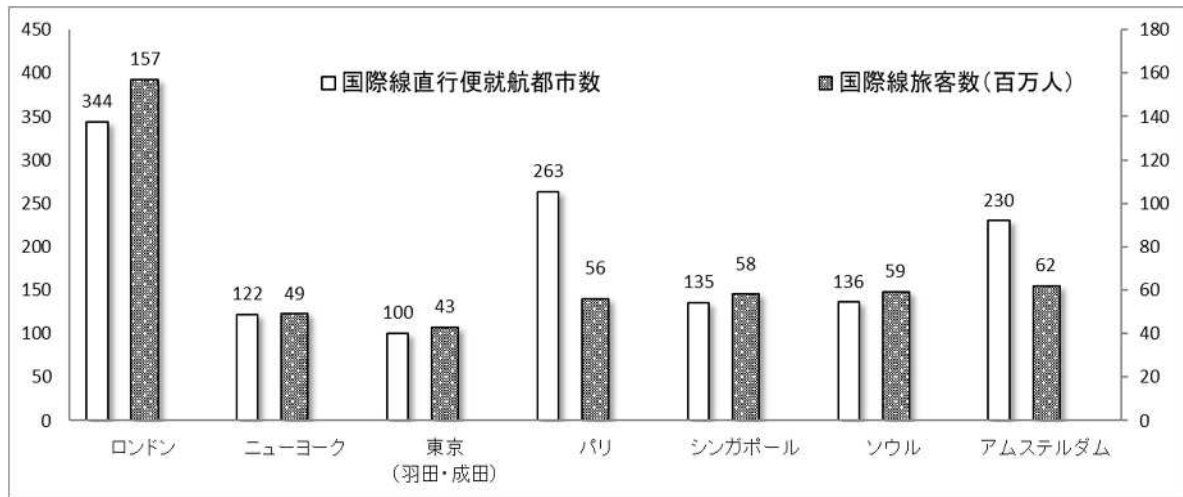
- (2) 夜間駐機場の拡充など、拠点空港機能の強化を進めること。
- (3) 24 時間利用可能な羽田空港を最大限活用するため、空港アクセスや旅客の利便性向上のための施設を充実させ、深夜早朝時間帯の就航拡大を図ること。
- (4) 羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネスジェットについて、利用者のニーズに沿った運航の実現に向け、都と連携して協議・検討を行い、発着枠や駐機スポットの効率的な活用を進めるとともに、将来の需要増加に備え、駐機スポットの増設を行うなど、一層の受入体制強化を図ること。
- (5) 令和 6 年 6 月に公表された「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会中間取りまとめ」の内容のうち、取組可能な対策から早急に実行するとともに、引き続き、航空の更なる安全・安心の確保に向けて取り組むこと。
- (6) -① 高潮や、大雪などの自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。
- (6) -② 船舶動静把握を引き続き適切に行い、東京港における港湾機能の確保に万全を期すこと。

参 考

(1) 諸外国の主要都市との比較

就航都市数

旅客数（百万人）



(旅客数：2024 年、就航都市数：2024 年 3 月時点) 出典：国交省資料から作成

(2) 再拡張事業

- ・平成 19 年 3 月着工、平成 22 年 10 月 21 日供用開始
- ・事業費 総額約 7,300 億円（うち、都は総額約 1,085 億円の無利子貸付けを実施）

2 羽田空港の機能発揮に資する交通アクセス等の強化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 都心に近く、24 時間利用可能な空港である羽田空港の機能を最大限に発揮するため、広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化等を検討すること。
- (3) 深夜早朝時間帯の国際線発着枠を一層活用するため、深夜早朝時間帯における交通アクセスの利便性の向上を図ること。

<現状・課題>

羽田空港は、都心に近く、24 時間利用可能な空港である。このポテンシャルを十二分に生かすためには、深夜早朝時間帯の交通アクセスの利便性の向上とともに、幹線道路や公共交通など、空港アクセスの一層の強化が重要である。

このため、広域交通ネットワークの整備を進めており、国道 357 号多摩川トンネルについても平成 27 年度に事業着手した。

今後、国は、関係自治体等と連携を図りながら、羽田空港の機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化を検討する必要がある。

また、平成 26 年度、都は、国に協力し、深夜早朝時間帯のアクセスバス実証運行を実施した。この成果を踏まえ、平成 27 年度から、民間が主体となり、国・都県市等で構成される「東京国際空港の深夜早朝時間帯におけるアクセスバス運行協議会」が支援を行い、運行を実施している。今後とも、深夜早朝時間帯の国際線発着枠の活用のため、より一層の空港アクセスの利便性向上を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 都心に近く、24 時間利用可能な国際空港である羽田空港の機能を最大限発揮する国道 357 号多摩川トンネルなどの空港と連結する広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、交通政策審議会答申第 198 号で位置付けられた空港アクセスの強化に資する路線の実現に向けて、財源の確保等必要な措置をとること。また、外環については、羽田空港へのアクセス強化に資する東名高速から湾岸道路間の全区間の計画を早期に具体化し、事業中区間に引き続き整備していくこと。さらに、空港構内道路においては、より一層の分かりやすい案内誘導で、空港利用者の利便性向上を図ること。
- (3) 深夜早朝時間帯の国際線発着枠を一層活用するため、深夜早朝時間帯における鉄軌道やアクセスバス等の利便性の向上を図ること。

3 羽田空港を生かす空港跡地のまちづくり推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に基づき、まちづくりの完成に向けて、空港と一体となった魅力的なまちづくりを進めること。
- (2) 空港跡地に係る多摩川の堤防整備を着実に進めること。
- (3) 跡地の売却・活用には、まちづくりに資する土地活用の在り方について、協議を進める等、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

羽田空港跡地は、空港の沖合展開事業以来の経過によって生じた広大な土地であり、空港に隣接する希少な空間であることから、跡地利用に当たっては、空港と密接に関連し、一体となった利用を図ることが重要である。

跡地利用については、羽田空港移転問題協議会（メンバー：国土交通省、東京都、大田区及び品川区。以下「三者協」という。）において、平成 22 年に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、第 1 ゾーン及び第 2 ゾーンの土地利用や基盤施設、まちづくりの進め方等について取りまとめた。

平成 23 年には、第 1 ゾーンが国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」に位置付けられ、平成 26 年には国家戦略特区に指定された。さらに、平成 28 年 4 月には羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会（第 3 回）において、本地域の拠点形成を図るための取組を推進することが確認された。

第 1 ゾーンでは、土地区画整理事業の施行者である独立行政法人都市再生機構が基盤整備工事を進めており、令和 2 年 7 月には、駅前交通広場や一部道路の供用を開始した。また、令和 5 年 11 月には、大田区が公民連携で進めている「羽田イノベーションシティ」が全面開業した。引き続き、区画整理完了後の都市計画公園の整備・運営や土地利用について、大田区が検討を進めている。

多摩川堤防については、国が第 1 ゾーンのまちづくりに併せた高潮対策を実施しており、令和 4 年 4 月に、今後拡大工事を実施する部分を残し、暫定的に堤防の使用を開始した。

第 2 ゾーンでは、国が宿泊施設、イベントホール等の整備・運営を行う民間事業者を選定し、令和 5 年 1 月に「羽田エアポートガーデン」として全面開業した。

また、令和 6 年 4 月には、大田区が堤防を活用した「ソラムナード羽田緑地」を供用開始した。

引き続き、関係者が協力し、「推進計画」に基づきまちづくりを進めていく必要があり、羽田空港を所管し、現在跡地を管理している国の役割が重要である。

＜具体的要求内容＞

- (1)－① 「推進計画」に基づき、まちづくりの完成に向けて都市基盤の整備を進めること。これに当たっては、三者協での協議を継続し、関係自治体と十分に調整を行うこと。
- (1)－② 跡地を可能な限り有効に活用するため、既存ライフラインやライフライン管理施設の移設等について、引き続き必要な協議に協力すること。
- (2) 跡地及び空港を高潮等から守るため、第1ゾーンの多摩川堤防について、着実に整備を進めること。
- (3) 跡地の売却・活用に際しては、まちづくりに資する土地活用の在り方について、協議を進める等、必要な措置を講じること。

5 1 米軍基地対策の推進

1 米軍基地の整理・縮小・返還の促進

(提案要求先 外務省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 米軍基地の整理・縮小・返還が促進されるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 多摩サービス補助施設及び赤坂プレス・センターについて、直ちに返還されるよう必要な措置を講ずること。

<現状・課題>

都内には、現在7か所の米軍基地があるが、基地の存在は、都民生活に様々な影響を与えるだけでなく、地域のまちづくりの障害にもなっている。このため、基地の整理・縮小・返還に向けて取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 日米地位協定(第2条第3項)では、合衆国は、米軍施設及び区域が必要でなくなった場合は日本国に返還しなければならない、そのために必要性を絶えず検討する旨定められている。これを受けて、基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重の上、基地の整理・縮小・返還に取り組むこと。
- (2) 多摩サービス補助施設については、市街地に隣接する貴重な緑地であり、広く都民に開放するため、直ちに返還されるよう取り組むこと。
また、赤坂プレス・センターについても同様に取り組むこと。

参 考

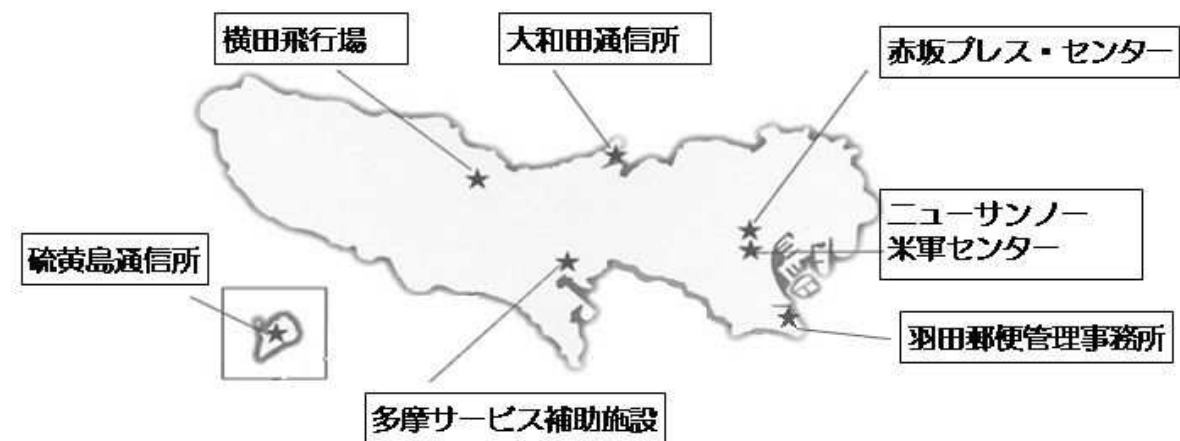
○ 都内の米軍基地

【都内米軍基地の概要】

令和7年1月1日現在

施設名	所在地	用途	面積(m ²)
赤坂プレス・センター	港区	事務所（事務所、ヘリポート等）	26,938
横田飛行場	立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町（埼玉県狭山市）	飛行場（滑走路約3,350m×約60m、住宅、学校、事務所等）	7,136,404 ※7,139,452
多摩サービス補助施設	多摩市、稲城市	その他（ゴルフ場、レクリエーション施設等）	1,948,345
大和田通信所	清瀬市（埼玉県新座市）	通信（通信施設）	247,227 ※1,199,372
硫黄島通信所	小笠原村	通信（訓練施設）	6,630,061
ニューサンノー米軍センター	港区	その他（宿泊施設）	7,243
羽田郵便管理事務所	大田区	事務所	建物のみ

※埼玉県域も含む基地全体の面積



2 横田飛行場における CV-22 オスプレイに係る対応

(提案要求先 外務省・防衛省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 機体の安全性や運用について、基地周辺住民の不安が解消されるよう、十分な説明責任を果たすこと。
- (2) 安全対策の徹底と生活環境への配慮等を米国に働きかけること。
- (3) 今後の配備に当たっては、必ず、事前に地元自治体に情報を提供するなど、地元自治体や基地周辺住民に対して十分な説明責任を果たすこと。

<現状・課題>

オスプレイについては、国内外での事故や予防着陸などがたびたび発生している。

令和4年には、ハード・クラッチ・エンゲージメントの発生を契機に、CV-22 オスプレイの飛行運用の一時停止、地上待機措置が取られ、令和5年2月に、予防措置として、一定の飛行時間を経過したオスプレイについて、一部の部品を交換することが公表された。

また、令和5年8月にはオーストラリアで、パイロットの操縦ミス等を原因とした MV-22B オスプレイの墜落事故が発生し、さらに、同年11月には鹿児島県屋久島沖で、機体左側のプロップローター・ギアボックスの不具合と操縦士の意思決定を原因とした CV-22 オスプレイの墜落事故が発生した。加えて、令和6年11月に米国で発生した CV-22 オスプレイの予防着陸を受け、飛行を一時的に見合わせ、機体の点検を行った上で、飛行を再開するなど、基地周辺住民にあっては、オスプレイの安全性に対する不安を募らせている。

CV-22 オスプレイについては、平成30年10月に5機が横田飛行場に配備され、令和3年7月には地元自治体に対する事前の情報提供がなく1機が追加配備された。なお、令和6年頃までに合計10機の CV-22 オスプレイが横田飛行場に配備される計画となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 令和5年11月に発生した鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属 CV-22 オスプレイの墜落事故について、二度とこのような事故を起こすことのないよう、安全対策の徹底を国の責任において米国に要請すること。
- (2) 機体の安全性や運用に関する基地周辺住民の不安が解消されるよう、十分な説明責任を果たすこと。
- (3) 運用に際しては、常に日米合同委員会合意を遵守するなど、安全対策を徹

底するとともに、騒音軽減など生活環境への配慮等を米国に働きかけること。
(4) 今後の配備にあたっては、国の責任において、必ず事前に、都をはじめ地元自治体や基地周辺住民に対して迅速かつ正確な情報を提供するなど、十分な説明責任を果たすこと。

また、今後の配備計画について、明らかにすること。

3 横田基地の軍民共用化の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・出入国在留管理庁・外務省・財務省・厚生労働省・
農林水産省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。

<現状・課題>

都は、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、軍民共用化を促進してきた。

共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討が行われてきたが、現在まで合意に至っていない。国内については、政府関係省庁と都との「連絡会」を設け、日米協議促進のための協議が行われてきたが、会議は平成 28 年 6 月以降開かれていない。

国土交通省の審議会では、横田共用化も含めた首都圏空港機能強化策の検討が行われ、平成 26 年 7 月に発表された「中間取りまとめ」において、「その他の空港の活用等」として横田基地が取り上げられた。

横田基地の民間航空利用は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展にも資するものである。長期的な航空需要の増加に対応するため、横田基地でのビジネスジェットの入受を含めた民間航空の利用を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

横田基地の軍民共用化については、長期的な航空需要の増加に対応するため、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、着実に日米協議を進め、ビジネスジェットの入受を含めて、その早期実現を図ること。

参 考

○これまでの主な経緯

平成15年 5月 ブッシュー小泉会談で軍民共用化の実現可能性の検討に合意

12月 政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、防衛省）と都による連絡会を設置

平成17年 9月 「横田の民間航空利用の効果を検証する公開シンポジウム」開催（財団法人統計研究会・首都大学東京共催）

平成18年 5月 ・在日米軍再編の最終取りまとめ「再編実施のための日米のロードマップ」に合意（日米安全保障協議委員会）

・JALとANAが国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出

10月 第1回日米協議（スタディグループ）開催

平成19年 5月 八都県市首脳会議が、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現について、国に要望することを決議

9月 安倍首相がブッシュ大統領に共用化の実現に向けた検討について協力を要請

11月 高村外務大臣がゲイツ米国防長官と会談し、軍民共用化に関する日米協議を継続していきたいと発言

平成20年 3月 軍民共用化に関する検討委員会が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催

10月/11月 関東地方知事会、八都県市首脳会議が、米新政権下における共用化等の早期実現について、国に要望することを決議

平成21年11月 八都県市首脳会議が、共用化の早期実現に重点的に取り組むよう、国に要望することを決議

平成22年 8月/11月 首都圏連合フォーラム及び九都県市首脳会議が、共用化に向けて重点的に取り組むよう国に提言

11月 都が横田基地の活用を含めた「首都圏におけるビジネス航空受入れ体制強化に向けた取組方針」を策定

12月 都が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催

平成24年 4月 ・石原知事がキャンベル米國務次官補に、共用化の早期実現を要請

・日米首脳会談で野田首相からオバマ大統領に、共用化の検討を要請

7月 共用化に関する政府関係省庁と都による局長級会議開催

10月 関東地方知事会が、共用化について、米国との協議を具体的に進め早期実現を図るよう、国に要望することを決議

平成25年10月/11月 関東地方知事会、九都県市首脳会議が「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議

平成26年 7月 国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間取りまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として議論

10月 関東地方知事会が「日本の成長を支える国際政策の取組について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議

平成27年 2月 多摩地域商工会・商工会議所28団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立

- 10月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成28年 5月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成29年 8月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
- 平成30年 8月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
- 平成31年 1月 「国と東京都の実務者協議会」において、東京2020大会期間中の横田基地の民間航空利用について協議することを合意
- 令和元年10月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和 2年 9月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和 4年 3月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和 4年 7月 「国と東京都の実務者協議会」において、横田基地の民間航空利用について協議することを合意
- 令和 5年 3月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和 6年 3月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和 7年 3月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

4 横田空域及び管制業務の返還

(提案要求先 外務省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

<現状・課題>

在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、同空域の一部については平成 20 年 9 月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったところであるが、依然、民間航空機の運航の支障となっている。

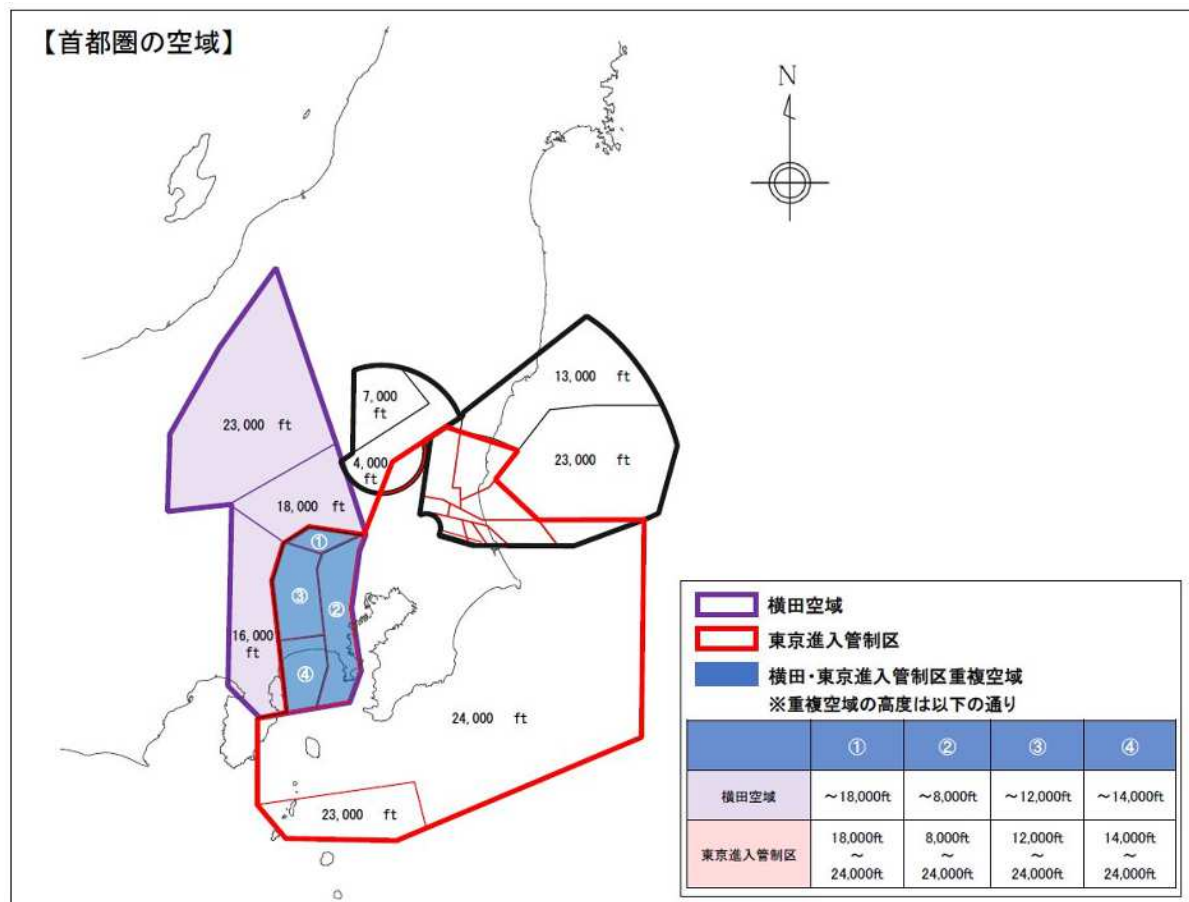
より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。

そこで、既に平成 22 年 5 月に検討が完了した“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにし、それを踏まえ、日米協議を着実に進展させることが必要である。

<具体的要求内容>

日米両政府による“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにすること。それを踏まえた具体的協議を進め、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

参 考



5 2 小笠原航空路の整備促進【最重点】

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 総務局・環境局・港湾局)

- (1) 都が進める調査・検討に対し、指導・助言等の支援・協力を行うこと。
- (2) 航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

<現状・課題>

小笠原諸島は、本土から南に約 1,000 キロメートル離れた太平洋上に位置し、約 2,500 人の村民が在住している。同諸島の存在により、水産資源や鉱物資源など海洋資源の開発可能性を秘めた、我が国の排他的経済水域の約 3 割という広大な海域を確保しており、国益を維持する上でも重要な地域である。しかしながら、本土から小笠原諸島への交通手段は、近年の世界的な交通アクセス短縮の中において、今なお片道所要時間が 24 時間の船舶航路に限られている。

小笠原諸島への航空路開設は、村民生活の安定と国境離島である小笠原諸島の自立的発展を図る上で大変重要な意味を持つものであり、高速交通アクセス手段の確保は、都のみならず、我が国にとっても喫緊の課題であるが、いまだ実現に至っていない。

都はこれまでも、航空路開設に向け、検討を重ねてきた。平成 20 年 2 月には、航空路開設の検討を進めるため、都と小笠原村による小笠原航空路協議会を設置し、同年 10 月には、小笠原航空路協議会が行う P I 活動に対して、評価・助言を行う第三者機関である小笠原航空路 P I 評価委員会を設置して、自然環境と調和した実現可能な航空路案について協議を行ってきた。併せて、航空機の検討も重要であり、1,000 メートル以下の滑走路で運用可能な機材について情報収集を行っている。今後とも、航空路の早期開設を目指し、引き続き調査費を計上し、小笠原村民の意向を十分に踏まえながら、鋭意、調査・検討を進めていく所存である。

実現可能な航空路案の取りまとめに向けては、引き続き、各省庁より技術的・専門的な助言を得ながら調査・検討を進めるとともに、今後、整備に向けた具体的な調整を進める段階では、財政措置に向けた協議についても推進していく必要がある。加えて、候補となり得る機材が開発され、型式証明の申請があった場合には、国による速やかな審査が必要である。

<具体的要求内容>

小笠原諸島への航空路に関する諸課題の解決には、国の協力が不可欠であることから、次の 2 点について要望を行う。

- (1) 引き続き、都が進める調査・検討に対し、適切な指導、助言などの支援協力を行うこと。
- (2) 航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

小笠原諸島への航空路開設に関する経緯

○ 経 緯

- ・ 平成 3 年 11 月 国の「第 6 次空港整備五箇年計画」において
予定事業として採択
- ・ 平成 6 年 3 月 平成 6 年第 1 回都議会定例会において、「小
笠原空港の早期建設促進に関する決議」
- ・ 平成 7 年 2 月 空港の位置を兄島に決定
- ・ 平成 8 年 12 月 国の「第 7 次空港整備五箇年計画」において
継続事業として採択
- ・ 平成 10 年 5 月 空港の位置を時雨山周辺域に決定
- ・ 平成 13 年 11 月 時雨山周辺域での空港建設計画の撤回を決
定
- ・ 平成 17 年 12 月 平成 17 年第 4 回都議会定例会において、「小
笠原諸島への交通アクセス改善の早期実現
に関する決議」
- ・ 平成 18 年 11 月 振興開発計画に、「航空路について将来の開
設を目指し検討」と明記
- ・ 平成 20 年 2 月 都が村と「小笠原航空路協議会」を設置
- ・ 平成 20 年 10 月 小笠原航空路協議会が「小笠原航空路 P I 評
価委員会」を設置
- ・ 平成 21 年 6 月 小笠原航空路 P I 実施計画書を策定
- ・ 平成 31 年 3 月 小笠原航空路協議会に、国（国土交通省国土
政策局長）が参加

5 3 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局、総務局、都市整備局)

- (1) 離島航空路線維持存続のための補助制度について、実態に即した算定方法に見直し、補助対象額を拡大するとともに、事業者の責めに帰さない収支悪化に対し、緊急的な補助金の増額を実施すること。
- (2) 東京都内の離島航空路線の羽田空港発着枠を、配分発着枠とは別枠で確保すること。
- (3) 離島航空路線に就航する航空会社が、安定運航に必要な操縦士等を確保できるよう、対策を講じること。

<現状・課題>

離島航空路線は、離島住民にとって、住民生活の安定や暮らしを支える産業の発展のために不可欠なものである。しかし、すう勢的な島の人口や来島者数の減少、気象条件等による就航率の低迷等により、ほとんどの路線が不採算路線となっている。

加えて、かつてない円安や原油価格高騰などの影響により、海外製の機体に係る整備費用や燃油費が増大したことで、損失額が大幅に拡大するなど各航空会社は非常に厳しい経営を迫られている。このため、急激な整備費高騰等の影響により増大した航空会社の路線損失に対し、国と都で追加的に補助を実施して対応してきたが、これらの収益悪化の外的要因が現在も解消されない中、令和6年度は国からの追加補助がなく、経営状況はより厳しいものとなっている。また、国が算定する標準損失額は、実績損失見込額と大きく乖離し、航空会社の実態を反映していない。

航空路線が撤退した場合、生活路線として利用している島民の暮らしに甚大な影響を及ぼすだけでなく、来島客の利便性も低下し島しょ産業の維持・発展に大きな打撃を与えることとなる。このため、引き続き国と都で協調して路線を維持していくことが求められる。

また、東京都内の離島と東京都心部とを直接航空路線で結ぶためには、羽田空港の発着枠の確保が必要不可欠である。

さらに、全国的に操縦士等が不足する状態が続いており、離島航空路線に就航

する航空会社が、安定運航に必要な人員を確保することが難しくなっている。

<具体的要求内容>

(1) 離島住民の生活に必要な旅客輸送路線を確実に維持存続させるため、以下の各補助制度の見直し・創設を行うこと。

○ 地域公共交通確保維持改善事業補助制度の見直し

運航費補助については、国が算定する標準損失額を実態に即した算定方法に見直し、補助対象額を拡大することで支援強化を図るとともに、補助対象路線を拡大すること（都のヘリコプター全路線への適用）。運航費補助及び離島住民運賃割引補助については、国の補助率の引上げや必要な財源を確保すること。

また、航空部品価格や原油価格の高騰など、航空会社の責めに帰さない収支悪化について、緊急的に補助金の増額を実施すること。

○ 保安検査費補助制度の創設

国の指導により、航空会社はテロ対策やハイジャック防止等の保安検査を強化している。これに必要な金属探知器・X線検査装置等の購入及び同検査業務については、空港設置管理者である東京都が航空会社への一部補助を実施しているが、厳しい経営環境の中、航空会社の大きな負担となっている。航空会社が安定して離島航空路線を維持できるよう、国は、航空会社が負担しているこれら検査機器の購入及び検査費用について、補助を実施すること。

○ 小離島航空路に就航する回転翼航空機の機体購入費補助制度の創設

飛行場の建設が困難である小離島においては、海象条件が悪化し定期航路が欠航した場合、離島間を結ぶヘリコプター（回転翼航空機）が、唯一の交通手段となっているので、法令改正により機体購入費補助の対象枠を拡大して、回転翼航空機についても補助を実施すること。

(2) 東京都内の離島航空路線の特殊性に鑑み、離島住民の日常生活を支える重要な生活路線である離島航空路線を確実に確保するとともに、東京都内の離島航空路線の羽田空港発着枠を、配分発着枠とは別枠で確保すること。

(3) 離島航空路に就航する航空会社が、安定運航に必要な操縦士等を確保できるよう対策を講じること。

5 4 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進

【最重点】

1 物流機能の強化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の物流機能を強化するため、

- (1) 大井コンテナふ頭の令和 10 年度からの再編整備に必要なとなる支援を行うとともに、その再編に確実に着手できるよう中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）の事業完了に必要な財源を措置し、また、整備の着実な推進を図ること。
- (2) 青海コンテナふ頭の再編や内貿ユニットロードふ頭の整備など、物流機能の強化に資する施設整備に必要な財源を確保すること。
- (3) 東京港第 9 次改訂港湾計画に基づく今後の貨物需要の増大に対応した東京港の機能拡充について、必要な支援を行うこと。
- (4) 中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）などの港湾整備に必要な予算を確実に確保するため、港湾整備予算全体の拡大に努めること。

<現状・課題>

東京港は、北米や欧州、アジアなど世界の主要港とコンテナ定期航路ネットワークで結ばれる国際貿易港であることや、背後に首都東京を核とする充実した道路ネットワークが形成されていることなどを背景に、国内最多のコンテナ貨物を取り扱う港湾となっており、貨物量が増加傾向にある。現在、施設能力を大幅に上回る貨物の取扱いにより、円滑な物流に支障が生じている状況である。このままでは、首都圏の生活と産業に多大な影響が生じるとともに、我が国の国際競争力の低下につながるおそれがあり、東京港の施設能力の向上が喫緊の課題となっている。

東京港の更なる機能強化を図るためには、「主力ふ頭の大井コンテナふ頭を世界最先端のコンテナターミナルへとバージョンアップすることで、コンテナターミナルの D X や脱炭素化を強力に推進すること」が不可欠であり、そのために

は、中央防波堤コンテナふ頭（Y 3 バース）の事業完了の前倒しが必要である。都では、令和 10 年度からの確実な大井コンテナふ頭の再編整備着手に向けふ頭用地拡大の予算確保等に努めているが、整備を推進するためには国の支援が必要である。

あわせて、施設能力の向上に向けた青海コンテナふ頭の再編整備等を着実に進める必要がある。加えて、東京港の内貿ふ頭は、全国の長距離内航 R O R O 船航路が数多く就航する国内海上輸送拠点として重要な役割を担っており、物流の 2024 年問題やトラックドライバー不足に伴い、船舶の大型化と R O R O 船による貨物輸送需要が今後も増加すると考えられることから、これらに対応したふ頭機能の強化が必要である。

さらに、今後の貨物需要の増大にも対応するため、新規ふ頭の整備等による東京港の機能拡充に向けた取組が不可欠である。

また、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）などの港湾整備に必要な予算を確実に確保するため、国の港湾整備予算全体の拡大にも努める必要がある。

< 具体的要求内容 >

（１）コンテナふ頭の整備推進

東京港の物流機能を強化するため、大井コンテナふ頭の令和 10 年度からの再編整備に必要となる支援を行うとともに、その再編に確実に着手できるよう中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）の事業完了に必要な財源を措置し、また、整備の着実な推進を図ること。

（２）必要な財源の確保

- ① 青海コンテナふ頭の再編等を着実に推進するため、埠頭整備資金貸付金等の財源を確保すること。
- ② 内貿ユニットロードふ頭等の整備を着実に推進するため、必要な財源を確保すること。
- ③ 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について、港湾管理者が運営上必要とする事業に柔軟に対応するとともに、必要な財源を確保すること。

（３）東京港の機能拡充への支援

船舶の大型化や今後の貨物需要の増大に対応するため、東京港第 9 次改訂港湾計画に基づく新海面処分場におけるコンテナふ頭や中央防波堤内側における内貿ユニットロードふ頭等の機能拡充について、必要な支援を行うこと。

（４）港湾整備予算全体の拡大

中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）などの港湾整備に必要な予算を確実に確保するため、港湾整備予算全体の拡大に努めること。

(5) 直轄対象事業であっても、補助事業等で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業等で採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。

<現状・課題>

都は、これまで東京港の港湾管理者として港湾物流の状況変化、ふ頭利用者ニーズ等に精通し、港湾施設計画の策定、既存施設の改良、維持補修等の事業のみならず、新規施設の建設を迅速かつ、安全、円滑に遂行してきており、直轄対象事業となるような新規施設の建設についても、十分な経験・技術力を有している。

また、東京港は、既存ふ頭の再編等による港湾機能の向上が必須となっている。

今後、東京港の限られた空間（陸域・海域）において、周辺エリアとの一体的開発による物流機能の強化や、既存の港湾利用者と調整を踏まえた施設改修などを迅速かつ効率的に行い、より一層の機能強化を図っていく必要がある。

このため、東京港においては、港湾の整備・運営に係る十分な実績を有する港湾管理者が主体となり、動きの激しい港湾情勢への迅速かつ的確な対応を図ることが重要である。

<具体的要求内容>

(5) 港湾管理者の取組に対する支援

- ① 東京港の港湾施設の事業実施に当たっては、直轄対象となる事業であっても、補助事業や貸付金事業で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業や貸付金事業として速やかに事業採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。
- ② 直轄事業の予算要求に当たっては、計画段階から港湾管理者と十分に協議を行うとともに、港湾管理者の事前了解を得ること。

2 震災にも強い東京港の機能強化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

- (1) 震災時における首都圏の物流機能や、緊急物資の輸送ルート等を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）や品川ふ頭（S 3 バース）等の耐震強化岸壁の整備が必要なことから、その整備に必要な財源を確保すること。
- (2) 東京港における国土強靱化の取組を継続的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に基づき、必要な財源を通常予算とは別枠で確保すること。

<現状・課題>

首都直下地震等の切迫性が指摘される中、首都圏 4,000 万人の生活と産業を支える東京港では、外貿コンテナふ頭等のうち耐震強化岸壁は 4 バースと少なく、震災時にも港湾機能を確保し首都圏経済活動の停滞を回避するためには、更なる増設が不可欠である。

このため、令和 5 年度に策定した東京港第 9 次改訂港湾計画において、幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁の計画を拡充したところであり、整備を着実に進める必要がある。

また、震災時に被災者の避難や緊急物資の海上輸送に対応する耐震強化岸壁についても、推進する必要がある。

なお、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年計画後においても、東京港における国土強靱化の取組を継続的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に基づき、必要な財源を通常予算とは別枠で確保する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 震災時における首都圏の物流機能や、緊急物資の輸送ルート等を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）や品川ふ頭（S 3 バース）等の耐震強化岸壁の整備が必要なことから、その整備に必要な財源を確保すること。
- (2) 東京港における国土強靱化の取組を継続的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に基づき、必要な財源を通常予算とは別枠で確保すること。

5 5 港湾物流のD X化の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

- (1) CONPAS・サイバーポート（港湾物流）の利用拡大を図るため、港湾物流関係事業者へのPRや大口事業者に対する働きかけを、港湾管理者とも連携しながら国が先導して実施すること。
- (2) CONPAS・サイバーポート（港湾物流）の利便性向上に向け、現場の声を踏まえた必要な機能実装・改善を着実にを行い、多様な事業者が利用しやすい環境を早期に整備すること。
- (3) 港湾管理者及び関係事業者がCONPAS・サイバーポート（港湾物流）等に取り組む場合の技術的支援及び財政的支援を継続すること。
- (4) CONPASの有料化については、港湾管理者及び関係事業者の意見を踏まえて慎重な議論を行うこと。

<現状・課題>

民間事業者間のコンテナ物流手続は、現状紙・電話・メール等が混在し、アナログで個別最適な状況にある。また、少子高齢化等に伴うドライバー不足や輸送力不足が懸念される所謂「2024年問題」に直面する中、コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図ることが重要である。

このため国では港湾物流の効率化・電子化の実現に向け、コンテナ搬出入予約システム「CONPAS」を開発するとともに、データプラットフォーム「サイバーポート（港湾物流）」の運営を通じ、全体最適化を推進しているところである。東京港においては、CONPASを活用した予約制の導入やサイバーポート上に入力された搬入情報の事前照合を行う試験運用などを実施し、ゲート手続やヤード内荷役作業の効率化など、トラックの待ち時間の短縮やコンテナターミナルの生産性向上に資する取組を進めている。

しかし、港湾物流の効率化・電子化に当たっては、様々な課題があり、利用拡大や利便性向上、費用負担、関係事業者の理解促進等を進めていかなければならない。

よって、港湾物流のD X化の推進に向けて国に対し次の事項を実現するよう強

く求める。

＜具体的提案要求＞

- (1) 国では港湾物流の効率化・電子化を実現するため、CONPAS・サイバーポート（港湾物流）の取組を進めているところである。

しかし、行政側の取組の一方で、CONPAS・サイバーポート（港湾物流）の活用は各事業者の判断に委ねられており、登録者数は拡大傾向にあるものの、実際の利用状況については更なる拡大の余地があると考えられる。特にサイバーポートは、船社、荷主、海貨事業者、陸運事業者、ターミナルオペレーターなどの関係者全てが利用することで、港湾物流手続を一気通貫で行うことが可能となるものである。

このため、CONPAS・サイバーポート（港湾物流）の更なる利用拡大を図るため、港湾物流関係事業者へのPRや大口事業者に対する働きかけを、港湾管理者とも連携しながら国が先導して実施すること。

- (2) 利用者拡大のためには、CONPAS・サイバーポート（港湾物流）の利便性向上も不可欠である。東京港ではこれまで予約機能だけを使用した実証を行ってきたが、実際に利用した陸運事業者からは予約取得作業の煩雑さ等について意見が寄せられているほか、ターミナルオペレーターからは正確な予約情報の入力に徹底されていないことに対する懸念を示されている。

搬入情報の事前照合機能についても、必要な情報を登録する船社、荷主、海貨事業者等の作業負担が懸案事項となっており、各システムにおいてユーザー目線に立った機能の実装については課題がある状況である。

こうした状況を解決するため、システム開発者である国土交通省が関係事業者等と調整を行い、ユーザー目線に立った機能改善や運用ルールの設定等を図り、多様な事業者が利用しやすい環境を早期に整備すること。

- (3) CONPASを活用した予約制の実施・拡大に当たっては、各コンテナターミナルの課題や現状に合わせたきめ細かなサポートが不可欠であり、行政として費用や技術的側面からの後押しを行うことが重要である。

また、京浜港において同時並行でCONPASを実施するためには、機材の調達など十分な設備投資が必要であり、財政面での充実を図ることも重要である。

港湾管理者及び関係事業者がCONPAS・サイバーポート（港湾物流）等に取り組む場合の技術的支援及び財政的支援を継続すること。

- (4) 予約制導入の過渡期である東京港においては、CONPASの有料化は今後の普及拡大の妨げになる恐れがある。有料化に向けた調整については、全ての機能を実装した状態でそれぞれのメリット・デメリットを適切に整理し、関係者に対する説明責任を果たしていくべきである。

今後CONPASの有料化に向けた調整を行うのであれば、利用者がその有用性を十分に享受できるだけの機能を実装して利用者を拡大した上で、港湾管理者及び関係事業者の意見を踏まえて慎重な議論を行うこと。

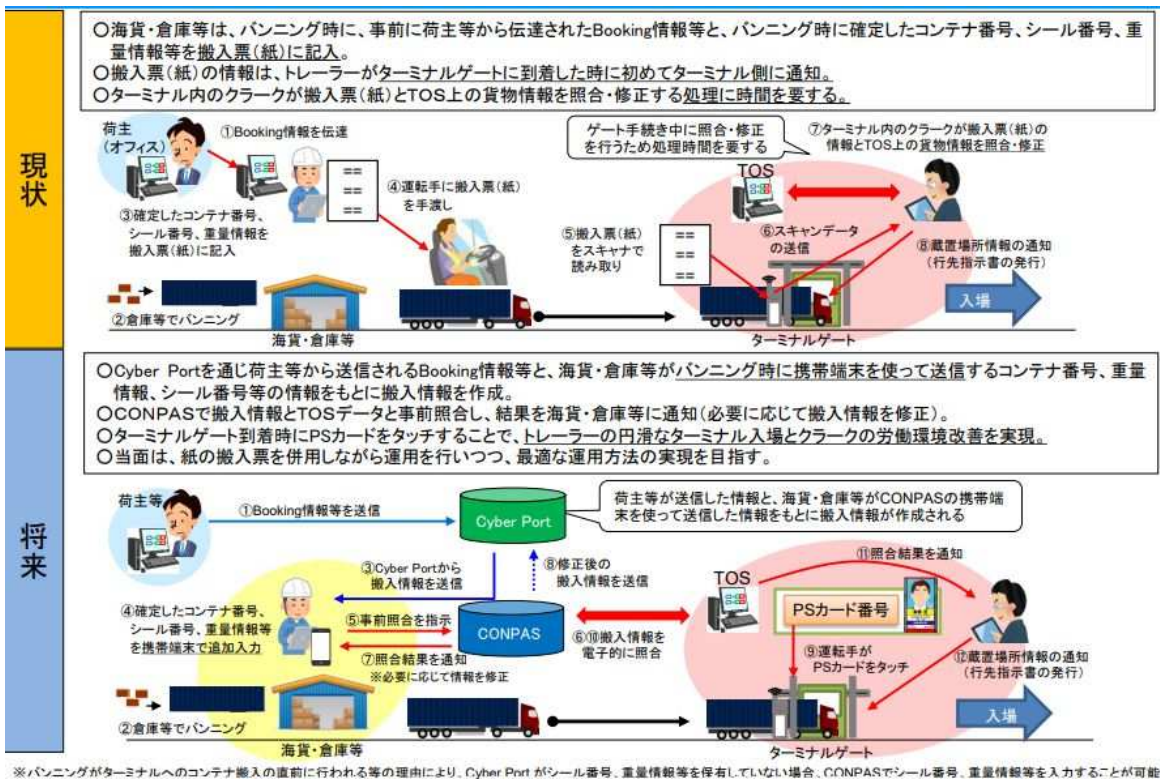
参 考

【サイバーポート（港湾物流）・CONPAS 事業種別登録数】

事業種別	荷主	外航船社・内航船社	NVOCC/フォワーダー	海貨業者	通関業者	ターミナルオペレーター	陸運事業者	倉庫事業者	船舶代理店	その他	計
登録数	71	10	120	84	310	29	372	58	17	39	1110

（令和6年12月時点） 出典：国交省資料から作成

【Cyber Port・CONPAS による搬入情報の事前照合機能のイメージ】



出典：「CONPAS概要」令和5年10月 CONPAS 運営者

5 6 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

人々が集い、憩う魅力的な水辺空間を創造していくため、

- (1) 運河の環境を改善する汚泥しゅんせつ・覆砂事業に必要な財源を確保すること。
- (2) 海上公園の整備等に必要な財源の確保及び補助対象施設の拡充を図ること。

<現状・課題>

東京港では、海辺や運河等の水辺を生かした新たなまちづくりが進むとともに、近年、住民に身近な水辺では、イベント開催が盛んに行われている。

このため都は、東京港の親水空間の創出及び自然環境の保全・再生を目的に自然の水質浄化機能として重要な役割を果たす海浜等の整備や運河部において臭気や水質悪化の原因となる汚泥のしゅんせつ・覆砂、緑の量の確保に向けた海上公園の整備に取り組んできた。

こうした取組を更に充実させ、今後もより一層魅力的な水辺空間を創造していくためには、引き続き運河部での汚泥しゅんせつ及び覆砂事業を着実に進めていくとともに、新たな浅場や干潟などの海浜整備を推進する必要がある。

なお、汚泥しゅんせつにおいては、関係法の失効後の財政措置が令和7年度までであるが、運河における良好な水環境を保つためには、継続的にしゅんせつを行っていく必要があり、そのための財政措置は不可欠である。

また、ダイオキシン類等の有害物質が確認された際には、これらの有害物質の処分を適切に行う必要がある。あわせて、海上公園についても海辺という立地特性を更に生かした整備を進めることで、魅力的な水辺空間の形成を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 運河における良好な水環境の再生のため、汚泥しゅんせつ・覆砂事業を継続的に実施するため、関係法失効後の財政措置の期間を延長し、必要となる財源を確保すること。
- (2) 更なる魅力的な水辺空間の創造に向けて、海上公園の整備等に必要な財源の確保及び補助対象施設の拡充を図ること。

5 7 民有港湾施設の適切な維持管理の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

民有港湾施設の耐震化推進のためのインセンティブについて十分な取組を行うこと。

<現状・課題>

大規模地震時にも航路機能を確保するため、特定技術基準対象施設（以下「対象施設」という。）の維持管理報告徴収等の制度が平成 26 年 6 月 1 日に施行され、港湾管理者が対象施設を管理する民間事業者等からその維持管理状況を報告させ、立入調査権を有する旨規定された。

これにより、港湾管理者は、耐震強化岸壁に至る航路沿いに立地する民有護岸等を対象に、地震に対する安全性について報告を求め、その結果、現行の技術基準で求める耐震性が確保されていない施設に対し、耐震改修に向けた指導を進めている。

しかし、民間事業者による耐震改修は経済的な負担が大きく、国は、民間事業者に対する耐震化の支援策として、無利子貸付と税制特例を設けているものの、インセンティブとしては十分ではない。

なお、維持管理報告徴収制度については、不断の見直しを図り、現状に合わせた制度とすることが必要である。

<具体的要求内容>

民有港湾施設の施設管理者に対し、円滑な耐震化が可能となるよう、補助制度等の十分な財政措置を、国の責任で行うこと。

５８ 島しょ港湾等の整備促進

(提案要求先 水産庁・国土交通省)
(都所管局 港湾局)

島民の生活や産業を支えるとともに、観光や賑わい^{にぎ}づくりの拠点となるよう、島しょの港湾・漁港・空港整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

島しょの港湾等は、島と本土を結ぶ人や物の結節点であるばかりでなく、漁業、観光など島の基幹産業の振興や地域の賑わい^{にぎ}の拠点としても非常に重要な機能を果たしている。

しかし、伊豆・小笠原諸島は、我が国でも特に厳しい気象・海象条件下にあり、定期船は大島等の一部を除くと就航率がいまだ低い水準にある。

また、島しょを訪れる観光客は横ばい傾向にあり、島が自立的に発展していくためには、島の玄関口となる「みなと」を観光や賑わい^{にぎ}づくりの拠点として再生し、島全体の活性化につなげていく「みなとまちづくり」を進めていかなければならない。

さらに、東京の離島は、我が国の領海、排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、自然環境保全等、国家的にも重要な役割を担っており、近年その重要性が増している。

このため、島しょの港湾・漁港・空港の整備を着実に進めていくことが必要であり、その施設整備に当たっては、国費を重点的に投入すべきである。

特に、都営空港においては、滑走路端安全区域の整備を進めているところであり、島しょの急峻な地形に対応した大規模な盛土造成工事を実施するための財源確保が重要となっている。

<具体的要求内容>

- (１) 島民生活や産業を支えるために不可欠な、港湾・漁港の岸壁、防波堤、空港の滑走路端安全区域等、補助対象となる施設については、整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。

また、島しょの海上工事は季節風や台風による波浪等の影響により施工時期が限られることから、工期を適切に設定できるよう、引き続き、国庫債務負担行為に必要な財源を確保すること。

- (２) 交付金により整備中の施設は、いまだ就航率の低い港の防波堤や岸壁等、生活に密接に関連するものが多く、地元の要望も大きい。このため、事業が中断されることなく確実に実施できるよう、必要な財源を十分確保すること。

5 9 東京港の新海面処分場の財源確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の新海面処分場整備の財源を確保すること。

<現状・課題>

都は、廃棄物等を適正に最終処分し、快適な都民生活や都市の継続的な発展を支えていくため、東京港内に新海面処分場を整備している。

新海面処分場の廃棄物埋立護岸は、AからGまでの7ブロックに分割し、廃棄物等の埋立処分計画等を基に段階的に整備を進めることとしている。護岸整備のほか、新海面処分場をできるだけ長期間使用するため、廃棄物等の減量・資源化はもとより、海底地盤を掘り下げる深掘及びしゅんせつ土を脱水・改良などにより減量化する延命化対策も推進している。

平成 21 年度からDブロックの護岸整備を進めており、引き続きDブロックの整備を計画的かつ着実に進める必要がある。

また、次期整備予定であるFブロックについて、護岸整備に先立ち、深掘も並行して進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

東京港の新海面処分場整備による廃棄物等の適正な最終処分を行うことは、快適な都民生活や都市の継続的な発展を支えるなど、大きなストック効果を発現する。

廃棄物等の適正な最終処分を行うため、新海面処分場のDブロック護岸整備及びFブロック延命化対策（深掘）の計画的な推進に必要な財源を確保すること。

また、Dブロックの護岸整備に当たっては、複数年にわたり連続して施工する必要があることから、国庫債務負担においても必要な財源を確保すること。

60 島しょ港湾等の防災対策の推進【最重点】

(提案要求先 水産庁・国土交通省)
(都所管局 港湾局)

地震、津波、火山噴火等の災害から島民や来島者の安全を確保するため、島しょ港湾・漁港・海岸の防災対策に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

南海トラフ等による巨大地震発生時には、本土からの陸路による人員、物資等の搬出入が不可能な島の特殊性に鑑み、発災直後においても大型船舶が着岸可能な緊急輸送用岸壁や道路等の確保が必要である。

加えて、大島の三原山や三宅島の雄山では、これまで火山噴火が繰り返し発生しており、全島避難を余儀なくされるなど、噴火発災時における島民避難を含めた備えも不可欠となっている。

さらに、気候変動の影響を考慮し、「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を令和7年3月に改定し、これまでの台風等の異常気象時における高波などから背後の集落や施設を防護していくために、海岸保全施設の整備及び維持保全も進めていかなければならない。

また、停電・通信障害が発生しない島しょ地域を実現させるため、島の玄関口として定期船が発着する港等の無電柱化を進めていくこととしている。

このため、これまでも増して島しょ港湾・漁港・海岸における防災対策を積極的に進めていくことが必要であり、その施設整備に当たっては、国費を重点的に投入すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 被災時の復旧活動を支える緊急輸送用岸壁等について、今後も整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (2) 火山噴火時の円滑な避難に備えるため、噴火避難用岸壁の静穏度向上に必要な防波堤等の整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 台風の襲来や低気圧の通過に伴う高波などから、島民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の整備及び維持保全に必要な財源を確保すること。
- (4) また、無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

6．環境・エネルギー

1 エネルギー需給の安定化に向けた対応【最重点】

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 産業労働局・総務局・環境局)

- (1) エネルギーの安定確保と脱炭素の取組を両面から進めるため、省エネ対策や再エネの導入、水素の需要創出や供給拡大などの取組を早期に具体化し、必要な支援を実施すること。
- (2) 今後の大幅な電力需要の増加を見据え、需給構造の変化に対して、速やかに対策を講じること。
- (3) エネルギーの安定供給の確保に向けた対策を講じること。
- (4) デマンドレスポンスの普及拡大へ向けた支援を行うこと。
- (5) 電気・エネルギー価格の高騰抑制対策を行うこと。
- (6) 需給状況に関する情報を公開し、電力需給ひっ迫時や計画停電を行う際には、確実かつ速やかに情報を提供すること。
- (7) 国民に対して、省エネ・節電の必要性を周知し、特に電力需給ひっ迫時には、節電行動を具体的に周知・徹底すること。
- (8) 都が推進しているH T Tの取組に対して普及啓発や広報など具体的な支援を行うこと。

<現状・課題>

国際的なエネルギー安全保障をめぐる情勢の変化に対応するため、世界の主要国は、エネルギーの安定供給を図りつつ、深刻な気候変動への対策を迫られており、各国の実情に応じて中長期的な視野に立ったエネルギー安定供給確保策を講じるとともに、エネルギーの脱炭素化を図る取組を進めている。

我が国では、令和4年3月に電力需給ひっ迫警報、同年6月に電力需給ひっ迫注意報が発令されるなどの電力危機が発生し、その後、電力をはじめとする各種エネルギー価格の高騰による経済への影響など、エネルギー安定供給を取り巻く課題が表面化した。加えて、近時はD XやG Xの進展による電力需要増加の可能性も指摘されている。

今後は、本年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画のもと、エネルギーの安定確保と脱炭素に向けた取組を更に加速させなければならない。

エネルギーの安定供給を確保するには、需給構造の変化に対応した取組やデマンドレスポンスの普及拡大による調整力の確保などを進めていくことが必要であり、そのためには、国による一歩踏み込んだ支援などの後押しが不可欠である。

また、再び電力需給ひっ迫を発生させないための対策や、経済の減速要因となるエネルギー価格の高騰への対応のほか、こうした事態が発生する構造的な問題への解決策として、中長期的な視点を含めた取組を進めていくことも必要である。

あわせて、都は、H T T（電力をへらす、つくる、ためる）の観点から、都民、事業者等に対し、省エネや節電に関する普及啓発や財政支援などの取組を継続していく。

<具体的要求内容>

（１）エネルギー基本計画改定後の取組

将来にわたりエネルギーの安定供給を実現するためには、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造へと転換していく必要があるが、あわせて、差し迫る気候危機を念頭に脱炭素化も同時に実現しなければならない。

本年２月に第７次エネルギー基本計画が閣議決定され、2040年に向けた政策の方向性が示された。投資等に関する事業者の予見可能性を担保するとともに、エネルギーの安定確保と脱炭素の取組を両面から最大限加速させるため、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、水素社会の実現に向けた水素需要の創出や供給拡大などについて、取組を早期に具体化し、必要な支援を実施すること。

（２）需給構造の変化に対応した速やかな対策

東京は人口や産業が集積する電力の大消費地であるとともに、今後もデータセンターの建設等が続き、大幅な電力需要の増加が見込まれている。東京が需給安定化に貢献していくため、需要対策の効果が大きいことが期待できる東京の特性に着目した対策に取り組むこと。

具体的には、E V保有台数の多い東京において、充電時間をシフトすることで、供給過剰となった再生可能エネルギーを吸収する取組を進めること。こうした取組においては、卸電力市場価格及び小売電気市場料金の低下を通じ、市場メカニズムを介した需要シフトへの誘導が効果的となる。

国は、卸電力市場価格等に連動した電気料金を設定し（ダイナミックプライシング）、E Vユーザーの充電ピークシフトを誘導する実証事業などを進めているが、こうしたビジネスモデルが早期に社会に普及するよう支援を進めるとともに、将来的にはV 2 Gの実装化に向け、技術支援や法整備を進めること。

また、今後も建設が見込まれるデータセンターなどの電力多消費産業に対応した需給構造の変化に対して、省エネ化やエネルギー効率を改善させる新技術の開発等への支援など、速やかに対策を講じること。特に、データセンターについては、各地域の実情に合わせた施策の検討が可能となるよう、国

が現在検討中の報告書制度によって得られた情報を自治体にも広く提供すること。

(3) エネルギーの安定供給の実現に向けた対策

エネルギーの脱炭素化を支える需給の安定化は、極めて重要である。

今後は、脱炭素化への過渡期となることから、新たなエネルギーミックスの実現による安定供給の確保を前提に、円滑なエネルギートランジションを併せて進めるための取組に努めること。特に、電力需給ひっ迫注意報^{じん}の発令要件となる広域予備率が5%を下回ることがないように、電力系統の強靱化^{じん}に向け、必要な対策を早急に講ずること。

さらに、抜本的な対策として、広域連系系統のマスタープランに基づき、地域間連系線などの基幹系統の増強や更新、海底直流送電の活用など、全国規模での系統増強を早期に進めること。

(4) デマンドレスポンスの普及拡大へ向けた支援

デマンドレスポンスは、省エネルギーの推進、需要シフトによる再生可能エネルギーの調整力としての利用など、需要対策の面から多様な活用方法があり、今後一層の普及が求められる有用な取組である。

再生可能エネルギーの導入拡大に併せて、電力需給バランスを調整する調整力の確保が重要となるが、国際エネルギー機関（IEA）によるとデマンドレスポンスは、2030年における調整力のうち必要量の30%以上、2050年における必要量のうち40%以上を占める重要なリソースになるとみられている。

国は、デマンドレスポンスが再生可能エネルギーの出力制御の抑制に加えて調整力の確保に貢献する観点も踏まえ、小売電気事業者等による節電要請に基づくデマンドレスポンスに加え、上げDRや需要家の行動変容を促す取組、アグリゲーションビジネス等のエネルギー需給最適化に資する取組についても今後一層普及拡大するよう環境を整備するとともに、更なる支援策等を講じること。

(5) 電気・エネルギー価格の高騰抑制対策

電気・ガス等のエネルギー価格を取り巻く国際情勢はいまだ不安定であり高騰リスクへの備えが必要である。

国による措置は断続的に行われ、今年5月の閣議決定に基づき、低圧・高圧電力及び都市ガスについて、7月から9月までの使用分の補助が実施されるが、今後も燃料価格の推移を踏まえ、社会情勢に応じた柔軟な対応に努めること。

(6) 需給状況の情報公開及び電力需要ひっ迫時・計画停電実施時の情報提供

電力需要が高まる夏季・冬季の需給ひっ迫の回避に向けて、電力の供給量及び需要量の見通しについて、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

電力需給ひっ迫に陥るおそれが生じ、電力需給ひっ迫警報及び注意報並びに準備情報の発令及び発信を行うに際しては、あらゆる手段を講じて迅速、確実かつ広範な周知を行い、電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

また、計画停電は、需要家の電気使用を強制的に制限する対策であり、都民の生活や施設・事業の運用に多大な影響を及ぼすものである。そのため、国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、都民・事業者による相当の事前準備が不可欠である。

社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、国として速やかに情報提供すること。

(7) 国民に対する省エネ及び節電の周知・徹底

電力需給ひっ迫を回避するため、省エネ・節電の必要性について、速やかかつ効果的に周知すること。

特に、電力需給ひっ迫に伴う節電要請に当たっては、ひっ迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果を示し、節電行動を具体的に周知すること。

また、主体ごとの省エネ・節電効果を把握し、成果の実感を通して更なる取組を促すために、スマートメーターで得られる情報をタイムリーに公開する仕組みを整えること。

(8) 都が推進しているH T Tの取組に対する具体的な支援

電力危機の回避のみならず、エネルギー安定供給の確保や「脱炭素社会」の実現に向けては、国民一人一人の行動変容や企業の意識改革が重要となる。都が推進しているH T Tは、都民・事業者と総力戦で取り組むものであり、こうした課題の解決に資するものである。

そこで、「デコ活」とも連携しながら、H T Tと同様の取組を全国に広げていくため、都の取組に対し、国は、普及啓発や広報、財政支援をはじめ、具体的な支援を実施すること。

2 気候変動対策の推進

1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施【最重点】

(提案要求先 金融庁・総務省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・産業労働局)

- (1) 2050 年ネット・ゼロの実現に向けては、「2030 年までの取組」が極めて重要との認識の下、地球温暖化対策計画等で掲げた取組を加速すること。さらに、新たに設定した 2035 年及び 2040 年の温室効果ガス排出量削減目標の実現に向けた、エネルギー効率の更なる改善や再生可能エネルギーの抜本的な利用拡大などに関する実効性のある具体的な施策を早期に示すこと。
- (2) GX－ETS の本格稼働に向けた制度設計に当たっては、排出総量削減につながる実効性の高い制度とするとともに、先行して高い削減効果を上げている東京都のキャップ&トレード制度など地方自治体の制度による削減効果・実績を損なわない制度にすること。

<現状・課題>

気候変動の影響の甚大さと対策の緊急性が改めて浮き彫りになった今、気候変動対策は大きな転換点を迎えている。既に避けられない気候変化への対応とともに、世界全体で「1.5℃追求：2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた具体的な取組が求められている。

国は、令和 7 年 2 月に、地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画を改定し、「2050 年ネット・ゼロ」の実現に向けた 2035 年及び 2040 年の温室効果ガス削減目標等を設定した。

気候危機が既に私たちの身近に及んでいる今、社会構造変化に対応して脱炭素社会を実現していくために、実効性ある温室効果ガス削減対策を加速させていく必要がある。

具体的には、現在利用可能な我が国の優れた既存・先進技術を全面活用しながら、ものづくりから建築物・市民生活に至るまで、エネルギー効率の更なる改善や再生可能エネルギーの抜本的な利用拡大を進めていくこと、実効性あるカーボンプライシングの構築などにも取り組んでいくことが必要である。

また、特にエネルギー供給に大きな責任と役割を持つ国として、再生可能エネ

ルギーの基幹エネルギー化に向けた取組を最大限に加速させ、2030 年及び 2040 年の電力の再生可能エネルギーの割合に係る目標及び、電気のCO₂排出係数の実現を確実なものとするべく、取組内容の具体化を急ぐべきである。あわせて、脱炭素熱の普及拡大に向けた取組内容の具体化等も必須である。

加えて、国は令和 5（2023）年 11 月に「産業競争力の強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するGX製品市場に関する研究会」を設置し、政策誘導によるGX市場創出の検討を進めている。また、令和 7（2025）年 2 月に策定された「GX2040ビジョン」においても、GX価値の見える化やGX製品・サービスの積極調達を進めることとしている。脱炭素に資する製品、サービスを市場に供給するためにはコストがかかるが、脱炭素社会の実現のためには、こうした製品、サービスが適切に評価され、選択される環境を早期に整備することが重要である。

<具体的要求内容>

ア 2030 年までの取組を加速すること

I P C C の最新の科学的知見による第 6 次評価報告書及びC O P 28 におけるグローバルストックテイクの合意内容を踏まえて、2030 年までの温室効果ガス削減に向け地球温暖化対策計画等で掲げた取組を更に加速すること。

イ 2035 年及び 2040 年までの具体的な施策を明らかにすること

本年 2 月に決定した地球温暖化対策計画及び第 7 次エネルギー基本計画で明確に示されていない省エネや再生可能エネルギーの利用拡大等に係る各施策の取組目標や内容等について速やかに具体化を図ること。

その際には、企業の投資の予見可能性や地方自治体を含む各主体による脱炭素化の取組推進の視点から、各種目標や実効性のある制度の導入、既存技術で対応が可能な分野において直ちに進めるべき取組等を、2040 年だけでなく 2035 年に向けた目安も含めて明示し、確実に実行していくこと。

また、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化や電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化、グリーン水素の活用など、脱炭素社会を実現するエネルギー構造転換に係る取組内容の具体化を図ること。

脱炭素熱の活用に係る見通しは、今後の都市開発等の在り方に大きく影響を与えるため、今後の普及拡大に向けた取組内容の具体化と早期実用化に向けた取組を推進すること。

ウ 脱炭素社会実現のための実効性あるGX－ETS

都では、2010 年度から「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を開始し、経済成長と省エネルギーの両立を実現している。2026 年度からのGX－ETSの本格稼働に向けては、以下の点を考慮すること。

- ① 政府指針に基づき対象事業者の排出枠の割当を行う際には、対象事業者が、国の削減目標の確実な達成に貢献する、その排出規模に即した責務を果たす水準とし、排出総量削減につながる実効性の高い制度とすること。
- ② 2033 年度から開始される発電部門に対する排出枠有償割当の導入にあたっては、国が想定する 2040 年時点での電気のCO₂排出係数を確実に実現する実効性の高い仕組みとすること。

- ③ 東京都のキャップ&トレード制度や地方自治体が実施している報告書制度など先行する制度による削減効果・実績を損なわない制度とすること。
- ④ 本格稼働の前に、事業者が円滑に制度対応の準備を進められるよう、排出枠の割当のルールなど制度の詳細に関する検討を早期に行い、分かりやすく適切な情報提供を行うこと。

エ 家庭部門等の強化

- ① エアコンやテレビ等の家電に電力使用量及びCO₂排出量を表示する機能の標準搭載や、電気・ガスにとどまらず、ガソリンや灯油などの領収書にCO₂排出量を表示するなど、CO₂の可視化の取組を促進すること。
- ② トップランナー基準を満たした高効率給湯器の普及を飛躍的かつ持続的に促進するため、家庭に対する助成制度などにおいて、集合住宅や狭小住宅が多い大都市特有の地域特性も踏まえて、財政的措置のより一層の拡充を図るとともに、省スペース製品の開発に向けた支援を実施すること。
- ③ 家電製品等の製造事業者に対して、製品の工場出荷時の初期設定を省エネモードとするとともに、省エネモードの設定方法を消費者に分かりやすく情報提供するよう求める仕組みを構築すること。
- ④ 市民生活の基礎となる住宅については、高い断熱性能と太陽光発電や蓄電機能等を兼ね備える「レジリエントな健康住宅」を標準化するための施策を強化すること。

オ オフィスや事業所等における取組

- ① 一般社団法人日本建築学会等の規準も踏まえ、エネルギー利用の効率化と屋内光環境の最適化との両立に資する JIS 規格の商業施設等への拡充や事業者の取組を促進する施策を強化すること。
- ② エネルギー利用の効率化と感染症の感染拡大防止との両立の観点から、屋内空気環境の最適化に向けて、事業者が適切な換気量や効率的な換気方法等に関する分かりやすい情報を整備し、それらが入手しやすくなるよう施策を強化すること。
- ③ 扉を開け放したままにするなど、明らかに無駄なエネルギー利用と考えられる冷暖房を行っている店舗営業などの行為に対して、エネルギー使用の合理化を求める仕組みを構築すること。
- ④ 省エネ法に、電気の需要の最適化を進めることが規定されているが、今後は、「原単位削減」の観点だけではなく、エネルギー全体の消費量の削減を更に強化するため、「エネルギー使用総量の削減」の程度を評価する仕組みの追加も検討すること。

カ 脱炭素社会の実現に向けた普及啓発活動の強化

脱炭素社会の実現には、全ての国民及び事業者が一丸となって取り組む必要がある。脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動を推進するに当たり、深刻化する気候危機の状況を適時に分かりやすく情報発信するとともに、サステナブルな消費行動の促進に向けた商品・サービスのカーボンフットプリント情報の見える化など、行動変容につながる具体的な情報を整備し、普及啓発活動を強化すること。また、個別の支援策や施策が必要な主体に確実に届くよう情報発信を強化すること。

キ 地方自治体の温室効果ガス排出量算定に必要なデータの確保

地方自治体が地域の特性・実情の把握及び効果的な温室効果ガス削減対策を行うため、区域に供給される系統電力の電源構成や再生可能エネルギー種別ごとの導入量、設備容量、発電量等を速やかに把握できる具体的な制度の構築を早急に進めること。また、地域の住民や事業者等が使用した再生可能エネルギー由来の電力量及び証書を温室効果ガス排出量の削減に反映させるため、それらを把握する仕組みを構築すること。

ク G X製品市場の創出に向けた取組

「産業競争力の強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するG X製品市場に関する研究会」中間整理で示された、製品のG X価値に関する指標の整理やグリーン調達に関するガイドラインの整備を早期に行い、事業者や消費者等への普及啓発を行うとともに、G X製品の生産、調達等に取り組む事業者への支援及び国によるG X製品等の積極的な調達の推進も検討すること。

2 建築物の脱炭素化の促進【最重点】

(提案要求先 国税庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・
資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・産業労働局)

- (1) エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。
- (2) 住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化を図るとともに、エネルギー消費性能をより詳細に把握できるようにすること。
- (3) 新築住宅のエネルギー消費性能基準の強化を図ること。
- (4) 新築建築物への再生可能エネルギー導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。
- (5) 建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。
- (6) 建築におけるライフサイクルCO₂排出量把握評価の手法を整備し、その普及拡大に向けた報告制度を確立すること
- (7) 既存建築物の脱炭素化を推進すること。
- (8) 国等が所管する医療施設の脱炭素化を推進すること。
- (9) LED照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。
- (10) データセンターの脱炭素化を推進すること。

<現状・課題>

国は、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」

を宣言し、また令和7年2月に地球温暖化対策計画を改定し「2050年ネット・ゼロ」の実現に向けた2035年及び2040年の温室効果ガス削減目標等を設定した。新たに建てられる建築物はその多くが2050年以降も存在することになるため、建物稼働後にネット・ゼロを可能とするような性能を新築時に備えることが重要となる。

さらに、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている中、海外のエネルギー、とりわけ化石燃料への依存から脱却し、エネルギー安全保障の確立と脱炭素化を進めるためには、電力を「減らす」「創る」「蓄^ためる」施策の社会実装を早急に前倒して加速させることが必要である。中でも「減らす」取組においては、「エネルギーの更なる効率的利用」の観点から特に将来にわたり使用される建築物の脱炭素化に向けた取組が求められる。

都は、脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、令和4年12月に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「都条例」という。）を改正し、住宅等の一定の中小新築建築物を対象とする制度を創設するとともに、大規模な新築建築物を対象とする建築物環境計画書制度の強化・拡充を図り、新築時の省エネルギー性能基準の強化や、再生可能エネルギー利用設備及び電気自動車充電設備の設置の義務付け等を行った。

国においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和4年6月17日に公布され、令和7年4月から原則全ての新築建築物に省エネ基準適合が義務付けられた。しかしながら、改正法においても非住宅の外皮性能については、基準適合が義務付けられていない（新築建築物のエネルギー消費性能は、建築設備だけでなく外皮性能からも大きく影響を受けるため、都条例においては、外皮性能についても建築主に対し、適合を義務付け）。また、EUでは既に、エネルギーの性能表示について、多くの国が制度義務化しており、都も環境性能評価書やマンション環境性能表示を義務付けている。国においても、建築物の販売・賃貸を行う事業者に対して、省エネ性能の表示を努力義務としているが、脱炭素化建築物の普及に向け、こうした表示制度の更なる実効性の担保が必要である。

また、令和12年度までにZEBやZEHを実現していくためには、断熱や日射遮蔽性能等の建築物及び建築設備の省エネの推進に加え、オンサイト（＝需要側）での、太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギーの導入が不可欠である。令和3年8月のあり方検討会取りまとめにおいて、「2050年において設置が合理的な建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、また、これに至る2030年において新築戸建て住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すこととして、将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進めること」と示されている。こうした状況を踏まえ、住宅トップランナー基準において、太陽光発電設備の設置目標（設置率：建売戸建37.5%、注文戸建住宅87.5%）が、令和9年度を目標年度として新たに設定されたが、その目標の達成は不透明であ

る。

さらに、集合住宅においては、太陽光発電設備により発電した電気を建物共用部で使用しているが、パネルの大容量化により余剰電力が多く発生している。現在、管理組合による余剰電力売電についても収益事業として扱われ法人税が課税されており、太陽光発電の設置に大きな障害となっている。

加えて、2050年ネット・ゼロの実現に向けては、使用時の省エネルギー・創エネルギーだけでなく、製造・建設段階、使用段階、解体・リサイクル段階といった建築物のライフサイクル全体を通じたCO₂の排出（＝エンボディドカーボン）の削減に向けた取組が必要である。

LED照明等の高効率照明については、国は、2030年までにストックで100%普及することを目標として取組を進めている。照明は大きなエネルギー消費割合を占めており、例えば、白熱電球をLED電球に置き換えると、約85%の消費電力削減が可能である。照明のLED化という費用対効果の高い取組により、地球温暖化対策を加速化させる必要がある。

また、GXに向けた取組の進展や、生成AIの普及拡大に伴うデータセンターなどの増加に伴い、将来の電力需要増加の可能性が懸念される中、データセンターの脱炭素化に向けては、最先端の省エネ技術を活用することにより、エネルギー効率の改善に向けた取組を強化するとともに、再生可能エネルギーの積極利用を促す必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。

改正法により、令和7年4月からは原則全ての新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化が開始されたが、省エネルギー性能基準において、住宅以外の新築建物には、外皮基準は適用されず、一次エネルギー消費量基準のみとなっている。建築設備のエネルギー性能は、外皮性能からも大きく影響を受けることから、建築主が建築する際に、エネルギー消費性能と併せて外皮性能を把握できるようにするとともに、当該法令に建築主が取り組むべき外皮性能の向上に関する措置も盛り込むべきである。その際、現行の外皮性能に関する指標は屋内周囲空間の年間熱負荷を示す値であり、外皮性能そのものを示す評価するものではないため、建築主が外皮性能の向上について効果的に取り組めるような評価指標及びその算定方法の開発等を進めていくこと。

- (2) 住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化とエネルギー消費性能のより詳細な把握について

住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準は、建物稼働後にネット・ゼロを可能とする水準へ速やかに強化すること。

また、複合用途の新築建築物におけるエネルギー消費量については、建物用途ごとの内訳を明らかにするものとする。

東京をはじめ、大都市では一つの建物に商業用途と住宅用途が存在する大規模な複合用途の建築物が多く存在する。しかし、省エネルギー計画書では建物全体のエネルギー消費量しか把握できない様式になっている。こういった建築物に関しては、建物全体のエネルギー消費量のデータだけでなく、建物用途ごとのデータを把握することも省エネを推進するには不可欠である。

また、エネルギー消費量の算定方法のうち、モデル建物法では省エネルギー性能基準への適合は確認できるが、当該建築物のエネルギー消費量を把握することができない。標準入力法だけでなく、モデル建物法など簡易な方法においても建物のエネルギー消費量を算定、把握することができる方法を構築すべきである。

さらに、建築物省エネ法では、地方自治体が、その地方の自然的社会的条件の特殊性から、条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができるとしている。地方自治体が独自に基準強化を行った場合にも、当該所管行政庁や建築主等が国の算定プログラムを活用して基準適合を把握することができるよう、算定プログラムを構築すること。

また、建築物省エネ法における新築建築物の省エネルギー性能の判断は、一次エネルギー消費量により行われているところである。新築建築物の省エネルギー性能を飛躍的に高めていくためには、積極的にあらゆる再生可能エネルギーを利用していくことが不可欠である。しかしながら、現在の一次エネルギー消費量の算定プログラムでは、太陽光による発電量の反映にとどまり、自然通風や自然採光の利用などの建築的手法を含めた積極的な再生可能エネルギーの活用を反映することができない。国は、再生可能エネルギーの積極導入に向け、一次エネルギー消費量の算定に、再生可能エネルギーの利用を反映するための評価方法を開発し、活用できるようにすること。加えて、実際の建築物で採用されているものの、算定プログラムにおいて省エネルギー効果を評価できない技術についても、引き続き、評価方法の開発等を進めていくこと。

なお、ネット・ゼロの実現に向けて、地方自治体が施策を検討していく上では、新築建築物の現状を把握することが欠かせない。そのため、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出される省エネ計画書に記載される省エネ性能等を他の自治体が容易に把握できるようにするとともに、より入手しやすくするため届出データのデータベース化とその共有化を可能とする基盤システムを構築すること。

(3) 新築住宅のエネルギー消費性能基準の強化

新築住宅については、改正法により 2025 年度から適合義務化となり、また、令和 3 年 8 月のあり方検討会取りまとめにおいては、2030 年度以降に新築される住宅については、ZEH水準の省エネ性能に適合することを目指すとしている。

住宅以外の新築建築物と同様に、住宅のエネルギー消費性能基準は稼働後にネット・ゼロを可能とする水準へ速やかに強化すること。

新築住宅の省エネルギー性能を一層向上させるためには、住宅設備の更なる高効率化とその普及が不可欠であり、空調設備や給湯設備における空気熱

の利用や設備間での熱の有効活用など、各メーカーが新たな省エネルギー機器の開発、普及促進を図っている。これらの新機種の省エネルギー効果を住宅の省エネ性能の計算において反映、評価できるよう、日本産業規格に定める機器効率の算定方法の見直しを適切に行うこと。

また、そのような環境性能を確保した住宅の取得を後押しするため、新築住宅に係る住宅ローン減税において、近時の住宅市況やネット・ゼロの実現に向けた目標等を踏まえ、適切な借入限度額を設定するとともに、令和8年以降入居開始分についても本減税措置を継続すること。あわせて、不動産取得税について、環境性能に応じた税率の設定や課税標準の特例措置に係る控除額の設定を行うとともに、新築住宅に対する固定資産税の減額措置について、環境性能の観点も盛り込むこと。

住宅は一部の供給事業者が多数を供給しており、エネルギー消費性能の向上に大きな役割を担っていることから、住宅トップランナー制度対象事業者に建築物省エネ法におけるトップランナー基準への適合を義務化するとともに、その適合状況を公表する仕組みに見直すこと。加えて、住宅トップランナー制度対象事業者が、供給する住宅のエネルギー消費性能について円滑に集計・把握することのできる環境整備を早急に整備すること。

さらに、新築住宅のエネルギー消費性能向上に向けては、地域の住宅供給を担う工務店の省エネ技術や構造安全性に関する知識向上が不可欠であり、施工技術者や設計者を対象とする講習会の開催等、事業者のニーズも踏まえた国の支援策を拡充していくこと。

(4) 新築建築物への再生可能エネルギーの導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。

再生可能エネルギーの更なる普及・導入拡大のためには、誰もが導入しやすい環境整備を進めることが重要である。建築物へ安心して太陽光発電設備を設置していけるよう、太陽光発電設備を設置することの効果や、適切な設置・維持管理・廃棄（リサイクル）の方法、メンテナンス・交換に対する新築時からの備えの在り方等、適切かつ分かりやすい情報発信・周知を行うこと。さらに、建築物の形状等の特性によらず、より一層の導入が進むよう、太陽光発電設備の更なる軽量化・発電効率の向上等の技術開発に一層取り組むとともに、屋上に設置する場合の容積率の制限を緩和する許可の手続を不要とする等の対応を速やかに行い、設置に取り組みやすい環境整備を進めること。加えて、太陽光発電設備の設置や廃棄時の取外しの施工能力を有する技術者を育成・確保することや、建築工事を担う事業者と太陽光発電設備設置工事を担う事業者の双方にとって工程管理が円滑となるよう、標準的な工程表を示し周知する等、効率的な施工に向けた支援に取り組むこと。

これらに取り組みながら、地方自治体が先行して取り組んでいる太陽光発電設備の設置義務化等の施策を踏まえ、2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す国においても、その実現を着実なものとするため、新築建築物における導入義務化に向けた取組を強力に進めていくこと。

また、集合住宅における管理組合の太陽光発電設備による余剰電力の売却

については収益事業から除外すること。又は少なくとも売電収入が、一定額以下の場合には、売電収入に係る法人税の確定申告を不要とすること。

- (5) 建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。

国の新築建築物の省エネルギー性能表示制度は努力義務化され、一定の進捗がみられるが、第三者認証は任意の表示となっている。新築建築物の取引において、新築建築物の省エネルギー性能が比較検討できるようにしていくためには、比較対象となるあらゆる新築建築物に表示が行われていることが不可欠であり、建築物省エネ法の中で表示を義務付けること。

また、高い環境性能を持つ住宅等の普及には、住まい手等が自ら住まう建物の性能について、正しく理解し、購入等の判断を行うことが必要であるため、断熱・省エネ、再エネとともにZEV（ゼロエミッションビークル）充電設備の整備状況など、地方自治体の脱炭素社会実現に向けた取組を追加的に情報提供できることをガイドラインに定めること。

- (6) 建築におけるライフサイクルCO₂排出量把握評価の手法を整備し、その普及拡大に向けた報告制度を確立すること。

エンボディドカーボンの削減にはライフサイクル全体を通じたCO₂排出量を見える化し、建材サプライチェーンを含めた建設時における排出量削減ポテンシャルを把握することが重要である。我が国において、建築物のライフサイクルカーボン算定ツールJ-CAT（Japan Carbon Assessment Tool for Building Lifecycle）の正式版が令和6年10月に公表された。また、国においても、省庁連絡会議が設置され制度化検討が開始され、排出量の算定支援やEPD（Environmental Product Declaration）普及に向けた支援事業も始まったところである。建材製造・建設段階から解体・リサイクルまでの各段階においてEPDを含め算定の対象となる建材の範囲を明確にし、CO₂排出削減量を評価する仕組みを構築すること。こうしたCO₂排出量の評価を普及し一般化するには、多くの建物のデータを分析し効果的な削減方法を提示していく必要がある。そのためには、例えば、建築確認申請の際に、大規模建築物においてはCO₂排出量の算定報告を義務付けるなど、普及に向けた制度的な後押しをすること。

- (7) 既存建築物の脱炭素化の推進

ア 既存大規模事業所における脱炭素化の推進

GX-E TSの本格稼働に当たっては、排出総量削減につながる実効性の高い制度とすることで、更なる省エネや再エネ利用拡大を促進し、既存建築物の脱炭素化を図ること。

イ 中小規模事業所における省エネルギーの進展を促す評価指標の見直しに当たっての検討

経済産業省におけるベンチマーク制度の見直し及び国土交通省の建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度の検討に当たっては、環境性能が高く良好なマネジメントがなされている建築物が高く評価され、かつ分かりやすい指標となるよう検討すること。

ウ 既存建築物における環境価値評価の普及促進

世界的にESG投資の動きがあるなか、引き続き、既存建築物の脱炭素化に向けた投資を喚起していくことが重要である。このため、事業所ごとのCO₂排出実績等のデータを保存する自治体と連携を図りながら、既存建築物の運用段階に着目した環境認証の仕組みを構築するなど、グリーンファイナンスを通じた脱炭素化を促進すること。

また、環境価値評価であるCASBEE、BELS、などを「建築物の環境価値評価に関する事項」として宅地建物取引業法で定める重要事項説明に追加することや、国等の事業所が民間ビル等に入居する際の基準とするなど活用に努めること。

さらに、ホテル等を対象とした環境認証の仕組みであるエコマーク認証の普及拡大を図ること。

エ グリーンリースの普及拡大

ビルオーナーとテナントの双方が協働して、テナントビルのエネルギー消費低減に取り組むグリーンリースを普及させるため、国土交通省は、平成28年2月にグリーンリース・ガイドを作成した。国は、不動産関係団体と連携して優良事例やその有効性を広くビルオーナー等に周知しグリーンリースの普及拡大を図ること。

オ 既存住宅における省エネ改修の促進

既存住宅の省エネ性能向上に向けて省エネ改修工事を更に強力に促進するため、省エネ改修に係る所得税の特例措置における対象工事限度額及び控除率並びに固定資産税の特例措置における減額の割合を高めること。

また、所得税の控除及び固定資産税の減額の対象となる改修工事にドアを加えるとともに、省エネ改修のインセンティブが働きづらい賃貸住宅も追加するなど、控除及び減額の適用要件を拡充すること。

さらに、所得税及び固定資産税の減額期間についても大幅な延長を行うこと。

(8) 国等が所管する医療施設の脱炭素化の推進

国等が所管する病院等について、それぞれの施設に求められる機能を確保した上で、省エネ化が大きく進む設備改修や再生可能エネルギーの導入が促進されるよう予算措置を行うこと。特に、独立行政法人については、国が監督官庁として積極的に関与し、事業者の模範となるよう率先して医療施設の脱炭素化を図ること。

(9) LED等の普及目標の確実な達成に必要な取組の推進

地球温暖化対策計画（令和7年2月）で掲げるLED照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。

また、LED照明化は、省エネ効果の高い対策であるため、更なる買替促進に向けて、必要な財政支援を実施すること。

(10) データセンターの脱炭素化の推進

ア データセンター業の更なる効率化に向けた取組の早期明確化

国は、データセンター業への新たな省エネ措置として、新設するデータセンターに関して稼働後、一定経過期間経過後に満たさなければならないエネルギー効率の基準等を設定、基準を満たさない場合は、達成に向けた

計画作成指示等を実施するとしているが、昨今のデータセンターの拡大状況を踏まえ、早期に導入すべき技術水準を明確化し、データセンター業の更なる効率化を促進すること。

イ データセンター業のエネルギー利用に関する情報の提供

国は、既設・新設問わず一定規模以上（年間のエネルギー使用量が1,500キロリットル以上）のデータセンターについて、エネルギー効率化等に関する中期計画及び定期報告の提出を求めるとともに、任意で事業者自らの開示を求めることとしている。データセンターの脱炭素化に向けては、エネルギー効率化の取組に加え、再生可能エネルギーの活用も不可欠であるため、報告内容には再生可能エネルギー活用に関する情報を求めること。

加えて、中長期計画及び定期報告の一部に開示を求めない項目があるが、地方自治体が効果的な温室効果ガス削減対策を行うため、国が現在検討中の報告書制度によって得られた情報を自治体にも広く提供すること。

3 住宅の脱炭素化に向けた取組の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部・環境局)

(1) 建築物省エネ法改正により令和6年4月から施行された省エネ性能表示制度について、より多くの方々に利用していただくために、表示が着実に実施されるよう、広く周知を行うこと。

また、既存住宅における部位別表示については、運用が開始されたが、新築同様の表示を行う方法についても速やかに施行すること。

(2) 既存住宅の太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置や大規模な省エネ改修の推進に当たって、建築物の重量化に伴う耐震性確認の重要性について、必要な周知を行うこと。

<現状・課題>

令和6年4月から施行された省エネ性能表示制度については、令和6年8月に告示及びガイドラインが示され、新築住宅に加え既存住宅についても省エネ性能に係る表示事項・表示方法が示され、部位別の表示方法について、令和6年11月より運用が開始されたところである。

しかしながら、省エネ性能ラベル等を広告媒体へ掲載している物件数は増加しているものの、国土交通省の資料によると、戸建住宅の新築年間着工戸数は約37万戸（令和5年度の分譲・注文住宅の合計）であるものの、新築戸建住宅のラベル掲載数は約1.1万戸（令和6年11月時点）となっている。このため、販売・賃貸を行う事業者に加え、仲介事業者・管理事業者等に対して、あらためて表示が努力義務であることや表示を行わないと勧告等を受ける場合があることを広く周知し、表示を普及していくべきである。

さらに、既存住宅については、部位別表示の運用が開始されているが、より簡便に省エネ性能を把握することにより新築同様の表示を行う方法についても、早期に公表し、速やかに施行すべきである。

一方、より高い省エネ性能のニーズが高まる中、断熱性能の向上や高断熱サッシ、太陽光発電設備などが設置される場合には、従来に比べて重量が大きく、耐震性への影響に配慮が必要である。このため、国においては、建築物の重量化に対応するための必要な壁量等に係る告示を公布し、令和7年4月より施行されたところであり、新築等においては重量化への対応がなされている。

しかしながら、既存住宅の大規模な省エネ改修や太陽光発電等の設置等は、良好な既存ストックとするための重要な取組であるが、それに伴う耐震性への配慮が必ずしも十分ではないケースもみられる。

そのため、建築確認を伴わない省エネ改修等の際にも、耐震性の確保を考慮すべきであることを広く周知するとともに、既に省エネ改修を実施済みのものに対しても同様の周知を行うことが望ましい。

<具体的要求内容>

- (1) 令和6年4月から施行された省エネ性能表示制度について、より多くの方々に利用していただくため、新築や改修の際の省エネ性能等が適切に表示されるよう、販売・賃貸を行う事業者に加え、仲介事業者・管理業者等に対して、表示が努力義務であることや表示を行わないと勧告等を受ける場合があることを広く周知をすること。また、既存住宅における既存住宅における部位別表示については、運用が開始されたが、新築同様の表示を行う方法についても、施行時期を極力早期化すること。
- (2) 省エネ性能が高い良質な住宅ストックの形成のため、既存住宅の太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置や大規模な省エネ改修と併せ、耐震性確認の重要性について必要な周知を行うこと。

4 東京港における脱炭素化の推進【最重点】

(提案要求先 経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 港湾局)

- (1) 停泊中の船舶に対してカーボンニュートラルな電力を供給するための陸上電力供給設備について、導入及び運用に係る費用等に対する支援とともに、新たな電気料金制度の創設を行うこと。
- (2) F C型を含む次世代型荷役機械について、水素供給設備を含む導入費用等に対する十分な支援を行うとともに、安全対策や管理体制、作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。
- (3) ふ頭の背後地に立地する事業者の脱炭素化に向けた取組を促すため、指針やガイドラインを示すとともに、必要な財政支援を拡充すること。

<現状・課題>

現在、東京港に入港する船舶の多くは、停泊中の電力を船舶に搭載するディーゼル発電機等から確保しており、令和2年時点において、停泊中の船舶から排出される二酸化炭素は、年間で約76,000トンと推計されている。

船舶の排出源対策として、陸上電力供給設備を導入し、系統電源や自立分散型発電設備等からカーボンニュートラルな電力を船舶へ供給することが排出量削減に有効であるが、その整備コストはもとより、電気料金等のランニングコストが大きな負担となることが普及推進を妨げる要因となっている。

また、ふ頭内で荷役に使用されている荷役機械の多くは軽油を燃料としており、ふ頭における大きな排出源となっている。近年、タイヤ式門型クレーンについてはF C換装型の荷役機械が製品化されており、こうした荷役機械の導入が進むことで排出量の削減が期待されるが、水素供給設備を含む導入費用が高額であることが課題となっている。

加えて、24時間365日稼働する港湾のターミナルにおいて、F C型荷役機械を安全かつ円滑に導入し、大口の水素需要に対して継続的かつ安定的に水素を供給するためには、関係事業者に対して安全対策や管理体制、作業手順等が示され、それらが遵守されることが不可欠である。

一方、多くの普通倉庫、冷凍冷蔵倉庫、工場等が立地する、いわゆるふ頭背後地から排出される二酸化炭素は、東京港全体の過半を占めることから、関係事業者の脱炭素化に向けた取組を促進する必要がある。

建物内で省エネ型の設備や機器（フォークリフト、搬送車等）を導入することが、脱炭素化に有効な取組であるが、こうした取組は高額な初期投資が必要である。更なる普及を促すためには、事業者の実態に即した取組の具体例などを示すとともに、財政支援の拡充を行うことが求められる。

<具体的要求内容>

- （１）停泊中の船舶に対してカーボンニュートラルな電力を供給するための陸上電力供給設備について、導入及び運用に係る費用等に対する支援とともに、新たな電気料金制度の創設を行うこと。
- （２）ＦＣ型を含む次世代型荷役機械について、水素供給設備を含む導入費用等に対する十分な支援を行うとともに、安全対策や管理体制、作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。
- （３）ふ頭の背後地に立地する事業者の脱炭素化に向けた取組を促すため、指針やガイドラインを示すとともに、必要な財政支援を拡充すること。

5 分散型エネルギーの導入とエネルギーマネジメントの推進

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 環境局・産業労働局)

- (1) コージェネレーションシステム（C G S）の導入など、災害時の業務継続も想定したエネルギー供給体制を整備する取組を支援すること。
- (2) 蓄電システムの普及を着実に進めるため、導入を促進する継続的な支援策を講じること。
- (3) 地域でのエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

<現状・課題>

「2050年実質排出ゼロ」の実現に向けて、需給両面の取組を進めることが不可欠である。

供給面の取組では、都外からの電力供給のみに頼るのではなく、太陽エネルギー等の再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム等の省エネルギーかつ高効率な電源の普及拡大などにより、更なる省エネルギーの推進と首都東京のエネルギーセキュリティを高める取組を進めていく必要がある。あわせて、熱の脱炭素化技術の早期の実用化・普及に向けた環境整備をすることが必要である。

需要面の取組では、省エネ対策に加え、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う出力変動の増大に備え、電力の供給状況を踏まえながら需要を無理なく効率的に制御するデマンドレスポンス、調整力や供給力の提供が可能な蓄電池等のエネルギーマネジメントの取組を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 非常時のエネルギー供給体制の整備

都市開発の機会を捉えて災害時の業務継続性を確保可能なコージェネレーションシステム（C G S）を導入するとともに、エネルギーの面的な利用によって都市の省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入拡大に伴う調整力を確保する取組に対し、継続的な支援を行うこと。あわせて、熱の脱炭素化技術開発の促進に対し継続的な支援を行い、早期の実用化・普及に向けた環境を整備すること。

(2) 蓄電システムの普及

蓄電システムは、非常時の電源として活用できるほか、太陽光発電システムとの連携により、建物や地域でのエネルギーの自家消費拡大にも有効である。また、再生可能エネルギー普及に必要な調整力や供給力としての役割も期待されている。

国は、蓄電システムの導入促進及び蓄電システムも活用した調整力や供給力の創出推進に向けて、導入を促進する継続的な支援策を講じること。

(3) エネルギーマネジメントの促進

再生可能エネルギーの大量導入を見据えた家庭や事業所、地域でのエネルギーの有効利用を促進するため、DR制御可能な分散型エネルギーリソースの更なる導入に加え、これらを束ねて電力の需要最適化を図るビジネスを後押しする環境の整備や需要最適化に取り組む需要家がメリットを得られる仕組みづくりを行うなど、AI・IoT等のデジタル技術も活用したエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

3 自動車等のゼロエミッション化の推進【最重点】

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・環境局・交通局)

- (1) 非ガソリン車、特にZEV（ゼロエミッションビークル：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及び電動バイク）へシフトすることが経済的にもメリットをもたらすとともに、ニーズに応える車種の販売を促す仕組みの導入など、購入時の補助を拡充することに加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。
- (2) 非ガソリン車、特にZEVに関する技術開発、価格低減が促進されるよう、国からもメーカーに手厚い支援を行うなど強力に推し進めること。
- (3) ZEVのエネルギー供給インフラ整備の促進を図るため、利便性の高い時間制限駐車区間などの道路に充電設備の設置を進めるための必要な措置や電力会社からの400V供給を可能とする措置の検討、高速道路の急速充電施設の更なる拡充など、取組を一層強化すること。
- (4) 二輪車の非ガソリン化、電動バイクの普及に向け、具体的な導入目標を設定するとともに、補助額や補助対象車種の拡充に加え、交換式バッテリーステーションの導入及び利用拡大に向けた実効性のある支援策を行うことや、バッテリー規格の統一化による相互利用を促進すること。
- (5) 使用済みの電気自動車等から取り出した大容量バッテリーの家庭用蓄電池へのリユースを促進するため、公的な認証の取得がリユース事業者に過大な負担とならないようにすること。

(6) 非ガソリン車の普及等に加え、自動車由来の温室効果ガス排出量の早期削減に向け、エコドライブやモーダルシフトを推進すること。

<現状・課題>

自動車交通に起因するCO₂排出量は、我が国の総排出量の約16%を占め、その削減は、気候変動対策として極めて重要であり、ZEVをはじめとした非ガソリン車の普及は喫緊の課題である。

国は、令和3年1月、2035年までに、乗用車新車販売で電動（非ガソリン）車100%を実現する目標を表明した。一方、都は、令和2年12月、都内で新車販売される乗用車を2030年までに、二輪車を2035年までに100%非ガソリン化する目標を打ち出しているが、現状は、2023年度における都内の乗用車新車販売に占める非ガソリン車の割合が登録車で62.5%（軽自動車を含めて59.3%）、うち走行中にCO₂を排出しないZEVについては登録車で7.6%（軽自動車を含めて8.1%）と、普及の加速期に入ってきているものの、政策目標には届いていない。

バスについても、国では2030年度までに燃料電池バス1,200台の導入、都では新たに2035年までにEVバス1,300台、EVトラック7万台の導入を目標としたが、2023年度末時点では、都内のEVバス導入台数は63台、EVトラックは2,767台となっている。

- (1) 非ガソリン車、特にZEVの普及を本格化させていくためには、車両購入時の補助や需要のある車種にZEVを用意していくことに加えて、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブの付与及び利用に当たっての不安解消のための取組など、ZEVの継続的な利用に対する支援を普及促進の段階で集中的・時限的に行うことが必要である。

既に国においても、カーボンニュートラルの実現を目標に、持続可能な社会に資する高速道路への変革という観点から、EV等の取得及び高速道路の利用に対するインセンティブの付与について、普及促進を図る段階とそれ以降の段階に分けて検討することとされており、速やかな実施が求められる。

- (2) ZEVを含む非ガソリン車は、車種展開が進んでいない分野もある。

乗用車においては、バンやワンボックスタイプの自動車について、非ガソリン車の車種が少ない。また、電気自動車は、航続距離の問題など普及に当たっての技術的課題が多いほか、車両価格も同クラスの通常エンジン車やハイブリッド自動車と比較して高価である。

バスやトラックなどの商用車においては、本格普及に向けて国産メーカーによる市場導入が図られつつあるものの、更なる性能向上への技術開発の進展や車両価格の低減を図る必要がある。

加えて、営業車やバス・貨物車のゼロエミッション化を進めるためには、営業所等に充電設備を設置することが必要であるが、特にEVバスで現行の路線バスと同様の運用を行うためには、より短時間での充電を可能とする技術開発や環境整備が求められる。

さらに、EVバスへの補助について、車両の受注状況等によっては契約から納車まで6か月以上を要し、実績報告の期限までに納車ができない場合があることから、現行制度では補助を十分に活用することができない。

(3) 令和4年10月に東京都が実施した「自動車利用と環境に関する世論調査」においては、電気自動車等についての心配事で充電・燃料補給の「インフラ不足」を挙げる人が40%で最多であり、充電・燃料補給のインフラ整備が十分進んでいるとは言えない。このため、電気自動車等の普及に向けては、充電設備の整備を促進し、インフラ不足に対する不安を払拭することが重要である。

① インフラ不足の不安解消に向けては、基礎充電と経路充電及び目的地充電といった公共用充電を組み合わせた重層的な充電インフラ整備を進めることが重要であるが、自宅への充電設備の設置は、省エネ改修に係る所得税の特例措置の適用対象となっていないことから、一層の促進を図るためには、税制面でのインセンティブも不可欠である。

② 加えて、充電設備のうち、特に、急速充電設備は導入に伴い電力料金が大幅に上がるなど維持管理に係る負担が大きいことなどから、充電設備の普及が十分に進んでいない。

③ また、一般用電気工作物の超急速充電器の最大出力の上限は、電気事業法に基づく「電気設備の技術基準の解釈」によって制約を受けていて、一般用電気工作物の一定出力以上の蓄電池付き超急速充電器の製造・開発が進みにくい状況となっている。

④ また、特に都市部ではマンション等の集合住宅が多く、充電設備の普及を重点的に進める必要があるが、電源の確保が課題になるとともに、既存の集合住宅では導入に当たり管理組合の合意が必要となる。加えて、都市部の集合住宅に多く設置されている機械式駐車場に対して、充電設備の普及を進める必要がある。

⑤ 令和5年5月に国交省より電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドラインが公表されたものの、標準的な設置場所として時間制限駐車区間等についての記載がなされていない。公共インフラとしての充電設備の普及に向けては、電気自動車ユーザーの利便性の高い時間制限駐車区間などの道路に設置を進めることも有効である。また、設置スペースの限られる道路上において、高圧受電する際に受変電設備が必要となることは、充電器普及の阻害要因となっている。さらに、高速道路における充電設備の積極的な整備が課題である。

⑥ 一方、公共インフラとしての充電設備の普及を進めるには、公共施設において率先的に導入することが必要であり、都は既に令和3年3月、都有施設に公共用充電設備を300基以上設置する目標を設定している。

⑦ また、バス営業所等に設置するEVバス用の急速充電器は、補助金採択の優先順位が低く、予算が不足した場合は、採択が厳しくなるため、計画的な整備を進めるうえでの課題となっている。

(4) 二輪車においては、具体的な導入目標が設定されていないことに加え、非ガソリン車の車種が少なく、電動バイクは航続距離が短いことや、車両価格

が高価であることなど多くの課題がある。特に、電動バイクの普及に向けては、交換式バッテリーの共通化による利便性向上が重要である。

- (5) 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車は、大容量のバッテリーを搭載しているが、普及の進展により、今後、廃車が多く発生することが見込まれている。これらの大容量バッテリーは経年による性能劣化により、自動車用としての性能を満たさなくなった後でも、定置型蓄電池としてリユースできる性能を十分に持っている。

定置型蓄電池には、産業用と家庭用があり、産業用は使われ方がユーザーにより様々であることもあり、ユーザーごとに蓄電池の性能保証を行うことが一般的であるが、家庭用については、使われ方が画一的であると同時に、販売台数も多く見込まれるため、公的な認証を取得することで性能保証を行うことが一般的である。

しかしながら、自動車用大容量バッテリーをリユースした家庭用定置型蓄電池の公的認証については、新品バッテリー製造時と比較して負担の大きい検査が必要であるなど、自動車用大容量バッテリーをリユースした定置型蓄電池を製造する事業者にとって、ハードルが高いものとなっている。

- (6) 都は 2030 年までに 2000 年比で温室効果ガス排出量を半減とする目標を掲げており、その着実な達成には、非ガソリン車の普及に加え、走行中の車両からの CO₂ 排出量の削減や、環境負荷の小さい交通手段の活用を進める必要がある。

そのため、エコドライブに努める貨物運送事業者を評価する「東京都貨物輸送評価制度」のようなエコドライブの普及や、公共交通機関への転換、鉄道等へのモーダルシフト推進など、様々な取組が求められる。

< 具体的要求内容 >

- (1) 非ガソリン車、特に ZEV へシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすとともに、消費者のニーズに応える車種の販売を促す仕組みの導入など、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じ、十分な予算規模を確保すること。

加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ZEV の取得時における割引ポイント付与、料金減免によるインセンティブ付与及び高速道路の路外に整備された充電器を利用する際の料金制度の配慮など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。

- (2) 革新的なバッテリーの開発、車種展開の拡大、メーカー間の部品等の共用化など、ZEV を含む非ガソリン車に関する技術開発や価格低減が進むよう、メーカーに対して、国からも技術支援や財政支援を行うなど、あらゆる手段を用いて強力に推し進めること。

特に、大型のゼロエミッショントラックや、ごみ収集車をはじめとする各

種作業用車両の早期普及が進むよう、車両開発、走行実証等に対する財政的支援等を講じること。

加えて、EVバスについて、購入時の補助の予算規模を十分確保し、EVバス車両について、事業者が年間を通して導入できるよう複数年度にまたがる事業期間を含めた補助制度にするとともに、より短時間での充電を可能とする技術等、現行の路線バスと同様の運用ができるための技術開発や環境整備が進むような取組を積極的に行うこと。

(3) 電気自動車等エネルギー供給インフラの整備を図ること。

- ① 充電設備の設置を一層促進するため、個人が、自己の居住の用に供する家屋に充電設備を設置する場合は、省エネ改修に係る所得税の特例措置の対象とし、設置者の負担を軽減すること。
- ② 急速充電設備のランニングコストへの補助を新たに開始するとともに、充電設備の設置に係る固定資産税の課税標準に関して特例措置を講ずることや、充電設備に特化した電気基本料金制度の見直し等、維持管理に係る負担を軽減すること。
- ③ 急速充電器のCHAdeMO方式の最新規格では、直流1500Vを採用しているものの、電気事業法に基づく「電気設備の技術基準の解釈」により、一般用電気工作物の最大電圧が直流450Vに規定されており、一般的な超急速充電器と比較して、電力系統に低負荷で運用することが可能な蓄電池付き超急速充電器の通常出力90kW超の充電器の製品化は難しく、より高出力な超急速充電器の導入が進まないことから、該当制度の規定を緩和すること。
- ④ 集合住宅においては、新築の場合、充電設備の設置に必要な電源を確保できる設計を行うよう、マンションディベロッパー等に対して積極的に働き掛け、必要な財源措置を行うとともに、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置に当たってのガイドブック（平成29年6月改訂）」を更新しながら、費用分担の考え方や運用ルール作り等の参考となる事例等を一層周知すること。また、円滑な合意形成のため区分所有法における共用部分の変更決議の要件緩和を図ること。
さらに、機械式駐車場への充電設備設置に対しては、実態を踏まえて補助を拡充し、導入に当たっての費用負担軽減を図ること。
- ⑤ 公共用充電設備の整備促進に向け、大都市の電気自動車ユーザーにとって必要性の高い時間制限駐車区間などの道路に設置を進めるため、具体的な設置方法、設置基準等を明確にすること。また、高圧受電のための受変電設備を不要とすべく、電力会社からの400V供給を行うことが可能となるための措置を検討すること。あわせて、急速充電施設の更なる拡充などZEVが高速道路を利用しやすい環境を整備すること。
- ⑥ 短期間に集中して充電設備を増やすため、国の施設においても、率先して公共用充電設備を設置すること。特に、普及が進みにくい急速充電設備を重点的に設置すること。
- ⑦ EVバスの導入に必要となる急速充電器をバス営業所等に整備する場合には、補助金採択の優先順位を高く設定すること。

- (4) 電動バイクにおいても、二輪車新車販売で電動（非ガソリン）車 100%を実現する具体的な導入目標を設定し、達成に必要な取組及びその効果を示すこと。また、2025 年 11 月に完全施行される排出ガス規制により、第一種原動機付自転車を実質的に生産、販売が終了することを踏まえ、国内市場への一層の車種展開の拡大など技術開発や価格低減が進むよう、メーカーに対して、国からも技術支援や財政支援を行うなど、あらゆる手段を用いて強力に推し進めること。電動バイクの普及に向け、車両補助額や補助対象車種の拡充に加えて、交換式バッテリーを活用したビジネスが普及拡大していることも踏まえ、交換式バッテリーステーション設備の一層の導入及び利用拡大に向け、メーカーとも連携しながら国として実効性のある支援策を行うとともに、バッテリーの規格の統一化などによる相互利用を促進すること。
- (5) 使用済みの電気自動車やプラグインハイブリッド自動車から取り出した大容量バッテリーの他用途リユースについて促進すること。特に、数多く販売される事が見込まれる家庭用の定置型蓄電池へのリユースについて、公的な認証の取得が、大容量バッテリーのリユースを行う事業者に過大な負担とならないよう、改めて現在の検査手法を検証し、より簡易的かつ効率的な検査手法を検討すること。
- (6) 走行中の車両からのCO₂排出量削減に向け、国は、自動車の燃費や燃料使用状況を自動で取得し保存することができる車載装置等の導入支援及びエコドライブによるCO₂排出量の削減に取り組む事業者等が社会的、経済的に評価される仕組みを構築すること。
- また、自動車から、公共交通機関への転換を進めるため、地域の特性に応じた取組に対する助成を行うこと。
- 加えて、物流における共同配送や自営転換、鉄道等へのモーダルシフト等を推進していくため、中小・零細事業者でも取り組みやすい仕組みづくりや大都市での実効性のある施策の推進に資するよう十分な助成額の確保等を行うこと。

4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大【最重点】

(提案要求先 内閣官房・内閣府・総務省・経済産業省・資源エネルギー庁・
国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・総務局・産業労働局)

- (1) 「2050 年ネット・ゼロ」を実現するため 2030 年の電源構成に占める再生可能エネルギー割合 38%以上の実現を確実にするとともに、2040 年の再生可能エネルギー割合 4～5 割の水準を超える高みを目指し、取組を最大限加速させること。
- (2) 再生可能エネルギーの利用拡大に向け、グリーン水素や大型蓄電池等の活用を含む電力系統の運用改善・強化整備を図ること。
- (3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の充実を図ること。
- (4) 島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現に向けた必要な措置を行うこと。
- (5) 洋上風力発電を主とした海洋エネルギーの開発・利用を早期化するために必要な措置を講じること。
- (6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策を構築すること。
- (7) 使用済太陽光発電設備の高度循環利用の推進と、次世代型ソーラーセルなどの再資源化技術の開発・普及に向け必要な措置を講じること。
- (8) 安定的かつ人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向け、取組を更に推進すること。

<現状・課題>

再生可能エネルギーについて、令和 5 年 5 月の G 7 広島サミットにおいて、G 7 全体で 2030 年までに洋上風力 150GW の増加、太陽光 1 TW への増加を含め、導入拡大やコスト低減に貢献することが合意された。さらに、令和 5 年 11 月に開催された C O P 28 において、世界全体で再エネ設備容量を 3 倍、エネルギー効率改善率を 2 倍にする宣言に合意、令和 6 年 11 月開催の C O P 29 では、再エネ 3

倍を実現するため、蓄電容量を6倍以上とするとともに、送電網の拡大について提案され、有志国が賛意を示し、国もこれに賛同している。

こうした中、国は、本年2月に国連に提出したNDC（国が決定する貢献）で掲げる温室効果ガス削減目標の実現に向け、エネルギー供給に大きな責務を有する国としての役割をしっかりと果たし、再生可能エネルギーの導入拡大を強力に推進していく必要がある。

また、大量導入やコスト低減が可能であって、その経済波及効果の大きさから再生可能エネルギーの主力電源化の切り札とされる洋上風力発電設備の導入拡大に向け、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。）が令和元年4月に施行し、全国各地で案件形成が進んでいる。

加えて、再エネ海域利用法の一部を改正する法律が施行されると、排他的経済水域（以下「EEZ」という。）における案件形成の加速化が期待される。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた様々な課題が明らかになっている。特に、太陽光パネルは、余剰電力買取制度及びFIT制度の創設を契機として急速に設置が進展しており、これらの廃棄が2030年代半ば以降から本格化することが見込まれている。加えて、太陽光発電設備用として設置されている蓄電池も今後廃棄台数が増加することが見込まれている。一部の太陽光パネルには、他の電子・電気機器と同様に鉛などの有害物質が含まれているものがあることや、蓄電池は可燃性の液体が含まれていること等から、蓄電池を含む太陽光発電設備は、環境汚染防止の観点で適正な処理を担保するとともに、環境負荷削減の観点でもリサイクルルートを確立する等、持続的に資源循環を図る必要がある。

こうした状況に加えて、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている。

さらに、GX（グリーントランスフォーメーション）に向けた取組の進展や、生成AIの普及拡大に伴うデータセンターの拡大などのDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展による電力需要増加の可能性が指摘されている。脱炭素化など産業構造を変えるエネルギーの安定確保が求められる中、電力を「創る」そして「蓄める」取組は不可欠である。国は、令和7年2月に閣議決定した第7次エネルギー基本計画において、2040年に向け、まずは2030年度エネルギー需給見通しなどで示した具体的な施策を着実に実行した上で、2040年の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を4～5割程度の水準としているが、あらゆる施策を総動員して、再生可能エネルギーの普及拡大を行う必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 2030年の再生可能エネルギー割合38%以上の実現を確実にするとともに、2040年の再生可能エネルギー割合4～5割の水準を超える高みを目指し、再生可能エネルギー導入拡大を最大限加速させること

「2050年ネット・ゼロ」を実現するためには、国レベルでの再生可能エネルギー施策の強化が極めて重要である。国は、第6次エネルギー基本計画において、2030年の再生可能エネルギーの割合を36～38%、研究開発成果の活用・実装が進んだ場合には38%以上の高みを目指すとしていることから、こ

の実現を確実にするとともに、2050年ネット・ゼロの実現に向け、第7次エネルギー基本計画で示す2040年の再生可能エネルギーの割合4～5割の水準を超える高みを目指し、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させるべきである。

このため、次世代太陽電池や浮体式洋上風力発電をはじめとする次世代再エネ技術の早急な社会実装に向けた支援強化を行うとともに、既存再エネ技術に対する補助制度の抜本的な拡充を実施すること。特に、2025年度にも市場投入される次世代型ソーラーセル（ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を用いた太陽電池）については、その適切な実装に不可欠な関係法令や規格の整備、コスト低減・普及拡大に寄与する支援制度の強化、リサイクル体制の構築に向けた制度検討などを積極的に進めること。

また、国内でのエネルギーの効率的利用を図るためには、太陽光発電など地域で発電されるエネルギーの自家消費と有効活用を進めるインフラ環境の整備が必須である。これは、地域の脱炭素化とレジリエンスの強化、電力系統の負荷を軽減する取組でもある。そこで、建物や地域での再エネ設備の最大限の導入や自家消費を向上させるための蓄電池等（電気自動車を含む。）の導入を一層加速すること。

あわせて、デマンドレスポンスなど、AI・IoT等のデジタル技術を活用しながら、電力需給状況や建物内外のエネルギー利用状況等を踏まえた需給調整の最適化を図る、高度なエネルギーマネジメントを標準装備する取組や、地域マイクログリッドの構築に向けた取組を加速すること。

加えて、再生可能エネルギー大量導入時代を見据え、エネルギー調整力として有望な水素や系統用蓄電池等の活用を推進すること。また、電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化も進めること。

また、NDCにおける削減目標の達成、2050年ネット・ゼロを見据え、再生可能エネルギーの導入加速に向けたロードマップを明示すること。

（2）再生可能エネルギーの利用拡大に向けた電力系統の運用改善・強化整備

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、発電事業者等が新たな発電計画を策定しても、高額な系統増強費用の請求による事業断念や、接続可能となっても系統混雑時には出力抑制を課せられるなど、再生可能エネルギー導入の阻害要因となる系統制約が依然として発生している。

このため、これらを解消するため、以下の内容について更に取組・検討を深め、2030年の再生可能エネルギー利用割合38%以上の実現及び2040年の再生可能エネルギー割合4～5割の水準を超えた導入に資するよう、電力系統の運用改善、強化整備を早期に図ること。

① 既存系統の最大限の活用

系統を増強するためには、多額の費用と時間を伴うことから、まずは既存系統を最大限に活用することが重要である。

令和5年4月より、日本版コネクト&マネージにおける「ノンファーム型接続」が基幹系統より下位のローカル系統においても適用されたことから、再生可能エネルギーが優先的に送電線を利用できるよう整備されたが、引き続き発電された再生可能エネルギーを最大限活用するため、再生可能

エネルギーの優先接続・優先給電を一層推進するなど、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組の更なる強化を図ること。

また、水力や蓄電池、水素利用など電力需給調整電源の一層の活用、太陽光や風力などの変動特性の把握や気象情報を用いた発電出力予測の活用などの系統運用技術と合わせ、既存系統を最大限に活用すること。特に、国内の再生可能エネルギーを活用した国産グリーン水素による電力供給システム構築と早期市場導入に向けた支援を抜本的に強化すること。

加えて、系統用蓄電池は、再エネの出力変動に対応できる調整力等の供出や再エネ余剰電力の吸収が可能なものであることから、導入拡大に向けて支援策を継続するとともに、蓄電池設置事業者の工事費負担金の軽減、蓄電池の安全性確保を目的とした規格や制度等の強化、充電制御方法や系統接続ルールを整備等を行うこと。

② 出力抑制の最小化

太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの発電量が地域の需要を上回る状況もあり、地域内の電力需給を一致させるため、無制限・無補償の再生可能エネルギーの出力抑制が全国に拡大されるとともに、全国各地で既に出力抑制が実施され、さらに、東京電力管内においても出力抑制の可能性が示されている。電力需給調整を局所的な運用にとどめず、東北東京間連系線等、地域間連系線の活用など、日本全体として広域的な電力融通を図るとともに、デジタル技術を活用した出力制御の高度化を最大限かつ着実に推進し、出力抑制を最小化すること。

③ 系統設備の整備

長期的に再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、一定の系統の増強及び更新投資が必要となる。

現行の地域間連系線の増強スケジュールの前倒しや海底直流送電の活用等を図るとともに、各地域のポテンシャルに応じて再生可能エネルギー発電設備が最大限導入されるよう、将来的な系統の絵姿を示した「広域連系系統のマスタープラン」を踏まえ、全国規模での系統増強を早期かつ効率的に進めること。

また、系統増強に当たっては現状、発電事業者等の原因者への特定負担も生じるが、社会的インフラを整備する観点で踏まえ、特定の者に過度に負担を強いることなく、再生可能エネルギーの導入が促進されるように措置を講じること。

(3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の充実

再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大を推進するためには、制度等の構築、その着実な運営に加え、時宜に即した見直しや将来を見据えた対応と強化を間断なく実施していく必要がある。ついては、以下の必要な措置を講じること。

① F I T制度及びF I P制度の着実な運用と適切な見直し

令和4年4月から一部の電源について、「競争力ある電源への成長が見込まれる電源」として、F I P制度が導入されたが、再生可能エネルギー電源の導入促進が阻害されないよう、着実な運用を図るとともに、実施結

果について検証を行い、社会構造の変化なども踏まえ、適宜必要な見直しを行うこと。

また、F I T制度においては、「地域で活用され得る電源」に関し、地方自治体の防災計画等への位置付けが要件化されたが、こうした要件により再生可能エネルギーの導入が抑制されないよう適切に制度を運用するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

なお、制度運用に係る手続の効率化・迅速化を併せて行うこと。特に、F I T制度が適用されている太陽光発電に加え、新たにV 2 Hや蓄電池等を導入する際に必要となる変更申請手続については、処理に数箇月を要しており、速やかな電力確保が困難な状況にあるため、適切な措置を講じること。

また、F I T制度による再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、制度導入時と比べ、大きく上昇しており、電力消費者の負担感が増していることから、負担の増加を抑えることを検討するとともに、その仕組みを分かりやすく説明すること。

② F I T制度買取期間終了後の対応

令和元年 11 月以降、住宅用太陽光発電の買取期間の順次満了を契機として、蓄電池等と組み合わせた自家消費利用を促進するなど、再生可能エネルギーの継続利用が損なわれないよう引き続き適切な措置を講じること。

また、住宅用太陽光発電設備を設置した需要家が、買取期間終了に伴う環境変化に対応できるよう、官民一体となって広報、周知を引き続き行うこと。

③ 壁面等への太陽光発電設備の導入拡大に向けた対応

近年、建物等の屋上に加えて、建材一体型（壁・窓等）や軽量型など、壁面等に設置が可能な太陽光パネルが開発され、導入が進み始めている。今後、次世代型ソーラーセルの開発・普及が進む中で、更なる再生可能エネルギー導入拡大に向けて、壁面等への太陽光発電設備の導入拡大の取組を後押ししていくことが重要である。

一方、建材一体型（壁・窓等）の太陽光パネルの設置、壁等への接着による設置、60 度を超える傾斜への設置等については、J I S（C 8955）の適用除外とされ、耐震性能、防耐火性能、延焼防止、耐久性能、耐風圧性能、水密・気密性能等に関する評価基準が明確には定められていない。

そこで、施設管理者や設計・施工者等が、壁面等への太陽光発電設備の導入拡大に積極的に取り組めるよう、技術的な安全性評価の手法を整備すること。

④ 小売電気事業に関する適切な環境整備

エネルギー供給構造高度化法^{*}における中間評価の公表を踏まえ、中間評価の達成事業者については、2030 年度の目標値を上回る取組を促すとともに、未達事業者においては、着実な目標達成に向け、適切な指導・助言を行うこと。

あわせて、電力市場の健全な競争環境を確保し、消費者の多様な選択肢が確保されるよう、F I T電力や市場からの調達割合の高い新電力を含む

全ての小売電気事業者が再生可能エネルギー電源を調達しやすい環境を整備するとともに、再生可能エネルギー電源の調達が社会的に評価される仕組みの整備を進めること。

※エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）

⑤ 税制優遇措置の強化

再生可能エネルギーの更なる利用・導入拡大のため、発電設備・付帯設備の投資を促進する再エネ高度化投資促進税制を再び実施するとともに、対象設備に太陽光発電や風力発電等を含める等、税制優遇措置を強化すること。

⑥ 太陽光発電設備の適切な保守・メンテナンス体制の構築

保守・メンテナンスや施工の不良等による太陽光発電の発電量低下や途絶が生じることのないよう国は、設置状況や事故事例の実態を把握し、関係業界と連携を図りながら、長期にわたる安定的な発電の維持に必要な体制を構築するとともに、その重要性について、施工業者や設置者に対し、適切な情報発信を行うこと。

⑦ 太陽光発電システムを原因とする無線通信への障害防止に向けた対応

国は、太陽光発電システムからの不要な電波発射が無線設備に障害を与えた事例の報告が相次いでいるとし、都道府県及び業界団体に対して、太陽光発電システムを原因とする無線通信への障害防止についての周知を行った。障害防止のための具体的な方法として、C I S P R 1 1 第 6. 2 版の基準に整合していることの認証を受けた装置等の不要発射が少ないと見込まれる装置の選定を求めている。

一方で、C I S P R 1 1 第 6. 2 版を引用した試験を実施していない装置等であっても、令和 8 年 2 月 26 日まで出荷することが可能となっている。住宅購入者等が安心して太陽光発電システムを設置するためには、無線設備への影響の少ない製品の早期開発が求められる。

そこで、国は、J E T と連携し、規格に適合していない製品の出荷期限の前倒しを行うとともに、製品開発を加速させるよう、業界団体や各社メーカーに働きかけること。

⑧ 非化石証書の調達に関するニーズを踏まえた制度整備

小売電気事業者や需要家が再生可能エネルギー電源の特性にも配慮した対応ができるよう、電源の追加性、持続可能性等に関する認証の仕組みを整備するとともに、非化石証書に電源属性情報を事前に付与し、需要家等が電源情報を確認した上で調達できる仕組みを整備すること。

⑨ J ークレジット制度における太陽光設置義務化地域の取扱改善

都の新築住宅等に対する再生可能エネルギーの設置義務化（令和 7 年 4 月施行）にあわせて、義務履行のために導入される設備は追加性を有しない等の理由で、都内の中小建築物に設置される太陽光発電設備等を対象に一律で J ークレジットへ登録不可とする方向で整理された。

本来、義務基準を超過する分は J ークレジットの登録が可能であることから、義務対象や義務基準からの超過分等を適切に評価し J ークレジット

への登録を可能とするなど、住宅購入者や住宅供給事業者等の設置意欲をそぐことのない公平な制度設計とすること。

(4) 島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現

島しょ地域は、電力需要が小さく、電力系統へ接続できる再生可能エネルギーの量が限られている。CO₂を排出しないゼロエミッションアイランドの実現に向け、系統への接続可能量拡大のための技術検討や実証の促進、島しょ地域のレジリエンスを向上させるとともに、再生可能エネルギーの大量導入に必要な支援策を講じること。あわせて、島しょ地域に再生可能エネルギーを導入する際、資材の輸送費等のコストがかかることから費用が割高となり、本土と比較して事業性の確保が難しい現状を踏まえ、本土と電力系統がつながっていない電気事業法上の離島に当たる場合は、FIT制度の買取価格を上乗せするなどの措置を講じること。

また、再生可能エネルギーの長期保存による季節間の電力変動への対応技術である水素や系統用蓄電池等の導入に向けた必要な支援策を継続すること。

加えて、地域内における再生可能エネルギーの需要に対応できるよう、必要な制度や仕組みを構築すること。

(5) 洋上風力発電を主とした海洋エネルギーの開発・利用を早期化するために必要な措置

EU各国などで作成されている海洋利用計画並びに中長期的な入札目標及びサイトの明示等、国際市場で競争力を発揮できるような戦略を策定するとともに、当該目標に合わせて、国が主体的に系統増強及び基地港湾の整備を計画的に進めること。

洋上風力発電設備はサプライチェーン全体で多くの関連部品があり、国内には潜在力のあるサプライヤーが存在することから、今後の市場獲得に向けた次世代技術の開発を戦略的に進めていくこと。また、洋上風力の早期稼働に向けて、都道府県からの情報提供の受付及び促進区域の指定等について、通年で実施するなど柔軟に対応を行うとともに、地域との合意形成を国が主体的に進めるなど必要な措置を講じること。

さらに、波力発電など新たな海洋エネルギーの開発について、エネルギー関係技術開発ロードマップに沿って着実に推進すること。

加えて、EEZまで洋上風力事業を展開することを考慮すると、発電事業者に過度な負担を強いることのないよう、系統に接続するための海底送電ケーブル敷設などのインフラ整備を支援するとともに、浮体式洋上風力に関する浮体の据付等に関するガイドライン、国内認証基準、基地港湾の基準等を策定すること。

今後の商用化が期待される浮体式洋上風力については、近年の物価高騰並びに厳しさを増す船舶及びケーブルの調達状況等を考慮し、特段の支援を講ずること。

(6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策の構築

再生可能エネルギー熱市場の活性化のため、海外の先進事例も参考に、太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱利用を全国的に促進する本格的な

支援制度を創設すること。

(7) 使用済太陽光発電設備の高度循環利用を促進する施策

今後、大量廃棄を迎えるに当たり、検討しているリサイクル義務化制度を活用し、全ての太陽光パネルのリユース・リサイクルが着実に進められるよう、効率的な回収や一時保管、中間処理後のガラスの有効活用等、高度循環利用に向けたより実効性の高い仕組みを構築すること。

また、次世代型ソーラーセルなどについては、製造側に開発時にはリサイクル方法についても確立しておくことを求め、販売開始時には廃棄後のリサイクル手法や回収ルートについても確立すること。

さらに、太陽光発電設備用として設置されている蓄電池についても、今後廃棄台数が増加することが見込まれるため、安全かつ効率的な回収方法や、リサイクル等が進む仕組み等を構築すること。

(8) 安定的かつ人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向けた取組の更なる促進

国においては、2030年までに新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備を設置するという目標を掲げている。他方、都においても新築住宅等に対する再生可能エネルギーの設置義務化等を2025年4月から開始した。

これらの取組を着実に推進していくためには、再生可能エネルギーに係る持続可能なサプライチェーンの構築が肝となる。

国際エネルギー機関は、クリーンエネルギーの普及に必要な原材料や製品のサプライチェーン上のリスクの一つとして、サプライチェーンが特定の地域や企業に過度に集中していることを挙げており、各国政府に対し、国内産業の競争優位性を育む産業戦略を立てることなど、生産拠点の分散化等を提言している。こうした提言も踏まえ、国においては原料調達チャネルを確立するなど生産地の多様化を進め、安定的なサプライチェーンの構築に向けた取組を推進すること。

また、信頼性の高いサプライチェーンの構築に向けて、人権尊重などグローバルなサプライチェーン上の課題を常に認識し、国際スタンダードを踏まえた企業の適正な取組を継続的に促していく必要がある。EUにおける「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令」施行など、一定の条件を満たす企業に対し、法制化により人権デュー・ディリジェンスを義務付ける動きが更に進展している。こうした動きも踏まえ、日本においては、国が令和4年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定し、企業による人権尊重の取組を促進しているが、国際的な要請に応え、企業の予見可能性及び公平な競争環境を確保する観点からも、速やかに人権デュー・ディリジェンスに関する法制化を進めること。さらに、日本国内の企業が人権デュー・ディリジェンスに取り組めるよう、令和5年4月に公表された実務参照資料のカバー範囲以外の取組についても、速やかに手引書を作成すること。

5 水素社会の実現に向けた取組の加速【最重点】

(提案要求先 総務省・消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局・港湾局・建設局・交通局)

- (1) 「水素基本戦略」及び「水素社会推進法」を踏まえ、早期の水素エネルギーの実装化や水素社会を実現するための規制緩和や支援策等、具体的なロードマップを作り、国が率先して実施すること。

また、「グリーンイノベーション基金」やGX関連投資を活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組及び技術開発支援を進めるなど、脱炭素社会の実現に向け、社会実装化による水素利用の大幅拡大に向けた取組を加速すること。

- (2) 水素の経済合理性を高めるため、カーボンプライシングをはじめとした制度を有効に機能させるほか、グリーン水素製造コストや販売価格を引き下げるための様々な支援手法を活用し、多様な分野で水素が利用者から選択される環境を早期に整備すること。

- (3) 大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けたインフラ整備等の取組や技術開発への支援を継続的に進めること。将来的な川崎臨海部での水素の受入れの可能性を視野にパイプラインを含めた水素供給ネットワーク構築に向けて国として先導的な役割を果たすとともに、企業や自治体等の取組を支援すること。また、水素供給に関わる技術的課題を整理し、技術基準を確立するとともに、水素に関して一元化された法令等を整備すること。

現在発生している東京及び近郊の地域における水素供給量の低下や将来の水素需要量の増加に対する供給量の不足に対応するため、水素供給の確保を図るとともに、水素調達の支援を充実させること。

- (4) 脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素の普及に向けて、法令等の規制緩和、技術開発の推進、継続的な財政支援及び他団体との連携促進等に取り組み、グリーン水素供給体制の確立に向け国として先導的な役割を果たすこと。
- (5) 海外の都市とのサプライチェーン構築等に向けた都の取組も生かしながら、国として、水素の国際的な供給のサプライチェーン構築を進めること
- (6) 都がグリーン水素価格の低減や取引量の拡大に向け検討を進める水素取引所やグリーン水素トライアル取引について、水素社会推進法の柔軟な運用を考慮し、取組の連携を図るとともに、取引に紐づく水素輸送費用等を含め後押しを行うなど、国として財政面から支援を行うこと。
- (7) 水素製造設備、定置用燃料電池、水素燃料ボイラー、燃料電池車両及び水素ステーション等の導入について、メーカー、機器や車両の導入事業者、水素ステーション運営事業者等が長期的な視点をもって事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に配慮すること。

また、税制の優遇措置による実装化に向けた支援策を強化すること。加えて、技術開発の動向等に即した安全性評価の仕組みの整備を支援すること。

(8) 家庭用、業務・産業用燃料電池や純水素型燃料電池などの定置用燃料電池について、積極的な普及を図るための財政支援を行うこと。

(9) 非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充に加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。

また、燃料電池自動車（乗用車）の業務用車両としての活用を促進すること。

(10) 水素需要拡大にも資する燃料電池バス、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラック及び燃料電池ごみ収集車などの業務・産業用車両での水素活用について、より積極的な施策展開を行うこと。

燃料電池バスや燃料電池トラックの導入については導入後に負担増となる燃料費等について、支援を継続的に行うこと。

また、燃料電池を活用した新たな業務・産業用車両等が早期に社会実装を果たすよう、取組を進めるとともに財政支援を行うこと。

(11) 水素ステーションの整備・運営に対する財政支援を継続・拡充すること。

ア 整備に関すること。

燃料電池バスや燃料電池トラック等の更なる普及を図るため、供給能力増強に伴う工事費補助の拡充等、十分な財政支援を行うこと。土地の造成や障壁の設置等水素ステーションの整備に必要な経費に対する支援を充実するとともに、

フォークリフトや船舶等の燃料電池自動車以外への充填を実施する水素ステーションにも支援を拡大すること。

イ 運営に関すること。

10 年間程度を明示した継続的な運営費支援策や、土地賃借料、供給能力増強に伴う休業損失、経年による機器交換費等への支援の実施や、第三者が水素ステーションを整備し、ガソリンスタンド事業者に運営委託する仕組みなど、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。水素ステーションの経営自立化の促進に当たっては、水素モビリティの普及状況、規制緩和、技術革新等の実態を見定め、時宜にかなった対応とすること。とりわけ、中小企業には十分な配慮をすること。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会の拡大、実務経験を積む機会の更なる確保等、国として支援策等を講じること。

- (12) 水素ステーションの整備促進に向けて、「規制改革実施計画」の未措置事項を迅速に措置するとともに、更なる規制の合理化・適正化を進めること。

整備・運営に係るコスト低減に向け、関連業界等への働き掛けを実施するとともに、技術開発を支援すること。また、コスト低減を効果的に実施する仕組みと人材育成への支援を検討すること。

土地が限られている都心部での水素ステーション整備を促進するため、屋内給油取扱所に水素ステーションを整備できるよう消防法及び高圧ガス保安法における技術上の基準を示すこと。

燃料電池バスの容器再試験について、走行等による充填圧力の低下により容器再試験に必要な圧力を確保できず実施が困難な場合があるため、試験基準を緩和するなど方法を見直すこと。

(13) 東京 2020 大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、選手村跡地の再開発地区における水素利活用のための施設運営に対する補助制度を拡充すること。

(14) 東京港における水素を燃料とする荷役機械や車両等について、導入費用等に対する十分な財政支援を行うこと。また、特に F C 型荷役機械の安全かつ円滑な導入に向け、ガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

(15) 都は、水素を燃料とする小型船の建造を進めており、「水素燃料電池船の安全ガイドライン」に基づき設計を行っている。同ガイドラインは、大型 L N G 燃料船を対象とした国際基準をベースに作成されているため、小型の船舶への適用が困難な場合がある。水素を燃料とする船舶の普及拡大に向け、引き続き同ガイドラインの見直しを進めること。

(16) 鉄道分野においても水素の利活用を推進するために、早期に関連法令の一元化を進めること。

(17) 火災予防条例（例）第 3 条第 18 項について、プロパンガス、石炭ガスと同様に、水素ガスを例示列挙することにより気体燃料として明示すること。又は、個別の通知や通達、助言等によりその旨周知すること。

(18) 水素を利用する意義や水素の将来性、リスクコミュニケーション等に関して、更なる普及啓発を図ること。

<現状・課題>

水素は利用の段階で水しか排出せず、エネルギー供給の多様化や非常時対応など、多くの優れた特徴を有している。水素関連技術は、運輸・家庭・業務など様々な分野での省エネ化に寄与するほか、将来的には、発電や産業、電化が困難な熱エネルギーなどを含めた幅広い分野での脱炭素化に貢献できる。

また、水素は長期間、大量にエネルギーを貯蔵することが可能であり、今後再生可能エネルギー由来電力が大量導入された際の調整力としても有望である。

脱炭素社会を実現するためには、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に加え、再生可能エネルギー由来の電力を利用して水を電気分解して生成されるCO₂フリーであるグリーン水素をその柱とし、本格活用する必要がある。

国では、令和7年2月に「第7次エネルギー基本戦略」と、「GX推進戦略」を改訂した「GX2040ビジョン」が策定され、前年に成立した水素社会推進法に基づき、低炭素水素等の大規模サプライチェーンの構築に向けた強力な支援を進めるとしている。

現在、水素エネルギー利活用機器の市場投入や水素ステーション等のインフラ設備導入が進んでいるが、今後は更にこの流れを加速し、水素エネルギーの大幅な利用拡大を図ることが求められている。

しかし、水素エネルギーの普及・拡大に当たっては、様々な課題があり、コスト低減や購入費用の負担軽減、技術開発、規制緩和、サプライチェーンの構築、グリーン水素の供給、国民の理解促進等を進めていかなければならない。

よって、水素社会の実現に向けて、政府に対し、次の事項を実現するよう強く求める。

<具体的要求内容>

- (1) 令和6年5月に成立した「水素社会推進法」は、鉄鋼業・化学産業といった代替技術が少なく転換が困難な分野の水素へのエネルギー転換を図るパイロットプロジェクトの立ち上げを支援するため、国が事業計画を認定し、関連法における許認可の取得や拠点整備を支援することで、事業計画を迅速に実現することを目指すこととしている。

都内での安定的・長期的なグリーン水素の調達と福島県の復興の加速を目指し、福島県産グリーン水素の本法の価格差支援の申請に向け、大消費地である都が都内需要家の取りまとめなどの支援を実施しているが、水素の国内輸送部分については補助対象外であるため、支援の拡充を図ること。

「水素基本戦略」及び「水素社会推進法」を踏まえ、早期の水素エネルギーの実装化や水素社会を実現するための規制緩和や支援策等について、具体的なロードマップを作り、国が率先して実施すること。

ロードマップを踏まえ、日本の水素技術を世界に展開するための後押しとなる産業戦略を迅速かつ着実に実施すること。

「水素保安戦略」による安全の確保を前提とした水素利用に関する規制の合理化・適正化、水素利用を促す環境整備などについても、実現への筋道を明確化した上で具体的な対応内容を公表すること。

また、「グリーンイノベーション基金」も活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組、技術開発支援など、社会実装化に向けた取組を加速すること。

- (2) 水素が経済合理性を有するほどの価格水準となるまでの間、特にグリーン水素は、その価格が化石燃料に比べ相対的に高く、経済的に選択されにくいエネルギーとなるため、普及量も一定程度とならざるを得ない。

そのため、国は、水素の経済合理性を高めるため、カーボンプライシングをはじめとした制度を有効に機能させるほか、コストや販売価格を引き下げるための様々な支援手法を活用し、多様な分野で水素が利用者から選択される環境を早期に整備すること。

- (3) 水素利活用の拡大に向けては、水素の需要と供給の同期化が必要であり、エリア単位で需要を創出しながら供給体制の構築を進めることが重要であるため、大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けたインフラ整備等の取組や技術開発への支援を継続的に進めること。

具体的には、将来的な川崎臨海部での海外水素の受入れの可能性を視野にパイプラインを含めた水素供給ネットワークの具体的な構築に向けて国として先導的な役割を果たすとともに、企業や自治体等の取組を支援すること。

また、水素供給に関わる水素独自の特性（例：燃焼速度）やプロセス変更等の技術的課題を整理し、技術基準を確立するとともに、水素に関して一元化された法令等を整備すること。

現在、東京及び近郊の地域において水素供給量が低下していることに加え、国や都の支援策を通じてモビリティ分野を中心に水素需要が大幅に進展した場合、水素供給に不足が生じることも想定されることから、水素供給の確保を図るとともに、水素調達の支援を充実させること。

- (4) 脱炭素社会の実現にはグリーン水素の普及が重要である。しかしながら、普及に向けては、法令による規制や技術開発、コスト低減、環境価値の確立など様々な課題がある。これらを解決するために、グリーン水素供給体制の確立に向けた支援策や制度構築を推進すること。このため、次の事項に関し対応を図ること。

ア 法令等の規制緩和

市街地での水素貯蔵可能量に関する法令の規制緩和の実施

水素の利用拡大に向けた関係法令の規制緩和の実施

イ 技術開発の推進

グリーン水素の製造から利用に係る、より高効率な設備等の技術開発

グリーン水素を合成燃料に活用することにより、熱や運輸のカーボンニュートラルにも貢献できることから、これに係る技術開発

ウ 継続的な財政支援

グリーン水素の製造から利用に係る設備導入への支援

グリーン水素の製造から利用に係る設備等運営に要するコストへの支援

グリーン水素と化石燃料由来水素との価格差への支援

エ 他団体との連携促進

福島県・山梨県をはじめとした国産グリーン水素の活用促進に向けて、国として支援策を講じること。

グリーン水素の国際サプライチェーンの構築を進めるとともに、海外都市等との連携に取り組む自治体を国の関連団体による支援も含めて後押しすることにより、着実な確保を目指すこと。

オ その他

国におけるグリーン水素の環境価値評価を確立し、認証やクレジット化を促進すること。

需要側による選択を促すカーボンプライシングの導入など規制的手法を含む仕組みの検討を実施すること。

- (5) 海外の都市等とのサプライチェーン構築等に向けた都の取組を後押しするとともに、その成果も生かしながら、国として、水素の国際的な供給のサプライチェーン構築を進めること。

また、国における国際的な取組の進捗状況を都に情報提供するなどにより、効果的な事業の推進を図ること。

- (6) 都がグリーン水素価格の低減や取引量の拡大に向け検討を進める水素取引所やグリーン水素トライアル取引において水素社会推進法の支援対象者が製造する水素を取り扱うことを可能とするなど、同法の柔軟な運用について考慮すること。この水素取引所やグリーン水素トライアル取引は、自治体独自で価格差支援を行う取組であり本法の方向性と軌を一にするものであることから、取引に紐づく水素輸送費用等を含め後押しを行うなど、国として財政面から支援を行うこと。

- (7) 水電解装置等のグリーン水素製造設備、定置用燃料電池、水素燃料ボイラー、燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフト及び水素ステーション等の導入について、メーカー、機器や車両の導入事業者及び水素ステーション運営事業者等が長期的な視点を持って事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に配慮すること。

また、水素エネルギーの実装化のため、水素製造設備や付帯設備の投資を促進する税制を実施するとともに、広く優遇措置を行うこと。

加えて、水素を利用する新製品の開発や導入の促進に向けて、技術開発の動向等に即した製品の安全性等を評価する仕組みの整備を支援すること。

- (8) 省エネとレジリエンス向上を両立する家庭用及び業務・産業用の燃料電池や純水素型燃料電池については、初期費用の低減による普及促進を図る必要があるため、幅広く財政支援を行うこと。

また、家庭用燃料電池におけるドレン排水に対する取扱いを業務・産業用燃料電池等にも適用するなど、機器を設置しやすい環境についても整備すること。

- (9) 非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じること。

加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ZEVの取得時における割引ポイント付与や、料金減免によるインセンティブ付与など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。加えて、燃料電池自動車の特性を踏まえ、タクシー・ハイヤーやレンタカー等の業務用車両としての活用を促進すること。

- (10) 水素需要拡大にも資する燃料電池バス、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラック及び燃料電池ごみ収集車などの業務・産業用車両での水素活用に

ついて、より積極的な施策展開を行うこと。

また、燃料電池バスへの補助について、車両の受注状況等によっては契約から納車まで6か月以上を要し、実績報告の期限までに納車ができない場合があることから、現行制度では補助を十分に活用することができない。燃料電池バス車両について、事業者が年間を通して導入できるよう複数年度にまたがる事業期間を含めた補助制度にすること。

加えて、燃料電池バスや燃料電池トラックに対しては、負担増となる燃料費に対しても財政支援を継続的に行うこと。

観光バス、中型・大型トラックやごみ収集車をはじめとする各種作業用車両、水素運搬時の脱炭素化に資する水素運搬トレーラー等、燃料電池車両の研究開発、走行実証、導入に対する財政支援等を行い、早期の社会実装を実現すること。鉄道、船舶、航空等における水素利用の拡大に向けた取組を加速すること。

(11) 水素ステーションの整備、運営に対する財政支援を継続・拡充すること。

ア 整備に関すること。

水素ステーションの整備における支援対象を、土地の造成や障壁の設置、また、燃料電池バスの更なる普及や燃料電池トラックなどの商用車両の実装化を見据え、水素充填量の多い大型車両対応のための能力増強工事など、整備に必要な経費にも拡大し、十分な補助を実施すること。

フォークリフトや船舶等の燃料電池自動車以外へ充填を実施する水素ステーションや水素充填圧力 35MPa の水素ステーション、事業所専用の水素ステーションについても支援対象とし、補助制度の拡充を図ること。

都内では、水素ステーション整備に適した用地が限られることから、水素ステーションとして活用が可能な国有地等をインフラ事業者団体に情報提供し、活用に向けたあつせんを行うなどの支援を行うこと。

イ 運営に関すること。

水素ステーションの運営に対する支援については、都心部での水素ステーション整備を促進するため、土地の賃借料を新たな支援対象とすること。水素ステーションを継続的に運営するためには、経常的な経費に加えて、経年による機器故障時の交換費用や供給能力の増強工事等による休業時の損失も発生することから、運営事業者の実際の費用負担額に見合う補助額とすること。

燃料電池商用車対応水素ステーションは、乗用車だけを対象とする水素ステーションと比べ、営業時間・日数が増加し、運営経費が増加する傾向にあることから、より手厚い財政支援を行うこと。

10年間程度を明示した継続的な運営費支援策や、第三者が水素ステーションを整備し、ガソリンスタンド事業者に運営委託する仕組みなど、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。

水素ステーション設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、継続的に実施すること。

加えて、水素ステーション事業の自立化が図れるまでの間は、適用期間を最初の3年間から事業運営期間中全体に延長すること。また、令和5年度から低減された中規模水素ステーションについて、軽減割合を3分の1以上に

引き上げること。

水素ステーションは年間を通じて運営しているにもかかわらず、運営経費の補助対象期間が実質的に 10 か月に限られることから、運営実態に即した見直しを図ること。

また、補助金交付までの多額の支払が負担となる中小企業に対し、四半期や半期の実績に基づく分割払での交付が選択できるよう措置を講じること。

既存の水素ステーションの事業性確保のため、水素ステーションが機能やサービス向上のために行う設備導入や、導入後の状況変化により陳腐化した設備の更新に係る費用等に対して財政支援を行うこと。

整備済み水素ステーションの過半を占める中規模区分の運営経費の補助金額の上限が、令和 5 年度より 100 万円減額されているが、補助金額については、水素モビリティの普及状況、規制緩和、技術革新等の実態を見定め、時宜にかなった対応とすること。とりわけ、中小企業には十分な配慮をすること。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会を拡大するよう、講習終了のみを要件とした免状取得を可能とする関係法令の改正や、複数回の試験実施を想定した地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を行うなど、国として支援策等を講じること。

中小事業者等が新たに水素ステーション事業に参入しようとした場合、実務経験を積む機会を自ら確保することが困難であることから、国として更なる支援策等を講じること。

- (12)「規制改革実施計画（令和 6 年 6 月 21 日）」等に基づく規制緩和について、現在の未措置項目を迅速に措置するとともに、更なる規制の合理化・適正化を進めること。

現状では保安検査に 2 週間程度を要し、その間の営業ができない上、約 1,500 万円から 3,000 万円の高額なコストがかかっており、水素ステーションの事業性を損ない、新たな事業参入に対する意欲を低下させる大きな要因になっている。このため、コスト低減に向け、関連業界への働き掛けを実施するとともに、技術開発の支援を行うなど更なる取組を進めること。

また、コスト低減を効果的に実施する仕組みとともに、実施を担う人材育成への支援を検討すること。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）は、都内に多く存在する屋内給油取扱所への水素ステーションの整備を制限している。土地が限られる都内では、水素ステーションを屋内給油取扱所に併設することが合理的であるため、これを可能とするよう技術上の基準を示すこと。

また、上部に建築物を有する水素ステーションの整備が可能となるように、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）において、技術上の基準を示すこと。

燃料電池バスの水素タンクは、自動車の継続検査等の際容器再試験が必要であり、試験項目の一部である漏えい試験については、容器最高充填圧力の 5 分の 3 以上の圧力で実施するとされている。しかし、水素ステーションから試験場所まで近距離であっても、走行等による充填圧力の低下により、試験に必要な圧力を確保できず試験が実施できない場合がある。このため、試

験における充填圧力基準を緩和するなど、容器再試験の方法を見直すこと。

- (13) 晴海の再開発地区（選手村跡地）における水素導入は、一般住宅地における水素利用のモデルの構築により、エネルギー・環境施策の先進的な取組を実施・PRし、水素社会の構築を先導することが期待される。

大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、本地区における水素ステーションの運営や定置用燃料電池の維持管理等に対する補助制度を拡充すること。

また、実用段階では日本初となるパイプラインによる水素の街区供給事業を継続させるため、運営費支援などを導入するとともに、水素のパイプライン供給の社会実装化を推進すること。

- (14) 都は、令和5年3月に「東京港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画」を公表し、東京港における脱炭素化に向けた取組を推進しているところであるが、CO₂排出量の多くを占めるふ頭内の荷役機械や車両等のゼロエミッション化が重要な課題となっている。

大型荷役機械であるタイヤ式門型クレーンについては、近年FC換装型の機種が製品化されており、こうした荷役機械の導入が進むことで排出量の削減が期待されるが、水素を燃料とするこれらの荷役機械や車両等の導入に当たっては、水素供給設備を含む導入費用が高額であることが、普及推進を妨げる要因となっている。加えて、港内でCO₂フリーな電力を確保するためのFC型発電システム等、新たな水素需要も想定されているが、従前の化石燃料と比較した調達価格の差が大きいままでは、利用促進が困難である。

東京港におけるカーボンニュートラルポートの早期形成に向け、荷役機械等の導入費用及び運用費用について、十分な財政支援を行うこと。

また、24時間365日稼働する港湾のターミナルにおいて、大口の水素需要に対して継続的かつ安定的に水素を供給することを念頭に、特にFC型荷役機械の安全かつ円滑な導入に向け、安全対策や管理体制、作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

- (15) 庁有船に関しても、現在、更新期を迎えた指揮艇（注1）や防災船（注2）等は水素を燃料として活用する船舶に置き換える予定である。

現在、これらの設計・建造を行っているところであるが、10万トンを超えるような大型LNG燃料船を対象とした国際基準をベースに作成した「水素燃料電池船の安全ガイドライン」を適用すると、小型の船舶の実情に合わない項目がある。同ガイドラインにより、水素漏えいが想定される危険場所を設定するため、小型船では船内出入口の設置場所や船室面積に制限を受け、船舶機能が大幅に制限される。

これまでも小型船（20トン未満）の実情に合わせ同ガイドラインは一部見直されたが、水素を燃料とする船舶の更なる普及に向け、平水区域で多く運航されている旅客船（100トン程度）まで見直し適用範囲を拡大するなど、引き続き同ガイドラインの見直しを進めること。

（注1）職員輸送や港湾施設、河川施設巡回等に使用する20トン未満の小型船

（注2）河川等水上ルートを活用した災害対応力を強化するとともに、平常時は、防災や水辺環境等に対する理解と関心を深める機会を人々に提供する100トン程度の小型の船舶

(16) 燃料電池を用いた鉄道車両については、鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）と高圧ガス保安法の二法令による規制が適用されている。このことにより、鉄道事業者は個別に手続を行う必要があるため、開発や走行試験、導入の妨げになるおそれがある。

そのため、燃料電池自動車等の規制一元化と同じく、燃料電池を用いた鉄道車両についても、早期に法令の一元化を進めること。

(17) 水素コンロや水素グリル等、水素を直接燃焼させるバーナーが近年登場しており、民間企業や東京都が開催したイベントでも実際に安全に利用された実績がある。

一方、水素を利用する際、消防庁が定める火災予防条例（例）において第 3 条第 18 項中に気体燃料として水素ガスが例示列举されていないため、消防署により統一的な取扱いがなされていない実態があり、とりわけ屋内利用での判断に苦慮するケースがみられる。

そのため、同条同項について、プロパンガス、石炭ガスと同様に、水素ガスを例示列举することにより、気体燃料として明示すること。例示列举が難しい場合は、個別の通知や通達、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条に基づく助言等として発出し、その旨周知すること。

(18) 水素エネルギーの利用拡大には、国民の理解が重要であることから、水素を利用する意義や水素の将来性、リスクコミュニケーション等に関して、製品や技術開発の動向を踏まえつつ更なる普及啓発を図ること。

6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充【最重点】

(提案要求先 総務省・財務省・文部科学省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・都市整備局)

緑地の保全や創出を推進するための税財政措置を講じること。

<現状・課題>

都市における緑は、生物の生息・生育空間として都市の生物多様性を支える存在であり、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市化に起因するヒートアイランド現象の緩和や、火災の延焼防止や都市水害の軽減、避難場所の提供など、重要な役割を有している。

豊かで潤いのある質の高い都市生活を実現するためには、都内における緑の保全・創出が急務となっていることから、都はこれまでも、失われつつある貴重な緑地の保全地域指定、一定規模以上の開発の際の緑化の義務付け、公立小中学校等の校庭の芝生化などの取組を進め、緑の保全と創出に努めてきた。一方で、国は、生物多様性国家戦略を改定し、保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（OECM）の認定など、民間による生物多様性保全の取組を進めている。加えて、令和6年5月に都市緑地法（昭和48年法律第72号）の一部を改正し、特別緑地保全地区に関し自治体が行う土地買入れの円滑化や緑地機能の維持増進のための措置を講じたところであるが、自治体においては、その財政規模や国による予算配分の状況で取得できる緑地には限りがあり、更なる対策が求められる。

都市及び都市近郊の樹林地等については、所有者に緑地として保有し続ける意思があるにもかかわらず、高額な相続税がきっかけとなって転用・売却される事例が多く、緑地喪失の主要な原因となっている。また、平成27年1月から、相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し（最高税率の引上げ等）が行われたことから、緑地の喪失が更に進むおそれがある。

<具体的要求内容>

- (1) 市街地において貴重な緑地である樹林地等について、緑地として永続的に担保されるよう、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置を講じること。
- (2) 下記の緑地については、土地所有者の理解と協力とを得て、地域指定を円滑に進めるため、用地の買取りに伴う譲渡所得の特別控除額を現行の1,500万円（特別緑地保全地区は2,000万円）から引き上げること。
 - ① 都立自然公園特別地域
 - ② 都自然環境保全地域特別地区
 - ③ 都独自の保全緑地
 - ④ 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- (3) 都市緑地法に基づく緑地の保全を推進するため、以下の措置を講じること。
 - ① 市民緑地契約制度については、契約期間20年未満であっても税の優遇措

置を受けられるよう、契約期間に応じた段階的な相続税評価額の控除を行うなど、現在の制度を拡充すること。

② 市民緑地認定制度については、固定資産税・都市計画税の軽減に関する税制特例に伴う十分な財政支援を行うこと。

③ 特別緑地保全地区制度については、現行の相続税の８割評価減の優遇税制について、更なる拡充を図ること。

(４) 都市の緑地を保全していくためには、土地所有者の理解と協力とが不可欠であることから、地方自治体が条例等に基づく独自の制度として契約・協定などを締結した緑地の所有者に対し交付する緑地奨励金等について、非課税措置を講じること。

(５) 都市及び都市近郊の緑地保全を推進するため、下記の指定がなされた土地に関する固定資産税を地方税法上非課税とするとともに、それに伴う十分な財政支援を行うこと。

① 都独自の保全緑地

② 区市町村独自の保全緑地

③ 都自然環境保全地域特別地区

④ 都立自然公園特別地域

⑤ 都市緑地法による特別緑地保全地区

⑥ 鳥獣保護区特別保護地区

⑦ 区市町村指定の保存樹林

(６) 市街地における緑の創出は、国や地方自治体、民間企業などあらゆる主体による取組が重要であることから、国においても、国立大学法人附属小中学校の校庭の芝生化の推進など、国や独立行政法人が所有する施設の敷地及び屋上等の緑化を強力に推進するため、必要な財政措置を講じること。

7 公園整備事業等の推進【最重点】

1 公園整備事業等の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

水と緑のネットワーク形成を推進するため、公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、制度を拡充すること。

<現状・課題>

東京の公園緑地は、国内外の他都市に比較して著しく少ない。

また、丘陵地や低地、水辺などの緑は、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供、都市気候の調節など重要な役割を担うため、早急に保全・整備が必要である。

さらに、中長期的な国内外の利用者の回復を視野に、都市の魅力を高めるため、文化財庭園等の観光・文化の拠点となる都市公園の整備が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都東京を緑あふれる都市にするため、都市公園や特別緑地保全地区等のあらゆる公園緑地及びその関連施設の整備や用地取得等に十分な交付金を確保するとともに、活用しやすい制度設計とすること。
- (2) 公園整備や特別緑地保全地区の用地取得に係る国費率を3分の1から2分の1に引き上げること。
- (3) 増大する都民のレクリエーション需要や、市街地における防災上の避難地の確保等に対応するため、国営昭和記念公園の整備を促進すること。

参 考

(1) 公園整備事業の推進

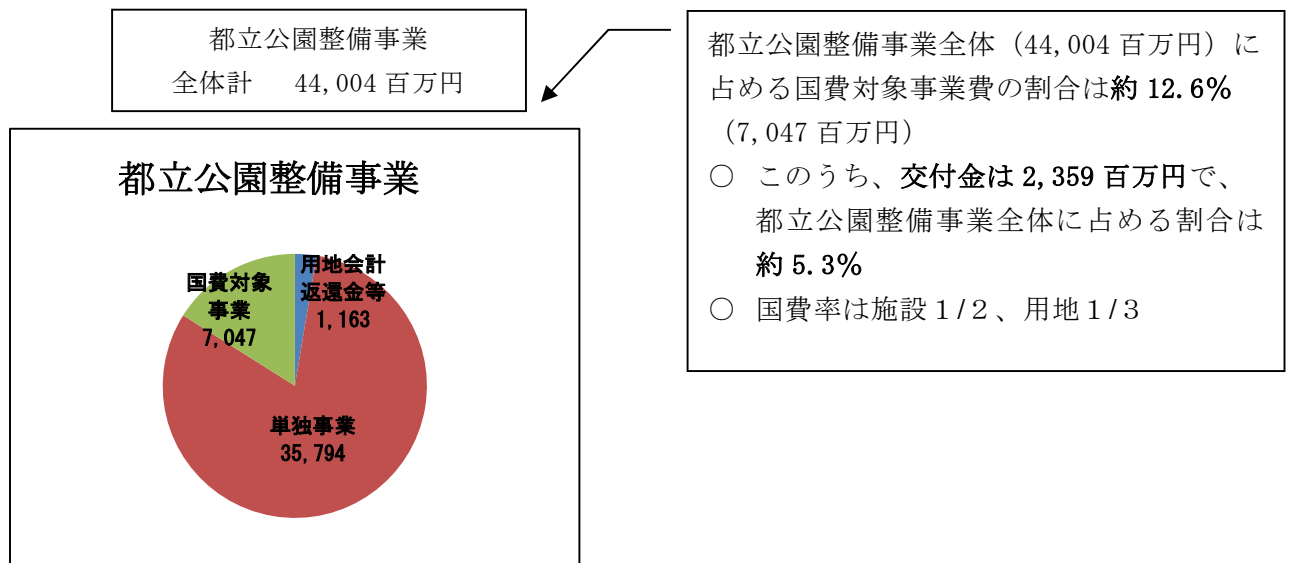
【都の公園整備の計画と実績】

区 分		都市計画公園・緑地計画 決定面積（令和6年4月現在）	公園整備済面積 （令和6年4月現在）
		規模 （ha）	規模 （ha）
都市公園	都立公園	3,968	2,066
	その他公園	7,501	4,024
都市公園以外の公園		—	2,062
計		11,469	8,152
一人当たりの公園面積 ※全国平均 10.8 m ² /人		8.1（m ² /人）	5.8（m ² /人）

都区市町共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月改定）に基づき、都市計画公園・緑地の効率的な整備を推進していく。

【令和7年度 都予算に対する交付金の割合（事業費）】

※都予算ベース



(2) 特別緑地保全地区の指定状況

（令和6年4月1日現在）

区 域	箇 所 数	面 積
	箇 所	h a
23 区	19	86.91
多摩・島しょ	34	233.86
東京都全体	53	320.77

(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
公園整備		1 / 3	都市公園法施行令第 31 条
参 考	道路・街路整備	1 / 2	道路法第 56 条
	河川整備	1 / 2	河川法第 60 条第 2 項

※ 1 / 2 とすることを要求

2 防災公園の整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

防災公園の整備促進のため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、用地取得に係る国費率を引き上げること。

<現状・課題>

震災時の首都東京の機能確保は喫緊の課題であり、都市の防災機能を高めるため、救援・復興の活動拠点や避難場所となる防災公園整備は急務である。

さらに、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震などの震災の備えを万全とし、災害に強い首都東京を実現するため、防災公園整備はより一層、早期に着実な整備が求められる。

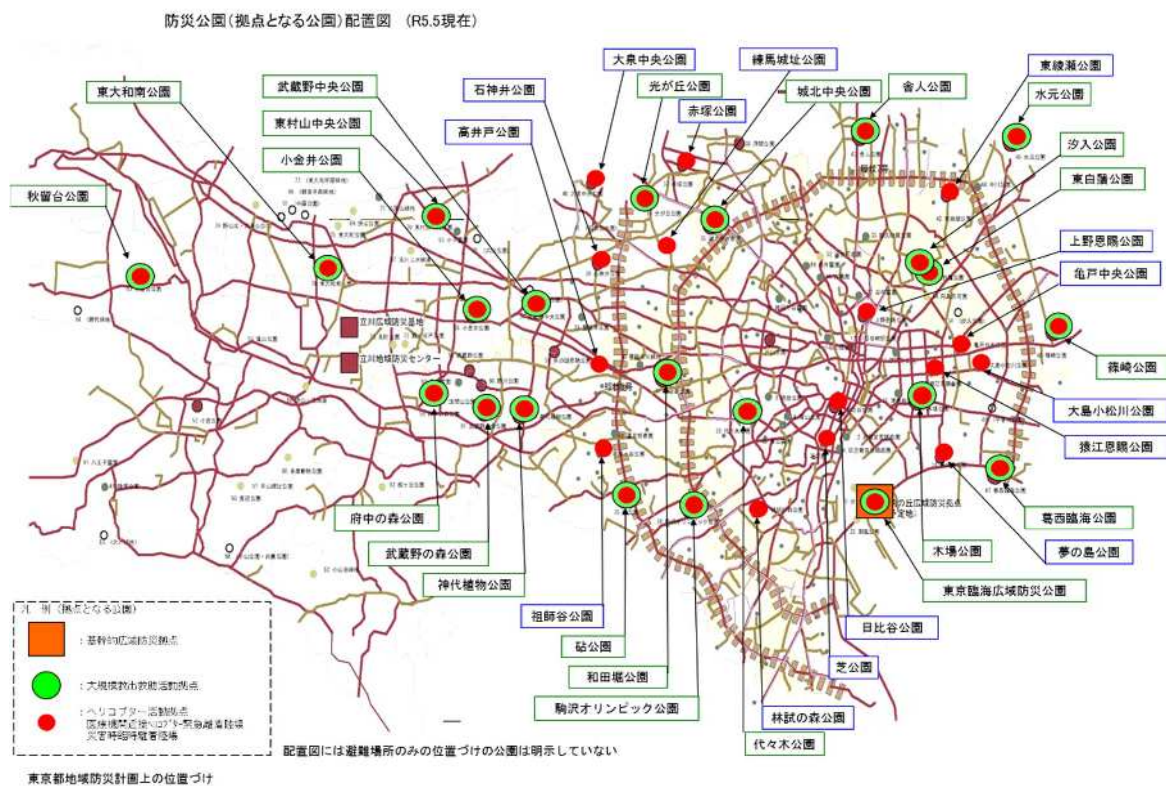
防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園は、その開園面積が計画全体の約 5 割に過ぎず、2029 年度までに約 104 ヘクタールで事業を進め、計画的・集中的に更なる拡張に取り組む必要がある。あわせて、防災公園の機能強化のため照明灯や非常用電源等の整備、改修が必要である。

<具体的要求内容>

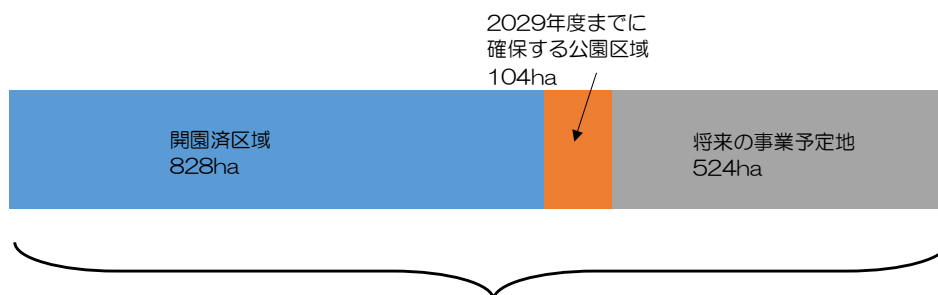
- (1) 公園整備事業推進のため必要な交付金を確実に配分すること。
- (2) 「東京都地域防災計画」等で指定された、避難場所である防災公園の整備・改修を短期集中的に進めるため、必要な交付金を確実に配分すること。
- (3) 公園整備の用地取得に係る国費率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げること。

参 考

(1) 東京都の防災公園整備 (R 7. 2)



(2) 防災公園の整備促進 (R 7. 2)



防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園 1,456ha

(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
参 考	公園整備	1 / 3	都市公園法施行令第 31 条
	道路・街路整備	1 / 2	道路法第 56 条
	河川整備	1 / 2	河川法第 60 条第 2 項

※ 1 / 2 とすることを要求

8 都市再生推進のための国有財産の活用

1 国有財産の活用

(提案要求先 財務省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・環境局・建設局)

- (1) 都市再生事業推進のため、国有財産の減額取得を可能にすること。
- (2) 緑あふれる都市に再生するため、国有財産の公園確保の仕組みづくりや緑の保全・創出に努めること。

<現状・課題>

国家公務員宿舎跡地やその他国有財産は、東京の都市再生のためにも貴重な資源であり、防災、環境、基盤整備等といった課題の解決のためにも、計画的な土地利用が望まれる。

また、都市の公園確保のための貴重な資源であるとともに、敷地内の豊かな緑は、都市における良好な緑地として大きな役割を果たしている。

平成 22 年 6 月に財務省が公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用について」において、国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生の貢献に関する記載が見られるが、その後、具体的な内容は示されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 「新成長戦略における国有財産の有効活用について」における国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生への貢献に関する具体的な内容を早期に明確にし、着実に国有財産の移転再配置を進めるとともに、都の実施する基盤整備と密接に関連する国有地（議員宿舎・国家公務員宿舎・庁舎などの跡地）を都市再生の貴重な資源として、地元自治体が活用できるよう減額取得を可能にすること。
- (2) 都市計画公園区域や隣接する国有地については、自治体が優先的に用地を確保できる仕組みを充実するほか、自治体に対する無償貸付制度を継続・拡充すること。
- (3) 国有地の利活用の検討に当たっては、以下のとおり既存樹林の保全や新たな緑地の創出などに努めること。
 - ① 引き続き国有地として保有する場合は、都市における良好な緑地の確保の観点から、既存樹林の保全あるいは新たな緑地の創出に配慮すること。
 - ② 国有地として保有せず、民間事業者等に貸付又は売却などを行う場合は、既存樹林の保全あるいは新たな緑地の創出に関する条件付けを検討するなど、都市における良好な緑地の確保に努めること。

2 公園整備に係る国有財産の活用

(提案要求先 財務省・国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、隣接する国有地を無償で貸し付けること。

<現状・課題>

都立旧岩崎邸庭園（都市計画旧岩崎邸公園）について

旧岩崎邸庭園は、国有財産である国指定重要文化財「旧岩崎家住宅」を、都が無償で借り受け、都立の文化財庭園（約 2.1 ヘクタール）として公開している。平成 13 年 10 月に開園し、年間約 20 万人が訪れる首都東京の文化・観光拠点である。

本来の岩崎邸は、当該庭園のほか、隣接する国有地（合同庁舎及び宿舎敷地）等を含み、現状の倍以上の規模を有していた。日本の近代文化の象徴ともいえる明治期の典型的な大邸宅の遺構を保全・活用するため、かつて広大な規模を誇る和館や書院庭等が配置されていた国有地を公園区域に拡張するなど、文化・観光拠点機能の拡充を図る必要がある。

<具体的要求内容>

首都東京の公園の重要な機能を拡充するため、都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、国有地を無償で貸し付けること。

参 考

(1) 国有地の無償貸付制度の概要

【法令上の優遇措置】

国有財産法 第22条	地方公共団体が緑地・公園の用に供する場合 無償で貸し付けることができる
------------	-------------------------------------

【運用】

財務省通達 ○未利用国有地等の管理処分方針について (H23. 5. 23財理第2199号)	以下のものについては、優遇措置を適用せず、 全面積を時価売払 いするものとする ・物納財産 ・独立行政法人通則法の規定に基づき国に現物納付された財産 ・ 国が移転経費を要した財産
--	--

都立旧岩崎邸庭園拡張区域



宿舎（最高裁判所）を除く各施設については、「東京23区外の庁舎等の移転・再配置計画について（H19. 6. 15）/国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」により廃止予定時期が示された湯島地方合同庁舎については、廃止・移転については示され（平成26年度以降）ているが、具体的な時期が示されていない。

9 国有農地の有効活用に向けた運用の改善【最重点】

(提案要求先 農林水産省)

(都所管局 産業労働局)

国有農地を公的利用する場合には柔軟な新規貸付けを可能とすること。

<現状・課題>

東京都内には、国有農地（開拓財産を含む。）が約 950 件（約 40 h a）ある。こうした国有農地については、農耕用や農業生産以外の用途として貸付けが行われているが、その一方で、約 600 件（約 27 h a）が、貸付けがされず、活用されていない状況にある。

このような未活用の国有農地は、国の方針に従い、旧所有者等への売却や財務省への移管などにより順次処分することとされているものの、越境工作物等の是正の見通しが立たず、処分に長期間を要する場合もあり、過去 10 年間の処分面積は約 6 h a となっている。

こうした中、近年、農的な活動を通じた地域コミュニティの形成やエネルギーの安定供給等のニーズから農地の活用が注目されている。この様なニーズに応える手段の一つとして、未活用となっている国有農地の活用が挙げられ、地域の住民が身近な場所として一緒に農作業ができる農園の開設や太陽光発電パネルの設置等が想定される。

しかし、現行の運用では、処分促進につながる場合を除き、国有農地の新規貸付けは行わないこととされているため、こうした社会的課題の解決のためには、地域のニーズに応えられるよう、柔軟な貸付けを可能とする必要がある。

このため、以下の要望を行う。

<具体的要求内容>

国有農地の有効活用に向け、貸付けが行われていない国有農地について、処分に支障を及ぼさない範囲において、自治体が農的活用のほか、非農的な利用をする場合においても、環境対策など公的な必要性がある場合には購入を前提としない新規の貸付けを可能とすること。

1 0 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進

(提案要求先 文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

世界自然遺産を将来にわたって保全していくため、外来種対策など、国は自らの取組を強化するとともに、都、村の取組に対して財政支援などを積極的に行うこと。

<現状・課題>

小笠原諸島は、平成 23 年 6 月に世界自然遺産に登録された。世界遺産は人類共通の財産であり、未来の世代に引き継ぐために確実に守らなければならない。それは、世界遺産条約締約国である日本の責任である。

そこで、世界自然遺産の適正な保全管理を推進するに当たっては、国が、主体的に取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、小笠原諸島の世界自然遺産の保全管理について、「世界自然遺産 小笠原諸島管理計画」に基づき、今後とも着実に外来種対策などに取り組むこと。特に、緊急の課題である兄島のグリーンアノール対策については、機動的な緊急対策を進めるとともに、根絶に向けて十分な財政措置を講じ、的確な取組を行うこと。
- (2) 国は、新たな外来種の侵入拡散防止に積極的に取り組むなど、世界遺産委員会の勧告に適切に対応すること。
- (3) 国は、オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、ムニンノボタンなど絶滅に瀕する固有の希少動植物の保護増殖事業への取組を拡充すること。
- (4) 喫緊の課題であるオガサワラカワラヒワについて、国は、自らが定めた「オガサワラカワラヒワ保護増殖事業計画」に基づき外来種対策などの取組を迅速に拡充するとともに、都や村が行う事業について十分な財政措置を講じること。
- (5) ノヤギの駆除を含む植生回復等都や村が行う事業については、引き続き財政措置を講じること。

1 1 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化

1 環境・保健対策の充実

(提案要求先 環境省)
(都所管局 保健医療局)

大都市における大気汚染の状況を踏まえ、大気汚染物質の健康影響に関する研究調査などを推進し、環境・保健対策の充実を図ること。

<現状・課題>

大気汚染物質と健康被害との関係については、国において各種の研究調査が実施されており、平成 21 年 9 月に、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の健康影響に関する評価が行われ、環境基準が設定された。

しかし、いまだ、粒子状物質や共存大気汚染物質の健康影響等について未解明な部分も多く、必要な研究調査等を推進し、早急に実効性ある対策を講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

微小粒子状物質（PM_{2.5}）などによる大気汚染の健康影響に関する研究調査を推進し、大都市における大気汚染の状況を十分に踏まえた公害健康被害予防事業の内容の強化充実及び対象地域の拡大を図ること。

2 大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策の実施

(提案要求先 環境省)
(都所管局 保健医療局・環境局)

大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を実施すること。

<現状・課題>

健康被害者に対する救済では、平成 19 年 8 月の東京大気汚染訴訟の和解を受け、都は、気管支ぜん息の医療費助成を、それまで 18 歳未満だったものを平成 20 年 8 月から全年齢に拡大して実施してきた。本制度により認定を受けた 18 歳以上の患者は令和 7 年 2 月末時点で約 4 万人となっている。

都は、制度創設時に関係者が拠出した原資をほぼ使い切ること、関係者からの新たな財源拠出が困難なことなどから、18 歳以上の患者への新規認定を平成 26 年度末で終了するとともに、現に助成を受けている患者に対し、平成 30 年度からは自己負担を導入し、引き続き都の応分の負担による助成を実施している。

しかし、自動車排出ガスによる大気汚染の根本的な原因は、国の規制が遅れたことにあり、国は健康被害防止に有効な対策及び総合的な健康被害者救済策を、

責任をもって講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

大気汚染による健康被害者の早期救済のため、都としては医療費助成を実施しているが、国の責任として、大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を検討し、早急に有効な対策を講じること。

1 2 熱中症対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・環境省)
(都所管局 環境局・政策企画局・総務局・保健医療局)

- (1) 熱中症の危険性に関する普及啓発活動を大幅に強化し、継続して広報を展開すること。
- (2) 熱中症特別警戒情報の発表基準について、都道府県単位よりも細かい単位を設定するなど、地域性を考慮すること。
- (3) 熱中症特別警戒情報の伝達経路は、デジタル技術を活用して都道府県・区市町村などの関係機関や住民に即時に一括して情報伝達できる手法を構築すること。また、関係省庁からの伝達経路を明示すること。
- (4) 熱中症特別警戒情報の伝達方法及びクーリングシェルトアの指定、管理や開放に関して、各自治体から寄せられた意見・質問等や運用面で想定される課題等について、Q A形式等により速やかに見解を公表すること。
- (5) クーリングシェルトアの指定や開放に必要な支援策を講じること。また、国の施設においても、区市町村が早期にクーリングシェルトアとして指定ができるよう、施設名等を早期に公表すること。

<現状・課題>

(熱中症特別警戒情報等について)

熱中症による死亡者数は、自然災害よりも多い状況である中、熱中症のリスクやその軽減のための基本的な知識の普及が十分に進んでいない。

現行の熱中症警戒アラートは、国から東京都（以下「都」という。）を經由して区市町村へ伝達しているが、改正気候変動適応法（以下「同法」という。）で新設された熱中症特別警戒情報について、環境省からのメールによる通知など、情報の伝達がシステムではなく、人の手を介して行われるため、迅速・正確に行われないおそれがある。また、発表されない日でも、運用期間中は毎日メール受信確認が必要なため、自治体職員に過度の作業負担が生じることが予想される。

環境省以外の伝達経路は、令和6年2月27日に公表された熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針において、「他関係府省庁においても、それぞれが有する様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。」となっているが、具体的な手段が明示されておらず、警報伝達の即応性、実効性の確保の点で懸念がある。特に、気象庁からの伝達方法については、「気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。」といった例示にとどまり、具体的にどのような形式でどのような内容の情報となるのか示されていない。

また、熱中症特別警戒情報の発表基準は、「都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合」となっているが、建物が密集し人工被覆が多い都心部と、山間部や島しょ部では、気象条件の差異が非常に大きく、地域の暑さの実態に応じた発表とならない可能性が高い。

（クーリングシェルターについて）

区市町村が指定することができるクーリングシェルターの施設条件について、同法及び省令では、適当な冷房設備を有すること、必要かつ適切な空間を確保することなどが示されているが、受け入れることが可能であると見込まれる人数の算出基準が示されておらず、また、協定締結者となる施設の管理者に関する定義が不明確である。これらの内容は、都内区市町村等からも複数質問が寄せられており、法施行後の運用面での懸念がある。

< 具体的要求内容 >

- （1）これまで、省庁横断的に熱中症予防キャンペーンが実施されてきたが、熱中症による死亡者数は近年増加傾向にあることを踏まえ、きめ細かく分かりやすいキャンペーンなど効果的な普及啓発活動を継続して取り組むこと。
- （2）熱中症特別警戒情報の発表基準について、都道府県単位での発表が基本とされているが、同一都道府県内であっても地域ごとに気象条件が大きく異なることから、都道府県単位よりも細かい単位を設定するなど、地域性を考慮した基準とすること。
- （3）新設された熱中症特別警戒情報については、国がデジタル技術を使って一斉に情報発信することにより、法定化された重要な情報を住民や関係機関に迅速かつ正確に伝達するとともに、都道府県・区市町村職員の作業負担を軽減することができる。

また、関係省庁から都や関係区市町村へ遅滞なく情報が伝達されるようなサブルートを明示するとともに、原則報道機関の協力を得て積極的に国民へ周知するという考えに基づく対応をすること。

- （4）クーリングシェルターの指定や管理、開放について、事例で示すだけでなく、各自治体から寄せられた意見や要望等を踏まえ、運用面で想定される課題（受入可能人数の算定方法や協定締結者の考え方）等をQ&A形式などにより整理し、「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」等に記載し、早期に公表すること。

(5) 区市町村での指定や施設管理者の開放に多大な負担が生じることのないよう、必要十分な支援策を講じること。

また、区市町村の施設だけでなく、国や都道府県、民間施設の幅広い活用が行われるよう、利用者への普及啓発に向けた効果的な方法を検討し、必要な協力を行うこと。特に、国の施設は早期に公表し、速やかに区市町村がクーリングシェルターとして指定できるようにすること。

1 3 フロン対策の推進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 機器廃棄時におけるフロン類の適正処理が行われるよう、フロン排出抑制法等の内容の周知徹底や都道府県への支援、処分手続の迅速化などを国の責務において確実に実施すること。
- (2) フロン類の使用時漏えい対策として、フロン排出抑制法に基づき管理者に課されている第一種特定製品の点検が適正に行われるよう、事業者に対する周知徹底の仕組みづくり及び都道府県に対する情報提供を行うこと。また、先進技術を活用した漏えい対策の普及促進のため必要な措置を講じること。
- (3) 極めて強い温室効果を有している代替フロンを冷媒として使用した機器からノンフロン機器への転換を加速させるため、技術開発への支援や普及促進のために必要な措置を講じること。
- (4) 地方自治体の効果的な取組を促進するため、フロン類排出量推計の算定においては、より実態に即した内容に見直しを行うとともに、算定で活用したデータ等については詳細かつ速やかに提供すること。

<現状・課題>

フロン類の温室効果は極めて強く、国全体では温室効果ガス排出量の 4.1%、都内では温室効果ガス排出量の 10.7%を占めており（2022 年実績）、気候変動対策として、フロン類の排出削減は喫緊の課題である。

このような中、国は地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）において、2040 年度までに H F C s の排出量を 77%削減（2013 年度比）するという目標を掲げ、都も東京都環境基本計画（令和 4 年 9 月）において、2030 年の目標として H F C s の排出量を 65%削減（2014 年度比）という目標を掲げている。また、2050 東京戦略（令和 7 年 3 月）において、2035 年の目標として 70%削減という目標を掲げた。これらの目標を達成するためには、フロン類を使用する機器の製造時、使用時、廃棄時のライフサイクル全般にわたる排出実態を踏まえた削減対策に加え、ノンフロン機器の普及など、幅広い対策を更に推進する必要がある。

- (1) 国の報告によると、廃棄時のフロン類回収率は4割程度と低迷している。さらに都では解体現場において聞き取りや指導等を行っているが、いまだにフロン排出抑制法に対し認識の低い事業者が散見される。
- この状況を改善するために、フロン排出抑制法に基づき、機器廃棄時における適切なフロン類の回収処理等を周知し、事業者における取組の徹底を図るとともに、都道府県に具体的な取組方針を示す必要がある。
- また、みだり放出違反については、被害拡大を防止する観点から迅速な対応が求められるが、行政に主体的な処分権限がなく、告発等による刑事処分は手続が煩雑かつ相当の時間を要し、速やかな処分は困難な状況にある。
- (2) 小規模の商店や飲食店ではフロン排出抑制法の認知度が極めて低いことが課題となっており、小規模事業者に対し積極的な使用時漏えい対策を促す仕組みづくりが必要である。また、建物用途によっては、業務用と家庭用機器が混在していることも多く、管理者が特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)とフロン排出抑制法どちらに基づいて廃棄等すべきか理解していないことも多いため、法の周知徹底などが必要である。加えて、対象者である管理者は業種業態も様々で、対象者数も膨大であり周知や指導等による具体的な削減効果の把握が難しい。
- フロン類の使用時漏えい対策として機器の点検が義務付けられているが、人の手による点検では発見が困難な微小漏えいが起きていることが多く、漏えいの早期発見を可能にする常時監視システム等の先進技術の活用を推進することが必要である。
- (3) 業務用冷凍空調機器については、ノンフロンの冷媒を使用していくことが、排出抑制の有効な手段の一つである。しかしながら、現在のノンフロン機器は機種が限定されていることやフロン使用機器と比較して高額であることなどから、ノンフロン機器への転換が進まない状況となっている。このため、機器の管理者が積極的にノンフロン機器に転換できる環境を整える必要がある。また、空調機器等については現在ノンフロン機器が開発途上のため、ノンフロン機器の開発を支援する必要がある。あわせて、グリーン冷媒やノンフロン機器の開発状況を正確に把握する必要がある。
- (4) フロン排出削減の施策検討や対策効果の確認のため、フロン類排出量のデータは常に最新の状況を踏まえて算定等を行うことが重要である。そのため国は、令和5年度から令和6年度にかけて業務用冷凍空調機器の使用時漏えい率や初期充填量の見直し等を行ってきた。しかし、国のフロン類の排出量推計には、他にも長年見直しが行われていない内容があるため、引き続き実態に即した必要な見直しを行い、速やかに推計に反映させていく必要がある。また、国が公表する排出量推計データが限られていることから、地方自治体において効果的な対策を検討するための障壁となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 廃棄時漏えい対策を促進するため、以下の内容を実施すること。
- ① 事業者に対し、機器廃棄時における適切なフロン類の回収が行われるようフロン排出抑制法の内容について周知徹底を図るとともに排出実態を把

握すること。

- ② フロン排出抑制法に基づく対策が確実に実施されるよう、都道府県に対して行政指導等に関する情報提供や支援を行うとともに、都道府県が実施すべき具体的な取組方針を示すこと。
- ③ 都道府県による指導監督の更なる実効性向上のため、みだり放出違反に対する行政処分の規定化や、速やかな刑事処分を行えるよう手続の簡素化などを図ること。
- ④ フロン排出抑制法でフロン回収義務の対象となっていない家庭用機器等については、フロン回収や機器廃棄の実態を把握するとともに、適正な回収・処理に向けた方策を講じること。

(2) 使用時漏えい対策を促すため、以下の内容を実施すること。

- ① 管理者に対し、フロン使用機器の適正管理等、フロン排出抑制法に基づく取組の実施義務について、周知徹底を図ること。特に、小規模事業者に対する周知徹底の仕組みづくりを行うこと。
- ② 都道府県による管理者に対する指導等の充実を図るため、都道府県に対し算定漏えい量の解析情報や情報センターの充填回収量等の情報のほか、機器管理状況や使用量など使用実態を把握し情報提供を行うこと。あわせて、第一種特定製品の開発動向や市場導入状況等を情報提供するなど支援を密に行うこと。
- ③ 業務用、家庭用機器にかかわらず、フロンの漏えいを防止するため管理者が適切に管理から廃棄まで実施できるよう処置を講じること。また、都道府県が取り組むべき具体的な取組方針やその評価方法等を明示するなどの支援を行うこと。
- ④ 使用時漏えいの防止のため、漏えいの早期発見を可能にする常時監視システム等の先進技術の普及促進に向け、メーカー等に更なる技術開発を促すこと。また、管理者による積極的な導入を促進するため、先進技術の導入によるフロン排出削減効果等についてユーザーへの積極的な情報提供や財政支援等必要な措置を講じること。

(3) 温室効果が低いノンフロン冷媒を使用した機器の普及拡大を推進するため、以下の内容を実施すること。

- ① ノンフロン機器の開発を支援するとともに、グリーン冷媒の安全性や新たな環境影響について十分な検証を行い、ユーザーへの情報提供を積極的に行うこと。
- ② 更なるノンフロン機器普及を図るため、ノンフロン機器に対する補助制度を拡大・継続すること。
- ③ 業務用冷凍空調機器を設置する事業者にノンフロン機器への積極的な転換を促すよう、分かりやすく具体的な情報提供を行うこと。
- ④ グリーン冷媒やノンフロン機器の開発状況について逐次情報提供を行うこと。

(4) フロン類排出量の実態把握に係る以下の内容を実施すること。

- ① フロン類の排出量推計をさらに精緻化していくため、引き続き、機器の使用時及び廃棄時に係る必要な内容の実態把握を行うとともに排出量推計

に反映させ、速やかに結果を公表すること。

- ② 地方自治体における正確な排出量推計及び効果的な取組の検討に必要な機器分類や冷媒種をはじめ、排出量推計に活用したデータをより詳細かつ速やかに提供すること。

1 4 道路における環境対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

二酸化炭素排出量の削減に寄与する低炭素アスファルトの普及促進を図るとともに、幹線道路の騒音対策やヒートアイランド対策などに関する必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

低炭素アスファルトについて、都はその使用を原則とするなど普及促進を図っている。一方、国は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の一部改正を行うことにより、道路分野の脱炭素化を図ろうとしているが、更なる二酸化炭素排出量の削減を実現するためには、多くの自治体で低炭素アスファルトを積極的に活用することが不可欠である。

幹線道路の沿道においては、騒音・大気汚染など環境が厳しい箇所もあり、沿道住民の生活環境改善に向けた課題が依然として残されているため、その対策が求められている。

また、ヒートアイランド対策の一つとして、路面温度の上昇を抑制する効果のある舗装を敷設する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 脱炭素社会の実現に向け、国が使用する低炭素アスファルトについてアスファルト混合物審査委員会の事前認定を取得するなど自治体の利用促進に向けた環境の整備を図ること。
- (2) 騒音対策としての低騒音舗装や緩衝建築物一部負担、ヒートアイランド対策としての遮熱性舗装等に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 騒音対策としての防音工事助成に対して財政的支援を実施すること。
- (4) 自動車排出ガスによる大気汚染が特に著しく、重点的な対策を実施することが必要な地点について、国が主体となって、必要な調査と対策の検討を行うこと。

参 考

1 令和7年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
沿道環境改善事業	17136	1,751（876）
低騒音舗装	11,481	914（457）
遮熱性舗装・保水性舗装	5,501	687（344）
防音工事助成	4	0（0）
緩衝建築物一部負担	150	150（75）

区 分	事業費	国、首都高速㈱の負担金額
局地汚染対策	32	5

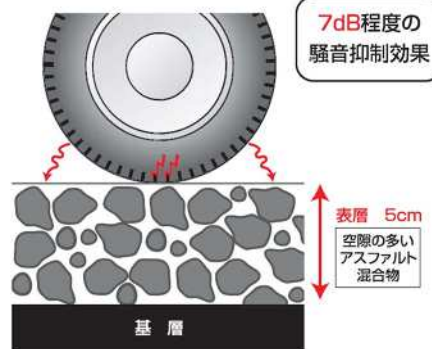
都、国、首都高速㈱が負担比率に基づき負担している。

2 都への当初内示額

（単位：百万円）

区 分	令和6年度	令和7年度
沿道環境改善事業（国費）	266（133）	144（72）

低騒音舗装



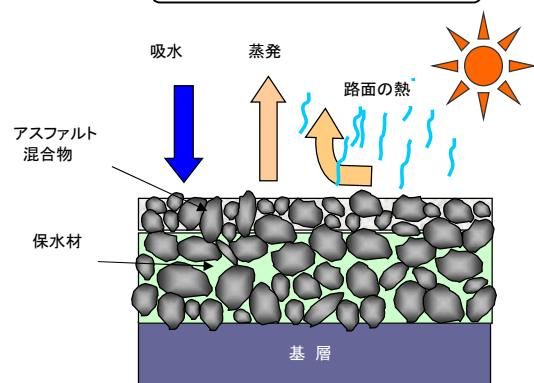
- ・ 隙間の多い材料を舗装表面に使用し、走行車両のタイヤと路面で圧縮された空気により発生する音などを空隙に吸収する舗装
- ・ 通常の舗装と比べ路面の騒音を7デシベル程度抑制する。

遮熱性舗装



- ・ 舗装表面に遮熱材を塗り、赤外線を反射して熱吸収を防ぐ舗装
- ・ 舗装表面に塗るため、低騒音舗装に施工しても騒音低減機能は損なわない。

保水性舗装



- ・ 舗装の空隙に注入した保水材によって、雨水などの水分を吸収し、蓄えることができる舗装
- ・ この水分が晴天時に蒸発する気化熱で路面温度を下げ、舗装から大気への放熱を少なくする。

1 5 微小粒子状物質（PM_{2.5}）・光化学オキシダント（O_x）対策の推進

（提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局 環境局）

大気環境中の微小粒子状物質（PM_{2.5}）と光化学オキシダント（O_x）の濃度改善のため、発生源の実態や生成メカニズムを解明し、総合的かつ広域的な対策を早急に講じること。

<現状・課題>

東京の大気汚染は、各種固定発生源対策やディーゼル車走行規制等の実施などにより、浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準を達成するなど確実に改善している。残された課題として、大気環境中で光化学反応等により二次的に生成するPM_{2.5}やO_xの濃度改善がある。

PM_{2.5}の都内の濃度は、これまでの対策により大幅に低減し、令和元年度に初めて全測定局で環境基準を達成して以降も減少傾向ではあるが、都独自の政策目標を掲げ、取組を推進している。一方、O_xは、全国的に環境基準を超過した状況が続いている。

PM_{2.5}やO_xは、発生源が多岐にわたり、大気中の挙動について未解明な部分が多く、日本国内の排出源のほか大陸からの越境汚染を含む広域的な大気の流れに起因することなどから、国は、行政区域を越えて広く存在する発生源の実態や二次生成機構等を解明し、これまでの原因物質対策（揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物（NO_x）等）の効果検証を踏まえながら、総合的かつ広域的な対策を講じる必要がある。特に、国はO_x対策として光化学オキシダント対策ワーキングプランを策定し、健康影響や植物影響などを整理した上で、環境基準の見直しも含めた検討を行うこととしている。

また、PM_{2.5}やO_x等の大気汚染物質は、気候変動により濃度が変化することや、一方で気候変動に影響を及ぼすことが報告されており、大気汚染と気候変動は密接に関係している。気候変動対策の取組が世界的に進められる中、気候変動対策の観点を持ちつつ大気汚染対策を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- （１）多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム、大気の流れ、全球的なバックグラウンド濃度の影響等について、引き続き詳細な解明を行い、これまでの対策の効果検証を踏まえながら、原因物質削減目標の設定など総合的かつ実効性のある広域的な対策を早急に講じること。

また、誤解を招くことのないよう、健康影響や植物影響、環境基準の見直しなどに関する正確な情報やデータを適切に提供すること。

- （２）VOCは、PM_{2.5}とO_xを生成する主要な原因物質の一つであることか

ら、排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するとともに、総合的な削減対策を引き続き強力に推進すること。

① 平成 18 年 4 月より進めてきた大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく排出規制と事業者による自主的取組を併せた V O C 排出削減対策について、これまでの対策の効果検証を詳細に行い、事業者の取組の効果を定量的に把握できるようにすること。

② P M 2 . 5 と O x 生成能の高い V O C をそれぞれ明らかにする調査や植物起源 V O C の排出量の実態把握を進めること等により、V O C 排出削減による P M 2 . 5 と O x の低減効果の定量的な予測精度を向上させること。

あわせて、生成能の高い V O C の実態把握を進めるため、P R T R 制度や V O C 排出インベントリの対象とする V O C の成分を拡充させるとともに、効果的な対策方法について検討を進め、速やかに実施すること。

③ 法規制の対象にならない中小事業者に対し、一層自主的取組が促進されるよう、財政支援も含め、早急に推進策を講じること。

④ 自主的取組を実効性あるものとするため、小型・低コストの処理装置や排出量の管理が容易にできる測定機器及び代替品となる低 V O C 資材の開発・普及を促進すること。

⑤ V O C 排出事業者へ製品製造を発注している事業者に対し、V O C 対策を盛り込んだ発注仕様の採用を促し、発注側からの V O C 対策の普及を図ること。

また、公共調達における V O C 排出抑制への取組が推進されるよう、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）において V O C 対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。

⑥ 日常生活に伴う V O C の排出が抑制できるよう、製造業者や関係団体に対し、V O C 使用量の少ない商品の製品化を促す取組や支援を行うこと。

また、消費者や企業に対し、製品の購入に当たって V O C の少ない製品を選択するよう広報・情報提供を行うこと。

⑦ 低 V O C 塗装工事の更なる普及に向け、研究体制の充実や民間等の先行事例の検証により知見を収集し、国が行う公共工事について、建築工事における水性塗料の適用部位の拡大を図ること。

また、橋梁等、鋼構造物における低溶剤、無溶剤及び水性塗料の採用を促すよう、現場での試験塗装を実施するなど標準仕様の改定に向けた取組を進めること。

さらに、グリーン購入法における公共工事の項目について、特定調達品目の建築資材として、水性塗料をはじめとする低 V O C 塗料等に関する内容の充実を図ること。

⑧ 現在 V O C 自主行動計画に参画していない建設業界に対し、産業界と同等の V O C の排出削減に向けた目標の設定等、実効性のある取組を促すこと。

⑨ 燃料蒸発ガスの低減対策のうち、給油所側の対策である S t a g e II 給油機の更なる普及促進に向けて、事業者が自主的取組を円滑に実施できる

よう、継続的な財政支援を含め、必要な措置を早急に講じること。特に、都内に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収率の高い S t a g e II 給油機普及促進のため、メーカーへ更なる技術開発を促すなど必要な措置を講じること。

⑩ 大規模な V O C 取扱施設が集中する地域（臨海地域など）の排出総量の実態や影響を把握し、一層の排出抑制策を講じること。

（３）O x の濃度は、N O x と V O C とのバランスに依存し、N O x の濃度が改善されても、夏季に都市部で上昇する可能性がある。そのため、自動車排出ガス規制の強化などによる N O x の削減量に見合った V O C 削減量とするための対策の一層の推進を図るなど、総合的な大気環境対策を推進すること。

（４）安定的な環境基準の達成には至っていない P M 2.5 について、以下の施策を講じること。

① 排出インベントリの精度向上に重要であるため、発生源から排出される P M 2.5 の凝縮性粒子を共通の手法で測定することができるよう、汎用性の高い標準的な測定法を定めること。

② 船舶や航空機が集中する地域（臨海地域など）からの P M 2.5 排出総量の実態や影響を把握し、排出抑制対策を講じること。

（５）大気環境の改善と気候変動の回避の双方により実効性のある対策を推進するために、P M 2.5 や O x 等の大気汚染物質と気候変動の関係について、調査研究を進め情報提供を行うこと。

1 6 有機フッ素化合物対策の推進【最重点】

(提案要求先 農林水産省・環境省・防衛省)
(都所管局 環境局・都市整備局・保健医療局・産業労働局・水道局)

- (1) 有機フッ素化合物（以下「PFOS等」という。）に関する最新の科学的知見等を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。
- (2) 健康影響等が懸念される場合は、対策等も併せて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。
- (3) 「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（令和6年11月更新）」について、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）が局地的に検出される状況だけでなく広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容に見直すこと。
- (4) 土壌中のPFOS等について、測定方法を確立するとともに、評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等も示すこと。
- (5) PFOS等の農畜産物等への影響を速やかに明らかにするとともに、必要な対応を行うこと。
- (6) 現在も使用されているPFOS等を含有する泡消火薬剤について、設備点検を強化させるなど漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。
- (7) 横田基地内で発生したPFOS等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。

<現状・課題>

P F O S等については、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われている。

国はP F O S及びP F O Aについて、既に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）に基づき製造・輸入等を原則禁止とするとともに、水環境及び水道水中について目標値等を設定し、その目標値を超過した場合の対応を参考情報として「P F O S及びP F O Aに関する対応の手引き（令和 6 年 11 月更新）」（以下「手引き」という。）を取りまとめている。さらに、国はP F O S等に関する専門家会議等を新たに設置する等、P F O S等に係る総合的な対応について検討を進め、令和 5 年 7 月に「P F O S、P F O Aに関するQ & A集（令和 6 年 8 月更新）」（以下「Q & A集」という。）及び「P F A Sに関する今後の対応の方向性」（以下「対応の方向性」という。）を公表した。

一方、これまでに国等が行った地下水の調査において、局地的に比較的高い濃度の高い地点があることが判明しており、健康等への影響も含めて不安を感じる都民に対応するため、都ではP F O S等に関する相談窓口を開設し、相談に対応している。しかし、Q & A集において、P F O S及びP F O Aが人の健康に及ぼす影響及び地下水等の環境中の濃度に関する評価を明確にしていない。

令和 6 年 6 月に内閣府食品安全委員会から公表された「有機フッ素化合物（P F A S）の食品健康影響評価書」では、P F O S及びP F O Aの耐容一日摂取量（T D I）を設定し、今回設定したT D Iを踏まえた対応が速やかに取られることが重要であるとされ、また、生殖・発生への影響は、動物試験において証拠の確かさは強いとされたが、ヒトに対する影響発現のメカニズムは不明としており、その他の影響についても、関連は否定できないものの証拠は不十分としているものが多く、健康影響について明確に示されていない。

また、手引きにおいて、各地方公共団体が行う地域住民の健康状態の把握及び健康影響に関する調査・研究について言及されているが、評価の方法等が示されていないなど、対応可能な内容となっていない。

加えて、本年 2 月に公表された「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第 7 次報告案）」において、公共用水域及び地下水におけるP F O S 及びP F O Aの指針値（暫定）については、毒性学的に明確な基準値又は指針値の設定が可能と判断されることから「指針値」とすることが適当と示されたが、その設定時期はいまだ示されていない。

さらに、手引きの内容も、基本的に局地的にP F O S及びP F O Aが検出された状況に対応するものとなっており、広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容とはなっていない。

また、対応の方向性では、ばく露防止の対策を徹底するため、各自治体の参考となるような追加調査や濃度低減のために必要な措置の検討に資する参考情報等を手引きに追加していくとされているが、その内容はいまだ示されていない。

一方、過去に土壤に浸透したP F O S等に関しては、国が令和 5 年 7 月に土壤中のP F O S、P F O A及びP F H x Sの測定方法を示したが、暫定的な手法であり、限られた試料数・土質の土壤で精度検証を行っているため、様々な土質で測定した際の精度には留意が必要であるとされている。また、土壤調査を行う契機、調査対象、運用方法、調査結果の評価指標、地下水の濃度低減のために必要

な措置等が示されていない。

国は、今後も使用が継続される可能性があるP F O S等を含有する泡消火薬剤について全国の在庫量を調査しているが、その廃棄や交換の費用負担が大きいことから、都内でも地下駐車場等において設置されたままとなっている。このP F O S等含有泡消火薬剤について、令和5年12月に都内の駐車場から漏出する事案が発生し、周辺の河川において暫定指針値を超えるP F O S等が検出された。今後、新たな汚染を防止するためには、既に設置されているP F O S等を含有する泡消火薬剤について、関係省庁と連携して消防設備点検の強化など漏出防止に向けた取組を進めるとともに、使用年数の長期化に伴う設備の老朽化から漏出事故の発生リスクが高い施設については、P F O S等を含有しない泡消火薬剤へ交換を進める必要がある。横田基地においては、平成22年から平成24年までの間に3件のP F O S等を含有する泡消火薬剤の漏出があったことが確認され、また、令和6年8月にP F O S等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報があり、都民の間に不安の声が広がっており、速やかに地下水等への影響等の評価・公表等することが求められている。

<具体的要求内容>

- (1) P F O S等に関する最新の科学的知見及び国内での検出状況を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にすること。具体的には、P F O S等が人の健康に及ぼす影響及び地下水や土壌等の環境中の濃度に関する評価を明確にするとともに、我が国としての見解等を国民に対して分かりやすく示すこと。
- (2) 人への健康影響等が懸念される場合は、その対策等も併せて検討し、自治体に情報提供するとともに必要な支援を行うこと。
- (3) 手引きについては、都内のようにP F O S及びP F O Aが広域的に検出されている状況においても実効性のある対応が図れるよう具体的な措置を示すこと。
- (4) 土壌中のP F O S等については、その測定方法を確立するだけでなく、土壌の評価指標や地下水の濃度低減に向けた対応策等も示すこと。
- (5) 地下水や土壌等からの農畜産物及びその栽培環境への影響を速やかに明らかにするとともに、安全性に関する基準の早期策定や対策の提示等必要な対応を行うこと。
- (6) 今後も使用が継続される可能性があるP F O S等含有泡消火薬剤について、管理者に対して設備点検を強化させるなど関係省庁と連携して漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。
- (7) 国の責任において、横田基地内で発生したP F O S等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。また、今後、P F O S等の漏出等が新たに判明した場合には、東京都及び基地周辺自治体に速やかに情報提供すること。

1 7 市街地土壤汚染対策の推進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 土壤汚染対策法について、簡素で実効的かつ環境リスクに応じた合理的な規制となるよう見直すこと。
- (2) 狭あいな土地に採用可能で低コストな土壤汚染対策技術の開発促進及び事業者が対策を円滑に行うための助成制度の拡充を図ること。
- (3) 操業中に可能な浄化技術の開発促進及び操業中の対策に係る助成制度の整備等を講じること。
- (4) 掘削除去によらない持続的に実施可能な土壤汚染対策の普及啓発を行うとともに、特に自然由来等土壤（水面埋立て土砂由来を含む）においては、有効利用を促進するための実態把握、関係機関への周知・調整、その上で必要な制度改善等を進めること。
- (5) 土壤汚染対策に係る情報のデジタル化及びオープンデータ化を進めるとともに、その上で必要な電子様式の導入・整備や制度改善等を行うこと。

<現状・課題>

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）について、政省令の本文、施行通知、調査及び措置に関するガイドライン、説明会等において、解釈が示されているものの、二度の改正を経て、制度が複雑化しており、自治体、調査機関、調査実施者等の関係者全体の負担となっており、法令に明記がないにもかかわらず、運用上必要な事項が多いことも負担増の要因となっている。

また、人為由来による高濃度汚染が存在する土地と自然由来や水面埋立て土砂由来による比較的低濃度の汚染が存在する土地に対する規制がほぼ同様の内容となっており、事業者の負担が大きいことに加え、区域指定を忌避し、区域指定を解除するといった過度な対策が講じられている。

さらに、中小企業の狭あいな土地における土壤汚染の調査・対策に要する費用負担が大きいことから、土壤汚染対策が進まず円滑な土地利用が進まない懸念が

ある。

加えて、土壤汚染対策においては、一般的に掘削除去等の対策をとることが多く、搬出する汚染土壌の運搬・処理に大量のエネルギーが使用されるとともに、埋戻し土壌に山砂が使用されることで自然環境に影響を与えている事例がある。また、環境負荷だけでなく、土地取引の中で掘削除去を求められること等により対策費用がかさむばかりか、土地の利活用が阻害され、ブラウンフィールドの発生につながる可能性も懸念されている。基準不適合土壌が確認されている土地において、法令等で求められている土壤汚染による人の健康被害の防止が確実に図られていることを前提として、個々の現場状況に応じて、環境面・経済面・社会面に配慮した持続可能な土壤汚染対策を実現していくことが重要になる。

特に自然由来等土壌については平成 31 年 4 月の法改正により一部の規制が緩和され、有効利用が可能になったが、現状では、法改正前と同様にほとんどが汚染土壌処理施設へ搬出されており、有効利用が進んでいない。これにより、大量の自然由来等土壌の処理に莫大な費用が掛かるとともに、エネルギー消費による地球温暖化等への影響も生じている状況である。

都においては、土壤汚染対策に係る情報のデジタル化を進めているが、届出等に係る書面について電子様式等がない状況がある。また、土地の管理等を確実にを行うためには、土壤汚染に関する情報をオープンデータ化することが有効であるが、必要な事項について公表規定が無いなど障壁となっている。

これら多くの課題解決のため、国においても必要な普及啓発等を進めるとともに、法制度の更なる運用改善や助成制度の整備等が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 土壤汚染対策法について、各自治体の実情を踏まえ、既存制度をベースに特例を設けるような方向ではなく、制度の在り方について抜本的に見直しを行うとともに、環境リスクに応じた簡素で実効的かつ合理的な規制を行えるように制度を見直すこと。

また、調査及び措置に関するガイドラインは、実務を行う上での指針となっているが、内容が複雑化しており、円滑な運用の支障となっていることから、現場の実情に即したより使いやすいものとなるよう、自治体や学識経験者も交えた議論の場を設定し、適切な改訂を行うこと。

- (2) 大都市の住宅と工場が混在する狭い土地に対応でき、かつ、資金力に乏しい事業者が低コストで土壤汚染対策が行えるよう早急に汚染処理技術の開発を促進するとともに、事業者が対策を円滑に行うための助成制度の拡充を図ること。
- (3) 有害物質を取り扱う操業中事業者に対しては、施設の廃止時に必要となる土壤汚染調査や対策について、制度の周知徹底を図るとともに、施設の廃止時に備えた取組を含めた啓発を行うこと。

また、操業中でも実施できる浄化技術の開発を進めるとともに、対策の実施に必要な資金の助成制度等の促進策を設け、事業者の負担軽減を図ること。

- (4) 掘削除去によらない土壤汚染対策が選択されるよう、技術開発や普及啓発、必要な制度改善を実施すること。

また、自然由来等土壌の有効利用を促進するために、関係機関への周知・調整や実態把握を行い、その上で、例えば工事中の搬出入調整のための仮置ヤードでの一時保管を可能にするなど、更なる制度改善等を進めること。

- (5) 土壌汚染対策情報のデジタル化やオープンデータ化推進のため、電子管理票等の導入や、届出に必要な書面の電子様式を整備するとともに、調査猶予地等、未調査地についての公表の在り方について検討し、必要な制度改善を進めること。

1 8 P C B 廃棄物処理の促進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

P C B 廃棄物処理の促進を図ること。

<現状・課題>

平成 28 年 8 月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 34 号。以下「改正 P C B 特別措置法」という。）に合わせ、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の省令等も改正され、P C B 廃棄物の期限内処理及び高濃度 P C B 使用製品については処分期間内に使用を終えて廃棄することが義務付けられた。

高濃度 P C B 廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和 6 年 8 月 30 日閣議決定）に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）の北海道事業所及び東京事業所において、事業終了準備期間（令和 8 年 3 月末まで）内に完了させることとしているが、所有者が覚知できなかった照明器具用安定器やコンデンサー等の高濃度 P C B 含有製品が散発的に廃棄物として発見されることが想定される。

低濃度 P C B 含有機器（P C B 含有の疑いのある機器を含む。）については、使用期限や P C B 濃度の分析義務が法で定められておらず、国からの適正処理に関する周知が不十分であり、国が定める期限までの P C B 廃棄物処理の完了が厳しい状況が予想される。

さらに、低濃度 P C B 含有の可能性を否定できない照明用安定器については、処分方法が未だ示されておらず、低濃度 P C B の処分期限が迫る中で、事業者に対して引き続き保管をお願いしている。

<具体的要求内容>

P C B 廃棄物の早期かつ適正な処理の推進に向けて、

- ① J E S C O 事業終了後に発見された高濃度 P C B 廃棄物の取扱いについて、具体的な対応方法を示すとともに、生活環境上の支障が生じないように、中小企業等への指導や支援など必要な措置を講ずること。
- ② 低濃度 P C B 含有機器（P C B 含有の疑いのある機器を含む。）について、使用期限や P C B 濃度の分析義務を法で定め、コンデンサー等の封じ切りの電気機器については、分析により生じる代替機器購入費用等について、財政措置の対象とすること。
また、国が把握している電気工作物設置者のデータ等を活用し、使用中の事業者に対して、国が期限内の適正処理について指導するとともに、周知を図ること。
- ③ 低濃度 P C B 含有の可能性を否定できない照明用安定器について、早急に処分方法を示すこと。

1 9 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策 の充実【最重点】

(提案要求先 林野庁)
(都所管局 産業労働局・政策企画局)

- (1) 森林循環に資する国産木材の利用促進施策を拡充すること。
- (2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や、低コスト化推進のための施策を強化すること。
- (3) 実態に即した森林整備が適切に進むよう、森林経営計画制度の認定要件を見直すこと。
- (4) 花粉発生源対策の強化に取り組むこと。
- (5) 森林における地籍調査が進むよう対策を講じること。

<現状・課題>

我が国の森林は、戦後植林された人工林が伐採・利用の時期を迎えており、国産木材の利用拡大を通じた森林循環の促進が急務となっている。国産木材の利用拡大については、平成30年に発生したブロック塀の倒壊事故を受け、木塀の設置が進むなど、近年、建築物等の木造・木質化が進められており、ウッドショック等を契機に国産木材の需要が高まっている。

こうした木材の利用が進む一方で、伐採更新が停滞する森林が依然として残され、若い森林が極端に少ない偏った年齢構成となり、森林の持つ土砂災害防止機能や二酸化炭素吸収能力の低下を招いている。

また、今や都民の約2人に1人がスギ花粉症に悩んでいるといわれ、都民、国民の健康にかかわる重要な課題となっており、花粉発生源対策のスピードを上げていく必要がある。

一方、伐採・植替え（花粉発生源対策）においては、森林の所有者の世代交代や不在村化等により、所有者や境界の不明となった森林が増え、大きな支障になっている。今後、更にこうした森林が増加していくことが懸念される。

都では、地域材である多摩産材の利用拡大に向け、都有施設の整備を行う際に、積極的に多摩産材を活用するほか、区市町村の公共施設や集客力のある商業ビル、住宅等における木材利用の促進を図っているところである。加えて、国産木材の利用が進むよう、都の提案により全国知事会に設置した47都道府県が参加する国産木材活用プロジェクトチームにおいて、地域の活性化や国土強靱化などにつながる国産木材の更なる需要拡大に向けた政策提言を取りまとめ、国に対して協力を要請するとともに、都道府県が創意工夫を凝らした取組を展開している。

また、森林循環の促進に向けて、林道等の基盤整備を進めるとともに、最先端

の林業機械を導入し、伐採・搬出の効率化を図っているほか、急傾斜地での木材搬出技術を持つ高度な技術者を育成するための講習会の実施等を進めている。

さらに、花粉発生源対策として、スギ・ヒノキ林の伐採・搬出と花粉の少ないスギ等への植替え及び保育の実施に加え、今年度から専門家を活用した森林の所有者や境界の明確化の支援を都自ら働きかける取組を始めている。

国は、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで 2050 カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現を目指すこととしており、森林循環の促進及び国産木材利用をより一層進めることが必要である。

また、花粉発生源対策については、令和 5 年 5 月に花粉症に関する関係閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、令和 6 年の飛散期から今後 10 年を視野に入れた施策も含め、解決するための道筋が示された。花粉は都県境を越えて飛散することから、広域的な対策の強化に取り組むことが必要である。

このため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

(1) 森林循環に資する国産木材の利用促進施策の拡充

伐採したスギ等の国産木材を積極的に利用するため、国産木材を使用した塀など、幅広い用途での普及を加速させる財政支援を継続的に行うこと。

また、民間利用での一層の利用促進や中高層建築物の木造化に向け、技術研究開発や設計・施工を担う人材育成などの施策を拡充すること。

(2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や低コスト化推進のための施策の強化

森林の多面的機能の発揮と森林循環の促進に向け、林道等の基盤整備、森林の所有者や境界の明確化、林業におけるデジタル技術の活用、架線系高性能林業機械の開発・普及への支援を強化すること。

また、急傾斜地等での木材搬出に必要な、林業架線作業主任者の資格を取得するための講習会の講師の要件が極めて限定的であるため、その要件を見直すこと。

(3) 実態に即した森林整備の推進に向けた森林経営計画制度の認定要件の見直し

木材価格の低迷等により、管理や伐採更新が進まない森林について、林業経営体の実態に即した整備が適切に進むよう、森林経営計画における伐採上限や間伐要件を緩和するなど制度の見直しを図ること。

(4) 花粉発生源対策の強化

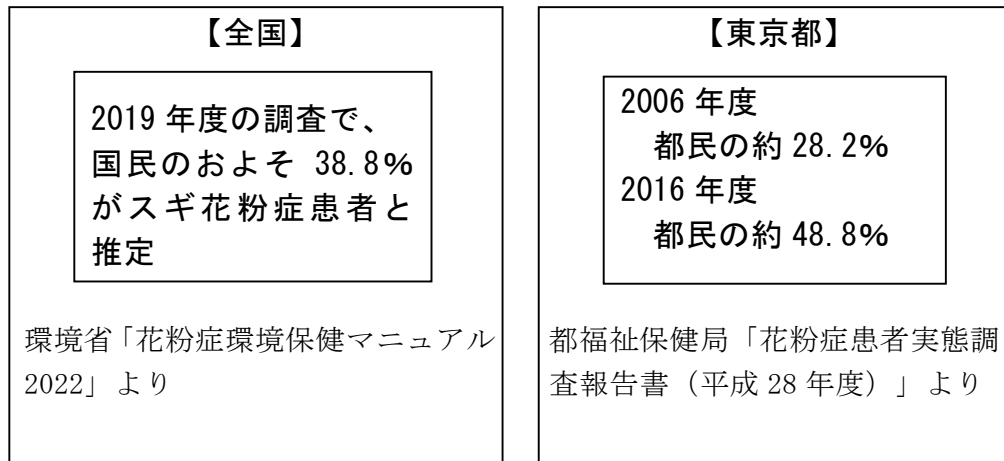
花粉の少ないスギ等への植替えが広域的に進むよう、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材需要の拡大など総合的な対策を強化すること。

(5) 森林における地籍調査が進む対策への取組

相続登記されないことにより所有者が不明瞭な森林での地籍調査の加速に向け、自治体が執行体制の強化が図れるよう財政的措置を行うとともに、森林における地籍調査の意義について広報の充実を図ること。

参 考

【花粉症患者数】



【花粉飛散数の推移】



※ 1990年に千代田で測定開始、1997年に小平で測定 開始、2005年に多摩、立川、府中で測定を開始しました。2005年以降は、現在の 12 地点で測定を行っています。

飛散花粉数の経年変化

令和 7 年 1 月 22 日 保健医療局

「令和 6 年度第 2 回東京都花粉症対策検討委員会 会議資料」より

20 東京湾の水質改善対策の促進

(提案要求先 農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・都市整備局・環境局・建設局・
港湾局・下水道局)

東京湾の水質改善に資する施策に対し必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

<現状・課題>

東京都では、50年100年先を見据え、持続可能なまちづくりを目指す「東京ベイeSGプロジェクト」に着手した。このプロジェクトでは、水と緑溢れる都市づくりのひとつとして、「泳げる東京湾」の実現を目標に掲げ、水質改善技術の技術実証を行っている。

一方、東京湾の水質については、有機汚濁の代表的な水質指標であるCOD（化学的酸素要求量）はこの20年間で大幅には改善されておらず、窒素、りん等の流入による東京湾の富栄養化に伴う赤潮や貧酸素水塊の発生等が依然として存在する。東京湾は東京都以外からの汚濁負荷の排出割合が約7割を占めており、水質を改善するには、関係する全ての自治体の協力が欠かせない。

現在、「東京湾再生のための行動計画（第三期）（令和5年3月付東京湾再生推進会議策定）」に基づき、東京湾再生に向けた取組が進められており、関係する他の自治体とともに広域的な取組を進めることが重要となっている。

<具体的要求内容>

東京湾の水質改善に向け、関係自治体が取り組む以下の施策に対し、必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

○下水道

合流式下水道の改善、高度処理の導入促進、未整備地域の整備促進等

○雨水流出抑制

貯留・浸透施設の設置等

○農業集落排水施設

未整備地域の整備促進、老朽化施設の更新整備、高度処理の導入促進等

○河川・港湾

河川や運河等での汚泥しゅんせつ等の有機汚濁対策、湿地や河口及び港湾における干潟整備等の自然再生

2 1 食品ロス削減施策の推進【最重点】

(提案要求先 消費者庁・農林水産省・経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

食品ロス削減に向け、多様な主体と連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するとともに、食品リサイクル法の対象を拡大すること。

<現状・課題>

日本国内で発生する食品由来の廃棄物等のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスは令和4年度実績で472万トンと推計されており、これは国連世界食糧計画（WFP）による食糧援助量（約480万トン）とほぼ同等に相当する膨大な量である。

- ① 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）に基づき、令和7年3月には、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が変更された。都においても令和3年3月に策定した東京都食品ロス削減推進計画等に基づき、2035年65%減、2050年食品ロス実質ゼロに向けて多岐にわたる施策を着実に推進しているところであり、国民運動として事業者・消費者・行政等の多様な主体が協働により取組を進めていく必要がある。
- ② 流通段階（製造、卸売、小売）で発生する食品ロスは、食品ロス全体の3分の1に上る。農林水産省の「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）において、加工食品や日配品の商慣習に関しての取りまとめや、納品期限の緩和等の動きが進展しているものの、更に実効性のある対策を進める必要がある。また、コロナウイルス感染症5類移行後の外食産業からの食品ロス発生量については、需要回復やインバウンドの拡大等を想定した上で、更なる削減の取組が不可欠である。
- ③ 国内の食品ロスのうち、約5割は家庭から発生しており、事業系と比べて削減幅が少ないことから、家庭系での対策を強化する必要がある。買い物前のストックチェックや、消費時期を踏まえ、商品棚の手前等にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」等、食品ロスを意識した消費行動の重要性が一層増している。食品ロスの削減に向けた具体的な行動を促すよう、普及啓発等に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ④ 令和6年度から計35の業種区分について発生抑制の目標値を設定したものの、目標値の設定がなされていない業種区分も多い。

発生抑制は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）において最優先で取り組むべき事項であり、施策を更に強化する必要がある。

また、食品リサイクル法の対象となっている業種は、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業の4業種であり、学校などは法の対象となっていないことから、食品リサイクル法の対象とするよう検討する必要がある。

- ⑤ 飲食店等や家庭から排出される食品廃棄物は、多くが可燃ごみとして清掃工場で焼却されている。食品ロス削減を進めてもなお排出される食品廃棄物については、脱炭素化や飼料化肥料化などのバイオマス資源として活用を促進するためにも資源化处理が必要である。今後、家庭と飲食店等の外食産業から排出される食品廃棄物の処理先を確保するためにも、飼料・肥料として循環利用できることに加え、メタン発酵による再生可能エネルギーを創出するなどの食品リサイクル施設の整備を促進することが重要である。

＜具体的要求内容＞

物価高騰、物流のドライバー不足といった社会情勢の影響は、食の各分野にも及んでおり、食品ロス削減に当たっては、フードサプライチェーンの強^{じん}靱化、安全・安心志向の高まり、社会貢献意識の高まりなどの変化を的確に捉え、対応していくことが必要である。食品廃棄物の発生抑制及びリサイクル促進に当たり、次のとおり取り組むこと。

- ① フードサプライチェーンが複雑に絡み合う過程で発生する食品ロスの削減に向けて、事業者、消費者、行政等の各主体の連携の下、実効性ある取組が進むよう更なる施策を講じること。
- ② ワーキングチームにおける議論等を更に進め、賞味期限の延長など一部企業で行われている取組を業界全体に広げる方策を検討するなど、商慣習による食品ロスの削減に引き続き取り組むこと。

また、A I、I C T等の情報通信技術を活用した流通段階における食品ロスの発生状況を事業者自らが把握するシステムの普及など、社会実装に向けた取組を加速すること。

さらに、インバウンド向けに分かりやすいメニュー表示や食べきりを促す取組等を強化すること。

あわせて、ニーズの高い温度管理が必要な食品寄贈をしやすいするため、地域循環型のスキームを構築し、フードバンク等と連携して、発生した食品ロスの寄贈を促進すること。

- ③ 消費者の食品ロスに関する実態把握や理解促進が進むよう、行政や事業者等における削減の取組を積極的に情報発信するとともに、食品ロス削減に関して体系的に理解できる普及啓発資材の開発や、知識を得る機会の創出を積極的に図ること。
- ④ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき、発生抑制の目標値が設定されていない業種区分の目標値を早期に設定すること。既に設定された目標値についても、更なる排出抑制促進のため、目標値の見直しを検討すること。
- また、学校給食用調理施設について、学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果を踏まえ、食品リサイクル法の対象とするよう検討すること。
- ⑤ 食品リサイクル施設の整備を促進するため、自治体や事業者による施設の新設・増設や処理能力の増強に対する財政的な支援を更に拡充すること。

2 2 ヒアリ等の侵入及び定着防止措置の実施

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・港湾局)

危険な特定外来生物であるヒアリ等を国内へ侵入定着させないため、関係国と協力して混入防止が確実に実施されるような仕組みづくりを進めるとともに、ヒアリ等が確認された場合には速やかに防除を実施すること。国以外の者が防除を行う場合には、十分な財政支援及び技術支援を実施すること。

<現状・課題>

平成 29 年 6 月 9 日に兵庫県尼崎市において国内で初めて特定外来生物である「ヒアリ」が確認されて以降、これまでに「ヒアリ」及び「アカカミアリ」（以下これらを「ヒアリ等」という。）が全国各地の港湾施設のみならず物流拠点でも確認されている。

ヒアリ等は攻撃性があり、人体への被害等を及ぼす生物であることから、ヒアリ等が国内に定着した場合、国民の生活に大きな影響を与える可能性がある。

また、ヒアリが定着している米国では、人体への被害に加え、年間の経済損失が 60 億ドルに上ると報告されており、その駆除に要する労力やコストは甚大なものとなることから、ヒアリ等の定着防止は正に喫緊の課題である。

そのためには、ヒアリ等を海外から侵入させないための予防的な防除が何より重要であるとともに、侵入が見られた場合には、初期段階における徹底的な防除と継続的なモニタリング調査による定着防止措置が必要である。

さらに、ヒアリの有翅女王アリが令和元年 9 月から 10 月までにかけて東京港青海ふ頭において見つかるとともに、最近も全国各地で発見事例が続いていることから、今後は定着を想定した備えも必要である。

よって、次の事項について、国の緊急的かつ継続的な実施を強く求める。

<具体的要求内容>

- (1) 特定外来生物被害防止基本方針（令和 4 年 9 月 20 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、今後とも関係地方公共団体との緊密な連絡調整の下に対策を講じること。
- (2) ヒアリ等が定着している海外港湾等からの貨物に対し、ヒアリ等の混入を防止する方法等を検討し、関係国と協力して混入防止が確実に実施されるような仕組みづくりを進める等、海外からの貨物に係る予防的防除を実施すること。
- (3) 上記（2）の対策が講じられるまでの間、東京港の外貿コンテナふ頭及びその周辺におけるヒアリ等の調査について継続して実施すること。
- (4) ヒアリ等が確認された場合には、速やかに根絶及び拡散防止のための措置

を講じること。

- (5) 今後も既にヒアリ等が定着している国や地域からのコンテナを取り扱う国際港湾・空港エリアからヒアリ等が侵入することが想定されることから、コンテナの流通経路の把握、点検・調査の方法、緊急防除の実施体制など効果的な防除に関して検討し、関係事業者に早期に周知すること。
- (6) 国際港湾・空港エリア外にヒアリ等が侵入することを想定した対応について、具体的な方策を検討し周知すること。
- (7) 地方公共団体及び関係事業者が調査・防除等を実施する場合の財政支援及び技術支援を実施すること。

2 3 プラスチック対策の推進【最重点】

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) プラスチック等の資源利用の脱炭素化を進めるために、大幅なりデュース・リユース及び水平リサイクル技術の社会実装に向けた施策を推進すること。
- (2) リユース容器や再生樹脂の価格競争力を高めるため、経済的手法も含めた措置を検討し導入すること。

<現状・課題>

資源の大量消費が気候変動や生物多様性の損失を地球規模で引き起こしている。脱炭素社会を実現するために、大量生産・消費・廃棄の一方通行型経済から資源を再利用し、新たな投入量を減らすサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を先進国が主導していく必要がある。

プラスチックは優れた素材であり、食品の保存等に欠かせないものであるが、その一方で、海洋ごみになった場合、海洋生態系に大きな影響を与えるリスクが増大しており、国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。

使い捨てプラスチック容器包装・製品等の大幅な削減と使用済み容器包装・製品の水平リサイクルを実現する必要がある。

令和4年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）では、（1）プラスチック使用製品の環境配慮設計及び使用の合理化の促進、（2）区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化、（3）製造事業者等による自主回収の促進、（4）排出事業者による排出の抑制及び再資源化の促進といった措置が盛り込まれたが、プラスチック資源循環を促進するため、各主体が実効性のある取組を行うことができるように、国が積極的にイニシアティブを発揮することが重要である。

第5回国連環境総会で検討された法的拘束力のあるプラスチック汚染対策に関する国際協定の制定については、2024年中の合意には至らなかったものの、引き続き協議が進められている。また、EUにおいては、2024年12月に再生材使用率義務化を含む包装・包装廃棄物規則が採択された。プラスチックの汚染対策及び資源循環を今後一層促進するためには、プラスチック資源循環法ではカバーされていないリユースの促進策や、高度な水平リサイクル技術によって得られた再生樹脂が市場で優先的に選択される仕組み作りも喫緊の課題として検討する必要がある。また、プラスチック以外の資源も含めた資源利用の脱炭素化に向けた具体的なビジョンやルールを社会全体で議論するとともに、経済的手法も含めた施策を検討することが重要になっている。

これらに加え、プラスチック製品の製造・販売事業者による自主回収・リサイクルについても、その手続が煩雑である等の課題がある。そのため、自主回収や

リサイクルをスムーズに行えるような仕組みの構築が必要である。

＜具体的要求内容＞

(1) 大幅なリデュース・リユースに向けた実効性ある制度の構築

指定容器包装利用事業者の判断の基準となるべき事項（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第7条の4）及び容器包装多量利用事業者の定期報告制度（同法第7条の6）の見直しを行い、プラスチック製の使い捨て容器包装・製品の大幅な削減やリユース容器への切替えなどを促進する実効性ある制度を構築すること。

また、プラスチック使用製品設計指針においてバイオマスプラスチックの利用を検討することが規定されているが、原料採取に係る持続可能性やリサイクル容易性等を十分に配慮すべきであることを周知すること。

さらに、使い捨てプラスチック容器のリユース容器への移行を促進するため、洗浄施設の整備等リユースに対する支援措置を講ずること。

(2) プラスチック使用製品廃棄物の再商品化等に係る区市町村の負担軽減等

プラスチック資源循環法第6条第1項に基づき区市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を行う際には、要する経費に対し特別交付税措置を講ずることとしているが、結果として特別区は措置を受けられていない。区市町村に過度な負担が生じることなく安定的に取組を実施できるよう、十分な負担軽減策を講じること。また、必要に応じて制度の見直しを図り、区市町村の負担を軽減する施策を講じること。

区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化や排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化（同法第7章）の拡大に応じて、中間処理施設やリサイクル又はケミカルリサイクル施設の施設容量の増が必要となることから、区市町村・事業者による施設の新設・増設等を支援すること。

(3) リユース容器や再生樹脂の利用拡大に向けた経済的手法の検討

リユース容器や再生樹脂の利用拡大を図るため、「リユース容器と使い捨て製品」及び「再生樹脂とバージン樹脂」との価格差を埋めるための経済的手法の導入を検討すること。例えば、原料ナフサを対象とした炭素税の導入又は欧米諸国の一部が導入している使い捨てプラスチック製品への課税のように、バージン樹脂課税により使い捨てプラスチック製品やバージン樹脂利用の抑制を図るとともに、その財源をリユースシステムの普及や水平リサイクル技術の開発、社会実装への支援措置に充てること等が考えられる。

(4) 事業者による自主回収・リサイクルの拡大

プラスチック製品について、製造・販売事業者による自主回収・リサイクルを推進するため、プラスチック資源循環法に基づく大臣認定制度を事業者へ周知し、活用を働き掛けるとともに、手続の簡素化等に積極的に取り組むこと。

2 4 学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進

(提案要求先 文部科学省・農林水産省)
(都所管局 教育庁)

学校給食におけるプラスチック製品の削減等、環境への配慮について、自治体及び給食物資を提供する事業者に対し意識啓発を行うこと。特に、都道府県による学校給食用牛乳供給事業者の決定に当たっては、環境配慮等の取組も評価し事業者決定が行われるよう、学校給食用牛乳供給対策要領を見直すこと。

<現状・課題>

令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が施行され、ワンウェイプラスチック（※）の提供事業者が取り組むべき事項の判断基準が示されるなど、プラスチック製品の削減に向けた社会の気運は高まっている。

また、環境負荷の低減のみならず、児童・生徒への環境教育の面からも、学校給食を通じたプラスチックの削減は重要である。

現在、学校給食で使用する食器や物資については、プラスチックが使用されている実態がある。学校給食で使用する食器や物資を提供する事業者は、学校設置者である自治体の判断によりその選定及び契約が行われており、プラスチックの削減に向けては、自治体に対する意識啓発はもちろんのこと、各自治体がプラスチック削減等、環境に配慮した事業者を選定しやすくなるよう、事業者に対する意識啓発を行っていくことも必要である。

特に学校給食用牛乳については、飲用に当たり、プラスチックストローが使われているため、日々、大量のプラスチックごみが排出されている。

給食用牛乳の供給事業者の決定に当たっては、「学校給食用牛乳供給対策要領」において「都道府県知事は、徴集した見積価格表を比べ、区域ごとに予定価格以下で、最も低い価格を当該区域の供給価格とし、原則として、その価格を提出した乳業者を当該区域の供給事業者とするものとする。」と規定されており、原則として、価格競争のみにより供給事業者を決定している現状がある。

安価での供給は保護者負担の軽減の上で重要ではあるが、その一方で、環境への負荷を軽減するため、牛乳パックの形状変更によるストローレス化や代替素材等で作られたストローの採用など、供給事業者による環境への配慮等の取組を促進する必要がある。

※ワンウェイプラスチックの例…プラスチックで作られたストロー、スプーン等

<具体的要求内容>

学校給食の実施において、学校設置者である自治体及び給食物資を提供する事業者に対し、プラスチックの削減等、環境への配慮について意識啓発すること。

また、都道府県が学校給食用牛乳の供給事業者を決定する際に、プラスチックの削減をはじめとした環境への配慮等、各自治体における政策的課題への取組についても評価の要素に加え事業者を決定する取組が促進されるよう、「最も低い価格を提出した乳業者を供給事業者とする」としている学校給食用牛乳供給対策要領を見直すこと。

2 5 国立公園の活用【最重点】

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。
- (2) 国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。

<現状・課題>

都心部に近接する東京の国立公園は、国内外から年間約 2,808 千人の観光客が来訪しているが、その魅力や自然の豊かさについての認知度は高くなく、アクセスや利用のための施設も限られているなど、ポテンシャルが十分に引き出されているとは言えない。

国は国立公園のナショナルパークとしてのブランド化を目指す「公園満喫プロジェクト」を推進しており、この中で阿寒摩周国立公園など、先行して対象となった全国 8 か所の国立公園において重点的な投資を行っているが、8 公園に準じる公園として追加で対象となった富士箱根伊豆国立公園も含め、東京の国立公園への対応はいまだ十分ではない。

国立公園事業については、平成 17 年度にそれまで都道府県に措置されてきた補助金制度が廃止され、国が直轄事業として執行することとなったが、その対象事業は限定的なものとなった上、事業の進捗も極めて不十分であるため、現在、国立公園施設の老朽化が進行している。

また、都が事業を実施するに当たっては、国立公園整備事業等を対象に平成 27 年度に自然環境整備交付金が、平成 29 年度に環境保全施設整備交付金がそれぞれ整備されたが、いずれも国の予算は十分なものとは言えず、必ずしも継続的な支援がなされているとは言えない状況である。

については、各地域の実情やニーズ、あるいは利用の状況等に応じて、国立公園を適正に活用していくために、次の取組を早急に進めることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。

また、国立公園内へのアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツーリズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が

行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。

その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭に置き、保護と利用のバランスを十分に図ること。

- (2) 国立公園の事業は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）上、国が執行することが原則であることから、これらについて、着実にを行うとともに、事業の対象を拡大すること。

さらに、東京都域の利用施設整備に係る国立公園事業について、国による執行が一部に限られ不十分なこともあり、これまで東京都が担ってきた経緯がある。こうした現状に鑑み、やむを得ず都が行う場合には、必要な財源を措置するとともに、執行のための協議を一括で行うなど、迅速に事業が行えるよう制度の運用を図ること。

また、国立公園整備事業を対象にした地方自治体に対する自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、十分な予算措置を図り、継続的な支援を行うこと。

26 リチウムイオン電池の適正処理【最重点】

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

リチウムイオン電池の適正処理を確保する方策を確立すること。

<現状・課題>

スマートフォンやモバイルバッテリー、電子たばこ等に使用されているリチウムイオン電池は、力を加えられたり、損傷を受けたりすると発火しやすく、様々なごみと混ざって廃棄されたリチウムイオン電池が収集車両や処理施設で破損し、発火事故を招くケースが頻発している。

この要因として、リチウムイオン電池の発火危険性や有害ごみ等の分別ルールについて住民に認識されていないこと、電池が内蔵されている製品の多様化や電池使用の表示がないために適切に排出されないことなどが考えられる。

また、(一社)JBRCは協力店などで小型充電式電池等を回収しているが、回収拠点数が少ないこと、会員の製品であっても破損や膨張した電池は回収しないことや電池内蔵製品は回収していないことなどの課題がある。

令和7年4月には、環境省から、家庭から排出される全てのリチウムイオン電池とその内蔵製品(以下「リチウムイオン電池等」という。)の安全な処理体制の構築を市町村に求める通知が発出されたが、回収時の安全を確保するには財政面等の負担があることや適正処理・再資源化事業者が限られていることなどの課題がある。

<具体的要求内容>

区市町村及び製造事業者等がリチウムイオン電池等の安全かつ安定的な処理を行うために、国の責務として以下の対策を講じること。

- ① リチウムイオン電池等の誤った廃棄による発火の危険性、廃棄の際の注意点等を広く国内消費者及び国外からの旅行者等に浸透させ、確実な行動変容につなげる実効性ある取組を実施すること。
- ② 小型電子機器等にリチウムイオン電池等が使用されていることが分かるよう、当該製品の製造者に対して、適切な表示を義務付け、徹底させること。
また、プラスチック使用製品設計指針に基づき、製造者に対し、使用の安全上、問題のない製品については、製品に内蔵されるリチウムイオン電池を簡単に取り外せる設計とするよう働きかけを徹底すること。
- ③ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)により義務付けられている小型二次電池製造業者事業者と小型二次電池を使用する製品の製造事業者及びそれらの輸入販売事業者による自主回収と再資源化を確実な回収ルートとして拡大させること。また、破損・膨張しているものも含めて確実な回収を行うよう製造事業者や販売事業者に対して、措置を講じること。
- ④ 廃棄物として排出される破損・膨張した、又は製造事業者等が不明のリチ

ウムイオン電池等も含め、自治体が回収し、適正処理・再資源化するにあたり、安全で実効性の高い方法確立するとともに、安全対策等に必要な財政支援を行うこと。

- ⑤ 国内での循環的利用、安全な処理等を前提とした、排出量に見合った適正処理・再資源化事業者を確保すること。

2 7 持続可能な航空燃料（S A F）の原料となる 廃食用油や廃棄物の活用【最重点】

（提案要求先 資源エネルギー庁・環境省）
（都所管局 環境局）

- （１）家庭からの廃食用油の回収促進を図る施策を推進すること。
- （２）S A Fを含むバイオ燃料等の原料としてポテンシャルの高い廃棄物について、明確に活用の方向性を示すこと。
- （３）廃棄物や廃食用油等をS A F原料として活用に取り組む自治体や民間事業者等に対して、必要な財政・技術開発等の支援を行うこと。

<現状・課題>

都は、国際空港を有することから国内外の航空機の往来が活発であり、離島との空路も不可欠であるため、航空機から排出される二酸化炭素排出量の低減に向けた取組が重要となっている。

廃食用油は、業界団体の資料によると、事業用はほとんどが回収され再生利用されているのに対して、家庭用はわずか４％程度の回収にとどまっていることから、家庭からの廃食用油の回収を拡大し、S A F等の原料として活用することが求められる。

また、国の資料では、廃棄物はS A F製造のポテンシャルが高いことが示されており、都においてもF S調査を実施しているが、国内における廃棄物からの商用生産には技術面や資金面での課題がある。

国は、早急に、廃棄物や廃食用油等を原料とするS A Fを含むバイオ燃料等の製造に係る方向性を示すとともに、東京の実情を踏まえた国の積極的な支援が必要である。

<具体的要求内容>

- （１）家庭からの廃食用油は多くが廃棄されていることから、住民に有用な資源であることを周知の上、回収促進につながる施策を推進すること。
- （２）S A Fを含むバイオ燃料等の原料として、一般廃棄物や産業廃棄物等をどのように活用していくのか、方向性を明確に示すこと。
- （３）廃棄物や廃食用油等をS A F原料として活用するために必要な安定供給、技術的課題の解決、サプライチェーンの構築等に取り組む自治体や民間事業者等に対して、必要な財政・技術開発等の支援を行うこと。

2 8 次世代燃料（バイオ燃料・合成燃料）の普及促進【最重点】

（提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省）
（都所管局 産業労働局）

- （１）バイオ燃料の普及拡大に向け、製造や調達に係るコストへの支援等を一層行うこと。
- （２）航空分野において、持続可能な航空燃料（S A F）の利用が進むよう、供給事業者に対して、既存燃料とS A Fとの価格差に係る財政補填を行うこと。
- （３）合成燃料（e-fuel）の製造及び早期の商用化に向け、技術開発や設備投資に対する支援をより一層行うこと。
- （４）次世代燃料の利用によって発生する環境価値の取扱いに関するルールを明確にし、これを広く関係事業者等に周知すること。

<現状・課題>

2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、我が国におけるCO₂総排出量の18.5%を占める運輸部門の脱炭素化は必要不可欠であり、官民挙げて可及的速やかに取組を進めて行かなければならない。

特に航空分野においては、国際民間航空機関（I C A O）が、航空会社に対し2024年以降、2019年比で二酸化炭素排出量を85%以下へ抑制することを義務化するなど、航空分野における脱炭素化の取組は急務となっている。

バイオ燃料は、既存の燃料と比較して二酸化炭素排出量の削減に大きく寄与するとともに、液体燃料であることからエネルギー密度が高く、可搬性や貯蔵性にも優れており、運輸分野の脱炭素化にとって非常に大きな役割を担っている。

しかしながら、現在、バイオ燃料は供給量の不足や販売価格が高いことが課題となっているため、国内での導入は限定的であり、国はバイオ燃料の導入拡大に向けて、より一層支援を強化する必要がある。

また、バイオ燃料は食料との競合や原材料となる資源に限りがある中、二酸化炭素と水素から製造され、バイオ燃料と同様に液体として使用できる合成燃料（e-fuel）も既存のインフラが活用でき、運輸部門のカーボンニュートラル化には重要であるため、商用化の加速に向けた確実な支援が求められている。

さらに、次世代燃料の普及促進に当たっては、次世代燃料の利用によって生じる環境価値が可視化されるとともに、利用者がこれを適切に享受し、対外的に広

く主張できることが重要である。特に、貨物輸送においては、輸送事業者のみならず、輸送利用者である荷主や貨物代理店等を含めたサプライチェーン全体において、Scope 3の環境価値が正しく配分され、削減効果を社会に広く主張ができる必要がある。

国は、今後、次世代燃料の環境価値の認証等について検討を進めていくこととしているが、次世代燃料の普及に向けてその取組を加速する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) バイオエタノールやバイオディーゼル等のバイオ燃料の更なる普及拡大に向けて、製造や調達に係るコストへの支援と、供給に伴う新たな設備への支援を行うこと。
- (2) 羽田空港をはじめとした国内の空港において、SAFの利用が進むよう、供給事業者に対して、既存燃料とSAFとの価格差に係る財政補填を行うこと。
- (3) 合成燃料の製造及び早期の商用化が確実に行われるよう、技術開発支援や生産設備に対する支援をより一層充実させるとともに、既存燃料と合成燃料の価格差に係る財政補填を行うことで、製造及び販売コストの低減を図ること。
- (4) 次世代燃料の普及を加速させるため、次世代燃料の利用によって発生する環境価値の可視化や、関係事業者に対する適切な配分に関するルールを明確にし、これを広く周知すること。

また、次世代燃料の環境価値を適切に評価し、需要家や利用者が環境価値による削減効果を対外的に広く主張できるよう普及啓発を行うこと。

29 コンクリート塊のリサイクル材の利用拡大

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局、環境局)

- (1) 再生砕石の利用拡大に向けた取組を進めること。
- (2) 再生骨材を用いたコンクリートの利用拡大に向けた取組を進めること。

<現状・課題>

『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』では、解体工事等に伴い発生したコンクリート塊は再資源化するよう規定され、再生砕石や再生骨材等のリサイクル材として再利用されている。

再資源化施設においては、再生砕石の保管可能容量を超過すると、コンクリート塊の受入が困難となる可能性が高く、現に、工事現場近傍の再資源化施設への持ち込みができないといった課題が都市部で発生している。需給バランスが悪化した場合、既存の建築物等の解体が進まず、都市の更新にも影響が生じるおそれは否めない。

一方、関東地域の都市部以外では発生するコンクリート塊が少なく、このためリサイクル材が不足している。その結果、リサイクル材を調達することができず、例えば工事で砕石を使用する場合、再生砕石ではなく新材が使用されている。

現在、国では建設リサイクル推進施策検討小委員会において、建設リサイクル推進計画における再生材の利用促進に関する指標や目標値の設定などの在り方について検討しているところであり、都道府県単位で建設資源の過不足が発生している現状に対して、国全体でリサイクル材が円滑に利用される施策が求められる。

今後も、社会資本の整備や更新により、コンクリート塊の発生量が増大することが見込まれることから、コンクリート塊の再資源化はもとより、リサイクル材の利用拡大に向けて取り組んでいく必要がある。

また、リサイクル材である再生骨材を用いたコンクリートについて、都では環境物品として位置づけ、積極的に取り組んでいる。

しかし、特に再生骨材LまたはMを用いたコンクリートについて普及が進んでいない。その原因として、例えば、民間事業者や建設業者等への啓発が進んでおらず、積極的に当該コンクリートを使う機運が高まっていない。このような中で、コンクリート製造会社は新たな設備投資を行って当該コンクリートを製造することに消極的である。このため、現状では製造工場が少なく、当該コンクリートの供給可能な範囲が限られており、利用拡大が進んでいない。

行政と民間での再生骨材を用いたコンクリートの利用に対する取組姿勢にも、差が生じている。

なお、当該コンクリートは「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（国土交通省）に位置付けられていない。

このように、再生骨材を用いたコンクリートについて普及が進んでいないが、

リサイクルに有効であるため、利用拡大に向けて取り組んでいく必要がある。

＜具体的要求内容＞

- （１）再生砕石の利用拡大に向けた取組（使用可能な用途の拡大、新材使用の原則禁止、再生砕石の過不足解消に特化した広域的な調達方針の設定等）を進めること。
- （２）再生骨材を用いたコンクリートの利用拡大に向けた取組（民間事業者や建設業者等への啓発、製造工場への支援、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」への位置付け、利用促進に向けた官民の協議会設置等）を進めること。
- （３）建設リサイクル推進施策検討小委員会の検討を踏まえ、（１）、（２）の取組をより早期かつ効果的に推進するため、地方自治体と課題認識を共有し、連携して取り組むこと。

30 清掃・リサイクル事業における働き方改革の 推進

(提案要求先 環境省)
(都所管局 環境局、産業労働局)

清掃・リサイクル事業において、適正処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、国が主体となって、関係団体と連携し、社会全体の理解促進と、休日の確保、暑さ対策など、労働環境や処遇の改善に向け働き方改革を着実に進めること。

<現状・課題>

近年、我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少といった状況に直面し、誰もが働きやすい環境としていくことが必要となっている。また、気候変動の影響等により、極端な高温や熱波が発生するリスクが高まっており、特に屋外で作業する場合などには、十分な熱中症対策が必要となっている。

さらに、最低賃金の上昇や賃上げの動きの加速にあわせ、人材確保の観点から処遇の改善し、安定的な業務運営体制を確保することも必要となっている。

こうした中、2019年に働き方改革関連法が施行され、建設業界では担い手確保に向け、建設現場を土日休みにしたり、猛暑日を作業不能日として扱うほか、労務単価の引上げや契約方法の工夫を行うなど、各業界で取組が進められている。

一方、清掃・リサイクル業界を取り巻く経営環境は厳しく、仕事がきつく、危険といったイメージもあり、担い手確保に向けた働き方改革や処遇の改善は喫緊の課題となっている。

特に、住民の生活に密接した区市町村が委託する一般廃棄物収集運搬業務では、可燃ごみの収集等はむやみに止められないため、祝祭日やGW、年末年始等においても業務が行われることが多く、土曜日に収集する自治体もある。また、熱中症警戒アラートが発出される厳しい暑さの中にあっても、収集作業は行われており、担い手不足は、深刻な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、一般廃棄物収集運搬業務をはじめとした、清掃・リサイクル事業について、業界全体における適正処理の継続的・安定的な実施が確保されるよう、働き方改革を進めていくには、社会全体の理解促進や、対応に要する費用の財政支援も含め、早急に対応策を講じることが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 清掃・リサイクル事業が持続的に発展していくには、担い手の確保が不可欠であるため、働き方改革の観点から、作業員の年末年始の休暇の長期化や、週休2日等、休日が十分確保された労働環境を社会の理解を得ながら関係団

体とともに構築していくこと。

- (2) 熱中症警戒アラートが発出されるような厳しい暑さの際には、作業員の負担を軽減する必要があるため、一般廃棄物収集運搬業務の受託者等が作業人員の追加や、適切な休憩時間の確保、作業しやすい被服の提供等、十分な暑さ対策が講じられるよう、財政支援を含めた方策を講じること。
- (3) 現下の物価高騰や賃金上昇の動きに対応し、一般廃棄物収集運搬業務の受託者等が人材の確保・育成・定着を図り、安定的・継続的に事業運営できるよう、自治体の契約方法や委託費の実態を把握の上、標準的な労務単価の設定や、モデル契約書の作成等を行い、報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

また、長期継続契約の場合には、人件費や燃料、資機材の物価高騰の影響が大きいことから、スライド条項が適切に活用される仕組みとすること。

- (4) これらの働き方改革が住民の生活に影響のある清掃・リサイクル事業において確実に進み、持続可能性が確保されるよう、法的根拠の確立など、社会全体の理解促進を進めること

3 1 L P ガス事業における保安管理の推進

1 L P ガス販売事業者における保安管理の高度化の推進

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁)
(都所管局 環境局)

L P ガス販売事業者における保安管理の高度化に向けて、L P W A の監視機器の導入支援を拡充すること。

<現状・課題>

L P ガス事業における事故件数の推移は近年減少傾向にあるが、安全・安心に対する国民の意識への高まりに応えるためにも、更なる保安に対して万全を期す必要がある。

一方、少子高齢化により保安確保を担う人材が不足しており、L P 販売事業者を取り巻く状況は、年々厳しさを増している。

こうした背景のもと、国が 2021 年 4 月に策定した「液化石油ガス安全高度化計画 2030」では、L P W A を利用した遠隔による L P ガスのメータの検針や開閉栓など、保安管理の高度化や業務の効率化に向けたスマート保安を推進しており、こうした機器の導入を図るため、補助を実施している。

しかし、国の補助制度は、中小企業者を対象としておりその中でも比較的規模の大きい販売店向けとなっているため、小規模販売店では補助が受けられず、保安のスマート化から取り残されている状況にある。

<具体的要求内容>

国の「構造改善推進事業費補助金」は下限額（総事業費 100 万円の 1 / 2）が設定されており、比較的小規模な販売事業者では設置対象となる消費者戸数が少ないことから申請ができない。

そのため、小規模販売事業者にも本補助金が利用できるよう、補助下限額の設定を撤廃すること。

2 L P ガス中核充てん所における設備更新の促進

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁)

(都所管局 環境局)

L P ガス中核充てん所における設備更新を促進するため、補助対象を拡大すること。

<現状・課題>

東日本大震災での経験を踏まえ、国は災害時でも L P ガスが安定して供給できるよう「中核充てん所」の指定と導入支援を進めている。

中核充てん所が整備されてから、約 10 年が経過しているため、災害時にも稼働が可能となるよう設備更新等が必要であるが、国の「石油ガス地域防災対応体制整備事業」の補助対象は、中核充てん所の新設、既存の中核充てん所の機能拡充等とされており、既存の中核充てん所の設備更新は対象となっていない。

<具体的要求内容>

都内では、11 か所の中核充てん所が指定されており、地域の防災拠点としての役割も担っていることから、その機能を維持できるよう既存の中核充てん所の設備更新についても補助対象として拡大すること。

3 2 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化に当たっては、国が全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (2) システム構築に際しては、公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築や証明書に代わる自動確認の仕組みなどを導入し、申請受付から審査までを完結できる機能を持たせるなど、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

産業廃棄物処理業の許可事務は法定受託事務であり、審査に際しては、適正な業務の遂行を期待し得ない事業者を確実に排除するため、法に定める欠格要件に該当しないか調査することが求められている。そのため、国の通知等に基づき、商業登記簿などの確認のほか、申請者である個人や法人が欠格要件に該当しないか、区市町村や検察庁宛てにも照会を行い、これら証明書を紙で取得した上で、審査を完結させている。

当該事務は法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、都道府県をまたいで活動する事業者も多いことから、電子申請・審査の導入に当たっては、全国一律に実施する必要がある。

また、申請受付から審査までをシステム上で完結できる機能を持たせ、利便性を高めるには、関係行政庁から電子証明書を取得できるネットワークの構築やシステム連携などが必要であるが、自治体の権限では実現困難である。

<具体的要求内容>

- (1) 産業廃棄物処理業の許可申請等は、法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、申請者の利便性及びデータ収集・活用の観点からも、国の負担において全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (2) システム構築に際しては、以下のような措置を講じること。
 - ① 1つの申請案件の中で、紙書類と電子書類の混在を避けるため、審査に必要な公的証明書を発行する関係行政庁とのネットワーク構築や、証明書に代わる自動確認の仕組みの導入などを図り、申請から審査までをシステム上で完結できる、一括システム化を検討すること。
 - ② 申請案件のうち、車両の変更等、複数の自治体へ同一内容の申請を行っているものは一括申請できるようにするなど、手続の合理化を図ること。
 - ③ 都道府県等に新たな負担が発生することのないよう、都道府県等の独自システムとのデータ連携を含めて検討すること。

- ④ システム化した場合、特に、積替え保管施設や処理施設の審査では、図面や設計計算書など多くの書類をネットワーク上に保存することとなる。そのため、システムの安定利用に必要不可欠な高速・大容量のネットワーク通信環境の確保、クラウドの利用、ハードウェアの整備等に対しても、都道府県の実情に合わせた助成について検討すること。
- ⑤ 電子申請に対応することができない事業者に対する技術的・財政的な支援も国が主体となって実施すること。

3 3 狩猟免許更新等における柔軟な対応

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 都民の利便性向上のため、狩猟免許更新に係る講習実施の柔軟な適用が可能となるよう規則を見直すこと。
- (2) 狩猟免許更新等の手続全般において、感染症対策及びD X化を踏まえた柔軟な取組が可能となるよう、効果的、効率的な実施方法を確立すること。

<現状・課題>

狩猟免許の試験及び更新に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 48 条、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。）第 52 条から第 54 条までに規定する適性試験などを実施している。

都道府県知事は狩猟免許の更新を受けようとする者に対し、3 時間以上の講習を適性試験に併せて行うこととなっているが、規則第 55 条及び国の通知において、適性試験、知識試験及び技能試験の試験実施順序や各試験の同日開催などが細かく規定されており、これが柔軟な運営を阻害し、受験者等の負担にもつながっている。

また、狩猟免許試験、更新等の手続全般において、対面での講習が原則となっており、これが受験者及び都道府県双方の負担につながっているほか、感染症まん延時の対応としても課題がある。

<具体的要求内容>

- (1) 受講者を 1 箇所に集めての講習会形式にとらわれることなく、動画配信といったデジタル技術を活用し、場所及び時間に柔軟性を持たせた講習が実施できるよう規則を見直すこと。
- (2) 狩猟免許更新等の手続全般において、都道府県が感染症対策及びD X化を踏まえた柔軟な取組を図ることが可能となるよう、効率的、効果的な実施方法を確立すること。

7. 福祉・保健・医療

1 子供・子育て施策の推進

1 子供・子育て支援における施策の充実【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)
(都所管局 福祉局・子供政策連携室・生活文化局・産業労働局)

(1) 子供・子育て支援のための財源を十分に確保すること。

<現状・課題>

国は令和5年12月に「こども未来戦略」を取りまとめ、今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策として、75年ぶりの職員配置基準改善、保育士等の更なる処遇改善、児童虐待防止や社会的養護の充実など多様な支援ニーズへの対応等を進めることとしているが、その財源については、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置を講じる必要がある。

公定価格の地域区分については、近年、隣接する地域の区分に合わせて引き上げを行う補正ルールの見直しが行われている。しかし、見直しによってもなお、同一の生活圈や経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている自治体もあり、そうした自治体からは、人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。令和6年度の人事院勧告においては、国家公務員等の地域手当の区分設定について、市町村ごとから都道府県ごとにすることを基本とする見直し内容が示されたが、令和7年度4月から公定価格における地域区分の見直しは実施せず、引き続き議論することとされている。

また、基本分単価や地域区分、減価償却費加算、賃借料加算等の額、保育所等の施設整備費補助、利用者支援事業等の運営費などが、大都市の実情に応じた額になっていない。

さらに、現下のエネルギー・食料品価格等の物価高騰に対しては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」により臨時的に対応しているが、保育所や児童養護施設等の安定的な運営を確保し、保育サービスや社会的養護の質の維持向上を図るためには、公定価格に反映させるなど物価高騰への抜本的な対策が必要である。

<具体的要求内容>

保育サービスの充実をはじめ、地域の子育て支援、児童虐待防止や社会的養護の充実など、子供・子育て支援施策の強化・推進を図るため、恒久的、安定的財源を十分に確保するとともに、公定価格の単価などについて大都市の実情に応じた財政支援を行うこと。

また、公定価格の地域区分については、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえた設定をすること。

現下の物価高騰の影響も踏まえ、保育サービスや社会的養護の質が低下することのないよう、必要な財源を措置する恒常的な仕組みを構築すること。

(2) 多様な保育ニーズに対応するため、認証保育所が果たしている役割に鑑み、財政措置を講じるとともに、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うこと。

また、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

<現状・課題>

女性の社会進出等により、潜在需要を含め依然として高い保育ニーズに的確に対応し、子供・子育て支援施策を更に充実させるためには、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行う必要がある。

都の認証保育所制度は、0歳児又は1歳児保育や13時間開所を全ての施設で実施し、大都市特有の多様な保育ニーズに対応しているほか、保育所等に求められる地域の子育て支援にも貢献している。こうした重要な役割を果たしているにもかかわらず、都の認証保育所は国の財政支援の対象とされていない。

地域型保育事業では、設備・運営に関する基準の多くが、国の基準に従うものとされており、例えば、家庭的保育事業についても自園調理を原則とするなど、事業形態等に即さない基準が設けられている。

<具体的要求内容>

多様化する保育ニーズに対応し、全ての子供と子育て家庭が必要な保育サービスを利用できるよう、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うとともに、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

(1) 区市町村や保育サービスを提供する事業者が、保育所整備に積極的に取り組むことができるよう、保育所や認定こども園の認可基準について地方自治体の裁量を拡大し、施設の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすること。

また、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育など地域型保育事業についても同様に、地方自治体の裁量を拡大すること。

(2) 大都市のニーズに柔軟に対応し、かつ保育所に準ずる独自の基準を定めている都の認証保育所が果たしている役割に鑑み、十分な財政措置を講じること。

(3) 保育所等への用地供給を促進するため、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税を非課税とすること。

(3) 働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。

<現状・課題>

都は、愛称「育業」の活用などにより、育児は「休み」ではなく「大切な仕事」と考える社会全体のマインドチェンジを進め、望む人誰もが「育業」できる気運の醸成に取り組んでいるところであるが、同時に、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、更なる育児休業制度の充実を図ることが重要である。

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等の改正により、平成29年10月から、原則1歳までの育児休業期間について、6か月の延長が2回まで（2歳まで）可能となり、それに合わせ育児休業給付金の支給期間も延長された。

しかし、延長が認められるのは、保育所等の利用を希望しているが入所できない等の事情がある場合に限られており、その結果、例えば、保育所入所保留通知書を求めて入所申込をするケースなども見受けられる。

令和7年4月に「出生後休業支援給付金」が創設され、両親ともに14日以上の育児休業を取得した場合などに、育児休業給付金等と併せて最大28日間分が支給されることになったが、これらはまだ一部期間に限られた支給であり、その後の育児休業給付金の給付率では、家計収入が減となるといった理由から、育児休業を切り上げざるを得ない場合がある。

事業主は従業員が育児休業の取得を申し出た場合、原則、認めなければならないが、事業主が不当な取扱いをした場合の罰則等は設けられていない。

<具体的要求内容>

育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、以下の点について関係法令の改正等、必要な措置を講じること。

- (1) 保育所等に入所できない場合等、育児休業期間延長の条件を撤廃すること。
- (2) 育児休業給付金について、現行の給付率を更に引き上げること。
- (3) 希望する従業員に育児休業を取得させない等の事業主に対しては企業名の公表や罰則を設ける等、制度実施を徹底するための方策を講じること。

(4) 0歳から2歳児の住民税課税世帯の保育料無償化を早期に実現すること。

<現状・課題>

国は、平成29年12月に取りまとめた「新しい経済政策パッケージ」において、0歳から2歳児までについては、まずは待機児童の解消を優先とし、当面は、住

民税非課税世帯を対象として無償化を進め、更なる支援については、安定財源の確保と併せて検討するとしている。

しかし、待機児童が「ほぼ解消」している中、全ての家庭の保育料無償化やその財源の確保に向けた具体的な検討に着手する時期が到来している。

国では、3歳から5歳児までの全ての世帯及び0歳から2歳児までの住民税非課税世帯を対象として、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を開始しているが0歳から2歳児までの住民税課税世帯については、全ての世帯ではなく、多子世帯を対象とした保育料負担軽減であり、その内容も年収360万円未満の世帯や第1子が保育所等を利用している世帯を対象としたもので、収入制限や年齢制限を設けている。

また、負担軽減の対象となる児童が利用する施設は、認可保育所や家庭的保育事業等とされており、一定の基準を満たす認可外保育施設等は対象となっていない。

こうした中、都は、多子世帯の負担軽減について、世帯に係る要件を緩和するとともに、認証保育所や一定の基準を満たす認可外保育施設等の利用について、国制度の対象とならない世帯も含めた全ての多子世帯の保育料の負担を軽減しており、令和5年度からは第2子の保育料を無償化している。さらに、令和7年9月からは第1子の保育料も無償化する。

<具体的要求内容>

- (1) 望む人が安心して子供を産み育てることができるよう、対象世帯を限定することなく、0歳から2歳児までの住民税課税世帯の保育料無償化を早期に実現すること。
- (2) 国の制度化が実現するまでの間、独自に保育料の減免や無償化を実施する自治体への財政支援を行うこと。

(5) 自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

<現状・課題>

令和7年2月の人口動態統計速報において、我が国の出生数は9年連続で過去最少を更新する年間約72万人となっており、もはや少子化は一刻の猶予もない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、都は、0歳から18歳までの子供を対象に、1人当たり月額5千円、年額6万円を給付する取組を実施しているが、自治体が独自に行う経済的給付は、現在の所得税法（昭和40年法律第33号）では課税対象となる。一方、国の制度である児童手当は、課税対象外となっている。

<具体的要求内容>

自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

2 保育施設に対する指導検査の強化・保育所等における虐待等への対応

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉局)

(1) 認可保育所等に対する指導検査の実効性を確保するため、法改正等を行うこと。

<現状・課題>

都内の保育施設において、児童に対する虐待や保育士配置の偽装等の重大事案が発生しており、児童の安全・安心や、保育施設の適正な運営を確保できるよう、保育施設に対して、速やかに指導検査を実施しているが、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指導検査が拒否されるなど、事実確認が困難となる事例も発生しており、より実効性の高い指導検査をすることが求められている。

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）上、特定教育・保育施設の設置者等が検査を拒んだ場合等は、区市町村長は確認の取消しや期間を定めて全部又は一部の効力を停止することができるとされている。一方、児童福祉法上、認可保育所等が都道府県知事による検査を拒んだ場合等に関する規定がなく、検査拒否により、運営実態が確認できない場合には、指導する権限を行使できない。

また、保育事業には、社会福祉法人のほか株式会社等の多様な事業者が参入しており、区市町村の域外や都道府県を越えて広域展開している事業者が存在している。こうした事業者は、都道府県域を越えて保育士の人事異動や資金移動を行っており、保育施設に対する指導検査において、他県にある施設の運営状況について、確認が必要となる場合があるが、指導検査に応じる義務が保育事業者にはないことから、情報提供に応じない事業者が存在する。

保育サービスの拡大に伴い全国的に事業展開する事業者が増加する中、指導検査において、都道府県間での情報共有の必要性が増している。しかしながら、国は、都道府県と管内市町村との連携については、相互に情報共有を行うよう通知しているが、都道府県域を越えた事業者の情報については、相互の情報共有を行うことを求めている。その結果、都道府県域を越えて情報提供を依頼した場合においても、個人情報の保護を目的として、情報提供が行われない場合がある。

<具体的要求内容>

- (1) 行政による指導検査の実効性を確保するため、認可保育所や幼保連携型認定こども園をはじめとする児童福祉施設等が指導検査を拒否や妨害をした場合についても、指導権限の行使が可能となるよう、改善勧告や公表等の対象とする児童福祉法等の改正を行うこと。
- (2) 都道府県域を越えた情報共有により適切な事業者指導が可能となるよう、個人情報を含む指導検査に必要な情報共有の取扱いを明示すること。

(2) 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に当たり、改正法に基づく新たな制度の下、都道府県と区市町村がそれぞれの役割を遵守しながら協働して迅速かつ統一的な虐待対応を行い、保育所等における虐待を防止できるよう、国において速やかに対応を検討し、今後、政省令や自治体向けに発出予定の虐待対応に関するガイドラインにおいて明確に示すこと。

<現状・課題>

先般、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設など、虐待対応の強化等を図る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）が公布されたところである。改正法では、保育所等について、都道府県が所管行政庁とされ、虐待に関する事実確認の措置を講ずること等が新たに規定された。

現在、保育に関しては、都道府県は児童福祉法に基づき、区市町村は子ども・子育て支援法に基づき施設等への指導監督権限を有しており、虐待等の不適切な保育があった場合には双方が連携して対応している一方、改正法では、保育所等の虐待に関して都道府県が所管行政庁と規定されているが、虐待が疑われる事案への事実確認等への対応について、区市町村の役割や都道府県との連携方法等が明確に位置づけられていない。

また、改正法や令和 5 年 5 月に策定された保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインでは、都道府県と、子ども・子育て支援法に基づく指導検査の権限を有する保育の実施主体である区市町村の相互の連携方法や虐待対応の対象となる基準等について明確にされていない。

関係行政庁が改正法の趣旨を踏まえ、迅速に虐待対応を行うためには、統一的かつ明確な判断基準を共通認識とした上で協働して取り組むことが必要である。

虐待対応に関するガイドラインについては、本年 10 月の法施行に向け、できるだけ早期に発出する必要がある一方、新たな制度を適切に運用するためには、関係行政庁の現場での活用に十分応えられる内容が網羅されていなければならない。

さらに、迅速な虐待対応を実現するためには、専門性を有する職員が機動的に事実確認等を行うための体制の整備が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 改正法の趣旨である子供の安全の確保、虐待事案への迅速な対応を実現するため、都道府県と区市町村がそれぞれの権限を生かし協働して対応できるよう、虐待に関する事実確認や運営指導など現場における各段階において、都道府県と区市町村との役割分担や協働体制を明確に示すこと。
- (2) 改正法に定められた所管行政庁に対する通知、所管行政庁が実施する事実を確認するための措置、及び児童の安全な生活環境を確保するために必要な

措置について、虐待の防止又は児童の保護のために必要があると認める場合の基準や具体例を明確に示すこと。

- (3) ガイドラインの策定に当たっては、関係行政庁の準備が円滑に進むよう、まず基本的な考え方を先行して発出し、その後詳細な内容を順次発出するなど、機動的かつ重層的な対応を行うこと。

その際、虐待等の不適切保育に対応してきた関係行政庁の知見が生かされるよう、その意見を十分反映すること。

- (4) 関係行政庁において、安定的に質、量ともに人員体制を強化し、適切に制度を運用できるよう、十分な財政支援策を講じること。

3 多様な保育ニーズに対応するための支援の充実【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁・財務省)
(都所管局 福祉局)

(1) 保育所等の整備促進に係る支援を充実すること。

<現状・課題>

都においては、引き続き、局地的に発生する保育需要を踏まえた保育の受け皿確保に取り組む必要がある。保育サービスの整備について、国は交付金や補助金で一定の支援を行っているものの、近年、建築資材や労務単価、建物の賃借料が高騰し、実勢と補助基準額とが大きくかい離している。平成 29 年度からは、都市部における保育所への賃借料支援が盛り込まれているが、都内の実勢に対応した補助水準となっておらず、平成 30 年度からは、特別区及び財政力指数が 1.0 を超える市町村については、交付額が従前の 10 分の 9 に縮小されている。また、土地借料への支援に関しては、普通借地権の場合の開設後の土地借料に対する補助がないなど、補助水準が十分でない。

<具体的要求内容>

保育サービスの確保に取り組む区市町村が、保育所等の整備を着実に進められるよう、保育所等の整備に関する交付金等の補助額、補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

また、建物賃借料に対する補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、開設後の土地借料に対する財政支援を行うこと。

(2) 安定的に保育人材が確保できるよう、保育士宿舎借り上げ支援事業等について制度運用の改善を図ること。

<現状・課題>

より良い保育サービスを提供するためには、今後も保育人材の確保・定着は重要である。

国の保育士宿舎借り上げ支援事業は、平成 29 年度から、採用後 10 年目までの保育士へ対象が拡大されたが、令和 7 年度は、採用後 5 年目までに縮小される見込みである。

また、保育士以外の職員は補助対象となっていない。

加えて、平成 30 年度からは、待機児童数が 50 人未満かつ有効求人倍率が全国平均を超えていない区市町村、令和 2 年度からは、直近 2 か年の待機児童数が連続して 50 人未満かつ直近 2 か年の有効求人倍率が連続して全国平均以下の区市町村、令和 3 年度からは、直近 2 か年の有効求人倍率が連続して 2 未満の区市町村について、対象が採用後 5 年目までとされたほか、平成 30 年度から、特別区及び財政力指数が 1.0 を超える市町村については、交付額が従前の 4 分の 3 に縮小さ

れている。

さらに、令和2年度からは、補助基準額について、周辺の自治体と比較して低い設定とされている自治体もあり、そうした自治体からは、離職者の増加や周辺自治体への人材流出により保育士確保に支障が生じる等の懸念が示されている。その上、令和7年度からは、補助基準額の上限が82,000円から75,000円へ減額され、加えて、一人1回限りの適用とする見直しが予定されている。この見直しは、大都市の住宅事情や大都市で働く保育士の働き方に見合った制度となっておらず、また、新たに、事業者や自治体において過去の適用状況を確認する事務負担が生じるとともに、潜在保育士が再び保育士として働く意思を阻害することも懸念される。

<具体的要求内容>

保育士宿舍借り上げ支援事業について、採用年数の縮小や交付額4分の3の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。

加えて、周辺自治体と比較して低い補助基準額となる自治体の保育士確保が困難とならないよう配慮すること。

補助基準額の上限については、大都市の住宅事情を踏まえたものとし、補助基準額の減額を行わないこと。

一人1回限りとする新たな要件を設定する場合は、事業者や自治体の事務負担が増大しないようにするとともに、潜在保育士の働く意思を阻害しないよう配慮すること。

4 多様な保育サービスの充実

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉局)

(1) 保育士が研修を受講するための支援を充実すること。

<現状・課題>

国は子ども・子育て支援新制度における「質の向上」に向けた取組として、保育士一人当たり年間5日の研修機会を確保するための支援を行うこととしているが、3日分の支援にとどまっており、都は令和6年度から、新たに2日分の研修受講に要する経費を支援している。

<具体的要求内容>

保育士が研修を受講するための支援を充実すること。

(2) 保育所等の施設整備に係る支援を充実すること。

<現状・課題>

就学前教育・保育施設整備交付金は、協議受付時期が年5回に限られていることや、協議受付から内示まで2か月程度かかることから、設計着手までに時間を要している。

令和6年度は、第1回協議において協議申請額が予算の上限に達したことにより、第1回協議案件の一部が不採択となった。その後の協議では時期の遅れや対象事業の限定などが生じ、自治体や事業者においては施設整備計画の見直しが必要となるなどの影響を受けた。

賃貸物件による保育所改修費等補助は、工事期間が複数年度にわたる場合は補助対象外とされており、迅速な整備に支障を来している。

また、近隣住民等への配慮から防音対策を講じるための防音壁設置費が補助対象となっていない。

保育所等の設置に向けた近隣住民との調整では、防音壁以外にも、園庭の砂ぼこり対策などが必要となる場合もあるが、こうした外構工事が補助対象となっていない。

都内の一部の自治体では、大規模マンションの建設地域や通勤等の利便性が高い駅周辺等に保育ニーズが集中し、その他の周辺地域では空きが発生するなど、自治体の中でも保育サービスの地域偏在が生じており、今後は、マッチングの促進など、地域の実情に応じた支援を充実していく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金の内示手続を迅速に行うこと。

また、活用を希望する全ての整備に対して交付がされるよう、十分な財源を確保すること。

- (2) 賃貸物件による保育所改修費等補助について、複数年度にわたる工事や防音壁設置費を補助対象とすること。
- (3) 保育所等の整備費のうち、地域住民との調整で必要となる外構工事に要する経費を補助対象とすること。
- (4) 地域の実情に応じた保育の受け皿確保が進むよう、広域的保育所等利用事業の実施促進に向けた改善等、支援を充実すること。

(3) 国有地の貸付けについて、貸付条件を見直すこと。

<現状・課題>

国は、介護施設を整備する場合に限り、国有地の貸付料を減額しているが、その他の分野は減額対象とされていないため、地価の高い都市においては活用が図りにくい。

また、国から社会福祉法人への直接貸付けは可能となったものの、株式会社や特定非営利活動法人などの事業者に対する直接貸付けは認められていない。

<具体的要求内容>

国有地の貸付けに当たっては、低廉な価格で児童福祉施設を整備することができるよう、貸付料の減額を行うこと。

また、国から社会福祉法人以外への直接貸付けも可能とすること。

(4) 安定的に保育人材が確保できるよう制度運用の改善を図ること。

<現状・課題>

国は、保育士のキャリアアップの仕組みとして、「キャリアアップ研修」の受講を要件に、技能経験を積んだ職員に対し、追加的処遇改善を行うこととした。キャリアアップ研修受講修了者の情報管理は、全国統一のシステムが必要になると想定されるが、詳細が示されていない。

また、eラーニングによる研修実施について、国は調査研究結果を取りまとめたが、具体的な実施方法は各都道府県に委ねられており、全国で一定の水準が求められる研修の質に差が生じる懸念がある。

さらに、国は、保育所等における園内研修の受講により、キャリアアップ研修の研修時間を最大4時間短縮できるとしたが、その運用方法について、詳細が示されていない。

国の平成27年度補正予算では、保育士修学資金貸付事業の拡充のほか、保育補助者雇上費用や潜在保育士の就職準備金等新たな貸付事業等が創設された。加えて、令和6年度の補正予算では、養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする拡充も行われた。これらの貸付事業に係る事務費は上限額が定められており、貸付実績の伸び

に伴う事務量の増加により、システム経費や債権管理経費など事務運営上必要な経費の不足について実施主体の負担が懸念される。

支給認定、施設型給付費及び地域型保育給付費、処遇改善等加算における賃金改善要件などの制度が複雑であるため、区市町村及び事業者に過度な事務負担が生じていることに加え、処遇改善等加算（区分①）は都道府県をまたいで配分調整を行うことが可能となっているため、加算額の大部分が同一事業者の他道府県の保育所等に配分される実態もある。

施設において保育の質を向上するためには、施設長等がより保育に注力できるよう、事務職員を雇うなど事務の負担軽減を図る必要があるが、公定価格に含まれる事務職員分は非常勤相当であり、また、加算額も不十分である。

<具体的要求内容>

- （１）保育士等キャリアアップ研修受講者の情報を全国統一的に管理できる仕組みを構築するとともに、eラーニングによる研修実施方法や園内研修の取扱いについて、全国統一のスキームを詳細に示すこと。
- （２）保育対策総合支援事業費補助金により実施されている保育士修学資金貸付等事業について、事業の安定的な実施が可能となるよう、事務費の上限額を引き上げるとともに、債権管理経費を継続的に措置すること。
- （３）支給認定や施設型給付費・地域型保育給付費等の仕組みを簡素な仕組みに見直すとともに、公定価格の基本部分単価や給付費を増額すること。
- （４）保育所等の運営を担う事務職員に係る経費については、基本分単価に含まれる事務職員一人（非常勤相当分）や、事務職員雇上費加算等について、実情に応じた額に引き上げること。
- （５）処遇改善等加算（区分①）について、同一法人の他の教育・保育施設の職員への配分額に上限を設けること。

（５）夜間保育について、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応するため、午後 10 時以降の保育の実施に適した制度に見直しを行うとともに、実施する際の留意事項等を示した指針を定めること。

<現状・課題>

国制度における夜間保育の運営に対する支援は、給付費の夜間保育加算や延長保育事業がある。

夜間保育加算は認可の夜間保育所のみ対象となり、通常の認可保育所は対象とならないことに加え、その開所時間は、午後 10 時までが原則とされており、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応できていない。

夜間保育所が午後 10 時以降開所した場合については、令和 2 年度から、延長保育事業の補助単価が拡充された。しかしながら、認可保育所は対象とならないこ

とに加え、その拡充内容が深夜の運営に要する費用として不十分である。

また、夜間保育所は、認可保育所に併設して実施することも可能であるが、保育室等の直接児童の保育の用に供する設備や保育士については、運用に支障が生じない範囲であっても、併設された認可保育所との共用が認められていない。

このように、既存の国の制度は、夜間保育の推進に効果的な制度となっていないため、夜間の保育サービスの整備が進んでいない。その結果、深夜帯の保育を必要とする保護者は、主にベビーホテル等の認可外保育施設を利用せざるを得ない状況となっている。

また、夜間保育の実施に当たっては、夜間の生活の場に相応しい保育を提供する必要があるが、保育所保育指針は、夜間を想定した内容となっていないため、夜間保育の質の確保・向上を図るための仕組みがない。

こうした状況を受け、都は独自に夜間保育に取り組む認証保育所に対し、夜間の割増賃金等への支援を実施しており、夜間の保育において留意すべき事項を示している。

< 具体的要求内容 >

夜間保育について、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応するため、午後 10 時以降の保育の実施に適した制度に見直しを行うとともに、実施する際の留意事項等を示した指針を定めること。

(6) 病児保育事業の推進に必要な制度設計を行うこと。

< 現状・課題 >

病児保育事業は、利用者数が季節や病気の流行に左右され経営が安定しないため、国は子ども・子育て支援交付金について、これまで基本分単価の引き上げや当日キャンセルが生じた場合の加算を創設し、令和 7 年度には、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合の加算を創設したが、安定的な運営を図るためには、利用実績によらず定員に応じた支援の創設など、更なる充実が必要である。

また、補助基準額が全国一律であり、大都市の実情が考慮されていないことや、保育所等では制度化されている処遇改善等加算相当が補助基準額に含まれていないことも、事業の拡大を妨げる要因になっている。

利用者の利便性と施設の安定的な運営のために、近隣の自治体と連携した「広域利用」の実施も促進していく必要があるが、広域利用の促進を支援する仕組みなどがないため、整備が進んでいない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 利用実績にかかわらず定員に応じて必要となる運営費、大都市における地価や処遇改善等加算を含めた人件費を考慮した補助制度にすること。
- (2) 総事業費のうち利用者負担で賄う額について、利用料と利用状況の実態を踏まえて再検討し、補助単価を増額するよう制度の見直しを行うこと。

(3) 複数の自治体が共同で行う整備に対して支援を実施するなど、区市町村が広域利用に取り組みやすい仕組みを構築すること。

(7) 保育士資格管理の厳格化に関する運用が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。

また、保育士登録を取り消すことができる場合の規定の運用についてもこれが適切に実施されるよう、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

令和4年6月に公布された児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録の取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化が行われている。令和5年3月に「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」(令和5年3月27日付子発0327第5号局長通知)が発出されたが、どのような場合にわいせつ行為を行ったと認められるのかということや、どのような場合に再登録が可能となるのかなどの詳細は示されていない。

保育士を雇用する者には、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録を取り消された者が記録された国のデータベースの活用と、雇用する保育士が性暴力等を行った場合における都道府県知事への報告が義務付けられている。しかし、児童生徒性暴力等を保育所等に勤務する保育士が保育所等以外の場所で行った場合や保育所等に勤務していない保育士が行った場合には、雇用主による都道府県知事への報告が行われず、結果として保育士登録の取消しとデータベースへの記録ができない懸念がある。

また、児童福祉法上、都道府県知事は、保育士が保育士の信用を傷つける行為を行った場合等に保育士の登録を取り消すことなどができるとされている。しかし、信用を傷つける行為の具体的な内容や保育士の名称の使用停止の期間についての明確な定めは設けられておらず、該当事案の周知もなされていないことから、都道府県での対応が困難になっている。

保育士資格は国家資格であることから、児童生徒性暴力等を行った保育士の保育士資格管理の厳格化や保育士の信用を傷つける行為を行った保育士の登録取消しについては、都道府県によってその取扱いに差異が生じることは適当でなく、全国統一の明確な基準が必要である。

<具体的要求内容>

児童生徒性暴力等を行った保育士の登録取消し及び再登録について、早期に統一かつ明確な基準とその具体的な運用方法を明示すること。

保育士による児童生徒性暴力等の情報を警察が把握した場合には、都道府県知事へ通知される制度を整えるなど、保育士登録を遺漏なく取り消せるようにすること。

また、保育士の信用を傷つける行為などを行った保育士の登録取消し及び再登録について、早期に統一的かつ明確な基準とその具体的な運用方法を明示するとともに、都道府県知事へ通知される制度を整えるなど、保育士登録を遺漏なく取り消せるようにすること。

5 学童クラブの設置促進

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉局)

- (1) 学童クラブの待機児童解消に向けた支援を充実すること。
- (2) 学童クラブとして望ましい運営水準が確保できるよう、運営費の充実等制度の更なる改善を行うこと。

<現状・課題>

学童クラブは、就学後も安心して過ごせる生活の場を児童に提供するとともに、保護者の就労支援のために欠かせないサービスになっている。しかし、女性就業率の上昇等により学童クラブのニーズが更に上昇し、小学校入学とともに、仕事と子育てとの両立が困難となる、いわゆる「小1の壁」が問題となっている。加えて、平成27年度から利用対象が小学6年生まで拡大したこと等により、希望しても登録できなかった児童数が増加している。

また、学童クラブの運営実態を見ると、平成27年度から、国は、運営費の補助基準額の見直しや補助メニューの充実などを図ってきたが、運営費の補助は、依然として総事業費を大きく下回っている。

都は、こうした現状を受け、学童クラブ待機児童解消計画を策定した区市町村に対し、これまで整備費の区市町村負担軽減や児童館等を活用した多様な居場所づくりなどの支援を行ってきた。さらに、令和7年度からは、賃借料補助、利用調整支援事業、送迎支援事業の上乗せ補助を実施する。

また、令和7年度から、サービスの質の向上を図るため、国の基準を上回る、1支援当たりの放課後児童支援員の数をも3人以上とする職員体制などを要件とする認証学童クラブ事業を開始し、その水準を確保するために必要な経費を支援する。

<具体的要求内容>

- (1) 学童クラブの整備や賃借料に係る補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、利用調整や送迎支援などについて、待機児童が多い地域の実情に応じて対応できるよう十分な財政措置を講じるなど、待機児童解消に向けた支援を充実すること。
- (2) 区市町村が、地域の実情に応じて、職員の増配置、保護者ニーズが高い学童クラブの時間延長等への対応や、放課後児童支援員の資質向上や処遇改善など、学童クラブとして望ましい運営水準が確保できるよう、運営費の充実等制度の更なる改善を行うこと。

6 企業が取り組む次世代育成支援の推進【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」や労働者に対する個別の意向確認の義務化などの周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。
- (2) 中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備する等両立支援制度の導入と定着に向けた措置を行うこと。
- (3) いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図るとともに、適切に指導監督を行うこと。

<現状・課題>

急速な少子化の進行は、我が国の社会経済活動においても深刻な影響を与えるものであることから、企業における労働環境の整備や子育てと仕事を両立するための方策を推進していく必要がある。

令和5年度雇用均等基本調査によると、従業員の育児休業取得率は、女性が84.1%である一方、男性は30.1%となっており、男性の育児休業の取得は十分に進んでいない。

男性の育児休業の促進に向けては、「産後パパ育休」や労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務などが盛り込まれた育児・介護休業法が施行されており、令和7年4月以降段階的に施行される法改正の内容を含め、社会的機運の醸成や企業に対する支援の充実を図り、職場の意識改革など、企業における取組を進めていく必要がある。

また、平成29年10月から、原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6か月(2歳まで)の再延長が可能となった。さらに、事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度(育児目的休暇等)の措置を設けることが努力義務となっているが令和7年10月からは育児期の柔軟な働き方を実現するための複数措置が加わることになっており、これらが職場で活用される

には、事業主への周知啓発を強化する必要がある。

加えて、保育との受入れ時間の差などがある小学校就学後も所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を利用できるよう、子育てと仕事の両立に向けた法整備等を行う必要がある。

なお、育児・介護休業法では、安心して育児と仕事の両立が図れるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置が義務化され、事業主及び労働者の責務等、防止策が強化されている。こうした内容についても周知徹底を図るとともに、措置を行わない事業者に対しては適切に指導監督を行う必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」や配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務などのほか、今後施行される法改正の内容を含め、その周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。
- (2) 中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、助成金の拡充や普及啓発の強化に加え、所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備するなど両立支援制度の導入と定着に向けた措置を行うこと。
- (3) 安心して育児と仕事の両立ができるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図ること。また、企業が対応すべき措置義務が適切に行われるよう、指導監督を行うこと。

参 考

【改正育児・介護休業法の概要】（育児関連部分）

（施行日 下記 1・2：令和4年4月1日 3・4：令和4年10月1日 5：令和5年4月1日）

- 1 個別の周知・意向確認の措置の義務付け
妊娠・出産の申出をした労働者に対し事業主から個別の制度周知・休業取得の意向確認を義務付け
- 2 有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和
有期雇用労働者の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」を廃止
- 3 出生時育児休業の新設（「産後パパ育休」）
- 4 育児休業の分割取得
育児休業（3の休業を除く。）について分割して2回まで取得可能とする。
- 5 育児休業の取得状況の公表の義務付け
常時雇用労働者数1,000人超の事業主に対し、育児休業取得状況の公表を義務付け

(施行日 令和7年4月1日)

- 1 所定外労働時間を免除する対象を子の小学校前まで広げる。
- 2 3歳未満の子を養育する場合に講ずる短時間勤務制度の代替措置の努力義務にテレワークを追加
- 3 子の看護休暇については、小学3年生修了まで対象を広げ、感染症に伴う学級閉鎖や入園（入学）式、卒園式を対象に追加
- 4 男性の育児休業について、300人を超える企業まで取得状況の公表義務を広げるとともに、新たに100人を超える全ての企業に目標設定を義務付ける。

(施行日 令和7年10月1日)

- 1 企業は、子の3歳から小学校就学前までは、①始業時間等の変更、②テレワーク等、③保育施設の設置運営等、④養育両立支援休暇の付与、⑤短時間勤務制度の中から二つ以上を設置することを義務付ける。

【育児・介護休業法の概要】（ハラスメント関連部分）

- 1 いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設
 - (1) 事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止
 - (2) 上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け
 - (3) 派遣労働者の派遣先にも以下を適用
 - ・ 育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
 - ・ 妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け
- 2 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止策強化
事業主及び労働者の責務、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

2 子供目線に立った政策の推進

1 学校外における多様な学び・居場所への支援【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)
(都所管局 子供政策連携室・生活文化局・教育庁)

- (1) 不登校等の子供に対する学校での取組を国として強力に支援していくことはもとより、学校外での多様な学びの機会を確保する観点から、フリースクール等の学校外における学び・居場所の在り方等について、法的な位置付けを明確にするとともに、国として必要な支援策を構築すること。
- (2) 学校外における学び・居場所に対する支援に当たっては、不登校等の子供を取り巻く実態を的確に把握するとともに、保護者の不安や悩みに対するサポート等の取組を一層充実すること。
- (3) 地方自治体が地域の実情を踏まえて、独自に実施している学校外における学び・居場所に対する支援や保護者支援に対して、財政措置等を講じること。

<現状・課題>

文部科学省が実施した、令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小・中・高等学校の不登校児童・生徒数は415,252人となり、前年度比で約6万人増加している（うち都内の不登校児童・生徒数は41,414人、前年度比で約7千人の増加）。

さらに、小学校1年生の不登校児童数については、令和3年度比で約2倍の9,154人となっている。他学年と比較して不登校児童数の増加割合が高く、不登校児童生徒の低年齢化の傾向が見られる。

こうした厳しい状況に対して、不登校等、学校生活になじめない子供が、自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向け、個々の状況に応じた適切な支援が受けられるよう不登校等の子供を取り巻く実態を把握したうえで、学校及び学校外の双方から多様な選択肢を確保していく必要がある。

国は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年法律第105号）において、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることを基本理念の一つに掲げるとともに、不登校児童生徒等に対する学校及び学校以外の場における教育機会の確保等について規定している。

あわせて、「こども大綱」（令和５年１２月策定）では、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全ての子供が教育を受ける機会を確保できるよう、学校内の取組に加え、ＮＰＯやフリースクール等との連携など、不登校の子供への支援体制を整備し、アウトリーチを強化するとしている。

不登校等の子供に対する教育機会等の確保は、全国共通の課題であり、国として、フリースクール等の学校外の学び・居場所の創出に向けた実効性のある取組を推進していくことが求められる。

また、子供の不登校に伴う保護者等の離職をはじめ、保護者等自身も様々な不安や悩みに直面していることから、保護者等へのサポートを充実・強化することが必要である。

< 具体的要求内容 >

- （１）不登校等の子供に対する学校での取組を国として強力に支援していくことはもとより、学校外での多様な学びの機会を確保する観点から、フリースクール等の学校外における学び・居場所の在り方等について、法的な位置付けを明確にするとともに、国として必要な支援策を構築すること。
- （２）学校外における学び・居場所に対する支援に当たっては、不登校等の子供を取り巻く実態を的確に把握するとともに、保護者の不安や悩みに対するサポート等の取組を一層充実すること。
- （３）地方自治体が地域の実情を踏まえて、独自に実施している学校外における学び・居場所に対する支援や保護者支援に対して、財政措置等を講じること。

2 学校内外における多様な体験活動創出への支援

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)
(都所管局 子供政策連携室・生活文化局・福祉局・教育庁)

- (1) 年齢や発達の程度に応じて、多様な体験等ができるよう、学校内外における体験活動を国として強力に推進すること。
- (2) 地方自治体が地域の実情を踏まえて実施している学校外における体験活動創出への支援に対して、必要な財政措置等を講じること。

<現状・課題>

文部科学省が実施した、令和2年度「青少年の体験活動の推進に関する調査研究」によると、体験活動などの経験は、長期間経過してもその後の成長に良い影響を及ぼすということが明らかになった。

また、「こども大綱」（令和5年12月）において、国や地方公共団体等が連携・協働して、年齢や発達の程度に応じて、多様な体験等ができるよう、地域資源も生かした体験の機会を創出することとしている。

子供は、発達段階に応じて、様々な体験や経験を積み重ねる中で、社会を生き抜く上で必要となる基礎的な能力を身に付けていくことから、学校内外で様々な体験活動を創出していくことが重要である。

都では、子供を客体ではなく主体として捉えるという、子供政策の基本スタンスの下、全ての子供が、自らの希望に応じて、多様な体験活動にチャレンジできる環境を創出するため、都庁各局の施策と連携・協働し、学校内外で様々な体験活動を創出していくとともに、令和7年度から、学校外の多様な体験活動の創出に取り組む区市町村の支援を行うなど、区市町村と連携した実効性の高い子供政策を展開しているところである。

国においても、自らが主体となって必要な施策を強化・充実するなど、社会全体で実効性のある取組を推進していくとともに、地方自治体が地域の実情を踏まえた施策を推進できるよう財政支援等を講じることが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 年齢や発達の程度に応じて、多様な体験等ができるよう、学校内外における体験活動を国として強力に推進すること。
- (2) 地方自治体が地域の実情を踏まえて実施している学校外における体験活動創出への支援に対して、必要な財政措置等を講じること。

3 子供の「遊び」の環境整備

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省・国土交通省)
(都所管局 子供政策連携室)

子供が「遊び」を通じて、健やかに成長できるよう、「遊び」の環境整備に向け、必要な財源を確保するとともに、国が主体となって必要な施策を推進すること。

<現状・課題>

国は、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」の中で、目指すべき「こどもまんなか社会」として、「様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる社会」を掲げている。また、こども施策に関する重要事項に、「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」を挙げ、「こども・若者全てのライフステージにおいて、（中略）遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出」し、また「こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する」ものとしている。令和6年5月に策定された「こどもまんなか実行計画」では、「こども大綱」に基づいて具体的に取り組む施策について取りまとめられたところである。

また、「こども大綱」と同日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」においては、「社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、（中略）こどもが本来もっている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、『こどもまんなか』の居場所づくりを実現する」とし、居場所づくりを進めるに当たっては、「居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要」としている。

これら「こども大綱」、「こどもまんなか実行計画」、「こどもの居場所づくりに関する指針」を見る限り、子供のニーズが高いボール遊び場やプレーパークなどの遊び場のハード整備や、プレーリーダー等の子供の遊びを支える人材の確保・育成に関する国の財政的支援の枠組みがない。

都は、令和6年2月に公表した「こども未来アクション」の作成過程において、18,000人を超える子供に意見を聴いた。その中には、「ボール遊びが禁止の公園が多い」「プレーパークみたいな公園が増えてほしい」といった意見や「遊び場や居場所をつくるときは子供の意見を聴いてほしい」といった要望など、「遊び」に関する意見や要望が数多くあった。そこで、都では、子供の意見を取り入れながらプレーパークなどの遊び場づくりを推進する区市町村への補助金について、令和6年度から新規採択事業の予算規模を倍増させており、令和7年度もこの規模を継続する。また、子供の「遊び」を地域へ拡大・浸透させるため、遊び体験の創出やプレーリーダー等の人材育成、安全対策などに取り組む区市町村を継続的に支援する補助制度を構築するなど、ハード・ソフトの両面から強力に後押ししている。

子供の「遊び」の環境整備に向けて、国は、地方自治体が地域の実情を踏まえた施策を推進できるよう財政支援等を講ずるとともに、自らが主体となって必要

な施策を推進する必要がある。

＜具体的要求内容＞

地方自治体が地域の実情に応じて、遊び場づくりやプレーリーダーの人材確保・育成等を推進できるように、国庫補助制度の創設など、必要な財政支援を行うこと。またプレーリーダーが安定的・持続的に活動できる環境づくりに向けた制度の構築など、必要な施策を講じること。

4 未就園児の定期的な預かり制度の構築

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)
(都所管局 子供政策連携室・生活文化局・福祉局・教育庁)

保護者の就労等の有無にかかわらず、より多くの乳幼児を保育所等で定期的に預かることができるよう、制度構築を図ること。

<現状・課題>

東京都では、令和5年度から「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を創設した。本事業は、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長をサポートするため、幼稚園・保育所等を地域の社会資源として位置付け、保護者の就労等の有無にかかわらず乳幼児を定期的に受け入れることで、早期から多様な他者と関わる機会を確保するものである。令和7年度は、保育所同様、9月から第一子の利用者負担額を無償化するとともに、「医療的ケア児等の育ちの支援事業」を創設し、保育所等を利用できない医療的ケア児等を対象に、ベビーシッターによる保育を提供する。

こども家庭庁においても、令和7年度からは「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を法律上制度化しているが、対象となる子供の年齢が0歳6か月から2歳までとしているほか、利用時間の上限が1月当たり10時間までとされており、また、利用者負担額の減免も住民税非課税世帯等に限られていることに加え、ベビーシッターによる保育が対象外となっているなど、日々成長し続ける子供への対応として、不十分な内容となっている。

<具体的要求内容>

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施する「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」においては、医療的ケア児等を含め、全ての乳幼児が早期から多様な他者と関わる機会を確保できる制度を構築すること。

また、望む人が安心して子供を産み育てることができるよう、対象世帯を限定することなく、利用者負担額の無償化を早期に実現すること。

制度の構築に当たっては、様々な主体が取り組みやすいものにするとともに、安定的な財源を確保した上で、地域ごとの実情も踏まえた十分な財政措置を講ずること。

5 幼児教育・保育の充実

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)
(都所管局 子供政策連携室・生活文化局・福祉局・教育庁)

- (1) 全ての乳幼児の育ちを支える幼児教育・保育の在り方等について検討し、改善・充実を図ること。
- (2) 幼稚園教諭及び保育士の養成課程の内容を更に充実すること。

<現状・課題>

乳幼児期は人生の土台を形成する重要な時期であり、子供目線に立ち幼児教育・保育の更なる質の向上を図っていくことが重要である。

東京都では、「就学前教育プログラム」の策定及び「就学前教育カリキュラム」の策定・改定や、国の幼児教育の理解・発展推進事業において、幼稚園教諭等を対象とした保育技術等に関する研究協議や講義等を実施する等、幼児教育・保育の充実に努めてきた。また、令和4年度に公表した「こども未来アクション」において、「乳幼児期の子育ち」をプロジェクトの一つに掲げ、乳幼児期から子供の健やかな成長をサポートする取組を開始した。その一環として、令和5年度には、主体的・協働的な探究活動を通じ、乳幼児の豊かな心の育ちを後押しする幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」を策定し、令和6年度から都内全域の幼稚園、保育所等を対象に展開している。

国においては、平成29年の幼稚園教育要領や保育所保育指針等の改訂に際し、人格形成の基礎を培う乳幼児期の重要性を示すとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（いわゆる「骨太の方針」）において、非認知能力の育成に向けた幼児教育・保育の質的向上の推進が記載された。全ての乳幼児の成長を後押しし続けるためには、継続して幼児教育・保育の充実に向けた取組の検討が不可欠である。

加えて、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続といった課題は依然として残っており、乳児期からの連続性を踏まえ、幼児教育・保育をより一層充実させていくことも重要である。

以上より、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び小学校学習指導要領の内容を基に、子供の最善の利益という観点から、幼児教育・保育の内容について検討していく必要がある。

また、幼稚園教諭及び保育士の養成段階において、小学校との連続性を踏まえるなど、幼児教育・保育の在り方等について学ぶ機会や内容を充実させていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び小学校学習指導要領の次期改訂に向けて、より子供目線に立った幼児教育・保育の在り方等について、研究・開発を進めること。
- (2) 大学や専門学校等における幼稚園教諭及び保育士の養成課程において、小学校との連続性を踏まえる等、幼児教育・保育について学ぶ内容を更に充実すること。

6 子供の事故予防の推進

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省・経済産業省・消費者庁)
(都所管局 子供政策連携室)

- (1) 国において収集した、子供の事故情報やいわゆる「ヒヤリ・ハット事例」について、引き続き自治体等との緊密な情報共有を図ること。
- (2) 産官学民の連携の下、子供の事故情報等のエビデンスに基づく実効性のある予防策を研究開発し、その普及を図るとともに、製品の安全性向上に向けた改良や、家庭・事業者等での予防策の実践に対し支援を行うこと。

<現状・課題>

国はこれまでに、「子どもを事故から守る！事故防止ポータル」や「こどもの事故防止ハンドブック」等により、子供の事故情報や事故防止の注意点等を情報発信するとともに、「事故情報データバンクシステム」や「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」等の事故情報等に関するデータベースを構築している。

また、令和4年度において国は、バスの置き去り事例のほか、命の危険につながりかねない事例について、先行自治体や現場をよく知る保育所等の団体関係者から収集し、あわせて今後の事例収集・共有の効果的な方法を検討するなどの調査研究を実施した。

都では、子供の事故予防につながる調査・研究を推進するとともに、学校・保育施設等での事故や子供に関係した製品事故など、幅広い事故データ・事例等を一元的に取り扱う「子供の事故情報データベース」を令和7年3月に公開した。

社会全体で子供の安全・安心を確保していくためには、各省庁においてこれまでに収集した情報を含めた子供の事故情報やヒヤリ・ハット事例について、自治体等とのデータ共有を推進し教育・保育施設等の現場へ効果的に発信・共有していくとともに、産官学民の連携の下、子供の事故情報等に基づいて実効性のある予防策を開発・実践していくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 国において収集した、子供の事故情報やいわゆる「ヒヤリ・ハット事例」について、引き続き自治体等との緊密な情報共有を図ること。
- (2) 産官学民の連携の下、子供の事故情報等のエビデンスに基づく実効性のある予防策を研究開発し、その普及を図るとともに、製品の安全性向上に向けた改良や、家庭・事業者等での予防策の実践に対し支援を行うこと。

7 民間事業者による日本版DBSの活用

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 子供政策連携室・福祉局)

- (1) こども基本法の精神にのっとり、全ての子供たちが性被害を受けないよう、子供が日常的に過ごす多様な学びの場・居場所を運営する多様な民間事業者が、日本版DBSを活用できる環境を整備すること。
- (2) 日本版DBSの運用に当たっては、犯歴情報の管理をはじめとしたガイドラインを策定し、事業者が認定を取得しやすい環境を整備すること。

<現状・課題>

教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（以下「日本版DBS」という。）の導入に向けて、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「法」という。）が、令和6年6月に成立し、令和8年度中の施行が予定されているところである。

法は、民間教育保育等事業者による日本版DBSの利用は任意とした上で、学校設置者等が講ずべき措置等と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定（以下「認定」という。）を受けることができ、認定を受けた事業者については、学校設置者等と同等の措置実施を義務付けている。

民間教育保育等事業者については、法第2条において限定的に列举されているところであるが、子供が日常的に過ごす多様な学びの場・居場所において、子供が安心して過ごし、健やかに成長できるよう、安全の確保をより確実なものとしなければならない。

日本版DBSを利用できる民間事業者の規模については、今後、政令で定めるとしているが、個人事業主や小規模な事業者も利用できるよう、検討が必要である。

また、認定の手続き方法、犯歴情報の管理方法、従事者への具体的な研修内容、子供から性被害の相談を受けた際の対応フロー等を取りまとめたガイドラインを提示するなど、事業者が認定を取得しやすい環境を整備する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) こども基本法の精神にのっとり、全ての子供たちが性被害を受けないよう、子供が日常的に過ごす多様な学びの場・居場所を運営する多様な民間事業者が、日本版DBSを活用できる環境を整備すること。
- (2) 日本版DBSの運用に当たっては、認定方法や犯歴情報の管理をはじめとしたガイドラインを策定し、事業者が認定を取得しやすい環境を整備すること。

8 デジタルの力を活用した子供政策の推進

(提案要求先 こども家庭庁)

(都所管局 子供政策連携室)

- (1) 子供一人ひとりにとっての「学びの最適化」を図るため、国や地方自治体等の垣根を越えて、子供の探求心を育む特色あるデジタルコンテンツの活用を促進していくこと。
- (2) デジタル技術を活用した子供向け相談サービスの先進事例等について国や地方自治体等で相互共有を図り、子供たちが適切なサポートを受けられる環境を整備すること。

<現状・課題>

国は「こども大綱」において、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進することとしている。

東京都は「シン・トセイ X 都政の構造改革 QOS アップグレード戦略 2.0」において、国や都・区市町村で分かれている手順やサービスを、自治体の枠を越え連携し展開していくこととしている。また、こども分野における目指す将来の姿の一つとして、全ての子供と直接つながるデジタル接点を創出し、子供たちの知的好奇心を満たすコンテンツの充実や、不安や悩みを気軽に相談でき、身近な専門機関や窓口へつながることができる環境整備を、国・都・区市町村の垣根を越えて展開していくこととしている。

子供たちの探求心を育むデジタルコンテンツや、何気ない不安や悩みを気軽に相談できる SNS 等のデジタルサービスを充実するなど、子供目線に立った取組を加速していくために、国と地方自治体等がこれまで以上に緊密に連携しながら、デジタル技術を有効活用し、さらなる支援策を講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 子供一人ひとりにとっての「学びの最適化」を図るため、国や地方自治体等の垣根を越えて、子供の探求心を育む特色あるデジタルコンテンツの活用を促進していくこと。
- (2) デジタル技術を活用した子供向け相談サービスの先進事例等について国や地方自治体等で相互共有を図り、子供たちが適切なサポートを受けられる環境を整備すること。

3 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の 充実

1 児童相談体制の一貫した充実強化【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉局)

- (1) 児童相談所の体制強化を図ること。
- (2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。
- (3) 虐待の未然防止に向け、区市町村の相談支援機能を強化すること。

<現状・課題>

児童相談所は、子供を守る中核機関として、安全確認、安全確保を第一に迅速、的確な対応が求められているが、家庭や地域における養育機能が低下している中で、児童虐待や非行など、子供や家庭に関する深刻な相談が増加し、その内容も複雑、困難化している。

また、それに伴い、一時保護件数も増加している。

様々な課題を抱える子供と家庭に的確に対応するためには、児童相談の一義的な窓口である区市町村も含め、児童相談体制の更なる強化が不可欠である。

心身疾患や障害がある児童等も増えており、医療的な援助が必要な保護児童に対しては、医療機関等への一時保護委託を行い、よりきめ細かなケアを提供する必要があるが、委託費の単価は十分ではない。

令和7年6月から導入された一時保護時の司法審査において、児童相談所が親権者等の確認を速やかに進めるため、改正児童福祉法（令和4年法律第66号）施行規則では、区市町村が行う公用請求については、児童相談所長等の求めに応じ、一時保護時の司法審査手続に関し調査を行う場合、本籍地以外の区市町村に対する戸籍謄本等の請求を活用できる旨が明確化された。通常、児童等が居住する区市町村に協力を求めることとなるが、児童相談所長は、居住区市町村戸籍部門に直接請求できるわけではなく、子供関係部署を通じての手続きとなるため、戸籍取得に時間を要する。児童相談所の調査権については、対象機関が限定されており、また、応諾義務がないため、必要な情報を入手することが難しい場合がある。

保護者の働き方が多様化する中、児童相談所の相談援助活動においては、勤務時間外における家庭訪問や保護者面接等が増えているほか、夜間における身柄付き通告による一時保護も増えている。限られた人員体制の中で、児童相談所がより迅速かつ的確に重篤な虐待対応を行うとともに、専門的知見を生かした相談援助活動に注力できるよう、民間機関の活用も必要である。

相談援助業務を担う児童福祉司等は、家族関係も踏まえた虐待に係るリスクな

どを的確に評価する高いアセスメント力が求められており、さらに、必要な場合には、躊躇なく一時保護等の法的対応を講ずるなど高度な専門性を発揮していかなければならない。

また、一時保護施設では、年齢も主訴も異なる児童と一緒に生活しており、多くの児童は、虐待による愛着障害や発達障害など様々な課題を抱えている。

また、児童養護施設とは異なり、緊急保護や夜間における身柄付き通告による保護もあるほか、日中も常時児童が生活しており、日々の入退所により常に児童の入れ替わりがあるため、職員の負担感も大きい。

さらに、都市部においては、人口規模に応じて一時保護を必要とする児童が多数いるほか、困難を抱え一時保護を要する児童が全国から集まる状況であり、こうした多くの児童を受け入れ、子供の権利擁護や一人一人の子供の状況に応じた適切な個別ケアを一層確保することが求められる。

そのためには、質の高い人材を計画的に確保し、育成していくことが喫緊の課題である。

国は令和4年12月に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童福祉司・児童心理司・スーパーバイザーの大幅な増員が図られているため、今後、更なる人材確保・育成策が必要となる。

こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、改正した児童福祉法（令和4年法律第66号。以下「児福法」という。）により、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」が導入された。しかし、本資格の位置づけが明確ではなく、十分な知識・経験がある場合でも資格取得に当たっては、100時間以上の研修を受講することが必要であり、現役の実務者が勤務しながら資格取得する上では、過大な負担が生じている。

都では、区市町村に子供家庭支援センターを設置し、児童相談所と連携・協働・分担しながら地域の子供と家庭に関するあらゆる相談に対して総合的な支援を行っている。

子供家庭支援センターにおいては、要保護児童対策地域協議会における登録ケースや児童相談所からの事案送致件数の増加に伴い、業務負担が増大しているため、相談体制の充実強化や相談員の専門性の向上が急務である。子ども家庭総合支援拠点の運営費については、常勤職員は地方交付税措置、非常勤職員はDV補助金により財政措置されているが、地方交付税措置の常勤職員の配置基準は、こうした都内の子供家庭支援センターの運営実態を反映したものになっておらず、不十分である。

児福法等に基づくこども家庭センターでは、子育て世代包括支援センター（母子保健部門）と子ども家庭総合支援拠点（児童相談部門）の一体的運営を行うとしており、令和8年度までに創設することが求められている。ガイドラインでは統括支援員の配置やサポートプランの策定について定められているが、都においては、令和3年度から、地域の身近な区市町村において、児童相談部門と母子保健部門とが一体となり、妊娠期からきめ細かなニーズを把握し早期に支援につなげ、虐待を未然に防止する予防的支援の取組を実施してきた。両部門の連携を担う職

員の配置や合同会議の実施、支援プランの作成に加えて、ニーズを的確に把握する独自のアセスメント指標を開発し、専任ケースワーカーが妊娠期から継続的な家庭訪問等を行うことで、一定の効果を上げている。

こうした実効性のある仕組みに対して、業務内容に応じた財源措置が必要である。

また、家庭支援事業の「措置」については、意思決定の手続や住民に対する丁寧な説明など業務量が増大するため、区市町村の体制強化が必要である。措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）については、区市町村に積極的な活用を促すため、実態を把握するとともに、効果的な手法を示す必要がある。

都内に所在する病院が、内密出産及び新生児等を匿名で預かる取組を開始した。都は、病院から新生児の匿名での預かり等について通告があった場合は、子供の命を守るという観点から、地元区とも連携して対応している。

今後都は、妊産婦及び児童の福祉の観点から適切な対応が取られているか、各事例を通じて確認・検証を行っていく。

内密出産について、国は令和4年度にガイドラインを策定した。また、出自を知る権利の位置付けを含め、諸外国の事例の調査研究を行い、内密出産の法体系を検討する考えを示した。

一方、新生児等の匿名による預かりは、法令等に定めはない中、熊本市における検証では、母子の生命にとって危険な事例も報告されている。

< 具体的要求内容 >

（１）児童相談所の体制強化を図ること。

① 児童相談所における体制整備について、必要な財政措置を講じること。

また、児童相談所が重篤な虐待対応や専門性が求められる相談援助活動に注力できるよう、民間機関を活用できる範囲を具体的に示すなど、児童相談所の業務の効率化に向けた支援の充実を図ること。

② 障害児、医療的ケアを必要とする児童等、児童相談所の一時保護所では対応が難しい生命の安全確保や介護に十分な配慮を要する児童の支援について一時保護委託費の単価の引上げなど充実を図ること。

③ 一時保護時の司法審査に係る、本籍地と居住区市町村が異なる場合の戸籍謄本等の請求について、児童相談所長等が、居住区市町村戸籍部門に直接請求できるよう法令改正すること。

また、児童相談所の調査権については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条や弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条と同様に「公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」のように対象機関を限定しないこと。さらに、児童相談所の調査権に対する応答義務を明記すること。

④ 一時保護施設について、地域の特性に応じてより手厚い職員体制の配置を可能とする財政措置を講じること。

（２）児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。

① 児童福祉司、児童心理司の実践力向上に資するよう、アセスメントの手法に係る研修カリキュラムや演習型研修の手法を構築するとともに、児童

福祉司・児童心理司の対応ケースについて分析し、得られたノウハウを提供するなど、職員の専門性向上のための方策を講じること。

② 一時保護施設では、虐待により傷つき、対応が困難な児童も入退所するなど、支援を担う職員には高い専門性が求められることから、専門研修カリキュラムの提示など職員のスキルアップの方策を講じること。

③ 各地方自治体が児童福祉司等の質の高い人材を安定的に確保できるよう、学生等の若年層に対して、児童相談所の業務内容や魅力を分かりやすく発信するなど、国レベルで訴求効果の高い普及啓発を継続的に行うこと。

④ 現役の実務者が、こども家庭ソーシャルワーカー資格を積極的に取得できるよう、研修カリキュラムの見直しや実務経験に応じて一部科目の受講免除等の対応を行うこと。また、新たに導入された資格であることから、今後、資格取得者が現場において有効に活用されているか、国において状況を把握し、各自治体に情報提供するとともに、有効な人材育成につながっているか国において検証すること。

(3) 虐待の未然防止に向け、区市町村の相談支援機能を強化すること。

こども家庭センターにおいては、都の取組の効果を踏まえ、相談支援に必要な人員が配置できるよう十分な財政措置を講じること。

また、措置制度の運用に当たっては、措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）と児童相談所による一時保護との役割分担や活用の実態を把握し、措置制度の効果とそれに基づいた手法を示すこと。

(4) 内密出産に関する法体系を早期に明示すること。

① 出自を知る権利について、国が責任をもって議論を進めること。

② 上記の議論を踏まえ、国において内密出産の法体系を早期に検討し明確に示すこと。

(5) 新生児等の匿名による預かりについて、現状を踏まえ、国において見解を明確に示すこと。

2 社会的養育推進計画に基づく取組の促進のための対応

(提案要求先 こども家庭庁)

(都所管局 福祉局)

- (1) 地域の実情を踏まえた上で、児童相談所や児童養護施設等の体制強化を図ること。
- (2) 現行のフォスタリング機関が里親支援センターに移行するまでの間、フォスタリング機関事業を継続すること。

<現状・課題>

都は、令和6年3月に国が新たに示した都道府県社会的養育推進計画策定要領（以下「要領」という。）に基づき、令和7年3月東京都社会的養育推進計画を策定した。要領では、項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定し、国は都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表することとしている。しかしながら、自治体によって人口や財政事情、里親を含む社会的資源の状況は様々である。

児童自立支援施設については、令和元年に示された策定要領では「当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、方向性を示す」とされていたが、今回の要領でも「ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、多機能化・高機能化の在り方について十分に検討を重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性を示す」とされ、その方向性も依然として示されていない。

里親支援については、フォスタリング機関を設置し、里親への支援を進めていくこととされてきたが、国は、令和6年4月施行の改正児童福祉法（令和4年法律第66号）において、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、包括的に里親支援を行うための施設として「里親支援センター」を児童福祉施設に位置付けた。

また、里親支援事業の実施に要する費用について、義務的経費とし、都道府県等の支弁とそれに対する国の負担についても規定した。都は、令和2年度にフォスタリング機関事業を開始し、令和6年度末に全ての児童相談所担当地域において、フォスタリング機関を導入した。今後、フォスタリング機関事業について実績の評価を行い、里親支援センターへの円滑な移行へ向けて、検討が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 地域の実情を踏まえた上で、児童相談所や児童養護施設等の体制強化を図ること。

- ① 国は、計画の進捗について、地域の実情に十分配慮した上で、分析・評価を行うこと。

また、施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化や、児童相談所等の職員の確保・育成、里親委託の促進も含め、十分な財政支援等

を行うこと。

- ② 児童自立支援施設の在り方について、ケアニーズの非常に高い子供への対応など、その性質や実態等に鑑み、十分に検討を重ね、その結果を踏まえ、施設の方向性を示すこと。

また、その方向性を踏まえ、施設の体制強化に向けた十分な財政支援等を行うこと。

- (2) 既にフォスタリング機関事業を実施している自治体においては、里親支援センターに移行するまでに一定の調整期間を要するため、移行までの間、フォスタリング機関事業を継続すること。

3 児童に関する相談支援機能の強化

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉局)

- (1) 「全国要保護児童等に関する情報共有システム」について、全ての自治体が導入できるよう対策を講じること。
- (2) 体罰等によらない子育ての推進に向けた普及啓発を充実すること。
- (3) 要保護児童対策地域協議会の構成機関によるオンライン会議の円滑な実施に向け、個人情報保護制度との整理など、必要な支援を行うこと。
- (4) 児童福祉審議会の児童虐待死亡事例等の検証において、司法機関等からの公判記録情報等の提供が受けられるよう、関係法令等を改正すること。
- (5) 各都道府県が、児童相談所の第三者評価を持続的に実施可能となるよう対策を講じること。
- (6) 児童相談所の現場実態に合わせた統計になるよう、福祉行政報告例の集計方法について見直しを行うこと。

<現状・課題>

平成 30 年 3 月に起きた虐待死事案では、転居元及び転居先の児童相談所が、国指針や全国ルールに基づく引継ぎ事務を行う中で、指針等の解釈や取扱いの相違、共通のアセスメントシートや情報提供票等がなかったことなどから、リスクに係る認識のずれ等が生じた。こうしたことを受け、転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と区市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる「全国要保護児童等に関する情報共有システム」を国が構築した。本システムには児童相談所と区市町村で相談を受けたケース全てを登録することに意義があると考えるが、国が個人情報保護に関する根拠規定としている児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 13 条の 4 は、要保護児童対策地域協議会の登録ケースや虐待ケースのみを対象としており、当該規定のみでは、要保護児童等のケース全てを登録し、共有することは個人情報保護の観点から難しいとする区市町村も少なくない。

また、本システムの基本的仕様では、子供一人当たり一つの相談情報しか登録

できないなど、各自治体で使用されている相談情報管理システムとの整合性が十分考慮された内容となっていない。

都は、東京都子供への虐待の防止等に関する条例（平成 31 年東京都条例第 50 号）を制定し、子供の権利利益の擁護、健やかな成長を図ることを目的として、保護者による体罰等の禁止を明記した。国も、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことを盛り込んだ児童虐待の防止等に関する法律等の改正法律案を令和元年 6 月に公布し、令和 2 年 2 月には、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン「体罰等によらない子育てのために」を作成した。体罰等は、医学的に、子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすこともあるとされている。しかしながら、日本では、しつけとしての体罰を容認する風潮もあり、子供が独立した人格と尊厳を持つ存在であるという考え方が、必ずしも浸透しているとは言えない状況があることから、体罰等によらない子育てを普及していくことが求められる。

要保護児童対策地域協議会の調整機関である子供家庭支援センターと、要保護児童対策地域協議会の関係機関による速やかな個別ケース検討会議の開催や情報共有を行うためには、オンライン会議の活用や構成機関が共有できるデータベースの構築が有効である。

今般の個人情報保護制度の改正においては、オンライン結合（オンライン会議やデータベース構築）について、使用の都度の諮問が必要ない旨示された。

一方で「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においては、既存のクラウドサービスやオンライン会議ツールなどの約款による外部サービスを使用したオンライン結合について、機密性 2 以上の情報（個人情報）を取り扱わないよう規定されていることから、区市町村におけるオンライン会議やデータ構築の取組を進める上での支障となっている。

また、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」により、公判係属中に「公判記録の閲覧及び謄写」の申出ができるのは、被害者・法定代理人・委託弁護士に限定され、児相職員等は入手することができない状況下にある。

さらに、令和 2 年 4 月 1 日に施行された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 46 号）においては、「都道府県は児童相談所の業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めること」と規定されているが、評価を行う者には、児童相談所業務の専門的な知識や経験が求められており、外部評価を持続的に実施するためには評価者の人材育成などの対策が急務である。

また、令和 4 年度福祉行政報告例について、国は令和 6 年 1 月に、一部自治体において国が示す記入要領に従って集計・報告をしていない実態がある旨、公表した。しかしながら、全ての児童虐待相談において児童の安全確認や調査など対応を行っているにもかかわらず、現在の記入要領に基づく報告では、対応の結果、非該当であったものが計上されない。この点、厚生労働省において実施されていた福祉行政報告例を移管し、令和 7 年度から新たに、こども家庭庁の統計調査として実施される、「こどもの福祉と保健に関する状況報告」においても変更がない。

<具体的要求内容>

- (1) 国が令和3年度から運用を開始した「全国要保護児童等に関する情報共有システム」を全ての自治体が速やかに導入、活用できるよう対策を講じること。
 - ① 要保護児童等の全てのケースを情報共有システムで共有することについて、個人情報保護の根拠規定が明確となるよう、法令改正や通知等の発出などの措置を講じること。
 - ② 各自治体の実情や意見を把握し、現在使用されているものとの整合性を考慮した内容となるようシステムの仕様を修正すること。
 - ③ 全ての自治体に参加できるよう、必要な財政支援を行うこと。
- (2) 児童虐待の防止に向けて、体罰等によらない子育ての推進に向けた普及啓発を更に充実すること。
- (3) 区市町村において、子供家庭支援センターと要保護児童対策地域協議会の関係機関とによるオンライン会議の円滑な実施や構成機関間でのデータベース共有できるよう、個人情報保護制度の解釈と運用をガイドラインで示すなど、必要な支援を行うこと。
- (4) 児童福祉審議会の児童虐待死亡事例等の検証において、より多角的かつ総合的な情報に基づいた再発防止策の分析を行うため、司法機関等からの公判記録情報等の提供が受けられるよう、関係法令等を改正すること。
- (5) 児童相談所の業務の質の評価を適切に行うことができる評価者を育成するなど、各都道府県が、児童相談所の第三者評価を持続的に実施可能となるよう対策を講じること。
- (6) 児童相談所の現場実態に合わせた統計になるよう、自治体の意見も聞きながら、集計方法を変更するなど、記入要領の見直しを行うこと。

4 社会的養護施策の充実

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉局)

- (1) 里親等委託や施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化等の取組の推進を図ること。
- (2) 社会的養護の下で育つ子供への支援を、退所後を含めて充実、強化すること。

<現状・課題>

児童養護施設等においては、令和元年度から措置費等で、小規模かつ地域分散化された施設の職員の常時複数配置が可能となったが、実態は、社会的養護の従事希望者の減少により職員を確保できないなど、人材確保はひっ迫している。さらに、小規模かつ地域分散化された施設はスキルや経験を必要とするため、経験者を配置しなければならないが、経験者の人数も足りない状況である。小規模か

つ地域分散化された施設は孤立した空間となるため、常時複数配置だけでは職員が感じる孤立感の解消までは至らない。

都は、特に重い情緒面・行動面の問題を抱えた児童に対して心理的ケアに重点を置き支援を行う専門機能強化型児童養護施設の設置を促進するとともに、医療が必要な乳幼児については医療体制整備事業で受入体制を整備している。国は、令和2年3月6日付けで「医療的ケア児等のための「4人の生活単位」の設置運営について」を発出し、医療的ケア児等受入加算実施要綱を示したが、対象となる児童や職員の配置にかかる経費等が実態に合っておらず、必要な支援に対応できるものとなっていない。

施設の小規模化・地域分散化等による本園の取りまとめの業務の増加や、特別育成費の実費化により事務量が増加している。そのため、直接子供の処遇に当たる職員が事務業務を一部担っている実態があり、こうした事務処理への対応のため、処遇困難な子供の入所が増加傾向にある中で、きめ細かなケアの支障となっている。

また、不規則勤務や、長時間通勤による就業負担及び家賃に係る経済的負担が大きいとの指摘や、保育士の場合、保育所保育士と比べて処遇に差があるなど、人材の確保・定着について課題となっている。

施設における小規模かつ地域分散化の取組について、国は、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合でもおおむね10年程度での地域分散化及び多機能化等を図る計画を求めており、児童養護施設の小規模なグループケア単位の定員は、8人から6人に引き下げられ、令和7年度以降は経過措置が終了し一律6人とする事となった。しかし、現に大規模な施設等においては10年程度での地域分散化の促進は困難であるとともに、養護需要の高い都においては、施設の急激な定員減は、専門的なケアを要する児童の行き場を確保できなくなる懸念がある。

乳児院では、夜間においても授乳や呼吸確認などの業務が継続的に必要となるが、夜勤職員は1人で児童10名以上を養育しているほか、一時保護委託の受入れも行っている。そのため、夜勤職員の業務は過大で、心理的負担となっている。

児童自立支援施設では、従来の非行・ぐ犯を主訴とする児童に加え、発達障害など様々な困難を抱える児童が入所しているが、職員配置基準は定員4.5名に対し1名となっており、被虐待の傷つきへのケアや精神科医療を要する児童の増加など、処遇には高度かつ広範な専門性が求められるが、現在の配置基準は平成24年度以来変わっておらず児童の支援に十分に対応できるものとなっていない。

自立援助ホームでは、被虐待や発達障害など様々な困難を抱える児童を多く引き受けている実態があるが、国では自立度の高い児童を想定し、職員配置基準は定員6名の場合、2.5名となっており、処遇困難な児童の支援に十分に対応できるものとなっていない。

児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設は、既存施設の状況を踏まえ、児童の生活環境改善のため、計画的に改築や大規模修繕等を行い、小規模化や多機能化、防犯対策を進めている。この整備には、国の次世代育成支援対策施設整備交付金を活用しており、令和5年度までは年5回の協議を受け付け、全件採択されていたところである。しかしながら、令和6年度においては、第1回の協議で

予算上限に達したとして、一部案件が不採択となり、第2回協議では対象事業が限定されるなど十分な内容ではなかった。令和7年度は協議前の事前登録制に改善されたものの、予算上限に達したとして、一部案件が不採択となった。この状況が続くと、計画的な整備に重大な支障が生じることが懸念される。

国は、ビジョンや要領において、社会的養護の下で育つ子供たちは、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」において養育するよう求めているが、この推進のためには施設や養育家庭等の養育の質の確保と支援の充実が不可欠である。

里親等委託率の向上のためには、ファミリーホームの設置促進も欠かせない。現在ファミリーホームは障害等の特性のある児童を多く受け入れており、児童の受託により家屋の改修が必要になることも少なくないが、改修経費の補助は1ホームにつき800万円を上限に1回限りとなっているほか、里親移行型のファミリーホームであっても、法人等と同じ基準の財産処分制限がかかることから、活用しづらいとの声が挙がっている。

また、特性のある児童が里親に委託されるケースも増加している。里親が特別な配慮を要する児童等を養育する中で、感情的になり怒鳴ったり、子供の前で物に当たったりするなどの不適切な対応を行ったことで、被措置児童等虐待として認定せざるを得ないこともある。被措置児童等虐待を行った者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない旨児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定められており、その行為の軽重にかかわらず、里親登録が取り消されることになる。施設職員については、不適切な対応が被措置児童等虐待と認定された場合でも、施設長等に指導を行った上で児童の措置を継続することができる。一方、里親については、それまでの委託児童との関係性や委託児童自身の意向にかかわらず直ちに措置変更とせざるを得ず、子供の最善の利益を損なうおそれがある。

国は、平成28年の児童福祉法改正に伴う通知で、乳幼児について、里親等への委託を原則とするとともに、平成30年3月に一部改正された「里親委託ガイドライン」において、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要であると示している。そのためには、専門性を持つ養育家庭等の育成や手当の充実及び早期からの里親委託が可能となるような仕組みづくりが必要である。

また、施設等を退所した後、安定した生活を送るためにも、社会的養護における自立支援策の強化が求められている。児童の自立を支援する自立支援担当職員について、措置費の加算額では、人件費相当分の加算となっており、活動経費は算定されていないほか、施設等が対象者と交流を継続していくための経費は対象とされておらず、退所者のアフターケアを十分に行うことができない。

令和6年4月1日施行の改正児童福祉法（令和4年法律第66号）において、児童自立生活援助事業の年齢要件や実施場所が拡大された。児童自立生活援助事業を児童養護施設で実施するためには、専任の職員配置が必要であることなどから、対応できない施設も存在する。この結果、入所していた施設による継続した自立支援が受けられない状況が生じ、結果的に児童に不利益が生じる可能性がある。また、児童養護施設や里親等に措置されている児童は、国通知に基づき、就労移行支援等を受けることが可能だが、児童自立生活援助事業の利用者は対象となっ

ていない。

< 具体的要求内容 >

(1) 被虐待児童及び発達障害を持つ児童の増加や常時医療が必要な乳児などに適切に対応できるよう、また、小規模かつ地域分散化が進むよう社会的養護の体制整備を図ること。

- ① 社会的養護を担う施設職員の人材確保は喫緊の課題である。人材確保・育成等に対する支援の一層の充実を図るとともに、多様な専門職や専門性の高い職員を継続的に配置できるよう措置費事務費の増額等の見直しを行うこと。
- ② 直接処遇職員の事務業務の負担軽減を図るとともに、措置費加算の実費払いを定額払いに見直しを行い、事務を円滑に実施できるよう児童養護施設等における事務職員の増員に向けて支援を充実すること。
- ③ 職員宿舍の借り上げを行う事業者に対する補助を行うこと。
- ④ 地域小規模児童養護施設などのグループホームや児童養護施設等を設置する法人が事業者となるファミリーホームについて、開設促進のための支援や、勤務する職員が孤立することのないよう地域分散化された施設を支援する職員の本体施設への配置をグループホーム等の数に応じて増員するとともに、遠隔地に設置する場合に本体施設とは別にバックアップを行う拠点等の整備運営を支援すること。

また、本体施設を小規模化した場合には、グループホームと同様に地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算や小規模かつ地域分散化加算の対象とするなど、本体施設も含めた小規模化及び地域分散化された施設の安定した事業運営に向けた仕組みを構築すること。

- ⑤ 児童養護施設等における小規模グループケアについて、令和6年度までとされていた経過措置の対象としていたユニットの支援を継続すること。
- ⑥ 医療的ケアや心理的ケアなどの専門的ケアを必要とする児童へ十分な対応が行えるよう、児童養護施設及び乳児院への精神科医や治療・指導職員等の専門職員の配置に係る医療的ケア児等受入加算の充実を図ること。その際には地域の実情に応じた補助体系とすること。
- ⑦ 乳児院における夜間の職員配置に対する支援を充実すること。
- ⑧ 医療的なケアを必要とする乳児への対応を強化するため、乳児院の看護職員の配置を充実するとともに、常時医療及び看護が必要な病虚弱児等を受け入れられるよう、措置費の病虚弱等児童加算を充実すること。
- ⑨ 乳児院は入所児童の在籍期間が短期であり、入退所が頻繁に発生する施設であることから、乳児院の施設特性、社会的ニーズに配慮した暫定定員制度の見直しを図ること。
- ⑩ 児童自立支援施設において、被虐待や発達障害など処遇困難な児童への支援を強化するため、児童生活支援員の配置を充実するとともに、配置基準に心理職員を加えること。
- ⑪ 自立援助ホームにおいて、被虐待や発達障害など処遇困難な児童への支援を強化するため、基準以上に職員を配置したホームに対する人件費加算

を創設すること。

- ⑫ 施設の改築、増築、防犯対策等における施設整備の補助について必要な財源を着実に確保すること。

また、小規模化かつ地域分散化された施設の設置を優先する場合でも地域や施設の実情を勘案して採択するとともに、対象経費の実支出額に対して補助を行うこと。

(2) 養育家庭等へ委託の一層の推進を図ること。

- ① 社会全体での養育家庭等への理解を高めるため、一層の普及啓発を図ること。

また、各自治体が取組を行うための十分な財政支援を行うこと。

- ② 障害等の特性のある児童の委託を促進するため、一般生活費の加算等、措置費の充実を図ること。
- ③ 養育家庭委託についても、育児休業制度が利用できるよう、国として必要な措置を講じること。
特に、乳幼児の委託促進を図るため、里親の休暇制度の充実に向けた支援を行うこと。
- ④ 新生児委託を進めるため、乳児院に専任職員を配置する等、地方自治体の実情に応じた柔軟な取組を展開できるよう必要な経費補助を行うこと。
- ⑤ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の改修経費補助について、ファミリーホームが障害等のある児童を多く受託している現状を踏まえ、改修が必要となった際に現行の上限額の範囲内で複数回活用できるようにするなど弾力的な運用を可能とすること。

また、補助金の財産処分制限に関する規定については、里親移行型のファミリーホーム事業者が高齢等やむを得ない事情でホームを廃止する場合の特例措置を設けること。

- ⑥ 児童福祉法第34条の20第1項第2号には、養育里親の欠格事由として「この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（中略）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」とあるが、児童買春、児童ポルノに係る行為等により処せられた者についても、同項第3号の規定にある「児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者」と同等の取扱いとするよう、早急に法の改正を行うこと。
- ⑦ 里親が不適切な対応を行い、被措置児童虐待と認定された場合、それにより児童福祉法に規定する欠格事由に該当するとして、一律に里親登録を取り消すのではなく、子供の最善の利益の確保の観点に立った上で、里親登録を継続しながら、里親や委託児童の状況に応じた必要な指導等を行うことができるよう、必要な措置を講じること。

(3) 社会的養護の下で育つ子供の自立を支援すること。

- ① 退所後の自立を見据え、高校生の特別育成費は学外での学習に必要な経費を対象とするとともに、補習費や資格取得等の加算額を拡充すること。
大学等に進学する児童に対する入学支度金の拡充等の支援を行うこと。

- ② 措置費の自立支援担当職員加算について、旅費等の活動経費も算定するなど、アフターケアを十分に行うことができるよう増額すること。
- ③ 措置解除後も退所者が入所していた児童養護施設等と交流を続けていくための経費を支援すること。
- ④ 児童自立生活援助事業について、事業の実施状況や効果を検証し、支援が必要な児童が、施設による継続した自立支援を受けられるよう、支援の実態に合わせた柔軟な職員配置を可能とすること。
- ⑤ 児童自立生活援助事業の入居者について、児童養護施設入所している児童や母子生活支援施設に入所している母と同様に、就労移行支援等を受ける場合の仕組みを構築すること。

5 ひとり親家庭の自立支援策の推進

(提案要求先 こども家庭庁・法務省)
(都所管局 福祉局)

ひとり親家庭の自立支援策を拡充すること。

<現状・課題>

ひとり親家庭が抱える課題は、母子家庭では、低賃金や不安定な雇用条件等の就労上の問題、父子家庭では、家事等生活面の問題など、それぞれの状況によって様々であるため、ひとり親家庭の自立を進めるためには、各家庭の状況やニーズを把握した上で、相談体制の整備、就業支援、子育て支援・生活の場の整備、経済的支援を総合的に推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

ひとり親家庭の生活実態を踏まえ、ひとり親家庭施策への更なる財政支援を行うこと。

6 困難な問題を抱える女性への支援

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉局)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、以下のことを実現すること。

- (1) 区市町村が女性支援に主体的に関われるようにすること。
- (2) 女性相談支援センター・一時保護所及び女性自立支援施設の体制強化を図ること。

<現状・課題>

令和6年4月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律52号）及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針」が施行され、併せて関係する要綱・ガイドライン・指針等が示された。

区市町村は、生活保護、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮者自立支援等、女性の自立支援に関する権限や資源等を有しており、その役割は重要であるが、法律において、国及び地方公共団体は困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を有することが明記され、基本的な方針において区市町村の役割については示されたものの、女性相談支援員の配置については依然として努力義務となっている。

区市町村において、各部署間が連携した支援を円滑に行うためには、女性相談支援員を専任で配置するなど身近な区市町村における相談支援体制を充実することが必要である。

また、基本的な方針では、女性相談支援センターや女性自立支援施設における支援として、身体的、心理的、性的な暴力等の被害からの回復支援や、自立支援、同伴児童等への支援についても示されている。措置費において各種取組等に応じた加算があるものの、現行の配置基準では不十分であり、更なる体制強化が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を踏まえ、区市町村における相談支援体制が整備促進されるよう女性相談支援員を法において必置化するとともに、配置基準を示し、財政支援も含めた支援を行うこと。
- (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設の体制を強化すること。
 - ① 同伴児童の支援を充実させるため、女性相談支援センター・一時保護所の配置基準に、児童の心理ケアに通じている心理職員、保育士、学習指導員を加えるとともに、保育室や学習室等の整備を行うための必要な財政措置を行うこと。

- ② 女性自立支援施設においても、他福祉分野と同様の処遇改善加算やキャリアアップのための補助を行うこと。
- ③ 自立支援及び被害回復支援の具体的な実施内容や実施方法を明らかにするとともに、必要な支援策を示し、人員配置に係る最低基準の拡充を図る等、施設の対応力強化に向けた施策を展開すること。

4 母子保健施策の充実

1 先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁)

(都所管局 福祉局)

早期発見・早期治療により、治療効果が高いとされる疾患について、全ての新生児が検査を受けられるよう、早急に先天性代謝異常等検査の対象に追加するとともに、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

<現状・課題>

先天性代謝異常等検査は、疾病を早期に発見し、早期に治療を行うことで障害を予防することを目的に、全都道府県が新生児に対し、20 疾患の検査を公費負担で実施している。

一方で、最近新しい治療法が開発されている疾患があり、大学や検査機関等で保護者負担により実施する事例のほか、独自に公費負担を開始する都道府県も見られるなど、全国的に 20 疾患以外のスクリーニング検査が進展している。

都では、全ての新生児が早期発見・早期治療により、治療効果が高いとされる疾患について検査を受けられるよう、令和 6 年 4 月から重症複合免疫不全症（SCID）、脊髄性筋萎縮症（SMA）、B 細胞欠損症（BCD）の 3 疾患について、独自に公費負担を開始するとともに、令和 7 年 3 月からはライソゾーム病（LSD）のうちポンペ病（PD）、ムコ多糖症Ⅰ型（MPSⅠ）、ムコ多糖症Ⅱ型（MPSⅡ）についても対象に追加した。

国も、令和 5 年度から「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」（以下「実証事業」という。）を実施しているが、対象疾患は、重症複合免疫不全症と脊髄性筋萎縮症の 2 疾患のみである。

また、実証事業の全国展開は、対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータや情報を収集し、その結果を踏まえて目指すこととしており、国が実証事業を踏まえて、全国展開を行うまでには相当の時間を要することが見込まれる。

さらに、実証事業の補助率は 2 分の 1 となっており、自治体負担が発生している。

<具体的要求内容>

- (1) 実証事業の対象疾患である重症複合免疫不全症及び脊髄性筋萎縮症の検査について、先天性代謝異常等検査の対象疾患に追加し、早急に全国展開すること。
- (2) B 細胞欠損症やライソゾーム病の一部疾患など、そのほかの早期発見・早期治療による治療効果が高いとされる疾患についても、先天性代謝異常等検査の対象疾患への追加を検討すること。
- (3) 上記 (1) 及び (2) の措置等に当たっては、自治体負担が生じることのないよう、安定的かつ十分な財政措置を講じること

2 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉局・子供政策連携室)

産後ケア事業について、区市町村や委託先医療機関等の実情に即した補助制度とするとともに、産後ケア事業の委託単価や様式等について全国共通の統一的な基準等を示すこと。

<現状・課題>

産後ケア事業は、出産後1年以内の母子等に対して心身のケアや育児のサポート等を行う取組であるが、母子保健法（昭和40年法律第141号）改正により令和3年度から事業実施が区市町村の努力義務となり、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）改正により令和7年度からは地域子ども・子育て支援事業としても位置付けられ、計画的な提供体制の整備を進めることとされている。

本事業は、区市町村が医療機関や助産所等に対し、主に利用者実績に応じて委託料を支払っているが、国の母子保健衛生費国庫補助金交付要綱では1か所当たりの補助基準額が定額となっているため、1施設で多くの利用者を受け入れた場合等に、補助基準額超過が発生し、区市町村の自己負担が発生してしまう。

また、医療機関等からは固定の運営費への支援が必要との声も上がっている。

さらに、複数の区市町村の利用者を受け入れている医療機関等では、委託単価や各種加算・整備費の考え方、報告書や安全管理マニュアル等の様式などが区市町村によって異なることで、円滑な事業運営に支障が生じているとともに、利用者目線に立った一貫性・整合性のあるサービスの提供が困難な状況であるが、令和6年10月に改定された「産後ケア事業ガイドライン」ではこれらの具体的な考え方や様式は示されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 産後ケア事業の補助について、運営費等の固定費と利用者数の実績に応じて加算される変動費とを組み合わせる基準額を設定するなど、区市町村や委託先医療機関等の契約や運営の実態に即した補助制度とすること。
- (2) 国として産後ケア事業の標準的な委託単価の設定、加算や整備費など医療機関等における共通経費の自治体間の負担方法、報告書や安全管理マニュアル等の様式などについて、全国共通の統一的な基準や考え方を示すこと。

3 5歳児健康診査の推進

(提案要求先 こども家庭庁)

(都所管局 福祉局)

5歳児健診について、国の補助事業の要件を緩和するとともに、十分な財政措置を行うこと。

また、健診に従事する医師等の専門職への研修等の充実を図ること。

<現状・課題>

5歳児は、言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、子供の発達特性を把握する5歳児健診は重要とされている。

国は、2028年度（令和10年度）までに、全国の自治体での実施率100%を目指しており、補助事業も創設しているが、全数実施が要件であり、かつ健診実施に見合った補助単価ではないため、自治体において活用しづらいものとなっている。

また、健診実施に当たっては、医師や保健師、心理職など専門職を養成するための研修等の機会を確保する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 自治体での5歳児健診の取組が進むよう、国の補助事業については全数実施を要件とせず、当面の間は一部の実施でも補助対象にするなど、柔軟に対応すること。

また、補助単価については、実施人数に応じた補助単価だけでなく、固定費の単価も加えるなど、小規模自治体でも実施できるよう、十分な財政措置を行うこと。

(2) 5歳児健診が円滑に実施できるよう、国において、健診に従事する医師等の専門職への研修等の充実を図ること。

5 高齢者施策の推進

1 大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直し【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉局)

- (1) 介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査等について更なる精緻化を進め、事業所の規模や併設事業所の状況、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態の把握・分析を適切に行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること。
- (2) 現下の物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、介護報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

<現状・課題>

介護報酬は、介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案しており、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別(サービス別)に1単位当たりの単価を定めている。

地域区分については、統一かつ客観的に設定する観点から、原則として、民間事業者の賃金水準等を反映させたものである公務員(国家・地方)の地域手当に準拠して設定しているが、公平性・客観性を担保する観点から、隣接地域の状況によって、級地の変更を認める特例や経過措置が講じられている。

今般、地域手当の見直しが行われ、都道府県単位が基本となり、次期介護報酬改定に向けて市町村の意向を確認しつつ、地域区分の在り方について検討を進めることとされている。

また、各サービスの人件費割合については、人員基準で規定している介護、看護等の職種のみを勘案するという考え方を国は示している。この人件費割合は、介護報酬改定に向けて国が実施する介護事業経営実態調査の結果等を踏まえて、見直しが行われているが不十分であり、現行の介護報酬上の人件費割合と、介護事業経営実態調査における収入に対する給与費の割合にはかい離が生じている。

介護事業所・施設においては、人員基準で規定していない事務員等の人件費も含めて介護報酬で賄うことが求められていることから、実態に即した人件費割合を設定するとともに、その設定の根拠等についても明らかにすべきである。

なお、国は、減価償却費・物件費には有意な地域差が見られないこと及び土地代等が反映する居住費は原則として給付対象外となっていることから、人件費以外の費用については地域差を勘案する必要がないとの考え方を示している。

しかし、建築価格や物価等の各種調査によると、減価償却費・物件費には明らかな地域差が生じている。

また、施設サービスの居住費は原則利用者負担とされているものの、居宅サービスにおいても一定の面積確保が設備基準で規定され、その費用は介護報酬で賄うことが求められている。こうしたことから、人件費のみならず物件費や土地・建物の調達費用についても、地域差を勘案すべきである。

令和7年2月の東京都区部消費者物価指数は、前年同月比で2.9%の上昇となり、前年同月比で42か月連続のプラスとなっている。令和6年4月の介護報酬改定において、基準費用額（居住費）が1日当たり60円引き上げられたが十分ではなく、また、食費や燃料費等の高騰は反映されておらず、介護事業所・施設は厳しい経営環境に置かれている。

また、令和4年の国の雇用動向調査では介護業界で初めて離職者が入職者を上回る離職超過となったほか、令和6年度の賃上げ率でも介護事業所は平均2.52%と、全産業の平均5%台を大きく下回るなど、介護業界から賃上げが進む他産業への人材流出が深刻な問題となっており、制度的な対応が必要である。

さらに、令和6年4月の報酬改定では、訪問介護の収支差率が7.8%と全サービスの平均を上回ったことを根拠に基本報酬が下げられたが、事業所の規模や、同一建物とそれ以外でのサービス提供による収支差率の違いのほか、人員確保が厳しいことにより人件費の支出が減った結果ではないかといった議論がある。現に、令和7年3月に国が公表した訪問介護事業所調査の結果では、半数以上の訪問介護事業所が報酬改定前と比較して減収となったことや、訪問回数や集合住宅等の利用者の割合によって、収支に大きな差が生じていることが明らかとなった。国は、令和7年度介護事業経営概況調査において、訪問系サービスについて、訪問先の状況、訪問に係る移動手段及び移動時間を把握するための調査項目を追加することとしているが、より精緻な分析が必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 介護報酬改定が、客観的で信頼性の高いデータに基づき行われるよう、介護事業経営実態調査等について、各サービスの事業所の規模や併設事業所の状況、物件費や土地建物の取得費等を含めた事業者の経営状況の把握・分析を行うなどの精緻化を進め、介護現場の実態を適切に把握すること。

特に、訪問介護については、基本報酬の減の影響等について、事業所の規模や併設事業所の状況等のサービス提供の実態を精緻に分析した上で、必要な対応を行うこと。

また、把握したデータについて、地方自治体や社会保障審議会介護給付費分科会等での検討に資するよう、地方自治体にも提供するとともに、その集計・分析の根拠等も併せて公表すること。

- (2) 地域区分の級地の設定については、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえた設定をすること。
- (3) 介護報酬における各サービスの人件費割合については、介護事業の運営実態を踏まえて適切に見直すこと。

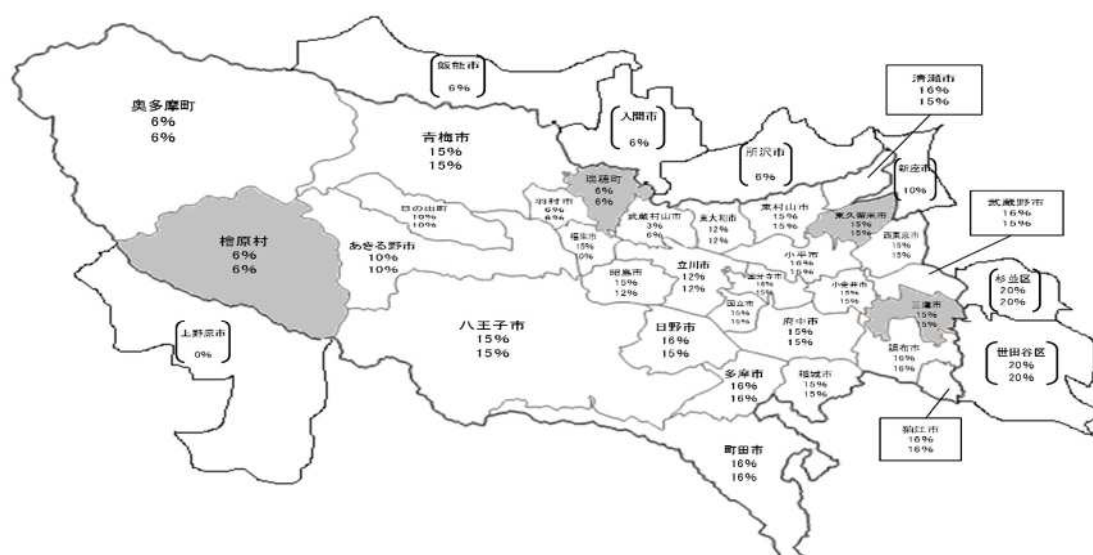
- (4) 物件費、特に土地・建物の取得費や賃借料等の地域差について、東京の実態に合わせ、適切に介護報酬に反映すること。
- (5) 現下の物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、介護報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

参 考

○令和6年度改定における介護報酬の地域区分と上乗せ割合

地域区分	上乗せ割合	区市町村への適用
1 級地	20%	特別区
2 級地	16%	調布市、町田市、狛江市、多摩市
3 級地	15%	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市
4 級地	12%	立川市、昭島市、東大和市
5 級地	10%	福生市、あきる野市、日の出町
6 級地	6 %	武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、檜原村
7 級地	3 %	なし
その他	0 %	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

○令和6年度改定における介護報酬の地域区分の適用状況（東京都多摩地域）



※各市町村の地域区分に基づく上乗せ割合を記載（上段が最終的な設定値、下段が令和6年度改定で適用された割合。都外の市は下段のみ記載）。令和6年度改定では、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から設定された経過措置を令和8年度末まで引き続き適用。

※当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分の範囲内で選択する完全囲まれルールでは、他の都道府県内の地域を隣接地域から除くことができることが認められている。網掛け部分は「完全囲まれルール」が適用された地域（平成 30 年度改正が三鷹市、令和 3 年度改正が東久留米市、瑞穂町、檜原村）

○各サービスの人件費割合の状況

サービス種類	介護報酬上の人件費割合（A）	収入に対する給与費の割合※（B）	差（B-A）
訪問介護	70%	72.0%	2.0
訪問入浴介護		65.4%	-4.6
訪問看護		74.4%	4.4
居宅介護支援		76.7%	6.7
夜間対応型訪問介護		62.6%	-7.4
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護		73.2%	3.2
訪問リハビリテーション	55%	72.9%	17.9
通所リハビリテーション		64.1%	9.1
短期入所生活介護		62.1%	7.1
認知症対応型通所介護		67.8%	12.8
小規模多機能型居宅介護		67.5%	12.5
看護小規模多機能型居宅介護		67.7%	12.7
通所介護	45%	63.6%	18.6
地域密着型通所介護		63.8%	18.8
特定施設入居者生活介護		43.2%	-1.8
地域密着型特定施設入居者生活介護		58.0%	13.0
認知症対応型共同生活介護		63.7%	18.7
地域密着型介護老人福祉施設		65.8%	20.8
介護老人福祉施設		64.5%	19.5
介護老人保健施設		63.5%	18.5
介護医療院		61.3%	16.3

※厚生労働省「令和 5 年度介護事業経営実態調査」

○介護従事者の月収（通常月の税込み月収（月給の者））の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県	全国平均
所定内賃金（月給）	273, 225 円	257, 455 円	262, 688 円	222, 713 円	208, 161 円	241, 296 円

資料：公益財団法人介護労働安定センター「令和 5 年度介護労働実態調査」

○消費者物価の地域差

	東京都区部	名古屋市	大阪市	福岡市	青森市	全国平均
指数	105. 4	99. 2	100. 0	97. 7	98. 3	100. 0

資料：総務省統計局「令和 5 年小売物価統計調査（構造編）」

○地価の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
住宅地平均価格（／㎡）	430, 600 円	116, 600 円	159, 900 円	71, 200 円	16, 200 円

資料：国土交通省「令和 6 年都道府県地価調査」

○同一地域区分内の地価・家賃の比較

	東京都府中市	愛知県名古屋市	兵庫県西宮市
地域区分	3 級地	3 級地	3 級地
住宅地平均地価 (／㎡)	321,500 円	212,900 円	271,900 円
家賃 (民営借家) (／坪)	7,461 円	4,705 円	5,632 円

資料：国土交通省「令和 6 年地価公示」

総務省統計局「小売物価統計調査（動向編）令和 5 年平均」

○東京都区部消費者物価指数の推移



(3) 介護事業者が介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる介護報酬とすること。

<現状・課題>

人材不足が深刻な介護現場において、質の高い人材の確保・育成・定着に向けては、介護職員等の処遇改善とともに、資格・技能等に対する評価や、職責に応じたキャリアパスや昇給の仕組み等の構築が必要である。

一方、経済活動の活発化により、様々な業種で、最低賃金の上昇と相まって賃上げの動きが加速しており、公定価格で運営する介護現場においては、こうした賃上げの波に乗れず、介護人材が他の業種に流出するおそれが現実的なものになってきている。

国は、平成 24 年度に介護職員の処遇改善を目的とした介護職員処遇改善加算

を創設し、令和元年10月には経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を目的とした「介護職員等特定処遇改善加算」が、令和4年10月には基本給等の引上げによる処遇改善を目的とした「介護職員等ベースアップ等支援加算」が設けられた。

令和6年度の介護報酬改定においては、これらの各加算の要件及び加算率を組み合わせた4段階の介護職員等処遇改善加算に一本化され、加算の取得にかかる事業者の事務負担は軽減されることとなった。

また、新たに創設された介護職員等処遇改善加算に直ちに移行できない事業者が、現行の加算率を維持できる激変緩和措置は令和7年3月までで終了した。

しかしながら、新加算を取得するために必ず必要となる職位・職責等に応じた任用要件・賃金体系の整備等に当たっては、各事業所において十分な検討期間が必要である上、賃金規程の改訂等の煩雑な事務作業が生じることから、誓約書により、令和7年度中に取得要件を整備することを誓約した場合には、年度当初から要件を満たしていたものとして扱う措置が講じられた。

また、これらの処遇改善加算はあくまでも経過的な取扱いであって、恒久的なものでないことから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。

加えて、令和8年度以降の対応については、予算編成過程で検討するとされており、さらなる制度の見直しが検討されている。

< 具体的要求内容 >

- (1) 介護職員の処遇改善については、介護事業者が長期的な視点で介護人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとする。
- (2) 誓約書の提出により加算要件を満たしたものとする取扱いについては、新加算への移行状況を踏まえて終了時期を再検討するなど、事業者の安定的なサービス提供に影響のないよう適切に実施すること。
- (3) 令和8年度以降の処遇改善加算について、令和6年度介護報酬改定等の影響を精緻に検証し、保険者等の意見も聞いた上で検討を行うとともに、事業者が十分な準備ができるよう、具体的な内容等について速やかに情報提供すること。

- (4) 介護支援専門員の安定的な確保を図るため、処遇を改善するとともに、給付実績に結びつかないマネジメント等の評価のための方策を講じるほか、介護支援専門員研修を見直すこと。

< 現状・課題 >

国はこれまで、資格更新制の導入や研修の強化、主任介護支援専門員制度の創設、試験の受験要件の見直しなどにより、介護支援専門員の資質や専門性の向上を図ってきた。その一方で、介護職員に対する処遇改善加算について介護支援専

門員を対象としてこなかったため、その専門性に見合った給与となっておらず、介護職員との給与差が縮小している。

また、特定事業所加算の要件として、必要に応じてインフォーマルサービス等が包括的に提供される居宅サービス計画を作成していることが含まれる一方で、介護支援専門員が退院時の支援に関わっても、退院できずに結果として介護サービスの利用に結び付かなかった場合や、インフォーマルサービス単独で介護サービスの利用に結び付かない場合など、給付実績に結び付かないケアマネジメントについては、令和6年度の介護報酬改定においても介護報酬の評価の対象とされていない。

さらに、介護支援専門員の資格取得や更新のために必要な研修については、介護保険法（平成9年法律第123号）において、「都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない」とされており、その科目、時間数、実施方法（講義又は演習）等は、国が定める基準にて全国一律で定められている。都はこれまで、研修の全面オンライン化や動画配信形式の活用などにより、受講者負担の軽減に配慮しているが、時間数は短縮できないため、今なお受講負担が大きい一方、国が定める研修カリキュラムにおいて、研修や科目間で内容の重複が散見され、資格更新時の研修受講者や都が設置する研修向上委員会からは、同じ内容の繰り返しについて見直しが必要との声が上がっている。

その上、令和6年度の介護報酬改定において、特定事業所加算の評価が充実されたことに伴い、ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していることが要件に追加されたことは、多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促す効果が期待できる一方、研修受講に係る負担が更に増大することが見込まれる。

このように、介護支援専門員は処遇改善が進んでいない中で業務や研修受講の負担が大きくなっており、都内の保険者や事業所からは、こうした状況から介護支援専門員の魅力が相対的に減少していることに加え、職員の高齢化による離職などの要因により、介護支援専門員が不足しているとの声が上がっている。

事実、近年の介護支援専門員証の交付者数は過去10年間の平均以下にとどまっており、都内で実務に従事する介護支援専門員数は、令和元年度をピークに横ばいで推移している。今後、介護サービス需要の拡大が見込まれる中、将来的に介護支援専門員の不足が懸念される。

また、居宅介護支援事業所1事業所当たりの利用者数が増加傾向にある中、都が実施した調査において、「人材不足であり新規利用をセーブしている」と回答した居宅介護支援事業所の割合が41.9%となっており、介護サービスの提供に支障が生じている。

このように、介護支援専門員の不足による介護サービスへの影響が既に生じていることから、介護支援専門員の確保は、直ちに対策を取るべき喫緊の課題である。

なお、令和6年4月に国が立ち上げた「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」において、都の提案内容を含む介護支援専門員の業務の在り方や、人材確保・定着に向けた方策に係る諸課題の整理や見直しの方向性等について審議され、中間整理が終了したところである。

また、国は、令和５年度から居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所の事務負担軽減を目的として「ケアプランデータ連携システム」の運用を開始しており、令和６年度からはケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業により利用促進を図っているところであるが、国の補助が不十分であるため、令和７年１月３１日時点の都道府県ごとのシステム利用申請状況は全国平均６.７％（都７.７％）と低い普及率となっている。

< 具体的要求内容 >

- （１）介護支援専門員の安定的な確保に向けて、その業務の専門性に見合った給与となるよう、処遇の改善を図ること。
- （２）退院を予定している利用者に対して実施する退院後支援など、給付実績に結び付かない医療・介護・生活にまたがる諸課題を解決するためのマネジメント等を介護報酬の対象とするなど、適切に評価するための方策を講じること。
- （３）介護支援専門員研修について、質の担保と負担軽減が両立した研修制度となるよう見直しを図ること。
- （４）ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会における中間整理を踏まえ、介護支援専門員がケアマネジメント業務に注力するための負担軽減等の環境整備や、人材確保・定着支援の取組など、介護支援専門員を取り巻く諸課題の解消に向け、必要な制度の見直しや支援の充実を図ること。
- （５）「ケアプランデータ連携システム」の普及を強力に推進していくため、ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業について、都道府県が実態に見合った補助が行えるよう、必要な予算を確保すること。

参 考

【都内の介護支援専門員と介護職員の平均給与比較】

	介護支援専門員平均	介護職員平均	差額
平成 24 年度	282,242 円	225,125 円	57,117 円
平成 25 年度	291,063 円	231,736 円	59,327 円
平成 26 年度	281,740 円	229,099 円	52,641 円
平成 27 年度	278,887 円	235,987 円	42,900 円
平成 28 年度	279,155 円	240,963 円	38,192 円
平成 29 年度	272,740 円	239,782 円	32,958 円
平成 30 年度	290,957 円	247,724 円	43,233 円
令和元年度	290,840 円	253,170 円	37,670 円
令和 2 年度	298,220 円	261,020 円	37,200 円
令和 3 年度	291,376 円	258,418 円	32,958 円
令和 4 年度	291,485 円	267,090 円	24,395 円

（注）月額額の所定内賃金（賞与を含まない）。

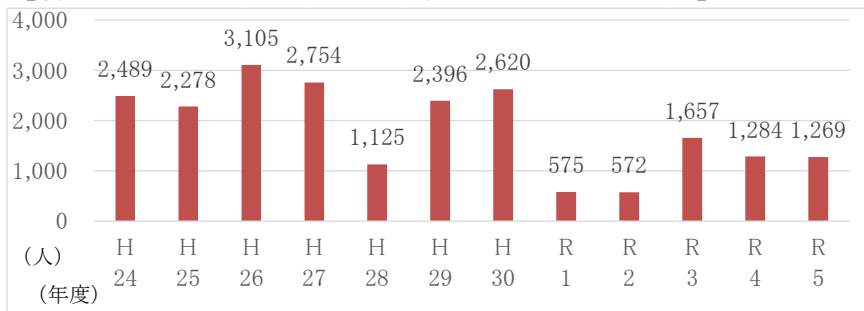
資料：介護労働実態調査（公益財団法人介護労働安定センター）

【都内で勤務する介護支援専門員数】

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延人数	15,318 人	14,747 人	14,435 人	14,797 人	15,503 人

資料：介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）

【都における介護支援専門員証交付者数の推移】

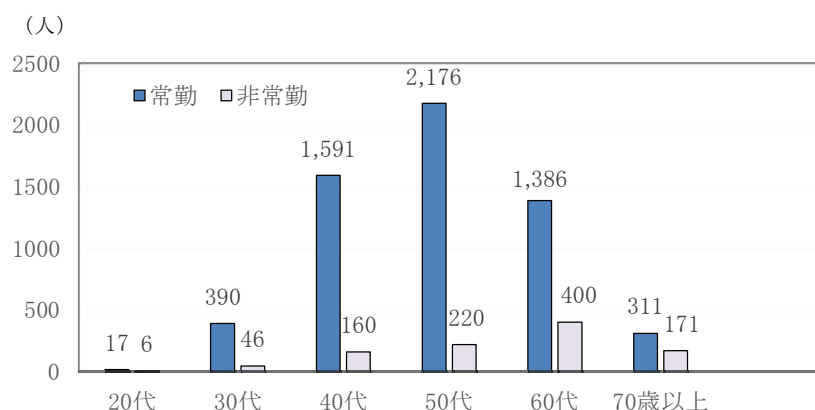


【居宅介護支援事業所 1 事業所当たり利用者数（全国）】

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 事業所当たり利用者数	85.7 人	88.3 人	93.2 人	95.0 人

資料：居宅介護支援および介護予防支援における令和 3 年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業等

【都内で勤務する介護支援専門員の年齢構成】



資料：令和4年度在宅サービス事業者等運営状況調査（東京都福祉保健局高齢社会対策部）

【人材不足の状況とサービス提供への影響】



資料：令和4年度在宅サービス事業者等運営状況調査（東京都福祉保健局高齢社会対策部）

（５）良質な介護サービスの提供等に資する介護報酬とすること。

<現状・課題>

現行の介護報酬においては、例えば看護職員の常勤配置が必要な施設で一時的に常勤職員が欠けることになった場合、常勤換算での必要数を満たしていても、翌月の報酬が一律に3割減算されるなど、施設の安定的な運営に著しい影響を及ぼすものとなっている。

訪問介護の質の高いサービスを提供する事業所を評価する「特定事業所加算」について、区分支給限度基準額を超過する利用者が出るとの理由から、積極的に加算を取得できない実態がある。訪問介護以外のサービスにおける類似の加算である「サービス提供体制強化加算」については、区分支給限度基準額の対象外となっている。

なお、「特定事業所加算」のⅠ又はⅡの取得は、「介護職員等処遇改善加算」の最上位区分の取得要件にもなっている。

また、福祉用具貸与の報酬について、離島等に所在する事業所は、運搬に要する経費として、貸与費の100分の100を上限に、特別地域加算を算定できる。しかし、本土から離島への運搬費が高騰している現状では、加算の上限を大幅に超えるケースが生じており、事業所の負担となっている。加えて、貸与期間が半月

に満たない場合、貸与費本体が最大で半月分しか算定できないため、これに連動して特別地域加算も減額される仕組みとなっている。これら運搬に要する経費は、現状に適した額を加算として算定することが必要である。

このような状況は、平成 30 年 10 月からの貸与価格の上限設定により価格設定に対する事業所の裁量の余地が狭まっていることと併せ、離島においては、事業所の健全な運営に著しい影響を及ぼすものとなっており、利用者への安定的なサービス提供に支障が生じないよう見直しをする必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 職員配置が基準を下回った場合の介護報酬減算については、一律に 3 割減算とすることなく、常勤換算や期間の長短などを考慮した段階的な設定とし、施設の安定的な運営に配慮した制度とすること。
- (2) 訪問介護の特定事業所加算については、事業所の体制整備や加算の取得を促進するため、区分支給限度額には含まない仕組みとすること。
- (3) 福祉用具貸与における特別地域加算について、上限の拡大や、貸与開始月の福祉用具貸与費が半月分の場合でも、1 月分の貸与費を特別地域加算の基準とするなどの見直しを図ること。

(6) 介護保険施設の居住費・食費の基準費用額について、東京の地価等を反映したものとするとともに、現下の物価高騰の影響についても、適切に反映できる仕組みとすること。

<現状・課題>

介護保険施設の居住費・食費の基準費用額の設定は全国一律となっており、地価や物件費・人件費の高い大都市東京の実態に即していないため、特定入所者介護サービス費の支給対象者（補足給付対象者）については、基準費用額を超える費用が施設の負担となっている。

加えて、食材料費や光熱費の値上げなど、物価高騰により施設運営は更なる影響を受けている。令和 6 年介護報酬改定では、令和 6 年 8 月から、光熱費高騰分として、居住費の基準費用額が 1 日当たり 60 円引き上げられたものの、補足給付対象者の居住費・食費にかかる物価高騰分を十分に反映したものとなっておらず、また、その後も物価の上昇が続き、施設の負担が増加している。このため、各自治体においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するなどして独自に支援しているが、当該交付金は臨時的なものとされており、物価高騰に対する制度的な対応が必要である。

<具体的要求内容>

介護保険施設の健全な運営を確保するため、介護保険施設の居住費・食費について、低所得者の負担増とならないよう配慮した上で、基準費用額を東京の地価等を反映したものとするとともに、現下の物価高騰の影響についても、適切に反映できる仕組みとすること。

(7) 介護保険施設において医療的ケアを必要とする要介護者の受入れが進むよう、介護報酬で適切に評価すること。

<現状・課題>

都内では、要介護認定率が急激に上昇する 85 歳以上高齢者人口が、令和 17 年にピークになると予測されており、今後、経管栄養や在宅酸素療法等の医療的ケアを必要とする要介護高齢者の増加が見込まれる。

国は、令和 6 年介護報酬改定において、協力医療機関との連携体制の構築により、介護保険施設における急変時の対応など医療ニーズへの対応強化を図ったところであるが、施設内での日常的な医療的ケアの提供に必要な人員や医薬品等を確保することができる十分な報酬とはなっていない。

<具体的要求内容>

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）において、医療的ケアを必要とする利用者の受入れが促進されるよう、介護報酬で適切に評価すること。

2 介護人材の確保及び育成

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉局)

今後の急速な高齢化と労働力人口の減少を踏まえ、将来に向けた専門性の高い介護人材を確保・育成・定着していくための総合的な人材対策を確立し、着実に推進すること。

<現状・課題>

介護関連職種の有効求人倍率は依然として全職業を大きく上回る水準で推移しており、介護人材の人手不足は深刻化している。公益財団法人介護労働安定センターが実施した令和5年度の「介護労働実態調査」においても、介護人材の不足感は引き続き高い水準となっており、労働者の悩みは「人手が足りない」が49.9パーセントと1番多く、介護職員にとっては、人手不足が賃金よりも大きな悩みや不満となっている状況である。

その一方で、第9期東京都高齢者保健福祉計画における介護人材の需給推計では、令和12年度には都において約23万3千人の人材を確保する必要があると見込んでおり、介護人材の確保は喫緊の課題となっている。

さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)までの人口推計を踏まえると、生産年齢人口の急速な減少とともに、東京をはじめとする都市部では引き続き要介護高齢者の増加が見込まれており、社会全体での働き手の確保が一層難しくなる一方で、介護ニーズは増加していくことから、将来的に介護分野での人材確保はより一層厳しくなることが予測されている。

今後は、従来の人材対策に加え、現在働いている介護人材が長く働きやすい職場づくりや、限られた人材で質の高い介護が提供できるような介護現場の改革、地域の特性に応じた対策など、少子高齢社会における介護現場の状況を踏まえた介護人材対策の更なる充実が求められる。

また、特に訪問介護サービスを担う訪問介護員は、職員の高齢化が著しく、都の調査では60代以上が約5割を占めるなど、今後10年で退職者が増加することが見込まれる。しかしながら、有効求人倍率は施設等の介護職員に比べ大幅に高く、特に新卒などの若年層の訪問介護への入職は少ない。こうした状況を踏まえ、今後も必要な訪問介護サービスを安定的に提供していけるよう、訪問介護員の人材確保においても、対策の充実が重要である。

さらに、訪問介護等の介護現場において、利用者やその家族からのハラスメントが存在することが指摘されており、介護職員が安心して働ける環境を整備する必要がある。国では、カスタマーハラスメントに関し、企業に対策を義務付ける法案が令和7年6月に成立した。都は、令和7年4月1日より「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例(令和6年東京都条例第140号)」を施行し、本条例に基づき「カスタマー・ハラスメントの防止に関する指針(ガイドライン)」を策定するとともに、業界マニュアル作成のための手引として「カスタマー・ハラ

メント防止のための各団体共通マニュアル」を示すなど取組を進めているが、国からは「介護現場におけるハラスメント」について基本的な方針やガイドラインが示されていない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 深刻な人材不足と今後の介護ニーズの増大に対応するため、介護現場における介護人材の配置状況や業務の実施状況等の実態を把握・検証した上で、総合的な介護人材対策の充実を図ること。特に、訪問介護員については、若年層の求職者が訪問介護へ入職し、安定的な収入を得て長く働けるよう、対策の充実を図ること。
- (2) 介護職員が安心して働ける環境を整備するため、国として「介護現場におけるハラスメント」について、基本的な方針と実効性のある対策を示すこと。

3 認知症施策の総合的な推進【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉局)

認知症施策を総合的に推進するため、十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

都における認知症のある高齢者は、令和22年には約57万人になると見込まれており、認知症になっても尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症施策を総合的に推進することが重要である。

国は認知症施策推進計画において、「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができる」という「新しい認知症観」を示している。認知症のある人が元気で心豊かに自分らしく過ごすには、一人一人の希望に応じて地域や社会で活躍できるとともに、他者と交流できる環境が整えられていることが必要である。そのため、都は令和6年度から、認知症のある人の希望に応じ、関係機関と連携しながら地域の実情に合わせた社会参加の機会創出に取り組む区市町村を支援している。

都道府県は、国で策定する認知症施策推進基本計画を基本としつつ、実情に即した都道府県計画を策定するよう努めることとされており、国は基本計画において重点目標及びKPIを設けたが、具体的な目標値や、評価の在り方の検討の時期を示していない。

国は、令和6年度に「認知症チームケア推進加算」を創設した際、「日本版BPSDケアプログラム」（以下「ケアプログラム」という。）を加算の対象と明示せず、令和7年4月になってケアプログラムが加算の要件である旨通知した。しかし、ケアプログラムで既に効果が実証されている在宅サービスは引き続き加算の対象にしておらず、加算の単価についても効果に見合ったものになっていない。

国は、令和6年度から認知症介護実践リーダー研修の研修対象者の要件を緩和し、認知症介護実践者研修を修了していない者も対象に加えたが、知識や理解を深める措置等を講じていないため、受講生間の理解度の差の拡大など、研修現場で混乱が生じている。

若年性認知症のある方への支援では、労働者やその家族への相談支援や、労働者、主治医、企業・産業医のコミュニケーションのサポートを行う両立支援コーディネーターと、都道府県の若年性認知症支援コーディネーターとの連携は重要である。国は基本計画において「若年性認知症支援コーディネーター等と企業の産業医や両立支援コーディネーター等による連携した対応を行うことなどを推

進する」としているが、「地域両立支援推進チーム」に認知症支援コーディネーターの参加を求めている都道府県労働局があるなど、取組は進んでいない。

認知症抗体医薬の実用化等を踏まえて地域の医療提供体制の充実を図るには、認知症サポート医の活動の活性化が急務であり、地域包括支援センター等が医師に医療相談や訪問支援等を依頼する場合、柔軟かつ機動的な対応が求められる。こうしたニーズを踏まえ、都は令和6年度、地域包括支援センター等と連携して活動できる認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定する制度を創設した。令和7年度からは、とうきょうオレンジドクターに医療相談等を依頼する際の費用に係る区市町村補助を独自に開始したが、都道府県のこうした取組は国の財政支援の対象とされていない。

認知症抗体医薬については、初回投与を行う医療機関に加え、6か月以降の投与を行う医療機関の確保も求められる。しかし、小規模の診療所等が投与を開始するには、院内の人員体制の見直しや、投与のキャンセルが発生した場合に薬剤の返品等が困難なこと等、負担が大きい。また、認知症抗体医薬は、精神科医療機関で算定可能な「持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料」の対象となっていない等、診療報酬が治療の実態に見合ったものになっていない。

認知症疾患医療センターについては、専門医療の提供、地域連携の推進、人材育成など多くの機能を担っているため、関係機関が多く存在していることに加え、人件費や物件費等が高いといった都市部の特性に合わせた配慮が必要であるが、国庫補助額は不十分である。

また、認知症抗体医薬の投与を行うセンターを対象とする加算が令和6年度から新設されたが、投与を行わないセンターでも同様に相談対応等が求められるため、全センターへの財源措置が必要である。

あわせて、今後ますます増加する認知症の鑑別診断等を円滑に行っていくためには、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も認知症の鑑別診断等に積極的に取り組んでいくことが必要であるが、認知症専門診断管理料の対象となっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 「新しい認知症観」を広く浸透させる取組を進めること。その上で、認知症のある人の社会参加を推進する取組を自治体が円滑に実施できるよう支援すること。
- (2) 基本計画におけるK P Iの目標値について、早期に都道府県に示すこと。
また、具体的な調査方法やK P Iに基づく認知症施策の評価の在り方について、具体的な検討時期を示すとともに、調査方法については、都道府県でも実施可能なものとなるよう配慮すること。
- (3) 「日本版B P S Dケアプログラム」について、在宅サービスも加算の対象とすること。また、その効果に見合う加算とすること。
- (4) 認知症介護研修については、質の確保に配慮するとともに、地域の実情に応じて効果的に実施できるものとする。
- (5) 若年性認知症のある人の就労に関して、両立支援コーディネーターが都道府県の若年性認知症支援コーディネーターと円滑に連携できるよう、都道府

県労働局の取組を促進すること。

- (6) 認知症サポート医制度の実効性を担保するとともに、認知症サポート医の活動を促進し、地域における医療提供体制の充実が図られるよう、財源を措置すること。
- (7) 身近な地域で希望する人が認知症抗体医薬の治療を受けられる体制が確保されるよう、医療現場の実態を踏まえた運用へ見直すとともに、認知症抗体医薬治療における診療報酬について、負担に見合ったものとなるよう改善を図ること。
- (8) 認知症疾患医療センター運営事業に対する補助金について、事業内容や地域特性に見合った十分なものとする。
- (9) 認知症専門診断管理料は、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も対象とするとともに、業務の実態に即した報酬水準とすること。

4 地域医療介護総合確保基金（介護分）の充実

（提案要求先 厚生労働省）

（都所管局 福祉局）

地域医療介護総合確保基金について、自治体が地域の実情に応じて有効な施策展開を図れるよう、弾力的に活用できる仕組みとすること。

<現状・課題>

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づき、医療・介護サービスの提供体制の総合的・計画的な整備等を推進するため、都道府県は、国 3 分の 2、都道府県 3 分の 1 の負担割合により、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置している。

なお、都道府県負担分は、地方交付税交付金により財源措置されているが、不交付団体である都においては、これを自主財源で賄っている。

国は、平成 27 年度補正予算において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として、基金の積増しを行った。

しかし、基金の活用に当たっては、原則として、各年度の所要額は当該年度の積立額により充当すべきとされていることや、基金造成事業に要する各区分（介護施設等の整備分、介護従事者の確保分）の経費の配分変更が認められていないことから、都においては多額の基金残高が累積している。

介護施設等整備事業については、平成 18 年度の三位一体改革との関係から、基金対象事業が地域密着型施設の整備などに限定されており、より需要のある広域型施設の整備等へ充当できない。

また、地域密着型サービス等について、今後、施設の老朽化に伴い、需要が増加すると見込まれる大規模修繕が、補助対象となっていない。さらに、基金事業の配分基礎単価は令和 6 年度に一定程度引き上げられたものの、基本的に全国一律であり、建築価格や人件費の高騰は、首都圏をはじめとした大都市においてより深刻であるという実態を十分に反映していない。特に、定期借地権の一時金に対する補助について、その補助額は、路線価の 2 分の 1 に対して、その 2 分の 1（実質 4 分の 1）となっているため、事業者の負担が大きく、都は、独自に上乗せして補助を行っている。

また、対象事業が限定的に列挙されているため、例えば、都が独自に実施している、特別養護老人ホーム等を整備する際の土地賃借料への補助や、奨学金の貸与を受けた介護職員に対して返済相当額を手当として支給する事業者や介護職員用の宿舍を借り上げる事業者への支援など、自治体が地域の実情に応じて取り組む事業が対象とならない。

さらに、近年、年度途中での解釈通知の変更や国庫補助への誘導等により、都の予算の調整が必要となることで事業者への通知が遅れ、事業者は限られた期間内での事業執行を余儀なくされるなど、都道府県の事業執行に影響を及ぼしている。

＜具体的要求内容＞

- (1) 過年度予算分の柔軟な活用を可能とすること。
- (2) 介護施設等整備事業について、地域の実情に応じた医療及び介護の総合的な確保のための事業に要する経費を支弁するという基金の設置目的に鑑み、以下のような対象の拡充を図ること。
 - ① 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の広域型施設の整備についても補助対象とすること。
 - ② 地域密着型サービス等の施設の老朽化に伴う大規模修繕についても補助対象とすること。
 - ③ 大都市における建築価格や人件費の高騰及び地域差を踏まえ、既存基金事業（地域密着型施設整備費、開設準備経費等支援事業の補助など）の配分基礎単価を増額すること。
 - ④ 定期借地権等の一時金に対する補助について、大都市における路線価の地域差などを踏まえ、補助率（2分の1）及び基準額（路線価の2分の1）を引き上げること。
- (3) 介護施設等整備事業における特別養護老人ホーム等を整備する際の土地賃借料への補助や、介護従事者確保事業における奨学金の貸与を受けた介護職員に対し返済相当額を手当として支給する事業者や介護職員用の宿舍を借り上げる事業者への支援など、自治体の地域の特性に応じた独自の取組も対象とすること。
- (4) 年度途中での解釈通知の変更や国庫補助への誘導等により事業の執行に影響を及ぼさないよう、都道府県の円滑な事業執行に配慮すること。

参 考

○地域医療介護総合確保基金の執行状況（東京都）

1 介護施設等整備分

（単位：千円）

年度	積立額 (A)	取崩額 (B)	残高 (A)-(B)
平成27年度 当初分	6,918,363	6,918,363	0
平成27年度 補正分 (平成37年度までに充当)	14,921,750	6,551,383	8,370,367
平成28年度 当初分	7,736,157	7,736,157	0
平成29年度 当初分	2,206,933	2,206,933	0
平成30年度 当初分	3,845,918	3,845,918	0
令和元年度 当初分	6,381,509	6,381,509	0
令和2年度 当初分	5,148,920	5,148,920	0
令和3年度 当初分	8,809,500	8,809,500	0
令和4年度 当初分	5,400,037	5,400,037	0
令和5年度 当初分	5,934,972	2,655,932	3,279,040
令和6年度 当初分	0	0	0
計	67,304,059	55,654,652	11,649,407

2 介護従事者確保分

（単位：千円）

年度	積立額 (A)	取崩額 (B)	残高 (A)-(B)
平成27年度 当初分	920,885	920,885	0
平成27年度 補正分 (平成37年度までに充当)	1,449,182	1,449,182	0
平成28年度 当初分	1,975,850	1,975,850	0
平成29年度 当初分	565,108	565,108	0
平成30年度 当初分	2,707,868	2,707,868	0
令和元年度 当初分	1,873,151	1,873,151	0
令和2年度 当初分	2,115,497	2,115,497	0
令和3年度 当初分	5,900,599	5,900,599	0
令和4年度 当初分	11,684,121	11,684,121	0
令和5年度 当初分	4,841,933	4,841,933	0
令和6年度 当初分	4,489,551	1,669,475	2,820,076
計	38,523,745	35,703,669	2,820,076

5 介護サービス基盤の整備に向けた施策の充実

(提案要求先 財務省・厚生労働省)
(都所管局 福祉局)

(1) 定期借地権を利用した未利用国有地の貸付けについて、減額措置の期間を延長するとともに、貸付条件を見直すこと。

<現状・課題>

都では、令和12年度末までに特別養護老人ホームを6万4千人分、介護老人保健施設と介護医療院を合わせて3万人分、認知症高齢者グループホームを2万人分整備すること等を政策目標としており、介護施設等の計画的な整備を促進するためには、施設用地を確保する必要がある。

国は、平成28年1月から一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として、都市部の国有地を活用して介護施設等を整備する場合に、貸付料の50パーセント減額を行っているが、減額措置の対象は令和7年度末までとされている。減額後の貸付料については、都市部の中でも地価の高い地域においては、なお高額であることに加え、定期借地権の期間にかかわらず、減額期間が貸付始期から10年間に限られていることから、施設を整備・運営する事業者の負担が大きい。

また、貸付対象施設は特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム等とされているが、貸付対象事業者が地方公共団体又は社会福祉法人に限定されているため、軽費老人ホームや認知症高齢者グループホームを整備する株式会社等が貸付を受けられない。

さらに、介護老人保健施設及び介護医療院については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる社会福祉事業の用に供する場合に限られている。

加えて、貸付けの要望受付時において、貸付料の参考価格が示されないため、貸付要望者が収支を見込むことが難しく、貸付料が見込みを大きく上回ることによって、貸付料が示された時点で事業計画の見直しが必要となる事例や計画自体を取り下げる事例が発生している。

<具体的要求内容>

- (1) 貸付料の減額措置について、令和8年度以降も継続すること。
- (2) 国有地に低廉な価格で社会福祉施設を整備することができるよう、地価が高い地域においては、更なる減額を行うこと。
- (3) 貸付期間全体を通して、貸付料の減額を行うこと。
- (4) 多様な施設の整備に国有地を活用できるよう、貸付対象事業者を地方公共団体又は社会福祉法人に限定することなく、医療法人や株式会社等も対象に加えること。
- (5) 介護老人保健施設及び介護医療院の整備促進が図られるよう、社会福祉事業の用に供する場合に限らず、介護老人保健施設及び介護医療院を減額貸付

の対象とすること。

(6) 貸付要望者に、適正な時価に基づく貸付料の予定価格を示すこと。

(2) 社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合について、独立行政法人福祉医療機構の実施する福祉貸付事業の融資対象とすること。

<現状・課題>

国は平成 28 年 7 月、特別養護老人ホーム及び当該特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設（以下これらを「特別養護老人ホーム等」という。）の用に供する建物について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることを可能とする規制緩和を行った。

これにより、社会福祉法人以外の個人や株式会社等が特別養護老人ホーム等の整備を行うことが可能となったが、現在、特別養護老人ホーム等の整備に係る独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業の対象は、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）第 12 条において、「社会福祉事業施設を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者」とされており、融資対象が社会福祉法人に限定されている。

国が行った規制緩和を実効性のあるものにするためには、社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合についても、福祉貸付事業の融資対象とすることが有効である。

<具体的要求内容>

社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合の整備費等について、地方公共団体の補助制度の対象となっているなど、一定の要件を満たす整備計画については、福祉貸付事業の融資対象とすること。

6 医療保険制度の改革等

1 医療保険制度の拡充

(提案要求先 厚生労働省・こども家庭庁)
(都所管局 福祉局)

子どもの医療費について、少子化対策の観点から、医療保険制度における乳幼児医療費の患者一部負担金の割合を現行の2割から更に軽減するとともに、対象年齢を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡大すること。

また、国の責任において子どもの医療費に関わる助成制度を創設すること。

<現状・課題>

平成20年4月から、医療保険制度における乳幼児医療費の患者一部負担金の割合を2割に軽減する措置が、未就学児まで拡大されている。

また、国の調査（令和6年4月1日時点）によると、乳幼児に対し全ての自治体が医療費助成を行っており、中学生までの子どもに対しては約99%、更に18歳年度末までに対しても8割を超える自治体が医療費助成を行い、その後も増加傾向にある。

都においても、子育て支援の充実のため、義務教育就学期にある子どもの医療費助成について市町村への補助に加え、令和5年4月から、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期である高校生等の医療費の一部を助成する区市町村への補助を開始した。

こうした現状を踏まえると、少子化対策の観点からも、医療保険制度における乳幼児医療費の患者負担の軽減や対象年齢の拡大に加え、国の責任において新たな医療費助成制度を創設すべきである。

<具体的要求内容>

子どもの医療費について、少子化対策の観点から、医療保険制度における乳幼児医療費の患者一部負担金の割合を現行の2割から更に軽減するとともに、対象年齢を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡大すること。また、国の責任において、医療保険制度に加え、子育て支援策としての子どもの医療費に関わる助成制度を創設すること。

2 国民健康保険制度の見直し等

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

(1) 医療保険制度が将来にわたり安定的で持続可能なものとなるよう、制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すこと。

(2) 国民健康保険制度については、今後の医療費の増すうに耐え得る財政基盤の強化を図っていくこと。

また、必要な財源を確保するとともに、地域の特性にも十分配慮すること。

(3) 国と地方との協議の場における合意に基づく公費拡充については、令和8年度以降も確実に実行すること。

(4) これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議すること。

(5) 国の方針に基づき保険料水準の統一を進めるため、取組支援及び財政支援を拡充すること。

(6) 保険者努力支援制度の評価指標や配点基準等を変更する場合は、変更の考え方等を具体的かつ早期に示し、地方自治体と十分協議すること。

また、評価指標は保険者が医療費適正化等に取り組むためのインセンティブとなるよう、自治体の実情に十分配慮すること。

さらに、保険者努力支援制度（都道府県分）の交付金額が仮係数から確定係数で大きく変動することの無いよう、その評価指標や配点基準等を設定すること。

(7) 少子化対策のため、子供に係る均等割保険料軽減措置の対象拡大を図るとともに必要な費用を全額措置すること。

<現状・課題>

国民健康保険制度については、国が財政支援の拡充等により財政基盤を強化した上で、平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、運営について中心的な役割を担う新たな制度が開始された。

毎年約 3,400 億円の追加公費の財源を恒久的に確保することとされたが、高齢化に伴い、今後も医療費の増すうが見込まれるなど、都道府県の国保財政運営は厳しい状況にある。将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度を構築するためには、制度設計者である国の責任において、医療費等の将来推計を適切に行った上で、医療保険制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すべきである。

特に、国民皆保険を支える国民健康保険制度の安定化は極めて重要な課題である。先般の制度改革後においても、各都道府県における追加公費の影響を明らかにするなど、引き続き制度の運営状況を検証し、財源の確保を含めた必要な措置を講じることにより、医療費の増すうに耐え得る財政基盤の確立を図っていく必要がある。その際には、各都道府県において安定的に制度運営を行えるよう、地域の特性に十分配慮する必要がある。

これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等の納得と理解を得ていく必要がある。

国は、令和 6 年 6 月に、国民健康保険制度における都道府県内の保険料水準の統一の取組の更なる加速化に資するよう、保険料水準の統一加速化に向けた具体的な方針を示し、現行の国保運営方針において完全統一の目標年度を定めていない都道府県について、令和 8 年までに、目標年度の意思決定ができるよう取組を進めることとしている。また、保険料水準統一加速化に向けた支援パッケージによる支援を実施しているが、令和 8 年に向けた取組の加速化を進めるためには、取組支援の一環として都道府県の実情に応じた対応策に関する助言や参考事例の紹介、財政支援の一環として保険者努力支援制度における保険料水準統一関係の指標に係る配点の引上げ等の更なる支援が必要である。

保険者の医療費の適正化等に向けた取組を支援することを目的として、国は、平成 30 年度から取組へのインセンティブ措置として保険者努力支援制度(取組評価分)を本格導入し、令和 2 年度交付分からは、事業費として交付する部分(事業費分)及び事業費に連動して配分されるインセンティブ措置(事業費連動分)を新たに設けたが、令和 5 年度交付分から、都道府県ごとの事業費分の交付額により事業費連動分の交付上限額を設定する仕組みが導入され、地方自治体が費用対効果の高い事業を実施するインセンティブの低下につながるおそれがある。

保険者努力支援制度(取組評価分)については、国は、今後も各指標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて制度を見直すこととしているが、保険者は制度の評価指標や配点基準等を踏まえ事業に取り組んでおり、評価指標や配点基準等の決定後、保険者が採点するまでの期間が短く、保険者の取組が阻害されるおそれがある。評価指標のうち全自治体一律の基準で評価した上で、都道府県内の達成割合を評価するものについては、島しょ地域など事業対象者が存在しない場合にも取組を求めるなど、取組のインセンティブとして十分なものとなっていないため、自治体規模や地域性を考慮する必要がある。また、令和 7 年度交付分から子ども

の医療の適正化等の取組に係る評価指標が新設され、子どもの医療費助成について自己負担を設ける区市町村等が評価対象とされたが、過大な配点となっており、国が推進する子ども・子育て支援の方針に反していると思われる。さらに、後発医薬品の使用促進については、後発医薬品を中心とした医薬品の供給不安に係る課題への国による対応が基本となり、後発医薬品とは使用状況や認知度が異なるバイオ後続品については、保険者による被保険者への使用促進の進め方が不明な状況であることから、都道府県や区市町村を取り巻く状況に配慮した評価指標とすることが必要である。

保険者努力支援制度（都道府県分）について、都では交付金全額を納付金総額から差し引くこととしている。このため、仮係数から確定係数での交付金額の大きな変動は、納付金算定結果に及ぼす影響が大きく、ひいては区市町村の国民健康保険財政へも甚大な影響を与えるものである。

子供に係る均等割保険料軽減措置については、令和4年度から未就学児に係る均等割保険料を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設された。しかしながら、対象が未就学児にとどまっており、必要財源についても、地方交付税措置を講ずるとされているものの、都道府県や区市町村に負担を求めるものとなっており、国が全額責任をもって措置すべきである。令和3年6月の参議院厚生労働委員会における附帯決議を踏まえ、少子化対策の観点から18歳未満までの対象拡大や減額幅の更なる拡充を引き続き検討する必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 医療保険制度が将来にわたり安定的で持続可能なものとなるよう、医療費等の将来推計を適切に行った上で、医療保険制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すこと。
- (2) 国民健康保険制度については、制度改革における各都道府県への追加公費による影響を分析し明らかにするなど、引き続き制度の運営状況を検証した上で、必要な措置を講じ、今後の医療費の増すうに耐え得る財政基盤の強化を図っていくこと。その際に必要となる財源については、地方自治体に負担を転嫁することがないように、国の責任において確保すること。
また、各都道府県において安定的な制度運営が行われるよう、地域の特性にも十分配慮したものとすること。
- (3) 国と地方との協議の場における合意に基づく公費拡充については、令和8年度以降も確実に実行すること。
- (4) これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議すること。
- (5) 国の方針に基づき保険料水準の統一を進めるため、取組支援及び財政支援を拡充すること。
- (6) 保険者努力支援制度の評価指標や配点基準等を変更する場合は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の促進を図るという趣旨を踏まえた仕組みとするとともに、変更の考え方等を具体的かつ早期に示し、地方自治体と十分協議すること。

また、評価指標は保険者が医療費適正化等に取り組むためのインセンティブとなるよう、都道府県や区市町村の実施状況に十分に配慮すること。

さらに、保険者努力支援制度（都道府県分）の交付金額が仮係数から確定係数で大きく変動することのないよう、その評価指標や配点基準等を設定すること。

- (7) 少子化対策として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子供に係る均等割保険料軽減措置を 18 歳未満まで対象拡大を図るとともに必要な費用を全額措置すること。

3 国民健康保険の財源確保等

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 年度間で医療費の変動が大きい場合に、国民健康保険財政が不安定とならないよう、財政規模を考慮し国費による財政安定化基金の積み増しを行う等必要な対応を行うこと。
- (2) 保険料水準の平準化を推進するインセンティブとなる適切な措置を国において講じること。

<現状・課題>

国民健康保険事業費納付金算定における医療費の推計は、直近の実績を基に行うこととされているが、年度間の医療費の変動が大きいと適切な推計が困難となり、結果として納付金不足による財政安定化基金の取崩しが生じるなど、都道府県の国保財政の運営が不安定となる。国は、平成 30 年の国保制度改革に伴い都道府県に設置する財政安定化基金について、保険料の収納不足及び保険給付費実績の見込みからの増加が 3 年間続いた場合を想定し、全国で 2,000 億円規模を確保したとしているが、制度改革時に想定されていなかった保険給付費の想定外の増加に伴う取崩しや保険料収納不足が生じた区市町村への貸付により、都の基金残高は非常に少額となるなど、国保財政が不安定となっている。

また、令和 4 年度から財政安定化基金に財政調整事業が追加されたが、積立の原資となる決算剰余金は、医療費の動向や国庫精算金の状況により、確保が困難である。

保険料水準の平準化に向けては、平準化による保険料の上昇が区市町村との議論の障壁となっており、国において適切に対応する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 近年の医療費の動向を踏まえ、国民健康保険事業費納付金算定における適切な医療費推計方法を示すこと。

また、都道府県の国民健康保険財政の安定的な運営を図るため、国費によ

- る財政安定化基金の積み増しを行うこと。
- (2) 保険料水準の平準化を推進するインセンティブとなる適切な措置を国において講じること。

4 後期高齢者医療制度の財源確保等

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 後期高齢者医療制度における保険料負担や財政安定化基金の在り方について考えを示すこと。
- (2) 現行制度の更なる見直しを行うに当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議した上で、低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討するとともに、必要な財源を確保すること。
- (3) 広域連合が安定した財政運営を行えるよう、調整交付金の算定方法等を見直すこと。
- (4) 後期高齢者医療制度における財政運営主体の都道府県化の検討に当たっては、拙速な議論を避け、制度の課題や運営状況の分析を行った上で、地方自治体や保険者などの意見を踏まえた慎重な議論を行うこと。

<現状・課題>

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代との負担の明確化等を図り、国民全体で支える仕組みとして、保険料、支援金、公費の負担割合が定められた。

財政安定化基金については、医療給付費の急激な上昇や保険料の収納不足により財源不足が生じた場合に、広域連合に交付又は貸付を行うことを目的として都道府県に設置されている。

国は、財政安定化基金の活用について、平成 22 年に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部を改正し、附則に、特例として当分の間保険料増加抑制のために活用することができると定めたが、その活用については都道府県の判断に委ねており、その後、明確な考えは示していない。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律では、「高齢者医療制度の在り方については、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う」とされた。

後期高齢者の自己負担の在り方については、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築するため、後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって一定所得以上の方について、令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合を2割とする法改正が行われた。

施行に当たっては長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1か月の負担増を最大3,000円とする措置が講じられているが、令和7年9月30日に終了する。

また、後期高齢者医療の保険料については、医療保険制度改革の一環である高齢者負担率の設定方法の見直しや出産育児一時金への拠出等が令和6年度から適用されたこと、医療給付費の増などの影響を受けており、今後も高齢者負担率の更なる上昇などにより、中間所得層以上の保険料率が上昇していくことが見込まれている。

令和8年度からは令和6年度及び令和7年度保険料率に適用されていた激変緩和措置が終了するとともに、子ども・子育て支援金制度への拠出が開始され、また、医師偏在対策に伴う医師手当拠出金の導入が予定されており、さらに、令和5年12月に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」等に基づき、現役並み所得（医療費の窓口負担割合が3割）の判断基準の見直しや制度負担への金融所得や金融資産等の保有状況の反映の検討が進められるなど、後期高齢者の負担は一層増大していくことが想定される。

今後、現行制度の更なる見直しを行うに当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議した上で、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討するとともに、財源については、地方自治体に対し財政安定化基金による特例的な対応を求めるなど負担を転嫁することのないよう、国の責任において確保することが必要である。

さらに、後期高齢者医療制度における調整交付金は、都道府県単位で所得水準に応じ加減される仕組みとなっているが、わずかな所得額の変動が交付額に大きく影響するなど、広域連合の財政運営が不安定になっている。

加えて、平成30年度国保制度改革後の国保財政運営の安定化に努めるとともに、今後の保険料水準統一に向け区市町村との間で調整を進めようとしている中で、後期高齢者医療制度に関する財政運営主体の都道府県化に向けた制度の在り方検討について、現状の改革工程等を前提に拙速な議論を行うことは、地方自治体を混乱させ、ひいては社会保障制度の運営に対する信頼を損なうこととなる。このため、本件議論に当たっては、制度の課題や運営状況の分析を行い、慎重な議論を行う必要がある。また、検討を行う際には、適切なタイミングで意見照会や意見交換の場を設けるなど、地方自治体や保険者などの関係団体等の意見を十分反映することが重要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 後期高齢者医療制度における保険料負担や財政安定化基金の在り方について考えを示すこと。
- (2) 今後、現行制度の更なる見直しを行うに当たっては、制度設計者である国の責任において、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議した上で、

必要な医療への受診抑制につながることがないように、低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討するとともに、必要な財源については、国の責任において確保すること。

(3) 広域連合が安定した財政運営を行えるよう、国庫支出金の一部を都道府県の所得水準に応じて加減する調整交付金の算定方法等を見直すこと。

(4) 後期高齢者医療制度における財政運営主体の都道府県の検討に当たっては、拙速な議論を避け、制度の課題や運営状況の分析を行った上で、地方自治体や保険者などの意見を踏まえた慎重な議論を行うこと。

7 障害者施策の推進

1 障害者・障害児の支援に関する法制度

(提案要求先 内閣府・こども家庭庁・厚生労働省)
(都所管局 福祉局・保健医療局)

障害者・障害児の支援に係る法・制度について、障害者等の生活実態に即した効果的な仕組みとするとともに、円滑な運用を図ること。

<現状・課題>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）における障害児支援の規定については、法附則において、その施行状況等を勘案しつつ検討を加え、必要な見直しを図ることとされている。

平成 25 年度に施行された障害者総合支援法は、施行から 3 年後となる平成 28 年度に一部改正法が成立、平成 30 年に施行され、令和 4 年 12 月には障害者等の地域生活の支援体制の充実などが盛り込まれた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 104 号）が成立、令和 6 年 4 月から施行された。

高齢障害者が介護保険サービスを利用した場合に発生する利用者負担金については障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みが設けられたが、対象が 65 歳に達する日の前の 5 年間にわたり、相当する障害福祉サービスに係る支給決定を受けていることなどと限定されている。

障害者総合支援法に位置付けられている地域生活支援事業は、自立支援給付と相まって障害者を支える重要なサービスであり、今後とも必要に応じてメニューを充実させていくべきであるが、国は 5 割等の補助率を確保しておらず、財源確保が不十分である。そのため、屋外での移動が困難な障害者の移動支援や盲ろう者への通訳・介助者派遣、手話通訳者や失語症者向け意思疎通支援者等の派遣をはじめとした障害者の意思疎通支援、青年・成人の障害者の交流・集団活動への支援など事業の充実、低所得者に係る利用者負担の軽減等、地域のニーズを踏まえて取り組んでいる都道府県や区市町村に大きな超過負担が生じている。

重度視覚障害者の同行援護については、平成 23 年 10 月からは個別給付化が図られてはいるが、同様に単独での外出が困難な障害者には必ず必要となるサービスである移動支援は、引き続き地域生活支援事業に位置付けられている。

令和 4 年 5 月に施行された障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号）では、国及び地方公共団体は、障害者による情報取得等に資する機器等に関し、障害者等に対する情報提供及び入手の支援等の必要な施策を講ずるものとしている。

タブレット等は、信号の色や点字ブロックなど周囲の状況を音声で伝え外出をサポートするアプリや、音声を文字化しコミュニケーションを支援するアプリなどを組み入れることによって地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業の給付

対象として国が認める機器と同等の機能を有するが、国は同事業として給付する用具の要件を、「日常生活品として一般に普及していないもの」としている。

近年、デジタル機器の開発が著しく進展し、障害者の自立を支援する多様な機器が登場している。障害者の社会参加をより一層促進するためには、これらの機器の普及を図る必要がある。

子供の聴覚障害は、早期に補聴器の使用などの適切な支援を行うことで言葉の遅れなどを防止し、言語能力や生活能力等を高めると言われているが、障害者総合支援法に基づき支援を受けられるのは、身体障害者手帳の対象となる重度の難聴に限られている。

障害者総合支援法附則第3条第3項によると、「政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。平成25年度からの障害者基本計画（第3次）で「所得状況の把握について改善を検討する」とされていたが、令和5年度からの5年間を計画期間とする障害者基本計画（第5次）では「障害者の所得状況を定期的に把握する」とされ、具体的な検討や措置が行われていない。特に近年、大幅な物価高騰により生活実態が大きく変わっているが、対策は不十分である。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づく精神障害者保健福祉手帳について、国は、平成31年3月末に省令改正を行い、これまで省令に規定していた手帳の様式を削除するとともに、部長通知においてカード形式と紙の様式を示し、本人が希望する場合には新たにカード形式の手帳を交付できることとした。本通知は技術的助言であるにもかかわらず、カードの形状や材質、偽造防止対策の方法など国が示す仕様を遵守することとしており、事実上の義務付けとなっているが、これに伴う財源措置は講じられていない。また、手帳の提示によって各種減免・割引を行っている公共交通機関や行政機関等の関係機関との協議も不十分である。

知的障害者・児に対する療育手帳については、昭和48年厚生事務次官通知等に基づき各都道府県等が知的障害の判定等を実施しているが、法律上の位置付けがない。また、知的障害の定義や療育手帳該当と判定する際の基準が明示されていないため、自治体ごとの運用に違いが生じている。なお、身体障害者手帳については、他道府県から転入後も転入前の手帳がそのまま使用できるようになっており、居住地変更届等の提出が適切に行われていないケースが多く、マイナンバーを有効に活用できない状況となっている。

特別児童扶養手当の受給資格の認定事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）により、都道府県と区市町村が法定受託事務として実施している。申請に当たっては、請求者が、区市町村長に診断書等の添付書類とともに認定を請求し、都道府県が審査や国への報告等を行った後、国が個人への支払等を行っている。

また、身体障害者手帳の申請は、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）により、福祉事務所長、町村長を経由して行わなければならないとされて

おり、申請に当たっては、申請書のほか、診断書・意見書等を添付する必要がある。

精神保健福祉法施行令及び障害者総合支援法施行令により、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（以下これらを「精神障害者保健福祉手帳等」という。）の申請は、区市町村を経由して行わなければならないとされており、申請に当たっては、申請書のほか診断書・意見書等を添付の上、本人確認を行う必要がある。

都は、これらの業務の円滑な実施のため、受給者情報や支払記録等の管理及び各種交付書類の発行等を行う独自システムを構築しているが、申請等の行政手続を電子化し、都民の利便性の向上を図る必要がある。また、特別児童扶養手当認定請求書、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の申請書は特定個人情報であるほか、添付書類には要配慮個人情報が含まれることから、個人情報の保護等に配慮したシステム構築が必要である。

身体障害者手帳の視力障害の認定基準では、「良い方の眼の視力」で測られるため、片目失明者は障害認定の対象とならないケースが多く、障害者総合支援法における補装具としての義眼の支給が受けられない。また、眼球を全摘出しないと医療保険の適用とはならないため、近年多くなりつつある眼球の一部を残した手術を受けた方が義眼を装着する場合は、医療保険の対象とはならない。都は、このような方の経済的負担の軽減に取り組む区市町村を独自に支援している。

障害福祉サービス等事業者が不正請求により介護給付費等の給付を受けていたことが判明した場合、支給決定を行った区市町村は、当該事業者に対して不正請求によって得た介護給付費等の額に相当する金額の返還を求めることとなるが、国は当該事業者から区市町村に対する返還の有無にかかわらず、国が負担した当該介護給付費等に係る負担金の返還が必要としている。このことにより、事業者の事業廃止等により、介護給付費等が返還されない場合において、区市町村に大きな負担が発生している。

障害児通所支援事業を利用した場合の利用者負担の上限月額については、児童の保護者の収入に応じて設定されている。そのうち「一般1」（市町村民税所得割額が28万円未満の世帯）は、4,600円であるのに対し、「一般2」（市町村民税所得割額が28万円以上の世帯）は37,200円であり、所得区分間の額の差が大きい。

<具体的要求内容>

- （1）制度改正に当たっては、実施状況や地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、障害者の生活実態に即した効果的な仕組みとするとともに、障害者（児）、その家族等への周知のための期間や事業運営の準備期間が適切に確保できるよう、早期にその具体的内容を地方自治体や事業者等に提示すること。

さらに、後年度負担を考慮した十分な財源を確保し、安定的な制度とするとともに、法施行に伴う経費について、十分な財源措置を講じること。

- （2）利用者負担については、高齢障害者の利用者負担軽減制度が創設されたが、特定疾病により65歳未満で介護保険が優先して適用される障害者は対象外となるなど対象が限定的であることから、今後とも必要に応じた軽減措置を

検討すること。

- (3) 地域生活支援事業について、事業メニューの追加、個別補助事業からの移行、低所得者に係る利用者負担の軽減なども考慮した上で、十分な予算措置を講じること。

また、国庫補助対象となる事業メニューの見直しについて、早期に情報提供を行うとともに、廃止に当たっては、実施率だけではなく事業の実態や見直しによる影響を十分に考慮する一方、採択に当たっては、年代ごとに異なる利用者の社会参加のニーズや地方自治体での取組状況等を反映すること。

移動支援事業についても個別給付化を行うこと。

また、個別給付化に当たっては、自治体に超過負担が発生しないよう十分な財政措置を講じること。

- (4) 障害者の情報保障に資するアプリが組み込まれたタブレット等は福祉機器と同様の機能を有することから、日常生活用具等給付事業の給付対象とすること。

また、最新の機器に係る情報を収集し、地方自治体へ提供するとともに、障害者のニーズに応じた支給が可能となるよう十分な財源確保を図ること。

- (5) 障害者総合支援法に基づく支援の対象とならない難聴児に対して、国として補聴器の購入費助成など適切な支援を行うこと。

- (6) 障害者総合支援法附則第3条第3項の趣旨を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を進め、必要な措置を講じること。

- (7) カード形式の障害者手帳の交付が可能となったことについて、国民や事業者団体等の関係機関に対し制度改正の内容が正しく理解されるよう、国の責任において丁寧な説明・周知すること。また、国が示す仕様でのカード形式の手帳の発行等に必要な財源措置を講じること。

- (8) 自治体や関係者等の意見を踏まえた上で、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）において、知的障害の定義及び療育手帳制度を規定すること。また、身体障害者手帳に関しては、マイナンバーの仕組みが有効に活用できるよう、他の都道府県からの転入時に、必ず転入先の都道府県の手帳を交付する仕組みに改めること。

- (9) 特別児童扶養手当、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の電子申請に係るシステムを国の責任において構築すること。

また、各都道府県・区市町村において既存システムの改修が必要となる場合、不交付団体も含めた確実な財政措置を講ずるとともに、申請書に添付される診断書の真正性を確保するための方策を講ずること。

- (10) 病気や怪我のため片目を喪失し、義眼を装着する必要がある方について、医療保険の適用範囲の拡大を図るとともに、就労など、社会参加促進の観点から自治体が独自に支援する場合の財政的支援を行うこと。

- (11) 障害福祉サービス等事業者が介護給付費等を不正に受領し、その事業者から不正に係る介護給付費等の回収が困難である場合は、国庫負担金の返還を免除するなど、過失によらない区市町村の負担が過大にならない措置を講じること。

- (12) 国において障害児通所支援事業の利用実態と利用者負担について適切に把握・分析すること。その上で、障害の特性に合わせた適切な支援を受けられるよう、利用者負担の在り方の検討を行うこと。

2 障害福祉サービス基盤整備

(提案要求先 こども家庭庁・財務省・厚生労働省)
(都所管局 福祉局)

障害者（児）の地域生活基盤の整備促進のため、地域の実情に応じた施設整備が着実に図られるよう、地方自治体ごとの人口規模、地域の整備状況等を勘案した国庫補助制度とする等、確実な財源措置を講じるとともに、関係法令上の取扱いについて関係省庁との調整を図ること。

また、国有地の柔軟な活用を図る制度とすること。

<現状・課題>

都では、障害者・障害児施策推進計画において、障害者の地域生活移行の推進や障害児への支援の充実のため、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を策定し、グループホーム、通所施設、児童発達支援センターや主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の地域生活基盤の整備を進めている。

また、老朽化による改築、一定年数を経過し使用に耐えなくなった設備等の更新や、入所者の生活環境改善のための、大規模修繕も行う必要がある。

国は、令和2年12月11日に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し令和2年度第三次補正予算から予算措置を行っているが、近年、多くの自然災害が発生していることを踏まえ、引き続き移転改築を含めた防災・減災対策を実施していく必要がある。

こうした基盤の整備に際し、社会福祉施設整備費補助を活用しており、障害児施設の整備費については、令和5年度からこども家庭庁が発足したことにより、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第11条第1項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金に移行したところである。しかし、これらについては当初予算が十分に確保されておらず、計画や施設の状況を踏まえた施設整備が困難な状況となっている。

また、社会情勢を起因とした人件費高騰や資材高騰等が続き国への補助協議時から工事入札時等の建設費が急激に高騰したことで、入札不調や事業費の見直しが多く発生している。また、契約後着工後に追加契約を求められることもあり、資金計画や建物の計画の大幅な変更を余儀なくされている。

なお、補正予算においても補助協議が行われているものの、内示時期が年度末となり、予算の繰越しを前提としても、工期が1年以内の案件に協議対象を限らざるを得ない。また、近年、防災減災対策については、補正予算による措置のみとなっており、改築等の工期が長いものは協議が困難となっている。

耐震性の低い施設の改築等については、財政措置されていない。

令和2年度からの社会福祉施設等施設整備費では、障害者支援施設等における

ウイルス感染症等の拡大防止の観点から、多床室を区切り、入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業が可能となった。個室化に当たり、居室の面積など設備基準を満たすために、増築が必要な場合もあるが、社会福祉施設等施設整備費において、定員の増員を伴わない増築は認められていない。

国庫補助制度は、国への協議時期が着工の前年度となっているなど、特にグループホームの創設、防火対策などに当たっては、工期が短いため活用しづらい。

国有地の活用については、新成長戦略により、地方自治体だけでなく社会福祉法人も、国から直接国有地を借りることができるようになったが、依然として社会福祉法人以外の民間事業者は転貸でしか活用できない状況である。

また、国は、介護施設を整備する場合に限り、貸付料の減額を行うようになったが、その他の分野は減額対象とされていないため、他地域と比較して特に地価の高い都においては、活用が図りにくく、施設整備の促進につながりにくい。

区市町村からも、貸付料の減額、国から事業者への直接貸付けを可能とすること、未利用地だけでなく将来的に利用が終了する国有地の情報の早期提供を求める意見が多い。保育・介護分野については、未利用国有地等の情報提供がされるようになったが、その他の分野には情報提供がされていない。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の地域生活への移行を推進し、障害児への支援を充実していくために、障害福祉計画に位置付けられている施設の整備は極めて重要である。
また、施設の生活環境改善のための改築や修繕も不可欠である。そのため、地域の実情に応じた施設整備が着実に図られるよう必要な財源を確保し、地方自治体ごとの人口規模、地域の整備状況等を勘案して配分すること。
- (2) また、財源を確保し配分するための手法については、補助制度だけでなく基金の設立等、幅広く検討していくこと。
- (3) とりわけ、近年の急激な建設費の高騰を踏まえ、物価上昇を適切に反映し、社会情勢に即した補助額とするとともに、計画変更も含め複数年の工期にも対応できるよう、当初予算において必要な財源を確保すること。
- (4) 障害者支援施設については、地域特性、施設の設置状況を踏まえ、真に必要な場合には新規創設も引き続き整備費補助を行うこと。
- (5) 障害者（児）施設の更なる耐震化、老朽化による改築や都市計画法に基づく災害レッドゾーン等からの移転改築、水害からの垂直避難のための修繕等の整備促進を図るため、工期の長い案件にも対応できる当初予算においての予算措置や、社会福祉施設等施設整備費や次世代育成支援対策施設整備交付金とは別に、新たな交付金を創設するなど、必要な財源を確保すること。
- (6) 感染症対策など利用者の安全確保に必要な場合には、定員増を伴わない増築も可能となるよう、社会福祉施設等施設整備費の補助対象を見直すこと。
- (7) グループホーム等は「社会福祉施設等施設整備費」等の対象となっているが、整備規模、協議日程等は速やかに整備が行えるよう活用しやすい制度とすること。
- (8) 国有地に低廉な価格で社会福祉施設を整備することができるよう、介護施設と同様、貸付料の減額を行うこと。また、社会福祉法人以外の民間事業者

へ直接貸し付けるなど、柔軟な貸付けの仕組みを構築すること。さらに、計画的に社会福祉施設の整備を行うことができるよう、現在利用可能な国有地の情報だけでなく、将来利用可能となる情報についても、保育・介護分野における情報提供と同様、早期に提供すること。

参 考

○整備費制度比較

【グループホーム分】

区分		社会福祉施設等 施設整備事業 (国庫事業)	障害者通所施設等 整備費補助 (都単独事業)			
補助対象法人格		社会福祉法人等	全ての法人格			
建築等	補助内容	創設・改修	創設・改修			
	補助基準額	30,700 千円(創設) 10,000 千円(改修)	38,100 千円	消防加算	重度加算	防犯加算
				4,500 千円 (6項ロ) 1,200 千円 (6項ハ)	7,800 千円	800 千円
	補助率	国:1/2 都:1/4 事業者:1/4	(特別助成の場合) 都:7/8 事業者:1/8			
	補助対象物件	自己所有・賃貸物件	自己所有・賃貸物件			
備品等	補助対象内容	—	1件当たり10万円以上			
	補助基準額	—	1,300 千円			
	補助率	—	(特別助成の場合) 都:7/8 事業者:1/8			
協議時期		着工の前年度	当該年度			
		(令和7年度分) 国: 内示 令和7年6月頃	(令和7年度分) 都:書類提出日 令和7年6月、9月 年2回実施			

※令和6年度単価

3 障害者の地域生活の実現のための報酬の改善【最重点】

(提案要求先 厚生労働省・こども家庭庁)
(都所管局 福祉局)

現下の物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえ、障害福祉サービス事業者が人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができるよう、報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

また、大都市と地方における地価等の地域差を考慮した報酬の見直しを行うこと。

<現状・課題>

令和6年度報酬改定では、障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実、医療と福祉の連携の推進や多様なニーズに応じた就労の促進などの課題に対応するものとして、全体の改定率は1.12パーセントの増となった（処遇改善加算の一本化の効果等を除く。）。

令和6年度報酬改定により、基本報酬や各種加算の見直し、障害福祉人材の処遇改善について一定の改善が図られたが、現下の物価高騰については十分反映されておらず、他産業において大幅な賃金引上げが行われ、人材の獲得競争が激化する状況において、十分な水準とは言えない。

また、障害福祉サービス及び障害児サービスについて、地域差を勘案する費用は、人件費のみが評価されており、東京における物件費等（特に土地建物取得費、賃借料）が高額であることが地域区分において考慮されていない。同一の地域区分が適用されている区市町村であっても、土地や家賃等の水準には大きな相違が見られる場合があることから、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分を機械的に割り当てることは、合理性を欠いている。

処遇改善については、障害福祉人材の収入を2%程度引き上げるための福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の制度が令和6年2月から同年5月まで実施され、同年6月からは処遇改善に係る加算の一本化と加算率の引上げが行われた。一本化により新たに創設された福祉・介護職員等処遇改善加算に直ちに移行できない事業者が、現行の加算率を維持できる激変緩和措置は令和7年3月までで終了したが、加算要件を満たすために必要な任用要件・賃金体系の整備等に十分な検討期間や煩雑な事務作業を要することから、令和7年度においては、年度中に要件整備を行う誓約をすることで要件を満たしたものとする措置が講じられた。また、今回の報酬改定では処遇改善について、2年間の措置とされ、令和8年度以降の対応については予算編成過程で検討することとされている。

加えて、令和6年度補正予算では、処遇改善加算等に加え、福祉・介護職員一人当たり5万4千円相当を引き上げるための障害福祉人材確保・職場環境改善等事業が実施された。

しかしながら、こうした措置はあくまでも経過的な取扱いであって、恒久的な

ものでないことから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。

計画相談支援・障害児相談支援については、令和6年度報酬改定において、質の高い相談支援を提供するため、一定の人員体制や質を確保する事業所の報酬単価の引上げや、医療機関等と連携し情報共有を行う加算の拡充が行われたが、いずれもサービスの利用が前提となっており、サービスの利用につながらない場合は、報酬が支払われない仕組みとなっているため、事業者の対応が十分評価されていない。

地域移行支援については、令和6年度報酬改定において、基本報酬が一部見直されたが、単価の微増にとどまっている。

また、事前に関係機関との調整を行ってもサービスの利用につながらない場合は、報酬が支払われない仕組みとなっている。

訪問系サービスについては、政令で国庫負担の上限が定められているため、令和6年度において、都内の区市町村では、約123億円の超過額が生じており、都内区市町村がいわば国の肩代わりを行った額は、約54億円となっている。令和6年度報酬改定で、国庫負担基準の見直し等が行われたが、依然として区市町村の超過負担が解消されず、こうした状況ではサービスの利用制限も生じかねない。

また、「重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業」の実施に伴う国庫負担基準総額は区市町村の年間支給決定者合計数及び重度障害者の割合に応じて、かさ上げ率が設定されているが、年間の合計数が一定数を超える自治体のかさ上げ率は、重度障害者の割合とは関係なく一律5%に設定されていることに加え、特別区は適用対象外となっている。

さらに、重度訪問介護の報酬単価については、令和6年度報酬改定において一定程度改善されたが、事業者が人材を確保し、継続して事業運営ができるような見直しとなっていない。

障害者の高齢化や障害の重度化に対応し、障害者の地域生活への移行を進めるとともに、障害者が地域で安心して暮らすためには、共同生活援助（グループホーム）や短期入所等での重度障害者の受入体制の整備が課題となっているが、医療的ケアが必要な障害者、強度行動障害を有する者、高齢重度障害者等の特別な支援が必要な障害者への支援に対する加算の充実や、報酬の見直しについて、支援の実態に即した評価となっていない。

特に、グループホームについては、令和6年度報酬改定により、強度行動障害を有する障害者の受入体制の充実を図るため、重度障害者支援加算の拡充、集中的支援加算の創設が行われたほか、障害支援区分ごとの基本報酬の見直し及び人員配置体制加算の創設、支援を行った初日より算定可能とする日中支援加算の拡充など一定の改善が図られたが、特別な支援を必要とする重度の障害者に対して、より質の高いサービスを行うためには、更なる職員配置の充実が必要である。

また、重度障害者等が個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例については経過措置が講じられているが、恒久的な制度となっていない。

障害者支援施設では、入所者の重度化・高齢化が進んでおり、介護量の増加や通院の付添いに対応する手厚い職員体制、医療的ケアや看取りケアに対応する医

療体制の確保が必要となっている。令和 6 年度報酬改定において人員配置体制加算の拡充や常勤看護職員等配置加算等の充実が図られたが、増大する支援に見合う職員の配置や医療体制を確保するための医師の配置等への報酬上の評価は不十分である。また、訪問看護等の地域の医療資源が活用できる体制にもなっていない。

また、第 3 期障害児福祉計画の国指針において、主たる利用者を重症心身障害児(者)とする児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供体制の整備が定められたが、報酬が十分でないなどの理由から、地域における提供体制が不足している状況である。保育所等訪問支援については、令和 6 年度報酬改定において、一定の改善が図られたが、業務の実態に即した評価となっているか引き続き検証が必要であるとともに、事業の利用が進むよう支援の専門性の向上や事業の認知が課題となっている。

国は、令和 3 年 10 月、障害児通所支援の在り方検討報告書において、次期報酬改定に向け、人員基準や報酬の在り方の検討を進めてきた。こうした検討を踏まえ令和 6 年度報酬改定において、質の高い発達支援の提供の推進を図るための見直しが行われた。都は、国の基準に加え経験豊富な職員の配置など、質の向上に取り組む事業所を支援する都型放課後等デイサービス事業を令和 4 年度から開始した。

重症心身障害児や医療的ケア児を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、専門的知識や経験とともに高い支援技術が求められることから、受け入れられる事業所が増加していない。

また、医療的ケアが必要な重度障害児・者を受け入れる事業所においては、専門的知識・経験や技術を持つ看護職員の確保が難しいことに加え、必要な看護職員の加配を行っている場合でも、当日の体調により利用者が急に欠席することもあり、安定的な運営がしづらい状況にある。

重度心身障害児(者)や医療的ケア児(者)については、在宅生活を支える訪問看護や短期入所について引き続き整備の促進が必要である。

医療的ケア児については、令和 3 年 9 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和 3 年法律第 81 号)」が施行され、都では令和 4 年度に医療的ケア児支援センターを設置し、区市町村や民間の医療的ケア児等コーディネーターと連携しながら支援を進めている。

しかし、医療的ケア児が地域で暮らすための社会資源や、人材の確保・育成はいまだ不十分な状況であり、今後、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターがその役割や機能を十分に発揮するためには、社会資源の充実や人材確保・育成のための十分な財源措置が必要である。

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児のサービス等利用計画の作成のみならず、地域での生活のキーパーソンとして、支援に関わる保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関との連携や地域に必要なサービスの調整を求められているが、これらは報酬で評価されておらず、医療的ケア児等コーディネーターの資格を有している者が十分に活躍できていない。

このため、都は、医療的ケア児等コーディネーターを中心とした地域の体制整備を促進するため、民間事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネー

ターの活動に対して、財政的な支援を行う区市町村補助事業を実施している。

児童発達支援や放課後等デイサービス等において、早期の治療や療育に携わる作業療法士や理学療法士などの専門職の活用が有効であるが、専門的支援体制加算では理学療法士等を複数配置しても、常勤換算 1 しか報酬上評価されていない。

地域移行支援における体験宿泊においては 6 か月で最大 15 日間の給付となっているが、本人の状態に合わせた退院意欲の喚起、退院意向を固める支援、生活スキルの評価をするには 15 日間では足りない。

また、地域定着支援においては緊急時に訪問又は一時的な滞在による支援をした場合に算定できる緊急時支援費（Ⅰ）が設定されているが、地域には緊急で利用できる居室は少なく、734 単位では居室の確保や入退所時の関係機関の調整にかかる労力に見合わない。令和 3 年度報酬改定により新設されたピアサポート体制加算においては、地域や医療機関等でのピアサポーター育成や長期入院患者への動機づけ支援など行政の施策や医療機関での業務に協力している事業所もあるが、算定要件が配置基準のみであり活動内容は評価されていない。

慢性腎不全により維持透析が必要な精神障害者について、精神症状が激しい等の理由により一般の透析クリニック等での対応が難しい場合、精神科病院に入院して透析を受けなければならないが、精神障害者の維持透析に対応できる医療機関は非常に限られている。

都では令和 6 年度から、入院中の患者に対して、他の医療機関を受診させて透析を実施する精神科病院を支援する取組を実施しているが、地域で医療機関等が連携して身体合併症に係る医療提供体制を構築する取組に対して、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業では、連携会議の開催や普及啓発に係る経費は補助対象となっているが、医療機関の取組にかかる補助は対象となっていないなど十分な財源措置が講じられていない。

また、精神疾患患者における身体合併症医療については、精神科身体合併症加算により診療報酬上の評価がされているが、慢性腎不全の維持透析患者については対象となっていない等対象となる疾患が限定されている。

生活介護について、事業所の多くは、送迎サービスを必要とする利用者を受け入れており、強度行動障害や医療的ケアが必要な利用者を送迎する際は、生活支援員や看護師を同乗させることもある。

また、送迎サービス提供時も生活介護事業所は、利用者を自宅から事業所まで安全に送り届ける必要があり、利用者の送迎時間も障害福祉サービスの提供がなされている。令和 6 年度報酬改定において、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、生活介護の基本報酬の見直しが行われ、サービス提供時間別の単価が新たに設定されたが、サービス提供時間に送迎時間は、原則として含まれない。

また、現在、多くの生活介護事業所のサービス提供の終了時間は午後 3 時や午後 4 時までとなっており、令和 6 年度報酬改定において延長支援加算の拡充等がなされたが、報酬単価が低いため、サービス提供時間の拡充にはつながっていない。

就労継続支援 B 型の報酬単価等について、令和 6 年度報酬改定から、障害特性

等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入された。現在、都内における報酬区分の分布は、「2万円未満」の報酬区分の事業所が、全体の約51%を占め、障害者の生産活動の安定的な確保や安定的な事業所運営を行うことが厳しい状態にある。

また、就労継続支援B型事業所は就労・訓練の場であるが、利用者の高齢や障害が重度化した結果、本来の目的である就労・訓練が難しい障害者も引き続きサービスを利用している状況にある。都実態調査でも、事業所が抱える課題として「利用者の高齢化・重度化」が主な課題として挙げられているが、現在の報酬体系では、手厚い支援が必要な障害者を受け入れている事業所の支援を適切に評価することが難しい状況である。

<具体的要求内容>

- (1) 現下の物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえ、障害福祉サービス事業所等が安定的・継続的に事業運営できるよう、報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

地域区分について、大都市の実情に応じた上乘せ割合となるよう改善を図るとともに、地域の実態を正確に反映できる仕組みとすること。

福祉・介護職員の処遇改善については、障害福祉サービス事業者が長期的な視点で人材の確保・定着を図れるよう、報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとする。

また、令和8年度以降の処遇改善加算について、実態把握を通じた処遇改善の実施状況等を踏まえ、事業者が十分な準備ができるよう、具体的な内容等について速やかに情報提供すること。

あわせて、令和7年度に措置された、誓約書の提出により加算要件を満たしたものとする取扱いについては、新加算への移行状況を踏まえた終了時期を検討するなど、事業者の安定的なサービス提供に影響のないよう適切に実施すること。

- (2) 計画相談支援・障害児相談支援については、相談支援に従事する人材が定着し、更に質の高い相談支援を提供できるよう、基本相談や困難事例の対応などを適切に評価するとともに、サービス利用につながらなかった場合であっても、支給決定前後の訪問や関係者との調整などの準備に係る時間・労力に対し報酬が支払われる仕組みとなるよう、報酬体系の見直しと報酬単価の更なる引上げを行うこと。
- (3) 地域移行支援については、地域移行に向けて事業者が積極的に取り組めるよう、基本相談や困難事例への対応などを適切に評価するとともに、サービス利用につながらなかった場合であっても、支給決定前後の訪問や関係者との調整などの準備に係る時間・労力に対し報酬が支払われる仕組みとなるよう、報酬体系の見直しと報酬単価の更なる引上げを行うこと。
- (4) 訪問系サービスについては、重度障害者の地域での自立生活を保障するために長時間サービスを提供している地方自治体が超過負担を強いられることのないよう、区市町村の支給決定を尊重し、区市町村が支弁した費用額の2分の1を国が負担すること。

また、「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の実施に当たっては、国庫負担基準総額のかさ上げ率について、更なる引上げを行うこと。さらに、従前どおり特別区を対象とするとともに、人口や財政力に応じた削減を行わないこと。

- (5) 重度訪問介護の報酬単価については、ヘルパーを確保し、安定的な事業運営ができるよう、事業の実態に即して改善すること。
- (6) 各サービスにおける医療的ケアを必要とする障害児（者）や強度行動障害等を有する障害者等への対応に関する適切な評価と受入れを進めるための報酬の見直しを行うこと。
- (7) グループホームにおいて、障害者の高齢化や障害の重度化が進む実情を踏まえ、事業者が、利用者の状況や意向に沿った適切なサービスの提供を行うことができるよう、入院時加算や日中支援加算などを更に充実させること。また、夜間支援等体制加算については、令和3年度報酬改定にて見直しが行われたが、夜間に十分な安全支援体制の確保を行うことができるよう、加算の充実を図ること。
- (8) グループホーム（介護サービス包括型等）において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例については、令和9年3月までの経過措置が講じられているが、時限的な取扱いでなく恒久的な制度とすること。
- (9) 障害者支援施設等において、利用者の重度化・高齢化に対応した手厚いケアが提供できるよう、生活介護における人員配置体制加算Ⅰを上回る職員配置をした場合の報酬上の評価を行うこと。

また、医療的ケアや看取りケアに対応できるよう医療体制の確保に配慮した報酬とするとともに、必要に応じて訪問看護の導入等の外部資源の活用により体制の充実を図れるようにすること。
- (10) 主たる利用者を重症心身障害児とする児童発達支援及び放課後等デイサービス並びに主たる利用者を重症心身障害児以外とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、令和6年度報酬改定により国においては報酬上の一定の評価がなされたところであるが、看護職員加配加算や欠席時対応加算などについては十分な措置がされていないため、利用者の障害特性に配慮し、業務の実態に即した適切な報酬上の評価を行うこと。
- (11) 質の高い発達支援の提供を推進することとして改定した放課後等デイサービスにおける報酬について、引き続き検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。また、都型放課後等デイサービス事業の対象事業所のようにサービスの質の向上に取り組む事業所を、報酬上適切に評価すること。
- (12) 多くの重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）が在宅で生活している実態を踏まえ、可能な限り家族と在宅で生活を継続できるよう、訪問看護、短期入所等の人材育成や事業所開設支援策の充実を図ること。
- (13) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者が、医療的ケア児等の心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、教育等の各関連分野の支援を総合的に調整する役割が担えるよう、業務の実態に即した適切な報酬上の評価を行うこと。
- (14) 作業療法士や理学療法士などの機能訓練担当職員を複数配置し、様々なブ

プログラムを組み合わせる個々の障害の特性及び発達の状態に応じた適切な支援を提供する障害児通所支援事業所に対し、適切な報酬とすること。

- (15) 保育所等訪問支援については、保育所等の一般的な子育て支援施策における障害児の受入れが進むよう、事業について広く周知を図るとともに、支援の専門性について明確な基準を示すこと。また、改定後の報酬について、引き続き検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

- (16) 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援に係る報酬単価の更なる充実を図ること。特に、地域移行支援における体験宿泊や、地域定着支援における緊急時の滞在型支援について、実態に即した居室確保の助成を行うとともに、体験宿泊加算の利用可能な日数について、弾力的な運用を認めること。

また、ピアサポートの加算については、評価・検証を行い、医療機関や行政との連携したピア活動を評価した加算を新設するなど更なる充実を図ること。

- (17) 維持透析が必要な精神障害者に対する医療提供体制の確保等、医療機関の連携等により身体合併症の精神疾患患者に対して医療を提供する、地域の取組が促進されるよう、国庫補助の拡充等必要な財源措置を講じること。

精神疾患患者における身体合併症医療に係る診療報酬について、慢性腎不全の維持透析患者を対象疾患として追加する等、精神疾患患者に対する身体合併症治療が進むよう対象疾患を拡大すること。

- (18) 生活介護事業所における実態を踏まえ、事業所が利用者を送迎している場合、生活介護の基本報酬についてはサービス提供時間に送迎時間を含めること。

- (19) 令和6年度に改定された時間別報酬単価の新設及び延長支援加算について、その効果を分析・検証した上で、生活介護事業所等における利用者のニーズに応じたサービス提供時間の確保に向けた適切な報酬水準とすること。

- (20) 就労継続支援B型の基本報酬については、事業所の安定的な運営が可能な単価とすること。

また、B型事業所における利用者の現状を把握した上で、高齢化や重度化などにより支援が困難な障害者に対する支援を適切に評価できる仕組みとすること。

4 障害福祉人材の確保及び育成

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉局)

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、将来に向けた専門性の高い障害福祉人材を確保・育成・定着していくための総合的な人材対策を確立し、着実に推進すること。

<現状・課題>

福祉分野においては、有効求人倍率や離職率が高く、人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しい状況にある。今後、障害福祉サービスの需要が更に高まる一方、生産労働人口が減少していくことが見込まれる中、将来にわたって障害福祉サービスの質を維持、向上していくためには、障害福祉サービスを担う人材確保のための対策は喫緊の課題であるが、障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組については、介護保険サービス・保育サービスに比べても、国の支援は不十分である。

国は、障害福祉の現場において、介護業務の負担軽減、業務効率化を推進するため、令和2年度以降、補正予算に基づく障害者総合支援事業費補助金により「障害福祉分野のICT導入モデル事業」及び「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」を実施し、令和6年度補正予算において「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」として再構築したが、令和7年度当初予算として財政措置が講じられていない。

都は、相談支援や障害福祉サービスの提供に当たり必要となる相談支援専門員やサービス管理責任者の確保、強度行動障害者の支援を担う人材の育成のため、相談支援従事者研修及びサービス管理責任者研修並びに強度行動障害支援者養成研修の規模を毎年拡大し、今年度は年間1万人規模で実施している。国は、これら研修の企画立案・運営や講師を担う人材養成のため指導者養成研修を実施しているが、定員は自治体の人口規模やニーズに関わらず全国一律となっており、必要な指導者を安定的に確保することが困難となっている。

また、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、資格更新に当たり5年度ごとに1回現任研修・更新研修を受講する必要があるが、やむを得ない事情等は考慮されず、人員の体制確保に支障を来すことがある。

国は、令和6年度から強度行動障害者の受入体制の強化を図るため、事業所において支援の中心的な役割を果たす中核的人材の養成を開始した。中核的人材養成研修は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が行う研修その他これに準ずるものとして厚生労働大臣が認める研修に限るとしているが、「これに準ずるものとして厚生労働大臣が認める研修」の具体的内容が示されていない。また、国が実施する研修は、各都道府県の定員が限られているため、都は令和7年度から、

独自に事業所において中核的な役割を果たす人材を育成する研修を実施することとした。

医療技術の進歩により医療的ケアのニーズは増加している現状がある。研修を修了した介護職員が医療行為を行うことができる喀痰(かくたん)吸引等制度においては、従事者認定や事業者登録の手続きが必要であり、迅速なサービス提供を求める家族の要望に応えることができていない。また、研修制度ができた平成 24 年度からカリキュラムの見直しがされていないため、最新の医療技術が研修内容に反映されていないなど、現場で必要とされる介護職員の修得スキルにかい離も生じている。さらに、介護職員が実施できる喀痰(かくたん)吸引等行為の範囲が限定されており、現場ニーズに十分対応できていない。

<具体的要求内容>

- (1) 職員の確保・育成・定着に向けた取組への支援を行うため、地域医療介護総合確保基金事業のような総合的・体系的な支援策を提示し、併せて必要な財源の確保を図ること。
- (2) 障害者総合支援事業費補助金について、障害福祉分野における I C T・ロボット等の導入を支援するための財政措置を講じること。
- (3) 国が実施する相談支援従事者指導者養成研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修並びに強度行動障害支援者養成研修の指導者養成研修について、自治体ごとの人口規模やニーズを踏まえた定員数に拡充すること。
- (4) 相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の資格要件については、やむを得ない事情で修了できなかった場合、資格を失効せずに翌年度の更新のための研修を受講できるようにするなど、実情に応じた制度の見直しを行うとともに、区市町村が実施する相談支援事業や、都道府県が実施する研修について、十分な財源措置を講じること。
- (5) 強度行動障害者支援のための中核的人材について、厚生労働大臣が定める研修の具体的内容を早期に示すこと。

また、都道府県が独自に実施する研修を、国が定める中核的人材養成研修として位置付けるとともに、地域の実情に応じた柔軟な実施体制を認めること。併せて必要な財源を措置すること。

- (6) 現場の状況や時代の変遷に合わせた制度となるよう見直しについて検討を行うとともに、研修を修了した後、迅速に喀痰(かくたん)吸引等行為に入れるよう、従事者認定や事業者登録といった制度上の必要な手続きについて迅速化・簡素化を図るとともに効率化を図るほか、申請添付書類の削減や各種変更届の様式の簡素化を行うこと。

また、最新の医療技術に合わせて研修内容を見直すとともに、介護職員が対応可能な喀痰(かくたん)吸引等行為の範囲について現場ニーズ等を踏まえて検討すること。

5 就労支援の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉局)

就労・定着支援体制の強化に向けて、地域の関係機関の連携を確保するための効果的な取組を行うこと。

また、工賃水準向上への支援策を充実し、併せて区市町村も実施主体として取り組めるよう、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

障害者の雇用・就業等については、平成 30 年 4 月 1 日から法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者が加わるとともに法定雇用率が 2.2 パーセントに引き上げられ、令和 3 年 3 月に、更に 2.3 パーセントまで引き上げられた。さらに、令和 6 年 4 月に 2.5 パーセントに引き上げられ、令和 8 年 7 月は 2.7 パーセントまで引き上げられる。

都内の民間企業の雇用障害者数は過去最高となり、障害者雇用率は 2.29 パーセントとなったものの依然として法定雇用率を下回る等、厳しい状況が続いており、今後も就労支援の取組を強化する必要がある。さらに、雇用障害者数の増加に伴い、就労後の定着支援等の必要性も年々高まっている。

雇用と福祉の切れ目ない連携による新たな就労支援体系を構築し、障害者雇用の一層の拡大と就労・定着支援の充実を図るためには、区市町村障害者就労支援センターをはじめとする多様な就労支援機関の連携体制の構築や、連携を担う専門人材の育成等就労支援機関の支援力向上と体制強化が必要である。

重度障害者等の就労について、令和 2 年度に障害者雇用納付金制度に基づく助成金が拡充されたほか、令和 3 年度から新たに地域生活支援促進事業として「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が位置付けられている。

しかし、就労中に利用する障害福祉サービスと日常生活時に利用する障害福祉サービスとでは制度の根拠が異なるため、複数の窓口に申請が必要になるなど、手続きが煩雑であるため、障害者や事業者のみならず事業の実施主体の区市町村にとっても使いづらい制度設計であり、事業実施が一部の区市町村にとどまっている。

また、令和 7 年度から雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）の実施が予定されている。社会保障審議会障害者部会の報告書では、就労移行支援事業所の就労支援員、就労定着支援事業所の就労定着支援員及び障害者就業・生活支援センターの生活支援担当者について、まずは確実な受講が図られるよう取り組むとともに、基礎的研修の運用開始後の状況や限られた財源状況等も踏まえながら就労継続支援 A 型及び B 型事業所を含む就労系障害福祉サービス事業所の全ての支援員の受講を必須とすること等について、今後、国において検討を進めていく必要があるとしている。

さらに、同報告書においては、医療分野と就労支援機関等との連携についても

言及されているが、医療機関側の就労支援に対する取組が評価される仕組みがなく、連携が限定的にならざるを得ないことが課題である。

企業における障害者雇用を促進し、また、職場定着を図るため、障害者雇用を支援する制度が設けられるなど、障害者雇用の推進に向けた環境整備が進む中、情報通信技術の発達や働き方の多様化などにより、今後、在宅勤務などで仕事に従事する障害者が増えることが想定される。現行制度では、勤務中は障害福祉サービスを利用することができないため、日常生活の支援が必要な障害者は、企業からの支援がない場合に、勤務が困難になるなどの事例が生じており、支援の在り方が課題となっている。

福祉的就労については、福祉施設を取り巻く状況を踏まえた上で、更なる支援を行う必要がある。

また、区市町村によっては、複数の事業所が共同で仕事を請け負う共同受注ネットワークの運営や事業所の経営改善支援を行っている。今後も事業所や区市町村の実情に応じて、工賃向上のための支援が必要である。

就労継続支援など就労系サービスは、令和6年度報酬改定において、障害者の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援に向けて、前回改定で導入した実績に応じた報酬体系の更なる見直しを行うとともに、支援効果を高める取組の評価や多様な就労支援ニーズへの対応等が行われた。

就労継続支援B型事業所は就労・訓練の場であるが、利用期間の長期化に伴い、高齢化や障害が重度化した結果、本来の目的である就労・訓練が難しくなっている障害者も利用している。そのような利用者の移行先について、適切なサービスがない場合がある。

就労移行支援事業等の在宅利用は、在宅でのサービス利用を希望するものであって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると区市町村が判断した場合に限られる。また、令和3年に在宅でのサービス利用にかかるガイドラインが示されたことも踏まえ、支援の質を確保していくことが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 障害者の就労・定着支援をより効果的に推進するため、ハローワーク、区市町村、就労支援機関や医療機関等の関係機関とのネットワークの充実強化及び地域障害者職業センター等による人材育成の一層の充実に努めること。

雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）等の実施に当たっては、障害者就業・生活支援センターや就労系サービス事業所のみならず、区市町村障害者就労支援センター等、障害者支援に関わる関係機関支援員が受講できる実施体制を整備すること。

また、医療機関による就労支援機関等との連携が、診療報酬上、評価される仕組みを検討すること。

- (2) 重度障害者等の就労を支援するための「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」について、制度の簡素化などの見直しを行うこと。
 - (3) 福祉施設に対する物価高騰の影響を踏まえ、更なる支援を検討すること。
- また、福祉施設を取り巻く状況を踏まえた上で、工賃水準向上への支援策を充実させ、区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する共同受注ネット

ワークの支援や経営コンサルタントの派遣などに財政支援を行うこと。

- (4) 就労継続支援など就労系サービスは、令和6年4月の報酬改定において、支援効果を高める取組の評価や多様な就労支援ニーズへの対応等が行われているが、報酬改定の効果や事業所運営への影響について、十分な検証を行うこと。
- (5) 就労継続支援B型事業所における利用者の現状を把握した上で、高齢化や障害の重度化等に伴い就労・訓練が困難になった利用者の移行先が確保できるよう、日中活動系サービスの在り方について検討すること。
- (6) 就労移行支援事業等における在宅訓練・就労に関して、本来の就労移行支援事業等の目的が損なわれないよう、支援の質の担保について、検証を行い、必要な措置を講じること。

参 考

(1) 「工賃向上計画」による福祉的就労の底上げ

障害者が地域で経済的にも自立して生活するためには、一般就労への移行支援のみならず、福祉施設等における工賃水準の向上を図ることが重要である。

このため、平成 19 年度から「工賃倍増計画支援事業」を創設し、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策を定めた「工賃倍増計画」が策定されることとなり、5 年後の平成 23 年度には現状の工賃の倍増を目指すこととされた。

平成 24 年度以降は 3 年ごとに、都道府県及び事業所による「工賃向上計画」の策定及び「工賃向上計画支援等事業」の実施により、目標達成に向けた取組等を奨励し、工賃向上に資する取組を計画的に進めることとされた。

また、令和 3 年度以降の 3 か年についても、これまでの実績を踏まえた上で新たに「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けて取り組むこととされた。

「工賃向上計画支援等事業」において、都道府県が取り組む具体的方策としては、経営コンサルタントの派遣等による事業所の生産活動の経営改善支援、共同受注窓口を活用した品質向上支援、事業所・共同受注窓口職員の人材育成のための研修等の実施及び共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制の構築等に係る事業などが掲げられている。

6 精神科医療等の充実

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)
(都所管局 福祉局)

精神科医療を充実させるため、診療報酬の改善を図るとともに、精神障害者に対する各種福祉サービスを拡充すること。

<現状・課題>

精神疾患は統合失調症やうつ病、認知症など症状が多様であるほか、発症や病状の変化に本人や周囲も気付きにくいといった特徴もある。このため、患者が病状に応じて早期に適切な治療が受けられるよう、精神科だけでなく一般診療科医療機関に加え、保健、福祉等の地域の様々な機関が参画した医療連携体制の構築が必要である。

都では令和4年度から治療抵抗性統合失調症治療薬等の専門的治療に関する助言を行う取組を実施しているが、難治性の精神疾患を有する患者が地域で安心して生活するため、地域における支援体制の構築に対する十分な財源措置が講じられていない。

アウトリーチについては、平成30年度診療報酬改定において、「精神科在宅患者支援管理料」が新設され、一定の評価の充実が図られたが、集中的な支援を必要とする重症患者等に対しては、引き続き24時間往診体制等が要件となっているなど、医療機関の負担が大きい。

精神身体合併症医療については、精神科救急急性期医療入院料(以下「救急入院料」という。)を算定する病棟に入院中の患者が、身体疾患治療のため他院へ転院し、治療後に救急入院料算定病棟へ3か月以内に再入院した場合は、手術等の目的での一時的な転院を除き、救急入院料が算定できないため、一般診療科と精神科との連携が促進されない要因の一つとなっている。

また、精神保健費等国庫補助金事業のうち、精神科救急医療体制整備事業費について、救急体制維持のために必要な経費に対して、十分な補助がされていない。

精神科病院から自傷他害のおそれがある患者が無断退去した場合、精神保健福祉法39条に基づき、病院は警察署にその者の情報を提供し、探索を求めることとなる。無断退去した患者が、都知事の命令による措置入院患者の場合、都は、迅速に患者を保護して帰院させる必要があるため、警察との連携が不可欠であるが、現状では、精神保健福祉法において無断退去した際の都の役割が不明確であるため、都と警察で情報を共有することが難しい。

依存症については、診療報酬の対象が拡充されるなど、国において取組が進められているが、評価の対象はアルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル依存症の三つに限定されている。令和元年5月には、WHOにおいてゲーム障害が精神疾患の一つとして位置付けられたように、今後も状況を踏まえて取組を充実させる必要がある。また、国は、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備を求めているが、依存症治療指導者養成研修の各自治体の参加枠は一律数名程度と制限されており、都においては、希望しても受講できない医療従事者が

生じているほか、選定される医療機関に対する財源措置が講じられていない。さらに、国は地域生活支援促進事業において、都道府県等を通じた民間団体への支援を求めているが、都内の自治体では活用が進んでいない。

依存症に関する正しい知識の普及啓発や、予防・発症・再発防止の段階に応じた支援と治療、本人や家族に対する関係機関が連携した包括的な支援等、依存症対策をより実効性あるものとしていくためには、支援の対象となる本人や家族等の状況とともに、依存症になった原因や背景、本人や家族を取り巻く環境等を踏まえていく必要があるが、実態把握が十分に進んでいない。

認知行動療法については、うつ病等の気分障害や不安障害等の一部が対象となっており、統合失調症など他の疾患は対象とされていないほか、個別の患者に実施すること等の要件がある。

発達障害者への支援については、診断や二次的な障害への対応等において医学的見地での支援が必要だが、精神科医等と連携した相談支援体制が不十分である。

発達障害が疑われる子供の支援については、早期に発達障害の有無や特性を踏まえた必要な支援につなげていくことが重要であるが、発達障害に関する相談件数が増加する中、発達検査をはじめとした各プロセスでの所要時間が長くなり、自治体によっては検査の待機期間が発生する等の問題が発生している。そのため、都は令和6年度に、発達検査の現状と課題を分析するため、区市町村や医療機関等を対象に実態調査を実施して、地域における検査体制の充実策について検討するとともに、緊急的な対応として区市町村が検査体制を充実できるよう、支援を実施した。また、この実態調査の結果を基に令和7年度から、区市町村が発達検査体制を充実するための支援、都民向け普及啓発などを実施することとしている。発達障害が疑われる児童数は全国的に増加傾向にあり、国としても、全国的に発達検査の実態と課題を把握し、地域における検査体制の充実に向けた対策を講じる必要がある。

都は、措置入院者が退院した後の支援について、精神保健福祉法に基づく措置入院者等の退院後支援計画の作成等を盛り込んだ国の退院後支援ガイドラインの発出を受けて、令和元年度に「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」を策定し、令和2年度から本格実施している。また、運用状況を踏まえ、令和4年度に内容の改訂を実施し、令和5年度から運用開始としている。

各自治体の体制確保については、平成29年度から地方交付税により、必要な経費の一部のみ措置されているが、十分ではなく、国のガイドラインを受けた取組に対する財政支援策も講じられていない。

国は、令和元年12月25日付「災害拠点精神科病院の指定の促進について」により、災害拠点精神科病院を早期に指定するよう求めているが、体制整備に向けては医療機関の負担をより一層軽減させることが必要である。

国は、精神科病院に対して虐待防止の措置を講じることや、都道府県に対して適切な指導監督の実施を求めてきたほか、令和4年12月公布の改正精神保健福祉法において、精神科病院における虐待防止の措置の義務化や虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化が規定されるなど、虐待防止に向けた制度の整備を進めてきた。また、都道府県においても予告なしの立入検査なども組み合わせながら、精神科病院における虐待の発生防止や早期発見に取り組んできたが、

人目につきにくい場所や時間帯に行われる虐待をなくしていくためには、関係者からの情報提供が促される方策など病院の実態把握がより円滑になるような手法が求められる。

また、改正精神保健福祉法では、都道府県における任意事業として入院者訪問支援事業が創設され、都においては、令和6年4月から事業を開始した。入院者訪問支援事業は、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を精神科病院へ派遣するものである。今後、都道府県がより効果的に事業を実施していくために、国において、各自治体の事業実績を評価・検証し、検証結果や効果的な実施事例等について、全国の自治体に示していく必要がある。

措置入院制度の運用について国が示す「措置入院の運用に関するガイドライン」（ガイドライン）では、事前調査は原則現地派遣により行うこととされているが、通報件数が多い場合や、島しょ等遠隔地を含めて広域的に対応する場合の効果的かつ効率的な調査手法がガイドラインに示されていない。

また、措置診察または措置入院が不要と判断された被通報者に対する相談援助について、措置入院の決定権限を有する自治体と被通報者の管轄保健所の自治体が異なる場合や、被通報者の発見地と居住地の管轄保健所が異なる場合では、個人情報取り扱いや自治体間での情報提供方法について統一的なルールが必要であるが、ガイドラインでは、複数自治体が連携して対応する相談援助の運用について示されていない。

昨今、訪日外国人が増加する中、日本滞在中に精神科病院において、措置入院や医療保護入院等、医療を必要とするケースも増えている。精神科病院においては、通訳など調整に携わる人材の確保が難しい状況にある。また、医療保護入院を行うには家族等の同意が必要であるが、家族等も外国人の場合、家族等の理解が得られ難いほか、家族等が海外在住の場合に同意を得ることが困難なケースが多い。法令上、同意を求める家族等がいない場合は市町村長による同意を要することとされているが、訪日外国人に対して、市町村長同意の運用を適用すべきか示されていない。また、外国人への精神科医療の提供に当たり、領事館等において通訳や保護、帰国の援助等が必要な場合もあるが、十分に対応されているとは言い難い。

< 具体的要求内容 >

- (1) 地域において、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、精神疾患についても、医療連携体制推進事業の補助対象とするなど、必要な財源措置を講じること。
- (2) 難治性の精神疾患患者に対する専門的な治療が普及するよう、都道府県による地域の実情に応じた支援体制の構築に必要な財源措置を講じること。
- (3) 精神科在宅患者支援管理料について、対象疾患を限定することなく、精神疾患患者に継続的な医療が提供されるよう、医療機関の施設基準を緩和すること。
- (4) 精神身体合併症患者に対する適切で円滑な医療提供体制を一層整備するため、身体疾患治療のため他院へ転院し、治療後に救急入院料算定病棟へ3か月以内に再入院した場合も救急入院料が算定できるようにするなど、一般診

療科と精神科の連携を促進し、患者の受入れに必要な診療報酬の充実を図ること。

- (5) 精神科救急医療の充実のため、待機医師及び看護師等に要する経費等の人的・財政的負担の実情を考慮した上で、十分な財源措置を講じること。
- (6) 法令等において都道府県が担うべき役割を明確にした上で、警察が把握した患者について必要な情報を都へ提供することを可能とする仕組みを検討すること。
- (7) 依存症対策については、患者数の推移等も踏まえながら、診療報酬の対象の更なる拡充など、必要な措置を講じること。また、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備が円滑に進むよう、「依存症治療指導者養成研修」の受講者については、自治体ごとの人口規模やニーズを踏まえて決定するとともに、選定される医療機関への必要な財源措置を講じること。さらに、民間団体への支援については、国と自治体の役割分担を踏まえて、各自治体における取組が推進されるよう、必要な措置を講じること。
本人が依存症になった原因や背景、本人や家族を取り巻く環境等の実態を把握し、適切な支援に結び付けることができるよう、国として必要な調査等を実施すること。
- (8) 認知行動療法に対する診療報酬について、対象疾患を拡大し、集団を対象とする場合にも認めるなど評価の充実を図ること。
- (9) 発達障害者支援センターへの精神科医の配置など、都道府県等が発達障害者への相談支援体制の充実を図ることができるように必要な財源措置を講じること。
- (10) 発達障害が疑われる子供を早期に必要な支援につなげることができるよう、国として発達検査の実態や課題を把握した上で、自治体の検査体制充実に向けた財政支援や、検査を担う人材の育成など必要な取組を行うこと。
- (11) 精神保健福祉法に基づく退院後支援ガイドラインを踏まえた各自治体の実施状況、課題等を把握するなど、退院後支援の充実に向けた検討を引き続き行うとともに、体制整備に必要な財源措置を講じること。
- (12) 都道府県が地域の実情を踏まえた災害時の精神科医療体制を構築できるよう、必要な財源措置を講じること。
- (13) 精神科病院における虐待防止と早期発見の取組がより実効性のあるものとなるよう、事実認定の具体的な調査手法を示すなど、更なる改善に向けた支援を行うこと。
- (14) 都道府県が効果的に入院者訪問支援事業を実施できるよう、国において、各自治体の事業実施状況の把握や事例分析等を行うことにより、事業を評価・検証し、検証結果や効果的な実施事例等について、全国の自治体へ示すこと。
- (15) 措置診察に係る事前調査の方法について、地域の実情等に応じた効果的、効率的な複数の調査手法をガイドラインに示すこと。また、措置診察または措置入院が不要と判断された被通報者に対する相談援助について、個人情報の取扱いなど、統一的な運用ルールを示すこと。
- (16) 外国人への適切な精神科医療を提供するため、海外在住の家族等に向けた

多言語のわかりやすいパンフレット等の整備を行うとともに、家族等が海外在住の場合は、市町村長同意を可能とする運用を明確にすること。また、外国人の入院患者に対応するための通訳や、精神科病院において海外在住の家族等との調整に携わる人材を配置するための人件費の補助を行うなど体制を整備すること。さらに、家族等との調整が困難な場合には、家族等との調整並びに通訳や保護、帰国の援助等について、領事館において適切な対応を行うように理解を求めること。

8 生活・雇用に関するセーフティネットの強化

1 生活困窮者自立支援制度の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉局)

多様な課題を抱える生活困窮者に対し、地域において総合的な支援が実施できるよう、安定的かつ十分な財源確保を図るとともに、相談支援員の増配置等による負担増に対する支援を行うこと。

また、ハローワークが自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。

生活に困窮する方への効果的な支援策を早急に示すとともに、生活困窮者自立支援法の運用に当たっては、その実施が円滑に進むよう、引き続き地方自治体の意見を十分に取り入れること。

<現状・課題>

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、区市等が実施主体となり、自立相談支援事業などの必須事業に加え、地域の実情に合わせて、居住支援事業、就労準備支援、子供の学習・生活支援などの任意事業を実施している。

各事業の補助基準額については、地方自治体の人口規模等に応じて上限が設定されており、各種の任意事業を積極的に取り組む自治体ほど、基準額とのかい離が大きくなる構造となっている。

また、令和 6 年公布の改正法では、居住支援強化のための対応等が新たに求められていることに加え、今後、人材養成研修の実施や先行事例の蓄積等により、各自治体の任意事業を含む取組が段階的に増加していく見込みであることから、財源不足が懸念される。さらに、物価高騰等の影響による家計支出の増加や、離職等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等への継続的な支援が必要となっており、相談支援員の増配置等により地方負担額も増大している。

また、平成 30 年改正法では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を、さらに、令和 6 年改正法では、居住支援事業のうち必要があると認めるものを行うよう努めることとされているが、必須事業より補助率は低く、全ての自治体において実施体制を整備することは困難である。

令和 2 年度から実施主体が都道府県に移管されている人材育成に関しては、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業に加え、令和 6 年度からは一時生活支援事業及び子供の学習・生活支援事業についても、国の実施する

従事者養成研修の受講が必要となっているが、今後新たに事業に従事する者も含めると、十分な実施規模とは言えない。

また、国は令和 7 年度から、現任者向けに専門性の向上を図るためのステップアップ研修を実施することとなった。今後、国が実施している養成研修の更なる移管が進めば、現在示されている国の財政措置の内容も不十分であることから、都道府県の財政負担の増大が懸念される。

生活困窮世帯の子供に対する支援としての子供の学習・生活支援事業は、生活習慣・環境改善に関する支援等の取組への加算措置に加え、令和 5 年度から、専任的な支援員の配置等による家庭訪問の取組への加算措置が図られることとなった。一方、生活困窮世帯の子供へのバランスのとれた温かい食事提供などの経費は、補助対象から除外されており、子供が安心して過ごせる居場所機能の充実に取り組む自治体を支援するための財源措置が必要である。

就労訓練事業については、令和元年度から非雇用型の利用者向けの傷害保険加入料等を補助できることとなったが、事業所に対する経済的インセンティブ支援としては不十分であり、生活困窮者を受け入れることが困難となっている。

また、平成 30 年の改正法では、自治体に対し認定就労訓練事業所の受注の機会の増大を図るように努めることとされたが、その促進に向けた効果的、具体的な方策が示されていない。

多様な課題を抱える生活困窮者の就労自立を促進するためには、就労準備支援や就労訓練を経た上で、ハローワークの雇用開拓、職業紹介機能を有効に活用し、一般就労を実現していく必要がある。

令和 6 年改正法では、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保に向けた支援の強化等が図られたが、物価高騰等の影響により、より厳しい状況に立たされている生活困窮者への効果的な支援策について更に検討し、それを早急に示すことが必要である。

加えて、令和 6 年改正法では、就労準備支援事業等について新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設する等、生活保護制度との一体実施の強化や、家賃が低廉な住宅等への転居についても住居確保給付金の支給対象として拡大する措置等を講ずることとしているが、その実施に当たっては、引き続き実施主体の区市等の意見を十分踏まえるべきである。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による失業や休業に伴い収入が減少した生活困窮者を対象とした生活福祉資金の特例貸付の貸付件数は、緊急小口資金で約 25 万件、総合支援資金では約 40 万件となっており、借受人への償還免除や償還猶予の案内を含め償還業務、フォローアップ支援を適切に実施する必要がある、国は確実に財源措置をするべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 実施主体である区市等において、生活困窮者に対する包括的な支援が実施できるよう、実績に応じた国庫負担・補助基準額の更なる引上げ並びに就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業及び子供の学習・生活支援事業の補助率引上げを含め、十分な財源確保を図ること。

また、相談支援員の増配置等による負担増に対する支援を行うこと。

- (2) 実施主体を都道府県に移管後も、国が実施する従事者養成研修について、自立相談支援事業、就労準備支援等の任意事業の従事者の必要数を踏まえ、必要な実施規模を確保すること。
- また、都道府県において、今後移管される養成研修の対応や、更なる研修体系の充実が図れるよう必要な財源の確保を図ること。
- (3) 子供の学習・生活支援事業に関しては、地域の実情に応じ効果的な支援が実施できるよう、国庫補助対象範囲を拡大すること。
- (4) 就労訓練事業の実施事業所の確保に向け、自治体による受注の機会の増大も含め、民間事業者の積極的な参入を促進するための効果的、具体的な対策を講じること。
- (5) ハローワークにおいて、自治体に設置した常設窓口や巡回相談等のワンストップ型の支援を充実させるとともに、自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。
- (6) 物価高騰等により、より厳しい状況に立たされている生活困窮者への効果的な支援策について検討し、その内容を早急に示すこと。
- (7) 生活困窮者自立支援法の運用に当たり、その実施が円滑に進むように、引き続き実施主体である地方自治体の意見を十分に取り入れること。
- (8) 生活福祉資金の特例貸付における償還業務とフォローアップが終了するまでの都道府県社会福祉協議会の事務体制に対する事務費を国が責任を持って確実に財源措置すること。

参 考

○令和6年度の都内区市の超過負担の状況（国庫負担・補助金協議時点）

区分	自立相談支援事業	学習・生活支援事業
所要額が基準額を超える区市	3区3市	4区2市
平均超過率	11.9%	52.1%

※自立相談支援事業については、上記以外の1区1市においても人口規模等により適用される基準額を超過していたが、厚生労働省との個別協議の結果、基準額が引き上げられている。

○令和6年度の生活困窮者自立支援制度人材養成研修受講者枠と申込状況（東京都）

	主任相談支援員養成研修	相談支援員養成研修	就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修	家計改善支援員養成研修	一時生活支援事業支援員養成研修	子供の学習・生活支援事業支援員養成研修
受講者枠	24人	53人	53人	38人	9人	16人
受講申込者数	21人	75人	58人	48人	9人	24人

※受講者枠は、厚生労働省から東京都に割り当てられた人数

○居場所機能等の充実に関する都内区市の検討状況

	実施したい	検討中
区	4	12
市	2	7
合計	6	19

(平成 28 年 2 月調査)

○就労訓練事業等の認知度、就労訓練事業の認定取得意向

就労訓練事業等の認知度	構成比	就労訓練事業の認定取得意向	構成比
就労準備支援事業及び就労訓練事業の両方について知っている	18.4%	認定を取得する意向あり	3.0%
就労準備支援事業についてのみ知っている	2.9%	類似事業を実施するが、認定は取得しない予定	0.8%
就労訓練事業のみ知っている	3.9%	事業（類似事業を含む）は、実施しない予定	47.4%
就労準備支援事業も就労訓練事業も、ともによく知らない	74.0%	検討中／わからない	47.0%
無回答	0.8%	無回答	1.8%
合計	100%	合計	100%

出典：「就労準備支援事業及び就労訓練事業（中間的就労）に関するアンケート調査等報告書」（平成 26 年 12 月東京都福祉保健局）。アンケート回答数 1,079 社/4,000 社

○都内自治体のハローワーク常設窓口、巡回相談、就職支援ナビゲーターの状況

区分	区	市	合計
自治体常設窓口	19 か所	4 か所	23 か所
巡回相談	18 か所	20 か所	38 か所
就職支援ナビゲーター	71 人	27 人	98 人

※就職支援ナビゲーターは、ハローワークと自治体常設窓口を合わせた人数(令和 7 年 4 月末時点)

○生活福祉資金特例貸付件数

緊急小口資金	総合支援資金		
	初回	延長	再貸付
256,482	190,134	95,220	116,441

2 権利擁護の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉局)

- (1) 日常生活自立支援事業について、将来にわたり事業実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画の求める地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき機能を整備するために、区市町村に対し十分な財政支援を行うこと。

<現状・課題>

日常生活自立支援事業については、生活困窮者自立相談支援事業等補助金の「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」に位置付けられているが、今後の認知症高齢者の増加等に伴い、ニーズの拡大が見込まれることから、将来的な財源不足が危惧される。都では、都内全域に専門員を配置しており、事業継続のためには安定した人件費の確保が不可欠である。

成年後見制度については、国は、第二期成年後見制度利用促進基本計画において、地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みとしての地域連携ネットワークを作っていく必要があるとし、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能として、①「権利擁護の相談支援」機能、②「権利擁護支援チームの形成支援」機能、③「権利擁護支援チームの自立支援」機能を挙げ、家庭裁判所とも連携し、自発的に協力して取り組むことを求めている。平成30年度から中核機関の設置運営に要する費用について一部地方交付税措置しているが、これらの機能を担う運営には不十分である。

<具体的要求内容>

- (1) 日常生活自立支援事業の今後の利用実績の増加を見据え、人件費等将来にわたり事業実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 成年後見制度について、第二期成年後見制度利用促進基本計画の求める福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能の整備に取り組む区市町村に対し、安定的かつ十分な財政支援を行うこと。

参 考

○都内認知症高齢者数

区分	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 12 年度 推計 (2030 年度 推計)
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ	約 13 万人	約 14 万人
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上	約 36 万人	約 41 万人
計	約 49 万人	約 55 万人

出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部「令和 4 年度認知症高齢者数等の分布調査」
(令和 5 年 3 月)

○都内の日常生活自立支援事業の利用実績

年度	契約件数	相談件数
平成 28 年度	3, 515 (1, 365)	197, 272
平成 29 年度	3, 608 (1, 429)	205, 090
平成 30 年度	3, 753 (1, 521)	214, 393
令和元年度	3, 839 (1, 603)	207, 352
令和 2 年度	3, 976 (1, 585)	214, 123
令和 3 年度	4, 123 (1, 597)	228, 314
令和 4 年度	4, 290 (1, 526)	235, 185
令和 5 年度	4, 236 (1, 591)	242, 707
令和 6 年度	4, 300 (1, 582)	245, 863

※契約件数の（ ）内は生活保護受給者で内数

○都内の成年後見制度利用者数

後見	保佐	補助	任意後見	合計
19, 223 人	5, 191 人	1, 706 人	551 人	26, 671 人

出典：東京家庭裁判所提供資料（令和 6 年 12 月 27 日時点）

○都内の成年後見制度推進機関の設置自治体数（令和 6 年度末時点）

成年後見制度推進機関の設置自治体	53 区市町村（内訳：23 区、26 市、3 町、1 村）
------------------	-------------------------------

○都内の社会貢献型後見人養成講習修了者数（令和 6 年度末時点）

都内の社会貢献型後見人養成講習修了者数	2, 789 人
---------------------	----------

9 保健医療施策の推進

1 地域医療確保のための診療報酬等の見直し【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 地域医療確保のための支援策を講じること。
- (2) 光熱水費や食材料費の高騰の影響を踏まえ、必要な財源を措置するとともに、診療報酬を適切に見直すこと。
- (3) 大都市の地域特性に配慮して、診療報酬制度の改善を図ること。

<現状・課題>

コロナ禍以降、患者数や病床利用率が減少していることに加え、急激な物価高騰や人件費の増により、全国的に医療機関の経営は厳しさを増している。

光熱水費や食材料費の高騰が続く中、公定価格である診療報酬を主な収入源とする医療機関では、物価高騰の影響を価格転嫁することができず、値上がり分は医療機関の持ち出しとなっている。

特に都は地方と比較して、人件費等のコストが高く、入院基本料等において地域加算が行われているものの、診療報酬制度や医療機関の補助制度について、大都市の地域特性に合わせた配慮が十分になされていない。

これらの影響から、関係団体の調査では都内の一般病院は半数以上が赤字となっているほか、建替えを見送らざるを得ない医療機関が存在するなど、地域医療の確保への影響が懸念される。

こうしたことを背景に、国は令和6年度補正予算において「重点支援地方交付金」及び「医療施設等経営強化緊急支援事業」を追加計上したが、補助対象期間や補助対象が限定的である。また、令和7年4月に食費基準額の引き上げを行っているが、いまだ十分とは言えず、食費基準額の引上げ分は患者負担分となっている。

<具体的要求内容>

- (1) コロナ禍以降、患者数や病床利用率が減少するなど医療機関の経営は厳しさを増していることから、地域医療確保のための支援策を講じること。
- (2) 医療機関等の安定的・継続的な事業運営を確保するため、現下の物価高騰等の影響について必要な財源を措置するとともに、診療報酬を適切に見直すこと。
- (3) 患者サービスを向上させるとともに、医療機関の経営を安定化させるため、入院基本料に対する地域加算や入院時食事療養費等の診療報酬について、人件費、土地取得費、物件費等、大都市特性を十分に考慮し、必要な改善を行うこと。

2 医師確保対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

現下の医師不足の状況に対して、不足が顕著な産科、小児科、救急医療、へき地医療等の医師の早急な確保について、より実効性のある対策を国の責任において講じるとともに、医師養成課程における研修の質を担保するため、適切な制度運用を図ること。

<現状・課題>

全国的に医師不足が続く中、都内においても依然として、小児・周産期・救急・へき地医療など、特定の診療科や地域で医師の確保が困難な状況にある。

国は、平成 30 年度医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の改正に伴い、新たに医師偏在指標に基づく医師多数・少数区域等を設定したが、指標は医師の総量的な偏在状況を相対的に示しているものに過ぎず、地域の実情を十分に表すものとなっていない。また、医師多数とされた都道府県においては専攻医の定員数が制限されるなど、医師確保に柔軟に取り組むことができない。

今般国において、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」（以下「医師偏在対策パッケージ」という。）が示されたが、対策の具体化に当たっては、地域の医療提供体制の確保も視野に入れながら進めるべきであり、国において長期的な視点を持ちつつ、主体的に実効性のある医師確保対策を講じる必要がある。

国は、医学部入学定員増について、令和 7 年度の臨時定員配分を前年度定員から 20%削減し、令和 8 年度も継続してさらに削減するとしている。しかし臨時定員は、地域における医師不足の状況から全都道府県に対し認められてきた経緯を鑑みると、臨時定員の取扱いを検討するに当たっては、診療科ごとの必要医師数を示した上で、医師不足が解消したか検証を行うことが必要である。

国はこれまで、医師臨床研修の希望者に対する募集定員の割合を縮小してきているが、都内には高度先進医療を行う、症例の豊富な臨床研修病院が数多く存在し、都内外の医師派遣や急性期患者の受入れなどを行っており、募集定員の算定に当たって、このような実態が評価される必要がある。しかし国は、令和 7 年度募集定員配分から、東京都をはじめとする医師多数県に対し、前年度から定員上限を更に減少させる措置を講じてきた。さらに、令和 8 年度から一部の医師多数県に対し実施されることとなった広域連携型プログラムは、2 年間の研修期間の 4 分の 1 に当たる 24 週以上、医師少数県等の病院への派遣が必要とされているため、医師少数県等への派遣研修期間は、実質的な人員削減となる。これ以上の募集定員の削減と募集定員倍率の圧縮は、研修医の選択の過度な制約となるとともに、臨床研修病院間の競争が行われず研修の質が担保出来なくなることが大いに懸念される。また、国は、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）改正により、臨床研修病院の指定や定員の設定の権限を都道府県に移譲したが、そのために必要な

財源は国の責任において措置する等、都道府県が事務を適切に実施できるよう支援する必要がある。

専門医制度については、引き続き国が全国的な影響や研修の質を検証し、都道府県の意見を踏まえた上で一般社団法人日本専門医機構（以下「専門医機構」という。）に直接働きかけを行うなど、主体的に関与する必要がある。

医師の地域偏在是正の視点から導入された専攻医採用数に係るシーリングの実施によって、都市部の専攻医の定員が過度に制限された結果、地域の医療提供体制に大きな影響を与えることにもつながりかねず、また、専攻医が希望する質の高い研修の機会が奪われ、制度本来の目的とかい離した仕組みとなってしまう。さらに、専門医機構は、専門医の更新時に多様な地域での診療実績を求めることを検討しているが、過度なシーリングと併せて行われることで、地域の医療提供体制へより深刻な影響を及ぼす可能性がある。

専門医の質の向上という制度本来の目的に鑑み、症例が豊富で研修の体制も整った都市部の病院の機能を評価し、研修の質が損なわれることがないように十分に考慮するとともに、現状の地域医療提供体制に深刻な影響を及ぼすことがないように配慮した制度とすることが必要である。

都道府県においては、令和５年度に医師確保計画の改定を行ったが、都道府県における対策には限界があり、医師の養成、医師法（昭和２３年法律第２０１号）等を所管する国の責任において、医師確保対策の更なる充実を図る必要がある。

新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興・再興感染症の流行拡大期においても、医療機関が必要な診療を継続し、国民が過度に診療を控えることがないように、通常の診療を担う医療機関においても感染症対策に精通した医師の確保が必要である。

さらに、疾病予防をはじめとする地域保健の推進はもとより、災害時や感染症発生時等の健康危機管理においては、保健所が重要な役割を果たす必要があり、その機能を十分に発揮するため、専門知識を備えた公衆衛生医師が中心的役割を担うこととなる。都においては、公衆衛生医師の確保に向け、その魅力を発信し、より一層関心を高めるため、採用ホームページや各種広告媒体を活用したＰＲ、オンライン形式の業務説明会等を行うとともに、民間住宅の借り上げや学会参加等学術活動への支援など、確保策の強化を図っているが、他の自治体と同様に公衆衛生医師の確保には苦慮している。

< 具体的要求内容 >

（１）産科、小児科、救急医療、へき地医療などの医師の確保について、実効性のある措置を緊急に講じること。

① 医師の偏在対策において、国は、都道府県間の相対的な比較ではなく、地域の実情を踏まえた上で診療科別・地域別の必要数を示すとともに、医師多数とされた都道府県についても、医師確保に柔軟に取り組むことができるようにすること。

また、国において医師偏在対策パッケージを推進するとしているが、対策の具体化に当たっては、現状の地域医療提供体制の確保に配慮しながら、長期的なビジョンを持ちつつ国が主体的な取組を行うこと。

- ② へき地等勤務医師の安定的な確保や在宅医療を推進するため、専門医制度とも対応させた医師キャリアシステムの構築を図るとともに、へき地等派遣医師に対する特別な手当を創設すること。
- (2) 医学部臨時定員について、国は、各都道府県における医師不足が解消したか検証を行い、かつ診療科ごとの必要医師数を示した上で、その取扱いについて検討を行うべきであり、それまでの間は、これ以上の削減は行わないこと。
- (3) 都道府県別の臨床研修医募集定員上限の算定に当たっては、都内外の医師派遣や急性期患者の流入状況等を反映させること。また、都市部を中心とした募集定員削減の医師の地域偏在対策に有効かどうか検証するとともに、研修の質等を担保するため、これ以上の募集定員倍率の圧縮及び医師多数県に対する定員削減措置は実施しないこと。広域連携型プログラムは、実質的な削減に当たる派遣期間分の人数を募集定員上限に加算すること。都道府県に対し、必要な財源措置や適切な事務執行への支援を行うこと。
- (4) 専門医制度については、医師偏在是正の観点からの取組を過度に推し進めることなく、本来の目的を鑑み、専攻医の声を十分に取り入れた上で、専攻医が希望する質の高い研修を受けられるようにするとともに、専攻医採用数のシーリングや専門医の更新時に多様な地域での診療従事を求めることにより、地域の医療提供体制に深刻な影響を与えないよう、適切に運用すること。
- また、国が責任を持って地域医療への影響や研修の質、研修を終えた専門医の能力への影響等の検証を行うとともに、医師法の趣旨に則り、都道府県の意見を踏まえた上で、専門医機構に対し必要な働きかけを行うこと。さらに、都道府県が提出した意見書について、国における具体的な検討の過程と結果を各都道府県に対して明らかにすること。
- (5) 今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、新興・再興感染症の発生時において必要な地域医療提供体制を確保できるよう、国の責任において、医療機関における感染対策に指導的な役割を果たすことができる感染症専門医の養成を早急に進めること。
- (6) 地域保健対策の基盤となる公衆衛生医師の安定的な確保に向けて、医師養成等において保健所での研修を改めて必修にすることや、医学生や研修医が公衆衛生分野に関心を持つ機会を提供するなど、公衆衛生分野の職務を理解する機会をより一層提供すること。

3 看護職員確保対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 「看護職員需給推計」は、都道府県の実効性ある看護職員確保対策に資するものとする。
- (2) 都道府県が地域の実情に応じて実施する看護職員の新規養成・定着促進・復職支援対策に対して十分な財源を確保すること。
- (3) 令和4年度からの教育カリキュラムを踏まえた学校・養成所の支援を充実強化すること。
- (4) 看護職員確保のための資格管理体制を実効性の高いものとする。
- (5) 感染対策の強化を図るため、感染管理に関する専門的知識等を持つ看護職員の養成について支援すること。
- (6) 看護職員をはじめとする医療従事者の賃金引上げが図られるよう、診療報酬を適切に見直すこと。看護職員処遇改善評価料について、対象となる医療機関を拡大し、医療機関の実情に応じて、処遇改善が適切に行われるよう、必要な措置を確実に行うこと。
- (7) 災害や新興感染症発生時に迅速に看護職員の確保を図るため、災害支援ナースの養成数を拡大するとともに派遣活動等の支援策を講じること。
- (8) 看護職の社会的信頼を守るため、適切な行政処分が行われるよう、必要な情報を把握する仕組みを構築すること。

<現状・課題>

高齢化の進展などにより増大する医療ニーズに対応するためには、看護職員の確保に関する取組を一層進めていくことが必要である。特に、地域包括ケアシステムを推進するためには、医療機関だけではなく、訪問看護の人材確保は重要で

ある。都は、新規養成・定着促進・復職支援の三本柱に、定年後に向けての就業支援を加え、総合的な看護職員確保対策等を展開している。

令和元年度、看護職員の需給推計が取りまとめられたが、病院及び有床診療所、精神病床、訪問看護事業所等（以下これらを「領域」という。）別の供給数が算定されておらず、充足状況が把握できないため、都道府県が看護職員確保対策に取り組む上で有効なものとなっていない。

看護師等の確保の促進のために必要な財政上の措置は国の責務であるが、都において地域医療介護総合確保基金で支弁されている額は不十分なものである。

地域医療介護総合確保基金において、病院の看護師宿舎の整備を支援しているが、物価高騰等の影響から建設費用や施設の継続的な維持管理等が課題となっている。そのため、都では、令和7年度から、働きやすい勤務環境を実現し、看護人材の確保及び定着を図るために、看護職員等の宿舎を借り上げる事業者への支援を開始している。

令和4年度からの改正教育カリキュラムは、教育内容に関し、養成所の裁量に委ねられている部分が多い。教育の質を担保し各養成所の多様性を生かすためには、看護教員の更なる教育力の向上が必要である。教育内容の充実のため、教育環境の整備も必要である。

看護師等免許保持者の届出制度は、離職者の再就業対策に有効なものであるが、届出件数の伸び悩みに加え、届出者が就業に関する状況を更新していないことがあり、効果的な支援に結び付きにくい。現在の看護師の免許制度では資格保有者全体を把握することはできず、潜在看護師の全体像を把握することが困難である。令和7年度以降は、医療関係資格におけるマイナンバー制度の活用により届出のオンライン化等が図られるとともに、看護職員については、キャリア情報と研修受講履歴が閲覧可能なポータルサイトの運用が開始されるが、その情報が活用されるのは、本人が、マイナンバーの提供とナースセンターへの情報提供に同意した場合に限られる。

新型コロナウイルス感染症が発生して以降、感染症に関する専門的な知識と技術を持つ感染管理認定看護師等は、医療機関等における感染対策の強化などに力を発揮しているものの、そうした高い専門性を有する人材の養成には時間を要し、また、その多くは大規模病院での配置となっている。都内の7割を占める中小規模医療機関及び介護施設において感染対策を強化していくためには、感染管理に精通している看護師等の養成をしていく必要がある。

看護職員の処遇改善に係る診療報酬については、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、令和4年10月から、収入を3%程度引き上げるための措置として、診療報酬において「看護職員処遇改善評価料」が導入されたが、対象医療機関は限られている。また、看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善を行う場合も、この「看護職員処遇改善評価料」の収入を充てることができるとしているものの、賃上げ必要額の算定対象にはこれらの職種は含まれていない。令和6年度診療報酬改定では、看護職員、その他の医療関係職種について賃上げを実施していくための評価として「ベースアップ評価料」が新設され、さらに、令和6年度厚生労働省補正予算では、「ベースアップ評価料」の届出医療機関を対象として「生産性向上・職場

環境改善等支援事業」により、更なる賃上げの支援が行われているが、いまだ十分とは言えない。

令和6年4月から、改正医療法に基づき都道府県と災害・感染症医療確保業務を行う医療機関との間で締結した協定により、災害や新興感染症の発生時、迅速に看護職員等の確保を図る「災害支援ナース」制度が開始された。災害支援ナースは、国が実施する災害支援ナース養成研修（以下「養成研修」という。）の修了が必要であり、厚生労働省からの委託に基づき、日本看護協会・都道府県看護協会が、令和5年度から養成研修を実施しているが、十分な受入れ体制を確保できておらず、受講は希望者の一部にとどまっている。災害や新興感染症発生時における迅速な看護職員等の確保のため、着実に養成研修を実施し、養成数の拡大を図ることが重要である。また、活動に要した実費は公的に負担する仕組みとなっているが、災害支援ナースの派遣元となる協定締結医療機関は、職員体制の維持に係る負担が大きいことから、これを軽減する必要がある。

都では、令和7年度から、協定締結医療機関に対し、看護師が研修に参加する際や、登録した看護師が訓練や実際の災害時等で派遣される際、代替職員の確保等ができるよう協力金の交付を開始し、負担軽減を図っている。

看護職には、専門的な知識や技術に加えて、社会からの信頼が不可欠である。看護職に就く者が、その立場を利用して信頼を損なう行為や不正を行うことは許されない。そのため、看護師等が罰金以上の刑罰を受けた場合や業務に関する不正行為があった場合には、看護倫理の観点から適性を問い、免許の取消しや一定期間の業務停止といった行政処分が行われている。しかしながら、法務省から罰金以上の刑に処せられた者について情報提供に係る仕組みがある医師や歯科医師と異なり、看護職については、欠格事由に該当する事案を把握するための仕組みが構築されていない。特に都道府県知事の免許であり、都道府県知事が行政処分を行う准看護師については、各都道府県の医療監視等関係部署に寄せられる情報や新聞報道に依存しているのが現状である。看護職に対する国民の信頼を損なわないためにも、事案を迅速に把握するための仕組みを構築し、適切かつ迅速な行政処分を実施することが求められる。

< 具体的要求内容 >

- (1) 都道府県が、看護職員が特に不足すると見込まれる領域に対し効果的に看護人材確保対策を講じることができるよう、看護職員の供給数について、都道府県ごとの領域別の推計値を提示すること。
- (2) 地域医療介護総合確保基金については、看護職員の確保対策を充実するため、訪問看護の促進、看護職員の確保を図るための研修・事業等の実施、勤務環境改善、再就業促進への取組への支援、宿舍を借り上げる事業者への支援等、都道府県が行う取組に必要な財源を確実に措置すること。
- (3) 学校・養成所がカリキュラムに対応するために必要な教育環境の整備や、療養の場の多様化に対応した実習先の確保について支援を図ること。

また、カリキュラムによる教育内容の充実を担保するため、看護教員の更なる教育力の向上を図れるよう、キャリアに応じた研修を継続的に行う体制を構築すること。特にカリキュラム運営の要を担う教務主任を養成する研修

体制について、国が責任を持って整備すること。

- (4) 離職時等の届出制度を活用した看護師等への復職支援の強化が図れるよう、離職時に次の就業先が決まっている場合でも届出が必要であることを周知徹底するとともに、病院等の就業先による代行届出の範囲を広げ、離職時だけでなく、再就業したときも代行届出を可能とすること。さらに、令和7年度以降のマイナンバー制度を活用した資格管理制度及び看護職向けポータルサイトについて、看護職員に対し周知を徹底するとともに、潜在看護師を一層把握し、復職支援や人材確保の推進に向けてより活用される制度となるよう、充実を図ること。
- (5) 中小規模の医療機関や介護施設における感染防止対策の強化に向け、医療機関や自治体による研修の実施に対し、必要な財政支援を行うこと。
- (6) 看護職員をはじめとする医療従事者の人材確保や賃上げを一層推進するため、診療報酬の評価・検証を行い適切に見直すこと。また看護職員処遇改善評価料について、対象となる医療機関を拡大するとともに、医療機関の実情に応じて看護補助者、理学療法士、作業療法士等のコメディカル職員を処遇改善の対象とした場合にも当該評価料が適切に算定されるようにすること。
- (7) 災害や新興感染症発生時における迅速な看護職員等の確保のため、着実に養成研修を実施し、養成数を拡大するとともに、協定締結医療機関等が災害支援ナースを安定的かつ安心して派遣できるよう活動支援の充実を図ること。
- (8) 医師及び歯科医師と同様に罰金以上の刑に処せられた看護職の情報が共有される仕組みを構築すること。

4 医療従事者の勤務環境改善

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

医療従事者の勤務環境改善、とりわけ医師の労働時間短縮は喫緊の課題である。国は、医療従事者の負担軽減に向けた取組や、医師の働き方改革に対応しつつ地域の医療提供体制を確保するための総合的な支援策の一層の充実を図ること。

<現状・課題>

質の高い医療提供体制を構築するためには、勤務環境の改善を通じ、医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備を促進することが重要である。

平成 31 年 4 月に働き方改革関連法が施行され、医療機関においてもこれまでに以上に勤務環境の改善に取り組むことが必要とされている。他職種よりも長時間労働が実態となっている医師についても、令和 6 年 4 月から労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）による時間外・休日労働の上限は原則年 960 時間（A 水準）となった。また、地域の医療提供体制確保や一定期間集中的に技能を向上させるためやむを得ない医師が勤務している医療機関は、開設者の申請により、特定労務管理対象機関【いわゆる特例水準対象医療機関（B 水準、連携 B 水準、C-1 水準、C-2 水準）】として都道府県知事の指定を受けることにより、時間外・休日労働の上限は年 1,860 時間となっている。

令和 6 年 11 月には、「医師労働時間短縮計画ガイドライン」が改正され、特定労務管理対象機関以外にも作成が義務となる医療機関が位置付けられた。加えて毎年度、2 段階評価（年度暫定評価・最終評価）による計画見直しを行うことが示され、各医療機関において、計画的に時間外・休日労働時間の短縮に取り組んでいる。

全ての医療機関が、各水準に応じた「医師の時間外・休日労働の上限規制」や「面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等の実施」など、医師の健康確保と勤務環境改善に向けた取組を確実に実行する必要がある。

都はこれまで医療勤務環境改善支援センターを中心に、医業経営及び労務管理の専門アドバイザーによる医師労働時間短縮計画策定支援や病院管理者の意識改革のための啓発事業、医療機関の医師の働き方改革に係る調査などを実施してきた。引き続きこれらの取組みを実施するとともに、医療機関が策定した医師労働時間短縮計画に基づき、より実効性のある支援を行うことが求められている。

また国は、令和 17 年度末を目途に B 水準、連携 B 水準を解消するとしている。都内には特定機能病院や救命救急センター、大学病院が集中し、臨床研修・専門研修プログラム実施医療機関も多く、他県で研修するプログラムも一定数ある。都道府県ごとに置かれている状況が違ふことを踏まえ、特例水準の適切な運用を通じて、医師の働き方改革の推進に取り組めるよう、引き続き国との協議が必要である。

一方、時間外・休日労働の上限規制の適用により、地域医療支援のための医師派遣機能も担っている大学病院等からの医師の確保が困難となるなど、地域医療へ影響が生じることが懸念されている。医師の働き方改革が地域医療提供体制に与える影響について検証を行い、医師の健康確保を図りつつ、医師不足による救急医療の縮小等により地域医療に大きな影響を及ぼすことがないように、実態を踏まえた支援が必要である。

医師をはじめとする医療従事者の勤務環境を改善する施策の更なる充実に努めるとともに、国が主体となってこれらの取組を推進すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 医師をはじめとする医療従事者の働き方改革は、医療機関におけるタスク・シフティングやチーム医療の推進、働きやすい環境づくりなどの組織的な取組の促進策に加え、制度面の改善、財政的な措置、国民の理解に基づく上手な医療のかかり方の推進など、全体的な取組が必要であり、国が主体となってこれらの取組を推進すること。
- (2) 都道府県の医療勤務環境改善支援センターが医療機関への実効ある支援を行えるよう必要な施策を講じること。
 - ① 医療勤務環境改善支援センターに新たな役割を担わせる場合には、現状の体制や各都道府県の地域特性を十分に考慮した上で、業務手順を示すとともに適切な準備期間を設けること。
 - ② 医療勤務環境改善支援センターがより実効性のある業務を遂行するため、人員確保も含めたセンターの機能強化の支援と必要な財政措置を行うこと。
- (3) 医師の働き方改革を着実に推進していくため、医療機関や都道府県に対し更なる技術的、財政的支援を行うこと。
 - ① 時間外・休日労働の上限規制の適用による地域医療への影響を踏まえて、医師の働き方改革の取組状況を検証すること。また、地域に必要な医療機能の確保とともに、医師の働き方改革に伴う医療機関の経営への影響も考慮しつつ、実効性のある支援を行うこと。
 - ② 都道府県が、特例水準の適切な運用を通じて、医師の働き方改革に取り組めるよう、引き続き国と都道府県との意見交換の機会を設けること。
- (4) 労働時間短縮・勤務環境改善等のための全体的な取組を推進すること。
 - ① 各職種が専門性を発揮し、業務を分担しつつ連携・協働することで、医師の負担軽減を図り、安全・安心・良質な医療を効率的に提供するチーム医療を支援する施策を推進すること。
 - ② 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る診療報酬改定の評価・検証を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を通じて医療機関の体制整備等支援の充実に図ること。
 - ③ 女性医師をはじめとした医療従事者が、仕事と家庭を両立できる多様な働き方ができ、働きやすい勤務環境づくりを進め、また、離職者の復職支援を進めるため実効性の高い取組を具体的に示すこと。

5 外国人患者への医療提供体制等の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 外国人が症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、外国人患者への医療情報提供及び医療提供体制を充実すること。
- (2) 外国人患者の受入体制整備が進むよう、国の責任において必要かつ十分な財政措置を行うこと。
- (3) 全国的な取組を行う場合は、地方自治体等の意見を踏まえるとともに、基本的な制度設計を行った上で進めること。

<現状・課題>

国は、平成 28 年 3 月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数の目標値を定め、これに基づき、平成 30 年 6 月に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」を取りまとめた。また、平成 31 年 4 月からの新たな外国人材の受入れ制度の開始に伴い、平成 30 年 12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、外国人患者への医療提供に関する取組を推進している。

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後、訪日外国人旅行者数は令和 6 年実績で 3,687 万人、在留外国人も令和 6 年 6 月末時点で 358 万人と増え続けており、これに伴って医療機関を受診する外国人患者数の増加も見込まれている。

外国人患者は軽症でも大病院を受診する事例が多いことから、地域の医療機関・関係機関が連携し、症状に応じて外国人患者を受け入れる仕組みづくりが必要であり、外国人患者受入体制の整備に対する支援を充実する必要がある。

外国人患者への対応に当たっては、言語や宗教・文化、医療制度の違い等により、様々な体制の整備や配慮が求められるほか、未収金等のトラブルのリスクもあり、医療機関における受入れへの準備が必要となる。特に使用頻度が低い希少言語は、費用対効果等の面から、医療機関において医療通訳サービスの確保が難しい状況にある。

また、外国人旅行者は都道府県を越え広域的に移動することも多いため、外国人患者の未収金対応、医療通訳の育成・確保、海外への適切な情報発信等を国の責任において進める必要がある。

なお、国は、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」など都道府県が実施主体となる取組を実施しているが、拠点的な医療機関の役割や位置付けを明確にすることなく都道府県に選出を委ねており、都道府県間の取組に差が生じている。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人が症状に応じ安心して医療機関を受診できるよう、国の責任におい

て、日本の医療制度や外国人旅行者向け旅行保険の周知等、医療情報提供の充実に向けた取組を進めるとともに、医療機関の未収金対応や医療通訳の育成・確保の取組を推進すること。特に希少言語に対応した遠隔通訳サービスについては、医療機関が利用しやすい利用料金を設定すること。

- (2) 地域の医療機関・関係機関等が連携して進める外国人患者受入体制の整備等に係る取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 全国的な取組を行うに当たっては、地方自治体等の意見を踏まえるとともに、地域の実情に応じた取組となるよう、国において基本的な制度設計を行うこと。

6 病床確保の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

基準病床数制度等について、新たな地域医療構想のガイドラインにおいて考え方を整理し、都道府県が地域の医療動向を反映できるような仕組みとすること。

<現状・課題>

都の老年人口は、今後も増加を続け、2050年には都民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者という、極めて高齢化の進んだ社会が到来する。高齢化により医療需要の更なる増加が見込まれ、都民一人一人が身近な地域において安心して良質な医療が受けられるよう、医療需要の動向等を勘案しながら、医療資源や地理的条件等の地域の実情を保健医療計画で定める基準病床数に反映するなど、きめ細かく対応し、計画的かつ効果的に病床整備を進めていく必要がある。一方、現行の地域医療構想では、基準病床数とは別の2025年における病床数の必要量が定められており、地域で必要とされる病床数について二種類の考え方が示されている。

国は、令和22年(2040年)頃を見据えた新たな地域医療構想において、入院医療だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現を図るとされているが、こうした体制の確保に向け地域の実情に合った病床整備が必要であり、令和7年度に国が示すガイドラインの中で、事前に都道府県の意見を十分に聴いた上で地域で必要とされる病床数の考え方を整理すべきである。また、基準病床数等については、患者数を病床利用率で割り戻して算出することとされているが、近年の病床利用率の低下等を踏まえると現行の方法では病床数が過剰になると指摘されている。地域の医療動向に合った病床数となるよう算出の方法も見直す必要がある。

<具体的要求内容>

基準病床数制度等について、新たな地域医療構想のガイドラインにおいて考え方を整理し、都道府県が地域の医療動向を反映できるような仕組みとすること。

7 地域の実情に応じた医療機関の機能分化・連携の推進

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 保健医療局)

- (1) 令和8年(2026年)に向けて、都道府県が地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑に推進するため、地域の実情に応じた事業を実施できるよう、十分な財政措置を図るとともに、地域医療介護総合確保基金の柔軟な運用を認めること。
- (2) 令和22年(2040年)頃を見据えた新たな地域医療構想の策定に当たっては、検討すべき内容が多岐にわたることから、令和7年度に国が示すガイドラインについては事前に都道府県の意見を十分聴くとともに、都道府県が策定に十分な時間を確保できるよう早期に示すこと。また、将来の医療提供体制全体をきめ細かく検討するために必要なデータや指標を都道府県に示すこと。さらに、新たな構想策定後も様々な状況変化に応じて、考え方の見直しやデータの更新を図り都道府県に示すとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を認めること。加えて、新たな構想の実現を支える財源についても示すこと。
- (3) 地域の医療ニーズを踏まえながら必要な病床数の検討が行えるよう、病床機能報告制度の改善を図ること。また、新たに設ける医療機関機能報告制度について、医療機関間の連携等に資する制度を構築すること。
- (4) 地域医療構想調整会議において、各医療機関の連携・役割分担等の議論が一層深められるよう、地域の実情に応じた柔軟な運営ができるようにすること。

<現状・課題>

平成26年度の医療法(昭和23年法律第205号)改正により、都道府県は、令和7年(2025年)の医療需要と目指すべき医療提供体制、その実現のための施策

を盛り込んだ地域医療構想を策定した。

一方、国は新たな地域医療構想を策定する令和8年度までは現行の構想を継続すると示しており、引き続き令和8年に向けて、都道府県は地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑かつ着実に推進していく必要がある。国は、地域の実情や病床機能分化・連携の進捗状況、在宅医療等の整備状況を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう、地域医療介護総合確保基金を設置しているところであるが、一層の財政措置が必要である。特に、医療分野においては、「①－1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、「①－2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」、「②居宅等における医療の提供に関する事業」、「④医療従事者の確保に関する事業」、「⑥勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の5区分に基金が交付されているものの、「①」に重点配分されている。また、区分間の経費の流用は認められておらず、状況に応じた柔軟な運用ができない。

令和22年（2040年）頃を見据えた新たな地域医療構想は、入院医療だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現を図るとされ、国は令和7年度に策定のためのガイドラインを都道府県に示すこととされているが、都道府県での策定に当たっては、検討すべき内容が多岐にわたることから、地域における関係者との協議等の検討・調整の期間を十分に確保する必要がある。また、策定に向けては、都民や地域の関係者の理解と協力を得るために客観的なデータに基づく検討が求められることから、これまでの入院医療だけでないあるべき医療提供体制全体の検討に必要なデータや指標を国が十分示す必要がある。さらに、新たな構想策定後も様々な状況変化が起こり得ることから、適宜考え方の見直しやデータの更新を図り都道府県に示すとともに、都道府県ごとの地域の実情に応じた柔軟な対応を認める必要がある。加えて、策定を進める上で地域で有効な議論ができるよう、新たな地域医療構想の実現を支える財源についても国が示す必要がある。

現在、地域医療構想調整会議において、医療機関の自主的な病床機能の分化・連携を進めるための検討を行っているものの、より実効性のある議論を進めるためには、地域の医療ニーズを踏まえながら、現状の病床実態を把握し将来の病床数を検討することが重要であり、そうした検討が可能となるよう、病床機能報告制度の改善が必要である。また、国は新たに医療機関機能報告制度を設けることとしているが、従前の病床機能報告では十分把握できなかった、医療機関の役割等が明確となり医療機関間の連携等に資するような制度を構築する必要がある。

地域医療構想調整会議における各医療機関の連携・役割分担等の議論については、一層議論を進めていく必要があるが、医療機関の新規開設時の協議、地域医療支援病院の承認に係る協議、2025年に向けた対応方針の策定・検証・見直しに係る協議、病床機能再編支援事業に係る議論のほか、紹介受診重点医療機関を中心とした外来医療に関する協議など地域医療構想調整会議で必要な協議事項が随時追加され、一つ一つの課題に対して十分な議論を尽くすことができない。

<具体的要求内容>

（1）令和8年に向けて、都道府県が地域にふさわしいバランスのとれた医療機

能の分化と連携を円滑に推進するため、地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、十分な財政措置を行うこと。特に地域医療構想の達成には在宅医療の推進や人材確保が不可欠であり、地域医療介護総合確保基金において、この2区分への十分な配分を行うとともに、区分間の流用など、都道府県の裁量による弾力的な活用を認めること。

- (2) 2040年頃を見据えた新たな地域医療構想の策定に当たっては、検討すべき内容が多岐にわたることから、令和7年度に国が示すガイドラインについては事前に都道府県の意見を十分聴くとともに、都道府県が策定に十分な時間を確保できるよう早期に示すこと。また、将来の医療提供体制全体をきめ細かく検討するために必要なデータや指標等を都道府県に示すこと。さらに、新たな構想策定後も様々な状況変化に応じて、考え方の見直しやデータの更新を図り都道府県に示すとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を認めること。加えて、新たな構想の実現を支える財源についても示すこと。
- (3) 医療機関の自主的な病床の機能分化・連携に関する議論を進めるため、地域の医療ニーズを踏まえながら必要な病床数の検討が行えるよう、病床機能報告制度の改善を図ること。また、新たに設ける医療機関機能報告制度について、医療機関間の連携等に資する制度を構築すること。
- (4) 地域医療構想調整会議において、医療機関の連携・役割分担等の議論を一層深められるよう、地域の実情に応じた柔軟な運営が行えるようにすること。

8 地域医療連携の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

中小病院が担っている地域医療における役割を踏まえ、地域の実情に応じた医療が提供できる診療報酬とすること。

<現状・課題>

地域包括ケアシステムの構築に向け、都内病院の多数を占める中小病院の役割は、ますます重要となっている。令和6年度の診療報酬改定においては、地域包括ケア病棟について、適切な在宅復帰支援を推進する観点から、入院期間に応じた評価体系に見直された。また、軽症・中等症の高齢者の救急搬送者数が増加する中で、急性期治療の間にADLが低下し在宅復帰が遅くなるケースに対応する必要が生じている。このため、地域において救急患者等を受け入れる体制を整え、入院早期からのリハビリテーション提供、栄養管理、入退院支援、在宅復帰等の機能を包括的に担う地域包括医療病棟の評価が新設されたところであるが、中小病院が、これらの病棟の機能を発揮して、急性期から慢性期まで地域医療ニーズに柔軟に対応し、地域医療を支えることができるよう、引き続き地域の実情を踏まえ、診療報酬の評価・検証を行う必要がある。

< 具体的要求内容 >

中小病院が担っている地域医療における役割を踏まえ、地域の実情に応じた医療が提供できるよう、引き続き診療報酬改定の評価・検証を行うこと。

9 在宅療養の基盤強化

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 保健医療局)

- (1) 24 時間診療体制の構築など、地域の実情に応じて在宅療養の推進に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金については、十分な財源を確保するとともに、効果的に活用できる仕組みとすること。
- (2) 在宅療養に関する評価指標を充実するとともに、区市町村ごとのきめ細かなデータを継続的に提供すること。
- (3) オンライン診療の適切な実施に関する指針等の運用を通じて、引き続き適切に評価検証を行うとともに、在宅療養患者と医療従事者が活用しやすい仕組みを構築すること。
- (4) デジタル技術を活用した医療・介護関係者の情報共有を促進するための効果的な取組を行うこと。

< 現状・課題 >

高齢化が急速に進展する中、在宅療養体制の整備は喫緊の課題であり、その推進のためには、住民に身近な保健・医療・福祉サービスを担う区市町村が主体となり、事業者や医師会等との協働体制の下、多職種が連携し、医療・介護サービスを切れ目なく提供する仕組みを構築することが重要である。

都は、東京都保健医療計画に基づき、区市町村の主体的な取組の支援、24 時間安心な在宅療養体制の整備、在宅療養に関わる人材の育成・確保、暮らしの場における看取りの推進、在宅療養に関する情報等の都民への普及啓発など、様々な取組を進めている。

地域医療介護総合確保基金では、居宅等における医療の提供に関する事業が対象事業の一つとされているが、施設整備等に関する事業に重点配分され経費の流用は認められておらず、また、対象外となる取組があるなど、地域の実情に応じた取組ができるような仕組みになっていない。

在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標としては、患者数や訪問診療を行っている医療機関数等があるが、在宅療養を一層推進するためには、患者の

満足度やＱＯＬ等のアウトカム指標による施策の評価を行うことが必要である。

国は技術的支援として、国保データベースシステムを活用し、区市町村ごとの在宅療養患者の状況、医療資源の状況等のきめ細かなデータの提供を行ったところであるが、在宅療養に関する取組の評価検証を行い、実効性のある施策につなげていくためには、こうしたデータの提供が継続的に行われる必要がある。

また、国保データベースシステムでは国保・後期高齢者の被保険者データは取り扱っているが、その他の被保険者のデータは取り扱っていないため把握することができない。在宅療養体制の更なる推進を図るためには、小児の在宅療養患者の状況等も含めて施策の検討をすることが重要であり、こうしたデータも合わせて提供される必要がある。

国は、令和５年３月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を一部改訂し、オンライン診療の適切な実施や情報セキュリティ対策について改めるとともに、医療法（昭和２３年法律第２０５号）の改正によりオンライン診療に関する総体的な規定を設ける方向で審議しているところであるが、在宅療養患者と医療従事者が、安心して活用できるよう安全性・信頼性に関し引き続き十分な検証を行うことが必要である。

国が進める全国医療情報プラットフォームの構築に当たっては、地域におけるデジタル技術を活用した医療・介護関係者の情報共有や地域医療連携ネットワークによる情報共有の取組と整合性を図り、実効性の高いものとするとともに、地域における取組が促進されるよう支援していく必要がある。

< 具体的要求内容 >

- （１）２４時間診療体制の構築など、地域の実情に応じて在宅療養の推進に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金については、十分な財源を確保するとともに、対象となる事業を広く認めるなど、効果的に活用できる仕組みとすること。
- （２）在宅療養の一層の推進に向け、患者の満足度やＱＯＬ等のアウトカム指標を設定し評価指標を充実すること。また、在宅療養に関する区市町村ごとのきめ細かなデータについて継続的な提供を行うとともに、小児の在宅療養患者のデータについても、都道府県や区市町村が活用しやすいよう提供すること。
- （３）オンライン診療の普及に当たっては、安全性・信頼性に関する課題を整理して、引き続き適切な評価検証を行った上で、在宅医療においても患者と医療従事者が活用しやすいよう制度設計を行うこと。
- （４）全国医療情報プラットフォームの構築に当たっては、地域におけるデジタル技術を活用した医療・介護関係者の情報共有の取組との整合を図ること。また、地域における取組が促進されるよう、十分な財政措置を講じること。

10 がん対策の充実

(1) がん予防対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において、国の指針で定める検診間隔を踏まえた上で、乳がん・子宮頸^{けい}がんのクーポン券配布対象者を拡大すること。
- (2) 「がん対策推進基本計画（第四期）」において設定された精密検査受診率 90 パーセントの目標に向け、精密検査受診の重要性を国民へ普及啓発するとともに、区市町村に対し効果的な取組事例を紹介する等の支援や、要精検者の精検受診結果が区市町村に返送されるための仕組みを構築すること。
- (3) 職域におけるがん検診について、実施状況を把握するとともに、質の向上を図るため、検診受診から精密検査までの精度管理・事業評価ができるような仕組みを構築すること。
- (4) H P V 検査単独法による子宮頸^{けい}がん検診の効果を担保するため、区市町村等における H P V 陽性者の長期追跡を含む精度管理体制の構築に必要な支援を行うこと。
- (5) 乳がん検診の精度管理を維持するために、検診従事者に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。
- (6) 胃内視鏡検診の実施体制整備及び精度管理のため、検診従事者に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。
- (7) 科学的根拠に基づいたがん検診を推進するため、新たな検査方法に関する調査研究の充実を図り効果検証を進め、速やかに情報提供すること。

また、導入に当たっては、都や区市町村からの意見を聞き、区市町村にとって実効性のある実施方法を定めるとともに、確実に財政措置すること。

＜現状・課題＞

国は、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において、平成 29 年度から乳がん検診・子宮頸がん検診のクーポン配布対象を、初年度の受診対象者に限定した。国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「国指針」という。）では、検診間隔を定めているが、検診は定期的な受診が重要であることから、その後の受診を促進するため、初年度以外にも対象を拡大する必要がある。

国の「がん対策推進基本計画（第四期）」では、前期計画に引き続き、精密検査受診率 90 パーセントの目標値が設定されたところであるが、都は平成 30 年度から、区市町村における要精検者の精密検査受診結果の把握を推進し、精密検査受診率を向上させる目的から、都内における精密検査結果報告書の標準様式の作成等の取組を進めている。しかし、精検実施機関から区市町村に報告書が返送されないケースが多く、区市町村が要精検者の受診動向を把握できないため、効果的な受診勧奨・再勧奨につなげていない。

また、精密検査受診の重要性に関する国民の理解については十分とは言えず、精密検査の受診率を向上させるためには、国民の正しい理解を促すことが必要である。

職域におけるがん検診については、検診全体に占める割合が高いにもかかわらず、制度上の位置付けが明確でないため、実施状況の正確な把握や精度管理が十分でない。国は、「職域におけるがん検診に関するマニュアル」を作成し、研究班において実施状況の把握や精度管理について検討しているが、検診受診から精密検査までの結果把握が行われるような仕組みの構築は講じられていない。

子宮頸がん検診について、国は令和 6 年 2 月に、新たに H P V 検査単独法を追加するため国指針を改正したところであるが、従前の細胞診と比べて、検診対象年齢や検診間隔が異なるなどの複雑性があり、適切な受診勧奨等が行われなければ期待される効果が得られない。同検査を円滑に運用するには、区市町村等における H P V 陽性者の長期追跡を含む精度管理体制の構築のための支援が必要である。

乳がん検診については、国は令和 3 年 10 月に、集団検診において医師の立会いのないマンモグラフィを可能とするため国指針を改正したところであるが、乳がん検診の精度管理を維持するためには、マンモグラフィの従事者に対する技術の向上に加え、エックス線撮影時の安全性確保などに関する研修を実施する必要がある。

さらに、平成 28 年度から胃内視鏡検診従事者研修の補助事業が開始されたが、重篤な偶発症に適切に対応できる体制整備及び精度管理を図るためには、今後も継続的な研修の実施が必要である。

国は対策型検診として科学的根拠に基づいたがん検診を推進するため、乳がん検診における超音波検査など、新たな検査方法の導入に向けて、検査の実施手順や有効性評価などについて様々な調査研究を行ってきた。新たな検査を導入するに当たっては、区市町村が国指針に基づくがん検診を適切に実施していくため、区市町村が計画的に精度管理向上に向けた実施体制を整備できるよう支援するとともに、区市町村の取組に対する財政負担に配慮する必要がある。

＜具体的要求内容＞

- (1) 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」における乳がん検診・子宮頸がん検診のクーポン券の配布について、定期的な受診を促すため、国指針で定める検診間隔を踏まえた上で、配布対象者を拡大すること。
- (2) 「がん対策推進基本計画（第四期）」において設定された精密検査受診率90パーセントの目標達成に向け、精密検査受診の重要性を国民へ普及啓発するとともに、目標達成に向けた効果的な取組事例の紹介等の支援や、要精検者の精検結果報告書が区市町村に円滑に返送される仕組みを構築し、区市町村の結果把握の取組に対する支援を行うこと。
- (3) 職域におけるがん検診について、実施状況の正確な把握を行うとともに、企業や健康保険組合等が、従業員にとって受診しやすい環境整備や、区市町村が実施する対策型検診の課題や実施状況を参考に検診受診から精密検査までの結果把握が行えるような仕組みを構築すること。
- (4) H P V検査単独法による子宮頸がん検診については、その効果を担保するため、区市町村等におけるH P V陽性者の長期追跡を含む精度管理体制の構築に必要な技術的支援を行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- (5) 乳がん検診の精度管理を維持するため、マンモグラフィに携わる読影医師等に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。
- (6) 胃内視鏡検診の実施体制整備及び精度管理のため、今後も検診従事者に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。
- (7) 新たな検査の導入に向けた手順や有効性評価等について引き続き調査研究を進め、検証結果を速やかに提供すること。

また、これらの検査を国指針に新たに規定する場合、都や区市町村から意見を聞き、実効性のある実施方法を定めるとともに、区市町村に過度な負担が生じることのないよう、確実に財政措置を講じること。

(2) がん医療体制の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) がん診療連携拠点病院の指定について、都の取組や人口、がん患者数、患者の受療動向等の地域の実情を踏まえ、指定要件を満たしている病院は全て指定すること。また、放射線診断医や放射線治療医、病理医の配置については、非常勤の活用や、D Xを活用した遠隔診断・治療経過の共有など他院と連携する取組について認めるなど、指定要件の見直しを検討すること。

指定要件の見直しに当たっては、適切な財源措置等を行うこと。

- (2) 地域医療介護総合確保基金の対象となったがん診療施設の整備事業については、必要額を確実に措置すること。
- (3) がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業について、拠点病院等の取組実績を適切に評価すること。
- (4) がん治療連携計画策定料の算定要件の緩和を行うこと。
- (5) 緩和ケア病棟及び外来で提供されるリハビリテーションについて、診療報酬により評価すること。
- (6) 専門医や医療従事者の養成・確保策の拡充を図ること。
- (7) 拠点病院や地域における緩和ケアの充実に向けた更なる支援を行うこと。
- (8) 小児がん及びAYA世代のがん患者への診療提供体制を国において十分検討すること。
- (9) AYA世代の多様なニーズに応じた支援体制と、小児やAYA世代の患者に対し介護保険制度と同様の仕組みを整備すること。

- (10) 生殖機能温存等に係る費用の助成について、助成額の充実に
図るとともに、受精卵（^{はい}胚）等の凍結保存の更新料など、必要な
経費について対象とすること。
- (11) がん患者の就労支援について、関係機関、事業者等が患者支
援を行えるよう情報共有の仕組みづくり等を行うこと。また、
地域の実情に応じた都道府県の就労支援に対する財政措置を行
うとともに、医療機関における治療と仕事の両立支援の充実に
向け引き続き診療報酬の評価・検証を行うこと。
- (12) 治療に伴う外見の変化に対し、社会生活への影響が大きいこ
とから、医療用ウィッグやエピテーゼなどの購入費用等、アピ
アランスケアに対する支援を行うこと。
- (13) 国民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発を徹底する
こと。

<現状・課題>

都内では、現在、13 医療圏に 31 か所のがん診療連携拠点病院等が指定されて
いる。都は、他県に比べて人口やがん患者数が多く、また、他県からがん患者が
多数流入していることから、国が指定する拠点病院等だけでは、集学的治療の提
供体制が不足するため、国拠点病院と同等の機能を有する病院を独自に整備して
きた。都内にはまだ、指定要件を上回る診療実績を有する病院が多数あるが、国
は、複数の病院が指定されている圏域については、新たに指定する相当の理由が
なければ指定は難しいとしている。

また、近年、医師等の確保が困難な状況と言われている中で、がん診療連携拠
点病院等の指定要件である常勤の放射線診断医や放射線治療医、病理医の配置が
難しく、全国的にも課題になりつつある。

令和 4 年 8 月に改定されたがん診療連携拠点病院等の整備に関する指針では、
更なる診療体制の充実が求められるなど、病院の費用負担の増加も見込まれる。
これらに加え、働き方改革の動向を踏まえた医療従事者の確保に要する経費に対
して、診療報酬上の適切な評価も必要である。

国は、がん診療を行う病院の施設及び設備整備事業について、平成 27 年度以降
は地域医療介護総合確保基金の対象としたが、医療機関において良質かつ適切な
医療を安定的に提供できる体制を確保するためには、基金への移行後も、病院の
整備が計画的かつ継続的に行われる必要がある。

拠点病院等に対しては、相談支援センターの運営や緩和ケア研修会の開催に係

る費用を、国と都が2分の1ずつ補助している（がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業）。国は、平成24年度から、がん相談支援事業について、年間の相談件数に応じた一定の基準額を設けたため、多くの拠点病院では補助額が減少している。

がん診療連携計画策定料の算定要件は、入院中又は退院した日から起算して30日以内にがん患者の治療計画を作成し、患者に説明し文書により提供するとともに、退院時又は退院した日から起算して30日以内に連携医療機関に患者の診療情報を文書により提供した場合に限られ、退院後に入院していた病院に31日以上経過して外来を受診した患者や、外来のみでがんの診断・治療を行う患者に対しては算定できないものとなっており、がん診療に係る医療連携を幅広く進めていくためには、算定要件を緩和する必要がある。

がん診療連携拠点病院等においては、一般病棟の入院患者に対するリハビリテーションの提供はある程度行われているものの、緩和ケア病棟や外来においては診療報酬上で評価されないため、必ずしも十分な提供がなされていない。

これまで拠点病院等を中心に、緩和ケアチームや緩和ケア外来等の整備を進めてきたが、今後は、それらが連携して施設全体で緩和ケアの診療機能を発揮することが求められる。現在、都道府県拠点病院のみに設置が義務付けられている緩和ケアセンターの機能を、地域拠点病院にも拡充する必要がある。

平成29年12月に策定された「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」では、がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師に加え、これらの医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者が受講対象者とされており、医師以外の医療従事者についても基本的な緩和ケアに関する知識を習得する必要がある。

小児がんとAYA世代のがん医療や支援に当たっては、小児がん拠点病院と成人の拠点病院等との連携が必要である。

AYA世代のがん患者については、年代によって就学、就労、妊娠等の状況が異なり、個々の状況に応じた多様なニーズに対応できるような情報提供や支援体制の整備が求められている。

また、小児やAYA世代のがん患者は、介護保険の対象外であるため、在宅で療養する際に必要となる介護サービスを利用する費用は全額自己負担となり、ケアマネージャーのような支援する人材もいない。都は、令和6年度から、40歳未満のがん患者が介護サービスを利用する際の費用を助成する区市町村に対し、補助を開始した。

国は、令和3年度から生殖機能温存治療に係る費用の助成制度を開始したが、生殖機能温存治療後から妊娠のための治療を開始するまでの間の、受精卵（胚）等の凍結保存更新の費用が対象となっていない。また、都は助成上限額について、都内医療機関における治療費を参考に、国単価に上乗せしている。

がん患者の就労支援については、平成28年12月に改正がん対策基本法に位置付けられ、国及び地方公共団体は、がん患者の雇用継続等について必要な施策を実施することとされた。

国は、事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの作成や両立支援促進員の配置等に取り組んでいるが、がん患者への支援をより効果的に進

めるためには、関係機関及び事業者等が連携して患者の状況に応じた相談支援等を行うとともに、働きながら治療を受けられる医療提供体制の整備が必要である。令和2年度及び令和4年度の診療報酬改定では、「療養・就労両立支援指導料」の見直しが行われた。がん患者の治療と仕事の両立を支援していくためには、引き続き、診療報酬の評価・検証を行う必要がある。

治療による影響や疾患の部位によっては、外見の変化が生じ、社会生活に大きな影響がある。医療用ウィッグや人工乳房等により変化を最小限にとどめることで、社会参加が促進されると考えられるが、治療費の経済的負担が大きいことから、アピアランスケアに関する支援が必要である。

国は、がん教育を推進するとともに、国民に対しては、国立がんセンターのがん情報サービスによる情報提供など、がんに関する普及啓発を推進してきたが、がん患者や経験者が、安心して療養し、自分らしく生活を継続できるよう、国民のがんに関する理解を一層深めることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) がん診療連携拠点病院の指定については、人口、がん患者数、患者の受療動向等の地域ごとの実情を踏まえ、指定数を制限することなく、指定要件を満たす病院を全て指定すること。また、病院が放射線診断医や放射線治療医、病理医の確保に苦慮することがないように、非常勤の活用や、DXを活用した遠隔診断・治療経過の共有など他院と連携する取組について認めるなど、指定要件の見直しを検討すること。
指定要件の追加や働き方改革への取組等による病院の費用負担等を考慮し、適切な財源措置等を行うこと。
- (2) がん診療を行う医療機関が良質かつ適切な医療を安定的に提供できるよう、地域医療介護総合確保基金の対象となった施設設備の整備事業について、必要額を確実に措置すること。
- (3) がん診療連携拠点病院において相談支援センター機能の一層の強化が図られるよう、がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業（がん相談支援事業）について、単に相談件数だけで評価するのではなく、取組実績に見合った基準額を設定するなど、適切に評価する制度に見直すこと。
- (4) がん治療連携計画策定料の算定要件について、患者への説明・連携医療機関への情報提供等の要件を、退院した日から起算して30日以内に限定しないこと。また、入院治療だけでなく外来治療にも算定できるようにすること。
- (5) 入院・外来を問わず、ADLの維持・改善のため、患者が治療状況等に応じたがんのリハビリテーションを受けることができるよう、緩和ケア病棟及び外来においてがんのリハビリテーションを提供する場合も、診療報酬として適切に評価すること。
- (6) 拠点病院や地域の医療機関等における適切ながん医療の提供、及びAYA世代や高齢者等に応じたがん医療の提供ができるよう、専門の医療従事者の養成・確保策の一層の拡充を図ること。また、がん相談支援センター相談員の人材育成について、ニーズに応じた十分な研修機会を確保すること。

- (7) 地域拠点病院においても、緩和ケアセンターと同様の機能が確保されるよう支援すること。また、医師以外の医療従事者が基本的な緩和ケアの知識について習得できるよう、職種に応じた研修プログラムによる育成を行うこと。
- (8) 小児がん及びAYA世代のがん患者に適切ながん医療等が提供できるよう、小児がん拠点病院と成人の拠点病院等が連携し、これらの患者に長期的な支援が可能な体制の構築が図られるよう検討すること。
- (9) AYA世代の多様なニーズに応じた情報提供、包括的な相談支援・就労支援を実施できる体制を整備すること。また、小児やAYA世代の患者が介護保険制度と同様の支援が受けられる仕組みを構築すること。
- (10) 生殖機能温存等に係る費用の助成について、助成額の充実を図るとともに、生殖機能温存治療費だけでなく、温存治療後から妊娠のための治療を実施するまでの受精卵（胚）等の凍結保存更新料など、必要な経費についても対象とすること。
- (11) がん患者の就労支援をより効果的に行っていくため、国の就労支援機関やがん診療連携拠点病院のがん相談支援センター等の関係機関及び事業者等が連携して、患者の状況に応じた支援を行えるよう、情報共有の仕組みづくりや人材育成等を進めること。また、患者のニーズや地域の実情に応じた都道府県の就労支援の取組に対する財政措置を行うこと。さらに医療機関の治療と仕事の両立支援に向けた積極的な取組が進むよう、引き続き適切な診療報酬の評価・検証を行うこと。
- (12) 医療用ウィッグや人工乳房等のエピテーゼの購入費用など、アピアランスケアに対する支援を行うこと。
- (13) がん患者や経験者が、必要な支援を受けながら安心して生活し、活躍できるよう、国民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発を徹底すること。

(3) がん登録の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

全国がん登録を実施するに当たって、十分な財政措置を講じること。

また、がん登録に携わる人材の確保・育成、オンラインシステムの環境整備を行うとともに、精度向上の観点からの対策及び国民等へがん登録の普及啓発を行うこと。さらに、がん登録の利活用に向けた必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

がん登録は、がんの発生状況・がん医療の実態を把握し、がん対策の評価や企画を行う際の基礎資料となるものであり、がん対策の推進に当たって重要な役割

を担うため、高い精度が必要である。

平成 28 年 1 月にがん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）が施行され、全国がん登録の実施に当たって、都道府県が負担する審議会や医療機関向けの説明会に係る事務処理費用等一部の経費のみ国庫補助の対象となっている。今後、全国がん登録を着実に推進していくためには、財政措置の充実が必要である。

法が施行されたことに伴い、がん登録は全ての病院に義務付けられたが、中小病院においては、がん登録に携わる医師等専門職が十分に配置されていないなど、体制が整備されていない。がん登録には高い専門性と秘密保持が求められるため、人材の確保と育成に十分な配慮が必要である。

平成 29 年 4 月からがん登録オンラインシステムの運用が開始され、各医療機関は都道府県へオンラインシステムによりがん登録データの届出をすることとなっているが、システム導入には、専門的知識が必要となることやシステム改修経費を負担する必要があるため、都内におけるオンライン化率は 7 割程度となっている。より多くの医療機関がオンラインシステムを導入するためには、分かりやすい導入手順の案内や問合せ窓口の充実、システム改修経費の確保など、中小病院にも配慮した対策が必要である。

また、全国がん登録は、全国のがん情報を一つにまとめて管理することで、精度の高い、正確ながん情報を効率的に集め、公表することを目的として開始されたが、患者の同一人物判定に必要な情報を確実に収集する仕組みが構築されておらず、精度向上の観点から、法改正により被保険者番号の活用や住民基本台帳ネットワークシステムへの照会を可能とするなどの対策が必要である。

さらに、全国がん登録が開始されたことで、都道府県単位でなく全国規模のがん登録データベースが構築されてはいるが、国民、医療機関、自治体への周知が十分に図られておらず、その重要性、必要性、有用性、活用方法について理解が進んでいないため、より一層の周知活動が必要である。特に、がん登録は、区市町村が、がん検診の効果検証を行うに当たって有効な手段であるとされているが、活用した先行事例が少なく、取組が進んでいないため、今後、区市町村ががん登録を利活用して精度管理の向上が図れるような支援が必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 都道府県における全国がん登録の実施に必要な経費について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 医療機関における届出に必要な人員体制の整備に係る財政措置を講じること。
- また、がん登録従事者に対し、資質の向上を図るための研修を実施するなど、必要な措置を講じること。
- (3) 医療機関がオンラインシステムを導入するに当たっては、システム整備に係る技術的支援及び財政措置を講じること。
- (4) 全国がん登録情報の精度向上の観点から、法改正により患者の同一人物判定に必要な情報を確実に収集できるような仕組みを構築すること。
- (5) がん登録の必要性について、国民及び医療機関の理解と協力を得るための

積極的な普及啓発を行うこと。

- (6) 区市町村ががん登録情報を効果的に利活用し、がん検診の精度管理の向上が図れるよう、その活用方法や自治体における取組事例の紹介などの必要な支援を行うこと。

1 1 救急医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 救急医療の厳しい現状を踏まえ、迅速・適切な救急医療の確保に向け、更なる充実策を講じること。
- (2) 医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金及び医療施設運営費等補助金において、十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた補助制度とすること。

<現状・課題>

都の救急医療体制は、「突発不測の傷病者が、いつでも、どこでも、だれでも、症状に応じた適切な医療が受けられる」という理念の下に、初期、二次、三次の救急医療機関の体系的な整備を進めている。

しかし、少子高齢化の進展や都民意識の変化等から、求められる救急医療が高度化・多様化しており、救急医療を担う医師の負担は大きなものとなっている。このような中、現在、医師の働き方や労働法制に関する見直しが行われているが、医師の確保は救急医療においても大きな課題となっており、人材の確保難や救急医療の不採算性等による救急医療機関数の減少や救急医療体制の維持に支障を来すことが危惧される。

都は、平成 21 年から「救急医療の東京ルール」に基づき地域全体で救急患者を受け止める搬送体制を開始し、二次医療圏内において搬送先選定困難者の受入調整に中核的役割を担う東京都地域救急医療センターを 91 施設指定するとともに、圏域内で受入れが困難な場合に広域的に受入調整を行う救急患者受入コーディネーターを令和 2 年度から増員し、救急患者の迅速な受入体制を確保している。

こうした東京ルールによる運営形態は、平成 25 年度までは国庫補助対象であったが、平成 26 年度から国の補助事業の再編に伴い、補助要件や基準額等の変更が行われたため、補助対象外となっている。

平成 28 年 3 月に総務省消防庁及び厚生労働省から発出された国通知では、救急業務としての転院搬送の際には医療従事者を同乗させることや、緊急性の乏しい転院搬送については、医療機関が所有するいわゆる病院救急車や消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用することとしている。しかし、当該保険医療機関の入院患者を他の保険医療機関に搬送した場合、救急搬送診療料は算定できないため、医療機関の実情に応じた運用になっていない。

平成 28 年度診療報酬改定においては、「夜間休日救急搬送医学管理料」の評価が充実されるとともに平日夜間帯も新たに算定可能となったが、救急医療管理加算については、一部項目が減額された。また、令和 2 年度改定においてより多くの患者受入を評価する新たな評価区分が設けられ、令和 6 年度改定においても救急医療管理加算 2 の評価が見直されたが、医師の時間外労働規制の影響等を含めた救急医療の厳しい現状に対して十分なものとは言えない。

令和 6 年度診療報酬改定においては、地域で救急患者等を受け入れる病棟を新たに評価する地域包括医療病棟入院料や、初期診療後の救急患者の転院搬送を新たに評価する救急患者連携搬送料が設定されたところであるが、これらの仕組みが十分に機能を発揮されるようにしていく必要がある。

救命救急センター運営事業費補助については、救命救急センターの収支が赤字であっても、病院全体の収支が黒字の場合には補助基準額が 2 分の 1 とされ、その不採算性を病院に転嫁する仕組みとなっている。また、現行の充実段階評価において、24 時間重症・重篤な救急患者を受け入れる体制の確保や、積極的な患者受入を強く求められている一方で、医師の働き方改革が進む中、病院側は人員体制の充実等が必要となるが、現行の診療報酬はこうした実情を十分に反映したものとなっていない。

さらに、都は、東京消防庁のヘリコプターに救急医療用の医療機器等を搭載し、医師が搭乗する東京型ドクターヘリを運用し、令和 4 年 3 月からはドクターヘリの運航を行っている。遠距離運航や夜間飛行が可能な東京型ドクターヘリと機動力が高いドクターヘリを併用することにより、都の救急医療体制の機能強化に取り組んでいるところであるが、国は都道府県又は都道府県知事等の要請を受けた基地病院が運航会社との委託契約によりドクターヘリを配備する場合にドクターヘリ導入促進事業の補助対象としているが、東京型ドクターヘリを補助対象にしていない。

高齢化の進行などにより、令和 6 年の救急搬送件数は 79 万件を超え過去最多を更新した。その中で、救急搬送の半数を占める高齢者については、入院期間が長期化するなどの懸念から医療機関が受入れをちゅうちょすることもある。救急医療の現場では、高齢者の救急患者の受け入れや、新型コロナウイルス感染症などの院内の感染防止対策などの対応に手間を要し、救急患者の搬送先の選定が困難となる事案も増加している。

また、救急患者の中には、保険証がないなどの様々な理由により、医療費を未払いのまま医療機関を去るケースもあり、それに伴って発生する未収金が救急医療機関の経営を圧迫する一因ともなっている。

今後とも、迅速・適切な救急医療を確保するため、診療報酬の改善や医師確保対策の推進、補助の充実などの国の取組を更に進めていく必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 救急医療体制の確保については、救急医療の厳しい現状を十分に考慮するとともに、医師の働き方改革の動向等を踏まえ、勤務環境や診療報酬の改善などを図ること。
- (2) 医師の働き方改革により時間外労働規制の上限規制が適用されることを踏

まえ、人員体制充実の必要性や救急医療分野の業務実態を十分に把握し、救命救急センターや二次救急医療機関の安定的な運営が図られるよう、診療報酬について検証を行い、実態に即したものとすること。

- (3) 救命救急センターの充実段階評価について、救命救急部門の運営実態をより踏まえたものとするため、精査を行った上で十分な評価を行うとともに、救命救急センター運営費については、病院全体の収支にかかわらず、必要な経費を確実に補助すること。
- (4) 救急医療の整備については、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金において、十分な財源を確保すること。
- (5) 「救急医療の東京ルール」など地域の実情に応じた取組が「メディカルコントロール体制強化事業」及び「搬送先困難事例受入医療機関支援事業」の補助対象となるよう要件を早急に見直すとともに、大都市における救急搬送の実態等を踏まえ、補助基準額の設定等を見直すこと。
- (6) 真に急を要する救急患者に的確に対応できるよう、救急医療の適切な受診について国民の理解促進に積極的に取り組むこと。
- (7) 転院搬送について、医療機関の実情を踏まえた取組が進むよう、診療報酬の充実を図ること。また、新たに設けられた地域包括医療病棟入院料や救急患者連携搬送料の仕組みが機能を発揮し、救急医療体制の充実に資するよう、地域や医療機関の実情を踏まえながら、診療報酬の評価・検証を行うこと。
- (8) 「救急医療管理加算 2」については、その加算による効果が医療機関において十分に発揮されるよう評価・検証を行うこと。
- (9) 地方自治体がそれぞれの医療体制の現状や資源を生かしながら、ヘリコプターを用いた救急医療体制の確保が進められるよう、ドクターヘリ導入促進事業の対象をヘリ運航会社との委託契約に限るとする運営方針を見直し、東京型ドクターヘリを補助対象に拡大すること。
- (10) これまでの新型コロナウイルス感染症などの流行への対応や、高齢化の進行を踏まえ救急医療機関の患者受入れが円滑に行えるよう救急外来への看護補助者等の配置による体制強化について診療報酬で評価するなど、救急医療体制の維持・確保に向けた支援策を講じること。
- (11) 医療機関が救急患者等の受入れに伴って発生する未収金などによる不利益を被らないよう、国の責任において補助制度を創設すること。

1 2 周産期医療体制の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 周産期母子医療センターに対するNICU及びMFICU運営費に係る補助基準単価について、十分な財源措置を講じること。また、NICU入院児の重症度等を勘案し、補助制度の拡充を図ること。
- (2) 周産期母子医療センター等で働く医師等の確保を含め、安定的な運営を図れるよう、財源措置を講じること。
- (3) NICU等長期入院児の在宅移行に向けた施策について、財政支援を図ること。
- (4) 将来の新興感染症等の発生に備え、安全安心な周産期医療体制を確保するための必要な措置を講じるとともに、院内感染防止対策等に取り組む周産期医療機関に対し、財政支援の拡充を図ること。
- (5) NICU入院児等が必要な時にドナーミルクを利用できるよう、財政支援等必要な措置を講じること。

<現状・課題>

周産期母子医療センターは、24 時間体制で、緊急帝王切開術や超低出生体重児等、周産期救急医療体制の確保が求められているにもかかわらず、十分な診療報酬となっていないため、各医療機関において不採算部門となっている。また、在胎期間や出生体重、児の疾患状況・外科的対応の有無等により、NICU入院児の受入状況は医療機関によって差が生じているが、これまで、入院児の重症度や対応困難度、病床利用率等は評価されていなかった。令和6年度診療報酬改定においては、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料が新設され、高度な医療を要する重症新生児に対する手厚い看護体制について一定の評価がなされることとなったものの、いまだ入院児の重症度等への評価は十分とは言えない状況にある。

周産期母子医療センターにおける医師等の確保という面では、実際に現場で働く医師等への処遇改善には、いまだ十分とは言えず、特に新生児を専門とする医師は1施設当たり常勤医が平均6名しかおらず、今後の医師の働き方改革等を踏

まえると、勤務環境や医師の確保が更に厳しい状況にある。

また、都はNICUの整備を進めてきたが、医療ニーズや療育支援の必要性が高い児への医療・保健・福祉サービスが地域に不足しているなどの理由により、集中治療を脱した後も円滑に退院できない状況が、NICUの満床状態を解消できない要因の一つとなっている。

平成 30 年度診療報酬改定において、小児在宅医療に関する一定の評価がなされたものの、在宅療養等へ円滑に移行するためには、NICU入院児支援コーディネーターの配置や、地域において円滑に在宅生活を送れるような在宅移行支援病床やレスパイト病床の確保、地域小児科医及び訪問看護師の拡充など、引き続き環境整備を図ることにより、円滑な退院に向けた更なる支援を行う必要がある。

さらに、平成 28 年 6 月の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）改正、令和 3 年 9 月の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）の施行により医療的ケア児の支援に関する保健・医療・福祉等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下での切れ目ない支援を行うこととされた。医療依存度の高いNICU等入院児の在宅療養への移行を更に進めるためには、入院中から退院後の生活を支援する多職種の関わりが重要である。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、国は新型コロナウイルス感染症に罹患又は疑いのある妊産婦^{じよく}を受け入れる医療機関に対する支援を行ってきたが、他の新興・再興感染症発生時においても、都民が地域で安心して子供を産み育てられるよう、これまでの知見を踏まえ、相談・往診体制の構築や産科かかりつけ医と周産期医療機関、その他医療機関との医療連携体制の確保に向けた必要な措置を講じるとともに、妊産婦を受け入れる医療機関における院内感染防止対策への支援が必要である。

ドナーミルクは、WHOの勧告や日本小児科学会の提言において、母親の母乳が得られない場合に低出生体重児に対する活用が推奨されているにもかかわらず、使用料が医療機関の負担となっているなどの理由により、医療機関において活用が進んでいない。さらに、ドナー登録を行う医療機関の検査や事務作業に対する支援はなく、登録医療機関の確保が難しい状況にある。こうした状況を踏まえ、都は、NICU入院児等がドナーミルクを利用できるよう今年度から医療機関への支援を開始したが、本来は、診療報酬制度の改善や必要な財源措置を講じるなど、国が対応すべきものである。

<具体的要求内容>

- (1) 周産期母子医療センターの実態等を踏まえ、NICU及びMFICU運営費の補助基準額の設定等を見直すこと。また、NICU入院児の重症度や対応困難度を評価する仕組みの更なる充実を図ること。
- (2) 周産期母子医療センター等で働く産科医や新生児科医等を確保するため、診療報酬の改善などの更なる充実策を講じるとともに、分娩手当や新生児科医に対する手当の補助等、地域医療介護総合確保基金の対象となった事業については必要額を確実に措置すること。
- (3) NICU入院児支援コーディネーターの配置促進や、在宅移行支援病床・レスパイト病床の確保、訪問看護ステーションの拡充など、円滑な退院や在

宅生活を支援する仕組みを充実させるとともに、必要な財源措置を講じること。

- (4) N I C U等退院児の地域における在宅療養の充実を図るため、入院中からの支援や訪問看護等に対する診療報酬を更に充実させること。
- (5) 新興・再興感染症発生時において、都民が身近な地域で子供を安心して産み育てられるよう、相談・往診体制や医療連携体制の確保に向けた必要な措置を講じること。また、院内感染防止対策に取り組む周産期医療機関に対する財政支援の拡充を図ること。
- (6) ドナーミルクの使用やドナーの登録ができる施設を一層確保するため、診療報酬制度の改善や必要な財源措置を講じること。

1 3 小児救急医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 小児救急医療体制を確保するため、医師確保策を緊急に講じるとともに、小児救急医療に係る診療報酬の改善等に引き続き努めること。
- (2) 小児救急医療対策に係る医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金の一層の充実に努めるとともに、補助対象を拡充・改善すること。
- (3) 災害時の小児周産期医療体制の確保に向けた支援策を講じること。

<現状・課題>

令和4年度診療報酬改定において、小児救急医療に係る改定が一部なされたが、不採算性の解消のためには、引き続き診療報酬の改善を図られる必要がある。

重篤な小児の救命救急医療及び集中治療については、小児救命救急センターに対する運営費補助による支援や診療報酬による評価がなされているが、実質的には多額の持ち出しとなっている。小児救命救急センターは、小児救急患者を24時間体制で受け入れるなど高度医療の役割を担っていることから、体制整備のため、実情を踏まえた適正な補助を行う必要がある。

限りある医療資源を有効に活用するには、医療機関が連携を強化し、効果的・効率的に医療を提供できる体制づくりが必要である。中でも、小児集中治療室のある医療機関で、全身状態が安定した後も引き続き医療機器（人工呼吸器等）や医療ケアが必要な患者について、令和4年度の診療報酬改定で小児在宅医療に係る評価はなされたが、在宅移行に向けた取組を更に支援する必要がある。

さらに、医療提供体制施設整備交付金や医療提供体制推進事業費補助金について、地域の実情に合った小児救急医療体制の整備を進めるためには、現行制度をより柔軟に活用できるよう、補助対象の拡充等が図られる必要がある。

国は、平成 28 年度から災害時小児周産期リエゾン研修を実施し、平成 31 年 2 月に「災害時小児周産期リエゾン活動要領」を策定した。都もこれを受けて独自のリエゾン養成研修を実施し、令和 3 年度からは「東京都災害時小児周産期リエゾン」及び「地域災害時小児周産期リエゾン」の運用を開始し、有事に備え、平時から関係機関との連携を図っている。こうした災害時の小児周産期医療体制の構築に向けた取組を地方自治体が進めるに当たっては、制度設計を行い全国的な体制整備を推進する立場にある国の責任において、技術的・財政的な支援が図られる必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 小児救急医療の厳しい現状を踏まえ、引き続き小児救急医療を担う人材の確保や、医師の働き方改革に伴う人員体制充実が必要であるため、小児救急医療に係る診療報酬を抜本的に見直すこと。また、都の行う小児科医師の確保・育成策について恒常的な支援を行うとともに、小児集中治療室の医療従事者に対する研修等、地域医療介護総合確保基金の対象となった事業については必要額を確実に措置すること。
- (2) 初期、二次及び三次の医療機関が連携を強化し、効果的・効率的に医療を提供できる体制づくりなどに対して、実効性のある支援策を講じること。また、急性期の治療を終え、状態の安定した患者の転・退院支援や在宅療養中に病状が変化した患者の入院、療養患者を支える家族の一時支援等に必要な体制整備を進めるため、人材育成・確保に係る補助事業や在宅移行支援に関する診療報酬の更なる充実を図ること。
- (3) 小児救急医療対策に係る医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金の一層の充実に努めるとともに、地域の実情に見合った実効性のあるものとするため、補助対象を拡充・改善すること。
- (4) 災害時小児周産期医療体制の整備に向けた取組に対する支援策を講じること。
 - ① 災害時小児周産期リエゾンの安定的な確保に向け、養成のために自治体を実施する研修への財政的支援を講じること。
 - ② 有事の際、災害時小児周産期リエゾンが円滑に活動できるよう、訓練や通信環境等の充実に向け必要な財政的支援策を講じること。

1 4 医療機関経営安定化対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

医療提供体制施設整備交付金について、財源を確保するとともに、更なる充実を図ること。

<現状・課題>

コロナ禍以降、患者数や病床利用率が減少していることに加え、急激な物価高騰や人件費の増により、全国的に医療機関の経営は厳しさを増している。

特に都は地方と比較して、人件費等のコストが高く、医療機関の施設整備補助制度について、大都市の地域特性に合わせた配慮が十分になされていない。

医療提供体制施設整備交付金は、都における医療機能の整備・充実に推進する上で、必要不可欠なものであるが、施設整備事業に係る算定基準は、大都市の地域特性が十分に反映されたものとなっていない。

加えて、国は平成 23 年度以降、医療提供体制施設整備交付金予算を大幅に減額しており、また、平成 26 年度からは、交付金事業の一部が地域医療介護総合確保基金の対象となっているが、医療提供体制施設整備交付金の予算額の減額は、医療機関の機能強化や耐震化整備に支障を来しかねない。

さらに、国は「令和 6 年度医療施設等経営強化緊急支援事業」のうちの「施設整備促進支援事業」で、医療提供体制施設整備交付金等の国庫補助事業の交付対象となる工事について、建築資材高騰分の給付金を支給する事業を実施しているが、令和 6 年度に契約した工事のみが対象となっている。

<具体的要求内容>

医療機関の健全な経営を確保し、狭あい・過密な大都市において患者の療養環境及び職員の執務環境の改善を図るとともに、災害対策を一層促進するため、医療提供体制施設整備交付金の財源を確保し、地域特性に配慮した算定基準とするなど更なる充実に図ること。

1 5 院内感染防止対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 医療機関における院内感染防止対策を推進するため、診療報酬における評価の充実に図ること。
- (2) 院内感染対策に係る医療機関の支援のため、地域における病院間の相互支援体制の構築に向けた施策の充実に図ること。

<現状・課題>

「感染対策向上加算 3」は、入院初日のみならず入院期間が 90 日を超えるごとに算定できることとなっているが、「感染対策向上加算 2」は、入院初日のみの算定とされている。東京都において、「感染対策向上加算 2」を算定している病院の約 3 割は療養病床を有する病院であり、依然として、入院が長期となる慢性患者への対応の評価が低くなっている。

コロナ禍においては、多くの医療機関で院内感染が発生し、当該医療機関では入院・外来診療が一時休止するなど、地域の医療提供体制に影響を及ぼす事態も生じた。院内感染発生時には早期収束を図ることはもとより、発生防止のための

平時からの体制整備が重要である。院内感染対策事業における「院内感染地域支援ネットワーク事業」においては、医療機関の感染防止対策の支援のために、日常的に相談できる専門家の相談窓口設置のほか、ネットワーク構築や相互支援体制の構築のための取組（研修・情報交換等の実施）が補助対象とされている。しかし、地域の実情に応じた医療機関の感染防止対策をきめ細かく推進するためには、都道府県のみならず二次保健医療圏や保健所単位ごとなどでネットワークを構築していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 「感染対策向上加算 2」について、入院初日のみとされている算定要件を改め、入院期間が比較的長期となる慢性期患者に対応する医療機関に対して配慮するなど、実情を考慮した評価とすること。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の院内感染拡大の教訓を踏まえ、今後の新興・再興感染症の発生に備えて、院内感染が発生すると急速に拡大するリスクが高い精神科病床や、重症化リスクの高い高齢の入院患者の割合が高い療養病床を有する病院等、院内感染防止対策の強化が必要な医療機関に対する人材育成や標準予防策の徹底等の取組への支援を図ること。
- また、「院内感染地域支援ネットワーク事業」においては、地域の実情に応じた院内感染防止対策を実施できるよう制度の拡充を図ること。

1 6 被爆者援護法に基づく医療費助成における D X の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 被爆者援護法に定める一般疾病医療費において、全ての医療機関で現物給付による助成が受けられるようにするとともに、医療 D X の推進に向け速やかに取り組むこと。

<現状・課題>

一般疾病医療費の助成においては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号。以下「被爆者援護法」という。）第 18 条第 3 項により被爆者一般疾病指定医療機関において現物給付を行っている。しかし、指定を受けていない医療機関で受診した場合には、被爆者が窓口で一旦医療費を支払い、後日、都道府県に償還払の申請をする必要があり、本人の負担が大きく、同時に都道府県の事務負担となっている。

現在国は、医療 D X を推進しており、規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）では、公費負担医療制度等に関する審査支払業務について、一時的な患者等の窓口負担をなくすとともに、地方公共団体や医療機関等の関係者の事務負担を軽減する方向で検討し、必要な措置を講ずる、としている。

こうした状況を踏まえ、法改正により被爆者一般疾病医療機関の指定制度を廃止し、全ての医療機関において現物給付による公費助成が受けられるように速やかに取り組む必要がある。

また、東京都独自の制度である被爆者の子に対する医療費助成においては、令和6年度に自治体と医療機関等をつなぐ情報連携システム（以下「PMH」という。）構築の先行実施に取り組んだところであるが、被爆者に対するPMHの構築をはじめ、被爆者援護法に関連した医療DXの取組については、国から、具体的な進め方や整備スケジュール等は示されていない。

<具体的要求内容>

- （１）被爆者援護法に定める一般疾病医療費の助成において、法改正により、被爆者一般疾病医療機関の指定制度を改め、全ての保険医療機関において現物給付による助成が受けられるようにすること。
- （２）医療DXの取組においては、マイナンバーカードを被爆者健康手帳（医療券）として利用するためのPMHの構築を早期に実現すること。なお、PMH構築のためのシステム改修等の必要経費は、国が全額負担すること。

（２）柔道整復師（以下「柔整」という。）並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師（以下これらを「あはき」という。）による施術に係る各種健康保険適用分の審査支払事務についてもDXに取り組むこと。

<現状・課題>

柔整及びあはきによる施術のうち各種健康保険適用分に関しては、国の公費負担としている。

その支払については、施術所等が医療保険者に紙で提出した療養費支給申請書等の写しを、同様に紙で都に提出させることで申請を受け付け、審査支払している。

そのため施術所等は、医療保険者及び都に紙の書類で申請する必要があるため、事務負担が大きく、また審査支払をする都の事務処理負担も大きい。

現在国は、医療DX推進の一環として、公費負担医療制度等に関する審査支払業務について、地方公共団体や医療機関等の関係者の事務負担を軽減する仕組みづくりを行っている。その方針を鑑みれば、被爆者援護における柔整及びあはきによる施術に係る療養費請求事務においてもDXを進める必要があるが、その全体像や整備スケジュール等について国から示されていない。

<具体的要求内容>

- （１）柔整及びあはきの療養費請求に関し、支給申請書を紙申請から原則、電子申請とする等、保険医療機関等における診療報酬請求のオンライン化と同等のDXを進めること。
- （２）現在国が推進している公費負担医療制度等のPMH構築について、医療機関・薬局と同様に柔整及びあはきにおいても取り組むこと。

1 7 難病対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

(1) 指定難病要支援者証明事業(「登録者証」の発行)においては、関係団体及び都道府県等の意見を十分に踏まえ、患者が証明を受ける際に臨床調査個人票を提供することで、登録者証の活用場面を拡大するなど、証明を受けることによる効果をより実感できるようにするとともに、新たな医薬品等の開発や診療ガイドラインの策定・改定につなげるなど、医療の質の向上につながるよう、事業の充実を図ること。

(2) 指定難病の選定に当たっては、公平性の観点から、難治性疾患克服研究事業の対象疾病だけでなく、幅広く希少難治性疾患を検討範囲に含め、難病の要件を満たすものについては指定難病とすること。

また、指定難病患者申出制度について、指定難病検討委員会の場で十分に検討を重ねた上で、医療機関の負担が過大なものにならないよう制度設計するとともに、詳細を早急に明らかにすること。

(3) 医療費助成制度の対象に関して、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病や患者へ提供される医療の範囲を明確にすること。

また、診断基準における検査等は、保険収載されているものに限ること。

(4) 医療DXの取組においては、マイナンバーカードを受給者証として利用するための医療機関・自治体との情報連携基盤(PMH)の構築ほか、自己負担上限額管理や患者オンライン申請、認定審査に至るまでの手続のデジタル化を早期に実現すること。

- (5) 新たな指定難病患者データベース（診断書のオンライン登録）については、都道府県等の負担を軽減するとともに、国が全額費用負担すること。
- (6) 難病相談・支援センター事業をはじめとした各難病事業について、事業の充実に取り組む都道府県等に超過負担が生じないよう、患者数等を適切に反映した財政措置を講じること。

<現状・課題>

令和4年12月に改正された難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）において、各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るために、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）による「登録者証」の発行等が規定されたところであるが、登録者証の活用範囲は、区市町村への障害福祉サービスの申請、ハローワークの難病患者就職サポーターによる就労支援申請に限られている。

また、登録者証では、病名が分からないため、患者が希望する支援等の種類によっては別途診断書の提出が必要になる場合がある。このため、患者が登録者証発行のメリットを実感し、軽症者も含めたデータ登録が推進されるよう、仕組みの改善や事業の充実に必要がある。

さらに、登録者証情報は区市町村やハローワークにおいて、マイナンバーを活用した情報連携により取得され、指定難病の患者であることを確認するとしているが、その運用方法がいまだ示されておらず、事業施行後の運用が懸念される。現在、難病法に基づく医療費助成制度では348疾病が助成の対象となっており、国の指定難病検討委員会では、これまでの議論で追加の検討の俎上に上がらなかった疾病や、検討の結果、指定難病の要件を満たさないとされた疾病について、必要な情報が得られた段階で、改めて指定難病の検討を行うこととしている。これまでの指定難病の検討範囲は、難治性疾患克服研究事業において研究されてきた疾病及び小児慢性特定疾病の対象疾病に限定されていたが、より幅広い検討が必要である。

また、新たに検討されている「患者からの申出等を起点とした指定難病に係る検討（指定難病患者申出制度）」については、難病診療連携拠点病院が窓口となり、難病診療連携コーディネーターが関与する仕組みが示されているものの、医療機関の業務負担がどの程度増えるのか等、現時点で詳細が明らかになっていない。

難病医療費助成制度では、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療を助成対象としているが、具体的な医療の範囲が明確になっていない。

加えて、指定難病の診断基準に、保険収載されていない検査等が必須となって

いるものもあり、申請の妨げとなっている。

規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）では、「法律に実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格確認を可能とする」ため「所要のシステム構築その他環境整備を実施」することとしており、また、令和 5 年度から、難病等の公費負担医療や地方単独の医療費助成制度では、マイナンバーカードを受給者証として利用するための、医療機関・自治体との情報連携基盤（PMH）を構築するための試行版の開発と実証事業が実施されており、都も令和 6 年度の先行事業に参加している。

一方、難病医療費助成制度における、これまでの紙の書類を用いた自己負担上限額管理や申請の仕組みを改善するための、オンライン化、認定審査までの一連の手のデジタル化のスケジュール等は示されていない。

平成 29 年度から運用が開始された難病データベースは、都道府県等が診断書に審査結果等を書き込んだ後に複合機等で読取り、PDF ファイル（DVD）で国に提出し、国がその情報を入力している。令和 7 年 1 月末現在、113,478 人の指定難病患者が居住する都においては、これらの事務が大きな負担となっている。

令和 6 年 4 月から新たな難病データベース（診断書のオンライン登録）が運用開始し、指定医が診断書をオンライン登録することが可能となったが、指定医がオンライン登録を行わなかった場合は、引き続き都道府県等において複合機で読取り等の作業が必要となる。また、指定医がオンライン登録した場合も、指定医は紙の診断書を出力して患者に交付し、患者はそれを添付して都道府県等に医療費助成の申請をするため、都道府県等の認定審査業務における事務負担の軽減は不十分である。

加えて、指定医が新たな難病データベースにアクセスするための ID・パスワード発行業務は、指定医が都道府県等に発行を申請し、都道府県等が新たな DB に指定医を登録して、ID・パスワードの発行を受け、指定医に通知するフローになっている。指定医が新たな難病データベースにアクセスするためのソフト等が保存された DVD については、新たな難病データベース運用事業者から都道府県等を経由して指定医へ送付するとしており、効率が悪い上に都道府県等に大きな負担となる。

なお、難病データベースは、難病法において国の責務に位置付けられている難病に関する調査及び研究の一環として構築されるものであるにもかかわらず、本業務は補助率 2 分の 1 の補助事業とされている。

難病患者の療養生活の環境整備に係る事業のうち、難病相談・支援センター事業など一部の事業は、療養生活環境整備事業として法定化されているが、難病患者の支援事業を確実に展開していくためには、財政的担保が不可欠である。現在、要綱に基づき実施している在宅難病患者一時入院事業などについても、利用者ニーズに応えるためには、患者数等を適切に反映させた国による一層の財政支援が必要である。

< 具体的要求内容 >

（１）指定難病要支援者証明事業（「登録者証」の発行）においては、関係団体

及び都道府県等の意見を十分に踏まえ、患者が証明を受ける際に臨床調査個人票を提供することで、登録者証の活用場面を拡大するなど、証明を受けることによる効果をより実感できるようにするとともに、新たな医薬品等の開発や診療ガイドラインの策定・改定につなげるなど、医療の質の向上につながるよう、事業の充実を図ること。

- (2) 指定難病の選定に当たっては、公平性の観点から、これまでの難治性疾患克服研究事業の対象疾病に限定することなく、希少難治性疾患のうち、他の研究事業の対象となっている疾病等についても幅広く検討の範囲に含め、難病の要件を満たすものについては、指定難病とすること。

また、指定難病患者申出制度について、指定難病検討委員会の中で十分に検討を重ねた上で、医療機関の負担が過大なものにならないよう制度設計するとともに、詳細を早急に明らかにすること。

- (3) 医療費助成制度の対象に関して、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病や患者へ提供される医療の範囲を明確にすること。

また、診断基準における検査等は、保険収載されているものに限ること。

- (4) 医療DXの取組においては、マイナンバーカードを受給者証として利用するための、医療機関・自治体との情報連携基盤（PMH）の構築のほか、自己負担上限額管理や患者オンライン申請、認定審査に至るまでの手続のデジタル化を早期に実現すること。

また、取組を進めるに当たっては、利用者や医療機関における混乱を招いたり、自治体に過重な負担とならないよう、具体的な進め方やスケジュール等を速やかに示すこと。

- (5) 新たな難病データベース（診断書のオンライン登録）については、都道府県等の負担を軽減するとともに、国が全額費用負担すること。

- (6) 難病相談・支援センターの機能強化をはじめ、療養生活環境整備事業及び難病特別対策推進事業において、難病患者の支援の一層の充実が図られるよう、患者数等を適切に反映させた十分な財政措置を講じること。

参 考

(1) 難病医療費助成国庫補助金及び負担金の交付状況

特定疾患治療研究費国庫補助金の交付状況（東京都）

（単位：千円）

	交付申請額	補助額	交付率
平成24年度	5,698,708	3,203,186	56.2%
平成25年度	6,164,721	4,051,396	65.7%
平成26年度	6,008,340	4,447,882	74.0%
平成27年度	52,260	50,779	97.2%
平成28年度	58,138	57,587	99.1%
平成29年度	43,757	43,459	99.3%
平成30年度	42,839	42,839	100.0%
令和元年度	41,062	36,977	90.1%
令和2年度	44,698	40,694	91.0%
令和3年度	41,056	40,571	98.8%
令和4年度	49,018	46,446	94.8%
令和5年度	46,059	43,982	95.5%

※スモン患者への施術費用（補助率10/10）を含む。

難病医療費等国庫負担金の交付状況（東京都）

（単位：円）

	対象経費	負担金額
平成28年度	14,135,207,156	7,067,603,578
平成29年度	17,237,141,390	8,618,570,695
平成30年度	17,972,772,912	8,986,386,456
令和元年度	18,459,018,642	9,229,509,321
令和2年度	19,364,299,721	9,682,149,860
令和3年度	20,701,267,502	10,350,633,751
令和4年度	22,061,641,902	11,030,820,951
令和5年度	24,618,626,101	12,309,313,050

(2) 在宅難病患者一時入院事業

(令和7年4月1日現在)

委託病院名
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立駒込病院
社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院
日本赤十字社東京都支部 大森赤十字病院
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター病院
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立大塚病院
順天堂大学医学部附属 順天堂東京江東高齢者医療センター
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立墨東病院
市立青梅総合医療センター
稲城市立病院
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立神経病院
医療法人社団松和会 池上総合病院
地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター
医療法人社団東光会 西東京中央総合病院

(3) 難病相談・支援センター事業に係る国庫補助基準額の推移

(単位：円)

	都予算額	国基準額	不足額
平成29年度	40,499,000	30,815,000	9,684,000
平成30年度	41,837,000	31,232,000	10,605,000
令和元年度	42,091,000	31,397,000	10,694,000
令和2年度	47,846,000	30,866,000	16,980,000
令和3年度	46,066,000	30,942,000	15,124,000
令和4年度	45,646,000	37,627,200	8,018,800
令和5年度	46,111,000	37,627,200	8,483,800
令和6年度	46,304,000	37,627,200	8,676,800

※補助率は1/2

1 8 受動喫煙対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

(1) 改正健康増進法の趣旨や規制内容等について、制度の実効性が担保されるよう、引き続き、国の責任において広く周知を行うこと。

また、喫煙目的施設の要件とされている営業目的等の定義等を明確化するとともに、疑義照会へ速やかに回答すること。

(2) 地方自治体が、地域の実情を踏まえた独自の対策を講じることができるよう、必要な財政的支援を行うこと。

(3) 改正法の施行後5年を経過した場合の施行の状況に係る検討に当たっては、地方自治体の意見も踏まえるとともに、検討結果に基づく措置については、早期に情報提供を行うこと。

<現状・課題>

令和2年4月に改正健康増進法(平成14年法律第103号)が全面施行されて以降、飲食を主目的とする居酒屋等が、喫煙場所の提供を主たる目的とする「喫煙目的施設」を標ぼうする例が多数発生し、都や保健所等への情報提供や苦情が増加している。

都は国に対し、繰り返し、政令において喫煙目的施設の要件とされている営業目的等の定義やその判断・指導基準等について明確化することを求めるとともに、関連する疑義照会を行っているが、その明確化がなされず、現場は苦慮している。喫煙目的施設の要件は、法の規定の根幹を成す部分であり、保健所設置区市からもその定義等は国が判断を示すべき、との意見が寄せられている。同法の全面施行により屋内は原則禁煙となったが、屋内か屋外かの基準が曖昧であり、屋内と思われる場所への喫煙器具の設置など違反が疑われる事例も散見される。

本制度を実効性のあるものとするため、居酒屋等の一般的な飲食店での標ぼうが広がることにより、制度趣旨を損ないかねない喫煙目的施設について、要件とされている営業目的等の定義等の明確化が必須である。

また、疑義照会への回答への迅速な対応、制度開始前から更新されていないQ&Aの整備など、全国統一的に適切な対応ができるよう、引き続き、国の技術的支援が必要である。

加えて、たばこ事業法(昭和59年法律第68号)を管轄する財務省などとも連携し、各制度の整合を図りながら、住民や事業者、関係団体等に対して、法の趣

旨や規制内容等を引き続き広く周知し、理解促進を図る必要がある。

さらに、違反件数・要指導件数や地域の実情を踏まえ、保健所設置区市が対応可能な体制を整えるために財政措置を含め支援の充実が必要である。

令和7年4月に改正法施行から5年が経過し、改正法の附則に基づく施行状況の検討や、その結果を踏まえた措置が講じられることとなっており、地方自治体の意見を踏まえた検討を求める必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 事業者への指導等の実務を担う地方自治体が適切に対応できるよう、制度における各規定、特に政令において喫煙目的施設の要件とされている営業目的等の定義やその判断・指導基準等、屋内・屋外の区分について、実態を踏まえて明確化するとともに、自治体からの疑義照会等への迅速な対応を行うこと。

また、改正健康増進法の施行に関する自治体や事業者等に向けたQ&Aの更新など、技術的支援を行うこと。さらに、制度の実効性を担保するため、引き続き、法の趣旨や規制内容等について、省庁間の連携を図りながら、国の責任において広く周知を行うこと。

- (2) 地方自治体が、必要な人員体制を確保するとともに、地域の実情を踏まえた独自の対策を講じることができるよう、財政的支援を強化すること。
- (3) 法の附則に基づく検討においては、喫煙目的施設についても取り上げるなど、地方自治体の意見や地域の実情も踏まえるとともに、検討結果に基づく措置については、自治体の受動喫煙対策の取組等に影響が出る可能性があることから、早期に情報提供を行うこと。

1 0 医療DXの推進

1 患者中心の医療・医療機関のデジタル環境の整備推進【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 保健医療局)

- (1) 質の高い効率的な医療の実現のため、電子カルテシステムの導入や医療機関におけるデジタル環境の整備が図れるよう、医療情報化支援基金や診療報酬制度を活用した支援策を早急に構築するとともに十分な財源を確保すること。また、現在開発している標準型電子カルテについて、医療機関が導入しやすく利便性の高いシステムを早期に構築し、運用開始を図ること。
- (2) 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの構築に当たっては、既存の地域医療連携ネットワークの取組とも十分連携するなど、医療機関等が利用しやすく実効性の高いものとなるよう具体化を早急に進めること。また、医療機関等が参画しやすいよう財政的な支援策を講じるとともに、関係者全体の理解が得られるよう、将来像や享受できるメリットの整理等を早期に行うこと。
- (3) オンライン診療の普及に当たってはオンライン診療を希望する患者及び実施医療機関が安心して利用できる環境整備を図ること。また、オンライン診療に係る現行の診療報酬の評価・検証を行うとともに改善を図ること。
- (4) 医療機関におけるサイバーセキュリティ対策について、国の責任において、財政支援を含めた対策を講じること。
- (5) 電子処方箋の普及を図るため、医療機関が安全に運用できる仕組み・環境を整備するとともに、医療機関の実情を踏まえた更なる財政措置を講じるなど必要な対策を行うこと。

(6) 医療情報等のデータを新薬や治療法の開発に活用し、より良い医療の提供につなげるため、大学や製薬企業の研究者等がデータを安全かつ効率的に利活用できる基盤を早期に整備すること。また、次世代医療基盤法に基づき医療情報を提供する医療機関へのインセンティブの検討を早期に進めること。

<現状・課題>

質の高い医療を効率的に提供していくためには、特に都内医療機関の多くを占める、電子カルテや地域医療連携システムの導入率が低い中小病院や診療所において、医療機関相互の円滑な連携の推進に向けてデジタル環境の整備を更に促進していく必要がある。

国は、地域医療介護総合確保基金では地域医療連携ネットワークの構築を支援しているが、標準規格準拠の電子カルテについて医療情報化支援基金で導入費等の補助を検討するとしているものの、いまだ具体策が示されておらず、加えて令和6年度診療報酬改定で新設された医療DX推進体制整備加算では、電子カルテの運用コストに十分対応できる内容になっていない。こうしたことから、電子カルテ導入を促進するため、医療機関への財政的な支援策を早急に構築する必要がある。

また、国は、令和5年に示した医療DXの推進に関する工程表等において、遅くとも令和12年(2030年)にはおおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指すとしており、小規模医療機関向けの標準型電子カルテを現在開発しているが、医療機関にとって導入しやすく利便性の高いシステムを早期に構築し、運用開始を図る必要がある。

現在、国は全国医療情報プラットフォームの構築を進めており、令和7年度は電子上で医療情報の共有が可能な電子カルテ情報共有サービスを稼働することとしているが、共有する情報は3文書6情報に限定され、また、いまだシステム等を検証するモデル事業の開始にとどまっており具体的な今後の展開が示されていない。そのため、既存の地域医療連携ネットワークによる情報共有の取組とも十分連携しながら、取組の具体化を早急に進め、医療・介護現場において患者の過去の医療情報等が適切に確認でき、より質の高い医療・介護サービスの提供が可能となるよう、実効性の高いものとする必要がある。

さらに、こうした取組の着実な推進に向け、医療機関等が参画しやすいよう財政的な支援策を講じるとともに、患者も含めた関係者全体の理解が十分得られるよう、医療機関及び地方自治体の状況や意見を聴取しながら、構築による将来像や受けられるメリットの整理等を早期に行う必要がある。

国はオンライン診療について、令和5年6月に「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」を策定した。また、医療上の安全性、有効性等を担保するため、令和5年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂を行っている。

オンライン診療を希望する患者と実施医療機関が安心して活用できるよう、安全性・信頼性に関し、引き続き指針の遵守状況等について十分な評価、検証を行い、適切なオンライン診療の普及を推進する必要がある。

また、オンライン診療は、令和4年度診療報酬改定において初診の診療報酬点数が新設され、令和6年度診療報酬改定で点数が引き上げられたがいまだ十分ではなく、対面診療に比べて追加の事務負担等により診察効率が落ちるため、診療報酬が実態に見合っていないこと等が、オンライン診療の普及を阻害する要因の一つとなっている。

医療機関に対するサイバー攻撃は近年増加傾向にあり、その脅威は日増しに高まっている。医療機関は、サイバーセキュリティ対策への重要性を理解しつつも、経営状況や予算の制約から実施できていない実態があるため、サイバーセキュリティ対策についても、デジタル技術の利活用を推進してきた国の責任において、財政支援を含めて対策を講じていく必要がある。

令和5年1月に運用が開始された電子処方箋について、国はこれまで医療情報化支援基金による補助金や都道府県と連携した補助事業によって、医療機関等における電子処方箋の導入を支援しているが、医療機関の導入率はいまだ低い水準にある。一方、電子処方箋システムでは、薬局側で医師の処方と異なる医薬品名が表示された事例等により、電子処方箋の発行を停止する事案も発生した。医療機関への普及を図るためには、医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境を整備するとともに、医療機関の実情を踏まえた更なる財政措置を講じる必要がある。

医療情報等の利活用による創薬、医療機器等の研究開発の進展に向け、医療機関は、質の高い臨床研究や治験の促進、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）等による医療情報等のデータ基盤の構築及び利活用への貢献が期待されている。

次世代医療基盤法による医療情報等のデータ基盤の構築については、全国的に医療情報を提供する協力医療機関の拡大が進んでいない。また、次世代医療基盤法の認定データベースや、匿名医療保険等関連情報データベースなどの様々なデータベースが分散して存在していることから、大学や製薬企業の研究者などがデータを利用する際にはそれぞれに申請をする必要がある。データ利活用やその成果が循環するサイクルを確立するためには、国の責任において対策を講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 質の高い医療の効率的な提供に向け、電子カルテシステムの導入や医療機関のデジタル環境の整備が図れるよう、医療情報化支援基金や診療報酬制度を活用した支援策を早急に構築するとともに十分な財源を確保すること。また、現在開発している標準型電子カルテについて、医療機関が導入しやすく利便性の高いシステムを早期に構築し運用開始を図ること。
- (2) 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの構築に当たっては、既存の地域医療連携ネットワークによる情報共有の取組とも十分連携するな

ど、医療機関等が利用しやすく実効性の高いものとなるよう具体化を早急に進めること。また、医療機関等が参画しやすいよう財政的な支援策を講じるとともに、関係者全体の理解が得られるよう、将来像や享受できるメリットの整理等を早期に行うこと。

- (3) オンライン診療の普及に当たっては、改定された指針の遵守状況を踏まえ、引き続き、安全性・信頼性について十分な評価検証を行い、オンライン診療を希望する患者及び医療機関が安心して利用できる環境整備を図ること。また、オンライン診療の普及に向け、引き続き現行の診療報酬の評価・検証を行うとともに改善を図ること。
- (4) 医療機関におけるサイバーセキュリティ対策について、デジタル技術の活用を推進してきた国の責任において、財政支援を含めた対策を講じること。
- (5) 電子処方箋の普及を図るため、医療機関が安全に運用できる仕組み・環境を整備するとともに、医療機関の実情を踏まえた更なる財政措置を講じるなど必要な対策を行うこと。
- (6) 医療情報等のデータを新薬や治療法の開発に活用し、より良い医療の提供につなげるため、大学や製薬企業の研究者等がデータを安全かつ効率的に活用できる基盤を早期に整備すること。また、次世代医療基盤法に基づき医療情報を提供する医療機関へのインセンティブの検討を早期に進めること。

2 PMHの接続推進

(提案要求先 厚生労働省・デジタル庁・こども家庭庁)
(都所管局 保健医療局・福祉局・デジタルサービス局)

- (1) 医療機関や自治体がPMHへの接続に向けたシステム改修を円滑に進められるよう、必要な財源の措置を講じること。
- (2) PMH接続によるメリットを広く周知すること。
- (3) 母子保健DX及び予防接種DXの推進に向けて、医療機関の事務負担を考慮したPMH接続の方策や、接続スケジュール等を関係者へ丁寧に説明すること。

<現状・課題>

デジタル庁では、国の公費負担医療（難病等）や地方単独の医療費助成（こども医療費等）等について、マイナンバーカードを活用した情報連携基盤であるPMH（Public Medical Hub）の構築を進めるため、令和5年度より先行実施事業を進めている。

また、厚生労働省は、自治体システムの標準化の取組の状況等も踏まえつつ、令和8年度以降、公費負担医療におけるオンライン資格確認を制度化するとともに、診療報酬支払基金又は国民健康保険中央会において関連システムの管理・運用等の業務を全国規模で実施するための法的整備を行うこととしている。

こども家庭庁においても、PMHを活用して母子保健情報のデジタル化を進める実証事業を実施しており、令和7年度に電子版母子健康手帳のガイドライン等の発出を予定し、令和8年度以降にはPMHと電子版母子健康手帳を通じた母子保健DXの全国展開を行う目標を掲げているところである。

今般、厚生労働省は、オンライン資格確認の実施に当たって必要となる医療機関や自治体のシステム改修費用について、令和6年度補正予算に基づき、令和7年度に補助を行うこととしているが、実際に医療機関や自治体がシステム改修を行うに当たっては国基準額を上回る改修経費を要するとの声も届いている。そのため都では、国の補助金に加えて、都独自の補助金を創設し、都内医療機関や自治体のPMHへの接続を促進しているが、国においても十分な予算を確保することが必要である。また、システムベンダーの人手不足等により令和7年度中のシステム改修が不可能な医療機関や自治体も見込まれるが、令和8年度以降の国による支援の有無は未定となっている。

なお、医療費助成のうち、被爆者援護法に基づく医療費助成については、法定受託事務であるが、先行実施の対象にも含まれておらず、PMH接続に向けた具体的な進め方や財源措置などは示されていない。

これまで都は、医療費助成に関して、PMH接続によるメリットや制度の概要、支援策等について、全ての医療機関と薬局への周知や区市町村向けの独自の説明会開催、HPによる広報など接続に向けた積極的な働きかけを行ってきたところ

であるが、医療機関等における本制度の認知度は十分とは言えない。従って、本制度を構築した国において、PMH接続の普及促進に向けた更なる取組を行うことが不可欠である。

また、母子保健DX及び予防接種DXに関しては、電子カルテなど既存の業務システムにより健診結果や予防接種履歴の管理等を行っている医療機関が多いことから、医療機関側のPMH接続の方策について、電子カルテとの連携など事務負担が増えない方策を具体的に示す必要があるほか、医療機関や自治体のPMH接続の具体的な期限が不明確であるため、今後PMH接続を着実に推進していくためにも、システム改修やアプリ開発に必要となる準備期間を考慮した接続スケジュールを明確化する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 医療機関や自治体がPMHへの接続に向けたシステム改修を円滑に進められるよう、実際の改修費用に即した補助基準額の拡大など、必要な財源の措置を講じること。また、令和7年度中の改修が不可能な医療機関や自治体も見込まれることから、令和8年度も継続的に補助を行うこと。

なお、法定受託事務である被爆者援護法に基づく医療費助成については、早期に接続に向けた具体的工程を示すとともに、PMH接続に係る自治体システム改修等の必要経費は、国が全額負担すること。

- (2) PMH接続を促進するため、医療機関や自治体等の各主体から理解と協力を得られるよう、国としてPMH接続によるそれぞれのメリットを広く周知すること。

- (3) 母子保健DX及び予防接種DXの推進に向けて、電子カルテとの連携など医療機関の事務負担が増えないPMH接続の方策を具体的に示すとともに、被爆者援護法に基づく医療機関や自治体のPMH接続に向けたシステム改修等に必要な準備期間を含めた接続スケジュール等について、関係者に対して丁寧な説明を行うこと。

参 考

医療費助成分野における国庫補助

○自治体向け

補助基準額 5,000 千円 補助率 1/2

○医療機関・薬局向け

病院 566 千円 補助基準額 補助率 1/2

診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局 補助基準額 73 千円 3/4

大型チェーン薬局 補助基準額 73 千円 1/2

1 1 自殺対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

都道府県及び区市町村が若年層対策事業など自殺対策に係る事業を強化していくため、交付金の補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保し、各自治体の実情を踏まえ必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

全国の自殺者数は平成 22 年以降減少を続けていたが、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和 2 年以降増加に転じた。令和 5 年には自殺者数が減少したものの、令和 8 年までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させるという、自殺総合対策大綱の数値目標の達成は見通せない状況であり、都道府県及び区市町村が実施する取組の維持・強化が求められている。

そうした中で、自殺対策に係る都道府県及び区市町村の財政負担は一段と増している。都道府県及び区市町村は、平成 26 年度までは補助率 10 分の 10 の地域自殺対策緊急強化補助事業により自殺対策を実施してきたが、平成 27 年 2 月に地域自殺対策強化事業（交付金）が創設され、事業によっては補助率が引き下げられた。平成 28 年度には地域自殺対策推進センター運営に係る補助事業が実施されているものの、地域自殺対策強化事業（交付金）において若年層対策事業をはじめとする多くの事業で補助率が更に引き下げられている。平成 29 年度から地域自殺対策強化事業（交付金）の中で補助率 10 分の 10 の地域特性重点特化事業が開始されるなど、新たな補助メニューの追加もあるが、令和元年度から重点特化事業の申請額に上限が設けられるなどの内容の見直しが行われた。令和 2 年度からは補助率 4 分の 3 で補助する新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業（交付金）が開始されたが、令和 5 年度で終了した。

都道府県及び区市町村が自殺対策計画に基づいて地域の状況に応じて実施する取組が維持・強化されるためには、国からの高い補助率での継続的な財政支援が必要である。

<具体的要求内容>

都道府県及び区市町村が若年層対策や相談事業など自殺対策に係る事業を総合的に強化していくため、交付金の補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保し、各自治体の実情を踏まえ必要額を確実に配分すること。

1 2 ウイルス肝炎対策の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 肝炎ウイルス検査の受検を促進するため、検査の必要性を普及啓発するとともに、検査実施に係る十分な財政措置を講じること。
- (2) 医療費助成は低所得者の経済的負担に配慮し、確実な財政措置を講じること。
- (3) ウイルス性肝炎の効果的な治療法の研究・開発を推進すること。
- (4) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に当たっては、低所得者の経済的負担に配慮するとともに、全額国負担とし、国の責任において確実な財政措置を講じること。

<現状・課題>

国は肝炎対策基本指針において、地方自治体等と協力した効果的な広報活動の実施や職域における取組を推進するとしているが、実効性ある施策を推進するためには、地方自治体への確実な財政措置が必要である。

ウイルス肝炎対策においては、早期発見、早期治療が極めて重要であり、地域特性を踏まえた検査の受検促進や、検査体制などについて充実を図る必要がある。現在、健康増進事業及び特定感染症検査等事業により区市町村及び保健所において肝炎ウイルス検査を実施しているが、補助基準額が実際の検査に係る経費に見合っていない。

また、国は医療費助成制度の創設以来、制度の対象となる治療法については拡充しているが、低所得者に対する配慮が十分ではない。

B型肝炎については、いまだウイルス排除の可能な薬剤は開発途上にあり、C型肝炎については、新薬が開発されているものの、依然として難治症例があることから、今後も引き続き、ウイルス性肝炎の根治を目指し、研究・開発を推進していく必要がある。

国において、平成30年度から都道府県を実施主体として、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」を実施しているが、当初、国負担10分の10と示されていた事業費について、最終的に国負担2分の1に変更された。国の肝炎対策基本指針において、肝炎に関する調査及び研究に関する事項は国が主体となることが明記されていることから、本事業は本来、国の責任において確実な財政措置を講じる必要がある。

また、令和3年4月に通院治療にも対象拡大されたが、本事業により定められ

ている自己負担限度額は、所得にかかわらず一律となっているなど、低所得者に対する配慮が十分でない。さらに、令和6年4月から本制度の認定要件及び助成要件が見直されたが、見直し後において患者及び医療機関にとって負担の少ない制度となっているか、実績を注視していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

- (1) 肝炎患者の治療については、国民へ正しい知識を普及するとともに、働き盛り世代への治療が確実に行われるよう、職場での理解を進めるための必要な措置を講じること。
- (2) 肝炎ウイルス検査の受検を促進するため、普及啓発を強化するとともに、区市町村及び保健所における検査実施については実態に合わせて十分な財政措置を講じること。
- (3) 医療費助成制度については、低所得者の負担の軽減措置を図るとともに、確実な財政措置を講じること。
- (4) ウイルス性肝炎の効果的な治療法の研究・開発を推進すること。
- (5) 肝がん・重度肝硬変研究治療促進事業の実施に当たっては、低所得者の負担の軽減措置を図るとともに、本事業の趣旨を踏まえ、全額国負担とし、国の責任において確実な財政措置を講じること。

参 考

医療費助成制度の助成内容

B型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療に係る保険診療の患者一部負担額から、下記の自己負担分を除いた額を助成

自己負担額(①+②)		
①	世帯の区市町村民税非課税	なし(※)
	世帯の区市町村民税課税年額 235,000 円未満	月額1万円まで
	世帯の区市町村民税課税年額 235,000 円以上	月額2万円まで
②	入院時食事療養・生活療養標準負担額	

※ 低所得層の経済的負担に配慮し、非課税世帯については、東京都独自に「自己負担なし」としている。

1 3 新興・再興感染症対策の充実

(提案要求先 内閣官房・内閣府・法務省・厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 海外の発生状況等の情報収集体制、水際対策の強化を図ること。また、国において専門性の高い調査研究を行うとともに、地方自治体等と連携して一体的に対策を推進すること。
- (2) 感染症サーベイランスシステムについて、電子カルテ情報との連携等により医療機関における入力負担を解消し、迅速かつ効率的な情報連携を実現するとともに、自治体が感染症発生動向を踏まえて効率的にデータを活用できる機能を提供すること。
また、医療機関等情報支援システム（G-MIS）について、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能なシステムとすること。
- (3) 新興感染症発生時の検査体制を強化するため、地方衛生研究所等関係機関の設備整備や精度管理に係る財政的・技術的支援の拡充を図るとともに補助金により整備した検体検査機器について、コロナ以外の感染症にも有効利用できるようにすること。
- (4) 協定締結医療機関について、施設・設備整備等に必要な財政支援を行うとともに、自治体等の意見を聴取しながら、実効性のある仕組みとすること。
- (5) 新興感染症等の発生に備え、医薬品やワクチンに関する研究開発を進めるとともに、安定的な供給を行うこと。また、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく个人防护具にかかる都道府県の行政備蓄について、必要な財政支援を行うこと。
- (6) 新興感染症等の発生に備え、医療現場において感染症に対応できる人材の活用及び確保・育成を進めること。

- (7) 保健所の人材確保や応援体制の構築、業務負担軽減に向けたデジタル化等を進め、まん延防止のための多岐にわたる取組を行う保健所の機能強化に取り組むこと。
- (8) 蚊媒介感染症や、遺体取扱いなど感染症対策に係る諸課題への対応を進めること。
- (9) 感染症のまん延リスクの高い大都市における対策強化のための技術的・財政的支援の拡充を行うこと。
- (10) 新型コロナウイルス感染症との闘いで得た知見等を、レガシーとして保健医療政策全般に反映させていくこと。

<現状・課題>

令和元年（2019 年）12 月に発生した新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の経験を踏まえ、令和 4 年 12 月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の一部が改正され、感染症対応に係る医療機関とあらかじめ医療措置協定を締結する仕組みが創設された。新興感染症発生時に協定締結した医療措置を講じるには、平時からの感染症対応の施設・設備整備や個人防護具の備蓄等の環境整備のほか、医療人材の育成、質の向上等を図ることが重要である。施設・設備整備や研修実施等に係る経費については、国が令和 6 年度から財政支援をしており、継続的な支援が必要である。

関係者間の情報共有については、新型コロナ対応において、医療機関は様々なシステムを介して調査・報告等に対応する必要があり、医療現場の負担となっていた。今後の新興感染症の発生に備え、迅速かつ効率的な情報共有等が可能な体制を整備していく必要がある。

さらに新型コロナ対応のために国の補助金で導入した検査機器について、新型コロナの検査のみに用途を限定しており、有事に備えた対応として柔軟に活用できる仕組みになっていない。

日本の経済活動の中心であり、国際空港や港を抱える東京において、今後の未知なる感染症流行時においても、社会を止めない、感染症に強い都市を実現するためには、新型コロナ対応での経験を踏まえて、保健医療施策の充実を進めるとともに、国と都が緊密に連携して取り組んでいくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 感染症の発生の早期探知や国内侵入防止のため、海外における発生状況の情報収集体制を強化するとともに、検疫体制の充実、病原体等の検査体制及

び地方自治体との連携体制の充実強化を図ること。

- (2) 新興・再興感染症にかかる専門性の高い調査研究を行うとともに、地方自治体への的確な情報提供や支援を行い、一体的に対策を推進すること。新たな感染症の発生時には、感染症の特性を迅速に分析し、その特性を踏まえ、発生予防、まん延の防止、医療の提供その他の対策の総合的な推進を図るための指針を示し、地方自治体や関係機関と連携して対策を推進するとともに、十分な財源を確保し地方自治体等の取組を支援すること。

- (3) 感染症発生時における医療機関からの迅速かつ効率的な情報把握のため、医療機関における電磁的方法による届出・報告の普及・促進を図る実効性のある取組を実施すること。具体的には、感染症サーベイランスシステムについて、電子カルテ情報と連携させるとともに、医療機関や保健所のニーズを踏まえ操作性の向上を図ることで、医療機関におけるシステム入力負担を解消し、効率的な情報連携を実現すること。

また、自治体が感染症発生動向を踏まえ、迅速に地域の感染状況やリスクの分析を実施できるよう、効率的にデータを活用できる機能を提供すること。

さらに、感染症法第16条及び第44条の3に規定される都道府県からの協力要請に応じて、保健所設置区市以外の市町村が速やかに必要な取組ができるよう、感染症サーベイランスシステム等を活用し、一般市町村が迅速に患者情報を入手できる仕組みを構築すること。

医療機関等情報支援システム(G-MIS)については、都道府県が有するシステムやデータ等と連携できる仕組みとするなど、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能なシステムとすること。

また、システムの改善に当たっては、利用者である医療機関、都道府県、保健所等の意見を聞くこと。

- (4) 地方自治体による感染者情報の公表に関して、地域によって基本的な内容に差異が生じることがないように、国民の安全・安心の確保とプライバシーの保護、感染症を理由とした差別や風評被害の防止等を十分に考慮して、統一的な公表基準を示し、広く周知すること。

- (5) 新たな検査手法の開発等を継続的に行うとともに、地方衛生研究所や民間検査機関等の検査処理能力の向上のための支援の拡充を図ること。

また、予防計画を踏まえて医療機関における検査体制の整備を進めるため、検体検査機器設備整備や精度管理に係る財政的・技術的支援を継続すること。

さらに、新型コロナ以外の新興感染症発生時にも迅速に対応できるように新型コロナ補助金で整備した検体検査機器について、検査の機能や精度を維持するためにも、平時から他の感染症の検査への利用も認めること。

- (6) 感染症法に基づく協定締結医療機関に対する施設・設備整備や研修実施等に係る平時からの感染対策に要する財政支援については、自治体や医療機関等関係機関の意見を聴取しながら必要な見直しや拡充を行い、地域の実情に応じた実効性のある仕組みとすること。

- (7) 感染症に罹患し入院を要する患者等の移送については、迅速かつ安全に効率・効果的な運用が行えるよう、衛生主管部局と消防機関等との連携等についてルール化を行うこと。

また、広域的な患者受入れ・搬送等が円滑に進められるよう、要請基準や適用例の整理も含め実施体制の整備を進めるとともに、そのための搬送体制の整備も含めた必要な財源を措置すること。

- (8) 新興感染症等の発生に備え、医薬品やワクチンに関する研究開発を進めるとともに、備蓄も含めた安定的な供給体制の構築を行うこと。

ア 安全性、有効性の高い治療薬やワクチンの開発が迅速に行われるよう、医薬品やワクチンに関する研究開発に恒常的に取り組む体制とともに、治験や承認を速やかに行える仕組みの構築を進めること。同時に、国家の安全保障の観点からも、国産製品の速やかな開発・実用化を全面的に支援すること。

イ 医薬品及び医療資機材の確保を図り、有事の際に安定的供給や円滑な流通が迅速に行えるよう、国としてサプライチェーンを構築するなど備えを講じておくとともに、治療薬、検査キット、人工呼吸器、酸素濃縮装置、パルスオキシメーター等、感染症医療に必要となる医薬品や医療機器などについて、国として備蓄を進めること。備蓄に当たっては、国の主導によりメーカーや卸売業と生産・流通のバランスを図りながら行うこと。

また、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく個人防護具にかかる都道府県の行政備蓄について、地方交付税不交付団体も含めた自治体に必要な財政支援を行うこと。

ウ 抗インフルエンザウイルス薬をはじめとする感染症治療薬について、医療機関において偏在がないよう、仕組みを早期に構築するとともに、引き続き安定的供給に努めること。

また、医薬品等の備蓄については、効率的な備蓄のための検討を行うとともに、廃棄処分に係る経費も含め備蓄に係る必要な財源措置を行うこと。

エ 新興感染症の発生時において、かかりつけ医が治療薬をより積極的に投与できるよう、諸外国における状況等を踏まえながら、患者の年齢、既往歴、他の薬の断薬の有無など、国内外における臨床現場での処方情報を開示して、治療薬の活用を促進するための方策を国として早急に示すこと。

オ 新型コロナワクチンについては、令和6年10月から65歳以上の高齢者等を対象に定期接種化されたが、国はワクチンの安定供給や流通、医療機関等における調達に懸念があることなどを理由に、令和6年度は接種費用の一部を財政支援していた。令和7年度においても、自己負担額が接種控えにつながることを防ぐよう、国として適切な措置を講じること。

- (9) 新興感染症等の発生に備え、感染症に対応できる人材の活用及び確保・育成を進めること。

ア 広く医療機関において、適切な感染制御の下に診療が行えるよう、感染症専門医や感染管理認定看護師等の育成・配置を促進するとともに、新たな感染症の発生初期段階から対応できる人材や、疫学研究に関する人材など、感染症対策の専門人材の確保・育成を推進すること。

また、現場の実情に即した短期的な研修プログラムの作成・提供や、自治体が医療機関の人材育成等に対する支援を行う際の財源措置を行うこと。

- イ 新型コロナの感染拡大により院内感染の対応や看護職員の欠勤等により全国で医療機関でのマンパワー不足が生じた。このため、多くの潜在看護師等が感染症医療に携わり、経験や知見を獲得した。今後、新たな感染症の拡大により、医療現場でのマンパワー不足が生じた際に、こうした人材を様々な場で活用できるよう、国において仕組みを構築すること。
- (10) 感染症発生時において積極的疫学調査や感染拡大防止の指導、入院勧告の実施など、まん延防止のための多岐にわたる取組を行うこととなる保健所の機能強化に取り組むこと。
- ア 公衆衛生医師や保健師など感染症対策に携わる人材育成の拡充や人材確保に取り組む自治体への支援、都道府県域を越えた広域的な応援職員派遣の体制整備を更に進めるなど、保健所が感染拡大時にも対応できる体制の構築を図ること。
- イ 保健所がデジタル技術を活用し、効率的に情報収集や整理などを行い、業務負担が軽減されるよう、DXの推進に向けて、必要な財政支援を行うこと。
- (11) デング熱等をはじめとする蚊媒介感染症対策について、特定感染症予防指針を踏まえ、迅速検査法の開発促進や検査の保険適用の拡大などにより検査体制を拡充するとともに、国内外の治療・研究等に携わる専門機関と協力して最新の知見を集積し、関係機関や国民に広く情報提供を行うこと。
- (12) 新興感染症等の発生に備え、遺体の搬送、火葬等について、手順、方法等を具体的な基準として定めて示すとともに、自治体において体制整備等が必要な場合には、適切な支援を図ること。
- (13) 国際化の進展や人口密集など、感染症のまん延リスクの高い大都市の特徴を踏まえ、旅行者等の入国者に対する多言語による情報提供、一類感染症等発生時対応の際に医療従事者が着用する防護着等の医療資機材確保など、独自の感染症対応策の強化に取り組む地方自治体に対し財政的支援を拡充すること。
- (14) コロナ禍で浮き彫りとなった以下の課題を保健医療政策全般に反映させていくこと。
- ア 新型コロナのり患後症状（いわゆる後遺症）により日常生活に影響が出ている国民もいることから、引き続きデータ収集、分析・検証を行い、専門家の知見を生かしながら後遺症のメカニズムや症状、患者数等の実態解明、診断基準の明確化や治療薬の開発を早急に進めること。
- イ 感染症への取組は国全体での対応が必要となることから、新たな感染症危機に備えるための予防計画に基づく取組に必要な経費については、自治体や医療機関等の負担とならないよう、必要な財源措置を行うこと。
- ウ 新型コロナ医療費の公費負担については、令和7年4月診療分以降の請求を受け付けないこととされたが、請求を完了できない医療機関等が複数あることが見込まれている。当該費用が医療機関や患者等の負担とならないよう、診療報酬請求権が時効により消滅するまでの間、国において適切な措置を講じること。

1 4 健康危機管理体制の充実

1 食品の安全・安心確保のための施策の推進

(提案要求先 消費者庁・厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) いわゆる「健康食品」の健康被害情報の報告制度を見直すなど、健康被害を防止するための対策を強化すること。
- (2) 輸入食品の監視体制の充実を図ること。
- (3) 食品の表示について、制度の見直しを行う場合には地方自治体へ早期に情報提供を行うとともに、十分な普及啓発を行うこと。
- (4) HACCPに沿った衛生管理の監視指導に必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

令和6年3月の紅麴^{こうじ}を含む機能性表示食品による健康被害事例を踏まえ、国は特定保健用食品・機能性表示食品の届出者等に対し、健康被害情報の報告の義務化や、錠剤、カプセル剤等食品における製造管理（GMP）の遵守など、いわゆる「健康食品」に係る制度の見直しを行った。一方、特定保健用食品・機能性表示食品以外のいわゆる「健康食品」のうち、錠剤、カプセル剤等食品に該当するものにおいても、特定保健用食品・機能性表示食品と同様に有害物質の濃縮や生成など製造上のリスクがあることから、健康被害情報の報告制度の拡充など、安全確保に係る対策を講じる必要がある。

我が国が輸入する食品は増加し、カロリーベースで約6割に達している。そのため、輸入食品の安全性に対する消費者の関心も高く、輸入食品の監視体制を充実・強化することが必要である。

食品の個別品目ごとの表示ルールが見直されるなど、国において表示基準の改正作業が進められている。都は条例に基づき独自の表示基準を規定しているが、国の改正内容によっては都と国の表示基準との間で整合性をとる必要がある。そのため、国の基準改正に当たっては、早期に地方自治体へ情報提供を行うとともに、改正後は新たな表示基準について、事業者及び消費者に十分な普及啓発を行う必要がある。

改正食品衛生法が令和3年6月に全面施行され、HACCPに沿った衛生管理の導入・定着に当たっては、事業者がその内容を十分に理解するとともに、監視員が適切に監視指導を行う必要があるが、実務についての詳細が示されていない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 事業者健康被害情報が寄せられた際の都道府県知事等への速やかな報告の義務付けや、製品特性に応じた衛生対策の充実など、いわゆる「健康食品」全体の安全確保に係る対策を講じる制度に見直すこと。
また、機能性表示食品等において、安全性が十分に確保されるよう国の責任において制度について適宜検証を行うこと。
- (2) 輸出国における衛生管理の徹底及び輸入事業者への指導の強化により違反食品の輸入を未然に防止するとともに、輸入時の監視体制の充実・強化を図ること。
- (3) 消費者が食品を購入するときに、食品の成分等を正しく理解し、選択できるよう、新たな基準を含めた食品表示制度について事業者及び消費者に十分な普及啓発を行うこと。
また、食品表示の基準の改正に当たっては、早期に地方自治体へ情報提供を行うなど適切な配慮をすること。
- (4) HACCPに沿った衛生管理について、各自治体が適切な監視指導を行えるよう、監視員向け教育の実施や監視指導のガイドラインを作成するなど、必要な支援を講じること。

2 結核対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 結核予防対策を充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 結核医療の維持に必要な対策を行うこと。

< 現状・課題 >

近年、新登録結核患者数及び人口 10 万人対り患率は減少傾向にあり、令和 5 年に報告された全国のり患率は 8.1 となり、昨年に引き続き、り患率 10 以下の低まん延の水準に達している。東京都においても、り患率は 8.4 となり、昨年に引き続き、低まん延の水準に達したが、年間の新登録結核患者数を見ると、全国では 1 万人以上、東京都でも 1,000 人以上が登録されている。

令和 5 年に報告された新登録結核患者数における外国出生結核患者数の割合は、全国で 16.0% (前年 11.9%) となり過去最高の水準に、都内においても 17.3% (前年 13.2%) と新型コロナ前の水準まで上昇した。国は、入国前結核スクリーニングの実施について、令和 2 年 3 月にガイドラインを公表し、外国生まれの患者の出生国のうち上位 6 か国であるフィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー及び中国からの入国者を対象として、令和 2 年 7 月以降準備の整った対象国から順次実施することにしたが、いまだに対象国全てで開始されていない。

また、入国後に発病した患者を早期探知する方法が示されていない上に、

入国後に結核と診断された患者の入国前スクリーニング検査結果について患者登録保健所が把握できない仕組みとなっている。

海外との往来や外国人労働者の受入れ等が増加している中、入国前結核スクリーニングを対象国全てに早期に開始するとともに、外国人結核対策など、結核根絶に向けたきめ細かい予防対策をより一層推進する必要がある、これには、結核対策特別促進事業の充実が必要である。

結核医療については、新登録結核患者の減少に伴い、結核病床の減少傾向に歯止めがかかっていない状況にある。新型コロナを契機に結核病床が急激に減少し、その後も結核病床の縮小・廃止を検討している医療機関が存在し、基準病床数の維持が困難な状況となってきた。

このため、特に透析医療が必要な患者や精神疾患等の合併症を有する患者、外国出生者に多い多剤耐性結核に感染した患者の入院調整に時間を要し、専門的かつ多様な医療が必要とされる患者に対する良質かつ適切な結核医療の提供が更に困難な状況となっている。

また、患者の減少に伴い結核医療の経験をもつ医師が減少するとともに、診療経験をもつ医師も高齢化し、将来的に結核に従事する医師の不足が危惧される。同時に、保健所での結核事例の対応機会も減り、これまで医療機関と連携して実施してきた患者支援や感染拡大防止のための接触者健診等、実際の事例を通じた結核対策の経験が十分に確保できなくなる状況が懸念される。

さらに、80歳以上の高齢患者の割合は近年増加傾向にあり、令和5年は33.8%と全体の約3分の1を占めている。高齢患者は、入院中に体力が低下し介護が必要になることも多く、医療機関の負担は以前よりも増加している。また、合併症を有する患者の受入れや外来での服薬指導等は、診療報酬で評価されていない。

治療については、平成26年以降公費負担の対象となる薬剤が順次追加されているが、現状13種類に留まっており、薬剤耐性結核や潜在性結核感染症の治療では、確実な治療や合併症治療薬との併用上使用できない薬剤もあることから、保険適用外の薬剤を使用せざるを得ず、患者の自己負担が高額となってしまう。多様な病態の患者に適切な治療を行うため、また、外国出生患者の増加により懸念される多剤耐性結核を確実に治療するため、最新の結核医療の成果を踏まえ、公費負担等の対象となる薬剤の範囲を拡大する必要がある。また、近年新たに使用可能となった多剤耐性結核の治療薬については、薬価が非常に高額なため5%の患者負担が重く、外来治療の阻害要因になっている。さらに、世界的に推奨される薬剤の早期承認の仕組みを構築し、治療期間を短縮できる薬剤など世界で広く使用される薬剤をいち早く提供できるようにする必要がある。

また、結核患者の減少により抗結核薬の使用量が減少し、メーカーによる販売継続が困難となっているため、国は安定供給に努めるべきである。

国が定める「結核に関する特定感染症予防指針」は平成28年11月から改定されておらず、低まん延の水準に達した結核の発生状況や、外国出生患者の増加や、結核病床の減少等、近年の結核医療を取り巻く上記の課題を踏ま

え、低まん延下での結核対策に関する具体的な取組の方向性を示す指針として早急な見直しが必要である。

＜具体的要求内容＞

- (1) り患率の低下に伴い、都民・国民の間で結核に対する知識や認識の低下が懸念されるため、結核根絶に向けた更なるり患率の低下に向けて、一層の普及啓発の強化を図ること。
- (2) 将来的に、結核対策において不可欠な医療と行政の現場で働く実務経験者の不足が懸念されることから、研修等人材育成の機会の確保や、最新の知見の普及など、医療の質を担保する仕組みを構築すること。
- (3) 対象国全てで入国前結核スクリーニングを早期に開始し、その精度管理を徹底すること。また、入国後に発病した患者の早期発見方法を示し、患者登録保健所がスクリーニング検査結果を把握できる仕組みを構築すること。
- (4) 低まん延下で、更に重要性が増している分子疫学調査や外国出生患者対策等について、自治体が地域の実情に応じたきめ細かい予防対策をより一層推進できるよう、結核対策特別促進事業に十分な財源措置を講じるなど、結核根絶に向けた取組を強化すること。
- (5) 行政的医療である結核医療の維持に当たっては、専門的かつ多様な医療が必要とされる患者への対応や外来診療、要介護患者への対応等の評価を充実させるために、公費負担制度や診療報酬の更なる改善、補助金等の財政支援や結核病床に他疾患患者の入院を可能にするなど、結核病床の維持に必要な対策を講じること。
また、モデル病床活用のため結核患者については入院基本料の区分算定に用いる平均在院日数の対象から除外するなど必要な対策を講じること。
さらに、専門的医療に対応可能な国立病院等の結核病床を維持し、国が責任をもって中心的な役割を担っていくこと。
- (6) 薬剤耐性結核や潜在性結核感染症の治療に関し、多様な病態の患者に適切な治療を提供できるよう、最新の結核医療の成果を踏まえ、海外で広く使われている感染症薬の早期承認や公費負担の対象となる薬剤や保険診療の適用となる抗結核薬承認薬剤の範囲の拡大を図るとともに患者の自己負担額の軽減策を講じること。
- (7) 結核患者に必要な服薬治療を6か月から1年程度までの服薬期間を中断せずに確実に完遂し、結核を治癒させるため、抗結核薬の安定供給を確保すること。
- (8) 現行の「結核に関する特定感染症予防指針」は、結核の低まん延化や結核患者の入院を受け入れる医療機関や結核病床の減少及び結核に従事する医師等の減少や外国出生患者の増加といった課題を踏まえた内容とはなっていないため、早期に改正し、低まん延下における体制づくりと更なる結核対策の強化に向けて、都道府県が取組を具体化できるようにすること。

3 梅毒対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

梅毒などの性感染症についての疫学的研究等を進めるとともに、国民への普及啓発を強化すること。

また、自治体が行う予防や感染拡大防止のための取組に対する支援を充実させること。

<現状・課題>

都内の梅毒患者報告数は、令和6年において約3,760件と前年からほぼ横ばいながら4年連続で過去最多となっており、引き続き増加している。特に20代女性や妊娠合併事例の報告数が顕著となっており、先天梅毒も発生している。また、10歳代での感染の低年齢化も懸念される。急激な患者数増加の要因は、これまでのところ十分に究明されていないが、更なる感染拡大が危惧される状況である。梅毒は、感染後も無症状であったり、一時的に症状が消失することもあり、感染拡大を防止し、確実な治療に結びつけるためには、予防や受診・検査の重要性の啓発を進めるとともに、検査体制の充実を図り、医療機関において確実な診断が行われるよう情報提供等を強化するなど、一層の対策が求められる。

<具体的要求内容>

梅毒について、急激な患者増加の要因究明のための疫学研究等を推進するとともに、中学生・高校生から感染が急増している女性若年層、将来子どもを持ちたいと考える男女を中心に幅広い年齢層に向けた普及啓発を強化すること。

また、自治体を実施する性感染症の予防等の啓発・検査体制の拡充、医療従事者への情報提供や研修機会の提供等、感染拡大防止のための取組に対する支援を充実させること。

4 予防接種施策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

感染症の拡大を防止するため、予防接種対策をより一層充実するとともに、継続的・安定的な制度を構築すること。

<現状・課題>

高齢者、乳幼児等の健康と生命を守るためには、予防接種による感染症予防策の一層の充実が重要である。

国は、広く接種を推進することが望ましいとするワクチンをこれまで定期接種に追加してきたが、おたふくかぜワクチンやHPVワクチンの男性への接種等は、引き続き、課題等の整理・検討を行うこととされており、具体的な導入の見通し等は示されていない。

定期接種を円滑に実施するためには、ワクチンの追加等に関して具体的な年度目標等を示すなど、中長期的な展望を明らかにした上で導入を進めるとともに、供給の安定化についても対策を講じる必要がある。

また、予防接種による健康被害への不安や、有効性・安全性に関する情報提供を求める声もあり、これらに適切に対処し、国民の理解を求めていく必要がある。

風しんについては、国は、「風しんに関する特定感染症予防指針」を策定し、国内からの風しんの排除を達成することを目標に掲げ抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・予防接種等（追加的対策）を推進してきた。風しんの感染拡大防止の施策目的は達成されたとの評価に基づき、追加的対策は令和6年度で終了となるが、妊娠希望女性等への抗体検査及び予防接種、風しん予防の重要性についての普及啓発に関する取組は、今後も引き続き進めていく必要がある。

麻疹については、感染者数が世界中で急増しており、国内においてもコロナ後、海外との往来が増え、輸入症例だけでなく国内における感染伝播事例が発生しておりさらなる増加が懸念される。

また、インフルエンザは全国の定点当たり患者報告数が令和6年12月末に警報基準である30を超え、現在の集計方法になって以降最多となる60超を記録するなど、来シーズンに向けて注意が必要である。

百日咳については、令和7年4月に全国の1週間あたり報告数が全数把握疾患となってから過去最多の2,000を超えたことから、既存の定期接種制度をより効果的なものとするため、接種回数や接種年齢の見直しといった観点からも継続的な検証が必要である。

子宮頸がんの原因となるHPVの感染を防ぐワクチンの接種については、令和4年度から積極的勧奨が再開され、積極的勧奨の差控え期間中に接種機会を逃した対象者については、3年間はキャッチアップ接種として定期接種の対象とすることとされた。最終年度となる令和6年度には、接種者数の急増を受けて一時的にワクチンの出荷制限が行われ、全3回の接種を年度内に完了できない懸念が高まったことから、国は、令和7年3月末までに接種を開始した方を対象に、全3

回の接種を令和8年3月末まで公費で完了できることとした。

また、HPVワクチンの接種については、中咽頭がん、肛門がん、尖圭^{せん}コンジローマなどの原因と考えられているHPVへの感染予防が期待できるとされており、米国や英国等では男女ともに公的接種の対象となっていること等から、我が国においても、現在女性のみとされている対象者を男性にも拡大することの是非について海外の取組等も含め検討を深めていくことが必要である。

さらに、令和7年度から新たに定期接種となった带状疱疹ワクチンは65歳の方を対象にしているが、定期接種化から5年間の経過措置として、その年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳となる方も定期接種の対象とされる等、制度が複雑となるため、対象者への丁寧な説明と周知が必要である。

定期接種を受けた後に医療行為により免疫を失った場合の再接種については、国においてその取扱いの検討が行われているが、現行制度下では任意接種の扱いとなるため、被接種者の費用負担が大きく、その軽減のために自治体が独自に助成事業を行っている現状がある。

令和4年12月に新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ予防接種法(昭和23年法律第68号)の改正が行われ、接種類型や予防接種事務のデジタル化等についての規定が整備された。これを受け、有事における対応の仕組みを平時から構築しておくとともに、それを支える地方自治体の予防接種業務の速やかなデジタル化を進める必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 定期接種ワクチンの追加に関する具体的な年度目標等の中長期的な展望を早期に提示するとともに、予防接種の意義やリスク等について、国民等への十分な情報提供を行っていくこと。

また、おたふくかぜワクチンやHPVワクチンの男性への定期接種化について、海外の状況など幅広く知見を集約し、検討を加速させること。地方自治体が独自に男性へのHPVワクチンやおたふくかぜワクチン等の任意接種を実施する場合の経費について財政支援を行うこと。

さらに、予防接種・ワクチン分科会において、感染症の発生状況、ワクチンの開発状況、予防接種の有効性・安全性に関する知見の集積等の状況を踏まえ、百日咳など既存の対象疾患も含めた予防接種制度全般に関する検証を継続的に行っていくこと。

- (2) 定期接種の円滑な実施に向けて、以下の点に十分に配慮すること。

- ① 継続的・安定的に定期接種が行えるよう、国の責任において実施に必要な財源を確保すること。
- ② ワクチンの安定供給対策を十分に講じるとともに、価格抑制のための取組を行うこと。麻しんやインフルエンザをはじめとする感染症の発生時等、急激な接種需要が生じる可能性がある場合には、接種を必要とする方が接種できるようワクチン偏在の解消を含む円滑な流通を卸業者等に呼びかけるとともに、ワクチン不足が生じた際の対策として、製造業者に対する増産や供給の前倒しを早い段階で要請すること。
- ③ 被接種者の負担軽減や接種スケジュールの緊密化の緩和等のため、混合

ワクチンの開発を促進すること。

- ④ ワクチンの有効性や安全性を十分に検証した上で、国民に分かりやすく情報提供を行うこと。

特に、HPVワクチンについては、ワクチンの安全性や副反応発生時の支援体制とともに、接種の効果に関する最新の知見や諸外国の動向等について普及啓発を行うなど、国民や医療機関に対し引き続き十分な情報提供を行うこと。

また、国民が安心して予防接種が受けられるよう、接種後に重い副反応が生じた場合に適切な医療を受けられる体制や、被接種者等からの相談に適切に応じる体制を整備すること。

複数ワクチンの同時接種や事故防止等については、国の考え方を示し、予防接種が安全かつ統一的な方法で実施されるよう、適切に情報提供を行うこと。

- ⑤ 予防接種の重要性や予防接種制度が担う役割等について、特に、全国的に接種率の低下が懸念される小児の麻疹風しんの定期接種を中心に、広く国民の理解を得るための普及啓発や、接種歴が確認できない方に対する抗体検査の呼びかけを強化すること。
 - ⑥ 制度変更等に際しては、住民や地域の関係者への周知や、実施主体である地方自治体の準備期間等に十分に配慮し、早期の情報提供を行うこと。
令和7年度から定期接種化された带状疱疹ワクチンについては、5年間の経過措置を含む定期接種制度の概要をわかりやすく整理した啓発資材を作成すること。
 - ⑦ 予防接種事務のデジタル化について、地方自治体等の意見も踏まえ、早急に進めるとともに、システム化に当たっては接種記録の長期保存を前提とした設計とすること。
- (3) 「風しんに関する特定感染症予防指針」において目標とされた、先天性風しん症候群の発生防止や国内からの風しん排除の達成に向けた工程を定め、以下の対策を講じること。
- ① 最優先の課題である先天性風しん症候群の発生防止のため、妊娠希望女性等への抗体検査及び予防接種を推進するための継続的な財政措置を講じること。
 - ② 風しん予防の重要性について、予防接種の勧奨や職場等における感染予防などを含め、広く国民への普及啓発を進めること。
- (4) 麻疹について、広く国民への普及啓発を進めるとともに、予防接種の接種歴が確認できない方に対する抗体検査の呼びかけを強化すること。
- (5) 定期接種後に造血幹細胞移植や抗がん剤治療などの医療行為により免疫が消失・低下した場合の再接種の扱いについて、定期接種化について検討を進めるとともに、免疫が消失・低下した者に対する助成事業を実施する自治体への財政支援を行うこと。

5 危険ドラッグ対策の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 各自治体における試験検査体制の整備を支援すること。
- (2) インターネットによる取引について、海外のサーバを利用するもの等の取締りを強化するとともに、各自治体の取組を支援し、効果的な対策を推進すること。
- (3) 危険ドラッグの原料となる化学物質が不正に流通しないよう水際対策の徹底を図ること。
- (4) 各自治体における啓発活動の一層の推進に向け、必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

危険ドラッグについては、インターネット上で新たな未規制薬物が次々と流通しているなど、社会問題となっている。

都では、迅速な検査・分析により化学構造を特定して未規制薬物を早期に発見し、生体への影響を評価した上で、速やかに知事指定薬物に指定し、その後、国へ情報の提供を行い、全国的な規制へとつなげているが、いまだ麻薬や指定薬物等の化学構造の一部を変えた新たな製品が次々と出現しており、国と地方自治体が協力して迅速な規制を行う体制が必要である。

また、関係機関と連携した取締りの強化などにより、平成 27 年以降、都内の危険ドラッグ販売の店舗数はゼロだったが、現在は店舗が再び出現しており、令和 5 年度には、大麻含有成分や類似成分を含む、いわゆる大麻グミを喫食した者が救急搬送されるという事案も発生している。

また、インターネットによる取引は、海外のサーバ利用、暗号化アプリの使用、会員制サイトでないと購入できないなど、手口の巧妙化や国外の機関との協力が必要な事例も見られるようになっており、インターネット上の流通実態の把握など、国内外を含めた監視体制の強化が必要である。

海外からの流入品を中心に未規制薬物の流通・摘発は依然として続いており、平成 27 年 4 月に改正関税法（昭和 29 年法律第 61 号）が施行され指定薬物の輸入が禁止されたものの、原料の段階で輸入されるなど個人輸入対策を含め徹底した水際対策が必要である。

一方、地域から危険ドラッグの乱用の根絶を図るためには、訴求力の高い広報媒体・手法等を活用して、広報啓発活動を徹底するとともに、青少年による危険ドラッグの乱用の防止に向け、地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国とともに地方自治体が協力して全国的に迅速な検査を行える体制整備を図るため、試験検査体制の整備に必要な、研修等の技術的支援及び財政的支援を行うこと。
- (2) インターネットによる危険ドラッグの取引について、海外のサーバを利用するもの等の取締りを強化するとともに、各自治体の取組に対し技術的、財政的支援を行い、連携して効果的な対策を推進すること。
- (3) 危険ドラッグの原料となる化学物質が不正に流通しないよう、個人輸入に対する検査命令の実施等の対策を含め、水際対策の徹底を図ること。
- (4) 都道府県等が行う広域的な広報啓発や、区市町村単位での薬物乱用防止活動を継続的に行えるよう、地方自治体が行う取組に対する財政支援や啓発資材の提供を行うこと。

1 5 緊急被ばく医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

実効性のある「緊急被ばく医療体制」を構築すること。

<現状・課題>

国は、原子力災害や放射線事故等に対応するため、原子力施設の所在又は隣接する24道府県において「緊急被ばく医療体制」を構築するとともに、当該道府県に対し必要な診療資器材の整備等に要する費用として原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を交付している。

しかし、福島第一原子力発電所の事故では、国が想定した範囲を超えて放射性物質が飛散し、住民も広域的に避難する事態となった。このため、被ばく医療に関する診療体制が構築されていない地域の医療機関においては、必要な診療資器材等が不十分であり、避難者等への円滑な対応が難しい場合があった。

<具体的要求内容>

国の責任において「緊急被ばく医療体制」の見直しを行うとともに、全都道府県に必要な診療資器材を整備すること。

8. 生 活 ・ 産 業

1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現【最重点】

1 サステナブルファイナンスの先進都市の実現

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

サステナブルファイナンスの先進都市の実現に向け、脱炭素化の実現に向けたトランジションファイナンスの推進やサステナビリティ実現に向けた規制改革等の推進について、アジアをけん引する姿勢で取り組むとともに、資産運用プレイヤーの集積や成長を支える取組など、国内外から投資を呼び込むための環境づくりを加速させること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。加えて、令和6年6月4日には、意欲ある自治体と協働の上、国内外の金融・資産運用業者の集積、金融・資産運用業者等による地域の成長産業の育成支援、成長産業自体の振興・育成といった観点から取組を進めていくため「金融・資産運用特区実現パッケージ」を取りまとめ、東京都も対象地域とされたところである。

「資産運用立国」の実現に向けては、国内の機関投資家の資金や家計金融資産を成長分野への投資にシフトするとともに、国外からもより多くの資金を呼び込んでいく必要がある。そのため、国際的に競争力のある税制の構築、資産運用業への参入障壁や我が国独自のビジネス慣行の見直し等に取り組み、成長分野へのリスクマネーの供給を通じたイノベーション創出と、それに伴う果実の還元という好循環を生み出していくべきである。都としても今年度、TOKYOレジリエンスボンドを発行し、世界の金融市場に都の気候変動適応策を伝え、海外からの投資資金を呼び込むこととしている。

東京都が目指す、サステナブルファイナンスの推進とスタートアップ振興を軸とした、「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」の実現に向けては、国と緊密に連携して取組を進めていくことが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）国内資産運用業の活性化

- ア 金融商品取引業のライセンス登録が迅速に進むよう、審査体制を充実させること。
- イ 金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること。具体的には、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）等を、制度対象の業種を列挙する方式から、除外される業種を列挙するネガティブリスト方式に変更すること。
- ウ 過去の運用実績を重視した、国の「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」を改定し、新興資産運用業者に門戸を開くこと。
- エ 機関投資家から新興資産運用業者（EM）への運用資金の拠出を促進するため、拠出額の一定割合を税額控除する等、税制上の優遇措置を講じること。
- オ EMが自らの成長に必要な運用資金（シードマネー）を獲得できるようにするため、年金積立金管理運用独立行政法人をはじめとする公的年金等の管理運用主体がEMに対して一定の割合を資金拠出するよう、必要な措置を講じること。

（２）社会課題の解決に向けた投資を加速

- ア 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資先とする投資法人に認められている時限の税制優遇措置を恒久化するとともに、優遇対象となる投資先を、系統用蓄電池等の再生可能エネルギーの導入拡大に資する設備に拡大すること。
- イ 持続可能な成長に必要な資金調達の円滑化に向け、今年 3 月にサステナビリティ基準委員会から公表された我が国最初のサステナビリティ開示基準に基づき着実な開示を促し、開示された情報の信頼性を確保するための必要な仕組みを早期に整備するほか、情報開示に取り組む企業への支援を行うこと。
- ウ アジア諸国を含めたGX推進に向け、トランジションファイナンスの国際的な普及・理解醸成に引き続き取り組むこと。
- エ インパクト投融資の推進について、国際的な動向に目を配るとともに、昨春創設された「インパクトコンソーシアム」及び関連分科会において議論されている、インパクト創出に取り組むスタートアップ等の課題やニーズを踏まえ、効果的な資金供給につながる仕組みづくりを推進すること。
- オ カーボン・クレジット市場の健全な発展に向け、多くの種類のクレジットが存在している状況を踏まえた情報開示のルール策定など、投資家保護や取引拡大に資する取組を進めること。

（３）海外の資産運用業者を通じた投資を促進

- ア 国内外からの資産運用業者をはじめとする多様な金融プレイヤーの参入を促進するため、法人税や所得税等の軽減を一層推進すること。
- イ 海外からの投資を促進する観点から、国内ファンドの外国組合員に対する

P E（恒久的施設）課税制度の免除要件緩和や、都内で創設されたファンド（投資法人、契約型投資信託、投資事業有限責任組合等）に海外の機関投資家が投資した場合の海外への配当等に対しては租税条約に係る免税申請の有無にかかわらず源泉徴収を行わないこととするなど、適切な措置を講じること。

（４）家計金融資産による投資を拡大

ア 国が設立した「金融経済教育推進機構」において、講師派遣の担い手をより多く確保する観点から、中立的な内容を担保することを要件に、個別の金融機関の参画も許容すること。

また、同機構において、退職金等のまとまった資金を受け取る機会の前に、資産運用に関する講座を提供すること。

イ 令和６年から導入されたN I S Aの新制度を含め、個人の安定的な資産形成の重要性や新たな制度等の理解促進に取り組むこと。

ウ 被相続人のN I S A口座内の資産について、相続人のN I S A口座へ年間投資上限額の別枠（ただし、非課税保有限度額の範囲内）で直接移管することを可能とすることで、長期投資による安定的な資産形成を推進する制度とすること。

エ 国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金として活用されるよう、「つみたて投資枠」の対象として指定されたインデックスにE S G指数を追加するなど、個人投資家のS D G s投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。

オ 退職時に現金でしか受領できない確定拠出年金の一時金について、有価証券のままで受領を可能とすることで、投資を継続できる制度とすること。

（５）都内企業のサステナブル経営促進に向けた環境整備

ア 世界のキャッシュレス化の動向を踏まえ、キャッシュレス決済の手数料負担低減など、中小・小規模事業者も含め、更なる普及促進につながるよう、キャッシュレス化に関する環境整備を図ること。

2 グローバルに活躍するスタートアップが生まれる都市の推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・総務省・法務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局・スタートアップ戦略推進本部・政策企画局)

スタートアップへの資金拠出促進に向け、VC等の投資環境を巡る税制・規制改革を進めるとともに、ブロックチェーン技術の活用などWeb3をリードする視点をもって取組を強化すること。また、海外からの支援の呼び込みに向け、投資やビジネス、生活環境等に関する規制の緩和に向けた議論を加速させ、早期に受入環境を実現させること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

また、スタートアップ支援に関しては、国が「スタートアップ育成5か年計画」を、都はスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」を打ち出し、共に取組を進めているところである。

国が掲げる「資産運用立国」を実現し、国が持続的に成長していくためには、世界の課題の解決に取り組むスタートアップ等の育成を強力に進めていく必要がある。必要な成長資金を呼び込み、成長を支える環境づくりを進める等、国と一体となった取組の推進が重要である。投資環境をめぐる規制等の改革のほか、投資家とスタートアップ等の成長企業のつなぎ手となる資産運用業の新規参入や成長を促進するとともに、仲介の場としての資本市場の機能の一層の強化に取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

(1) スタートアップへの投資を拡大

ア 世界に冠たるユニコーン企業を輩出するため、産業革新投資機構など政府系ファンドを通じて、レイター期のスタートアップに対する成長資金の供給を一層強化すること。

イ 投資信託等について、上場ベンチャーファンドに投資した個人に対する税制上の優遇措置の新設や、排出権等、組入可能な投資対象の拡大等を通じて、

個人がスタートアップ等に投資しやすい環境を整備すること。

(2) Web 3をリードする環境整備

ア Web 3の社会を見据え、ブロックチェーン等を活用したイノベーションや、関連企業・人材の集積を促進するため、暗号資産の発行や流通に係る明確で安心・安全なルールの整備に取り組むこと。とりわけ、セキュリティトークンの発行・流通について、事業者による円滑な資金調達を実現するため、投資家保護に配慮しつつ、必要な環境整備を進めること。

イ ブロックチェーン技術を活用した新たな資産への投資環境を整備するため、地方自治体によるデジタル証券の発行が可能となるよう、法整備を行うこと。

(3) 海外から支援を呼び込むための環境整備

ア 海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、都と連携した誘致活動の展開や海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みづくりなど、海外からの国内スタートアップへの投資規模拡充に向けた取組を強化すること。

イ スタートアップを取り巻く新しいビジネス環境の構築の障壁となっている規制や制度について、スタートアップやエコシステムプレイヤーへの積極的な聴取等により、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化につながる取組を進めること。

ウ 海外投資家向けのビザ活用が進むよう、家族などの帯同者等に関する規制の緩和実現に向けた検討を加速すること。

3 英語でビジネスができるグローバルスタンダードな都市の実現

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・法務省・文部科学省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局・政策企画局・財務局・教育庁)

グローバルスタンダードなビジネス環境や外国人の在留・生活環境の整備を進めるとともに、エコシステムを支える人材の育成に関する取組を強化し、多様な人材が活躍できる魅力的なフィールドを実現すること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

東京都が目指す国際金融都市を実現し、グローバルに資金・人材・技術・情報と呼び込むゲートウェイとして日本・アジア全体の成長に貢献していくためには、ビジネスや生活を支える高度なエコシステムを形成する必要があり、在留資格等制度面での環境整備に加え、英語での行政手続完結や英文IR情報開示等、海外からの国内市場へのアクセスを容易にするための支援策の拡充など、グローバルスタンダードな環境整備の推進が重要である。

<具体的要求内容>

(1) 英語対応等によるビジネス環境のグローバル化を推進

ア プライム市場における英文IR情報の開示の義務について、対象を順次、有価証券報告書などに拡大すること。その際、英語による開示内容やタイミングが、日本語の開示と同等になるよう、適切な措置を講じること。

また、義務化の対象を、順次スタンダード・グロース市場にも拡大していくこと。

イ 国内企業の英文IR情報開示を加速度的に広げていくため、金融庁等が開発したAI翻訳システムの周知・活用を推進するとともに、対訳資料収集によりシステムの高度化を図ること。

ウ 都とFinCity.Tokyoが進める英文IR情報開示支援事業(Disclosure G)の取組を全国で展開すること。

エ 海外企業による国内証券取引所への上場を推進するため、英文での上場推進や、上場申請に係る必要書類の作成支援等のきめ細かなサポートを実施すること。

- オ 金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおける英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。
- カ 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる金融系外国企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「拠点開設サポートオフィス」に引き続き取り組むこと。
- キ ビジネスに必要な在留資格の申請や会社設立に係る諸手続について、東京開業ワンストップセンター以外でも英語による記載・申請を可能とするなど、行政手続の英語対応、簡素化を進めること。
- ク 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
- ケ 国際仲裁の活性化が日本企業の海外進出や海外からの対日投資呼び込みに資するという取組意義等を十分に意識し、日本・東京を仲裁地・審問場所とするなど国際仲裁を利用しやすい環境の整備を進めること。国際仲裁に精通するグローバルコミュニティで活躍できる実務家の育成や仲裁専用施設の整備に取り組むとともに、国際的な評価を高めるための取組の加速化を図ること。
- コ ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。
- サ 貿易分野のデジタル化に向けて、国際標準に基づくデータ連携を促進する仕組みなど、環境整備を着実に進めること。

(2) 在留・生活環境のグローバル化を推進

- ア インターナショナルスクールの充実への支援等、都と連携して魅力的な生活環境の整備を推進すること。
- イ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
- ウ 東京が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、国家戦略特区で提案した「東京グローバルイノベーションビザ」について、高度専門職人材の配偶者が日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークでの就労を可能とする在留資格緩和を早期に実現すること。
- エ 海外のパートナーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーが入国・在留できるよう、新たな在留資格を創設すること。
- オ 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
- カ 家事支援外国人受入事業について、サービス提供地域を拡大するなどの制度拡充を実現すること。
- キ クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、外国人理容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。
また、外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。

(3) エコシステムを支える人材を育成

- ア サステナブルファイナンスをはじめとする金融プロフェッショナル人材の育成やデータ整備等の取組を進めること。
- イ サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材や高度金融専門人材を支えるデータサイエンティスト、金融関連の法務・コンプライアンス人材の育成について、取組を強化すること。
- ウ 世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びの在り方について、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進めること。

4 国や関係者と一体となった更なる海外プロモーションの強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・経済産業省)

(都所管局 産業労働局)

海外の投資家や高度人材等に、日本の市場動向、市場改革の進捗や規制緩和など、日本の投資環境の整備が進んでいることについてリアルタイムで伝わるよう、国、関係者が一体となって発信に取り組むこと。

<現状・課題>

都はこれまでも、官民連携金融プロモーション組織であるフィンシティ東京と一体的に、海外目線での積極的な情報発信を行っているが、海外の投資家や高度人材等に、日本の市場動向、市場改革の進捗や規制緩和など、日本の投資環境が整ってきていることがリアルタイムで届いていない。

<具体的要望事項>

海外の投資家や金融関係者などに対し、金融・資産運用特区の創設や様々な規制緩和など、日本の投資環境の整備が進んでいることがリアルタイムで伝わるよう、海外目線での積極的かつ明瞭な情報発信に努めること。

2 スタートアップ支援の推進【最重点】

1 スタートアップ支援の連携と施策の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局)

起業数及びユニコーン数を拡大し、世界市場で打ち勝つスタートアップを育てていくため、都が進める「Tokyo Innovation Base (T I B)」に参画し、都及びT I Bに参画する関係者との密接な連携により、国内のイノベーション創出に向け、日本の一つの大きなエコシステムを育てる取組を強化すること。

<現状・課題>

世界の変革と成長をけん引するスタートアップを数多く輩出し、イノベーションによって社会課題を解決するため、国を挙げてスタートアップのエコシステム創出に取り組むことが重要である。

世界で打ち勝つスタートアップの育成を強力に進めていくためには、国と都との連携により、オールジャパンで取組を推進し、イノベーションを起こす場づくりを共に進めるとともに、資金や人材、ノウハウなどの経営資源が不足しているスタートアップに対し、官民一体で多様な側面から支援する体制を構築していく必要がある。

国は、「スタートアップ育成5か年計画」において、官民による我が国のスタートアップ育成策の全体像を掲げ、「骨太の方針2024」においても、スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応など具体的な施策展開の方針を明らかにしており、様々なスタートアップ拠点の設置や計画が進行している。

また、都がスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において構想を掲げた「Tokyo Innovation Base (T I B)」は、昨年5月のグランドオープン以降、スタートアップやその支援者が集まり交流する一大拠点となっている。

これらの拠点をより効果的な場としていくために、全国各地や世界の拠点との連携や多様な支援プログラムの提供やネットワークの形成など、T I Bを結節点としたエコシステムの大きなプラットフォームを創り上げ、スタートアップ創出に社会全体で取り組むことが必要である。

<具体的要求内容>

世界を見据えたスタートアップの振興に向け、「スタートアップ育成5か年計画」に基づく施策展開を加速するとともに、国での施策の検討状況について、適宜、情報提供するなど、都と密接に連携し、資金、人材、販路などの多様な側面からの支援が抜本的に強化されるよう、共に取り組むこと。

T I Bにおけるスタートアップとスタートアップ支援に関わるあらゆるプレイヤーとをつなぐ取組に参画し、支援プログラムや資金供給、メンタリング等、充実したスタートアップ創出支援が展開されるよう、国のプログラムのT I Bでの実施や国関連施設との連携の取組を進めること。

2 世界からスタートアップ支援者を呼び込むための取組の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局)

起業時から世界を見据え、世界市場に進出するスタートアップを輩出するために、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、国内スタートアップに関するデータベースの整備など、戦略的な情報発信を都と連携して一体的に進めること。

<現状・課題>

スタートアップが世界で活躍するためには、優れた技術を持つスタートアップが海外からも的確に認知・把握されるよう、情報を戦略的に発信することが重要である。

一方で、日本のスタートアップへの投資規模は、海外と比べて圧倒的に小さく、グローバル展開へと挑戦・飛躍するためのリスクマネーの供給が不足している。

国では、「スタートアップ育成5か年計画」において第二の柱として、「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」を掲げており、スタートアップへの出資の促進を進め、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備に取り組むこととしている。

都でも、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において、国内のみならず海外プレイヤーと連携し、グローバル市場を見据えた資金調達環境を整える仕掛けとして、海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みの構築を掲げており、グローバルイベントの開催や海外のグローバルイベントの活用、国内スタートアップに関する情報を英語表記で一元的に扱うデータベースの整備など、国と連携したオールジャパンでの発信を掲げ、様々な取組を進めている。

<具体的要求内容>

海外の投資家や海外ベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

都で開催している「SusHi Tech Tokyo」など、国内外で開催するスタートアップ関連イベント等を通じた世界に向けた情報発信について都と一体となって取り組むこと。

海外に向けてスタートアップ関連情報を一元化して発信できるよう、グローバルとつながるプラットフォームの構築を都と一体となって進めること。

3 公共調達の推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・総務省)
(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局
・デジタルサービス局)

スタートアップの成長促進には公共調達の果たす役割が大きいことから、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組については、都や区市町村、東京都政策連携団体等が活用しやすいシステムを整備するとともに、スタートアップの参入促進を図ること。

<現状・課題>

国の「スタートアップ育成5か年計画」では、スタートアップの事業展開・出口戦略の多様化の観点から、公共調達の拡大等の推進に取り組むことが掲げられている。

一方で、公共調達の事務については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）のとおり、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとされている。

こうした中、令和6年度に正式版をリリースしたデジタルマーケットプレイスは、スタートアップからの公共調達拡大等に有効な施策であると考えられることから、サイトの機能等を充実させるとともに、更に多くのスタートアップの登録を促進していく必要がある。

<具体的要求内容>

地方自治体がスタートアップからの調達に一層取り組むために、制度の整備等の取組を強化すること。

都は令和6年度、政策目的随意契約に係る認定情報を自治体間で相互に活用可能となるデータベースを構築し、全国の自治体との連携を開始した。国においても都と連携して官民協働を促進するための取組を行うこと。

都や区市町村、東京都政策連携団体等がデジタルマーケットプレイスを活用した契約ができるよう、効果的な利用者管理の仕組みを構築し、サイトの検索機能の充実を図るとともに、周知・広報を強化しスタートアップの登録を促進すること。

4 スタートアップ支援につながる規制・制度の見直し

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局・政策企画局)

スタートアップが直面する課題を積極的に聴取し、規制改革やルール
の明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進する
とともに、海外高度人材の呼び込みに寄与する在留資格の認定要件等
の規制緩和を行うこと。

<現状・課題>

スタートアップが生み出す新しいビジネスにとって障壁となる既存規制・制度の改革が不可欠である。

国では、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する「規制改革関係府省庁連絡会議」が設置されたほか、令和5年度「規制改革実施計画」でスタートアップを促進する規制・制度見直しについて、令和6年5月31日「規制改革推進に関する答申」でスタートアップの成長基盤の整備について言及された。

さらに、令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

都は、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、国と共に、スタートアップのニーズに寄り添った伴走型の規制緩和やルールメイク・事業支援などの取組を進めているところである。

<具体的要求内容>

スタートアップが直面している規制について、これまで以上に積極的に聴取すること。また、東京都や他自治体等が把握した規制や明確化されていないルール・慣行等についても、随時把握できるような体制とし、積極的に規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。高度外国人材やその配偶者が日本で活躍できるための在留資格の認定要件等に係る規制緩和措置について、検討を進めること。

5 アン트レプレナーシップ教育の推進

(提議要求先 内閣府・文部科学省)
(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・総務局・産業労働局)

失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、初等・中等教育段階も含めたアン트レプレナーシップ教育を実施すること。

<現状・課題>

これまで国では、次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）として、大学等に対してのプログラムを実施してきた。また中小企業庁においても、高校生に向けた「起業家教育事業」として起業家教育プログラムや出前授業を実施している。

また、国が発表した「スタートアップ育成5か年計画」では、アントレプレナーシップ教育の強化や大学・小中高生へのスタートアップ創出に向けた支援等が示されている。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」でアントレプレナーシップ（起業家性）の育成を取組の柱に据えている。小中学校、高校における継続的なアントレプレナーシップ教育実施を進めており、「小中学校向け起業家教育推進事業」として、授業等で起業家教育を行う場合に、必要な内容の検討から実施までの支援を行うとともに、講演可能な起業家や経営者などを派遣している。

しかし、令和4年のGlobal Entrepreneurship Monitorの調査では、起業家という職業を評価する国民の割合は23.7%と43か国中最下位と低く、挑戦者を応援する土壌が構築できていない。また、令和7年の日本財団の18歳意識調査では、「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」と答えた割合は39.1%と、昨年の45.8%を下回っている。日本では世界に比べて、社会を変えようという意欲や希望を持っている若者が少ない現状がある。

我が国が現在直面している様々な課題を克服し、社会変革を成し遂げるためには、スタートアップだけでなく様々な分野において変革を生み出す幅広い意味でのアントレプレナーシップが求められており、こうしたマインドを幼少期から育むことが必要である。

また、従来までのいわゆる大企業への就職にとらわれず、起業へのチャレンジや新たな職への挑戦が当たり前の社会に向けた雇用市場の活性化が望まれる。

<具体的要求内容>

若者が失敗を恐れず、社会課題の解決をはじめ様々な新しいことに挑戦することを奨励するような教育体系を構築し、これまでは主に高校生、大学生向けが中心となっていたアントレプレナーシップ教育について、初等・中等教育段階から実施すること。

また、起業家と触れ合う機会の提供や、PBL型の教育の展開など、実践的なアントレプレナーシップ教育を実施すること。

3 「つながる東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等【最重点】

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、高周波数帯の基地局整備を推進するとともに、周波数帯別の内訳を含めた通信事業者別・都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせるため、通信困難地域へ1社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。また、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。
- (3) 首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業により、非常用電源の72時間化など、区市町村本庁舎や災害拠点病院等における携帯電話基地局の強靱化を国が責任を持って主導し確実に進めること。

<現状・課題>

(1) 周波数帯別5G整備状況の開示

5Gによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のQOLを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都ではデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指し、令和5年8月に「つながる東京」展開方針を策定した。

大容量かつ高速通信を必要とする 5 G サービス市場は、今後大きく拡大することが見込まれ、「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった 5 G の特長を十分に発揮するには、s u b 6 帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備は、「つながる東京」実現の上で不可欠である。

そのため、都では、基地局数、基盤展開率、人口カバー率の都道府県別整備状況の開示を求めてきたが、「新たな目標に基づく 5 G インフラの整備状況（令和 5 年度末）の公表」（令和 7 年 2 月 12 日）では、「サブ 6 展開率」の考え方が示され、s u b 6 帯の整備目標と都道府県別整備状況が公表されたものの、s u b 6 帯及びミリ波の通信事業者別・都道府県別整備状況が示されていない。

（２）補助制度の拡充

国が目指すデジタル社会の発展において、高速モバイルインターネット網は基幹的インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。しかし、島しょ地域や山間部などでは、地理的条件により電力や光回線の確保が難しいことや維持管理費等の負担の課題があり、無線通信事業者の自発的な基地局整備につながりにくい。その中で、1 社以上が整備済みのエリアへ複数社が整備する場合の補助率は 3 分の 2 となっているが、通信困難地域へ 1 社が新規整備する場合の補助については、補助率が 2 分の 1 となっており、複数社整備の場合と同等の補助率となっていない。さらに、国の補助制度において維持管理費を財政支援することが明記されておらず、維持管理費用の負担が困難な自治体では、実質的に基地局が設置できない状況が続いている。

（３）携帯電話基地局の強^{じん}靱化

令和 6 年能登半島地震では、伝送路の切断や停電等により基地局の停波が起きた。有事の際には、避難や救急・救命活動において通信が重要な役割を果たすため、首都直下地震や台風などの自然災害に備え、基地局の強^{じん}靱化を推進し通信を確保していくことが重要であり、今年度災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業が創設された。この事業により、国民の命を守るという観点から、発災後 72 時間の停電対策や衛星通信^{じん}を活用した多重化など、災害時の拠点となる施設等の周辺における基地局の強靱化を国が責任を持って主導し確実に進めるべきである。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

< 具体的要求内容 >

- （１） 5 G による高速モバイルインターネット網の構築に向け、s u b 6 帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備目標を早期かつ着実に達成すること。
また、「サブ 6 展開率」の考え方にに基づき、都道府県ごとの各メッシュの整備状況を通信事業者別に開示するとともに、ミリ波における通信事業者別・都道府県別整備状況についても開示すること。
- （２） 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせ、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できる

よう、通信困難地域へ1社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。

また、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。

- (3) 首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、非常用電源の72時間化など、区市町村本庁舎や災害拠点病院等における携帯電話基地局の強靱化を国が責任を持って早期に進めること。

参 考

(1) から (3) まで国施策の根拠法令・計画

- ・ 総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和5年4月25日発表）
- ・ 総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平成17年11月25日総基移第380号 最終改正：令和7年1月15日総基移第836号）
- ・ 総務省「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（告示）（昭和62年2月14日郵政省告示第73号）
- ・ 総務省「5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ報告書」（令和6年7月17日）
- ・ 総務省「新たな目標に基づく5Gインフラの整備状況（令和5年度末）」（令和7年2月12日）

4 OpenRoaming 対応公衆無線 LAN の整備促進

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

公衆無線 LAN を通信インフラとして国の整備計画等に位置付けるとともに、WBA が推奨する国際規格であり安全で利便性の高い OpenRoaming 対応公衆無線 LAN の整備促進に向け、積極的な普及啓発及び財政支援を行うこと。

<現状・課題>

誰もが無料で使うことができる公衆無線 LAN は、携帯電話回線が輻輳^{ふくそう}のために利用できない場合でもインターネットにアクセスしやすく、災害や通信障害時の代替の通信手段として有効である。災害時でも効果的に情報を受発信するためには、公衆無線 LAN の整備が不可欠であることから、通信インフラとして位置付ける必要がある。

しかし、その利用に当たっては、情報漏洩^{えい}等セキュリティの確保が課題(※1)であり、加えて、移動するたびに接続し直す手間が生じ、利便性が低い点も課題となっている。

そのため、都は、令和5年8月に「つながる東京」展開方針を策定し、OpenRoaming規格を採用した公衆無線 LAN の展開を行っている(※2)。

OpenRoaming は、Wireless Broadband Alliance(WBA) が推奨する国際規格の公衆無線 LAN の認証基盤であり、セキュリティを確保しつつ、一度設定を行えば、都度登録を行うことなくシームレスに接続できるという特徴を有し、上記の公衆無線 LAN の課題を解決した規格である。

また、OpenRoaming は欧米を中心に300万を超えるアクセスポイントの整備(※3)が進んでいる。国内においても、令和7年に日本国際博覧会を開催している大阪府(※4)や鳥取砂丘コナン空港(※5)で導入されるなど広がりを見せている。

こうした利点を持つ、OpenRoaming 対応公衆無線 LAN の整備を加速させるために、施設管理者向けの整備に関するガイドラインを策定するなど整備促進に取り組む必要がある。

また、OpenRoaming の認知度は、14%(※6)と低く、国内では利用できる施設が少ない上に、整備に関しては施設管理者の財政的負担が大きいという課題があるため、公共施設や民間施設等に積極的な普及促進が図られるよう支援を行っていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 公衆無線 LAN を通信インフラ整備の計画に位置付けること。
- (2) OpenRoaming に対応した公衆無線 LAN について、施設管理者向けの整備に関

するガイドラインを策定するなど整備促進に取り組むこと。

- (3) OpenRoaming 対応公衆無線 LAN 整備のため、施設管理者への補助金などの財政支援を行うこと。
- (4) 公共施設等への公衆無線 LAN 整備を行う際は、OpenRoaming 等の国際的な公衆無線 LAN ローミング基盤に対応するよう国が率先して啓発すること。

参 考

- ※1 令和7年2月25日付総務省「無線 LAN (Wi-Fi) の安全な利用 (セキュリティ確保) について」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/wi-fi/
- ※2 令和5年3月29日付東京都プレスリリース
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/03/29/07.html>
- ※3 Wi-Fi NOW BREAKING NEWS January 25, 2024
<https://wifinowglobal.com/news-blog/enea-openroaming-is-a-revolution-in-connectivity-access-eneas-new-paper-on-openroaming-here/>
- ※4 令和6年9月25日付大阪観光局プレスリリース
https://wi2.co.jp/release/upload/20240925_Osaka%20Free%20Wi-Fi%20OpenRoaming.pdf
- ※5 令和7年1月25日付鳥取砂丘コナン空港お知らせ
<https://www.ttj-ap-bld.co.jp/news/detail/197>
- ※6 【令和6年度】インターネット通信環境及びインターネット利用状況調査
(公表準備中)

5 島しょ部における地デジ放送の安定的な視聴

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

島しょ部における地上デジタル放送の安定的・継続的な視聴環境を確保すること。

<現状・課題>

総務省は、地上アナログ放送終了までに地上デジタル放送の受信環境が整備されない世帯、いわゆる「デジタル難視聴世帯」に対し、地上系放送基盤の整備（以下「恒久的対策」という。）として、中継局や共聴施設の整備等を進め、これらについて、平成 27 年 3 月末に対策が完了したとしている。

また、恒久的対策完了までの間、暫定的に総務省が日本放送協会及びテレビジョン放送を行う民間の地上基幹放送事業者と共同で実施していた衛星セーフティネット事業についても平成 27 年 3 月末をもって終了している。

しかしながら、島しょ地域においては、テレビ受信機による地上デジタル放送の視聴に当たり、ブロックノイズやブラックアウトが発生するなど、安定的な視聴が困難な難視聴地域がある。

一方、総務省の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」で地デジ放送のブロードバンド代替が検討されたものの、令和 6 年 12 月に出された「在り方に関する取りまとめ」は、島しょ地域では波の影響により映像が乱れるフェーディング現象により受信障害が発生するが、そのことを踏まえた内容になっておらず、島しょ地域の実情に応じた内容となっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 島しょ地域においても、地デジ放送の安定的・継続的な視聴環境を提供するよう放送事業者に対して引き続き指導すること。
- (2) 島しょ地域の実情に応じた難視聴地域の解消に向けて、ブロードバンド代替について引き続き検討し、国が責任をもって対策を講じること。

6 次世代モビリティの社会実装の推進【最重点】

1 自動運転の社会実装に向けた取組の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・交通局)

L 4 自動運転車両の着実な社会実装に向け、安全かつ実用的な技術水準の向上を図るため、より一層の事業者向け技術支援を進めるほか、事業化に向けた初期投資への支援、都民の社会受容性を高める分かりやすい情報発信、自治体や事業者による取組が継続しやすい環境整備に努めること。

<現状・課題>

公共交通へのニーズが複雑化・多様化し、深刻化するドライバー不足の解消や高齢者の移動の確保という点においても、自動運転の早急な社会実装が求められている。

全国各地で自動運転のレベル4実装に向けた運行が開始する中、都においても、自動運転の「推進区域」を設定し、地元自治体、事業者と一体となってレベル4実装に向けた運行を開始するとともに、ガイドラインの公表や運行経費及び社会受容性向上の取組への補助など、多角的な支援を実施している。

一方で、事業者が進める自動運転に関わる技術開発は、車両走行に関わる事象に対して十分な対応ができるよう進められているが、自動運転車両が自ら完全な判断を行い、車両を制御するには至っていないのが現状である。

特に安全な走行について、地理的な条件や交通状況変化など、いわゆる自動運転制御に関わる地域的な対応については、主に事業者に委ねられており、十分なデータの取得に多大な時間と労力を要している。

国は、こうした地域の特性に合わせた自動運転技術の開発に対し、加速度的に進歩する生成AIの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりを行うなど、効率的に安全性確保が計られるよう施策を推進すべきである。

また、最先端の技術を搭載する自動運転車両そのものが高価になる可能性があることに加え、高出力充電設備といったインフラ整備など、初期投資額が非常に大きい一方、バスやタクシー等を想定した場合、サービス対価が少額であり、初期投資の回収に相当の期間を要する。

他方で、日本においては短期的な収支見通しに基づいて投資判断がなされることが通例であり、自動運転のようなイノベーティブな取組に対して、資金が投入される素地が十分に整っていない状況にある。

そのため、事業化に当たって、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう支援を行うことが重要である。

加えて、自動運転車両の社会実装を速やかに進めていく上では、国民や地域の

社会受容性を高め、実装の担い手となっていただくことが重要である。

このため国は、自動運転の社会実装によって国民や地域が享受できるメリットを分かりやすく情報発信する機会を拡大するほか、「見る、体験する、意見交換する、自ら発信する」など実感できる場づくりを積極的に進めていくべきである。

さらに、自動運転の社会実装を円滑に進めていく上では、空港、駅前広場など、自動運転サービスのニーズが高いことが見込まれる公共施設等において、デマンド型の自動運転車両の乗降場所の確保が必要である。

そのため、既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等を示すことが求められる。

また、更なる社会実装の加速のためには、地域の実情に応じた走行データの蓄積や学習が重要であり、事故発生時の調査や責任判断、地域住民の理解促進など、自治体や事業者等が公道での実証を継続できる環境整備が必要である。

<具体的要求内容>

早期に安全かつ実用的な自動運転の社会実装に向けた技術水準の向上を図るため、技術開発を行う際に、生成A Iの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりなど、技術支援に努めること。

また、自動運転の事業化に当たって、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう事業化に向けた初期投資への支援を行うこと。

加えて、都民の社会受容性を高めるため、自動運転に関わる分かりやすい情報を発信するほか、都民などが自動運転の効用を実感できる場づくりを行うこと。

さらに、既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等を示すとともに、更なる社会実装の加速に向けて、公道実証における事故責任の在り方の議論や地域住民の理解促進など、自治体や事業者による取組が継続しやすい環境整備に努めること。

2 「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省)
(都所管局 政策企画局・デジタルサービス局・都市整備局)

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、型式証明や交通管理、バーティポート整備条件など機体の特性を踏まえた諸制度の構築を進めること。また、社会受容性の向上に向けた取組や市街地での社会実装に向けた都の実装プロジェクト等への支援、将来の羽田空港アクセスの実現に向けた検討を推進すること。

<現状・課題>

国においては、空の移動革命に向けた官民協議会を設置し、令和4年3月に「空飛ぶクルマ」に関する基準の方向性が示され、令和5年12月に「バーティポート」整備指針が制定されるなど、制度の検討が進んでいる。

都においても、官民協議会の下に設置された離着陸場WGへ参画を図り、2030年代の市街地への展開に向け、型式証明や空域・運航基準など国の動向も踏まえ、SusHi Tech Tokyo2024で都内初となるデモフライトを実施するなど、社会受容性の向上、技術実装支援、離着陸場整備支援等を推進している。

また、都における社会実装の実現を加速させるため、機体メーカーや運航事業者等の民間事業者を含めた「空の移動革命実現に向けた東京都官民協議会」を設立し、ユースケースや社会実装に向けた課題、課題解決に向けた取組などの議論を踏まえ、ロードマップを精緻化し、商用運航に向けた実装プロジェクトを進めている。

「空飛ぶクルマ」が交通や観光、防災などあらゆる場面で活用され、地域の社会課題の解決を図るためには、安全性の確保はもとより、型式証明や交通管理、バーティポート整備条件など、その機体特性に合わせた制度設計が不可欠であり、特にバーティポートの整備が重要となる。現時点では、バーティポートはヘリポートに準ずるものとして整理がされているが、ヘリコプターに比べ騒音が小さく、「垂直離着陸」の飛行形態を持つ「空飛ぶクルマ」をヘリコプターと同列に扱うことは、都心部への導入の障壁となるおそれがある。

また、都心部におけるビル屋上の活用などに対し、建築関連の法制度への対応が必要となる可能性も考えられる。

加えて、いまだ空飛ぶクルマに関しての認知度が低く、一層の社会受容性の向上に向けた取組や、将来の空飛ぶクルマの普及と高密度化を見据えた交通管理手法の整備、都内において活用ニーズの高い空飛ぶクルマの羽田空港アクセスの検討が求められる。

<具体的要求内容>

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、国において型式証明や交通管理

等の諸制度を構築し、機体や運航、落下物対策など安全性を確保すること。特に、バーティポートの整備基準策定に当たっては、「空飛ぶクルマ」の特性を的確に捉えつつ、市街地での飛行を見据え、進入表面の確保や、屋上ポートや浮体式ポートの技術基準、将来の普及と高密度化を見据えた交通管理手法などについて適切な方向性を示すとともに、環境アセスメントなど各種法制度の柔軟な取扱いについて検討を進めること。

なお、バーティポートの整備基準策定までの間においても、現行のバーティポートの整備指針について適宜見直しを図ること。

また、社会受容性向上に向け、地方自治体が行う取組を支援するとともに、市街地での社会実装に向けた都の実装プロジェクト等において、暫定的なポート及び機体格納施設の確保や羽田空港の活用など、必要な協力を行うとともに、将来の羽田空港アクセスの実現に向けて検討を進めること。

7 地方消費生活行政に対する財政支援

(提案要求先 消費者庁)

(都所管局 生活文化局)

地方消費生活行政推進のため、地域の実情を踏まえた十分な財政支援を行うこと。

<現状・課題>

現状、国は、平成 29 年度までに開始した消費生活行政の充実・強化に関する事業の経費について、「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」により財政支援を行っているが、最長で令和 7 年度までとしている。

平成 30 年度以降に開始された事業については、「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」により財政支援を行っているが、これまでの「地方消費者行政推進交付金」と比べて、使途が限定的であり、補助率も原則として 2 分の 1 と下げられている。

もしこのまま「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」による財政支援が令和 7 年度までで終了することになると、これまで充実させてきた消費生活相談事業や高齢者の見守りの取組など、地域の実情を踏まえた現行の取組の継続が困難になるおそれがある。加えて、民法改正による成年年齢の引下げ、インターネットや SNS の普及などの社会環境の変化に伴って次々と生じてきている新たな消費者被害に対する取組なども対応が難しくなる可能性があり、結果として地方消費生活行政の後退を招くことが危惧される。

<具体的要求内容>

第 5 期消費者基本計画を鑑み、地方消費生活行政推進のために、地域の実情を踏まえ、必要な財源を継続的・安定的に確保した上で、平成 29 年度までと同等以上の十分な財政支援を行うこと。また、今後の財政支援制度について、区市町村が円滑に予算措置できるよう早期に情報提供すること。

8 靈感商法等による消費者被害の救済の実効化

(提案要求先 消費者庁)

(都所管局 生活文化局)

- (1) 靈感商法等による消費者被害の救済のため、新法及び改正法に関する周知拡大に努め、消費者被害の未然防止の観点から注意喚起・情報提供を継続的に実施すること。
- (2) 新法及び改正法について施行状況を的確に把握し、今後予定されている見直しにおいて、より実効性ある内容とすること。

<現状・課題>

靈感商法等による消費者被害に対応するため、国は新法「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」の策定並びに消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の改正を行い、令和5年1月に施行した。

新法は法施行後2年を目途として、改正法は施行後5年を経過した場合に施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、必要に応じて見直すものとしている。

都においても、都民の不安の払拭、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るため、靈感商法等に係る注意喚起情報の継続的な発信や各種窓口での相談対応を行っているが、靈感商法等による消費者被害の防止及び救済の実効化を図るためには、関連法が適切に施行されることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 靈感商法等による消費者被害の救済のため、新法及び改正法に関する周知拡大及び消費者被害の未然防止の観点から注意喚起・情報提供を継続的に実施すること。
- (2) 新法及び改正法について施行状況を的確に把握し、今後予定されている見直しにおいて、より実効性ある内容とすること。

9 旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応

(提案要求先 文部科学省・法務省)
(都所管局 生活文化局・政策企画局)

旧統一教会について、都民の不安の払拭や被害者救済等のため、適切な対応を行うとともに、適宜必要な情報提供を行うこと。

<現状・課題>

宗教法人世界平和統一家庭連合（旧統一教会）について、国は、解散命令請求事由に該当するとして、令和5年10月、解散命令を裁判所に請求した。令和7年3月に東京地裁は解散を命令したが、旧統一教会は即時抗告したところである。文化庁の発表によれば、民事判決において同宗教法人に対する損害賠償請求を認容されるなどした人数は169人、認容金額等の合計は約22億円、訴訟上の和解、訴訟外の示談を含む全体では、約1,550人、解決金等の総額は約204億円に上るとされている。

都は、これまで、消費生活や福祉、人権など、関係機関で連携しながら都民からの相談に応じてきた。また、旧統一教会が令和4年4月多摩市内に取得した土地（約6,300㎡）の利用について、地域住民から不安の声が上がっていることから、都庁横断的な体制を構築するとともに、多摩市等関係機関とも連携し、対応してきた。さらに、国の解散命令請求を受け、関係局による庁内連絡会議を設置し、各局が一体となって必要な対応の検討、実施を進めている。

一方で、司法判断が確定するまでの間は、宗教法人としての活動は継続されることから、これまで以上に、地域住民及び都民からの不安の声が高まることが危惧される。また、その間、宗教法人内の合議などにより財産を処分できるため、財産の移動等により、被害の賠償に必要な財産が散逸する可能性も指摘されている。

国は、被害者救済特例法を施行するとともに、令和6年3月に旧統一教会を指定宗教法人に指定したところであるが、都民の安全・安心な生活を確保するためには、引き続き国の適切な対応が不可欠である。

<具体的要求内容>

旧統一教会について、不安の払拭や被害者救済等のため、適切な対応を行うとともに、適宜必要な情報提供を行うこと。

1 0 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実【最重点】

(提案要求先 農林水産省・林野庁・水産庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実を図ること。
- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること。

<現状・課題>

我が国の経済は緩やかに回復しているものの、原材料価格の高止まりや円安等の影響により、農業者や漁業者の経営は厳しい状況にある。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築事業において畜産業者や漁業者が負担する積立金に対して助成を行うほか、無料の土壌診断を実施し肥料コストの低減を進めるなど、農業者・漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」の影響に伴い、輸入材の供給が不安定となったことを契機に、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和6年11月に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定し、物価高の影響を受ける事業者の支援や飼料作物の生産支援、生産基盤の強化による国産木材の安定供給等に取り組んでいる。

しかし、国際情勢等により、景気の先行きに不透明感がある中、原油や原材料価格の高止まりに対し、農林漁業者の経営の安定化が図られるよう、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実

配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の資材価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や電気料金高騰への対策、収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

1 1 文化政策の推進

(提案要求先 内閣府・文化庁・経済産業省・観光庁)
(都所管局 生活文化局)

芸術文化に関わる政策を都と連携して着実に実施するとともに、
財政負担を含めた必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

芸術文化は、人々に楽しさや感動、生きがいや精神的安らぎを与えるものであると同時に、芸術文化の持つ創造力は、創造産業や、観光振興、地域の活性化、新たな雇用の創出、国際交流など、様々な分野において、国や都市の国際競争力の向上や成長発展に大きく寄与するものである。国においても、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」の中で、文化芸術活動に対する効果的な支援や、国内外の文化的多様性や相互理解の促進など、「文化芸術立国」の実現を掲げるとともに、「文化芸術推進基本計画（第2期）」においては、文化資源の魅力向上や発信強化、地域における文化芸術振興拠点の整備・充実等を推進すべき施策として示している。

都は、これらの国の方針も踏まえ、2030年度までの文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した「東京文化戦略 2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」を令和4年3月に策定し、芸術文化を通じた人々のウェルビーイング向上やアーティスト等の育成・支援など様々な取組の展開を通じて「躍動」と「豊かさ」が両立した社会の実現を目指している。

今後は、2025年の世界陸上やデフリンピックを契機とする芸術文化へのアクセシビリティ向上の一層の推進や、東京のアートシーンを世界に発信する取組として都内で開催される官民の芸術文化イベントをつなぎ合わせた新たな文化芸術祭の構築のほか、日本の礎を築いた「江戸」の歴史や、文化の魅力と価値を世界遺産登録も見据えて発信することに注力することとしており、これまで以上に文化庁との連携を強化していく必要がある。

また、国立劇場の建替計画の遅延により歌舞伎や文楽の代替施設として新国立劇場が長期使用され、都が所管する東京文化会館や東京芸術劇場も近く施設改修を予定する中、改修期間中のバレエ・オペラの公演活動及び鑑賞機会等の減少に対して業界団体から強い懸念が示されており、国の施設も含めて相応規模の施設を緊急的に確保することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、文化芸術予算全体を増額し、文化芸術振興費補助金事業など地域における文化芸術振興拠点の整備・充実を推進する財源について、継続的、安定的に確保するとともに、日本の実演芸術振興の中核として多種多様な公演を通じたファン層の拡大や担い手の育成を推進する都内の劇場・音楽堂に対して十分な支援を行うこと。
- (2) 東京のアートシーンを国内外へ発信するために国や民間などと連携した取

組、具体的には、創造性・国際性の高い作品をはじめ多彩な舞台作品で幅広い層を惹きつける舞台芸術祭の展開や、都内に点在する優れたコンテンツをつなぎ合わせ新たな文化芸術祭として国内外へ一体的にプロモーションする等の取組に対し、積極的な支援を行うこと。

- (3) 多様な芸術分野で才能のある人材を積極的に受け入れ、交流を促進し、作品創作に向けた新たな発想や表現を生み出す場を整備する取組に対し、積極的な支援を行うこと。
- (4) アール・ブリュット等の振興や、障害者の芸術創造活動や鑑賞・参加を促すNPO等の活動に対する支援、芸術文化の多様性や包摂性を生かした事業に対する支援、文化施設における情報保障の充実に向けた取組への支援など、共生社会の実現を目指す取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (5) 能楽、邦楽、落語、茶道等、小中学生等を対象とした伝統文化体験プログラムなど、次代を担う子供たちに伝統文化の価値を正しく伝え継承する取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (6) アート市場の活性化やアーティストの持続的活動につながる法制度や施策の検討を国として進めるとともに、これらに向けた都の取組に対して、必要な支援を行うこと。
- (7) 国立劇場の建替計画を端緒とするホール・劇場問題を全国が一体となって芸術文化を活性化させる契機と捉え、国が主催するオペラ・バレエ公演を代替施設で実施して空いた枠を民間団体等に貸し出すなど、ホール及び劇場を確保するために、国として必要な施策を行うこと。あわせて、国の施設も含めて国内既存施設の更なる有効活用を図り、全国のホール・劇場が今後とも発信拠点としての役割を果たしていけるよう、国は必要な支援を行うこと。
- (8) 現代東京の基盤となっている江戸文化について、有形・無形の文化資源やその歴史的背景等を発信し、国際的に魅力を浸透させていく取組に対し、必要な支援を行うこと。

1 2 M I C E 推進施策の強化【最重点】

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) M I C E 誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化するとともに、M I C E 開催地としての魅力を積極的に海外に発信すること。
- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 国際競争力向上などの観点から I T 関連業界等との連携や人材育成の取組を強化するとともに、大学等での国際会議等の誘致活動を適正に評価する仕組みの導入を働き掛けること。
- (4) ユニークベニユーの活用促進による M I C E 誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

<現状・課題>

M I C E は新型コロナウイルスの感染拡大により、開催中止・延期やオンライン形式への変更等、大きな影響を受けたが、コロナ禍の収束後は、人々が対面で集まる意義や価値が再評価されてきており、世界的に実地開催の再開が進んでいる。

都では、令和 5 年 1 月に策定した「東京都 M I C E 誘致戦略 2023」に基づき、M I C E 誘致を展開しているが、シンガポールやソウルなどの競合都市においても、デジタル技術の活用や誘致に向けた情報発信など積極的な取組を行っており、これまで以上に都市間での誘致競争は激化している。

海外都市との誘致競争を勝ち抜き、国内での M I C E 開催を増やしていくためには国を中心とした開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、M I C E 開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) M I C E に関連する国際団体等との継続的なコミュニケーションが図られるよう国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、参加者の動向や主催者のニーズなど有益な情報の収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するとともに、海外の主催者等に対し、魅力的な都市を有する M I C E 開催国としての日本の優位性を積極的に発信すること。

- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 急速なデジタル活用の進展や中長期的な国際競争力の維持・向上の観点から、MICE業界においても新たなテクノロジーなどの導入を推進するため、IT関連業界等との連携を促進するとともに、大学生など次代を担う人材を着実に育成するための取組を強化すること。

また、MICE誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働き掛けること。
- (4) ユニークベニユーは、開催都市の魅力を効果的にPRできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働き掛けを行うなど、MICE誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

1 3 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実

【最重点】

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者の収益力向上や人手不足解消に向けた取組への支援を一層推進すること。
- (2) 観光目的で来訪する旅行者に対して、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。
- (3) インバウンド需要の一層の拡大に向け、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

<現状・課題>

令和6年の訪日外国人旅行者は3,600万人を突破し、インバウンド需要は活況が続いている。

国際競争力を高め、世界の観光需要を更に取り込んでいくためには、免税販売手続における利便性の更なる向上、多様な文化・習慣に配慮した受入環境整備等を着実に進めるとともに、観光関連事業者の収益力向上やDXの推進等による人手不足の解消を強力に後押しする必要がある。

加えて、訪日意欲を喚起するための国を挙げたプロモーションや、現行の外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和措置を拡大していくことも有効である。

また、東京2020大会を契機に気運が高まった共生社会の実現に向けて、誰もが旅を楽しめるための環境づくりも欠かせない。

こうした取組により、観光産業の持続的な成長につなげていくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者への支援を一層推進すること。
 - ① 外国人旅行者への免税販売に関して、引き続き、事業者等への普及啓発や免税販売手続の効率化などを通じて、免税店舗の更なる拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
 - ② 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、

観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。

③ 障害者や高齢者等も快適に楽しめるアクセシブル・ツーリズムの一層の普及に向けた取組を実施すること。

④ 商品・サービスの高付加価値化等による観光関連事業者の収益力・生産性の向上の取組を引き続き支援するとともに、DXの推進等を通じた人手不足の解消を後押しすること。

(2) 観光目的で来日する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。

(3) 各国では海外旅行に関心が高い層に対する観光プロモーションが積極的に展開されている状況を踏まえ、インバウンド需要の一層の拡大に向けて、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

1 4 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進

(提案要求先 総務省・文部科学省・出入国在留管理庁)
(都所管局 生活文化局)

国は、多文化共生社会づくりを促進するための基本法を定めるなど体制整備に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。

<現状・課題>

国内の在留外国人数は 376 万人を超え、地域における定住化も進んでいる。都内には全国の約 20%に当たる約 74 万人の外国人が暮らし、都内総人口の 5 %を超えている（令和 6 年末現在）。令和 5 年に国立・社会保障人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によれば、50 年後の日本の総人口に占める外国人の割合が 1 割を超える予想が出されたが、急激な少子化により大幅に早まる可能性もある。

国は、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、具体的な施策及び推進体制の整備における地方自治体の役割等を示している。

また、文化庁により公布・施行された、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号。以下「日本語教育推進法」という。）や、出入国在留管理庁が公表した「外国人との共生社会に向けたロードマップ」においても、共生社会実現のための施策の策定及び実施について明記され、その実施に当たっては地域の状況に応じ推進することとされている。さらに、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が令和 6 年 6 月に公布・一部施行され、日本で暮らし続けるための人材を確保するため環境整備が進められている。

しかし、これらの法律やプラン等において、国の多文化共生施策の推進に対する統一的な見解や、国や地方自治体、企業、市民団体等各主体の役割分担などが示されておらず、地域の取組状況や体制が明確でない。

改正入管法等の影響により、今後ますます在住外国人の増加が見込まれる中、都市の活力を支える人材として、外国人が地域で孤立せず、日本人とともに地域社会の中で安心して生活し、活躍できる多文化共生社会の実現に向けた環境整備が急務である。

<具体的要求内容>

(1) 国は、次の施策を主体となって実施すること。

- ・ 省庁横断的に施策を推進する体制を整備するとともに、地方自治体によっ

て取組に格差が生じないように、また地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう基本法を定めること。

- ・ 外国人が差別や偏見を受けることなく安心して地域で暮らせるよう、日本人を含めた住民に対し、多文化共生社会への理解促進を継続すること。
- ・ 日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進を、地方自治体等に任せるだけでなく、国としても全ての外国人に日本語学習等の機会を提供すること。

(2) 国は、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。

- ・ 地域の状況に応じた日本語教育を着実に推進するために、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において必要な予算を確保すること。
- ・ 各地域が現場の実情を踏まえ、必要な相談体制等が維持確保できるよう、「外国人受入環境整備交付金」の予算を十分確保すること。

参 考

(1) 在住外国人数（全国）

376 万 8,977 人

(2) 在住外国人数（東京都）

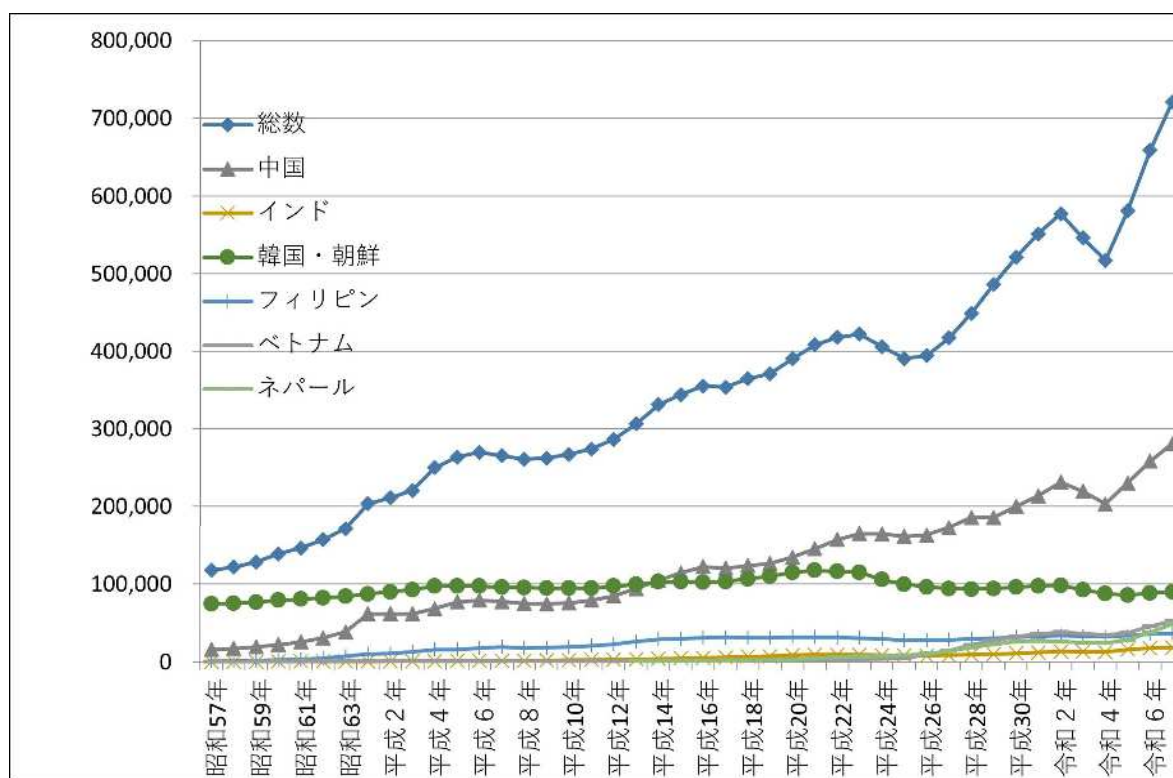
73 万 8,946 人

[国籍・地域別外国人数上位 5]

- | | |
|----------|-----------|
| ・ 中国 | 286,200 人 |
| ・ 韓国・朝鮮籍 | 96,808 人 |
| ・ ベトナム | 54,223 人 |
| ・ ネパール | 49,104 人 |
| ・ フィリピン | 37,603 人 |

※ 法務省統計「在留外国人」（令和 6 年末現在）

(3) 在住外国人人口の推移（東京都）



東京都総務局「外国人人口」

1 5 ベンチャー企業の支援の拡充

(提案要求先 財務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

ベンチャー企業の創業や成長の促進を図るために必要な税制上の支援措置を講じること。

<現状・課題>

ベンチャー企業は新たな発想や技術を基に創造的・革新的な経営によって新しい事業分野を開拓し、経済に活力をもたらすとともに、雇用の増大にも貢献するものである。

しかし、我が国ではベンチャー企業が数多く起業し成長する環境が十分ではない。例えば、創業時には初期設備投資や顧客開拓資金など多額の資金が必要となるが、創業間もなく信用力の乏しいベンチャー企業が十分な資金を調達できる仕組が整っていない。

国では、令和2年度税制改正においてエンジェル税制の対象企業要件を設立後3年未満から5年未満へ拡充した。

また、令和5年度税制改正では一部において課税の繰延から非課税の措置とする拡充が図られ、令和7年度税制改正では再投資期間が延長された。

しかしながら、控除対象上限額については、依然として令和3年1月1日以後800万円に引き下げられ縮小されたままとなっている。これにより、投資のインセンティブが低下する懸念がある。

<具体的要求内容>

ベンチャー企業への投資拡大を図るため、エンジェル税制における投資額の所得控除上限額を引き上げるなど、ベンチャー企業の資金調達を支援する更なる税制措置を講じること。

1 6 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた 制度改善【最重点】

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税財制措置を講ずること。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業や農地の存続、良好な景観、環境の保全に深刻な影響を及ぼしている。

国は、平成 27 年「都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）」を制定するとともに、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）の改正や特定生産緑地制度の新設、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきた。法改正から 10 年を迎える現在においても、相続を契機とした農地の減少はいまだ歯止めがかかっていない。団塊の世代が 80 歳以上となる令和 12 年以降に自然減の影響が強まることから、都市農地にかかる相続税納税猶予の対象拡大など、大胆な対策を速やかに講じる必要がある。

また、平成 28 年「都市農業振興基本計画」を閣議決定し、都市農地を貴重な緑地として明確に位置付けるとともに、農業者などにより適切に管理されることが持続可能な都市経営のためにも重要であるとした。しかし、都市部における生産施設や畜舎、加工・販売等にかかる建築物の設置には都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）により制限がかけられており、都市と共存する農業の発展が妨げられている。

なお、国は、平成 29 年、一部の農業用施設の設置を可能とする新たな用途地域「田園住居地域」を創設したが、東京のように多くの住民がいる地域では、コンセンサスを得るのが難しく、本制度を活用することは極めて困難である。

このため、都市農業の振興と都市農地の保全に向けた課題に対する制度等の改善について、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

(1) 相続税の負担軽減等を図るため、下記の措置を講じること。

- ① 相続税納税猶予制度について、生産緑地法に規定された集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等の農業用施設や、市民農園に附属する休憩所やトイレなど、都市農業を営む農家が必要とする全ての施設や屋敷林等を生産緑地と同様に納税猶予の対象とすること。
- ② 相続税における小規模宅地等の特例について面積要件を拡大するとともに同居などの要件を緩和すること。
- ③ 農家が相続税を支払う際、農地による納付を可能とし、これにより公有化された農地を相続人に有償貸与し、課税額等相当分支払後、相続人に土地が返還される新たな制度を創設すること。
- ④ 平成 26 年度の税制改正で見直された相続税の取得費加算の特例について、改正前の制度に戻すこと。
- ⑤ 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。

(2) 都市農業が営まれている地域における建築物の用途制限について、下記の制度改善を講じること。

- ① 農業経営に必要な施設に対する建築基準法の許可対象の拡大を図るとともに、同法に定める建築確認を要しない建築物の取扱とすること。
- ② 第一種低層住居専用地域等に存在する畜舎について、近隣の環境に配慮した改築等ができるように、畜舎特例法の対象地域を拡大すること。

1 7 新規就農者の経営安定への支援

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

新規就農者育成総合対策について、市街化区域で新たに農業を始める方が、経営開始資金の交付対象となる仕組みとすること。

<現状・課題>

東京都では、農業の担い手を確保・育成するため、農外等からの新規就農希望者の就農や定着支援に向け、様々な施策を展開している。この一つとして、農業を始めて間もない方の営農開始時期の生活を支えるため、国の制度である新規就農者育成総合対策の経営開始資金を活用した支援を行っている。

この経営開始資金について、国は現在、市街化区域内も含め、地域の話合いにより策定した計画に基づき営農を開始した農業者を対象に交付している。

しかし、令和5年4月に、農業者の減少や耕作放棄地の拡大等の農業を取り巻く喫緊の課題に対応するため改正された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）が施行され、将来の農地利用の姿を明確にするため、市街化区域を除いて地域計画を策定することが義務付けられた。

これに伴い、令和7年度から、経営開始資金の交付対象が、地域計画を策定した地域で営農する農業者に限定されることとなった。

東京の農業は、約6割が市街化区域内にある農地で営まれているため、都内の多くの地域において新規就農者は交付対象外となり、東京農業の振興に大きな影響がある。

都は、市街化区域の自治体が、農業の活性化に向けた計画を策定する場合に支援を行っており、東京農業の更なる発展に向け、こうした市街化区域内において、新たに農業を開始する方々へも確実に支援ができる仕組みが必要であることから、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

市街化区域内での新規就農者が、経営開始直後の経営確立を早期に図れるよう、経営開始資金の交付対象を、地域計画を策定した地域で営農する農業者に限定せず、市街化区域内の基礎的自治体が同様の計画を策定した場合にその地域で営農する農業者も含めること。

1 8 ライフ・ワーク・バランスの推進【最重点】

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。
- (4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、平成 31 年 4 月から順次施行され、令和 2 年 4 月からは中小企業に残業時間の上限規制が適用され、令和 5 年 4 月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止されている。

また、令和 6 年 4 月から、これまで業務の特性や取引慣行の課題があることから猶予されていた建設事業や自動車運転の業務等に対しても、時間外労働の上限

規制が適用されている。こうした中、経営基盤がぜい弱である中小企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

令和2年12月に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様で柔軟な働き方を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、令和7年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス（都ではライフ・ワーク・バランスとして推進））に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

さらに、令和4年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」において、働き方改革を進め、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目的として、働く人の個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組むことが盛り込まれた。人口減少に伴う労働力不足に直面する中、一人一人が持つ潜在能力を十分に発揮するためには、働く人のエンゲージメントを高める取組を推進する必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、特に令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された建設事業や自動車運転の業務等に対して、改正法の周知啓発を行うとともに、引き続き、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。

また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。

- (2) 全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。

- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組（しわ寄せ防止の取組）を行うこと。

また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。

- (4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

参 考

(1) 働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	令和5年4月1日
	フレックスタイム制の拡充	平成31年4月1日	
	高度プロフェッショナル制度の新設		
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）		
労働安全衛生法	労働時間の客観的な把握		
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）数値目標（抜粋）

（内閣府男女共同参画局）

数値目標設定指標	現状（直近の値）	令和7年
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	6.4%	5%
年次有給休暇取得率	56.3%	70%
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	64.0%	全ての企業で実施
男性の育児休業取得率	7.48%	30%
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7%	82%
第1子出産前後の女性の継続就業率	53.1%	70%

(3) しわ寄せ防止対策の推進

- ・しわ寄せ防止キャンペーン月間（11月）の実施

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援のほか、サテライトオフィス勤務等の促進を図る支援を行うこと。

<現状・課題>

テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進のほか、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 大会における「交通需要マネジメント（TDM）、テレワーク、時差B i z」を一体的に推進する「スムーズビズ」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組んできた。その結果、都内企業（従業員 30 人以上）のテレワーク導入率は約 6 割に達するなど、テレワークは急速に拡大している。一方で、運用上の課題（コミュニケーション不足等）に対応できず、定着が難しい企業の存在も浮き彫りになってきている。

また、令和 7 年 4 月施行の改正育児・介護休業法では、3 歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容にテレワークが追加されている。今後は、働き方の多様化等に対応し、企業戦略として「我が社のテレワーク」を促進させるため、テレワークの更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を官民一体で進めること。
- (2) 中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・ソフトウェア等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 育児・介護休業法に、3 歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）にテレワークが追加されたことについて、企業への周知を徹底するとともに、テレワークを活用した柔軟な働き方等を促す施策を実施すること。
- (4) 自宅でもオフィスでもないサードプレイスとして、サテライトオフィス勤務やワーケーション勤務の促進を図る支援を行うこと。
- (5) テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業

員と同様に活用できるよう、企業に対し指導を行うとともに、非正規雇用へのテレワークの導入が進むよう支援策を拡充すること。

- (6) 労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、テレワークガイドラインの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。また、テレワークの導入が難しい業種において導入が進むよう、テレワークに必要な業務改革などについて支援を行うこと。

参 考

【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

○「テレワーク東京ルール」の策定

【テレワーク東京ルール】

＜テレワーク戦略ビジョン＞

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

・働き方改革	ライフ・ワーク・バランスの実現
・ビジネス革新	生産性の向上（ビジネスにおけるDX）
・人材活用	多様な人材の活躍（ダイバーシティの実現）
・危機管理	災害・感染症拡大時など非常時の事業継続
・地域振興	勤務地・働く場所の分散による地域活性化

＜テレワーク実践ルール（我が社のテレワークルール）＞

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

【ルールの設定例】

- 働き方改革 : テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用
- ビジネス革新 : 会議や商談・営業は、オンラインで実施（テレビ・ウェブ会議システムの活用）
- 人材活用 : テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でeラーニングで実施
- 危機管理 : 地震・台風・猛暑時等には、積極的にテレワークを実施
- 地域振興 : 観光地のサテライトオフィス勤務の実施

○テレワークトータルサポート事業（令和7年度から）

テレワークの導入・定着・促進を図るため、専門家の活用や機器等の導入を支援するほか、テレワーク未導入企業が育児・介護期従業員を対象に規定を整備した場合などに金額を加算するなど、企業の多様なニーズにきめ細かに対応

- テレワークとオフィス勤務のベストバランス推進事業（令和 7 年度から）
テレワークに係る各種課題の検討などを行い、「テレワークルール（我が社のベストバランス）」等を定めた企業へ奨励金（定額 20 万円）を支給
- サードプレイス活用促進事業（令和 7 年度から）
サテライトオフィス及びワーケーション勤務規定を導入・利用させた企業に奨励金（各規定の導入ごとに定額 10 万円）を支給

1 9 就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 正規雇用を希望する就職氷河期世代等の非正規労働者が円滑に正規雇用化できるよう支援策を着実に推進すること。
- (2) 「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会」の運営について積極的に関与し、更なる取組の推進を図ること。
- (3) 「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」の充実を図ること。

<現状・課題>

就職氷河期世代等の非正規労働者については、不本意ながら不安定な仕事に就いている、いわゆる「不本意非正規」の問題や、正規労働者と比較して雇用の不安定さやキャリア形成が不十分である、といった課題がある。

国においては、「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成 28 年 1 月）により、キャリアアップ助成金の活用促進など非正規労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるための取組を推進しており、都においても、国と連携しながら、転換後の計画的な育成の支援などに取り組んでいる。

また、就職氷河期世代については、「就職氷河期世代支援プログラム」（令和元年 6 月）の下、国と都が連携し令和 2 年から令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできた。

経済財政運営と改革の基本方針 2024 においては、就職氷河期世代への支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援するとともに、地方自治体と連携し、個々人の状況に合わせ、就労に向けたリ・スキリングを含む幅広い社会参加支援を行うこととし、これに伴い令和 7 年度に「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会」を設置することとなった。

また、リ・スキリングを含む切れ目のない幅広い社会参加・活躍支援等を行う地方公共団体を支援する社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金が設けられた。

今後、就職氷河期世代が高齢期を迎えるに当たり、低年金や無年金など困窮する状況を防ぐため、就労支援と社会保障が一体となった施策の強化が急がれる。

<具体的要求内容>

- (1) 企業が非正規労働者を正規雇用として雇用するインセンティブを付与する措置について、広く事業主に周知し利用促進を図ること。
また、就職氷河期世代等の活躍促進に向けた支援の充実を引き続き図ること。
- (2) 就職氷河期世代等の支援については、国と地方自治体が連携し、中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会を設置し、都道府県内の支援策の取りまとめ、進捗管理を行うこととされている。本協議会の運営について、積極的に関与し、都道府県域内での施策の更なる推進を図ること。
- (3) 「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」については、都や区市町村が地域の実情に応じて適切な支援を実施できるよう基金を活用した事業など中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会で策定する事業計画に位置付ける事業の全てを交付対象にするとともに、必要な予算を確保するなど交付金制度の充実を図ること。

参 考

(国の動向)

- (1) 非正規労働者の正社員転換・就職氷河期世代の支援
 - 「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成 28 年 1 月）
 - ・計画期間 平成 28 年度～平成 32 年度
 - ・具体的な取組事項（（1）①不本意非正規の雇用労働者の正社員転換等）
キャリアアップ助成金の活用促進（平成 28 年度～平成 31 年度継続的に実施）
 - 「厚生労働省就職氷河期世代活躍促進プラン」（令和元年 5 月 29 日「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」取りまとめ）
 - 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）
 - （3）所得向上策の推進 ①就職氷河期支援プログラム
 - ・支援対象は 100 万人程度、正規雇用者を 30 万人増やすことを目指す。
 - ・相談、教育訓練から就職までの切れ目のない支援 など
 - 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）
 - 2. 社会課題の解決に向けた取組 （2）包摂社会の実現
 - 「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2024」（令和 5 年 12 月 6 日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）
 - 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
 - 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現 （1）共生・共助・女性活躍社会づくり

20 非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

同一労働同一賃金の実現に向け、周知の徹底と適切な運用を図ること。中小企業が適切な運用が図れるよう支援を強化すること。

<現状・課題>

平成 30 年 6 月には「働き方改革関連法」が成立し、パートタイム労働法（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）に改正）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）の改正が、令和 2 年 4 月から施行（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和 3 年 4 月 1 日）された。

平成 30 年 12 月 28 日には、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」）が告示されている。

また、派遣労働者については、派遣期間の上限設定など改正労働者派遣法の適切な運用に向けた周知啓発や指導が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 非正規労働者の不合理な待遇差の解消に向けて、中小企業等が適切な対応を取れるよう、ガイドラインの普及啓発や具体的な助言を行うこと。

なお、派遣労働者については、派遣事業者に対して法制度の周知徹底を図るとともに、適切な運用が図られるよう指導監督を行うこと。

- (2) 有期雇用契約労働者をはじめとする非正規労働者の待遇改善に向けた措置を講ずるとともに、正規雇用への転換やキャリアアップなどに取り組む事業主等を支援するために必要な財政措置を講じること。

参 考

(国の動向)

働き方改革関連法の概要等

○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（パートタイム労働法（パートタイム・有期雇用労働法に改正）、労働契約法、労働者派遣法の改正）

・見直しの目的

同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようにする。

・見直しの内容

① 雇用形態による不合理な待遇差をなくすための規定の整備

② 労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化

③ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の規定の整備

・施行日 令和2年4月1日

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日

○短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）

（厚生労働省告示第430号 平成30年12月28日）

・正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したもの。

2 1 障害者の就業支援策の一層の充実【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者手帳を所持しない難病患者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。さらに、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 民間企業の法定雇用率 2.7 パーセントへの段階的な引上げや週 20 時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業に対する法制度の周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。

<現状・課題>

都における令和 6 年 6 月 1 日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.29 パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率 2.5 パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、民間企業の法定雇用率が令和 6 年度から 2.5 パーセント、令和 8 年度から 2.7 パーセントと段階的に引き上げられることに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が更に拡大することを踏まえて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、令和 6 年 4 月から週 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の身体・知的障害者や精神障害者の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週 20 時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

< 具体的要求内容 >

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。
また、障害者手帳を所持しない難病患者や発達障害者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。さらに、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。
- (2) 民間企業の法定雇用率が 2.7 パーセントへ段階的に引き上げられることや週 20 時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、法制度の周知徹底を図るとともに、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や重度障害者等の受入れノウハウ・好事例の普及啓発を進めること。また、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

各年 6 月 1 日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成 30 年 (対前年比)	131,700.5 (3.2%)	37,022.5 (8.9%)	25,071.0 (29.2%)
令和元年 (対前年比)	135,139.5 (2.6%)	39,599.0 (7.0%)	29,276.0 (16.8%)
令和 2 年 (対前年比)	136,369.5 (0.9%)	41,628.5 (5.1%)	33,494.0 (14.4%)
令和 3 年 (対前年比)	137,835.0 (1.1%)	44,114.5 (6.0%)	37,582.0 (12.2%)
令和 4 年 (対前年比)	138,907.0 (0.8%)	46,513.0 (5.4%)	43,055.5 (14.6%)
令和 5 年 (対前年比)	140,206.0 (0.9%)	48,549.0 (4.4%)	50,577.0 (17.5%)
令和 6 年 (対前年比)	142,542.5 (1.7%)	50,706.5 (4.4%)	58,652.0 (16.0%)

※雇用者数（人）はカウント数

２２ 情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

島しょ部における超高速ブロードバンド環境整備後の通信基盤施設の維持管理について必要な財源を確保した上で、時限措置となっている補助事業を恒久化すること。また、災害対応力の強化に向けた通信基盤施設の再整備にも活用できるよう、補助対象の拡充を図ること。

<現状・課題>

超高速ブロードバンドは全国の整備率が 99.7%に達する基幹的なインフラであるが、都内の島しょ部は、人口規模が小さく採算面等が厳しいため民間事業者による通信基盤網の整備が進んでこなかった。このことから、都は、島しょの超高速ブロードバンド環境を整えるため、海底光ファイバーケーブルの整備を進めてきた。

平成 22 年度に小笠原、平成 28 年度に神津島、御蔵島、平成 29 年度に新島、式根島、令和元年度に利島、青ヶ島の通信基盤の整備を完了した。これにより、各島で超高速ブロードバンドを用いた様々なサービスが展開されており、海底光ファイバーケーブル等の通信基盤は島民の生活に不可欠な基幹インフラとなっている。

これらの整備に当たっては国の財政支援により事業を進めてきたが、整備後には、施設の維持管理に加えて自然災害（台風、波浪）による損傷の復旧にも多額の費用が生じている。整備後も安定した通信ネットワーク環境を維持していくためには、通信基盤の適切な維持管理と災害に強い施設へ再整備していくことが重要である。

国においては、令和 4 年 6 月の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の改正により創設されたブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度は、民間事業者を対象としたものであり、自治体である都の施設は対象外となった。一方、令和 3 年度に補助事業の見直しがなされ、災害への対応含め維持管理に要する経費について補助の対象となったが、令和 7 年度までの時限的な措置となっている。

また、頻発する自然災害への対応も急務であり、減災に向けた通信ネットワークの再整備に対する国の財政的な支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 情報通信基盤の整備後の維持管理の負担が大きいことから、ユニバーサルサービス制度の対象外となっている都の施設について、時限となっている維持管理に係る補助事業を恒久化すること。
- (2) 安定した通信のネットワーク環境を常に維持するため、災害対応力の強化に向けた海底光ファイバーケーブル等の施設再整備も補助対象とする等の拡充を講じること。

2 3 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応

(提案要求先 水産庁・海上保安庁・防衛省)
(都所管局 産業労働局・総務局)

- (1) 中国漁船の領海侵犯及び違法操業への取締り体制の強化を継続すること。
- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた漁場の回復策を引き続き講じること。

<現状・課題>

東京都には伊豆諸島、小笠原諸島に至る日本の約4割を占める広大な排他的経済水域があり、基幹産業として漁業が営まれ、島しょ地域の経済を支えている。

この伊豆諸島、小笠原諸島周辺海域に、平成26年9月から平成27年1月までにかけて、多数の中国漁船とみられる船舶が出現し、排他的経済水域のみならず、領海にまで立ち入り、違法な宝石さんご漁業が行われた。

また、平成27年3月に水産庁が小笠原諸島周辺海域で調査し、中国漁船の漁網が海底に残存しているなど、違法操業による宝石さんごや底生生物への影響を確認した。

さらに、平成31年2月に母島沖の排他的経済水域内で、宝石さんご漁業に使用する網を所有している中国漁船が海上保安庁の停船命令に従わずに逃走する事件が発生した。

都は、現在、漁業調査指導船により漁場への影響調査を定期的に行っている。

国においては、海上保安庁や水産庁による取締りが行なわれており、令和3年3月には新巡視船「みかづき」の配備により小笠原周辺域での警備体制の強化が図られた。

こうした対策の効果もあり、現在、中国漁船の違法操業は確認されていないが、今後も、違法操業への懸念は払しょくされていないことから、引き続き以下のとおり要求する。

<具体的要求内容>

- (1) 貴重な水産資源を有する我が国の排他的経済水域の権益を守るとともに、領土・領海の保全に万全を期し、都民の安全で安心な生活を確保するためにあらゆる必要な対策を、引き続き実施すること。

特に、中国漁船の違法操業に対しては、万全な対策を講じること。

- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた小笠原諸島周辺海域の漁場環境を回復するため、海底に残存している漁網の回収支援を引き続き行うこと。

2 4 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実

【最重点】

1 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、出産・育児等のライフステージの変化により、女性の正規雇用比率は30代以降下がっていく傾向にあり、また、女性の管理職割合は諸外国と比較し低い水準となっていることなどから、女性活躍を推進する施策の充実が必要である。

平成28年4月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和4年4月に施行された。

令和4年7月には、301人以上の企業に対し同法に基づく男女の賃金の差異に係る情報の公表が義務化され、令和5年6月に決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」には常時雇用労働者101人以上300人以下の企業への公表義務の対象拡大の検討を行うことが明記された。また、令和7年度末までの時限立法である同法は、10年間延長されることとなった。

男性が大多数を占める業界において、近年、雇用に限らず個人事業主などの形態で、土木現場等で活躍する女性が増えている。一方、現場で働く全ての女性に共通するトイレ等労働衛生面の課題に対し、対応が進んでいない状況があり、その改善が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等、女性活躍推進法の延長後も改正内容に応

じて、引き続き強化をすること。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

- (2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク等支援拠点の更なる増加や事業の充実など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策について、一層の強化を図ること。
- (3) 男女の賃金に差異があることから、その解消に向けた施策を講じること。
- (4) 女性の職域拡大が進むよう、建設や運輸などの現場において、個人事業主等を含む女性が働きやすい環境整備について法制面での対応を図るなど改善を促進すること。

2 いわゆる「年収の壁」等への対応

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働き掛けるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- (2) 就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正動向等の正確な理解を促進すること。
- (3) いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を着実に進めること。
- (4) くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて検討を進めること。

<現状・課題>

我が国では、労働者の配偶者で扶養され社会保険料の負担がない層のうち約4割が就労している。その中には、一定以上の収入（106万円又は130万円）となった場合の、社会保険料負担の発生や、収入要件のある企業の配偶者手当がもらえなくなることによる手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在する。都は、このような手当の見直しを行った企業に対して、奨励金を支給している。

「全世代型社会保障の構築に向けた取組について（令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）」では、働き方に中立的な社会保障制度等の構築に向けて、短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃や、週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大等に取り組むべき課題としており、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）（令和6年6月11日決定）」では、「いわゆる「年収の壁（106万円・130万円）」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げ等に取り組むことと併せて、当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行し、さらに、次期年金制度改正において制度の見直しに取り組む。」とされている。

令和5年10月から実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」では、国における当面の対応として、（1）106万円の壁への対応（①キャリアアップ助成金のコースの新設 ②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）、（2）130万円の壁への対応（③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、（3）配偶者手当への対応（④企業の配偶者手当の見直し促進）を進め、年収の壁を意識せ

ずに働くことのできる環境づくりを後押しするとともに、さらに、制度の見直しに取り組むことや、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金（業務改善助成金）の活用を促進している。

また、令和6年財政検証結果を踏まえた今後の年金制度改正に当たっては、短時間労働者の被用者保険の適用に係る要件のうち、賃金要件及び企業規模要件の撤廃等を目指す方針が示されており、いわゆる「年収の壁」に代表されるような、女性の就労の壁となっている制度・慣行について、着実に見直しを進めていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- （１）短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働き掛けるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- （２）就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正の動向や、就業時間数と収入の関係について、将来を見据えた安定収入や社会保障の重要性、被用者保険加入のメリットなども含め、普及啓発により正確な理解を促進すること。
- （３）いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を国民年金制度との整合性等を踏まえつつ着実に進めること。なお、検討に当たっては、中小・零細企業の事業主負担に留意しつつ、当面の対応の効果を検証した上で進めること。
- （４）くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて検討を進めること。

2 5 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進【最重点】

(提案要求先 農林水産省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者には「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一貫として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を平成 28 年 4 月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション & レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

このような中小企業の発展につながる取組については、令和 4 年度以降も「中小企業受注拡大プロジェクト」として継続し、東京 2020 大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を目指している。具体的には、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうした取組により、令和 7 年 3 月末日時点で、本サイトにおける登録企業数は累計 50,671 件となり、都の政策連携団体等も 38 団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

ビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き目指す

ところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参 考

＜中小企業受注拡大プロジェクトの概要＞

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

1 ＜ビジネスチャンス・ナビ＞

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

2 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

【ビジネスチャンス・ナビの概要】



＜令和3年度までの組織委員会や国における位置づけ＞

○東京 2020 アクション&レガシープラン 2019 アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和3年6月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成28年4月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

2 6 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化【最重点】

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁・環境省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。
- (2) 中小企業の脱炭素の取組の促進に向け、J-クレジットの創出に向けた支援や、海外クレジットを含むカーボンクレジットの取引活性化に向けた取組を推進すること。

<現状・課題>

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

こうした中、世界では再生可能エネルギーの利用拡大が進むなど、脱炭素化に向けた動きが加速するとともに、新たな脱炭素技術の開発も活発化している。

脱炭素化に向けた世界の潮流に乗り、中小企業が持続的な成長・発展を遂げていくためには、今後拡大が見込まれる脱炭素市場への参入を図るとともに、省エネ設備の導入等の取組を進めていくことが重要である。

国では、令和6年度補正予算の「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」において工場・事業場で実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を支援するなどしている。

カーボンニュートラルの実現に向けては、企業活動においても、製造工程等から自社製品の輸送等のサプライチェーン（Scope 3）までを含めた温室効果ガスの削減が重要であり、取引先からカーボンニュートラルへの協力を要請される中小企業も増加している。そのため、国は中小企業が脱炭素化に向けた設備投資や技術開発、排出量算定等に取り組むことができるように後押しする必要がある。

また、企業が脱炭素化の取組を進めるに当たり、自らの省エネや再エネ活用等の取組に加え、自社では削減が困難な排出量についてオフセットが可能なカーボンクレジットの活用も有効である。

国は、J-クレジット制度を運営し、事業者等の省エネ・再エネ設備導入等を促進するとともに、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指しているが、制度創設以降、J-クレジットの認証量や償却量は増加していない。さらに、排出量取引制度（GX-E TS）が令和5年度から試行的に開始され、令和8年度から本格的な稼働が予定されているが、本格稼働に当たっては、J-クレジット及びJCMの活用のみが認められる予定で、カーボンクレジットの質・活用の両面で国際的なルールメイキングが進む海外ボランタリークレジットは対象外となっている。

＜具体的要求内容＞

- （１）中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発、円滑な排出量算定等の更なる支援強化を図ること。
- （２）中小企業の更なる脱炭素化の取組を後押しするため、プログラム型プロジェクトなどの J-クレジットの創出に向けた支援をより一層進めるとともに、カーボンクレジットを活用してブランディングを行う取組に対する支援を行うなど、良質で信頼性の高い海外クレジットを含むカーボンクレジットの取引活性化に向けた取組を推進すること。

27 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援 の更なる充実【最重点】

(提案要求先 公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

物価高騰等の影響を受ける中小企業について、経済の好循環を生み出すための支援策の更なる充実を図ること。

<現状・課題>

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このため、東京都では、原油価格高騰等で上昇したコストを取引価格に反映するための適正な価格転嫁に向けた対策や、賃上げの原資確保につながる取組を後押しするなど、様々な支援策の充実を図っているところである。

他方、国においても、令和2年5月に「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを創設したり、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を定めたりするなど、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の順守を促しているところである。

また、価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえて随時事業者名を公表し、価格転嫁の円滑な推進を強力に推進している。さらに、令和6年度補正予算において、物価高騰対策や賃上げに向けた設備投資への補助金を充実するなど、中小企業への支援を拡充している。

しかし、企業物価指数は依然として高い水準で推移するとともに、日本商工会議所・東京商工会議所が令和6年6月に公表した調査では、賃上げ実施予定企業における防衛的な賃上げの割合が約6割に達するなど、中小企業は引き続き厳しい経営環境にある。

中小企業が、現在の物価高騰等の危機を乗り越え、持続的な賃上げを図ることで、経済の好循環を生み出すためには、様々な観点から既存の支援の継続・更なる充実が必要である。

<具体的要求内容>

経済の好循環を生み出すため、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対して、生産性向上や賃上げへの後押しなどを含む既存の経済対策の継続・拡充など更なる支援の充実を図るとともに、適正な価格での取引推進に向けた仕組みについて、その実効性をより一層向上させること。

2 8 中小企業の事業承継円滑化のための税制措置 及び中小M&A市場における健全な環境整備

(提案要求先 財務省・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業の資産相続時における税負担の更なる軽減措置の強化を図ること。
- (2) 中小M&A市場における健全な環境整備に向けた対策の強化を図ること。

<現状・課題>

国はスムーズな事業承継を支援するために、非上場株式の相続税や贈与税の納税を猶予する制度である事業承継税制について、平成30年度税制改正では、事業承継の一層の促進を図るため、10年間の特例措置として、今後5年以内に承継計画を作成して贈与・相続による事業承継を行う場合については、猶予対象となる株式数の上限を撤廃し、納税猶予割合を100%とすることで承継時の納税負担をなくすことをはじめ、雇用の8割維持の要件の実質的な撤廃、更には、経営環境の変化に応じて、自主廃業や株式売却を行う際の税負担を軽減するなどの特例措置を講じている。

また、令和元年度税制改正では、個人事業者の事業承継を促進するため、10年間の特例措置を創設し、5年以内に承継計画を作成して贈与・相続による事業承継を行う場合については、個人の土地・建物を含む多様な事業用資産の承継に係る相続税及び贈与税の納税猶予割合を100%とすることとしている。加えて、令和4年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、法人版の特例承継計画の提出期限が1年延長され、さらに令和6年度税制改正において、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、法人版特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限がそれぞれ2年延長された。そして令和7年度税制改正において、後継者の役員就任要件が、贈与の直前において役員等であることに変更された。

こうした非上場株式及び個人の事業用資産に係る相続税、贈与税の税負担について抜本的な拡充が行われる中、事業用の宅地などその他事業用資産に係る税負担については、一定の特例措置により相続税負担の軽減が図られているものの、依然として事業者にとっては重い負担となっており、更なる軽減措置が望まれる。

高齢化が急速に進展する中、後継者不足に直面する中小企業等の経営者にとって、事業承継は重要な経営課題であることから、更なる円滑化に向けて、相続税をはじめ事業承継に関連する税の負担軽減をより一層拡充する必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰等の急激な経営環境の変化

により、事業承継に向けた取組が遅れている中小企業に対して一層配慮する必要があり、事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長措置を講じる必要がある。

また、後継者の決定した中小企業においても一定の準備期間を要することから特例措置の適用期限の延長措置も講じる必要がある。

加えて、近年では、後継者不在の中小企業が事業承継を実現するための手法としてM&Aが浸透してきている。国においては、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するため、M&A支援機関の登録制度を設けるとともに、M&Aの基本的な事項や手数料の目安、M&A仲介業者等に対する適切な行動指針等を示した「中小M&Aガイドライン」を策定する等の取組を実施しているが、不適切な譲り受け側企業等の存在や経営者保証に関するトラブル、M&A専門業者が実施する過剰な営業・広告等の課題が発生している。国ではガイドラインの改訂等により対策を行っているところであるが、中小M&A市場における健全な環境整備に向け、ガイドラインの遵守に実効性を持たせるなど、より一層の対策の強化が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 特定の小規模宅地等の相続税評価額を軽減する特例の対象を、400 m²を超える部分にも拡充するなど、中小企業の事業承継に伴う相続税負担の一層の軽減を図ること。
- (2) 事業承継者に過度な負担とならない相続税の課税ベース及び税率構造とすること。
- (3) 特例承継計画等の提出期限（令和8年3月末）並びに特例措置の適用期限（法人版事業承継税制は令和9年12月末、個人版事業承継税制は令和10年12月末）を延長すること。
- (4) 中小M&A市場における健全な環境整備に向け、ガイドラインの遵守に実効性を持たせるなど、より一層の対策の強化を図ること。

参 考

(1) 小規模宅地等の課税の特例 (25 年度税制改正の内容)

- 「②被相続人等の居住の用に供されていた宅地等」に係る特例の適用対象限度面積を 240 m²から 330 m²に拡充
- 「①被相続人等の事業の用に供されていた宅地等」と「②被相続人等の居住の用に供されていた宅地等」（貸付事業用宅地等は除く）の併用を可能に拡充

相続開始の直前における 宅地等の利用区分				要件	適用対象 限度面積	減額 割合
①	被相続人等 の事業の用 に供されて いた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等		特定事業用宅地等に該当 する宅地等	400 m ²	80%
		貸 付 事 業 用 の 宅 地 等	一定の法人に貸し付けられ、その 法人の事業（貸付事業を除く）用の 宅地等	特定同族会社事業用宅地 等に該当する宅地等	400 m ²	80%
				貸付事業用宅地等に該当 する宅地等	200 m ²	50%
			一定の法人に貸し付けられ、その 法人の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当 する宅地等	200 m ²	50%
			被相続人等の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当 する宅地等	200 m ²	50%
②	被相続人等の居住の用に供されていた宅地等			特定居住用宅地等に該当 する宅地等	<u>330 m²</u> 	80%

25 税制改正前 240 m²

(2) 相続税法の一部改正 (25 年度税制改正の内容)

	改正前		改正後
定額控除	5,000 万円		3,000 万円
法定相続人比例控除	1,000 万円に法定相続人数 を乗じた金額		600 万円に法定相続人数 を乗じた金額
相続税の税率構造	税率 1,000 万円以下の金額 (中略) 3 億円以下の金額 - 3 億円超の金額 - 10% 40% 50%	➡	税率 同左 (中略) 2 億円以下の金額 3 億円以下の金額 6 億円以下の金額 6 億円超の金額 40% 45% 50% 55%

(3) 非上場株式等(※)に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の主な改正事項

- 平成 30 年度税制改正において、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予について、10 年間の特例措置を創設し、抜本的に拡充(※中小企業者である非上場会社の株式又は出資)

改正事項	一般措置	特例措置
納税猶予の対象株式	議決権株式総数の 2/3 まで	上限を撤廃、議決権株式全てを対象
納税猶予割合	相続 80% 贈与 100%	相続の猶予割合を 100%に拡大
雇用要件	5 年間平均で 8 割を維持	実質的に撤廃
対象者	1 人の先代経営者から 1 人の後継者 へ	複数の株主から代表者である後継者(最大 3 人) へ
自主廃業、売却時の納税	納税額を承継時の株価で算定	自主廃業・売却時の株価で算定
対象時期	定めなし	2018 年から 2027 年までの相続・贈与 ※2024 年 3 月 31 日までに承継計画の提出 が必要(令和 4 年度税制改正延長後) ※2026 年 3 月 31 日までに承継計画の提出 が必要(令和 6 年度税制改正延長後)
後継者要件	定めなし	贈与の日まで 3 年以上継続して役員等 であることから贈与の直前において役員等 であることに変更(令和 7 年度税制改正)

(4) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の主な改正事項

○令和元年度税制改正「個人の事業用資産に係る相続税及び贈与税の納税猶予の創設」

事 項	内 容
納税猶予の対象	事業用資産（土地 400 ㎡まで、建物 800 ㎡まで、機械・器具備品等）
納税猶予割合	相続 100％ 贈与 100％
対象時期	2019 年から 2028 年までの相続・贈与 ※2024 年 3 月 31 日までに承継計画の提出が必要 ※2026 年 3 月 31 日までに承継計画の提出が必要（令和 6 年度税制改正延長後）
その他	既存の事業用小規模宅地特例との選択制

29 中小企業の人材確保・定着への支援

(提案要求先 内閣府・法務省・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、東京の経済を支える中小企業の人材確保・育成を促進していくための総合的な対策を実施すること。

<現状・課題>

少子高齢化に伴う労働力人口の減少が危惧される中、多くの産業において人手不足が深刻化しており、人手不足による倒産も増加傾向となっている。

特に中小企業においては、募集をかけても応募者が少ない、自社の強みを求職者に伝えるノウハウが不足しているなどの課題を抱え、求める人材を採用できない状況となっている。人材の計画的・中長期的な育成や活用にも課題を抱え、若年者の定着や技能承継に支障を来しているという状況もある。

また、社会のデジタルトランスフォーメーションの進展など産業構造が変化する中、中小企業ではデジタル人材等の確保・育成が大きな課題となっており、求職者に対する職業訓練や在職者へのリスキリングにより、産業構造の変化に適切に対応することができる人材を育成していくことが求められる。

一方、外国人材の受入れについては、国による新たな在留資格の創設等により拡大が図られており、これに伴い、中小企業において外国人が安心して就労できる環境づくりが急務となっている。

特定技能制度・技能実習制度の見直しについては、令和6年6月に出入国管理及び難民認定法などの改正が国会で成立したところであるが、新制度においては、制度見直しの趣旨を踏まえ企業と外国人材双方にとって意義のある運用が図られる必要がある。

加えて、国は、令和4年7月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定したが、今後、副業・兼業等の多様な働き方も含めた人材の確保を進めていくことが必要である。

中小企業が存続し、成長を遂げていくためには、人材の確保・育成は不可欠であり、ミスマッチの解消や実態を踏まえた総合的な支援を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 中小企業が若手人材を採用できない主な要因は、学生の大企業志向や中小企業に関する情報不足であることから、企業研究促進や就業観の醸成に関する職業教育の充実を図るなど、学生や学校が中小企業に対する理解を深める対策を行うこと。
- (2) 即戦力となる専門・中核人材の確保に向けては、ハローワークや民間職業紹介事業者との求職・求人情報の共有による連携強化や、専門知識・経験を有する人材と中小企業のマッチング支援の推進など、総合的な対策を図

ること。

- (3) デジタル人材をはじめとする産業構造の変化に対応するための人材を確保・育成するため、都の施策に対する新たな補助制度創設など支援を充実すること。
- (4) 外国人が安心して日本で就労できるよう、中小企業における労働環境の確保や、住宅をはじめとする生活基盤の整備等について、支援の充実を図るとともに、特定技能制度・技能実習制度について、制度見直し後の円滑な移行が行われるよう、普及啓発や必要な支援の検討を進めること。
- (5) 人材不足が深刻な建設、医療、福祉、運輸業等における人材確保状況や労働実態を踏まえ、従業員の処遇改善など、総合的な確保対策を行うこと。
- (6) 国の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について、適切な労働時間管理や健康管理などが図られるよう、企業・労働者双方に対して周知を図ること。

30 中小企業のデジタル化の推進

(提案要求先 中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

中小企業のデジタル化に向けて普及啓発やデジタル技術活用に必要な経費助成など更なる支援強化を図ること。

<現状・課題>

少子高齢化に伴う労働力人口の減少やコロナ禍を経て一層顕著となったデジタル化の進展などがみられる現状において、中小企業の持続的な成長のためには、データやデジタル技術の効果的な活用により生産性を向上させ、競争力を強化していくことがもはや不可欠な状況となっている。

こうした中、国では中小企業省力化補助金にオーダーメイド形式も幅広く対象となる「一般型」を新設するとともに、「IT導入補助金」において、ITの“導入”だけでなく“定着”を促す支援も補助対象とするなど、中小企業のデジタル化を推進している。

また、都においても、中小企業のデジタル化推進に向けて普及啓発や人材育成等の支援を行うとともに、デジタル技術活用に必要な経費助成などの充実を図り、中小企業の取組を後押ししているところである。

しかしながら、中小企業は大企業と比べて、デジタル化を進める上で資金やノウハウなどの経営資源が不足しており、今後、中小企業のデジタル化の取組を一層加速させていく必要がある。

<具体的要求内容>

中小企業のデジタル化に向けて、好事例の発信による普及啓発とともに、デジタル技術活用等に必要な経費助成の更なる支援強化を図ること。

3 1 高齢者の就業を推進するための支援の充実 【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

高齢者が希望や能力、経験などに応じて働き続けられるように、高齢者に向けた就業支援を一層充実するとともに、企業における高齢者雇用への理解や高齢者を受け入れる職場環境の整備を促進すること。

<現状・課題>

東京都における令和5年度の65歳以上の求職者(都内ハローワーク)は66,018人で増加傾向だが、令和5年度における就職率は、若干上昇したものの21.1%(東京労働局)にとどまっている。

今後、高齢者の就業を推進し、高齢者が生涯現役で働き続けられるようにしていくには、高齢者が希望する仕事と求人とのミスマッチを解消するとともに、企業の高齢者の雇用に対する理解を促し、更に高齢者が活躍する場を創出することが必要である。

また、令和3年4月に施行された改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)では、65歳から70歳までの就業機会の確保措置について、企業に対して7項目(①定年延長、②定年廃止、③契約社員等での再雇用、④他企業への再就職支援、⑤フリーランスで働くための資金提供、⑥起業支援、⑦NPO活動等への資金提供)のいずれかの措置を講ずる努力義務が設けられた。本改正により企業はこれらの就業機会の確保措置について選択できる仕組みを整備することが求められているが、令和6年「高年齢者雇用状況報告書」(令和6年12月東京労働局)によると、都内の従業員21人以上の企業のうち、70歳まで継続して働ける企業は25.2%である。

これらのことを踏まえ、今後、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮して活躍できるように、企業に対して高齢者雇用への理解促進と支援を充実させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等を活用して、高齢者に向けた情報提供や相談支援を充実するとともに、合同就職面接会や職場体験等を含めた企業とのマッチング機会の拡大・充実を図ること。
- (2) 65歳を超えて高齢者が活躍している企業の具体的な事例紹介を含めた企業向けの広報等を通じて企業の高齢者雇用への理解を促進するとともに、企業が高齢者を受け入れるための職場環境を整備するため、相談支援や情報提供などを充実させること。
- (3) 65歳以上の高齢者を採用した企業や、高齢者雇用の継続雇用に向けた制度構築に取り組む企業への支援を一層充実させること。

3 2 ソーシャルファームの普及

(提案要求先 総務省・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

障害者等の就労に困難を抱える方の雇用拡大につながるソーシャルファームについて、その普及を図る取組を行うこと。

<現状・課題>

都では令和元年 12 月、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例（令和元年東京都条例第 91 号）」を制定した。この条例は、就労の支援に係る施策の推進並びにソーシャルファームの創設及び活動の促進の基本となる事項を定め、就労の支援に係る施策等を総合的に推進することにより、都民一人一人が個性と能力に応じて就労し、誇りと自信を持って活躍する社会の実現に寄与することを目的としている。

この条例に基づき、都は令和 2 年 6 月、ソーシャルファームの創設及び活動を支援することを目的に、「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」を策定し、都の支援対象となるソーシャルファームを認証する基準及び支援策等を定めた。

また、令和 3 年 3 月に、都の支援対象となるソーシャルファームを認証し、東京都認証ソーシャルファーム事業所が誕生しており、令和 7 年 3 月末までに、就労に困難を抱える方の積極的な雇用等に取り組む 61 事業所の認証を行ってきた。さらに、25 事業所が予備認証事業所として東京都認証ソーシャルファーム事業所としての認証を目指して取り組んでおり、ソーシャルファームの創設の気運がより一層高まっている。

こうしたソーシャルファームの取組を全国にも広げるため、その普及を図るとともに、就労に困難を抱える方々に働く場を提供し続けることができるよう支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) ソーシャルファームは、自律的な経済活動の下、障害者、ひとり親、刑務所出所者など就労に困難を抱える方を多数雇用する新たな枠組みであり、こうした方々の雇用の場の拡大と自立の促進を図る上で極めて有効な取組であることから、ソーシャルファームの創設や活動が全国で促進されるよう普及啓発等に取り組むこと。
- (2) ソーシャルファームの創設や活動の促進への支援を検討している地方公共団体に対し、取組実現の後押しにつながるよう、積極的な支援を行うこと。
- (3) 都が認証したソーシャルファームについて、その立上げや運営に対する支援を行うこと。また、国や地方公共団体等からのソーシャルファームの受注の機会の増大に向け、必要な措置を講ずること。

参 考

○「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」（抜粋）

第 3 章 ソーシャルファームの創設及び活動の促進等

（ソーシャルファームの創設及び活動の促進）

第 1 0 条 都は、前章に定める就労の支援に係る施策のほか、事業者による自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業（以下「ソーシャルファーム」という。）の創設及び活動の促進を通じて、就労の支援を効果的に実施するものとする。

（認証等）

第 1 1 条 都は、ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、支援対象となるソーシャルファームを認証するものとする。

2 都は、ソーシャルファームの創設及び活動の支援に当たり、支援策等を取りまとめた指針等を策定するものとする。

3 支援対象となるソーシャルファームを認証する基準は、前項の指針等において定めるものとする。

○関係法令

- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」
第 3 条（国及び独立行政法人等の責務）、第 4 条（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）ほか
- ・「地方自治法」
第 234 条第 2 項（契約の締結）
- ・「地方自治法施行令」
第 167 条の 2 第 1 項第 3 号（随意契約）

3 3 ハラスメント防止対策の総合的な推進

(提案要求先 厚生労働省・消費者庁)
(都所管局 産業労働局・生活文化局)

事業主が適切にハラスメント防止対策を実施できるように、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止に関する法令の周知啓発や相談等の支援を行うなど、ハラスメント防止対策の総合的な推進を図ること。

特に、顧客等が従業員等に対して社会的な常識や通念を超えた言動（いわゆる「カスタマーハラスメント」）を行うことを抑えるため、企業等への支援の充実や顧客等としての消費者への普及啓発など、法制化に併せ、対策を一層強化すること。

<現状・課題>

労働施策総合推進法が改正され、職場におけるハラスメント対策が明記されるとともに、パワーハラスメント対策の法制化が図られた。これにより、事業主にパワーハラスメント防止のため、相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることが義務付けられ、令和2年6月から施行（中小企業への適用は令和4年4月）されている。

また、セクシュアルハラスメント等防止対策に関しては、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど男女雇用機会均等法等の改正が行われ、事業所の規模を問わず令和2年6月から施行されている。

さらに、令和2年1月には、国において、職場におけるハラスメント関係指針が策定され、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等に関して、事業主が講ずべき措置等の指針が示された。

加えて、国においては、カスタマーハラスメントや就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメントといった社会的問題を踏まえ、更なる対策の強化を図るため、各ハラスメントへの対策を事業主の雇用管理上の措置義務とし、指針において具体的な内容を明確化することが検討されている。

一方、製品を買い求める顧客やサービスの利用者等から過大な要求や不当なクレームを受け、働く方が人格を傷つけられ精神的なダメージを受ける状況が生じている中、国は指針において、事業主が行うことが望ましい取組を示すとともに、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を公表しているが、民間での取組を実効性あるものとしていく必要がある。

都では、このような認識の下、専門家等の検討を踏まえ、現場における対応のよりどころとなるよう、独自に条例化の検討を重ね、令和6年10月に「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」を制定し、令和7年4月1日に施行した。

また、対応のよりどころとなる指針（ガイドライン）や各団体共通マニュアルを策定し、サービスを受ける側も提供する側も相互に尊重されるような条例の理念を浸透させる取組を進めている。

＜具体的要求内容＞

事業主が適切にハラスメント防止対策を実施できるように、職場のパワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の防止に関して、事業主及び労働者に対してきめ細かく法令の周知啓発や相談等の支援を行うなど、ハラスメント防止対策を総合的に推進すること。中小企業においては、令和４年４月１日よりパワーハラスメント防止措置が義務化されたことから、企業において法に基づく適切な措置が図られるよう、中小企業向けの支援を拡充すること。

また、特に、顧客やサービスの利用者等が企業の従業員等に対して社会的な常識や通念を超えた言動（いわゆる「カスタマーハラスメント」）を行うことを抑えるため、事業主、労働者に加え顧客・利用者等としての消費者に向けた普及啓発や業種・業態等に応じた企業等へのきめ細かな支援を充実させるなど、法制化に併せ、対策の一層の強化を図ること。

3 4 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への 資金繰り支援【最重点】

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

物価高騰や人手不足への対応など社会経済情勢の変化により事業活動に影響を受ける中小企業者の資金繰り支援の制度を適切に運用するとともに、経営改善・事業再生などに係る支援について、更なる充実を図ること。

<現状・課題>

中小企業を取り巻く経営環境は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中においても、物価高騰や人手不足などにより、引き続き厳しい状況にある。

多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などによって、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。

そのため都は、地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に指導していく必要がある。

国は、経営改善・再生、成長促進を含めた多岐にわたる経営課題に対応するため、令和6年7月に経営力強化保証制度、令和7年3月に経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度及び協調支援型特別保証制度を創設した。今後は、中小企業の経営改善や事業再生を推進するため、資金繰りを適切に支援していくとともに、金融機関と中小企業支援機関の連携強化を後押しする必要がある。

また、セーフティネット保証制度（5号）については、令和6年12月から、利益率による認定基準が追加されるなどの見直しが図られたが、本制度は業況が悪化している中小企業が経営の安定化を図るうえで有効な支援であり、引き続き適切な運用が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 新型コロナ対応融資を利用した事業者の多くが引き続き返済を行っている中、物価高騰、金融情勢等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。
- (2) 国は、協調支援型特別保証制度など物価高騰や人手不足等の影響を受けている中小企業の経営課題解決を後押しする制度や、経営力強化保証制度や経営改善サポート保証制度など経営改善や事業再生に重点を置いた支援について引き続き充実を図ること。また、様々な社会経済情勢の影響により経営

改善が進まない中小企業に対して、金融機関と中小企業支援機関の連携した経営支援が促進されるよう、一層の施策の充実を図ること。

- (3) 中小企業を取り巻く経営環境や実情を踏まえ、セーフティネット保証制度(5号)について、対象業種を的確に指定するなど適切な運用を行うこと。

3 5 消費生活相談業務のD X化

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化局)

国が推進している消費生活相談D X化に係る新システムについて、全国の自治体に過度な負担なく確実に導入されるよう自治体の意見を十分に聴取し、その意向を踏まえ、相談業務の実情に即した制度設計・運用とすること。また、自治体間の広域連携等を検討する際には、自治体の意向を十分に取り入れること。

<現状・課題>

国においては、令和3年度に消費生活相談のD X化に向けてアドバイザリーボードでの検討を開始し(※)、令和5年7月に「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン2023」及び「消費生活相談サービス運営標準ガイドライン」(以下これらを「アクションプラン等」という。)を公表している。しかし、今後も継続して質の高い消費生活相談を提供していくためには、消費生活相談のD X化に係る新システム及び相談体制等の構築に関し、更に実情に即した制度設計が必要である。

現行のPIO-NETは国において回線・端末等を調達・運用し、無償貸与してきた。しかし、新システムの導入に当たっては、各自治体において、回線・端末・周辺機器等の調達・運用を行わなくてはならないため、自治体の負担増につながる事が懸念される。

<具体的要求内容>

新システムの導入を円滑に進めるため、自治体に対し、早期にシステムの具体的な内容について情報提供を行うとともに、意見交換できる場を設定すること。

また、相談現場に混乱が生じないように、新システムの試行を早期に開始するとともに、消費生活相談員等に対する業務・操作研修を十分に実施すること。

あわせて、これらの体制整備・運用に必要な財源を、継続的・安定的に措置すること。

自治体間の広域連携等を検討する際には、自治体の意向を十分に取り入れること。

※ アドバイザリーボードには都も自治体代表として参加している。

3 6 家庭におけるインターネット利用環境の確保

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

誰一人取り残されることのないデジタル社会を形成していくためには、各家庭における通信環境が重要であることから、社会インフラとして全ての家庭における通信環境を整備するため、被保護世帯及び低所得世帯等に対して必要な措置を講じること。

<現状・課題>

生活の様々な場面でデジタルツールの活用が進展している。一方で、家計支出に占める通信費が一定の割合を占めており、低所得世帯等に対する一層きめ細かな支援措置が必要な状況にある。

また、世界と比較して我が国の行政や企業、家庭におけるデジタルシフトは遅れており、それが社会の構造的な課題となっていることが浮き彫りとなっている。

こうした課題を解決していくには、社会インフラのラストワンマイルともいうべき各家庭の通信環境の格差を是正し、誰一人取り残されることのないデジタル社会を形成していくことが必要である。

<具体的要求内容>

社会インフラとして全ての家庭における通信環境を整備するため、被保護世帯及び低所得世帯等に対して必要な措置を講じること。

参 考

○ 根拠等

- ・家計支出に占める通信費に関すること。
総務省「家計調査（総世帯）」（令和5年）
- ・世界と比較したときの我が国のデジタルシフトの遅れ
（旧）
- ・第1回スマート東京・TOKYO Data Highway 戦略推進協議会各議題資料

都市全体のデジタル化		デジタル/オープンガバメント	モビリティ	キャッシュレス
SMART CITY GOVERNMENT RANKINGS 2018/2019 Eden Strategy Institute, ONG&ONG		E-Government Development Index 2018 国連	Urban Mobility Index 3.0 Arthur D. Little	キャッシュレス決済比率 経済産業省「キャッシュレス化」 ※同調査では11ヶ国のみ比較（2015年）
1位	ロンドン	デンマーク	シンガポール	韓国 89.1%
2位	シンガポール	オーストラリア	ストックホルム	中国 60.0%
3位	ソウル	韓国	アムステルダム	(Alipay, WeChatPayのみ含む参考値)
4位	ニューヨーク	イギリス	コペンハーゲン	カナダ 55.4%
5位	ヘルシンキ	スウェーデン	香港	イギリス 54.9%
6位	モントリオール	フィンランド	ウィーン	オーストラリア 51.0%
7位	ボストン	シンガポール	ロンドン	スウェーデン 48.6%
8位	メルボルン	ニュージーランド	パリ	アメリカ 45.0%
9位	バルセロナ	フランス	チューリッヒ	フランス 39.1%
10位	上海	日本	ヘルシンキ	インド 38.4%
11位	サンフランシスコ	アメリカ	東京	日本 18.4%
：	東京（28位）	：	：	ドイツ 14.9%

出典：各種レポートより作成

（新）

- ・都市全体のデジタル化（東京：22位）

Eden Strategy Institute「Top 50 Smart City Governments Ranking」
（令和3年）



・デジタル/オープンガバメント（日本：13 位）

国際連合「E-Government Survey 2024」（令和 6 年）

Table (continued)

Country	Region	Sub-Region	City	EDGI Group	Rating Class	EGDI Rank
Eswatini	Africa	Southern Africa	Mbabane	High EGDI	H2	113
Ethiopia	Africa	Eastern Africa	Addis Ababa	Middle EGDI	M2	169
Fiji	Oceania	Melanesia	Suva	High EGDI	H3	93
Finland	Europe	Northern Europe	Helsinki	Very High EGDI	VH	9
France	Europe	Western Europe	Paris	Very High EGDI	V3	34
Gabon	Africa	Middle Africa	Libreville	High EGDI	H2	121
Gambia	Africa	Western Africa	Banjul	Middle EGDI	M1	181
Georgia	Asia	Western Asia	Tbilisi	Very High EGDI	V1	69
Germany	Europe	Western Europe	Berlin	Very High EGDI	VH	12
Ghana	Africa	Western Africa	Kumasi	High EGDI	H2	108
Greece	Europe	Southern Europe	Athens	Very High EGDI	V3	36
Grenada	Americas	Caribbean	St. George's	High EGDI	H3	104
Guatemala	Americas	Central America	Cuidad De Guatemala	High EGDI	H2	122
Guinea	Africa	Western Africa	Conakry	Middle EGDI	M2	160
Guinea-Bissau	Africa	Western Africa	Bissau	Middle EGDI	M2	170
Guyana	Americas	South America	Georgetown	High EGDI	H1	128
Haiti	Americas	Caribbean	Port Au Prince	Low EGDI	L3	186
Honduras	Americas	Central America	Tegucigalpa	Middle EGDI	MH	142
Hungary	Europe	Eastern Europe	Budapest	Very High EGDI	V1	59
Iceland	Europe	Northern Europe	Reykjavik	Very High EGDI	VH	5
India	Asia	Southern Asia	Mumbai	High EGDI	H3	97
Indonesia	Asia	South-Eastern Asia	Jakarta	Very High EGDI	V1	64
Iran (Islamic Republic of)	Asia	Southern Asia	Tehran	High EGDI	H3	101
Iraq	Asia	Western Asia	Baghdad	Middle EGDI	MH	148
Ireland	Europe	Northern Europe	Dublin	Very High EGDI	V3	20
Israel	Asia	Western Asia	Tel Aviv	Very High EGDI	V3	23
Italy	Europe	Southern Europe	Roma	Very High EGDI	V2	51
Jamaica	Americas	Caribbean	Kingston	High EGDI	H3	96
Japan	Asia	Eastern Asia	Tokyo	Very High EGDI	VH	13
Jordan	Asia	Western Asia	Amman	High EGDI	HV	89
Kazakhstan	Asia	Central Asia	Almaty	Very High EGDI	V3	24

・モビリティ（東京：11 位）

Arthur D. Little「Urban Mobility Index 3.0」（平成 30 年）



・キャッシュレス（日本：36.0%）

一般社団法人キャッシュレス推進協議会「世界主要国におけるキャッシュレス決済比率」（令和4年）



3 7 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化【最重点】

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因を解明すること。
- (2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援を強化すること。

<現状・課題>

平成 16 年に国内で 79 年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザは、これまで断続的に発生がみられたものの、令和 2 年以降、毎年発生し、令和 4 年シーズンにおいては、過去最大規模の発生となった。

国は家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に定める飼養衛生管理基準の改正を幾度も行い、都道府県は本基準を遵守するよう家きん飼養者に対し指導を行っているが、依然として本病の発生は継続している。

近年では、野鳥の侵入防止に効果があるといわれるウインドレス鶏舎での発生が複数例有り、しかも発症した鶏の位置は鶏舎入口から離れた場所でも確認されている。

これ以上の発生を防ぐためには、発生事例に係る疫学調査を継続することで、ウイルス侵入経路を特定し、発生要因を解明する必要がある。

また、家きん飼養者の飼料費や空調に要する電気代等の経費が高止まりしている中、農場バイオセキュリティ（家畜への病原体の侵入や病気のまん延を防ぐための取組）の徹底を図ることは、経営的な負担が大きいことから、その支援を強化する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因の解明

発生事例に係る疫学調査を継続し、養鶏施設の構造や野生動物におけるウイルスの保有・消失期間など、実証試験も含めた検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生の要因を解明すること。

(2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援の強化

国は、家きん飼養者が農場バイオセキュリティに取り組む場合、その経費の 2 分の 1 を助成しているが、対策の徹底に向け、その補助率を引き上げるとともに、速やかに活用できるよう改善を図ること。

38 豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化

(提案要求先 農林水産省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 野生イノシシの豚熱対策を確実に実施するため、東京都が行う事業に必要な財源と経口ワクチンを確保すること。
- (2) 近隣国で発生しているアフリカ豚熱の国内侵入防止策を確実に実施するとともに、国内でのまん延防止対策に万全を期すこと。

<現状・課題>

平成30年9月に岐阜県で発生した豚熱は、北海道を除き、ほぼ全国に拡大し、養豚農家の経営に多大な影響を与えている。

このため、国は、豚熱発生県及びその隣接県(46都府県)をワクチン接種推奨地域に指定し、飼養豚への予防的ワクチン接種を進めるとともに、野生イノシシによる感染拡大を防ぐため、野生イノシシへの経口ワクチン散布を推進してきた。

都は、国の対策を踏まえ、令和元年12月末から養豚農家等への予防的ワクチンの接種を行うとともに、東京都野生イノシシCSF対策協議会を設立し、令和2年3月中旬から本協議会が経口ワクチンを散布し、感染防止に努めてきた。

こうした中、令和3年4月1日に、改正家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)が施行され、野生イノシシへの経口ワクチン散布は、国庫負担金を財源とした都道府県が主体となって行う事務として位置付けられたが、いまだ都道府県事務として散布が行えない状況である。本対策は長期にわたることが見込まれていることから野生イノシシの豚熱対策を確実に実行するため、野生イノシシにおける豚熱の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等に係る経費について、国は必要な財源と経口ワクチンを確保し、各都道府県に配布することが必要である。

アフリカ豚熱については、有効なワクチンや治療法がなく、国内への侵入を許せば、非常に深刻な被害が生じると考えられている。世界ではアジア、ヨーロッパ、アフリカ各国で発生が続いており、とりわけ韓国では我が国との定期航路のある釜山広域市において野生イノシシの感染が連続して確認され、我が国への侵入リスクがますます高まっている。

国は動物検疫の強化や畜産物の輸入に係るPRを行っているが、違法な畜産物の輸入はいまだ後を絶たない。

また、国内に本病が侵入した場合に備え、法改正を行い、予防的殺処分の規程を定めたほか、令和2年度からワクチン開発に着手するなど、まん延防止の対策に取り組んでいるものの、野生イノシシへの対応については急峻な山地が多く、猟友会や林業関係者の減少かつ高齢化が進んでいるため、実効性を図る等の改善が必要である。

今後、都内の養豚農家が安心して経営を継続していくためには、対策の強化が

必要である。

こうしたことから、以下の要求を行う。

< 具体的要求内容 >

(1) 野生イノシシの豚熱対策の確実な実施

家畜伝染予防法に基づき、散布作業の適期かつ円滑な実施に向け、都府県を事業主体として、必要な財源を国が確保し国庫負担金として交付するよう措置すること。

経口ワクチンを承認済みの動物用医薬品として国内流通できる体制を構築し、都道府県が円滑に経口ワクチンを確保できる体制を整えること。

(2) アフリカ豚熱の国内侵入防止及びまん延防止策の確実な実施等

空港など水際での防疫体制を一層強化するとともに、可能な限り早期に飼養豚及び野生イノシシに対するワクチンを開発すること。

野生イノシシにアフリカ豚熱が確認された場合に備え、特定家畜伝染病防疫指針に規定する都道府県による積極的な死体探索方法と併せて、死体の回収・処理方法について、国内の山岳地形等を踏まえた、実現性のある手法を早急に開発すること。

また、本手法に基づく対応を行うに当たり国は都道府県に対し、死体回収・処理に携わる人材・資材の提供及び十分な予算措置を行うこと。

39 クロマグロの適切な資源管理の推進について

(提案要求先 農林水産省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) クロマグロの適正な資源管理と沿岸漁業の操業実態を反映した漁獲枠の配分を行うこと。
- (2) 漁獲報告の厳格化等に当たっては、漁業者等の負担軽減に配慮すること。
- (3) クロマグロ遊漁に対する資源管理の取組を徹底すること。

<現状・課題>

クロマグロの資源管理については、平成 27 年から中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)による国際的な漁獲規制が導入され、我が国では平成 30 年から漁業法(昭和 24 年法律第 167 号)に基づく漁獲可能量管理が行われている。

こうした取組の結果、資源は回復基調にあり、令和 7 年以降の我が国の漁獲枠は、30 キロ以上の大型魚で従来の 1.5 倍、30 キロ未満の小型魚で 1.1 倍増となり、都においても漁獲枠の順守と消化率の向上に取り組むことにより、当初配分は大型魚で前年度比約 3.3 倍の 61.2 トン、小型魚で約 1.8 倍の 25 トンと大幅な増枠につなげることができた。

国は引き続き、科学的根拠に基づく調査や管理を進め、クロマグロの漁獲枠の更なる拡充に努めるとともに、零細な沿岸漁業の操業実態に配慮した漁獲枠の配分や、他県・大臣許可漁業との調整による漁獲枠の有効活用を図ることが重要である。

また国は、こうした状況の変化を受け、クロマグロの資源管理の高度化に向け、令和 8 年度から漁業者への詳細な漁獲情報報告・買い手への情報伝達の義務付けや、遊漁の届出制導入を予定している。都としても公正かつ厳格なクロマグロの資源管理が必要と考えるが、制度の導入に当たっては、漁業者等の負担軽減に配慮するとともに、制度の実効性担保に必要な監視・取締り体制の整備が不可欠である。特に、伊豆諸島周辺海域では近年のクロマグロ漁場の形成に伴い、プレジャーボートや遊漁船による採捕が増え、漁業との競合も顕在化していることから、国の責務の下、早急に遊漁の管理体制を構築していくことが肝要である。

については、クロマグロの資源管理を一層推進するため、以下の要望を行う。

<具体的要求内容>

- (1) クロマグロの漁獲枠の更なる拡大に向け、引き続き科学的根拠に基づく調査や管理に努めるとともに、沿岸漁業に配慮した漁獲枠の配分を行うこと。
- (2) 漁獲報告の厳格化等に当たっては、漁業者等に過度の負担とならないよう制度設計を行うとともに、DXを積極的に活用すること。
- (3) クロマグロ遊漁に対する資源管理の取組を徹底するとともに、漁業とのトラブルの未然防止を図るため、伊豆諸島周辺海域におけるクロマグロ遊漁に対し取締船の派遣など監視・取締り体制を強化すること。

40 キンメダイの資源管理の推進に向けた対策の強化

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 資源評価精度の向上に不可欠な水揚げ情報の収集体制を構築すること。
- (2) 漁業収入安定対策事業について、強度資源管理タイプの対象となる魚種の拡大を図ること。
- (3) キンメダイ漁業について、資源管理の強化に伴い許可制を導入すること。

<現状・課題>

キンメダイは、都の漁獲金額の約 45%を占める重要な魚種であり、主要漁場の一つである伊豆諸島周辺海域では、東京都のほか、千葉、神奈川、静岡の漁船が入り会って操業を行っている。

これらの1都3県の漁業者は、キンメダイの持続的な利用を図るため、体長の制限や禁漁区の設定、漁具の制限などの自主的な資源管理に取り組んできた。

しかし、海洋環境の変動等により漁獲量は長期的に減少傾向にあり、キンメダイの資源回復は重要な課題となっている。

こうした中、国で改正された漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）の下、キンメダイを漁獲可能量（TAC）管理の対象に加える方針を示しており、これまで資源管理に取り組んできた漁業者は、更なる規制の強化につながるのではないかと不安を募らせている。

持続可能なキンメダイ漁業の実現に向け、資源管理を推進していくためには、国において、漁業操業実態を把握し、より精度の高い資源評価に基づき、関係者の合意の下、取組を進めることが必要である。また、漁獲量の減少による経営への影響に不安を抱える漁業者へのサポートを図るとともに、無秩序な漁場への参入を抑制していくことも不可欠である。

このため、以下の要望を行う。

<具体的要求内容>

- (1) 水揚げ情報の収集体制の構築

キンメダイ漁業について、資源評価精度の向上に不可欠な水揚げ情報の収集体制を構築すること。

- (2) 漁業収入安定対策事業の拡充

キンメダイなど、地域において重要な魚種の資源管理に取り組む漁業者

が、漁獲金額が減少した場合に経営の安定が図れるよう、資源管理指針・計画作成要領を改正し、強度資源管理の対象を拡大するとともに、クロマグロ漁業と同様に漁業共済の払戻し判定金額の下げ止め措置を講じること。

(3) 資源管理の強化に伴う許可制の導入

無秩序な参入抑制の観点から、国による許可制を導入すること。許可制の導入に当たっては新規就業者の確保・育成の観点にも配慮すること。

4 1 公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化等を進めること。

<現状・課題>

公共職業訓練の受講希望者のうち、雇用保険受給者等はハローワーク経由での申込みが必要である。

ハローワークでは、受講希望者から申込みを受ける場合、相談対応や手続の説明、入校願書の受付などを対面で実施することとしている。

都では現在、公共職業訓練のオンライン化を進めているが、こうした取組をより効果的に進めるためには、入校申請手続においてもオンライン化が必要である。

<具体的要求内容>

公共職業訓練施設への入校に当たり、受講希望者がハローワークにおける手続の電子申請やオンラインを活用した相談等ができるよう運用を見直すこと。

4 2 フリーランスが安心して働ける環境の整備に向けた支援の充実

(提案要求先 公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

フリーランスに係る取引の適正化や就業環境の整備に向け、法の周知の徹底と適切な運用等を図ること。

<現状・課題>

内閣官房等がフリーランスを対象に行った令和3年の調査で、優越的地位にある事業者がその地位を利用し、正常な商慣習に照らしてフリーランスに不当に不利益を与えている実態が明らかになった。

また、育児・介護休業法や労働施策総合推進法で、職場のハラスメント防止措置が全ての企業において義務付けされるなど、労働者の職場環境についての整備が進む一方、労働者性が認められづらいフリーランスの就業環境については、その整備がいまだ十分とは言えない状況にある。

令和6年5月から6月にかけて公正取引委員会と厚生労働省が共同で実施した実態調査において、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」公布後、施行前までにその認知が十分でない状況も見受けられることから、令和6年11月に施行された同法の適切な運用に向けて、各事業者に対する周知啓発や支援の充実を図り、フリーランスが安心して働ける環境の整備を促進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) フリーランス・事業者間取引適正化等法に定める取引の適正化や就業環境の整備等について、委託事業者とフリーランスの双方に十分理解されるよう、周知啓発のほか、相談対応等において具体的な助言を行うこと。
- (2) 委託事業者がフリーランスからの申出に応じて、育児介護等と両立して業務遂行できるよう必要な配慮を行い、また、ハラスメント行為に係る相談対応など必要な体制の整備等に取り組むように後押しするため、必要な措置を講じること。
- (3) フリーランスの就業形態などに関する調査により把握した実態を踏まえ、今後も継続して、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために必要な対策を検討すること。

参 考

(国の動向)

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）の概要等

○趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備する。

○内容

- ① 特定受託事業者に係る取引の適正化
- ② 特定受託業務従業者の就業環境の整備
- ③ 違反した場合等の対応
- ④ 相談対応等の取組

・施行日 令和6年11月1日

9. スポーツ・教育

1 東京 2020 大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進

1 「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」開催への全面的支援【最重点】

(提案要求先 内閣官房・内閣府・宮内庁・警察庁・復興庁・総務省・法務省・出入国在留管理庁・外務省・財務省・文部科学省・スポーツ庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省)
(都所管局 スポーツ推進本部)

「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」(以下「世界陸上」という。)
及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」(以下「デフリンピック」という。)の開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

<現状・課題>

都では、世界陸上及びデフリンピックそれぞれの招致主体である公益財団法人日本陸上競技連盟及び一般財団法人全日本ろうあ連盟からの要請を受け、国やスポーツ界と共に、2025 年大会の東京での開催を目指す両団体の取組を応援してきた。

2022 年に両大会の東京開催が決まり、2025 年には再び、大規模な国際スポーツ大会が日本で開催されることとなった。両大会の成功には、関係者の密接な連携はもとより、政府の全面的な協力が不可欠である。

両大会は、都民・国民、とりわけ次代を担う子供たちに、スポーツの価値、感動や勇気を届ける大きな機会となる。また、年齢や国籍、性別、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しむ機会を創出し、世界に向けて日本の魅力を力強く発信する絶好の機会ともなる。都は、こうした両大会開催の意義を踏まえ、両大会を通じて都が目指す姿を「ビジョン 2025 スポーツが広げる新しいフィールド」として取りまとめるとともに、「全ての人が輝くインクルーシブな街・東京」の実現に貢献するという目標に向けて、両大会を通じて取り組んでいく方向性や、主な内容などをまとめ、様々な取組を進めている。

国際スポーツ大会開催への支援は、スポーツ基本計画に定めるとおり、東京 2020 大会のレガシーの継承・発展に大きく資するものである。スポーツの一層の振興につなげるとともに、情報保障の充実も含め、真の共生社会実現を目指していくためにも、両大会に協力する旨の閣議了解も踏まえ、大会開催に向けて国が財政面を含めた全面的な支援を打ち出すべきである。

なお、大会に向けては、国の「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等

のガバナンス体制等の在り方に関する指針」や、都が策定した「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」を踏まえ、両大会が透明で公正な大会となり、都民・国民の信頼を得ることができるよう、取組を進めていくこととしている。

＜具体的要求内容＞

- (1) スポーツ振興くじ助成金や各種国庫補助負担金等の活用など、国による積極的な財政支援を行うこと。また、国所管施設における使用料の減免のほか、施設の弾力的運用を行うこと。
- (2) 選手及び大会関係者等の出入国の支援や、貨物の輸出入、動植物・食品検疫に係る手続をはじめ、空港に関する諸調整等、円滑な出入国に関して必要な措置を講ずること。
- (3) 大会開催時には選手・大会関係者のみならず、要人や観戦者として国内外から多くの人が東京に訪れるため、セキュリティ確保に関して必要な支援を行うこと。
- (4) 海外要人の円滑な出入国や国内滞在における諸対応など、要人来賓に当たり生じる調整事項について協力を行うこと。
- (5) 環境に配慮した車両の導入や再生可能エネルギーの活用など、環境負荷低減に向けた日本の先進的な技術について、両大会への活用に関し支援を行うこと。
- (6) 日本及び東京の都市の魅力の発信や、東日本大震災からの日本の復興に係る情報発信等について、両大会を通じた連携を図ること。
- (7) 誰もがスポーツに親しむ社会の実現に向け、東京 2020 大会を契機に高まったスポーツ気運を、両大会を通じて更に広げていくため、競技団体の組織体制強化や体制構築、選手の発掘・育成・強化など、国が率先的に取り組むこと。
- (8) 国所管施設をはじめ、情報保障の推進を図ること。

2 スポーツ施設の整備促進と国際大会の招致・開催

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 スポーツ推進本部)

- (1) 地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を適切に確保すること。
- (2) 地域スポーツセンター新改築・改造事業等について、新たに改修事業を補助対象とし、国庫補助率を引き上げること。
- (3) 広域的機能を持つ都道府県が整備すべきスポーツ施設の規模や機能を踏まえ、交付金交付要綱等に定める対象となる経費及び配分基礎額の算定方法について、算定要件の拡大及び緩和を図ること。
- (4) 国際大会の招致・開催に向け、国の有する知見の提供を行うとともに、大会実施に当たっての人的・財政的支援など、国として積極的な取組を行うこと。

<現状・課題>

誰もがスポーツに親しめる社会を実現するために、スポーツ施設の果たす役割は大きい。国は、平成 23 年 8 月に施行したスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）において、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする等のため、スポーツ施設の整備等必要な施策を講ずるよう努めなければならないとしている。令和 4 年 3 月に策定した「第 3 期スポーツ基本計画」において、ストックの適正化の下、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る、という政策目標を掲げ、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」を実現する、としている。

一方、都は、令和 7 年 3 月に新たな、「東京都スポーツ推進総合計画」を策定し、都民が身近な場所でスポーツ活動が行えるよう、既存のスポーツ施設や東京 2020 大会の競技施設を適切に管理運営するとともに、区市町村のスポーツ施設整備を支援するとしている。また、令和 7 年 3 月に策定した「2050 東京戦略 3 か年のアクションプラン」においても、区市町村のスポーツの場を拡充する取組に対し支援するとしている。

こうした観点から、都は、区市町村と連携し、スポーツ振興の拠点となるスポーツ施設の整備促進を図っていく必要があるが、国によるスポーツ施設整備に

関する財源及び補助制度は不十分である。

また、整備されたスポーツ施設の特性をいかし、国際大会の招致・開催など、多様な活用を推進していくことは、スポーツ振興に加え経済活性化の効果等があり、国にとっても有益である。国際大会の開催に当たっては、競技団体が持続可能な形で国際大会を開催できるよう、国においても、ノウハウや人的・財政的支援を行うなど積極的な取組を推進することが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国の策定したスポーツ基本法の目標を達成すべく、地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を適切に確保すること。
- (2) スポーツ施設の整備とともに、既存スポーツ施設の有効活用を図るため、「学校施設環境改善交付金交付要綱」(令和7年4月1日付6文科施第963号)における地域スポーツセンター、地域水泳プール、地域屋外スポーツセンター及び地域武道センターの新改築・改造事業の四事業について、新たに改修事業を補助対象とし、これに社会体育施設の耐震化事業及び社会体育施設の質的整備事業を加えた六事業について、国庫補助率を引き上げること。

なお、スポーツ施設の改修・改造については、平成22年度から独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の「スポーツ振興くじ助成金」による助成対象事業として措置されたところであるが、安定的な財源の確保のためには、引き続き国の交付金対象事業とされることを要望する。

- (3) スポーツ施設の整備については、地域の身近な生活圏を拠点とする施設と区市町村の行政区域を越えた広域的な地域を拠点とする施設を計画的に整備することで、都民はスポーツ施設をより効果的かつ効率的に利用することができる。

しかし、「学校施設環境改善交付金交付要綱」では、大規模なスポーツ大会開催や選手の競技力向上につながる規模・機能を有する施設整備に対する補助としては不十分である。

したがって、広域的な機能を有する都道府県が整備すべきスポーツ施設に対し、交付金要綱等に定める対象となる経費及び交付対象施設や交付対象面積などの配分基礎額の算定方法等の改善を図ること。

- (4) 大規模な国際大会の開催にあたって、競技団体や開催自治体の負担を軽減し、大会準備・運営が滞りなく行われるよう、人的・財政的な支援を行うなど、積極的な取組を推進すること。

参 考

(1) 学校施設環境改善交付金交付要綱(抄)

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
22	地域スポーツセンター新改築、改造	一般の利用に供するための地域スポーツセンターの新築、改築又は改造に要する経費	ア 新築又は改築 文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 改造 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1 / 3 (算定割合の特例) 他の公共施設との複合化・集約化を行う場合の地域スポーツセンターにあっては1 / 2
23	地域水泳プールの新改築	一般の利用に供するための地域スイミングセンター及び浄水型水泳プールの新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	ア 地域スイミングセンター 1 / 3 イ 浄水型水泳プール 1 / 2 (算定割合の特例) ア 地震特措法第4条の規定の適用のある浄水型の地域スイミングセンターにあっては1 / 2 イ 他の公共施設との複合化・集約化を行う場合の地域スイミングセンターにあっては1 / 2
24	地域屋外スポーツセンター新改築	一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1 / 3 (算定割合の特例) 他の公共施設との複合化・集約化を行う場合の地域屋外スポーツセンターにあっては1 / 2

25	地域武道センター新改築	一般の利用に供するための地域武道センターの新築又は改築に要する経費	ア 地域武道センター（柔・剣道場） 文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 地域武道センター（弓道場） 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1 / 3 （算定割合の特例） 他の公共施設との複合化・集約化を行う場合の地域武道センターにあつては1 / 2
26	社会体育施設の耐震化	社会体育施設の耐震化に要する経費	ア 構造体の耐震化 補強を要する施設の面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 建築非構造部材の耐震対策等 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1 / 3
27	社会体育施設の質的整備事業	社会体育施設における次に掲げる質的整備に要する経費 ア 内部環境改善工事 イ 空調整備工事	文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1 / 3 （算定割合の特例） 令和6年度から令和7年度までの間における空調整備工事（新設するものに限る。）にあつては1 / 2
34	太陽光発電等の整備に関する事業	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設、特別支援学校、共同調理場並びに社会体育	文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1 / 2

		施設における次に掲げる設備（エに掲げるものを単独で整備する場合には太陽光発電設置校に限り、オからキまでに掲げるものについては設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減できる建物に整備するものに限る。）の整備に要する経費 ア 太陽光発電 イ 風力発電 ウ 太陽熱利用 エ 蓄電池 オ 地中熱利用 カ 雪氷熱利用 キ 小水力発電		
--	--	---	--	--

（２）独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金実施要領（抄）

（最近改正 令和 6 年 11 月 7 日令和 6 年度要領第 3 号）

＜助成金名称＞

スポーツ振興くじ助成金

＜助成対象団体＞

都道府県又は市町村（特別区含む）等

＜交付対象事業・主要要件＞

下表のとおり

助成区分	助成事業の内容		助成割合	助成限度額
大規模スポーツ施設整備助成	Ｊリーグホームスタジアム整備事業	新設事業	３／４	3,000,000 千円
		改修・改造事業		900,000 千円
	Ｊリーグ拠点施設整備事業	新設事業		1,500,000 千円
	国民スポーツ大会冬季大会競技会場整備事業	改修・改造事業	３／４	525,000 千円
地域スポーツ施設	総合型地域スポーツクラブ活動拠点（クラブ	新設事業	４／５	60,000 千円

設整備助成	ハウス）整備事業(※)		改造事業	3 / 4	11,250 千円
	グラウンド芝生化事業	芝生化新設事業		4 / 5	48,000 千円
		芝生化改設事業		3 / 4	30,000 千円
		天然芝維持活動事業		2 / 3	1,333 千円
	スポーツ施設等整備事業	スポーツ競技施設等の整備		2 / 3	20,000 千円
		学校開放事業によるスポーツ活動に供する施設等の整備			
		スポーツ競技施設の大規模改修等			100,000 千円

※ 都道府県は対象外

【参考】

「新設」・・・ 新たに施設を造る工事

「増設」・・・ 既存施設を補完する施設を当該施設に隣接して新たに造る工事

「改設」・・・ 既存施設の全部を取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

「改修」・・・ 既存施設の一部について、従前と同一の状態（構造、規模、機能が概ね同じ状態であることを指す。）に造りなおす工事

「改造」・・・ 既存施設の一部について、従前と異なる状態に造りかえる工事（施設機能の拡充のための設備等の設置を含む。）

「令和 7 年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引」より

3 競技力向上事業の推進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 スポーツ推進本部)

- (1) 「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている選手についても、オリンピック・パラリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、関係機関と調整を図ること。
- (2) パラリンピックやデフリンピック等の国際大会で活躍を目指すアスリートの競技力向上のため、「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」について、アスリートの利用の利便性向上を図ること。

<現状・課題>

- (1) 他の先進国では、国を挙げてアスリートの総合的な支援・育成に取り組むことで、国際大会で好成績を残すなど成果を上げている。こうした中で、都は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も、東京からより多くの日本代表選手を輩出できるよう競技力向上策を進めているが、世界で活躍できる選手の育成においては、より高度なトレーニング環境や最先端のスポーツ医・科学に関する知見の提供が重要である。そのため、東京都の競技団体などが「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」を利用することができるよう国の支援が必要である。
- (2) 都は、新たに策定した「東京都スポーツ推進総合計画」に基づき、パラスポーツ振興について、一般スポーツと一体的に取り組んでいるところである。具体的には、パラスポーツの裾野の拡大を図るとともに、パラリンピック等の国際大会で活躍する東京の選手を一人でも多く輩出できるよう、アスリートの発掘や都競技団体の競技力強化のための取組支援等を進めているが、東京 2025 デフリンピックの開催を踏まえ、更なる取組の加速が必要である。

国においても、平成 27 年 10 月にスポーツ庁が発足したことで東京 2020 大会に向けて選手強化に取り組む体制が整備され、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築が進められている。例えば、パラリンピック強化選手等の「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」のオリンピック強化選手等との共同利用が進むなど、パラアスリートを取り巻く環境は少しずつ改善されてきている一方で、地域にはパラスポーツ特有の用具を備えた施設が少ないことや、施設のバリアフリー化が十分でないなど、依然としてパラアスリートが日常的に練習できる場所が不

足している。東京 2025 デフリンピックの開催を踏まえ、国においてもパラアスリートが専門的なトレーニングを継続的に行えるよう、積極的な取組を進めていくことが必要である。

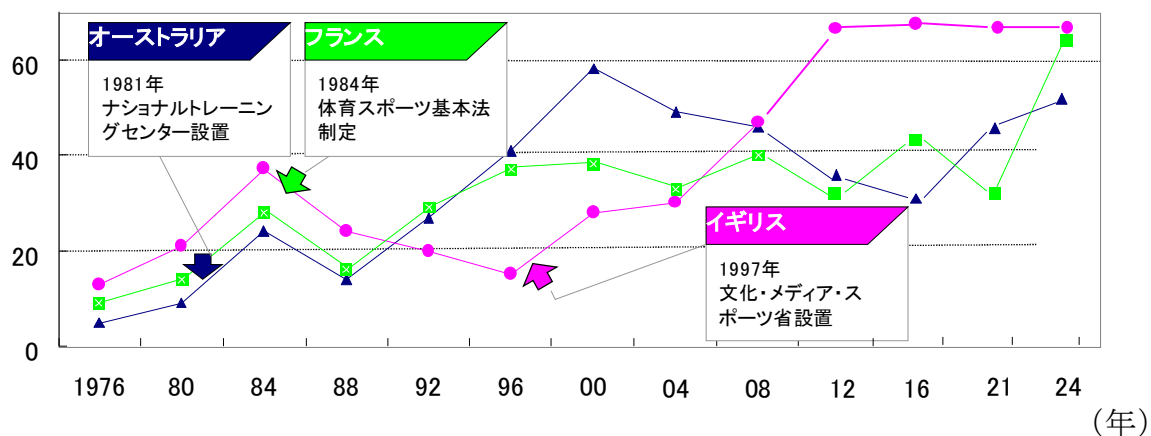
< 具体的要求内容 >

- (1) 東京から日本代表選手を輩出する取組を強力に進めていくためには、選手の練習環境を整備することが不可欠である。このため、トップレベル競技者専用のトレーニング施設である「ナショナルトレーニングセンター」や、科学、医学情報面で競技者育成をサポートする機能を持つ「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている将来有望な選手についても、オリンピック・パラリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）その他の関係機関との調整を図ること。
- (2) パラリンピックやデフリンピック等の国際大会で活躍を目指すアスリートの競技力向上のため、「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」について、オリンピック競技と同様に定期的に利用できるようにするなど利便性の向上を図るとともに、身近な地域で競技力向上に資する専門的なトレーニングが実践できるよう、支援の検討に取り組むこと。

参 考

(1) 各国の夏季オリンピックメダル獲得数とスポーツ施策

(個)



(2) ナショナルトレーニングセンター (National Training Center)

利用対象 : JOCの強化指定選手、JPCの強化指定選手及び各中央競技団体の推薦を受けた強化選手

メリット : 各競技の専用トレーニング拠点を持つことで国際競技力の向上をより一層図りやすくなるとともに、複数競技のトレーニング場を1箇所に集約することで競技団体間の連携を積極的に推進できる。

(3) 国立スポーツ科学センター (Japan Institute of Sports Sciences)

利用対象 : JOC、JOCに加盟する競技団体、JPC、JPC強化指定選手、その他センターが認めた者

メリット : スポーツに関する科学、医学、情報面の総合的な研究支援の拠点を持つことで、科学的な分析に基づく効果的なトレーニング方法の開発やスポーツ障害などに対する医学的なサポート、スポーツに関する各種情報の収集・分析・蓄積・提供などを一体として実施できる。

4 パラスポーツの推進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 スポーツ推進本部)

- (1) パラスポーツの理解促進・普及啓発について、積極的に取り組むこと。
- (2) パラスポーツ競技団体の活動支援に当たり、各団体の体制や基盤強化に資する取組を行うこと。
- (3) パラリンピック等のメダリストへの報奨金の増額を行うこと。
- (4) 総合的で大規模なパラスポーツの国際大会の開催に当たって、国の有する知見の提供を行うとともに、大会実施に当たっての人的・財政的支援など、諸課題に対する積極的な取組を行うこと。

<現状・課題>

- (1) 東京 2020 パラリンピック競技大会の開催により、スポーツの持つ無限の可能性に触れ、国民の共生社会への関心が高まった。

大会を契機に進んだ共生社会への歩みを加速させるため、パラスポーツに対する国民の理解が一層深まるよう積極的な取組が望まれる。

このため、国においては、パラリンピック競技をはじめとする様々なパラスポーツが着実に社会に根付いていくよう、国民のパラスポーツに対する興味・関心を高めるための継続的な情報発信や普及啓発が必要である。

- (2) パラスポーツの振興を競技面から支える存在である競技団体は、競技の普及から選手育成、大会運営など多岐にわたる役割を担い、多くの方にスポーツの機会を提供している。東京 2020 パラリンピック競技大会に向けては、平成 25 年からパラリンピックサポートセンター（現日本財団パラスポーツサポートセンター）が開設され、オフィスの提供などが行われたことで、競技団体を取り巻く環境は改善されてきたものの、パラリンピック競技以外の多くの競技団体は、依然として、人員、財政ともに厳しい状況にあり、国際大会出場を目指す選手発掘のための機会創出や、競技人口を増やすための広報活動などまで手が回らず、次世代の選手の育成・強化についても十分に行うことができていない。

こうした状況を踏まえ、各競技団体が本来の役割である競技力向上に注力するためにも競技団体への支援については、国が積極的に取り組んでいく必要がある。

- (3) パラリンピックメダリストへの報奨金については、平成 20 年北京パラリンピックから始まり、平成 30 年平昌大会から金額が引き上げられた。しかし銀メダル、銅メダルについてはオリンピックメダリストと同額となったものの金メダルについては、オリンピックメダリストへの報奨金とはまだ差がある状況である。

国は、東京 2020 パラリンピック競技大会後も、日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピック全メダリストへの報奨金の増額に向けて取り組むとともに、東京 2025 デフリンピックの開催を踏まえ、聴覚障害者や知的障害者なども対象にした競技性の高い国際大会でのメダリストについても、同等の措置の検討が求められる。

- (4) 東京 2020 大会にて、多くの都民・国民がパラスポーツの迫力・魅力を体感し、魅了された。都は、大会後、パラリンピック競技以外のパラスポーツも社会に根付かせるために様々な取組を重層的に展開しており、その一つとして今後も国際的なパラスポーツ大会が継続的に開催されていくことは重要である。

特に、複数の競技を同時に開催する総合的で大規模な国際大会の実施に当たっては、競技団体等の主催者の運営力等を踏まえ、国においても、ノウハウや人的・財政的支援を行うなど積極的な取組を推進することが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京 2020 パラリンピック競技大会のレガシーを継承するとともに、東京 2025 デフリンピックの開催も踏まえ、パラスポーツが社会に定着するよう、パラリンピック競技に留まらず、聴覚障害者や知的障害者などによる様々なパラスポーツについても、その魅力を広く国民に発信し、効果的な普及啓発に取り組むこと。
- (2) パラリンピック競技大会をはじめ、国際大会における日本代表選手の競技力向上のため、パラスポーツ団体の活動拠点や財政面を含めた基盤強化を強力に推進すること。
- (3) 日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピック等のメダリストへの報奨金の増額に向けて、積極的に取り組むこと。
- (4) 大規模な国際大会の開催に当たって、大会準備・運営が滞りなく行われるよう、国施設の無償提供、競技団体の体制構築、選手の発掘・育成・強化、人的・財政的な支援を行うなど、積極的な取組を推進すること。

2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省)
(都所管局 都民安全総合対策本部・福祉局・保健医療局・産業労働局・教育庁)

社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する相談や支援の体制が、区市町村においても整備されるよう、財政上の措置その他の措置を講じること。

<現状・課題>

子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）を踏まえ、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の自立を促進するためには、教育、福祉、保健、医療、矯正・更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携するとともに、行政、家庭、学校、地域が一体となって、年齢階層で切れ目のない支援を行える体制を整備する必要がある。こうした支援は、住民との接点を多く持つ区市町村が中心となって進めていくことが効果的だが、区市町村には支援を実施するためのノウハウやマンパワーが不足していることから、NPO 法人等の活用などにより、区市町村の体制を整備するための財政措置が必要である。

また、若者が社会とのつながりを失うことを防ぐためには、高校中退の未然防止や高校中退者への就労支援等が重要であることから、関係省庁による連携体制の構築が不可欠である。

<具体的要求内容>

子ども・若者育成支援推進法第 5 条に規定された財政上の措置その他の措置を講じること。具体的には、区市町村が実施主体となって、NPO 法人の協働等により、子ども・若者総合相談センターの機能を有する機関として事業を実施する場合、補助金の交付を行うこと。

また、厚生労働省の「地域若者サポートステーション事業」は、高校中退者等、若者への就労に向けた支援により社会的自立につながることから、学校への当該事業の周知や、学校、サポートステーション、ハローワーク間で必要な情報の共有を推進する等、効果的な対策を実施できるよう、文部科学省等の関係機関との連携を強化すること。

3 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)
(都所管局 生活文化局)

- (1) 質の高い幼児教育のための財源を十分確保すること。
- (2) 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付等については、幼児教育の質の確保・向上が図られることを第一義に捉え、国の責任を果たすとともに、十分な財政措置を行うこと。
- (3) 円滑な制度運用に向けた取組を行うこと。
- (4) 幼児教育の無償化について、保育料の上昇や大都市の保育料負担に配慮した上限額への引上げなど制度を拡充すること。
- (5) 預かり保育利用料に対する支援額が極めて低いため、実態に応じた制度の改善や十分な財源措置を行うこと。
- (6) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の対象施設要件を幼稚園設置基準も勘案したものとする。

<現状・課題>

子ども・子育て支援新制度は、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充や質の向上を進めるものであり、国の責任において、十分な財源確保を行うとともに、新制度に移行していない園も一定数あることを踏まえ、幼児教育の質の確保のためには、施設型給付を受けない幼稚園を含む全ての幼児教育を行う事業者に対して、十分な財政支援を行う必要がある。

施設型給付については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）上、国が 2 分の 1 を負担する原則となっているが、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付については、同法附則第 9 条において、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する仕組みとされている。

また、認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園における教育標準時間認定子どもの預かり保育について、区市町村において一時預かり事業（幼稚園型）を委託しない場合や本事業と私学助成による預かり保育補助との間に大きな差異がある場合など、本事業への円滑な移行が困難な場合には、引き続き都道府県による財政支援が前提となっている。

さらに、新制度については、制度が複雑であることに加え、請求・給付事務をはじめ制度に係る事務が膨大かつ煩雑となっており、区市町村・事業者にとって大きな負担となっている。

一方、国が令和元年10月から実施している幼児教育の無償化では、上限額が制度導入当初の年額30万8,400円から変わっていない。これは、令和6年度の全国平均保育料338,500円と比べて低く、都内私立幼稚園の平均保育料399,500円からも大きく下回っている。

また、私立幼稚園の預かり保育の利用料に対する支援では、上限額が日額450円又は月額1万1,300円であり、極めて低い。さらに、保護者、幼稚園等施設及び自治体にとって極めて複雑な制度となっていることに加え、制度の運用に係る事務費の国庫負担は令和2年度までとなっている。

令和3年度から現行の幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない施設に通う保護者の負担軽減補助として「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」を新たに実施しているが、対象施設となる基準は認可外保育施設に近く、幼稚園類似の幼児施設が対象外となるケースもある。

<具体的要求内容>

- (1) 幼児教育を行う全ての事業者に対して、質の高い幼児教育を行うために必要な、恒久的、安定的な財源を十分確保すること。
- (2) 施設型給付等の財政措置については、質の高い幼児教育を確保する観点から、特に、以下の点に取り組むこと。
 - ① 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付についても、国が責任を持って必要な経費の2分の1を負担するという本則に基づき算定されるよう、早期に見直すこと。
 - ② 各園及び区市町村において、一時預かり事業（幼稚園型）への円滑な移行が図られるよう、補助単価の引上げなど預かり保育の実態に則した十分な財政措置を行うこと。
- (3) 新制度の円滑な実施に向けて、以下の点に取り組むこと。
 - ① 制度の運用状況や課題を十分に把握するとともに、必要な情報を適時・適切に提供すること。
 - ② 事務手続の簡素化や事務手引の作成等、区市町村や事業者の負担軽減を図ること。
- (4) 幼児教育の無償化について、以下の点に取り組むこと。
 - ① 幼児教育の無償化について、保育料の上昇や大都市の保育料負担に配慮した上限額への引上げなど制度を拡充すること。
 - ② 預かり保育利用料に対する支援額が極めて低いため、実態に応じた制度の改善や十分な財源措置を行うこと。
 - ③ 自治体等の声を十分に聴き、円滑な運営ができるよう制度の改善を図ること。
 - ④ 事務費については国庫負担とすること。
 - ⑤ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援の要件について幼稚園設置基準も勘案したものとする。

4 私立学校助成の拡充

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 生活文化局)

私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

<現状・課題>

都は私立学校が公教育に果たしている役割の重要性を考慮し、私学振興を都政の最重要課題として位置付け、学校運営に関する助成と保護者負担軽減に関する助成を行っている。

都の経常費補助は、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）及び東京都私立学校教育助成条例（昭和 53 年東京都条例第 10 号）に基づき、教育条件の維持・向上、修学上の保護者負担の軽減、経営の健全性向上を目的として、都内に高等学校等を設置する学校法人に対して行っている。都道府県が行う経常費補助に対しては、私立学校振興助成法に基づき、国がその一部を補助する仕組みとなっている。

しかし、国庫補助の生徒一人当たり予算単価は、地方交付税の同単価の約 5 分の 1 にとどまり、不交付団体である都にとっては経常費補助に対する国庫補助は、15 パーセント程度と低い水準にある。

<具体的要求内容>

私立学校振興助成法の趣旨にのっとり、私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

参 考

【都の経常費補助金の実績及び予算額】（令和 7 年 4 月 1 日現在）

学 種	令和 6 年度交付額	令和 7 年度予算額
高等学校	71,001,143 千円	74,270,538 千円
中 学 校	28,968,036 千円	31,396,921 千円
小 学 校	7,279,205 千円	8,443,428 千円
幼 稚 園	16,518,297 千円	17,093,247 千円
計	123,766,681 千円	131,204,134 千円

注) 千円の単位で四捨五入しているため、数字が一致しない場合がある。

【国庫補助及び地方交付税の生徒一人当たり予算単価（令和７年度）】

学 種	国庫補助 A	地方交付税 B	割合 A/B
高等学校	59,208 円	304,500 円	19.4%
中 学 校	51,822 円	303,700 円	17.1%
小 学 校	50,190 円	303,700 円	16.5%
幼 稚 園	25,521 円	177,300 円	14.4%

【都の経常費補助金の実績、都への交付額及び都の経常費補助に占める国庫補助割合の推移】

年度	都経常費補助金交付額		都への国庫補助金交付額		都の経常費補助に占める国庫補助の割合
	金 額	対前年度増(△)減	金 額	対前年度増(△)減	
令和２年度	118,230,514 千円	0.9%	17,956,838 千円	1.5%	15.2%
令和３年度	118,846,005 千円	0.5%	17,629,027 千円	△1.8%	14.8%
令和４年度	119,483,265 千円	0.5%	17,832,741 千円	1.2%	14.9%
令和５年度	120,091,904 千円	0.5%	17,925,998 千円	0.5%	14.9%
令和６年度	123,766,681 千円	3.1%	18,268,425 千円	1.9%	14.8%

5 高等学校等における授業料の無償化等【最重点】

1 高等学校等就学支援金制度の見直しによる授業料無償化の実現

(提案要求先 文部科学省・こども家庭庁)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

保護者等の所得により学校選択が左右されないよう制度の見直しを行い、高等学校等の授業料の無償化を実現すること。

<現状・課題>

教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現すべきであるが、高等学校等就学支援金制度については、平成 26 年 4 月の制度導入以来、所得制限が設けられているため、支給の対象外となっている生徒がいる。

また、所得以外の要件では、就学支援金の支給期間は全日制課程で 36 月、定時制課程及び通信制課程で 48 月までとされている。学力と家計所得との関連は文部科学省による全国学力学習状況調査結果においても言及されているところであり、また、学力の低さは留年等の結果につながりやすい。このため、特に支援を必要としている低所得世帯における負担を確実に軽減するためには、留年等において上記の支給期間を超えた生徒についても、就学支援金の支給対象とすべきである。

なお、都においては、自分のペースに合わせてじっくり学びたい生徒、高校を中途退学した生徒など、全日制高校では自身の能力や適性を十分に生かしきれない生徒のための高校（チャレンジスクール等）を設置している。このような学校をはじめ、特に定時制課程及び通信制課程の学校では 4 年を超えて在籍する生徒が一定規模存在する。

また、定時制課程及び通信制課程（単位制による課程）において就学支援金の対象となるのは、卒業に必要な 74 単位まで、また、年間に 30 単位までとしており、その単位数を超えるものについては、支援金の対象とはならず、超過する単位に相当する授業料の納入が発生する。全日制課程や定時制の単位制によらない課程では授業料が定額のため 74 単位を超えて、また、年間 30 単位を超えて履修しても、授業料は発生することはないが、単位制課程が自発的に履修する場合等には、超過する単位に相当する授業料を徴収することになり、不公平感がある。

<具体的要求内容>

- (1) 保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、国の責任と財源において所得制限を撤廃し、高等学校等の授業料の無償化を実現すること。
- (2) 高等学校等の授業料の無償化を実現する際、以下の事情に該当する授業料について、就学支援金の対象とすること。
 - ア 留年等の理由により、全日制課程で 36 月を、定時制課程及び通信制課程

で 48 月を超えて在籍する者の授業料

イ 定時制課程及び通信制課程の単位制により授業料を規定している場合において、履修単位数が 74 単位を、年間の履修単位数が 30 単位をそれぞれ超えた分の授業料

ウ 月の中で転学した場合の、転入した学校の一月分の授業料

(3) 高等学校等の授業料の無償化を実現する際、申請については、申請書は不要又は形式的なものとするなど、保護者・生徒等にとって負担がない簡便な方法とすること。

(4) 就学支援金の実施に係る事務経費についても、都道府県の負担が発生することがないように全額国が負担すること。

2 私立高等学校等の授業料の無償化等

(提案要求先 文部科学省・こども家庭庁)
(都所管局 生活文化局・総務局・子供政策連携室)

- (1) 私立高等学校等の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。
- (2) その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も全額国が負担すること。
- (3) 国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、地方自治体の子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

また、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。

- (4) 現状の支援の中においては、高等学校等就学支援金制度に係る費用について、国の責任で全額を措置するとともに、高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

<現状・課題>

教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現していかなければならない。全国共通の課題に対し、国家的な視点で制度設計を行い、推し進めていくことが求められる。都は、子育て世帯の教育費負担軽減の取組を先行的に実施するため、私立高校及び東京都立産業技術高等専門学校の授業料について、令和6年度から、国の就学支援金と合わせて、独自の特別奨学金等により、保護者等の所得にかかわらず都内私立高校平均授業料額まで支援している。

一方、国は、令和7年2月25日に自由民主党、公明党、日本維新の会が合意し、「いわゆる高校無償化」において、令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げるとしているが、都内私立高校の平均授業料を下回っている。

現在は、国の制度と都の制度が併存することにより、保護者等や私立学校等は二つの制度への申請・審査が必要であり、都としても二つの制度を運用する必要があるなど、複雑な仕組みや事務負担が課題となっている。

就学支援金については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）において、都道府県が就学支援金を受給権者に支給することとなっており、その就学支援金の支給に要する費用については、国が都道府県に全額相当を交付するとしている。しかし、就学支援金の事務執行に要する費用については、予算の範囲内で交付するとしているにすぎず、毎年度、多額の超過負担が発生している。

また、都は、令和 5 年度から、国が開発した高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を活用してオンライン申請を開始しているが、「e-Shien」では、繁忙期における不安定な稼働や昼間時メンテナンスによる利用機会の制限、不備申請につながる入力画面、入出力データの制約など機能が不十分であり、利用者の申請・審査や都道府県事務の効率化の障害となっている。

< 具体的要求内容 >

- （１）保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、私立高等学校等の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。
- （２）その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も全額国が負担すること。
- （３）国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、子供を産み育てやすい社会の実現に向けた歩みを止めないため、地方自治体の子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

また、国の制度と地方自治体の制度が併存することを踏まえ、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。

- （４）現状の支援の中においては、国は、就学支援金の支給制度を国策として実施することから、その事務の執行に要する費用についても、都道府県及び学校に対し全額を措置するとともに、都道府県からの意見を踏まえ、利用者にとって分かりやすく、事務の効率化に資するよう高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

参 考

○ 都の現状

<私立高等学校等特別奨学金>

単位：百万円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
補助総額	12,488	13,666	13,924	11,322	12,307	13,005	13,444	51,277

<就学支援金>

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
国からの高等学校等就学支援金事務費交付金	180,638	162,458	128,062	150,123	145,618	162,224	142,020	141,058
都の高等学校就学支援金事務に係る経費	444,786	470,317	559,043	525,594	520,090	566,535	697,863	679,690

6 高等教育に係る経済負担の軽減【最重点】

(提案要求先 文部科学省・こども家庭庁)
(都所管局 子供政策連携室・総務局・生活文化局・教育庁)

高等教育費の家計負担の在り方を抜本的に見直すこと。

<現状・課題>

日本の少子化は想定を大きく上回るペースで進行している。令和6年の出生数(概数)は、9年連続の減少で68.6万人となり、統計史上最少を更新した。急激な人口減少は、社会の存立基盤を揺るがす重大な危機である。少子化の要因は多岐にわたっているが、国立社会保障・人口問題研究所が令和3年6月に実施した「第16回 出生動向基本調査」では、夫婦が理想の子供数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という回答が最多となっており、教育費の負担の大きさは主要因の一つとして挙げられている。

中でも高等教育費の家計負担については、昨年、経済協力機構(OECD)が公表した「図表でみる教育(Education at a Glance) OECDインディケータ」によると、日本の家計負担の割合は51%であり、OECD加盟国の平均である19%の2倍超となっており、諸外国と比較しても非常に高い水準にある。

日本学生支援機構が実施した「令和4年度学生生活調査」によると、半数程度の学生が何らかの奨学金を受給しているが、貸与型が主流である。奨学金の返済という経済的負担が、結婚・妊娠・出産・子育てなどの生活設計に影響を与えていることも懸念される。

国においては、平成29年度から住民税非課税世帯等の要件を満たす学生を対象に、我が国で初めての給付型奨学金事業が導入された。その後、令和2年度から高等教育の修学支援新制度が開始され、授業料・入学金の免除又は減額と、給付型奨学金の支給額・支給要件等の拡充が実施された。さらに、同制度について、令和6年度には理工農系学生及び多子世帯の中間層に支援対象が拡大され、令和7年度は多子世帯の学生等の授業料等無償化について措置が講じられている。

一方、都は、東京都立大学等において、学生の学修機会の確保を目的として、国を上回る水準で授業料の減免等支援を行うとともに、都内の子育て世帯の教育費の負担軽減の観点から、所得制限を撤廃し、住所等の要件を満たす世帯を対象に令和6年度から授業料の実質無償化を実施している。

また、東京の持続可能性を支える人材の安定的な確保と若者の経済的負担軽減のため、令和7年度から、奨学金を借りていた学生が、都内の教員や技術系の公務員になった場合、都が本人に代わり奨学金の一部を返還する事業を実施している。

高等教育費における家計負担の在り方については、国家的な視点で制度設計を行い、将来を見据えて継続的に見直しを行うべき課題であり、保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、国の責任と財源において支援を更に拡充していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 高等教育の修学支援新制度について、授業料等減免や給付型奨学金の支援対象の拡大・給付型奨学金の給付額の引上げ等、更なる負担軽減により、授業料の無償化を実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。また、地方自治体の財政負担を軽減するような制度設計とすること。
- (2) 高等教育に係る経済負担の軽減に当たっては、高等教育の修学支援新制度の充実に加え、貸与型奨学金の支援対象拡大や返還支援の充実等を含め、若者・子育て世代の実情を踏まえた支援策を講じること。

7 学校給食費の無償化【最重点】

(提議要求先 文部科学省・こども家庭庁)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

- (1) 学校給食費の無償化を早期に実現すること。
- (2) 国の方策が講じられるまでの間、地方自治体の取組に財政支援を講じること。

<現状・課題>

学校給食は、学校の設置者が実施主体となり（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 4 条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）第 3 条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）第 3 条）、学校給食摂取基準等を踏まえた栄養のバランスの取れた食事を提供することとされている。学校給食の実施に必要な、施設設備費及び人件費等の管理的経費は学校設置者の負担とされ、食材費等の学校給食費は、保護者の負担とされている（学校給食法第 11 条及び同法施行令第 2 条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第 5 条及び同法律施行令第 1 条、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第 5 条及び同法律施行令）。

国は、令和 5 年 12 月に策定した「こども未来戦略」において、学校給食費無償化の実現に向けて、全国ベースの実態調査を行いその結果を公表した上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしている。これを踏まえ、国は別途調査を実施し、その結果を令和 6 年 6 月に公表した上で、同年 12 月 27 日に「給食無償化」に関する課題の整理について」を公表した。また、国は、食料費高騰の影響を受ける保護者の負担軽減を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金といった支援策を講じ、この活用を各自治体に促している。

都内区市町村は、各自治体の判断により、上記交付金や自己財源により、給食費の保護者負担軽減や無償化を実施している。また、区市町村からは、学校給食法を改正するとともに、財政措置を講じ、国の負担において学校給食の無償化を進めるよう国に働き掛けることなどの要望が寄せられている。

こうしたことを背景に、都においては、子育て世帯の保護者負担軽減を図るため、都立学校の保護者等が負担する学校給食費を都が負担するとともに、都内の区市町村が学校給食費の保護者負担軽減に取り組む場合、その費用の 2 分の 1 を支援する事業を、令和 6 年度から開始している。こうした中、令和 7 年 1 月から都内の全ての区市町村において公立小中学校の学校給食費の無償化が実現されている。

教育は子供の健全な育ちを支える基盤であり、家庭の経済状況にかかわらず、子供たちが安心して学び・育つ環境を早期に実現していかなければならない。全国共通の課題に対し、国家的な視点で制度設計を行い、推し進めていくことが求

められる。将来に希望を持てる持続可能な社会の実現に向け、従来の延長線ではない大胆な政策を早期に具体化されるよう求める。

＜具体的要求内容＞

- （１）子供たちの健全な成長を支える学校給食費の無償化を国の責任と財源において早期に実現すること。
- （２）国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、子供を産み育てやすい社会の実現に向けた歩みを止めないため、地方自治体の子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

8 公立学校の教職員定数の充実

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 中学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、早期に方針を決定し、習熟度別指導等の加配定数の振替によることなく、必要な教職員定数を確保すること。

また、学級編制の標準の引き下げに伴い学級数の増加に伴う教室不足等が見込まれる場合に対応することができるよう、地域の実情に応じた経過措置を設けること。

- (2) 小学校における教科担任制を推進するため、小学4年生以上の専科指導のための加配定数を一層拡充するとともに、後年度を含め、加配の拡大計画を速やかに示すこと。加配定数の拡充に当たっては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保すること。

併せて、新規採用教員の負担軽減に資する取組については、国において検討し早期に実現すること。

- (3) 様々な教育課題に対応するため、基礎定数の改善や加配定数の拡充により、教職員定数の一層の充実を図ること。加配定数については、地域の実情に応じた配置が可能となるよう、各加配事項の枠内で柔軟に運用できるようにすること。

また、中学校における生徒指導担当教員の配置充実等の教職員定数の改善や、公立学校におけるサポートスタッフの配置及び人材確保のための財政的支援の充実を計画的に進めること。

- (4) 後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。

<現状・課題>

(1) 中学校 35 人学級の実施に伴う加配定数の振替等について

令和 6 年 12 月の文部科学大臣と財務大臣との折衝により、令和 8 年度から中学校 35 人学級への定数改善を行うことで合意したところである。令和 3 年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和 33 年 5 月 1 日法律第 116 号。以下「義務標準法」という。)を改正し、小学校における学級編制の標準について、第 2 学年から 5 年かけて段階的に 35 人に引き下げた際には、習熟度別指導等の加配定数のうち 35 人学級の実施に活用されている分を基礎定数に順次振り替えていたが、中学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、その財源として加配定数を削減することなく、必要な教職員定数を別途確保することが必要である。

また、都内区市町村においては、国が中学校 35 人学級への定数改善を行う令和 8 年度以降、中学校の生徒数が増加することが見込まれていることから、35 人学級実施に伴う学級増により、区市町村立学校によっては、普通教室が不足する可能性があるため、経過措置を設けることが必要である。

(2) 小学校における教科担任制の推進について

学習が高度化する小学校高学年において、専門性の高い教科指導を実現し、中学校教育への円滑な接続を図るためには、特定の教科を専門的に指導する体制を構築することが効果的である。

教科担任制の導入校では、授業の質の向上に加え、児童の多面的な理解や教員の持ち授業時数の軽減及び計画的な年休の取得など働き方改革の観点で極めて高い効果が現れており、今後更に推進を図るために、加配定数の一層の拡充が急務である。

国は、小学校における教科担任制の推進のため、専科指導のための加配拡大の計画を 1 年前倒し、計 3,800 人加配定数の改善を行ってきた。また、令和 7 年度から 4 年生への教科担任制を拡大していくこととしているが、これに係る加配定数の改善総数は計 3,960 人とどまる。いずれも、全国の公立小学校約 1 万 9,000 校の 2 割程度の規模であり、優先的に専科指導の対象とすべき教科が 4 教科であることも踏まえると、不十分である。都では、現在、高学年においては令和 10 年度までに 12 学級以上校の全校に導入予定である。4 年生への導入拡大についても検討中であるが、仮に高学年と同様に 1 校 1 人程度を配置する場合、更なる人員増が必要であり、加配定数の拡充が必要となる見込みである。

また、今後、各自治体が財源の見通しを持ち、計画的かつ早期に小学校の教科担任制を推進していくためには、国が、後年度も含めた更なる加配拡大の計画を速やかに定め、示す必要がある。

国は教科担任制のための加配定数を措置するため、習熟度別指導等の加配定数について、令和 2 年度及び令和 3 年度の 2 年間で計 4,000 人を振り替え、更に令和 4 年度は 230 人、令和 5 年度は 200 人、令和 6 年度は 550 人を振り替えている。加配定数は、専科指導のみならず、地域の実情に応じて少人数指導や習熟度別指導、ティーム・ティーチング等の多様な取組に活用され成果を挙げている現状を十分に踏まえ、今後の教科担任制のための加配定数の拡充に当た

っては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保することが必要である。

新規採用教員に対しては、法定研修である初任者研修の受講のために持ち授業時数の軽減を実施しているが、他の校種と比べ小学校教師の持ち授業時数が多いことを踏まえると、更なる負担軽減の取組が必要である。

(3) 教職員定数の充実及び加配定数の柔軟な運用について

現在、学校現場では、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童・生徒や、外国につながる子供等の特別な配慮を必要とする児童・生徒の増加など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。都では、令和7年度から、子供が抱える問題の解決に向けた組織的な連携・支援体制を維持するため、教員と外部人材をつなぎ、教育相談体制の充実を図る「教育相談主任」を一部の中学校においてモデル導入している。その活用に当たっては、当該教師の持ち授業時数を軽減し、非常勤講師を任用することで働き方改革の一助としているが、他の校種と比べ中学校教師の時間外在校等時間が多いことを踏まえると、更なる教員の負担軽減の取組が必要である。

学校における働き方改革を実現しつつ、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導や支援を行い、教育活動の質の向上を図るためには、義務標準法制定時の教員一人当たりの持ち授業時数を踏まえ定められている「乗ずる数」の見直しや、指導方法工夫改善や児童生徒支援等の加配定数の拡充による、教職員定数の一層の充実に加え、教員をサポートするスタッフの配置を拡充することが必要である。

また、加配定数は法令上、その目的に応じて数種の事項に分類されるが、国への申請に当たっては、より細かく区分された項目ごとに申請する必要がある。特定の項目に措置された加配定数は、同一の事項であっても他の項目に原則振り替えることができず、自治体の方針や個々の学校の実態に応じて効果的に活用することが困難となっている。

自治体や学校で行われている工夫や取組は様々であり、地域の実情に応じた教員配置により教育の質を更に向上させるためには、各加配事項の枠内で加配定数の振替を認め、柔軟に運用できるような仕組みにすることが必要である。

(4) 定数改善計画について

今後の教職員定数の改善については、平成29年度から令和8年度までの10年間で通級指導等の加配定数を基礎定数化することや、財源確保と合わせて、令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うことが個別に示されている。

一方で、包括的な教職員定数改善計画は策定されておらず、今後の各都道府県の教職員採用計画や予算編成、各区市町村における学校施設の整備計画等に影響が生じないよう、早期に具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画が示されることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 中学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、早期に方針を決定し、習熟度別指導等の加配定数の振替によることなく、必要な教職員定数を

確保すること。

また、学級編制の標準の引き下げに伴い学級数の増加に伴う教室不足等が見込まれる場合に対応することができるよう、地域の実情に応じた経過措置を設けること。

- (2) 小学校における教科担任制を推進するため、小学校4年生以上の専科指導のための加配定数を一層拡充するとともに、後年度も含め、加配の拡大計画を速やかに示すこと。加配定数の拡充に当たっては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保すること。

併せて、新規採用教師の負担軽減に資する取組については、国において検討し早期に実現すること。

- (3) 様々な教育課題に対応するため、基礎定数の改善や加配定数の拡充により、教職員定数の一層の充実を図ること。加配定数については、地域の実情に応じた配置が可能となるよう、各加配事項の枠内で柔軟に運用できるようにすること。

また、中学校における生徒指導担当教師の配置充実等の教職員定数の改善や、公立学校におけるサポートスタッフの配置及び人材確保のための財政的支援の充実を計画的に進めること。

- (4) 後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。

9 特別支援学校の養護教諭等の定数改善

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

特別支援学校の養護教諭等について、児童・生徒数等に応じ、より多くの配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

<現状・課題>

近年の社会環境や生活環境の変化、いじめや不登校の増加などにより、児童・生徒の心身両面にわたる支援の必要性が高まっている。

特別支援学校の養護教諭には、障害の種類や程度に応じたきめ細かな支援が求められ、児童・生徒の健康面・安全面に関する指導、応急処置の対応、個人及び集団への保健指導、健康診断の実施など、保健や健康に関する重要な役割を担っていることから、児童・生徒数など学校の実態に応じた配置が極めて重要である。

一方、国の配置基準では、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）に基づき、原則 1 校一人の配置としつつ、児童・生徒数が 61 人以上の場合は二人を配置することとなっている。

平成 19 年の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正により複数の障害種別に対応した特別支援学校の設置が可能となり、また、児童・生徒数が 500 人を超すような大規模な学校も存在する中、児童・生徒数が 61 人以上どんなに多くなっても養護教諭は二人しか配置されない現行の配置基準は、学校の実態にそぐわないものとなっている。児童・生徒数等に応じて段階的に定数が算定されるよう、速やかに改善するべきである。

また、副校長や事務職員、学校栄養職員についても、国の配置基準では原則学校単位で算定することとなっており、併置校や大規模な特別支援学校等における学校運営の充実のためには、児童・生徒数等に応じた配置基準により教職員定数の充実を図ることが必要である。

さらに、寄宿舎指導員について、現行の配置基準では重度重複障害のある児童・生徒等への対応が考慮されておらず、実態を踏まえた定数改善を行うことが必要である。

<具体的要求内容>

特別支援学校の養護教諭について、その職務の重要性に鑑み、児童・生徒数等に応じ、3 人以上の配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

また、副校長、事務職員及び学校栄養職員についても、児童・生徒数等に応じた配置基準にするとともに、寄宿舎指導員について、重度重複障害のある児童・生徒に応じた配置基準を設けるなど、定数改善を行うこと。

10 いじめ問題等に対する取組の充実

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

各公立学校等において、児童・生徒のいじめ問題等の未然防止、早期発見・早期対応を図る体制を充実するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に当たり、補助率の見直しなど必要な財政措置を図ること。

<現状・課題>

都においては、平成 25 年 9 月に施行されたいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）を踏まえ、平成 26 年 6 月に東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号）を成立させるとともに、本条例に基づき、同年 7 月に「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する体制を整備した。

また、都教育委員会は、同基本方針と併せて、都内公立学校を対象として「いじめ総合対策」を策定し、いじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応のための具体的な取組を示すとともに、条例に基づき、附属機関として「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置した。本委員会において、学校におけるいじめの防止等のための対策の推進についての調査審議を踏まえ、令和 6 年 7 月に答申がなされた。

この答申では、いじめ問題を解決するために、学校・家庭・地域の連携による「SOS の出し方に関する教育」の推進や、教員一人一人が児童・生徒のサインを確実に受け止め、スクールカウンセラーを含む全教員で情報を共有して解決を図る校内体制の整備等の必要性が示されたところである。

- (1) 「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、いじめの認知件数が、69,752 件で、学校は把握した案件全てに対して、組織を挙げて対応しているところである。

都においては、平成 25 年度から、公立小中学校及び都立高等学校全校（令和 6 年度は、小学校 1,269 校、中学校 622 校、高等学校 246 課程）にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等について、児童・生徒や保護者からの様々な相談に応じ、いじめ問題等の未然防止や解消に効果を発揮している。平成 28 年度からは、高等学校定時制及び通信制課程の支援体制を充実させるため、通信制課程に新たにスクールカウンセラーを配置するほか、全日制課程と定時制課程の併置校は、課程別にそれぞれ配置、昼夜間定時制課程は、週 2 回配置している。

しかしながら、平成 20 年度からは国の補助率が従前の 2 分の 1 から 3 分の 1 へと減じられ、都道府県の負担が大きくなった。

また、公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、配置校

の総数の 10 パーセント以内と国が定めていることから、これを上回る配置に係る経費については国の補助対象にならず、結果として都道府県の財政負担が大きくなる。

全公立学校において、児童・生徒のいじめ問題等に対応する体制を構築することが不可欠であることから、国は、スクールカウンセラーを全公立学校に配置するために必要な財政支援を行うべきである。

- (2) スクールソーシャルワーカーについては、区市町村との調整に基づき、平成 28 年度、平成 29 年度及び平成 30 年度は 22 区、25 市、3 町に、令和元年度は 22 区、25 市、2 町に、令和 2 年度及び令和 3 年度は 23 区、25 市、2 町に、令和 4 年度から令和 6 年度までは 23 区、25 市、4 町に配置したところである。

スクールソーシャルワーカーは、教育分野に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働き掛けを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用して支援を行うものであり、児童虐待をはじめ、いじめや不登校など、児童・生徒の問題行動に対応するためには、スクールソーシャルワーカーの役割が大変重要である。

都においては、令和 4 年度から、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭を訪問するなどの活動時間を増やすとともに、専門的な資格を有する者の任用を推進する区市町村への補助を拡充している。

事業開始当初は全額国費負担事業として実施してきたにもかかわらず、平成 21 年度から突然、国が補助率 3 分の 1 事業へ転換したことから、配置拡大に当たり、地方自治体の負担が大きくなっている。

そのため、スクールソーシャルワーカーの配置を一層推進することができるよう、国の補助率の引上げを行うべきである。

- (3) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用を更に進め、質の向上を図っていくためには、各校に配置された非常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー間の連携や、学校・関係機関との緊密な連携の確保を図る必要がある。

現在、国においては、常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一定の地区内に配置し、困難な課題に関して活用できるようにする等、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究が進められているが、配置の在り方については地方自治体が活用しやすい体制を整えることが望ましい。

なお、常勤職員として配置を行う場合には、国が、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）等において必置の職として規定するとともに、県費負担教職員として位置付け、いわゆる標準法において教職員定数を算定することが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) スクールカウンセラーの配置に当たり、国の補助率を従前の 2 分の 1 とするなど、必要な財政措置を図るとともに、規定の見直しを行うこと。

また、スクールカウンセラーの人材確保に当たり、学校等のニーズに的確

に応じることができる専門性の高い人材を養成できるよう、大学等に強く働き掛けること。

- (2) スクールソーシャルワーカーの配置拡大のために、地方自治体の負担を軽減するよう補助率を引き上げること。
- (3) 将来的に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化を推進するに当たっては、必要な法整備を行うこと。

1 1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等 に関する法律の運用等

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 教育職員免許状再授与審査会の運用や審査・判断等に当たり
全国で統一的な運用が図られるよう、その運用方法や判断基準
等を明確に示すこと。
- (2) いわゆる日本版DBSの実施に当たっては、学校に関わる全
ての人材を対象とすること。その運用に当たっては、地方の負
担なく実施可能とする仕組みを併せて構築すること。

<現状・課題>

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）が、一部の規定を除き令和4年4月1日から施行された。

また、法第12条に基づき、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（以下「指針」という。）が令和4年3月に示されている。

法には、特定免許状失効者への教育職員免許状の再授与に当たっては、各都道府県教育委員会が設置する、教育職員免許状再授与審査会（以下「再授与審査会」という。）の意見を聞かなければならないと規定され、再授与審査会の組織及び運営に関する必要な事項は別途文部科学省令で定めるとされているが、国会における附帯決議にもあるとおり、全国で統一的な運用を図ることが求められている。指針には、再授与審査における主な考慮要素及び提出書類例が示されているが、再授与の審査及び判断に当たり、「児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性」の詳細な基準等が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 再授与審査会の運用や審査・判断等に当たり、全国で統一的な運用が図れるよう、その運用方法や判断基準等を明確に示すこと。
- (2) いわゆる日本版DBSの実施に当たっては、学校に関わる全ての人材を対象とすること。その運用に当たっては、地方の負担なく実施可能とする仕組みを併せて構築すること。

1 2 教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の拡充等【最重点】

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 教育支援センターの機能強化に必要な人員配置、指導内容の充実及び環境整備のための財政的な支援を継続して行うこと。
- (2) 学びの多様化学校の設置・運営に当たり、十分な指導を可能とする教員定数の充実及び必要な財政的支援を行うとともに、学校の施設内の教室に学びの多様化学校を設置する形態（校内分教室型）を認めること。
- (3) 全ての中学校での不登校対応の充実に向けて、対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう教員定数の一層の拡充を図ること。
- (4) その他、不登校対応を推進するために必要な支援を継続的に行っていくこと。

<現状・課題>

昨年度文部科学省が実施した、令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）によると、小・中学校の不登校児童・生徒数は、全国公立学校では336,423人、都内公立小・中学校では31,726人であり、増加傾向にある。

不登校となった児童・生徒は、自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になったりするなど、深刻な課題を抱える場合が多く、将来の社会的自立に向けた支援は喫緊の課題である。

現在、各自治体では、教育支援センターを設置し、不登校の児童・生徒の社会的自立に向け相談や学習指導等に対応している。これに加え、一部の自治体では、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席している児童・生徒への教育の場として、学びの多様化学校を設置している。

国においては、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」（令和5年3月31日）及び「不登校児童生徒への支援の充実について（通知）」（令和5年11月17日）を各都道府県教育委員会教育長等に宛てて通知し、教育支援センターの充実及び学びの多様化学校の設置促進や、スクール

カウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実等について示すなど、自治体の取組を支援している。

しかしながら、令和 5 年度問題行動等調査によると、全国に 1,743 施設ある教育支援センターで相談・指導等を受けた公立小・中学生の人数は 30,069 人で、不登校児童・生徒全体の約 8.9 パーセントに過ぎない。このうち都では、区市町により 100 施設が設置され、3,786 人の小・中学生が教育支援センターで相談・指導等を受けたが、不登校児童・生徒全体の約 11.9 パーセントという状況である。

また、学びの多様化学校については、令和 6 年 4 月現在、全国で 35 校しかなく、そのうち都内公立学校は 6 校という状況である。

このような状況に鑑み、各自治体では、地域の実情や特性等に応じ、様々な不登校対応を講じている。都においては、教育支援センターの充実を図るために補助事業を実施している。

また、学びの多様化学校を早期に整備できるよう、教員の配置や、新設時の環境整備に必要な経費の補助等の支援を行い、区市町村による設置促進を図っている。さらに、不登校の子供が多い小・中学校に、校内別室指導支援員が配置できるよう、経費を補助したり、不登校対応を専門に担い、授業や担任をもたずに複数の中学校を巡回する教員を配置したり、中学校の空き教室を利用し、教科を指導する複数の教員を配置するチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を設置したりするなど、不登校生徒への個別支援の充実を図っている。

一方、不登校児童・生徒の支援を充実していくためには、自治体だけの取組では限界があり、国による支援が必要である。

国による支援の必要性については、平成 29 年 2 月に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号。以下「法」という。）において、国及び自治体は、教育支援センターや学びの多様化学校の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めることが示されている（第 10 条・第 11 条）。

さらに、法第 7 条に基づく基本指針（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成 29 年 3 月 31 日））において、不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等の施策については、国や自治体等の相互の密接な連携の下で行うことが重要であるとされている。

こうしたことから、国及び自治体の協力の下、不登校に関する様々な背景や状況に応じて、具体的かつ実効性のある取組を推進していく必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 教育支援センターの機能強化を図るための継続した人員配置、財政的支援
不登校となり、長期間ひきこもりの状態にある児童・生徒が、教育支援センターに通えるよう支援を行うとともに、教育支援センターに通っている児童・生徒の個々の状態に合わせ、適切な相談対応や学習支援等を十分に行うことのできる体制を構築するため、設置者に対し、人員の配置、指導内容の充実及び施設環境整備等を行うための財政的支援を継続して行うこと。
- (2) 学びの多様化学校の設置・運営に対する教員定数の充実、財政支援
不登校となった児童・生徒が再チャレンジを図り、自ら選択した進路に向

け、自分のペースで学ぶことができるような、新たな学びの場を広げるため、設置者である区市町村に対し、個々の児童・生徒の状況に応じた少人数指導を可能とする教員定数の充実や、設置・運営に対する財政支援を行うこと。

また、学びの多様化学校の設置促進のため、経費・土地・施設の負担を減らすことができるよう、学校の施設内の教室に学びの多様化学校を設置する形態（校内分教室型）を認めること。

（３）全ての中学校での不登校対応の充実に向けた教員定数の拡充

不登校の生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい対応や学校が組織的な支援体制を構築するため、中学校に対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう、加配定数の拡充など教員定数の一層の充実を図ること。

（４）不登校対応推進のための継続的支援

上記のほか、不登校対応全般において、施策を推進していくために必要な支援を継続的に行うこと。

1 3 学校における働き方改革の実現【最重点】

(提案要求先 文部科学省・スポーツ庁・文化庁)
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減等に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

学校における働き方改革については、国において、中央教育審議会が令和6年8月に「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を取りまとめている。その中では、全ての教育委員会において働き方改革のPDCAサイクルの構築が不可欠であり、PDCAサイクル実施に当たっては、全ての教員の時間外在校等時間が月45時間以内となることを目標として設定し、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、見直しを継続すべきという考え方が示されている。

また、令和7年2月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、教員の処遇改善とともに、学校における働き方改革の一層の推進のため、教育委員会及び学校における実施の確保のための措置が講じられることとなっている。

都教育委員会は、令和5年度から令和8年度までの4年間に、集中的に取り組むべき具体的な対策を取りまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を令和6年3月に策定し、時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合を0%とするなどの目標を設定のうえ、学校における働き方改革を更に加速させていくこととした。

こうした状況の中、都内公立学校においては、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校等が連携して働き方改革に総合的に取り組み、令和6年度時点で、時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合は減少傾向にあるなど一定の進捗がみられている。

しかしながら、月45時間を超える教員の割合を0%とする目標達成に向けては、改革を更に加速させていくことが必要であり、そのためには、国、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 「教員の働き方改革」を一層推進するために、教員が担うべき業務の見直しや校務のDX化、学校マネジメントの強化や指導・運営体制の充実など、業務量の削減や実効性の高い施策の実施を通じて、勤務実態の早急な改善に繋げていくこと
- (2) 教職調整額の引上げなどの教師の処遇改善を含めた「教員の働き方改革」

をはじめとする全国共通の本質的課題については、施策の実施に当たって、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対して確実に財源を措置すること。

- (3) 教員の事務作業等に係る負担を軽減するため、スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の国庫補助を拡充するとともに、通勤手当相当の経費を補助対象経費とするなど、財政的支援を充実すること。
- (4) 小学校において、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図るため、副担任相当の業務を担う外部人材の配置に係る国庫補助を拡充するとともに人材派遣による配置を補助対象経費とするなど、財政的支援を充実すること。
- (5) 小学校において、教育内容を充実させるとともに教員の負担を軽減するため、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する経費について、財政的支援を行うこと。
- (6) 校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、学年主任、研究主任、司書教諭や校内のデジタル化推進等を担う教諭についても授業時数の軽減が可能となるよう、財政的支援を行うこと。
- (7) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の業務負担を軽減するため、副校長を補佐する外部人材の配置に係る国庫補助を拡充するなど、財政的支援を充実すること。
- (8) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (9) 部活動の円滑な地域連携・地域移行を進めるため、スポーツ団体や指導者などの質や量の確保に向けた方策、部活動指導員や外部指導者等に係る財政支援など、国による更なる総合的な支援を行うこと。

1 4 児童ポルノの自画撮り被害をはじめ SNS の利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実

(提案要求先 こども家庭庁・警察庁・総務省・法務省)
(都所管局 都民安全総合対策本部)

- (1) 青少年が児童ポルノの自画撮り被害をはじめ、SNS の不適切な利用に起因する性被害等に遭わないようにするため、SNS 事業者自主的な対策の徹底を要請するとともに、必要に応じ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正をはじめ、SNS 事業者や SNS ユーザーを想定した規制の在り方を検討すること。
- (2) 国が実施している子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022 に基づく関係府省庁による取組や、SNS に起因する性被害等の実態、児童の性的搾取等の撲滅に向けた官民連携の会議等を通じた各種取組及び調査研究など、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等の対策に資する情報提供を行うこと。

<現状・課題>

スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年（18 歳に満たない者）のインターネット上のトラブルが顕著となっており、都が設置している相談窓口においても、児童ポルノ等の性的な画像等に関するトラブル相談が寄せられている。

一旦被害に遭い、画像がインターネット上に流出すると、回収は困難で、青少年の健全育成上深刻な事態を招くことから、被害の未然防止を図ることが喫緊の課題である。

都では、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和 39 年東京都条例第 181 号）を改正し、青少年に「自画撮り画像」を不当に求める行為の禁止等を定めたところである。

また、近年急速に普及している SNS においては、不適切な利用に起因した青少年の性被害等の増加が全国的な問題となっている。警察庁の統計によると、令

和6年に全国でSNSを通じて性被害等に遭った児童は、1,488人であり、前年からは減少したものの、依然として高い水準で推移している。

都では、第32期青少年問題協議会の答申「SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成について」（令和2年12月）を受け、SNSでの出会いに関する危険性についての普及啓発を強化した。

<具体的要求内容>

- (1) 青少年が児童ポルノの自画撮り被害をはじめSNSの不適切な利用に起因する性被害等に遭わないようにするためには、その判断能力が未成熟であることに鑑み、被害につながる青少年への働きかけ自体が行われないようにする必要がある。

そこで、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の改正により、同法第7条第4項の児童に裸体等を撮影させ、送らせることにより児童ポルノを製造する罪に未遂処罰の規定を設けるなど、被害につながる青少年への働きかけ自体を抑止するための規制の在り方を検討するとともに、全国展開を行うSNS事業者への規制とSNSユーザーへの規制の全体像を俯瞰した上で、SNS事業者に対して被害防止対策の徹底を働きかけ、また、必要な場合には、SNS事業者又はSNSユーザーへの規制について、国において対策を講じること。

- (2) 子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議）に基づく関係府省庁による取組や、SNSに起因する性被害等に係る発生状況の統計情報や被害類型等の実態、官民が一体となった「こどもの性被害撲滅対策推進協議会」を通じた各種取組及び調査研究など、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等に資する情報提供を行うこと。

参 考

【SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）】

事項	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
被害児童数 (人)	1,652	1,736	1,813	1,811	2,082	1,819	1,812	1,732	1,665	1,488

【児童ネットトラブル相談件数に占める性的トラブルの割合（東京都）】

事項	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
総数（件）	2,822	2,136	1,660	1,859	2,308
相談割合（％）	5.7	7.5	7.4	2.7	3.5

1 5 学校施設の空調設備整備に対する支援【最重点】

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、リースを活用した空調設備整備に対して財政支援を行うこと。

さらに、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

(1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨今の猛暑は災害に相当すると言われており、熱中症対策に対する保護者等の関心は高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

都は平成 22 年度から教室の冷房化（空調設備の新規導入）に取り組み、独自の補助制度を実施するなど、安全・安心な学校環境整備を推進している。

普通教室の冷房化は平成 25 年度末に完了し、平成 26 年度からは特別教室の冷房化に取り組んでいるところであるが、普通教室等の空調更新を図る自治体においては、引き続き建築計画に空調事業を計上している。

また、学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、避難所の熱中症対策のためにも、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

そのため、都においては、平成 30 年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設した。国はリース方式の空調設備整備について国庫補助対象としていないが、都は、令和元年度からリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。

国の空調設備整備事業において、学校体育館等は断熱性の確保を条件として採択されているが、そのほとんどが補正予算によるものである。

(2) 都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、トイレの洋式化やゼロエミッション化の推進等の対応など、多くの施設整備案件を抱えている現状がある。

こうした中、近年における猛暑に伴い、暑さ対策として、学校体育館等への空調設備の整備や、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費

用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

< 具体的要求内容 >

- (1) 猛暑日等の日数は増加傾向にある。小・中学校は、児童・生徒が1日の多くの時間を過ごす場所であり、また、体育館は、災害時には避難所となる。そのため、空調設備の更新や特別教室及び体育館等への新設を早期に計画的に実施する必要があることから、区市町村立学校の空調設備整備について、区市町村が早期に設置・更新を完了できるよう、必要な財源を十分に確保し、採択を保留することなく当初予算により採択すること。

また、リースを活用した空調設備整備に対して財政支援を行うこと。

- (2) 都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。

1 6 外国につながるのある子供に対する教育の充実

1 日本語指導が必要な児童・生徒への指導体制の構築

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

- (1) 日本語指導が必要な児童・生徒の増加や、日本語教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、日本語指導等の在り方を根本的に見直し、いわゆる義務標準法等関係法令の整備を含め、国として日本語指導体制の構築を図ること。
- (2) 体制構築が図られるまでの間、児童・生徒の増加に合わせた必要な教員を国として確実に措置すること。

<現状・課題>

文部科学省の調査によると、令和5年5月1日現在、全国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童・生徒は57,718人で、16年前（平成17年度調査 20,692人）に比べ37,026人増加している。

また、「一人」在籍校が全体の34.9パーセントを占める一方で、「30人以上」が在籍する学校は335校に上る。さらに、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数も増えている。

日本語指導が必要な児童・生徒に係る教職員定数については、平成29年度から令和8年度までの10年間で加配定数が段階的に基礎定数化されるなど、一定の改善が図られているが、外国にルーツのある児童・生徒に日本語指導を行う「日本語学級」を編成する場合、法令等に規定がないため、適切な定数措置が困難な状況にある。

多様な言語的・文化的背景をもつ外国人等の児童・生徒が増加する中、こうした児童・生徒は多くの学校に存在しているという基本的な認識を共有し、学校における多様性を認め、日本人と外国人が共に学び合う教育環境を構築することは、全国的かつ喫緊の課題である。

上記の認識に立ち、国として、適切な日本語指導等の在り方を根本的に見直すなど、現状に即した新しい日本語指導体制の構築が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 日本語指導が必要な児童・生徒の増加や、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）の趣旨を踏まえ、日本語指導等の在り方を根本的に見直し、いわゆる義務標準法等関係法令の整備を含め、国として日本語指導体制の構築を図ること。
- (2) 体制構築が図られるまでの間、児童・生徒の増加に合わせた必要な教員を国として確実に措置すること。

2 教員以外の人材の活用への支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

公立学校において、日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒を指導するに当たり、教員以外の外部人材を確保・活用することができるよう支援すること。

<現状・課題>

公立学校において、日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒の母語の多様化が更に進むことが懸念されているため、公立学校における日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒の指導において教員以外の外部人材を活用できるようにすることが必要となっている。

<具体的要求内容>

通訳者等の「専門家」による学校支援体制の整備により、公立学校において日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒を指導するに当たって教員以外の外部人材を確保・活用することができるよう支援すること。

3 日本語指導が必要な児童・生徒に向けた指導用教材の開発・作成

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒の母語の多様化に対応した指導用教材等を開発・作成するなど、教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。

<現状・課題>

公立学校において、日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒の母語の多様化が更に進むことが懸念されていることから、外国につながる児童・生徒の指導の充実に向け、多言語に対応した指導資料が求められている。

<具体的要求内容>

多言語に対応した指導用教材等を開発・作成し、日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒に対する教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。

4 外国人の子供の就学促進に対する支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

外国人の子供の就学促進に関する自治体の取組が実効性のあるものとなるよう財政的措置など複合的な支援を行うこと。

<現状・課題>

文部科学省が令和2年度に策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項が示された。

また、令和5年度に実施した「外国人の子供の就学状況等調査」では、8,601人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が明らかになった。各自治体において、外国人の子供の就学機会の確保に向けた取組を推進しているところであるが、希望する子供たちを就学に着実に結び付けるためには、国の支援が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 各自治体が外国人の子供の就学機会の確保に向けた取組を更に推進していくため、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業について、補助率を引き上げる等、十分な財政的支援を行うとともに本事業がより活用できるよう補助条件の緩和を行うこと。
- (2) 国が関係機関と連携し、外国人の子供に関する正確な状況把握を行い自治体への情報提供を行うなど、財政的措置にとどまらない複合的な支援を行うこと。

5 日本語指導が必要な児童・生徒の実態の把握

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒の指導・支援の充実を図るに当たり、より詳細な実態を把握すること。

<現状・課題>

公立学校において、日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒は増加している。指導・支援の一層の充実を図るには、より詳細な実態を把握することが求められている。

<具体的要求内容>

現在、文部科学省において、隔年で実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」について、毎年実施するようにする等、より詳細な実態把握を行うこと。

1 7 教育のデジタル化の推進に向けた支援【最重点】

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁)

- (1) 一人1台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和8年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。
- (2) 一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和8年度以降も継続するとともに、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換えること。
- (3) 端末整備完了後における保守管理、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末等も、休業期間や日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) 校内通信ネットワークの円滑な運用のための技術的な支援に加え、学校の通信ネットワーク速度の改善に係る補助制度について、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) ヘルプデスク設置、ICT支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。特にICT支援員については、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援の充実を図ること。
- (6) 次世代校務DX環境の整備について、初期費用に加え、経常的経費を含む後年度の整備費用の継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

- (7) モバイルWi-Fiルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援を行うこと。
- (8) 令和6年度に策定した「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討すること。
- (9) 「学校のICT環境整備3か年計画」（令和7年度から令和10年度まで）について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
- (10) 一人1台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、都や区市町村の事務負担が増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。
- (11) 高校段階における生徒端末整備支援制度について、高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (12) 高校段階における生徒端末整備に対する支援について、全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (13) 公立学校における生成AI等先端技術の活用に向けた人員及び環境の整備に向け、補助金による必要な財源措置をすること。
- (14) デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう行程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

<現状・課題>

緊迫する国際情勢、人口減少・少子高齢化に加え、デジタルが急激に進展する大変革の時代である。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要であり、児童・生徒一人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等、ICTを有効に活用していくことが求められる。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人1台端末等を整備する「GIGAスクール構想」を前倒し、都では令和3年度までに全ての区市町村立学校において一人1台端末の整備が完了した。

一人1台端末を積極的かつ有効に利活用していくため、都は、ICT支援員やGIGAスクール運営支援センターに係る都独自の補助制度を設け、区市町村立学校におけるICT支援体制の整備を推進した。こうした取組等により、令和4年度の国調査の結果においては、一人1台端末を「ほぼ毎日使う」と回答した小学校の割合が7割を超え、全国2位となるなど、一人1台端末の利活用は大きく進んだ。今後も、デジタル教科書の導入や一人1台端末から得られる学習データに基づく指導等、一人1台端末の利活用を更に拡大していくことが必要となり、今や、一人1台端末は、教育の質を向上させるためのマストアイテムとなっている。

国は、令和5年度補正予算において、予備機を含む一人1台端末の計画的な更新に向けて、都道府県に基金を設置することとし、5年間同等の条件で支援を継続するとした。具体的には、児童生徒全員分の端末に加えて、予備機も補助対象となったほか、1台当たりの補助基準額はこれまでの4万5,000円から5万5,000円に増額された。そして、都道府県を中心とする共同調達等、計画的・効率的な端末整備を推進するとした。

一方、基金を造成するための予算としては、令和7年度更新分までの予算とされており、後年度について方針が示されていない。

また、基金を活用して自治体が行う児童生徒一人1台端末の整備に必要な経費の内、地方負担分については、令和9年度まで地方財政措置が講じられるとのことである。

言うまでもなく、一人1台端末の更新の費用負担について、義務教育段階であることを踏まえ、国の責任での財政支援を前提としつつ、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和8年度以降の更新分についても確実に補助金を措置する必要がある。

また、一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和8年度以降も継続するとともに、区市町村での確実な予算措置につながるよう、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換える必要がある。

また、今後、一人1台端末だけでなく、学校で使用する指導者用端末や予備端末等も更新時期を迎える。指導者用端末や予備端末等の更新費用についても、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、一人1台端末の利活用に向けて、端末整備完了後における保守管理や、クラウド利用も含めた学習支援サービス利用、キーボード以外の周辺機器の整備等に要する費用に対しても、財政支援の対象とする必要がある。さらに、端末更新に当たっては、既存端末について、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への処理委託を行う等、再使用又は再資源化を含め適切な処分が必要となるため、これに要する費用に対しても財政支援の対象とする必要がある。

区市町村立学校のICT支援体制について、国は、一人1台端末環境の安定的な運用を支援するため、令和3年度第一次補正予算から「GIGAスクール運営支援センター整備事業」として、ヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等に要する経費に対して補助を行っている。国は、令和5年度において、自治体が連携してGIGAスクール推進協議会を設置し、事業を実施する場合の経費に対して補助を行い、全区市町村と連携する場合には補助割合をかさ上げたが、当該事業自体も令和6年度に廃止された。令和7年度から令和9年度までは地方財政措置としたが、補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

当該事業の支援対象であるヘルプデスクの運営やネットワークトラブル対応等は、ICTに係る技術の進展や更新等により、端末利活用が定着して以降も必ず発生する業務であり、学校での日常的な端末利活用を支える業務として必要不可欠である。

GIGAスクール構想が目指す学びの実現に向けて、文部科学省は、全ての学校で必要なネットワーク環境が整備される措置を講ずるとしている。校内通信ネットワークの整備が完了した学校においても、デジタル教科書の導入を控え、一人1台端末の常時接続環境下での通信ネットワークの円滑な運用に当たって、様々な課題が生じることが想定される。学校のネットワークの改善のためには、課題のある学校におけるネットワークアセスメントの実施の促進及びアセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善等に対する補助金を措置するとした。

しかし、国が設定している当該事業の1校当たりの補助単価が低く、学校の通信ネットワーク速度の改善に関するネットワークアセスメントの実施に必要な経費を十分に充当できていない。令和8年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

また、端末を日常的かつ効果的に利活用していくためには、教員をサポートするICT支援員が欠かせない。国は令和3年度、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正し、ICT支援員を「情報通信技術支援員」という新たな名称で、教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして位置付けた。ICT支援員は、日常的なメンテナンスや更新作業のほか、端末を効果的に利用した授業支援や教材作成等も担い、学校での端末利活用に欠かせないスタッフである。地方財政措置は令和9年度まで措置されることとなったが、今後は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支

援が必要となる。さらに、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援を一層充実していく必要がある。

統合型校務支援システムの整備率は年々上昇し、校務の効率化に大きく寄与してきたが、システムを自前サーバに構築し、閉域網で稼働させており、校務用端末も職員室をはじめとした利用場所が限定的であり、一人1台端末の整備とクラウド活用を核とする教育D Xや働き方改革の流れに適合しなくなっている。こうした状況に鑑み、国は、次世代校務D X環境の全国的な整備を図るために、実態調査やロードマップの策定等に加え、教職員やI C T支援人材を対象としたI C T研修等に要する初期費用を財政支援することとしたが、国が掲げたK P Iを達成するためには、令和8年度以降の後年度も着実に整備を進める必要があり、システム更改に際しては、複数年にわたり、更改作業が継続することから、その整備費用に加え、経常的経費等の継続的かつ十分な財政支援が必要である。また、モバイルW i — F i ルーター等の補助制度について、I C Tを活用した家庭学習の重要性が増す中で、モバイルW i — F i ルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援が必要である。

また、令和6年度に策定した「令和7年度以降の学校におけるI C T環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方財政措置等、国のI C T環境整備の支援の在り方を規定するものとなるため、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討しなければならない。その際、都や一部の自治体は地方交付税不交付団体であることに加え、地方財政措置されている各事業の措置額が不明確であることから、各自治体での予算化が難しい現状がある。地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換える必要がある。

また、一人1台端末更新の基金創設により、補助金事務の主体が国から都道府県に切り替わったことや、今後、都道府県を中心とする共同調達を推進していくこと等に伴い、都道府県や区市町村の事務負担が非常に増大している。国は、事務負担軽減の観点から、都道府県による補助金や調達事務等の制度構築、区市町村も含めた実務遂行等に対して、最大限の支援を図らなければならない。

さらに、義務教育段階を一人1台環境で学んだ児童・生徒が進学後も切れ目なく同様の環境で学べるよう、国は高校段階における端末の整備について所要の補助を行う経費を令和2年度第三次補正予算として計上したが、補助対象は低所得世帯に限定され、補助上限額も義務教育段階と同額となっている。加えて、補助対象は学校設置者が整備する端末のみとされているが、一人一人の進路実現に資するためには、家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で自在に活用していくことが必要であり、端末管理上一定の制約を設けざるを得ない設置者による整備手法では限界がある。さらに、昨今の物価高に伴う端末価格の上昇により、同一性能の端末を導入するに当たってもその費用負担は上昇している。

生成AIなど先端技術の発展は日進月歩である。国は令和6年12月に「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver. 2.0）」において、学校現場において押さえておくべきポイントとして、利活用する場面や主体

に応じた留意点について、現時点の知見を具体的に示したが、学校現場での活用のためには、人員及び環境の整備が不可欠である。

また、令和3年6月に「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議（第一次報告）」が公表され、令和4年の中央教育審議会初等中等教育分科会の特別部会において教科・学年を絞って令和6年度から段階的にデジタル教科書を導入すること、紙の教科書とデジタル教科書の在り方について児童生徒の特性や学習内容等に応じてハイブリッドに活用することが方向性として示された。主たる教材である教科書の今後の在り方については、児童・生徒の学びを効果的に支援するものとして、紙とデジタルのそれぞれの特性を生かし、デジタル教科書を使用することによる教育効果の検証を行うなど、更に検討を進める必要がある。

国では、デジタル教科書について、令和6年度から、小学校5年生から中学校3年生までを対象に「英語」、次に「算数・数学」を段階的に導入することとなったが、「英語」は全校対象に提供されているものの、「算数・数学」は約5割の学校への提供にとどまっている。このため、「算数・数学」を希望しているにもかかわらず、同じ区市町村内の公立学校の中で提供状況に差が生じており、デジタル教科書の活用を促進するためには、希望する全校を対象に提供する必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 一人1台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和8年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。
- (2) 一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和8年度以降も継続するとともに、端末補助に係る地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換えること。
- (3) 端末整備完了後における保守管理、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末等も、休業期間や日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) 校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援に加え、学校の通信ネットワーク速度の改善に関する補助制度について、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) 各学校において、端末活用の日常化が定着するよう、ヘルプデスク設置及びICT支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。特にICT支援員については、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援の充実を図ること。
- (6) 次世代校務DX環境の整備について、初期費用に加え、後年度の整備費用及び経常的経費等の継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (7) モバイルWi-Fiルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援を行うこと。

- (8) 令和6年度に策定した「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討すること。
- (9) 「学校のICT環境整備3か年計画」（令和7年度から令和10年度）について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
- (10) 一人1台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、都や区市町村の事務負担が非常に増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。
- (11) 義務教育段階を一人1台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用しながら学べるようにする必要がある。高校段階の高度・複雑な学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、昨今の物価高を考慮した上で継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、設置者への補助だけでなく保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (12) 高校段階においても全ての生徒の学びを充実できるよう、生徒端末整備に対する支援について、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (13) 公立学校における生成AI等先端技術の活用に向けた人員及び環境の整備に向け、必要な財源措置をすること。
- (14) 当面、紙の教科書とデジタル教科書が併存されるが、デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう行程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

また、少なくとも小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）に対するデジタル教科書の導入について、英語だけでなく、算数・数学も希望する全ての学校を対象に提供すること。さらに、英語・算数・数学以外のデジタル教科書を導入する学校や区市町村教育委員会に対して財政支援を行うこと。

1 8 高等学校における教育のあり方について

【最重点】

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 学習指導要領の改訂にあたっては、課程、学科、標準単位時間、1 単位時間の扱い、必修科目の扱い、履修主義と修得主義の考え方、単位認定の仕組みなどを根本から見直し、子供が抱える今日的な課題に合わせた柔軟かつ個別最適な学びを展開できる制度とすること。
- (2) 制度の抜本的な見直しを図られるまでの間、柔軟かつ個別最適な学びを展開できるよう、学習指導要領の弾力的な運用を認めること。
- (3) オンデマンドやデジタル教材などを活用したデジタルによる学習と、対面指導やオンライン等による探究的でリアルな学習を適切に組み合わせることで、学びの相乗効果を発揮させられる教育を実現できるよう検討を進めること。
- (4) 特別免許状及び特別非常勤講師等の弾力的な運用を可能とする制度の見直しを図ること。

<現状・課題>

情報通信技術の革新やコロナ禍などを経て、オンライン会議・テレワーク等が浸透し、就業形態、雇用形態は大きく変化している。また、生成AI等デジタル技術の発展、世界の気候変動や自然災害、紛争をはじめとする世界情勢の混迷など、社会の状況は劇的な変化が進み予測困難な時代が到来している。

全ての子供の可能性を引き出し、学校生活の満足度や充実度の向上、卒業後の豊かな人生や幸福(Well-being)を実現するためには、学習の成果を生徒が生涯を通じて保持し続け、努力や成果を振り返りながら自己肯定感や学習意欲を高めしていく視点が重要である。

こうした状況の中、学校教育においては、国における様々な制度改善、各教育委員会や学校における工夫などにより、社会変化に対応する教育を実践してきた。高等学校の教育については、高等教育機関や実社会との接続機能を果たすことが

求められており、社会の変化に速やかに対応していく必要がある。

しかし、多くの高等学校では、集団の生徒に対し、教員が教室での学びを中心に授業を行うといった教育のスタイルに留まっており、根本的な変化を遂げることができずにいる。

高等学校への進学率は約 99%に達し、積極的に学びに向かうことができない生徒や、知識を現実の社会と結び付けて理解することが難しい生徒、外国に背景のある生徒など多様な生徒の個別のニーズに対応することが求められている。彼らの入学動機や進路志望、興味・関心や学習経験・意欲・背景にある生活環境等は、一人一人それぞれに異なり、非常に多様なものとなっている。

そこで、学校における学びの在り方そのものの根本的視点から見直しを図り、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指して、全ての生徒がそれぞれの興味関心に応じて自ら伸び育つ教育を展開しなければならない。

このような喫緊の課題に対し、デジタルとリアルの最適な組合せにより学校内外で学ぶことができるよう、学び方や教え方の学習基盤の変革、学習指導要領等の柔軟で弾力的な運用、教員が学びの伴走者として生徒に対応する意識改革などを推進し、「新たな教育のスタイル」への転換を早期に実現していく必要がある。

こうした観点から、特に重要な事項として、以下要求する。

<具体的要求内容>

- (1) 現代の子供の課題を解決する教育を実現するためには、より柔軟で個別最適な学校づくりが必要であることから、学習指導要領の改訂にあたっては、課程、学科、標準単位時間、1 単位時間の扱い、必履修科目の扱い、履修主義と修得主義の考え方、単位認定の仕組みなどを根本から見直し、子供が抱える今日的な課題に合わせた柔軟かつ個別最適な学びを展開できる制度とすること。
- (2) 制度の抜本的な見直しを図られるまでの間、柔軟かつ個別最適な学びを展開できるよう、学習指導要領の弾力的な運用を認めること。
- (3) 制度の見直しや柔軟な運用を実現する際、オンデマンドやデジタル教材などを活用したデジタルによる学習と、対面指導やオンライン等による探究的でリアルな学習を適切に組み合わせることで、学びの相乗効果を発揮させられる教育を実現できるよう検討を進めること。
- (4) 最新の知識や技術を生かした高度で専門的な学びを実現するため、外部の専門人材を学校で柔軟かつ即座に活用できるよう、特別免許状及び特別非常勤講師等の弾力的な運用を可能とする制度の見直しを図ること。特に、学校が独自の新たな学校設定教科・科目を設置する際の指導者について、優れた知識経験等を有する社会人等が、授業のみならず、評価や単位認定等を含め、年間を通じて教科・科目を担当できるよう改善を図ること。

1 9 教科書事務における効率化

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 効率的に教科書事務を進める上で「新教科書事務執行管理システム」を採択行為から受領冊数報告までを一気通貫で利用できるシステムに改修すること。
- (2) 効率的な教科書調査研究に資するため、教科書見本を電子データでも送付すること。

<現状・課題>

義務教育諸学校の教科書無償給与事務に関する需要数及び受領冊数報告は、令和3年度から文部科学省が提供する教科書事務執行管理システム（以下「旧システム」という。）を通じて実施してきた。しかし、旧システムは操作が煩雑で動作が遅い上、ヘルプデスクへの問い合わせも困難であり、回答まで数週間を要することが多いなど、様々な問題点が指摘されてきた。このため、東京都として改善を要望してきた。

こうした背景の下、令和7年度から文部科学省は新たに「新教科書事務執行管理システム」（以下「新システム」という。）の運用を開始する予定である。令和7年1月の「管理・指導事務主管部課長会議」にて新システムのイメージ図が公表されたものの、具体的なシステムの全容の公開は令和7年4月28日の事務連絡「新教科書事務執行管理システム稼働に向けた登録情報調査及びユーザ登録作業について（依頼）」でのマニュアル公開まで行われなかった。

その結果、新システムの利用に関する周知期間及び事前準備期間が極めて短く、十分な準備が困難な状況となっている。

さらに、新システムの正式稼働が令和7年6月に予定されているが、教科書採択や需要数・受領冊数報告業務を行う上で、学校現場及び各教育委員会の業務スケジュールが考慮されておらず、業務負担への影響が懸念される。

加えて、新システムでは以下の問題点が解消されていない。

- ・「採択教科書の採択理由」や高等学校の教育課程届に基づく教科・科目の登録ができず、学校独自の教科・科目も適切に採択されているか確認できない。
- ・特別支援学校・学級における「肢体不自由」「病弱」「情緒」などの障害種別が網羅されておらず、システム外で個別管理した上で合算する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 新システムの運用後には、適時適切な改修を実施すること。改修に際しては、
 - ・各教育委員会に対し、新システム運用後の教科書採択・需要数・受領冊数報告などといった教科書に関する業務内容・スケジュール、新システム運用に

て生じた要望事項、等をヒアリングし、実態を把握すること。

- ・ヒアリング結果を十分に検討した上で、教科書事務の効率化に必要な機能を実装すること。
 - ・改修結果をリリースする際には、十分な周知期間を確保しながらリリース時期を適切に調整すること。
- (2) 検定に合格した教科書見本について、紙媒体に加えて電子データでの提供を行うこと。

20 教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

教育職員免許状の有効状態について、都道府県教育委員会及び学校教育法第1条に規定する学校が最新の情報を入手できる仕組みを構築すること。

<現状・課題>

令和元年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードを基盤とした教育職員免許状（以下「免許状」という。）等との一体化等について明記されたところであるが、マイナンバーカードの所持は任意である。

免許状における本人確認は本籍地、氏名及び生年月日であるが、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第15条では、免許状記載の氏名又は本籍地の変更は任意とされているため、必ずしも現氏名又は現本籍地と一致しているとは限らない。そのため、失効時の免許状に記載された氏名又は本籍地と、失効後に再度授与申請された際の氏名又は本籍地が異なると、同一人物と分からずに、免許状を授与してしまう例が想定される。

また、採用する国公立学校では、採用予定者の免許状が有効なものか否かを確認する際、児童生徒性暴力等を理由として免許状が失効した者に限っては特定免許状失効者管理システムにより失効の確認ができるものの、その他の者については文部科学省から年4回配布される官報情報検索ツールにより失効しているか確認するほかなく、最新の情報を得ることが困難であり、採用予定者の免許状が有効でない場合でも採用してしまう懸念がある。

さらに、免許法では、第5条第1項第4号若しくは同項第5号により免許状失効後3年間又は同項第3号により刑の執行が終わるまでの間、免許状の授与ができない規定となっているが、当該免許状所持者が学校に勤務していた時点で当該事由が発生した場合は、免許法第14条に基づき所轄庁が免許管理者である都道府県教育委員会に通知する義務がある一方で、学校に勤務していない免許状所持者の場合は免許法に所轄庁が明示されておらず、免許管理者に通知がなされないため、免許状の取上げや失効処分ができない。

<具体的要求内容>

- (1) 国主導において、免許状の有効状態について、都道府県教育委員会及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が、最新の情報を入手できる仕組みを構築すること。

ア マイナンバーカードを基盤とした免許状との一体化に当たり、教員免許所持者の全てがマイナンバーカードを持つよう、国において実効性の高い

取組等を行うこと。

イ 免許状の本籍地及び氏名を最新のものにすることを義務付けるよう、法整備を行うこと。

(2) 学校教育法第1条に規定する学校に勤務していない免許状所持者について、免許法に規定する所轄庁を明確にし、免許管理者に失効等が疑われる情報が確実に届くよう、法整備を行うこと。

2 1 著作権法改正に伴う図書館資料の公衆送信への支援

(提案要求先 文部科学省・文化庁)
(都所管局 教育庁)

図書館による図書館資料の公衆送信について、事業の実施に必要な財源の確保や環境整備を図ること。

<現状・課題>

著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号。以下「法」という。）が令和3年6月2日に公布、令和5年6月1日に施行された。同法の改正内容の一つに、図書館による図書館資料の公衆送信がある。

法第31条第1項第1号では、図書館等は、調査研究を行う当該図書館等の利用者の求めに応じ、公表された著作物の一部分を一人につき一部提供する場合に限り、図書館資料を複製して紙媒体での提供が可能となっている。今回の改正により、図書館資料の複製物をメール等で送信（公衆送信）することも可能となった。

これにより、利用者は簡易かつ迅速に利便性の高い形で資料の複製物を入手・閲覧することができるようになる一方、複製物のデータが不正に拡散する等、権利者の利益を不当に害する事態が生じることが懸念される。このため、改正前の法と同等の権利者保護を図る観点から、本サービスを実施する図書館には、データの目的外利用を防止するための適切な人的・物的管理体制等の整備や、権利者への補償金支払等の措置を講ずることが求められている。

これらの措置を講ずるためには、図書館の人的・物的な負担が大きく、国による支援がなければ、都を含めた自治体での公衆送信サービスの実施は極めて困難である。このため、図書館のみに対応を求めるのではなく、国による財源措置やシステム等の環境整備といった支援が不可欠である。

また、法第31条第5項では、特定図書館等の設置者が補償金を支払うこととなっているが、法附則第8条第2項では、利用者の負担に適切に反映させることが重要としている。

<具体的要求内容>

図書館による図書館資料の公衆送信について、図書館に過度な負担がかからないよう、国は、本事業の実施に必要な財源の確保や、システム等の環境整備を図ること。

また、法附則第8条第2項の趣旨から国民の理解と協力を得られるよう広報活動等を通じた周知を図ること。

10. 治 安 对 策

1 首都東京を守るテロ等対応力の強化

1 テロをはじめとする諸外国からの脅威等への効果的対処【最重要】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (3) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。
- (4) 諸外国への技術情報等の流出防止対策を強化すること。

<現状・課題>

近年、世界各地において、爆発物や車両、刃物等を使用したテロが発生する中、I S I L等のイスラム過激派はインターネットを通じてテロの呼びかけを継続しており、実際に欧米諸国において、その過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が発生している。

また、ウクライナ情勢やイスラエル情勢など、国際情勢も厳しさを増しており、他国では大使館を狙ったと思われる事案も発生している。

そのような中、本年1月には米国南部ルイジアナ州ニューオーリンズの中心部で49人が死傷する車両突入事件が発生し、車両内からは、銃器や手製爆発物とみられる物のほか、I S I Lの旗が発見された。

そのI S I Lはテロの標的として日本政府を名指ししており、今後も邦人をテロの標的とすることを示唆するなど、我が国に対する国際テロの脅威が継続する中、I S I L等の過激思想に影響を受けた者による同様のテロが日本国内で発生する可能性は否定できない。

さらに、我が国においても、インターネットを通じて銃器等の設計図、製造方法等を容易に入手できるなど、治安上の脅威に深刻な変化が生じており、特定のテロ組織等との関わりがなくても、社会に対する不満を抱く個人が、インターネット上における様々な言説等に触発されて違法行為を引き起こすおそれもある。

実際に、テロ組織等と関わりなく過激化した個人による、手製の銃器を用いた銃撃事案や身近で入手可能な凶器を使用した事案等が発生しており、これらの事件は事前の予測が困難であることから、犯行を水際で未然に防止するための警備に掛かる負担は大きいものとなってきている。

また、国際情勢が急速に厳しさと複雑さを増し、地政学的緊張が高まる中、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、諸外国の情報収集活動の対象となっており、産学官連携による技術情報等の流出防止対策を推進するとともに、流出に対する取締りを強化することがこれまで以上に求められている。

このような情勢の中、我が国の政治・経済・社会の機能が集中し、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象となり得る重要施設や大規模集客施設、高度な技術情報等を保有する企業・研究機関等が多数所在する首都東京において、テロ対策

及び技術情報等の流出防止対策を強化することは、国と東京都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

< 具体的要求内容 >

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期するため、テロ対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、テロ防止啓発用物品等を作成し、民間事業者や地域住民に広く配布するほか、広報啓発動画を制作し、街頭ビジョン等の媒体を活用した情報発信により、官民が連携したテロ対策を強化すること。
- (3) C B R N鑑識を実現する最新のN B C検知資機材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資機材、高度先端技術（8 K、5 G、A I 等）を取り入れた「次世代型採証システム」関連資機材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。
- (4) 技術情報等の流出防止に向けて、従業員の危機意識を醸成するための企業・研究機関等への情報提供活動、流出事案の実態解明・取締りに向けた資機材（ビジネスデータベース、教養資料等）の充実強化及び捜査員の能力向上に向けた必要な財源を確保すること。

2 CBRNE災害に備える体制整備

(提案要求先 内閣官房・厚生労働省・原子力規制庁)
(都所管局 総務局・保健医療局)

- (1) CBRNE災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターを設置すること。
- (2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理を強化すること。

<現状・課題>

CBRNE（C：化学剤、B：生物剤、R：放射性物質、N：核物質、E：爆発物）災害が発生した場合は、住民にも甚大な被害が想定され、首都東京を守る対応力の強化が一層必要となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 災害時において、災害現場に専門医師を派遣し、起因物質の特定や活動部隊への助言及び特異症状から診断を行うための国立の専門センターを首都圏に設置すること。また、治療に当たる医療機関への助言や、高度専門的処置が必要な患者を収容し専門治療を行うこと。平常時は、CBRNE災害に対する調査・研究・情報収集や医療機関に対する研修、訓練等の指導を行うこと。
- (2) 研究所・病院等において、放射性物質の保管・管理を徹底するとともに、爆薬の原料となりうる薬品については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の対象とならないものでも、法令による規制の対象とするなど、改善策の推進を図ること。

参 考

(1) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化

爆発物原料の管理強化の動き

(平成21年11月25日 政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部資料「主なテロの未然防止対策の現状」等より)

- ・平成17年3月、過酸化水素製剤等の化学物質について、購入目的に不審な点がある者等への販売自粛など、適切な管理と販売を行う旨の指導を、薬局・薬店や毒劇物の販売業者等に対して行うよう、厚生労働省が、都道府県等に通知及び関係業界団体に依頼
- ・平成19年5月、薬局等で購入した過酸化水素製剤等を使用した爆発物の製造を図った者を検挙。同年9月、都道府県等及び関係業界団体に対して、上記通知及び依頼の内容につき再周知
- ・平成20年10月、インターネットを介した過酸化水素製剤等の販売における本人確認の徹底及び警察への協力等について依頼
- ・平成21年12月、爆発物の原料となり得る化学物質の適切な保管管理の徹底等について、関係業界団体に依頼

(2) CBRNE 災害発生の総合的に対処できる専門機関が存在しない。

① CBRNE 災害発生の総合的に対処できる専門機関とは

- ・ CBRNE 災害全てに対応
- ・ 災害現場での指導助言
- ・ 患者を収容し専門治療

② CBRNE に関する既存の専門機関は個別対応のみ

C：財団法人 日本中毒情報センター（つくば市）

- ・ 化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、治療に必要な情報の収集・問い合わせに対する情報提供を行う。
- ・ 医療施設は有していない。

B：国立感染症研究所（新宿区戸山）

- ・ 感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を総合的に行う機関
- ・ 医療施設は有していない。

R・N：独立行政法人 放射線医学総合研究所（千葉県稲毛区）

- ・ 国の三次被ばく医療の中心機関で高度専門的な除染及び治療を実施
- ・ 全国の地域被ばく医療機関に対し必要な支援及び助言を行う機関
- ・ 緊急被ばく用医療施設4床保有

2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資機材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障にも重大な支障を及ぼすおそれがある。

令和6年中は、先端技術を有する事業者や研究開発機関等に対する情報窃取を企図した不正アクセス事案や、重要インフラの機能に影響を及ぼしたサイバー攻撃事案、政府機関・民間事業者等が運営する複数のウェブサイトにおいて、DDoS攻撃による被害とみられる閲覧障害が発生するなど、サイバー攻撃の脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

また、警視庁と警察庁は捜査・分析等の結果、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ「TraderTraitor（トレイダートレイター）」が、我が国の暗号資産関連事業者から暗号資産を窃取したことを特定し、同年12月、警察庁が米国機関と合同で文書を公表するとともに、関係省庁と連名で注意喚起を実施した。

さらに、警視庁、警察庁等は捜査・分析等の結果、「MirrorFace（ミラーフェイス）」と呼ばれるサイバー攻撃グループが、日本国内の組織、事業者及び個人に対するサイバー攻撃を行っており、こうした攻撃は、我が国の安全保障や先端技術に係る情報窃取を目的とした、中国の関与が疑われる組織的なサイバー攻撃であると評価し、令和7年1月、警察庁及び関連省庁が連名で注意喚起を実施した。

これらの状況を踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の課題となっ

ている。

＜具体的要求内容＞

- （１）重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- （２）サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施（外部委託）し、実機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。
- （３）情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- （４）サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施して対処能力の向上を図るほか、海外のセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。
- （５）サイバー攻撃の実態解明に必要な装備資機材の充実強化を図ること。

3 総合的な治安対策の充実・強化

1 治安対策の充実・強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 新たな I C T の活用を推進し警察情報管理システム基盤の充実を図ること。
- (3) 国際海空港等における水際対策の推進を図ること。
- (4) 警察活動における人的基盤の強化を行うこと。

<現状・課題>

令和 6 年中の都内における刑法犯認知件数は、9 万 4,752 件と 3 年連続で増加し、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準にほぼ戻りつつあるほか、特殊詐欺については、その被害額が約 153 億 1,000 万円と前年の 2 倍に達し、過去最悪を記録している。

このような状況の下、令和 7 年 1 月に発表された「都民生活に関する世論調査」では、「都政への要望」として防災、高齢者対策に次いで第 3 位に「治安対策」が挙げられ、全体の 37.2% と高い割合を占めている。これは、S N S 等いわゆる「闇バイト」として実行犯を勧誘し、特殊詐欺、S N S 型投資・ロマンス詐欺、組織的窃盗、リフォーム詐欺、強盗事件等を敢行する「匿名・流動型犯罪グループ」による犯罪等が、都民の体感治安に深刻な影響を及ぼしていると考えられる。

警視庁では、これら匿名・流動型犯罪グループの壊滅に向けた取締りの強化のほか、サイバー空間の脅威に対する諸対策の推進、新宿歌舞伎町をはじめとする盛り場対策など、複雑化する新たな治安課題に日々対応しており、その負担は増加する一方である。

その上、警視庁は、国会等の重要施設が集中する首都の治安維持、首相をはじめとする要人の警護^{じやつぎ}を担う首都警察としての特殊性を有しており、近年ではこれらに対するテロを惹起^{じやつぎ}するローン・オフエンダー等の新たな脅威への対応など、潜在的に他の道府県とは比較にならない膨大な警察事象を抱えているほか、近年、激甚化する自然災害では、警視庁管内・管外を問わず警察官を被災地に派遣し、救助活動や後方治安維持活動に従事するなど、日本警察の中核としての責務を担っている。

- (1) 現行の警察法施行令(昭和 29 年政令第 151 号)第 3 条第 4 項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和 44 年度から昭和 54 年度までは 10 億円、昭和 55 年度から 15 億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取

り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大しており、治安対策を一層強化する必要があることから、首都警察の財政需要について適正な負担を求める。

- (2) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づいて行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・AIなどの新たなICTを活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、状況予測による対応策の決定や、それに基づく現場活動を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、新たなICTの活用をより一層推進するとともに、警察情報管理システム基盤の充実を図ることが必要である。

- (3) 近年、若年層による大麻の乱用拡大が深刻化し、盛り場を中心とした違法薬物の所持・施用事犯が後を絶たず、都内の薬物情勢は依然として厳しい状況である。

また、覚醒剤等の違法薬物密輸入形態は、国際郵便や貨物利用のほか、旅行者を装った携行・携帯・嚥下型など隠匿手口が巧妙化しており、密輸入事犯も増加傾向にある。加えて、国内においてもコカイン等の麻薬事犯の増加により、更なる違法薬物の国内流入が懸念されるため、違法薬物密輸入事犯や違法薬物所持事犯等の取締りに資する装備資機材の充実強化を図る必要がある。

- (4) 警視庁には、令和7年度に平成29年度以来8年ぶりに35人の地方警察官の増員が行われ、人的基盤の強化を図っているところではあるが、複雑、多岐にわたる警察活動を効果的に推進し、都民の命と生活を守り、「世界一安全な都市、東京」を実現するためには、継続的かつ可及的速やかに、更なる人的基盤の強化を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 現行の15億円から25億円に増額すること。
- (2) 新たなICTの活用を安定的に推進する一環として
- サーバ等リソースの増強
 - データ利活用精通した人材育成
- 等の充実強化を図ること。
- (3) 違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、
- 携帯型薬物特定システム
 - 薬物予試験試薬
- 等の装備資機材の充実強化を図ること。
- (4) 「世界一安全な都市、東京」を実現するため、更なる人的基盤の強化を行うこと。

2 暴力団の対立抗争等への警戒、取締りの強化【最重要】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争等の警戒、取締り強化を推進するため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

六代目山口組と神戸山口組等との対立抗争が続く中、本年1月、兵庫県で神戸山口組組長の居宅に対する放火事件が発生し、現場臨場した警察官が拳銃を所持した被疑者を公務執行妨害罪で検挙している。

また、令和6年9月には、宮崎県で宅配便の配達員を装った被疑者が池田組傘下組織会長を拳銃で殺害する事件が発生し、六代目山口組傘下組織組員の男が逮捕されるなど、予断を許さない状況が続いている。

対立抗争に起因するとみられる銃器を使用した襲撃事件は、全国各地で発生しているところ、六代目山口組と神戸山口組については、9府県の公安委員会が両団体を、六代目山口組と池田組については、7県の公安委員会が両団体を、さらに、六代目山口組と神戸山口組から離脱した絆^{きずな}會については、8府県の公安委員会が両団体を、それぞれ対立抗争状態にあるとして「特定抗争指定暴力団等」に指定した。

また、都内においても、暴力団や匿名・流動型犯罪グループがトラブルを起こし、対立姿勢をみせるなど、重大事件への発展が懸念されている。

今後、対立抗争の都内波及やトラブル事案のエスカレートにより、都内に所在する暴力団事務所等がターゲットとなり、銃器を使用した事件が発生することも予想されることから、当庁では、各団体傘下組織事務所や関連箇所に対する視察、警戒を強化し動向を注視しているところである。

これらを踏まえ、対立抗争の未然防止や発生時の早期対応、保護対策の徹底等を図り、都民、国民の安全確保に万全を期すため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化が必要である。

<具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締り、保護対象者の安全確保のため、対銃器装備資機材の充実強化を図ること。

3 大規模災害対策の推進【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) オフロードバイクの配備について検討すること。
- (4) 大規模災害等発生時における緊急通報（110 番通報）の受理機能及び無線指令機能を確保すること。

<現状・課題>

- (1) 警視庁では、いつ発生するか分からない災害に素早く対応するため、機動隊とともに、高度な特殊技能を有する部隊を編成し、有事即応体制を構築している。

また、都内で発生する災害はもとより、東日本大震災、令和 6 年能登半島地震など、国内外を問わず発生する大規模災害にも部隊を派遣し、救出救助活動等を行っている。

以上のとおり、大規模災害が発生すれば迅速的確な対応が求められているほか、首都直下地震はいつ発生してもおかしくないと指摘されている状況であることから、災害対策資機材の充実強化を図るなど、災害対応能力を強化する必要がある。

- (2) 全国的な災害の激甚化・頻発化に伴い、回転翼航空機の広域的な運用を実施していくこととなり、その運用は、迅速・的確かつ、間隙を生じさせないことが必要とされている。

また、東日本大震災や令和 6 年能登半島地震などの震災発生時において、現地の被災状況を迅速に把握する手段として回転翼航空機が極めて有用であることが改めて認識された。

しかし、回転翼航空機は現有機体と異なる型式の機体が配備された場合、操縦士や整備士の教育訓練等のために予算と期間を必要としており、運用に間隙が生じるおそれがあることから、既に操縦が可能な現有機体と同型式の機体が配備されることが望ましい。

- (3) 近年、いつ発生してもおかしくないと指摘されている首都直下地震等の自然災害発生時において、緊急自動車専用路及び緊急交通路の早期確保に向けた道路状況等を確認する際、道路崩壊や土砂崩れによる不整地路面において優れた走行性能を発揮するオフロードバイクが必要不可欠である。

また、令和 6 年能登半島地震において広域緊急援助隊を派遣した際、石川県警の部隊員とともに、オフロードバイクを使用して被災した道路の被害状況や渋滞状況を確認し、その状況を現地の交通指揮本部に映像伝送するなど、被災地の各種交通対策に大いに貢献したことから、今後の大規模災害等に万

全の備えをするため、オフロードバイクの配備を充実させる必要がある。

- (4) 警視庁における 110 番通報の受理は、23 区内及び島しょ部からの通報を受理する本部指令センター（警視庁本部庁舎 4 階、千代田区霞が関）と多摩地区からの通報を受理する多摩指令センター（警視庁多摩総合庁舎 4 階、立川市緑町）の 2 か所で行っており、管轄警察署、警ら用無線自動車及び地域警察官への無線指令も併せて行っている。

大規模災害等の発生により、警視庁本部庁舎又は警視庁多摩総合庁舎のどちらか一方が倒壊した場合は、もう一方の指令センターにおいて、警視庁全域からの 110 番通報の受理と無線指令を行うこととしているところ、110 番通報した際の接続先（警視庁の場合は、本部指令センターと多摩指令センター）や、これを変更するために要する時間については、110 番通報者に回線を提供している電気通信事業者の設定、設備、体制等に左右されることから、間隙のない切替えを実現させることが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 首都直下地震、風水害等の大規模災害に係る危機管理体制を強化するため、災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の迅速・的確な運用に間隙を生じさせないため、回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 道路崩壊や土砂崩れ等による不整地路面での走行が可能なオフロードバイクの配備について検討すること。
- (4) 平時から大規模災害等に備え、新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用するため、可能な限りの方策を総合的に検討するほか、110 番通報の接続先を変更させる必要が生じた際における間隙のない切替えを実現させるため、機器の整備を行うとともに、電気通信事業者に対し、大規模災害発生時等において切替えが確実に行える態勢の確保を求めること。

4 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

<現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成 17 年をピークに漸減傾向にあったものの、平成 26 年から増加に転じた。令和 6 年中は、2,459 人と前年比で増加しており、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

特に、都内の大麻事犯における検挙人員は、近年増加傾向にあり、そのうち 30 歳未満の年齢層の占める割合は 7 割を超え、極めて深刻な事態となっている。

警視庁では、大麻等の薬物乱用防止の周知・広報を目的とする視聴覚 DVD を作成し、各警察署に配布するとともに、YouTube 警視庁公式チャンネル内で公開している。

また、昨今の大麻に係る情報の氾濫に対し、警視庁ホームページや X を通じ、大麻に特化した啓発資料である「No More 大麻」を掲載するなど、インターネットや SNS などを通じて都民に対し、広く薬物乱用防止を訴えている。さらに、学校や企業を対象として、リモートを用いた薬物乱用防止講座を実施するなど、各種広報啓発活動を推進しているところである。

さらに、令和 6 年における全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約 7 割が再犯者であるという現状を踏まえ、警視庁では、捜査が終了した被疑者等に対し、薬物再乱用防止のための相談・治療機関等の情報提供や、唾液による簡易薬物検査キットを活用した薬物再乱用防止対策を実施している。

これは、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）及び「再犯防止推進計画（平成 29 年閣議決定）」において、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策策定等が地方公共団体の責務と規定された上、令和 6 年 3 月には「東京都薬物乱用対策推進計画」が改定され、薬物問題を抱える人への相談・支援体制の充実等が規定されたことによるものである。よって、国、都及び区市町村、更には、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進していく必要がある。

警視庁では、関係機関と連携した研修会を積極的に開催していくとともに、若年層をターゲットとした広報啓発活動、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演等の充実を図っていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) インターネット・SNS 等を中心とした幅広い層が視聴するメディアを活用し、違法薬物の危険性・有害性を周知させる広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

5 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

子供・女性等を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

<現状・課題>

人身安全関連事案に係る相談等の受理件数は、依然として増加傾向にあるほか、昨年は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）違反で逮捕歴のある被疑者による殺人事件や痛ましい児童虐待事案などが発生しており、厳しい情勢が続いている。

また、子供が SNS を介して福祉犯罪等の被害に遭う事案や女性がホストクラブの売掛けによる借金を背負わされ売春をさせられる事案など、子供や女性の尊厳を著しく踏みにじり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼす事案が生じている。

さらに、近年、繁華街において、少年・少女への有害なサービスの提供や少年・少女による医薬品の過剰摂取が社会問題化している。

こうした中、警視庁では、ストーカー・DV 等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対して、各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、「登下校防犯プラン」に基づいた通学路における子供の安全確保のための対策や令和 6 年 4 月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）」に基づく支援などの各種対策を推進している。

これら諸問題に対しては、社会の変化を見極めながら、子供や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、積極的に対策を講じるとともに、警察のみならず行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

ストーカー・DV、児童虐待等の人身安全関連事案対策や少年・少女に有害な環境の浄化対策をはじめ、ホストクラブ等の売掛金等に起因する違法行為や SNS の利用に起因した性犯罪等の被害防止対策、通学路等における子供の安全確保対策など、子供や女性を犯罪から守るための各種広報啓発活動を行政機関、民間団体、業界団体等と連携して推進すること。

6 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

- (1) 犯行ツール対策に係る各種事業者に対する指導監督を強化すること。
- (2) 預貯金口座対策に係る金融機関に対する指導監督を強化すること。
- (3) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動及び被害防止機器を充実強化すること。

<現状・課題>

特殊詐欺は、被害者を言葉巧みにだまして財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生している。また、急増しているSNS型投資・ロマンス詐欺についても、都民、国民の体感治安に影響を及ぼす大きな要因となっている。

犯人グループが利用する犯行ツール面において、特殊詐欺犯行グループに固定電話番号を提供している悪質な電話転送サービス事業者に対し、摘発後、所有している在庫番号については一括利用停止する取組が開始されているところ、更なる犯行の抑止を図る観点から、電話転送事業を現行の届出制から許可制にするほか、増加傾向にある国際電話番号からのアポ電を遮断するなど、法制度の検討が必要となっている。

また、預貯金口座に繰り返し利用限度額を振り込ませる、インターネットバンキング等を悪用し、限度額を解除した上、他人と接触することなく送金させるなどの事案による高額被害が増加しており、金融機関における対策が急務である。

さらに、犯人からの電話に出ないための対策や、最新の手口や手段などを都民、国民に対して広く周知するため、影響力の大きな全国放送のテレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した大規模な広報啓発活動の継続が必要であるほか、物理的に高齢者世帯を詐欺被害から守るための「自動通話録音機や迷惑防止機能付電話機、迷惑電話拒否装置」をはじめとする「特殊詐欺被害防止機器」等の普及や、サポート詐欺をはじめとする架空料金請求詐欺被害から守るため、携帯電話等へのセキュリティソフト導入の促進を図ることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 現行の法制度では電話転送サービス事業者として届出が提出されていれば悪質な事業者であっても、固定電話番号が提供されている状況であることから、関連省庁や電気通信事業者が連携し、届出制から許可制へ移行するほか、増加している国際電話番号からのアポ電を物理的に遮断する仕組みを構築するなど指導監督を強化できる仕組みを構築すること。

(2) 関連省庁が連携し、金融機関に対する預貯金口座のモニタリング強化、ＡＴＭやインターネットバンキングにおける振込制限等の基準の見直し等、指導監督の強化を図ること。

(3) 高齢者をはじめ、特に子・孫世代に対して、テレビやラジオ放送等の広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の最新の手口や手段等を、スピード感をもって、的確に周知するための広報啓発活動を推進すること。

あわせて、特殊詐欺の被害を防止するため、発信者番号表示サービス等の更なる普及や、高齢者宅に設置する「特殊詐欺被害防止機器」、高齢者が使用する携帯電話等へのセキュリティソフト導入に対する補助制度の検討を図ること。

参 考

【令和 6 年中の特殊詐欺被害状況】

都内	認知件数	3,494 件（前年比 +576 件、+19.7%）
	被害額	約 153.1 億円（前年比 +約 71.7 億円、+87.9%）
全国	認知件数	21,043 件（前年比 +2,005 件、+10.5%）
	被害額	約 718.8 億円（前年比 +約 266.2 億円、+58.8%）

7 サイバーセキュリティ対策の充実・強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を推進するために必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動を営む公共空間として、より一層の重みを持つようになっている。

こうした中、警察庁公表の「令和6年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(令和7年3月13日警察庁広報資料)によれば、

- 令和6年中の警察によるサイバー犯罪の検挙件数が前年より増加
- 警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数が増加
- データの暗号化のみならず窃取を敢行し、「対価を支払わなければ当該データを公開する」などと更に金銭を要求する二重恐喝を行う等のランサムウェアによる被害の報告件数が増加

等しており、更には、実在のサービス等をかたって個人情報等を詐取するフィッシングについても、フィッシング対策協議会が受けた令和6年の報告件数が、過去最多であるほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯は、被害件数及び被害総額が過去最多を記録した前年に引き続き高水準で推移するなど、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

以上の情勢を踏まえ、サイバー犯罪による被害を防止し、サイバー空間の安全を確保するためには、警察による取組のみならず、インターネットを利用する国民一人一人のサイバーセキュリティ意識の向上と民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が不可欠となっている。

警視庁では、各警察署による管内住民への広報啓発や、都内全ての区市町村、商工会議所等と締結した協定に基づく中小企業支援等、サイバー犯罪被害の防止を目的とした広報啓発活動等を強力に推進している。

しかし、サイバー空間には都道府県の境がなく、社会全体のサイバーセキュリティ意識を向上させるためには、全国各地から国民が集まる首都・東京において、都民のみならず、国民全体への波及効果がある広報啓発活動等を積極的に推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、

- グッズやポスター等の視覚に訴える広報啓発用アイテムの制作
- サイバー犯罪の手口や基本的対策などをわかりやすく解説した啓発用映像を制作し、広く国民の目に触れるトレインチャンネルや街頭ビジョンで放映するなど、各種広報媒体を活用した大規模な広報啓発イベントの開催

- 高齢者（65 歳以上）を対象とした、インターネット上の詐欺被害を疑似体験することができる「スマホ防犯教室」の開催
- 実際にパソコンに触れながらマルウェア感染の体験、対処・通報方法の習得ができる中小企業者を対象とした実践型セミナーの実施
- 脆弱性^{ぜい}のある機器等を使う企業等への注意喚起を行うための資機材の配備等、サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を強化・推進するために必要な財源を確保すること。

8 特例施設占有者に対する権限行使の義務化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

特例施設占有者の権限行使を義務付けること。

<現状・課題>

令和6年の拾得物取扱件数は約440万件となり、前年と比べ7.8%増加し過去最多となった。

拾得物取扱件数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるまで常に増加を続け、同感染症により令和2年から令和3年まで一旦減少したものの、令和4年には再び増加に転じ、今後も更に増加するものと思料される。

そこで、遺失物業務に係る事務の見直し等を実施することが当庁としての課題となっているが、とりわけ、施設占有者からの届出が全拾得物の約8割以上を占め、そのうち特例施設占有者（鉄道、バス及び航空等）が約5割を占める現状にある。

特例施設占有者は、拾得物を自ら保管し、返還等ができることとされているが、そのほとんどは、これによらず警察署に提出している状況であり、警察署の大きな負担となっている。

<具体的要求内容>

特例施設占有者に対し、遺失物法（平成18年法律第73号）において拾得物の保管、返還等の一連の手続を原則義務付けるなどの制度改正を行うこと。

9 外国人犯罪対策の推進

(1) 不法就労対策の強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・厚生労働省)
(都所管局 都民安全総合対策本部・警視庁)

- (1) 不法就労などに係る偽装滞在者を発見、摘発するための入国審査、在留審査等を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出が適正になされるよう、関係機関が連携して実効性のある対策を行うこと。

<現状・課題>

- (1) 不法残留者は、令和7年1月1日現在、74,863人であり、前回同時期の調査に比べ、4,250人減少したが、令和6年の新規入国者数は、約3,402万人と過去最高を記録しており、今後も新規入国者数の増加が予想される中、不法残留者を発生・増加させないことがより重要となる。

また、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分や活動目的を偽って在留許可を受けた偽装滞在者による、不法就労の増加が懸念されている。

こうした偽装滞在者は、不法入国者、不法残留者などの不法滞在者と同様に、公正な労働市場を侵害し、偽装滞在に加担する雇用主やブローカーに不正な利益をもたらすばかりでなく、治安の悪化につながることから、不法滞在者対策と併せて偽装滞在者対策の強化が必要である。

- (2) 偽装滞在者や不法滞在者の多くが不法就労を行っていると言われており、現在、外国人の新規入国者が増加している中、不法就労を目的とする外国人入国者の増加も懸念される。こうした外国人を低廉な労働力として雇い入れ、不法就労を助長する悪質な雇用主が存在することから、不法就労を防止し、適正な雇用を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 不法に就労する偽装滞在者を発見、摘発するため、入国審査、在留審査、実態調査及び違反調査を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出を怠ることや虚偽の届出を防ぐため、関係機関が連携して届出制度の周知、徹底を図ること。

また、悪質な違反者に対しては、厳正に対応するとともに、罰則の引上げや行政処分の導入など実効性のある対策を行うこと。

(2) 留学生を受け入れる教育機関への指導強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・文部科学省)
(都所管局 都民安全総合対策本部・生活文化局・警視庁)

留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を行うとともに、留学生の所属する教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける法律を整備すること。

<現状・課題>

留学生の中には、不法就労等、本来の入国目的から逸脱する者が依然として存在し、留学生の所属する教育機関の中には、不法就労を助長していると疑われかねないものも存在する。

現在、日本への留学生が増加傾向にあり、今後も、国の外国人留学生の戦略的な受入れの推進に伴い、留学生が更に増加することや、所在不明者や所在不明を理由とした除籍・退学者が多く発生していることなどが課題となっていることを踏まえ、今まで以上に留学生の適正な受入れ及び在籍管理を徹底する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 留学生として、その本来の目的に合致した生活基盤を有しているか否かを確認するため、留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を関係機関が連携して行うこと。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に基づき、留学生の在留管理を確実にを行うとともに、留学生の所属する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定めのある教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける実効性のある法律を整備すること。
- (3) 学校教育法に定められていない日本語教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を行うよう義務付け、国において指導監督できるよう法律を整備して、実態調査等を徹底すること。

4 再犯防止施策の充実

(提案要求先 法務省)
(都所管局 都民安全総合対策本部)

- (1) 国において、再犯防止施策に主体的に取り組み、地方公共団体の理解を得て施策を進めること。
- (2) 区市町村における地方再犯防止推進計画策定など、地方公共団体が再犯防止施策を推進するに当たり、国において必要な支援を行うこと。
- (3) 保護司をはじめとする民間協力者が活動しやすい環境を整備すること。

<現状・課題>

都内の刑法犯検挙人員は、長期的に見ると減少傾向にある。しかし、その検挙人員に占める再犯者の割合は約5割となっており、再犯防止に向けた更なる取組が求められている。

こうした中、国においては、平成29年12月に策定された再犯防止推進計画が終期を迎え、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画（以下「第二次推進計画」という。）が閣議決定された。第二次推進計画では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）第2章に基づき、「就労・住居の確保等」や「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」、「地域による包摂の推進」など、7つの重点課題ごとに具体的施策が盛り込まれている。

「地域による包摂の推進」では、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援の連携体制を更に強化していく必要があるとされているが、国は、都道府県及び区市町村と連携して再犯防止施策に取り組めるよう、国が中心的な役割を果たすとともに、都道府県及び区市町村の課題やニーズを踏まえて、施策を進めることが求められる。

推進法第8条では、都道府県及び区市町村に対する地方再犯防止推進計画策定の努力義務が規定されており、都は令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定した。第二次推進計画を踏まえ、都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図るため、令和6年3月に、第二次東京都再犯防止推進計画を策定したところである。都内区市町村においては、令和7年4月1日現在、40区市町が計画を策定し、地域における再犯防止の取組が広がりを見せつつあるものの、体制やノウハウの不足等により取組が進まない自治体もいまだ多く、区市町村に対する継続的な支援が必要である。

さらに、再犯防止を推進するためには、行政の取組に加え、保護司をはじめとした様々な民間協力者が活動しやすい環境を整備することが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

- （１）再犯防止施策推進のため、国が主体的に再犯防止施策の充実・強化に取り組み、国・都道府県・区市町村が連携して再犯防止施策に取り組めるよう、都道府県及び区市町村の理解を得て施策を進めること。
- （２）区市町村における地方再犯防止推進計画の策定など、地方公共団体が再犯防止施策を推進するに当たり、国において必要な支援を行うこと。
- （３）各地域において更生保護の取組が促進されるよう、犯罪をした者等の立ち直りに取り組んでいる保護司をはじめとした民間協力者への活動支援を充実させること。特に、保護司組織の維持・強化に必要な保護司の実費弁償金を充実させること。

5 犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現

1 経済的支援をはじめとする支援施策の充実・強化

(提案要求先 警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省)
(都所管局 総務局)

犯罪被害者等への経済的支援が居住している地域で異なることのないよう、地方公共団体に対する財政的措置を講じ、経済的支援を充実させるとともに、総合的対応窓口においては、管内警察署と顔の見える連携強化を一層促進するための具体策や区市町村に対する手厚い支援を講じること。また、コーディネーター確保のための必要な支援を行うとともに、高い専門性に見合う人材配置が可能となるよう十分な財政措置を講じること。

<現状・課題>

犯罪被害者等の生活基盤の回復には、被害直後から必要な支援を途切れなく提供することが重要である。国は、「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月）において被害直後から様々な関係機関・団体等が協働して、重層的な支援を行うことができる継ぎ目のない体制を構築していく必要があるとしており、令和5年6月には「犯罪被害者等施策の一層の推進について」により、地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向けた今後の取組の方向性が示された。令和6年7月には「地方における途切れない支援の提供体制の強化について」により、地方における支援制度等の充実強化など、犯罪被害者等が居住地域等に関わらず、必要な支援を途切れることなく受けられるよう、都道府県に対し、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービス体制の構築を求め、令和7年度から「犯罪被害者等支援補助金」により、同体制の運用・構築に要する経費を支援している。

都は、見舞金の給付や転居費用の助成など、犯罪被害者等のニーズを踏まえた各種経済的支援を実施するとともに、国に先駆けて、犯罪被害者等と区市町村や関係機関のつなぎ役として、豊富な支援経験と社会福祉士等の専門資格を有する「被害者等支援専門員」（コーディネーター）を配置し、生活基盤の回復に必要な支援を行っている。

しかし、犯罪被害者等の居住する自治体によって受けられる経済的支援が異なっているほか、被害後早期からの支援には被害届等で犯罪被害者等と密接に関わる警察署と主に生活支援を担う地方公共団体をはじめとする関係機関の連携・協力の一層の強化が必要であるなどの課題がある。

また、国は、支援全体の調整を行う犯罪被害者等支援コーディネーターについて、保健医療・福祉分野に精通していること等が望ましいとしており、当該人材

を地方公共団体が円滑に確保できるよう、国の責務において、より一層の支援を行う必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 犯罪被害者等への経済的支援が居住している地域で異なることのないよう、地方公共団体に対する財政的措置を講じ、経済的支援を充実させること。
- (2) 区市町村総合的対応窓口と管内警察署の顔の見える連携強化を一層促進するための具体策や、区市町村に対する手厚い支援を講じること。
- (3) 地方公共団体が犯罪被害者等支援コーディネーターを確保するための必要な支援を行うとともに、高い専門性に見合う人材配置が可能となるよう十分な財政措置を講じること。

2 性犯罪被害者等支援施策の充実・強化

(提案要求先 内閣府・警察庁)
(都所管局 総務局)

「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の充実・強化を図るとともに、性犯罪・性暴力被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図られるよう、捜査機関や医療機関との連携等、体制整備に向けた必要な施策を早期に講ずること。

<現状・課題>

東京都における性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターでは、性犯罪被害者への適切な対応に習熟した支援員を確保し、警察・医療機関等と連携し、被害後早期に支援できる体制を確保している。また、支援センターでは、精神的ケアとして、精神科医、公認心理師によるカウンセリングのほか、令和4年度より、中長期的な生活支援を担う区市町村等と連携するコーディネーターを配置している。加えて、令和5年度に子供・保護者専用性被害相談ホットライン及び性被害に関するSNS相談を開始し、相談体制を強化している。

引き続き、支援センターを充実・強化するに当たっては、協力医療機関等関係機関との連携・協力が欠かせないため、支援センターの支援員のほか、協力医療機関における医療従事者等の育成や人件費の補助等の支援も必要である。

また、国は、令和2年度から4年度までを「集中強化期間」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化してきたが、令和5年3月に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」で令和5年度から7年度を「更なる集中強化期間」と位置づけ、証拠の採取・保管体制を整備することとしている。

しかしながら、警察への届出を躊躇^{ちゅうちよ}した性犯罪・性暴力被害者が、後日、警察への届出意思を有するに至った場合に備え、証拠採取可能な医療機関は、都内では3機関のみであることが課題となっている。捜査機関の協力なしには増加させることができないため、捜査機関及び医療機関並びに支援センターが連携し、被害の実態を踏まえた適切な証拠保全を図るための体制整備が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」について、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」と関係機関が連携強化を図れるよう、充実・強化をすること。
- (2) 性犯罪・性暴力被害に関して、被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図られるよう、捜査機関及び医療機関との連携等体制整備に向けた必要な施策を早期に講ずること。

6 国民保護事案に関する普及・支援の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・国家公安委員会・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) 国民保護に係る事態を抑止するとともに、平素における情報収集や普及啓発を積極的に行うこと。
- (2) テロや武力行使に至らない不法活動等に対して、総合的に推進するための対処態勢を万全にするとともに、地方公共団体に必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

ミサイル攻撃に加えて、核兵器や生物・化学兵器の使用や武力行使に至らない不法行動など、様々な脅威が存在する。ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。人口が密集し、通信・電力等のインフラが集中する首都東京においては、これらの脅威が都民の安心・安全はもとより、国家機能の維持に死活的な影響を及ぼす。

また、世界各地でテロが発生しており、首都東京でテロが起きた場合には、都民にも甚大な被害が想定される。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護に係る事態に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

<具体的要求内容>

(1) 平素の取組

ア 武力攻撃事態や緊急対処事態など国民の安全・安心に影響を与える様々な事態を抑止するため、国際社会と緊密に連携し、外交を含むあらゆる措置を講じること。

イ 武力攻撃事態や緊急対処事態及びそれらに発展する可能性にある事態に関して、常時かつ的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。

ウ 国民に対して国民保護に係る各種事態のリスクや対応行動について普及啓発を行うとともに、国、地方公共団体が行う国民保護措置に関する理解を促進すること。あわせて、これら対応行動や措置を徹底するための全国規模の訓練を企画すること。

(2) テロや不法行動に対する取組

ア テロ等の事案発生から緊急対処事態の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、地方公共団体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。

イ 国は、武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等を未然に防止し、

発生時に迅速かつ有効に対処するため、国・地方公共団体及び関係機関の連携枠組みを構築するなど態勢を万全にすること。また、地方公共団体が行う避難誘導などの国民保護活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うこと。

7 ミサイル攻撃に関する対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) N B C弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の基本方針や避難施設の整備に向けた考え方、エリアごとのリスク評価を示すこと。
- (2) ミサイル攻撃を受けた場合に、国民の生命・財産をより一層守るため、実効性のある避難施設確保策を国が主体となって進めていくこと。

<現状・課題>

令和4年以降、北朝鮮はかつてない高い頻度でミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。また、ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。こうした状況の中、国は令和6年3月に「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」を示した。この中で、住民等の安全を一時的に確保するため、施設管理者の同意を得た上で指定する緊急一時避難施設について、政治経済の中核を含む都市部及び重点取組分野の施設（地下施設（地下駅、地下街）等）における指定を促進するとともに、地域の実情に応じて、その充実も含めた在り方の検討に取り組むこととしている。また、武力攻撃災害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある場合、避難の困難性等がある地域では、一定期間避難可能で堅ろうな避難施設としての「特定臨時避難施設」を整備することとしている。

しかしながら、国の示した考え方では、想定する脅威が通常弾に限定されているとともに、特定臨時避難施設は財政支援の対象地域が先島諸島のみであるなど、その他の脅威やエリアを踏まえたリスク評価、避難施設の在り方が十分示されているとは言い難い。

また、緊急一時避難施設の更なる指定促進に向けた取組や、指定の有無によらず都民等が避難できる施設の確保が重要である。

国は令和7年度末までに、全国でのシェルター確保に関する実施方針を策定する考えを示しているが、同方針の策定に当たっては、上記の現状と課題を踏まえる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) ミサイル攻撃に対する国の方針及びリスク評価

ア 全国でのシェルターの確保に関する実施方針において、通常弾に限らず、N B C弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の基本方針や避難施設の整備に向けた考え方などを示すこと。

イ 人口や都市構造など、地域の実情を踏まえたエリアごとのリスク評価を行うとともに、具体的かつ実効性のある対応行動について、地方公共団体に示すこと。

(2) ミサイル攻撃に対する実効性のある取組

ア 内閣官房は、防衛省から瞬時に発射情報を入手できる態勢を構築するとともに、発射情報を入手次第、全国瞬時警報システム等を用いて、広く国民に対して正確かつ迅速に警報を発令すること。

イ 先島諸島以外の地域であっても、ミサイル攻撃に対応可能な避難施設を新設又は既存施設の改修により整備する場合にあつては、国が必要な財政措置を講じること。また、公的機関や民間事業者が建造物の整備・改築等を行う場合に当該施設の設置義務を法制化するなど、幅広く避難施設確保に向けた対策を行うこと。

ウ 有事の際は、国民保護法第 148 条に基づく指定に関わらず、民間施設を含め、全ての堅ろうな建築物や地下施設への避難を可能とすることを国民保護法上に位置付けるなど実効性を高める方策を検討すること。

エ 民間施設を中心とした施設管理者の協力が得られるよう、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示するとともに、損害補償等を制度化すること。

オ 武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

参考 1

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
内閣官房	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	7
	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	17
	行財政改革	10 地方拠点強化税制及び地方創生応援税制の廃止	38
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	78
	災害対策	6 地震・津波等に係る観測体制等の強化	87
	都市整備	51 米軍基地対策の推進	298
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	352
	環境・エネルギー	12 熱中症対策の推進	385
	福祉・保健・医療	13 新興・再興感染症対策の充実	597
	生活・産業	1 国際金融・経済都市へアジアのイノベーション・金融ハブの実現	614
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	623
	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	774
	治安対策	6 国民保護事案に関する普及・支援の推進	799
	治安対策	7 ミサイル攻撃に関する対策の推進	801
デジタル庁	行財政改革	7 マイナンバー制度の拡充等	31
	行財政改革	18 デジタルの力を活用した社会変革へ向けた取組	55
	行財政改革	19 法人・土地系のベース・レジストリの整備	57
	行財政改革	20 地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	59
	行財政改革	21 行政手続デジタル化に向けた取組等	62
	行財政改革	22 税務行政におけるデジタル化推進	65
	都市整備	35 宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子申請等システムの構築及び運用	230
	都市整備	36 建築行政等の手続のデジタル化の推進	232
	福祉・保健・医療	10 医療D Xの推進【新規】	588
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	623
復興庁	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	7
内閣府	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	17
	行財政改革	10 地方拠点強化税制及び地方創生応援税制の廃止	38
	行財政改革	17 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	54
	行財政改革	21 行政手続デジタル化に向けた取組等	62
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	78
	災害対策	3 災害時における避難者支援の推進【新規】	81
	災害対策	4 帰宅困難者対策の推進	82
	災害対策	6 地震・津波等に係る観測体制等の強化	87
	災害対策	7 マンション防災の推進	89
	災害対策	8 災害医療体制の充実	91
	災害対策	9 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	94
	災害対策	10 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方	97
	災害対策	11 被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	98
	災害対策	12 訪日外国人旅行者等に向けた防災情報等の発信強化	105
	災害対策	13 大規模な噴火時の降灰対策の推進	106
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	151
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	164
	都市整備	15 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	186
	都市整備	29 東京における一体的な都市づくり推進のための仕組みづくり	217
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	352
	福祉・保健・医療	3 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	461
	福祉・保健・医療	7 障害者施策の推進	510
	福祉・保健・医療	13 新興・再興感染症対策の充実	597
	生活・産業	1 国際金融・経済都市へアジアのイノベーション・金融ハブの実現	614
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	623
	生活・産業	11 文化政策の推進	644
	生活・産業	18 ライフ・ワーク・バランスの推進	657
	生活・産業	19 就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化	663
	生活・産業	29 中小企業の人材確保・定着への支援	686
	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	治安対策	5 犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	796
宮内庁	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	生活・産業	27 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	681
公正取引委員会	生活・産業	42 フリーランスが安心して働ける環境の整備に向けた支援の充実	708
国家公安委員会	治安対策	6 国民保護事案に関する普及・支援の推進	799
警察庁	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	スポーツ・教育	14 児童ポルノの自撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	752
	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	774
	治安対策	2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	778
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	780
金融庁	治安対策	5 犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	796
	都市整備	23 不動産特定共同事業法の業務の適正な運営の確保	209
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	328
	生活・産業	1 国際金融・経済都市へアジアのイノベーション・金融ハブの実現	614
	生活・産業	26 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	679
消費者庁	生活・産業	34 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	694
	環境・エネルギー	21 食品ロス削減施策の推進	408
	福祉・保健・医療	2 子供目線に立った政策の推進	451
	福祉・保健・医療	14 健康危機管理体制の充実	602
	生活・産業	7 地方消費生活行政に対する財政支援	640
子ども家庭庁	生活・産業	8 靈感商法等による消費者被害の救済の実効化	641
	生活・産業	33 ハラスメント防止対策の総合的な推進	692
	生活・産業	35 消費生活相談業務のDX化	696
	福祉・保健・医療	1 子供・子育て施策の推進	433
	福祉・保健・医療	2 子供目線に立った政策の推進	451
	福祉・保健・医療	3 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	461
	福祉・保健・医療	4 母子保健施策の充実	477
	福祉・保健・医療	6 医療保険制度の改革等	502
	福祉・保健・医療	7 障害者施策の推進	510
	福祉・保健・医療	10 医療D Xの推進【新規】	588
	スポーツ・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	724
	スポーツ・教育	3 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	725
	スポーツ・教育	5 高等学校等における授業料の無償化等	729
	スポーツ・教育	6 高等教育に係る経済負担の軽減	734
スポーツ・教育	スポーツ・教育	7 学校給食費の無償化	736
	スポーツ・教育	14 児童ポルノの自撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	752

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
総務省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	7
	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	17
	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	21
	行財政改革	2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	22
	行財政改革	3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	24
	行財政改革	4 財政上の不合理な措置の是正	26
	行財政改革	5 地方法人課税の分割基準の適正化	28
	行財政改革	6 新たな国際課税ルールの策定に係る税収の適切な帰属	30
	行財政改革	7 マイナンバー制度の拡充等	31
	行財政改革	8 国勢調査における調査方法の見直し	34
	行財政改革	9 「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	35
	行財政改革	10 地方拠点強化税制及び地方創生応援税制の廃止	38
	行財政改革	11 個人住民税利子割における税収帰属の在り方【新規】	41
	行財政改革	12 固定資産税制の改革【新規】	43
	行財政改革	13 自治体情報セキュリティクラウドの推進	46
	行財政改革	14 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化	48
	行財政改革	15 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大	50
	行財政改革	16 LGWAN(総合行政ネットワーク)環境のセキュリティ確保	53
	行財政改革	17 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	54
	行財政改革	20 地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	59
	行財政改革	21 行政手続デジタル化に向けた取組等	62
	行財政改革	22 税務行政におけるデジタル化推進	65
	災害対策	4 帰宅困難者対策の推進	82
	災害対策	11 被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	98
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	164
	都市整備	46 無電柱化事業の推進	281
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	328
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	352
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	360
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	372
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	614
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	623
	生活・産業	3 「つながる東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	629
	生活・産業	4 OpenRoaming対応公衆無線LANの整備促進	632
	生活・産業	5 島しょ部における地デジ放送の安定的な視聴	635
	生活・産業	14 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進	650
	生活・産業	18 ライフ・ワーク・バランスの推進	657
	生活・産業	22 情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援	670
	生活・産業	32 ソーシャルファームの普及	690
	生活・産業	36 家庭におけるインターネット利用環境の確保	697
	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	スポーツ・教育	14 児童ポルノの自画像被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	752
消防庁	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	360
	治安対策	6 国民保護事案に関する普及・支援の推進	799
	治安対策	7 ミサイル攻撃に関する対策の推進	801
法務省	行財政改革	21 行政手続デジタル化に向けた取組等	62
	行財政改革	22 税務行政におけるデジタル化推進	65
	都市整備	18 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	196
	都市整備	27 公共事業の起業者による筆界特定申請対象土地の拡大	215
	都市整備	50 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	291
	福祉・保健・医療	3 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	461
	福祉・保健・医療	13 新興・再興感染症対策の充実	597
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	614
	生活・産業	9 旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応	642
	生活・産業	29 中小企業の人材確保・定着への支援	686
	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	スポーツ・教育	14 児童ポルノの自画像被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	752
	治安対策	4 再犯防止施策の充実	794
	治安対策	5 犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	796
出入国在留管理庁	都市整備	51 米軍基地対策の推進	298
	生活・産業	13 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	648
	生活・産業	14 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進	650
	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	780
外務省	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	17
	都市整備	51 米軍基地対策の推進	298
	生活・産業	13 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	648
	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	780
	治安対策	6 国民保護事案に関する普及・支援の推進	799
	治安対策	7 ミサイル攻撃に関する対策の推進	801
財務省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	7
	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	21
	行財政改革	3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	24
	行財政改革	4 財政上の不合理な措置の是正	26
	行財政改革	6 新たな国際課税ルールの策定に係る税収の適切な帰属	30
	行財政改革	9 「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	35
	行財政改革	10 地方拠点強化税制及び地方創生応援税制の廃止	38
	行財政改革	17 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	54
	災害対策	4 帰宅困難者対策の推進	82
	都市整備	28 公共事業と農地保全を両立するための制度改革	216
	都市整備	50 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	291
	都市整備	51 米軍基地対策の推進	298
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	372
	環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用	378
	福祉・保健・医療	1 子供・子育て施策の推進	433
	福祉・保健・医療	5 高齢者施策の推進	480
	福祉・保健・医療	7 障害者施策の推進	510
	生活・産業	15 ベンチャー企業の支援の拡充	653
	生活・産業	16 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	654
	生活・産業	28 中小企業の事業承継円滑化のための税制措置及び中小M&A市場における健全な環境整備	682
	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	行財政改革	22 税務行政におけるデジタル化推進	65
国税庁	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	328

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
文部科学省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	7
	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	17
	行財政改革	7 マイナンバー制度の拡充等	31
	災害対策	6 地震・津波等に係る観測体制等の強化	87
	災害対策	13 大規模な噴火時の降灰対策の推進	106
	災害対策	14 火山に係る観測・調査研究体制の強化等	109
	都市整備	33 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充	222
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	328
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	372
	環境・エネルギー	10 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	382
	環境・エネルギー	24 学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進	414
	福祉・保健・医療	2 子供目線に立った政策の推進	451
	生活・産業	1 国際金融・経済都市へアジアのイノベーション・金融ハブの実現	614
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	623
	生活・産業	9 旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応	642
	生活・産業	14 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進	650
	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	スポーツ・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	724
	スポーツ・教育	3 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	725
	スポーツ・教育	4 私立学校助成の拡充	727
	スポーツ・教育	5 高等学校等における授業料の無償化等	729
	スポーツ・教育	6 高等教育に係る経済負担の軽減	734
	スポーツ・教育	7 学校給食費の無償化	736
	スポーツ・教育	8 公立学校の教職員定数の充実	738
	スポーツ・教育	9 特別支援学校の養護教諭等の定数改善	742
	スポーツ・教育	10 いじめ問題等に対する取組の充実	743
	スポーツ・教育	11 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の運用等	746
	スポーツ・教育	12 教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の拡充等	747
	スポーツ・教育	13 学校における働き方改革の実現	750
	スポーツ・教育	15 学校施設の空調設備整備に対する支援	754
	スポーツ・教育	16 外国につながるのある子供に対する教育の充実	756
	スポーツ・教育	17 教育のデジタル化の推進に向けた支援	759
	スポーツ・教育	18 高等学校における教育のあり方について【新規】	766
	スポーツ・教育	19 教科書事務における効率化	768
	スポーツ・教育	20 教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築	770
	スポーツ・教育	21 著作権法改正に伴う図書館資料の公衆送信への支援	772
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	780
	治安対策	5 犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	796
スポーツ庁	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	スポーツ・教育	13 学校における働き方改革の実現	750
文化庁	生活・産業	11 文化政策の推進	644
	スポーツ・教育	13 学校における働き方改革の実現	750
厚生労働省	スポーツ・教育	21 著作権法改正に伴う図書館資料の公衆送信への支援	772
	災害対策	8 災害医療体制の充実	91
	災害対策	9 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	94
	都市整備	32 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	221
	都市整備	50 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	291
	都市整備	51 米軍基地対策の推進	298
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	328
	福祉・保健・医療	1 子供・子育て施策の推進	433
	福祉・保健・医療	3 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	461
	福祉・保健・医療	5 高齢者施策の推進	480
	福祉・保健・医療	6 医療保険制度の改革等	502
	福祉・保健・医療	7 障害者施策の推進	510
	福祉・保健・医療	8 生活・雇用に関するセーフティネットの強化	537
	福祉・保健・医療	9 保健医療施策の推進	543
	福祉・保健・医療	10 医療DXの推進【新規】	588
	福祉・保健・医療	11 自殺対策の充実	594
	福祉・保健・医療	12 ウイルス肝炎対策の強化	595
	福祉・保健・医療	13 新興・再興感染症対策の充実	597
	福祉・保健・医療	14 健康危機管理体制の充実	602
	福祉・保健・医療	15 緊急被ばく医療体制の整備	612
	生活・産業	1 国際金融・経済都市へアジアのイノベーション・金融ハブの実現	614
	生活・産業	18 ライフ・ワーク・バランスの推進	657
	生活・産業	19 就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化	663
	生活・産業	20 非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化	665
	生活・産業	21 障害者の就業支援策の一層の充実	667
	生活・産業	24 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	672
	生活・産業	29 中小企業の人材確保・定着への支援	686
	生活・産業	31 高齢者の就業を推進するための支援の充実	689
	生活・産業	32 ソーシャルファームの普及	690
	生活・産業	33 ハラスメント防止対策の総合的な推進	692
	生活・産業	41 公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化	707
	生活・産業	42 フリーランスが安心して働ける環境の整備に向けた支援の充実	708
	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	スポーツ・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	724
	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	774
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	780
	治安対策	5 犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	796
農林水産省	都市整備	28 公共事業と農地保全を両立するための制度改正	216
	都市整備	50 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	291
	都市整備	51 米軍基地対策の推進	298
	環境・エネルギー	9 国有農地の有効活用に向けた運用の改善	381
	環境・エネルギー	10 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	382
	環境・エネルギー	16 有機フッ素化合物対策の推進	397
	環境・エネルギー	20 東京湾の水質改善対策の促進	407
	環境・エネルギー	21 食品ロス削減施策の推進	408
	環境・エネルギー	24 学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進	414
	生活・産業	10 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	643
	生活・産業	16 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	654
	生活・産業	17 新規就農者の経営安定への支援	656
	生活・産業	25 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	676
	生活・産業	37 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化	701
	生活・産業	38 豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化	702
	生活・産業	39 クロマダの適切な資源管理の推進について	704
	生活・産業	40 キンメダイの資源管理の推進に向けた対策の強化	705
	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
林野庁	環境・エネルギー	19 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	404
	生活・産業	10 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	643
水産庁	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	17
	都市整備	58 島しょ港湾等の整備促進	320
	都市整備	60 島しょ港湾等の防災対策の推進	322
	生活・産業	10 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	643
	生活・産業	23 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	671
経済産業省	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	17
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	164
	環境・エネルギー	1 エネルギー需給の安定化に向けた対応	324
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	328
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	346
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	352
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	360
	環境・エネルギー	13 フロン対策の推進	388
	環境・エネルギー	15 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進	394
	環境・エネルギー	17 市街地土壌汚染対策の推進	400
	環境・エネルギー	18 PCB廃棄物処理の促進	403
	環境・エネルギー	21 食品ロス削減施策の推進	408
	環境・エネルギー	23 プラスチック対策の推進	412
	環境・エネルギー	26 リチウムイオン電池の適正処理	418
	環境・エネルギー	28 次世代燃料(バイオ燃料・合成燃料)の普及促進	421
	環境・エネルギー	31 LPガス事業における保安管理の推進	427
	福祉・保健・医療	2 子供目線に立った政策の推進	451
	生活・産業	1 国際金融・経済都市へアジアのイノベーション・金融ハブの実現	614
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	623
	生活・産業	6 次世代モビリティの社会実装の推進	636
	生活・産業	11 文化政策の推進	644
	生活・産業	15 ベンチャー企業の支援の拡充	653
	生活・産業	18 ライフ・ワーク・バランスの推進	657
	生活・産業	26 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	679
	生活・産業	27 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	681
	生活・産業	28 中小企業の事業承継円滑化のための税制措置及び中小M&A市場における健全な環境整備	682
	生活・産業	29 中小企業の人材確保・定着への支援	686
	生活・産業	32 ソーシャルファームの普及	690
	生活・産業	34 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	694
	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
資源エネルギー庁	災害対策	9 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	94
	都市整備	46 無電柱化事業の推進	281
	環境・エネルギー	1 エネルギー需給の安定化に向けた対応	324
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	328
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	346
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	352
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	360
	環境・エネルギー	15 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進	394
	環境・エネルギー	27 持続可能な航空燃料(SAF)の原料となる廃食用油や廃棄物の活用	420
	環境・エネルギー	28 次世代燃料(バイオ燃料・合成燃料)の普及促進	421
中小企業庁	環境・エネルギー	31 LPガス事業における保安管理の推進	427
	生活・産業	18 ライフ・ワーク・バランスの推進	657
	生活・産業	25 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	676
	生活・産業	26 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	679
	生活・産業	27 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	681
	生活・産業	28 中小企業の事業承継円滑化のための税制措置及び中小M&A市場における健全な環境整備	682
	生活・産業	30 中小企業のデジタル化の推進	688
	生活・産業	34 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	694
国土交通省	生活・産業	42 フリーランスが安心して働ける環境の整備に向けた支援の充実	708
	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	7
	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	17
	災害対策	1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進	76
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	78
	災害対策	4 帰宅困難者対策の推進	82
	災害対策	7 マンション防災の推進	89
	都市整備	1 建築物の耐震化の推進	115
	都市整備	2 木造住宅密集地域の改善	122
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	129
	都市整備	4 東京港の高潮・地震・津波対策の推進	150
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	151
	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	162
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	164
	都市整備	8 液状化対策の推進	166
	都市整備	9 羽田空港の液状化対策の推進	167
	都市整備	10 長周期地震動対策の推進	168
	都市整備	11 利水・治水対策の推進等	169
	都市整備	12 下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進	171
	都市整備	13 水の有効利用の促進	182
	都市整備	14 不法係留船対策の推進	184
	都市整備	15 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	186
	都市整備	16 市街地の開発に係る諸事業の推進	187
	都市整備	17 大都市圏における地籍調査の推進	195
	都市整備	18 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	196
	都市整備	19 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	199
	都市整備	20 都営住宅ストックの有効活用	203
	都市整備	21 公営住宅における家賃設定の適正化	206
	都市整備	22 公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分【新規】	208
	都市整備	23 不動産特定共同事業法の業務の適正な運営の確保	209
	都市整備	24 不動産取引のオンライン化・広域化への対応【新規】	211
	都市整備	25 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための財政支援【新規】	212
	都市整備	26 大都市補正の適用地区拡大	214
	都市整備	28 公共事業と農地保全を両立するための制度改革	216
	都市整備	29 東京における一体的な都市づくり推進のための仕組みづくり	217
	都市整備	30 首都移転の白紙撤回	219
	都市整備	31 鉄道施設の耐震化の推進	220
	都市整備	32 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	221
	都市整備	34 住宅セーフティネット制度の改善	225
	都市整備	35 宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子申請等システムの構築及び運用	230
	都市整備	36 建築行政等の手続のデジタル化の推進	232
	都市整備	37 東京外かく環状道路の整備促進	234

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
国土交通省	都市整備	38 高速道路網の整備推進及び有効活用等	237
	都市整備	39 国道等の整備推進	247
	都市整備	40 道路・橋梁事業の推進	249
	都市整備	41 鉄道駅におけるホームドアの整備促進	268
	都市整備	42 都市鉄道ネットワーク等の強化	270
	都市整備	43 都市高速鉄道整備の充実・強化	276
	都市整備	44 連続立体交差事業の推進	278
	都市整備	45 踏切対策推進のための制度の創設・拡充	280
	都市整備	46 無電柱化事業の推進	281
	都市整備	47 物流対策の推進	285
	都市整備	48 バス運転士不足の解消等	287
	都市整備	49 バス事業の環境整備の促進	289
	都市整備	50 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	291
	都市整備	51 米軍基地対策の推進	298
	都市整備	52 小笠原航空路の整備促進	307
	都市整備	53 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保	309
	都市整備	54 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	311
	都市整備	55 港湾物流のDX化の推進【新規】	315
	都市整備	56 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大	318
	都市整備	57 民有港湾施設の適切な維持管理の推進	319
	都市整備	58 島しょ港湾等の整備促進	320
	都市整備	59 東京港の新海面処分場の財源確保	321
	都市整備	60 島しょ港湾等の防災対策の推進	322
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	328
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	346
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	352
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	360
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	372
	環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進	374
	環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用	378
	環境・エネルギー	10 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	382
	環境・エネルギー	14 道路における環境対策の推進	392
	環境・エネルギー	15 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進	394
	環境・エネルギー	20 東京湾の水質改善対策の促進	407
	環境・エネルギー	22 ヒアリ等の侵入及び定着防止措置の実施	410
	環境・エネルギー	28 次世代燃料(バイオ燃料・合成燃料)の普及促進	421
	環境・エネルギー	29 コンクリート塊のリサイクル材の利用拡大【新規】	423
	福祉・保健・医療	2 子供目線に立った政策の推進	451
	生活・産業	6 次世代モビリティの社会実装の推進	636
	生活・産業	16 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	654
	生活・産業	18 ライフ・ワーク・バランスの推進	657
	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	治安対策	5 犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	796
国土地理院	災害対策	6 地震・津波等に係る観測体制等の強化	87
	災害対策	13 大規模な噴火時の降灰対策の推進	106
	災害対策	14 火山に係る観測・調査研究体制の強化等	109
観光庁	都市整備	41 鉄道駅におけるホームドアの整備促進	268
	都市整備	46 無電柱化事業の推進	281
	生活・産業	11 文化政策の推進	644
	生活・産業	12 MICE推進施策の強化	646
	生活・産業	13 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	648
気象庁	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	17
	災害対策	5 緊急地震速報の改善	84
	災害対策	6 地震・津波等に係る観測体制等の強化	87
	災害対策	12 訪日外国人旅行者等に向けた防災情報等の発信強化	105
	災害対策	13 大規模な噴火時の降灰対策の推進	106
海上保安庁	災害対策	14 火山に係る観測・調査研究体制の強化等	109
	災害対策	6 地震・津波等に係る観測体制等の強化	87
	生活・産業	23 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	671
環境省	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	17
	災害対策	11 被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	98
	都市整備	52 小笠原航空路の整備促進	307
	環境・エネルギー	1 エネルギー需給の安定化に向けた対応	324
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	328
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	346
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	352
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	360
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	372
	環境・エネルギー	10 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	382
	環境・エネルギー	11 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化	383
	環境・エネルギー	12 熱中症対策の推進	385
	環境・エネルギー	13 フロン対策の推進	388
	環境・エネルギー	15 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進	394
	環境・エネルギー	16 有機フッ素化合物対策の推進	397
	環境・エネルギー	17 市街地土壌汚染対策の推進	400
	環境・エネルギー	18 PCB廃棄物処理の促進	403
	環境・エネルギー	20 東京湾の水質改善対策の促進	407
	環境・エネルギー	21 食品ロス削減施策の推進	408
	環境・エネルギー	22 ヒアリ等の侵入及び定着防止措置の実施	410
	環境・エネルギー	23 プラスチック対策の推進	412
	環境・エネルギー	25 国立公園の活用	416
	環境・エネルギー	26 リチウムイオン電池の適正処理	418
	環境・エネルギー	27 持続可能な航空燃料(SAF)の原料となる廃食用油や廃棄物の活用	420
	環境・エネルギー	30 清掃・リサイクル事業における働き方改革の推進	425
	環境・エネルギー	32 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化	429
	環境・エネルギー	33 狩猟免許更新等における柔軟な対応	431
	生活・産業	26 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	679
	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
原子力規制庁	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	774
防衛省	都市整備	51 米軍基地対策の推進	298
	環境・エネルギー	16 有機フッ素化合物対策の推進	397
	生活・産業	23 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	671
	治安対策	6 国民保護事案に関する普及・支援の推進	799
	治安対策	7 ミサイル攻撃に関する対策の推進	801

参考 2

所管局別提案要求事項一覽

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	頁
政策企画局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	7
	行財政改革	10 地方拠点強化税制及び地方創生応援税制の廃止	38
	災害対策	1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進	76
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	78
	都市整備	30 首都移転の白紙撤回	219
	環境・エネルギー	12 熱中症対策の推進	385
	環境・エネルギー	19 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	404
	生活・産業	1 国際金融・経済都市へアジアのイノベーション・金融ハブの実現	614
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	623
	生活・産業	6 次世代モビリティの社会実装の推進	636
子供政策連携室	生活・産業	9 旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応	642
	福祉・保健・医療	1 子供・子育て施策の推進	433
	福祉・保健・医療	2 子供目線に立った政策の推進	451
	福祉・保健・医療	4 母子保健施策の充実	477
	スポーツ・教育	5 高等学校等における授業料の無償化等	729
	スポーツ・教育	6 高等教育に係る経済負担の軽減	734
	スポーツ・教育	7 学校給食費の無償化	736
	スポーツ・教育	16 外国につながるのある子供に対する教育の充実	756
総務局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	7
	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	17
	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	21
	行財政改革	2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	22
	行財政改革	7 マイナンバー制度の拡充等	31
	行財政改革	8 国勢調査における調査方法の見直し	34
	行財政改革	9 「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	35
	行財政改革	11 個人住民税利子割における税収帰属の在り方【新規】	41
	行財政改革	14 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化	48
	行財政改革	15 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大	50
	行財政改革	17 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	54
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	78
	災害対策	3 災害時における避難者支援の推進【新規】	81
	災害対策	4 帰宅困難者対策の推進	82
	災害対策	5 緊急地震速報の改善	84
	災害対策	6 地震・津波等に係る観測体制等の強化	87
	災害対策	7 マンション防災の推進	89
	災害対策	9 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	94
	災害対策	11 被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	98
	災害対策	12 訪日外国人旅行者等に向けた防災情報等の発信強化	105
	災害対策	13 大規模な噴火時の降灰対策の推進	106
	災害対策	14 火山に係る観測・調査研究体制の強化等	109
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	151
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	164
	都市整備	9 羽田空港の液状化対策の推進	167
	都市整備	52 小笠原航空路の整備促進	307
	都市整備	53 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保	309
	環境・エネルギー	1 エネルギー需給の安定化に向けた対応	324
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	352
	環境・エネルギー	12 熱中症対策の推進	385
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	623
	生活・産業	23 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	671
	スポーツ・教育	5 高等学校等における授業料の無償化等	729
	スポーツ・教育	6 高等教育に係る経済負担の軽減	734
	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	774
	治安対策	5 犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	796
	治安対策	6 国民保護事案に関する普及・支援の推進	799
	治安対策	7 ミサイル攻撃に関する対策の推進	801
財務局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	7
	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	21
	行財政改革	2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	22
	行財政改革	3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	24
	行財政改革	4 財政上の不合理な措置の是正	26
	行財政改革	6 新たな国際課税ルールの策定に係る税収の適切な帰属	30
	行財政改革	9 「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	35
	行財政改革	10 地方拠点強化税制及び地方創生応援税制の廃止	38
	行財政改革	11 個人住民税利子割における税収帰属の在り方【新規】	41
	行財政改革	17 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	54
	行財政改革	21 行政手続デジタル化に向けた取組等	62
	生活・産業	1 国際金融・経済都市へアジアのイノベーション・金融ハブの実現	614
デジタルサービス局	行財政改革	7 マイナンバー制度の拡充等	31
	行財政改革	13 自治体情報セキュリティクラウドの推進	46
	行財政改革	16 LGWAN(総合行政ネットワーク)環境のセキュリティ確保	53
	行財政改革	18 デジタルの力を活用した社会変革へ向けた取組	55
	行財政改革	20 地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	59
	行財政改革	21 行政手続デジタル化に向けた取組等	62
	福祉・保健・医療	10 医療DXの推進【新規】	588
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	623
	生活・産業	3 「つながる東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	629
	生活・産業	4 OpenRoaming対応公衆無線LANの整備促進	632
	生活・産業	5 島しょ部における地デジ放送の安定的な視聴	635
	生活・産業	6 次世代モビリティの社会実装の推進	636
	生活・産業	22 情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援	670
	生活・産業	36 家庭におけるインターネット利用環境の確保	697
主税局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	7
	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	21
	行財政改革	4 財政上の不合理な措置の是正	26
	行財政改革	5 地方法人課税の分割基準の適正化	28
	行財政改革	6 新たな国際課税ルールの策定に係る税収の適切な帰属	30
	行財政改革	9 「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	35
	行財政改革	10 地方拠点強化税制及び地方創生応援税制の廃止	38
	行財政改革	11 個人住民税利子割における税収帰属の在り方【新規】	41
	行財政改革	12 固定資産税制の改革【新規】	43
	行財政改革	22 税務行政におけるデジタル化推進	65

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	頁
生活文化局	行財政改革	7 マイナンバー制度の拡充等	31
	災害対策	7 マンション防災の推進	89
	都市整備	33 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充	222
	福祉・保健・医療	1 子供・子育て施策の推進	433
	福祉・保健・医療	2 子供目線に立った政策の推進	451
	生活・産業	7 地方消費生活行政に対する財政支援	640
	生活・産業	8 靈感商法等による消費者被害の救済の実効化	641
	生活・産業	9 旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応	642
	生活・産業	11 文化政策の推進	644
	生活・産業	14 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進	650
	生活・産業	33 ハラスメント防止対策の総合的な推進	692
	生活・産業	35 消費生活相談業務のDX化	696
	スポーツ・教育	3 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	725
	スポーツ・教育	4 私立学校助成の拡充	727
	スポーツ・教育	5 高等学校等における授業料の無償化等	729
	スポーツ・教育	6 高等教育に係る経済負担の軽減	734
都市整備局	行財政改革	19 法人・土地系のベース・レジストリの整備	57
	災害対策	1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進	76
	都市整備	1 建築物の耐震化の推進	115
	都市整備	2 木造住宅密集地域の改善	122
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	129
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	151
	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	162
	都市整備	8 液状化対策の推進	166
	都市整備	9 羽田空港の液状化対策の推進	167
	都市整備	10 長周期地震動対策の推進	168
	都市整備	11 利水・治水対策の推進等	169
	都市整備	13 水の有効利用の促進	182
	都市整備	15 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	186
	都市整備	16 市街地の開発に係る諸事業の推進	187
	都市整備	17 大都市圏における地籍調査の推進	195
	都市整備	27 公共事業の起業者による筆界特定申請対象土地の拡大	215
	都市整備	28 公共事業と農地保全を両立するための制度改正	216
	都市整備	29 東京における一体的な都市づくり推進のための仕組みづくり	217
	都市整備	31 鉄道施設の耐震化の推進	220
	都市整備	36 建築行政等の手続のデジタル化の推進	232
	都市整備	37 東京外かく環状道路の整備促進	234
	都市整備	38 高速道路網の整備推進及び有効活用等	237
	都市整備	39 国道等の整備推進	247
	都市整備	40 道路・橋梁事業の推進	249
	都市整備	41 鉄道駅におけるホームドアの整備促進	268
	都市整備	42 都市鉄道ネットワーク等の強化	270
	都市整備	43 都市高速鉄道整備の充実・強化	276
	都市整備	44 連続立体交差事業の推進	278
	都市整備	45 踏切対策推進のための制度の創設・拡充	280
	都市整備	46 無電柱化事業の推進	281
	都市整備	47 物流対策の推進	285
	都市整備	48 バス運転士不足の解消等	287
	都市整備	50 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	291
	都市整備	51 米軍基地対策の推進	298
	都市整備	53 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保	309
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	360
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	372
	環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進	374
	環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用	378
	環境・エネルギー	16 有機フッ素化合物対策の推進	397
	環境・エネルギー	20 東京湾の水質改善対策の促進	407
	環境・エネルギー	29 コンクリート塊のリサイクル材の利用拡大【新規】	423
	生活・産業	6 次世代モビリティの社会実装の推進	636
	生活・産業	16 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	654
環境局	災害対策	11 被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	98
	都市整備	52 小笠原航空路の整備促進	307
	環境・エネルギー	1 エネルギー需給の安定化に向けた対応	324
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	328
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	346
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	352
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	360
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	372
	環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用	378
	環境・エネルギー	10 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	382
	環境・エネルギー	11 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化	383
	環境・エネルギー	12 熱中症対策の推進	385
	環境・エネルギー	13 フロン対策の推進	388
	環境・エネルギー	15 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進	394
	環境・エネルギー	16 有機フッ素化合物対策の推進	397
	環境・エネルギー	17 市街地土壌汚染対策の推進	400
	環境・エネルギー	18 PCB廃棄物処理の促進	403
	環境・エネルギー	20 東京湾の水質改善対策の促進	407
	環境・エネルギー	21 食品ロス削減施策の推進	408
	環境・エネルギー	22 ヒアリ等の侵入及び定着防止措置の実施	410
	環境・エネルギー	23 プラスチック対策の推進	412
	環境・エネルギー	25 国立公園の活用	416
	環境・エネルギー	26 リチウムイオン電池の適正処理	418
	環境・エネルギー	27 持続可能な航空燃料(SAF)の原料となる廃食用油や廃棄物の活用	420
	環境・エネルギー	29 コンクリート塊のリサイクル材の利用拡大【新規】	423
	環境・エネルギー	30 清掃・リサイクル事業における働き方改革の推進	425
	環境・エネルギー	31 LPGガス事業における保安管理の推進	427
	環境・エネルギー	32 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化	429
	環境・エネルギー	33 狩猟免許更新等における柔軟な対応	431
福祉局	災害対策	10 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方	97
	都市整備	25 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための財政支援【新規】	212
	都市整備	32 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	221
	福祉・保健・医療	1 子供・子育て施策の推進	433
	福祉・保健・医療	2 子供目線に立った政策の推進	451
	福祉・保健・医療	3 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	461
	福祉・保健・医療	4 母子保健施策の充実	477
	福祉・保健・医療	5 高齢者施策の推進	480
	福祉・保健・医療	6 医療保険制度の改革等	502
	福祉・保健・医療	7 障害者施策の推進	510
	福祉・保健・医療	8 生活・雇用に関するセーフティネットの強化	537
	福祉・保健・医療	10 医療DXの推進【新規】	588
	スポーツ・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	724

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	頁
保健医療局	災害対策	8 災害医療体制の充実	91
	災害対策	9 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	94
	都市整備	32 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	221
	環境・エネルギー	11 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化	383
	環境・エネルギー	12 熱中症対策の推進	385
	環境・エネルギー	16 有機フッ素化合物対策の推進	397
	福祉・保健・医療	6 医療保険制度の改革等	502
	福祉・保健・医療	7 障害者施策の推進	510
	福祉・保健・医療	9 保健医療施策の推進	543
	福祉・保健・医療	10 医療D Xの推進【新規】	588
	福祉・保健・医療	11 自殺対策の充実	594
	福祉・保健・医療	12 ウイルス肝炎対策の強化	595
	福祉・保健・医療	13 新興・再興感染症対策の充実	597
	福祉・保健・医療	14 健康危機管理体制の充実	602
	福祉・保健・医療	15 緊急被ばく医療体制の整備	612
	スポーツ・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	724
	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	774
産業労働局	都市整備	28 公共事業と農地保全を両立するための制度改正	216
	環境・エネルギー	1 エネルギー需給の安定化に向けた対応	324
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	328
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	346
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	352
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	360
	環境・エネルギー	9 国有農地の有効活用に向けた運用の改善	381
	環境・エネルギー	16 有機フッ素化合物対策の推進	397
	環境・エネルギー	19 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	404
	環境・エネルギー	28 次世代燃料(バイオ燃料・合成燃料)の普及促進	421
	環境・エネルギー	30 清掃・リサイクル事業における働き方改革の推進	425
	福祉・保健・医療	1 子供・子育て施策の推進	433
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	614
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	623
	生活・産業	10 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	643
	生活・産業	12 MICE推進施策の強化	646
	生活・産業	13 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	648
	生活・産業	15 ペンチャー企業の支援の拡充	653
	生活・産業	16 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	654
	生活・産業	17 新規就農者の経営安定への支援	656
	生活・産業	18 ライフ・ワーク・バランスの推進	657
	生活・産業	19 就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化	663
	生活・産業	20 非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化	665
	生活・産業	21 障害者の就業支援策の一層の充実	667
	生活・産業	23 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	671
	生活・産業	24 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	672
	生活・産業	25 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	676
	生活・産業	26 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	679
	生活・産業	27 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	681
	生活・産業	28 中小企業の事業承継円滑化のための税制措置及び中小M&A市場における健全な環境整備	682
	生活・産業	29 中小企業の人材確保・定着への支援	686
	生活・産業	30 中小企業のデジタル化の推進	688
	生活・産業	31 高齢者の就業を推進するための支援の充実	689
	生活・産業	32 ソーシャルファームの普及	690
	生活・産業	33 ハラスメント防止対策の総合的な推進	692
	生活・産業	34 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	694
	生活・産業	37 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化	701
	生活・産業	38 豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化	702
	生活・産業	39 クロマグロの適切な資源管理の推進について	704
	生活・産業	40 キンメダイの資源管理の推進に向けた対策の強化	705
	生活・産業	41 公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化	707
	生活・産業	42 フリーランスが安心して働ける環境の整備に向けた支援の充実	708
	スポーツ・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	724
建設局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	7
	災害対策	1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進	76
	都市整備	2 木造住宅密集地域の改善	122
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	129
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	151
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	164
	都市整備	11 利水・治水対策の推進等	169
	都市整備	14 不法係留船対策の推進	184
	都市整備	16 市街地の開発に係る諸事業の推進	187
	都市整備	26 大都市補正の適用地区拡大	214
	都市整備	27 公共事業の起業者による筆界特定申請対象土地の拡大	215
	都市整備	37 東京外かく環状道路の整備促進	234
	都市整備	38 高速道路網の整備推進及び有効活用等	237
	都市整備	39 国道等の整備推進	247
	都市整備	40 道路・橋梁事業の推進	249
	都市整備	42 都市鉄道ネットワーク等の強化	270
	都市整備	44 連続立体交差事業の推進	278
	都市整備	45 路切対策推進のための制度の創設・拡充	280
	都市整備	46 無電柱化事業の推進	281
	都市整備	47 物流対策の推進	285
	都市整備	50 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	291
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	360
	環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進	374
	環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用	378
	環境・エネルギー	14 道路における環境対策の推進	392
	環境・エネルギー	20 東京湾の水質改善対策の促進	407

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	頁
港湾局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	7
	都市整備	4 東京港の高潮・地震・津波対策の推進	150
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	151
	都市整備	39 国道等の整備推進	247
	都市整備	40 道路・橋梁事業の推進	249
	都市整備	46 無電柱化事業の推進	281
	都市整備	50 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	291
	都市整備	52 小笠原航空路の整備促進	307
	都市整備	53 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保	309
	都市整備	54 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	311
	都市整備	55 港湾物流のDX化の推進【新規】	315
	都市整備	56 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大	318
	都市整備	57 民有港湾施設の適切な維持管理の推進	319
	都市整備	58 島しょ港湾等の整備促進	320
	都市整備	59 東京港の新海面処分場の財源確保	321
	都市整備	60 島しょ港湾等の防災対策の推進	322
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	328
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	360
	環境・エネルギー	20 東京湾の水質改善対策の促進	407
	環境・エネルギー	22 ヒアリ等の侵入及び定着防止措置の実施	410
都民安全 総合対策本部	スポーツ・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	724
	スポーツ・教育	14 児童ボロボロの自画撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	752
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	780
	治安対策	4 再犯防止施策の充実	794
スポーツ推進本部	スポーツ・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	711
住宅政策本部	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	7
	災害対策	7 マンション防災の推進	89
	都市整備	18 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	196
	都市整備	19 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	199
	都市整備	20 都営住宅ストックの有効活用	203
	都市整備	21 公営住宅における家賃設定の適正化	206
	都市整備	22 公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分【新規】	208
	都市整備	23 不動産特定共同事業法の業務の適正な運営の確保	209
	都市整備	24 不動産取引のオンライン化・広域化への対応【新規】	211
	都市整備	25 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための財政支援【新規】	212
	都市整備	34 住宅セーフティネット制度の改善	225
	都市整備	35 宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子申請等システムの構築及び運用	230
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	328
	環境・エネルギー	20 東京湾の水質改善対策の促進	407
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	614
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	623
交通局	都市整備	43 都市高速鉄道整備の充実・強化	276
	都市整備	48 バス運転士不足の解消等	287
	都市整備	49 バス事業の環境整備の促進	289
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	346
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	360
	生活・産業	6 次世代モビリティの社会実装の推進	636
水道局	都市整備	11 利水・治水対策の推進等	169
	環境・エネルギー	16 有機フッ素化合物対策の推進	397
下水道局	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	129
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	151
	都市整備	12 下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進	171
	環境・エネルギー	20 東京湾の水質改善対策の促進	407
	環境・エネルギー	24 学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進	414
教育庁	福祉・保健・医療	2 子供目線に立った政策の推進	451
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	614
	スポーツ・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	724
	スポーツ・教育	5 高等学校等における授業料の無償化等	729
	スポーツ・教育	6 高等教育に係る経済負担の軽減	734
	スポーツ・教育	7 学校給食費の無償化	736
	スポーツ・教育	8 公立学校の教職員定数の充実	738
	スポーツ・教育	9 特別支援学校の養護教諭等の定数改善	742
	スポーツ・教育	10 いじめ問題等に対する取組の充実	743
	スポーツ・教育	11 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の運用等	746
	スポーツ・教育	12 教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の拡充等	747
	スポーツ・教育	13 学校における働き方改革の実現	750
	スポーツ・教育	15 学校施設の空調設備整備に対する支援	754
	スポーツ・教育	16 外国につながるある子供に対する教育の充実	756
	スポーツ・教育	17 教育のデジタル化の推進に向けた支援	759
	スポーツ・教育	18 高等学校における教育のあり方について【新規】	766
	スポーツ・教育	19 教科書事務における効率化	768
	スポーツ・教育	20 教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築	770
	スポーツ・教育	21 著作権法改正に伴う図書館資料の公衆送信への支援	772
警視庁	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	774
	治安対策	2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	778
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	780